

これでわかるITU

— 2017年版 —



平成29年9月



一般財団法人 日本ITU協会



目 次

1 ITU の基本的構造	
1.1 組織図	1
1.1.1 ITU 組織図	1
1.1.2 国際連合の組織図	2
1.2 ITU 構成国情報一覧	3
1.3 分担金	7
1.3.1 分担金の基準	7
1.3.2 分担単位額の推移	8
1.3.3 分担金換算表	9
1.4 我が国民間部門からの参加状況	10
1.4.1 事業者等の参加状況	10
1.4.2 ITU への参加と脱退、義務と権利	12
1.5 連合の会議、総会及び会合の一般規則	15
1.6 持続可能な開発目標(SDGs)	22
2 事務総局(SGO)	
2.1 全権委員会議(PP)	29
2.1.1 釜山全権委員会議(2014 年)の結果概要	29
2.1.2 グアダラハラ全権委員会議(2010 年)の結果概要	34
2.2 理事会(C)	38
2.2.1 理事会の構成	38
2.2.2 2016 年次 ITU 理事会の結果概要	39
2.2.3 2017 年次 ITU 理事会の結果概要	45
[参考] 予算	49
2.3 世界国際電気通信会議(WCIT)	64
2.3.1 ドバイ世界国際電気通信会議(WCIT-12)の結果概要	64
2.3.2 ITR 英文 http://www.itu.int/pub/S-CONF-WCIT-2012	76
2.4 世界電気通信政策フォーラム(WTPF)	79
2.4.1 世界電気通信政策フォーラムの概要	79
2.4.2 世界電気通信政策フォーラム(WTPF-13)の結果概要	80
2.5 世界情報社会サミット(WSIS)	82
2.5.1 WSIS 概要	82
2.5.2 ジュネーブ基本宣言・行動計画の概要	83
2.5.3 チュニスコミットメント・アジェンダの概要	85
2.5.4 WSIS+10 High Level Event	89
2.5.5 WSIS フォーラム 2017	92
2.6 ITU 世界テレコム(WT)	95
2.6.1 ITU 世界テレコム 2016 の結果概要	95
2.6.2 ITU 世界テレコム開催状況一覧	99
2.7 今後の主な会合予定	105
3 無線通信部門(ITU-R)	
3.1 世界無線通信会議(WRC)とは	111
3.1.1 WRC-19 の議題	112
3.1.2 WRC-19 に向けた準備会合と国内検討体制	114
3.1.3 世界無線通信会議(WRC-15)の結果概要	116
3.1.4 世界無線通信会議(WRC-12)の結果概要	122
3.1.5 無線通信規則(目次及び調整・通告・登録の流れ)	126

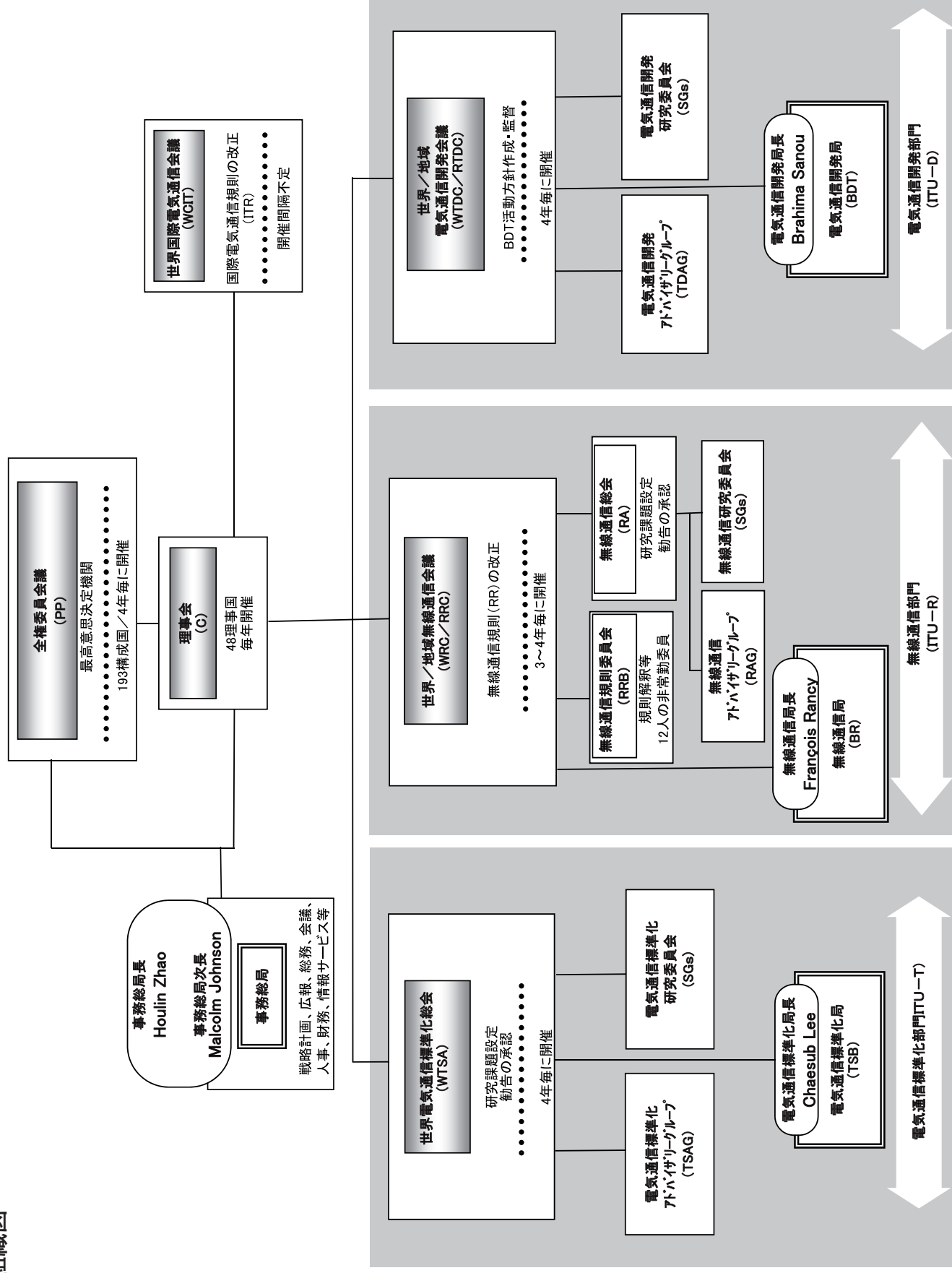
3.1.6 宇宙通信関係の周波数調整の流れ	134
3.2 無線通信総会(RA)とは	135
3.2.1 無線通信総会(RA-15)の結果概要	136
3.2.2 無線通信総会(RA-12)の結果概要	140
3.3 無線通信アドバイザリーグループ(RAG)とは	144
3.3.1 無線通信アドバイザリーグループ(RAG)第23回会合の結果概要	145
3.4 研究委員会(SG)とは	147
3.4.1 研究委員会等の構成及び議長・副議長	148
3.4.2 作業方法	151
3.4.3 研究課題	158
3.5 無線通信規則委員会(RRB)	168
4 電気通信標準化部門(ITU-T)	
4.1 世界電気通信標準化総会(WTSA)	169
4.1.1 世界電気通信標準化総会(WTSA-16)の結果概要	169
4.1.2 世界電気通信標準化総会(WTSA-12)の結果概要	176
4.2 TSAG	184
4.3 研究委員会(SG)	186
4.3.1 研究委員会等の構成及び議長・副議長	186
4.3.2 作業方法	189
4.3.3 研究課題一覧	222
4.4 Review Committee	235
5 電気通信開発部門(ITU-D)	
5.1 世界電気通信開発会議(WTDC)	239
5.1.1 世界電気通信開発会議(WTDC-14)の結果概要	239
5.1.2 世界電気通信開発会議(WTDC-10)の結果概要	244
5.2 TDAG	246
5.3 研究委員会(SG)	248
5.3.1 研究委員会等の構成及び議長・副議長	248
5.3.2 作業方法	249
5.3.3 研究課題一覧	261
6 日本開催の会合	
6.1 PRF-16 第16回 APT 政策規制フォーラム/東京	263
6.2 G7 香川・高松情報通信大臣会合/高松	264
6.3 質の高い ICT インフラ投資を通じたデジタル連結世界の実現/東京	270
7 アジア・太平洋電気通信共同体(APT)	
7.1 APT の概要	273
7.1.1 APT とは	273
7.1.2 APT の概要と組織	274
7.1.3 我が国民間部門からの参加状況	276
7.1.4 APT への参加と脱退、義務と権利	277
7.2 APT の主な会合	279
7.2.1 議長・副議長	279
7.2.2 総会および管理委員会	280
7.2.2.1 管理委員会(2016 年)	280
7.2.3 APG(WRC 準備会合)APG19-1	283
7.2.4 ASTAP(アジア・太平洋電気通信標準化機関)ASTAP-28	286

7.2.5 APT(PP/WTDC 準備会合)WTDC-17-3+PP-18-1	289
7.2.6 PRF(政策規制フォーラム)PRF-16	291
7.2.7 AWG(APT 無線グループ)AWG-20	292
7.2.8 ADF(APT 開発フォーラム)ADF-13	296
7.3 APT の今後の主な会合予定	297
7.4 参考 APT 歴代事務局長および事務局次長.....	300
 8 参考資料	
8.1 ITU に関する情報	301
8.1.1 ITU の連絡先一覧	301
8.1.2 ITU のホームページ便利帳	303
8.1.3 ITU あれこれ ～初めて出張する方へ～	305
8.2 世界情報社会・電気通信日(5月17日)	317
8.2.1 世界情報社会・電気通信日 創設の経緯(5月17日)	317
8.2.2 テーマ一覧	322
8.2.3 世界情報社会・電気通信日記念式典(2017年)	324
8.2.4 総務大臣賞・日本 ITU 協会賞一覧(受賞年別)	326
8.3 ITU 歴代事務総局長	332
8.4 ITU 主要会議開催一覧表(1993 年以降)	333

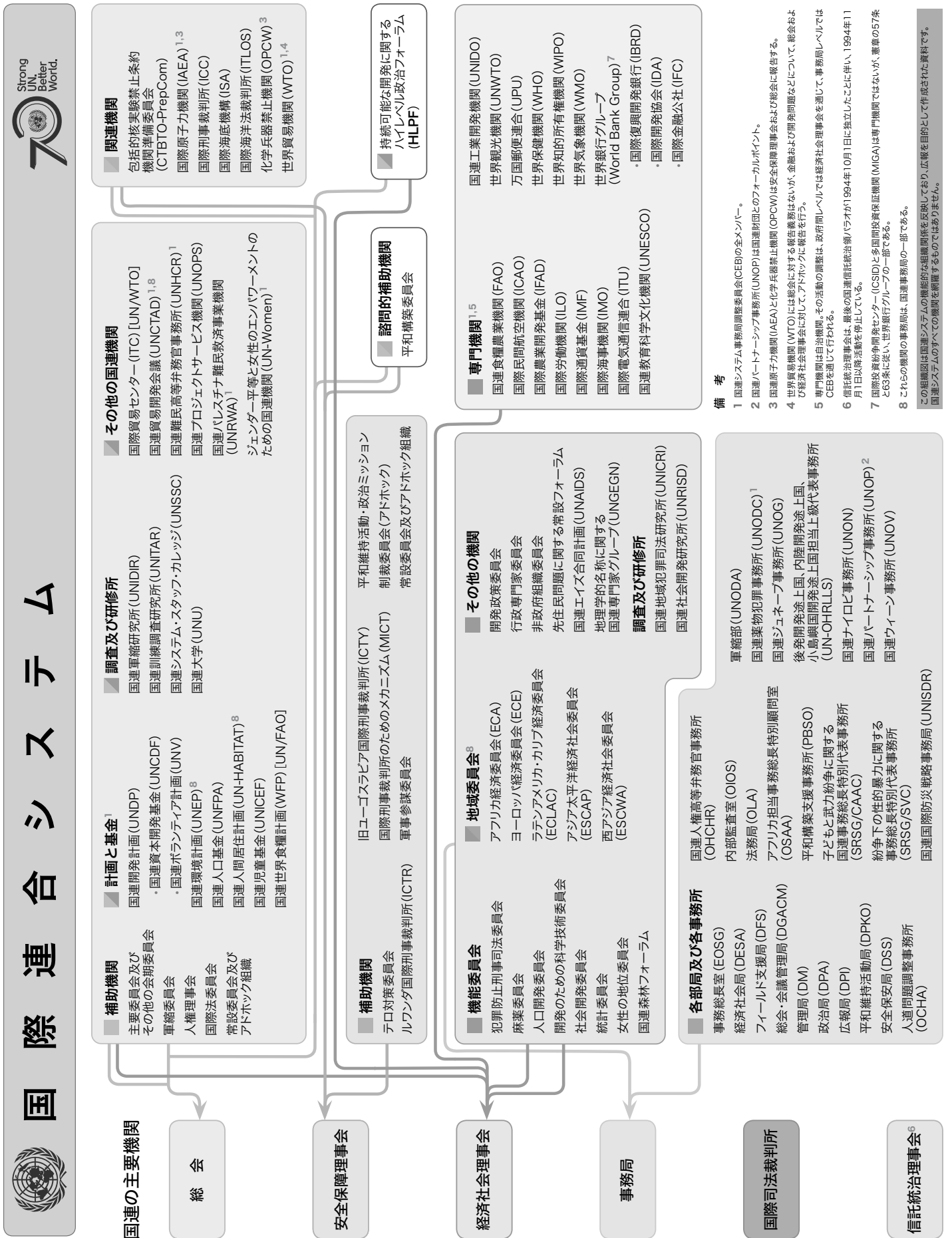
1 I T Uの基本的構造

1.1 組織図

1.1.1 ITU組織図



1.1.2 国際連合の組織図



1.2 ITU構成国情報 一覧 (http://www.itu.int/online/mm/scripts/mm.list?_search=ITUstates&_languageid=1)

2017年7月1日現在(193カ国)

地域(A:アメリカ、B:西ヨーロッパ、C:東ヨーロッパ、北アジア、D:アフリカ、E:アジア・太平洋)

	ITU表記		地域	ITU コード	単位数	前対比	理事国	作業 言語	ドメイン	加入年月日
1	Afghanistan	アフガニスタン・イスラム共和国	E	<u>AFG</u>	1/16			E	.AF	1928/4/12
2	Albania	アルバニア共和国	C	<u>ALB</u>	1/4			E	.AL	1922/6/2
3	Algeria	アルジェリア民主人民共和国	D	<u>ALG</u>	1		○	F/A	.DZ	1963/5/3
4	Andorra	アンドラ公国	B	<u>AND</u>	1/4			F/S	.AD	1993/11/12
5	Angola	アンゴラ共和国	D	<u>AGL</u>	1/4			E	.AO	1976/10/13
6	Antigua and Barbuda	アンティグア・バーブーダ	A	<u>ATG</u>	1/16			E	.AG	1987/2/4
7	Argentina	アルゼンチン共和国	A	<u>ARG</u>	1/2		○	S	.AR	1889/1/1
8	Armenia	アルメニア共和国	C	<u>ARM</u>	1/4			E/R	.AM	1992/6/30
9	Australia	オーストラリア連邦	E	<u>AUS</u>	13		○	E	.AU	1878/5/27
10	Austria	オーストリア共和国	B	<u>AUT</u>	1			E	.AT	1866/1/1
11	Azerbaijan	アゼルバイジャン共和国	C	<u>AZE</u>	1		○	E/R	.AZ	1992/4/10
12	Bahamas	バハマ国	A	<u>BAH</u>	1/4			E	.BS	1974/8/19
13	Bahrain	バーレーン王国	E	<u>BHR</u>	1			E/A	.BH	1975/1/1
14	Bangladesh	バングラデシュ人民共和国	E	<u>BGD</u>	1/8		○	E	.BD	1973/9/5
15	Barbados	バルバドス	A	<u>BRB</u>	1/4			E	.BB	1967/8/16
16	Belarus	ベラルーシ共和国	C	<u>BLR</u>	1/4			E/R	.BY	1947/5/7
17	Belgium	ベルギー王国	B	<u>BEL</u>	2.5	-1/2		F	.BE	1866/1/1
18	Belize	ベリーズ	A	<u>BLZ</u>	1/8			E	.BZ	1981/12/16
19	Benin	ベナン共和国	D	<u>BEN</u>	1/4			F	.BJ	1961/1/1
20	Bhutan	ブータン王国	E	<u>BTN</u>	1/8			E	.BT	1988/9/15
21	Bolivia (Plurinational State of)	ボリビア多民族国	A	<u>BOL</u>	1/4			S	.BO	1907/6/1
22	Bosnia and Herzegovina	ボスニア・ヘルツェゴビナ	B	<u>BIH</u>	1/16			E	.BA	1992/10/20
23	Botswana	ボツワナ共和国	D	<u>BOT</u>	1/2			E	.BW	1968/4/2
24	Brazil	ブラジル連邦共和国	A	<u>B</u>	3		○	E	.BR	1877/7/4
25	Brunei Darussalam	ブルネイ・ダルサラーム国	E	<u>BRU</u>	1/2			E	.BN	1984/11/19
26	Bulgaria	ブルガリア共和国	C	<u>BUL</u>	1/4		○	E/F	.BG	1880/9/18
27	Burkina Faso	ブルキナファソ	D	<u>BFA</u>	1/4		○	F	.BF	1962/1/16
28	Burundi	ブルンジ共和国	D	<u>BDI</u>	1/16			F	.BI	1963/2/16
29	Cabo Verde	カーボヴェルデ共和国	D	<u>CPV</u>	1/16			F	.CV	1976/9/10
30	Cambodia	カンボジア王国	E	<u>CBG</u>	1/16			E	.KH	1952/4/10
31	Cameroon	カメルーン共和国	D	<u>CME</u>	1			F/E	.CM	1960/12/22
32	Canada	カナダ	A	<u>CAN</u>	13	-5	○	E/F	.CA	1908/7/1
33	Central African Rep.	中央アフリカ共和国	D	<u>CAF</u>	1/16			F	.CF	1960/12/2
34	Chad	チャド共和国	D	<u>ICD</u>	1/16			F	.TD	1960/11/25
35	Chile	チリ共和国	A	<u>CHL</u>	1			S	.CL	1908/1/1
36	China	中華人民共和国	E	<u>CHN</u>	14	+2	○	E/C	.CN	1920/9/1
37	Colombia	コロンビア共和国	A	<u>CLM</u>	1			S	.CO	1914/8/25
38	Comoros	コモロ連合	D	<u>COM</u>	1/16			F	.KM	1976/1/5
39	Congo (Rep. of the)	コンゴ共和国	D	<u>COG</u>	1/4			F	.CG	1960/12/13
40	Costa Rica	コスタリカ共和国	A	<u>CTR</u>	1/4		○	S	.CR	1932/9/13
41	Croatia	クロアチア共和国	B	<u>HRV</u>	1/4	-1/4		E	.HR	1992/6/3
42	Cuba	キューバ共和国	A	<u>CUB</u>	1/4		○	S	.CU	1918/1/16
43	Cyprus	キプロス共和国	B	<u>CYP</u>	1/4			E	.CY	1961/4/24
44	Czech Republic	チェコ共和国	C	<u>CZE</u>	1			E	.CZ	1993/1/1 *
45	Côte d'Ivoire	コートジボワール共和国	D	<u>CTI</u>	1/4			F	.CI	1960/12/23
46	Dem. People's Rep. of Korea	北朝鮮	E	<u>KRE</u>	1/8	+1/16		F	.KP	1975/9/24
47	Dem. Rep. of the Congo	コンゴ民主共和国	D	<u>COD</u>	1/16	-1/16		E	.CD	1961/12/6
48	Denmark	デンマーク王国	B	<u>DNK</u>	1.5	-1/2		E	.DK	1866/1/1
49	Djibouti	ジブチ共和国	D	<u>DJI</u>	1/16			F/A	.DJ	1977/11/22
50	Dominica	ドミニカ国	A	<u>DMA</u>	1/16			E	.DM	1996/10/28
51	Dominican Rep.	ドミニカ共和国	A	<u>DOM</u>	1/4			S	.DO	1926/7/11
52	Ecuador	エクアドル共和国	A	<u>EQA</u>	1/4			S	.EC	1920/4/17
53	Egypt	エジプト・アラブ共和国	D	<u>EGY</u>	1/2		○	E/A	.EG	1876/12/9

	ITU表記		地域	ITU コード	単位数	前対比	理事国	作業 言語	ドメイン	加入年月日
54	El Salvador	エルサルバドル共和国	A	<u>SLV</u>	1/4			S	.SV	1927/10/12
55	Equatorial Guinea	赤道ギニア共和国	D	<u>GNE</u>	1/8			S	.GQ	1970/7/2
56	Eritrea	エリトリア国	D	<u>ERI</u>	1/16			E	.ER	1993/8/6
57	Estonia	エストニア共和国	B	<u>EST</u>	1/4			E	.EE	1992/4/22
58	Ethiopia	エチオピア連邦民主共和国	D	<u>ETH</u>	1/16			E	.ET	1932/2/20
59	Fiji	フィジー共和国	E	<u>FJI</u>	1/4			E	.FJ	1971/5/5
60	Finland	フィンランド共和国	B	<u>FIN</u>	2	-1		E	.FI	1920/9/1
61	France	フランス共和国	B	<u>F</u>	21	-4	○	F	.FR	1866/1/1
62	Gabon	ガボン共和国	D	<u>GAB</u>	1/4			F	.GA	1960/12/28
63	Gambia	ガンビア共和国	D	<u>GMB</u>	1/8			E	.GM	1974/5/27
64	Georgia	ジョージア	C	<u>GEO</u>	1/4			E/R	.GE	1993/1/7
65	Germany	ドイツ連邦共和国	B	<u>D</u>	25		○	E	.DE	1866/1/1
66	Ghana	ガーナ共和国	D	<u>GHA</u>	1/4		○	E	.GH	1957/5/17
67	Greece	ギリシャ共和国	B	<u>GRC</u>	1		○	E/F	.GR	1866/1/1
68	Grenada	グレナダ	A	<u>GRD</u>	1/16			E	.GD	1981/11/17
69	Guatemala	グアテマラ共和国	A	<u>GTM</u>	1/4			S	.GT	1914/7/10
70	Guinea	ギニア共和国	D	<u>GUI</u>	1/4	+1/8		F	.GN	1959/3/9
71	Guinea-Bissau	ギニアビサウ共和国	D	<u>GNB</u>	1/16			F	.GW	1976/1/15
72	Guyana	ガイアナ共和国	A	<u>GUY</u>	1/4			E	.GY	1967/3/8
73	Haiti	ハイチ共和国	A	<u>HTI</u>	1/16			F	.HT	1927/10/10
74	Honduras	ホンジュラス共和国	A	<u>HND</u>	1/4			S	.HN	1925/10/27
75	Hungary	ハンガリー	B	<u>HNG</u>	1/2			E/F	.HU	1866/1/1
76	Iceland	アイスランド共和国	B	<u>ISL</u>	1/4			E	.IS	1906/10/1
77	India	インド	E	<u>IND</u>	10		○	E	.IN	1869/1/1
78	Indonesia	インドネシア共和国	E	<u>INS</u>	1		○	E	.ID	1949/1/1
79	Iran (Islamic Republic of)	イラン・イスラム共和国	E	<u>IRN</u>	1			E	.IR	1869/1/1
80	Iraq	イラク共和国	E	<u>IRQ</u>	1/4			E/A	.IQ	1928/11/12
81	Ireland	アイルランド	B	<u>IRL</u>	2			E	.IE	1923/12/8
82	Israel	イスラエル国	E	<u>ISR</u>	1			E	.IL	1948/6/24
83	Italy	イタリア共和国	B	<u>I</u>	15		○	E/F	.IT	1866/1/1
84	Jamaica	ジャマイカ	A	<u>JMC</u>	1/4			E	.JM	1963/2/18
85	Japan	日本	E	<u>J</u>	30		○	E	.JP	1879/1/29
86	Jordan	ヨルダン・ハシェミット王国	E	<u>JOR</u>	1/2			E/A	.JO	1947/5/20
87	Kazakhstan	カザフスタン共和国	C	<u>KAZ</u>	1/4	-1/4		E/R	.KZ	1993/2/23
88	Kenya	ケニア共和国	D	<u>KEN</u>	1		○	E	.KE	1964/4/11
89	Kiribati	キリバス共和国	E	<u>KIR</u>	1/16			E	.KI	1986/11/3
90	Korea (Rep. of)	大韓民国	E	<u>KOR</u>	10		○	E	.KR	1952/1/31
91	Kuwait	クウェート国	E	<u>KWT</u>	3		○	E/A	.KW	1959/8/14
92	Kyrgyzstan	キルギス共和国	C	<u>KGZ</u>	1/4			E/R	.KG	1994/1/20
93	Lao P.D.R.	ラオス人民民主共和国	E	<u>LAO</u>	1/16			F	.LA	1952/4/3
94	Latvia	ラトビア共和国	B	<u>LVA</u>	1/4			E	.LV	1991/11/11
95	Lebanon	レバノン共和国	E	<u>LBN</u>	1/4			F/A	.LB	1924/1/12
96	Lesotho	レソト王国	D	<u>LSO</u>	1/16			E	.LS	1967/5/26
97	Liberia	リベリア共和国	D	<u>LBR</u>	1/16			E	.LR	1927/10/10
98	Libya	リビア	D	<u>LY</u>	1			A	.LY	1953/2/3
99	Liechtenstein	リヒテンシュタイン公国	B	<u>LIE</u>	1/2			F	.LI	1963/7/25
100	Lithuania	リトアニア共和国	B	<u>LTU</u>	1/4		○	E	.LT	1991/10/12
101	Luxembourg	ルクセンブルク大公国	B	<u>LUX</u>	1/2			F	.LU	1866/3/2
102	Madagascar	マダガスカル共和国	D	<u>MDG</u>	1/8			F	.MG	1961/5/11
103	Malawi	マラウイ共和国	D	<u>MWI</u>	1/16			E	.MW	1965/2/19
104	Malaysia	マレーシア	E	<u>MLA</u>	2	+1		E	.MY	1958/2/3
105	Maldives	モルディブ共和国	E	<u>MLD</u>	1/8			E	.MV	1967/2/28
106	Mali	マリ共和国	D	<u>MLI</u>	1/4		○	F	.ML	1960/10/21
107	Malta	マルタ共和国	B	<u>MLT</u>	1/4			E	.MT	1965/1/1
108	Marshall Islands	マーシャル諸島共和国	E	<u>MHL</u>	1/16			E	.MH	1996/2/22
109	Mauritania	モーリタニア・イスラム共和国	D	<u>MTN</u>	1/16			F	.MR	1962/4/18
110	Mauritius	モーリシャス共和国	D	<u>MAU</u>	1/4			E	.MU	1969/8/30

	ITU表記		地域	ITU コード	単位数	前対比	理事国	作業 言語	ドメイン	加入年月日
111	Mexico	メキシコ合衆国	A	<u>MEX</u>	3	+2	○	S	.MX	1908/7/1
112	Micronesia	ミクロネシア連邦	E	<u>FSM</u>	1/16			E	.FM	1993/3/18
113	Moldova	モルドバ共和国	C	<u>MDA</u>	1/4			E/R	.MD	1992/10/20
114	Monaco	モナコ公国	B	<u>MCO</u>	1/4			F	.MC	1908/7/1
115	Mongolia	モンゴル国	E	<u>MNG</u>	1/4			E	.MN	1964/8/27
116	Montenegro	モンテネグロ	C	<u>MNE</u>	1/8			E	.ME	2006/6/21
117	Morocco	モロッコ王国	D	<u>MRC</u>	1		○	F/A	.MA	1956/11/1
118	Mozambique	モザンビーク共和国	D	<u>MOZ</u>	1/16			E	.MZ	1975/11/4
119	Myanmar	ミャンマー連邦共和国	E	<u>BRM</u>	1/8			E	.MM	1937/9/15
120	Namibia	ナミビア共和国	D	<u>NMB</u>	1/4			E	.NA	1984/1/25
121	Nauru	ナウル共和国	E	<u>NRU</u>	1/16			E	.NR	1969/6/10
122	Nepal (Republic of)	ネパール連邦民主共和国	E	<u>NPL</u>	1/16			E	.NP	1957/12/5
123	Netherlands	オランダ王国	B	<u>HOL</u>	5			E/F	.NL	1866/1/1
124	New Zealand	ニュージーランド	E	<u>NZL</u>	2			E	.NZ	1878/6/3
125	Nicaragua	ニカラグア共和国	A	<u>NOG</u>	1/4			S	.NI	1926/5/12
126	Niger	ニジェール共和国	D	<u>NGR</u>	1/8			F	.NE	1960/11/14
127	Nigeria	ナイジェリア連邦共和国	D	<u>NGI</u>	2		○	E	.NG	1961/4/11
128	Norway	ノルウェー王国	B	<u>NOR</u>	5			E	.NO	1866/1/1
129	Oman	オマーン国	E	<u>OMA</u>	1			E/A	.OM	1972/4/28
130	Pakistan	パキスタン・イスラム共和国	E	<u>PAK</u>	1		○	E	.PK	1947/8/26
131	Panama	パナマ共和国	A	<u>PNR</u>	1/4	-1/4		S	.PA	1914/7/14
132	Papua New Guinea	パプアニューギニア独立国	E	<u>PNG</u>	1/4			E	.PG	1975/10/31
133	Paraguay	パラグアイ共和国	A	<u>PRG</u>	1/4		○	S	.PY	1927/9/27
134	Peru	ペルー共和国	A	<u>PRU</u>	1/4			S	.PE	1915/7/12
135	Philippines	フィリピン共和国	E	<u>PHL</u>	1/2		○	E	.PH	1912/5/25
136	Poland	ポーランド共和国	C	<u>POL</u>	1		○	E	.PL	1921/1/1
137	Portugal	ポルトガル共和国	B	<u>POR</u>	1.5	-1/2		E	.PT	1866/1/1
138	Qatar	カタール国	E	<u>QAT</u>	1			E/A	.QA	1973/3/27
139	Romania	ルーマニア	C	<u>ROU</u>	1		○	F	.RO	1866/2/9
140	Russian Federation	ロシア連邦	C	<u>RUS</u>	15		○	E/R	.RU	1866/1/1
141	Rwanda	ルワンダ共和国	D	<u>RRW</u>	1/4		○	F	.RW	1962/12/12
142	Saint Kitts and Nevis	セントクリストファー・ネーヴィス	A	<u>KNA</u>	1/16			E	.KN	2006/3/15
143	Saint Lucia	セントルシア	A	<u>LCA</u>	1/16			E	.LC	1997/9/4
144	Saint Vincent and the Grenadines	セントビンセント及びグレナディーン諸島	A	<u>VCT</u>	1/16			E	.VC	1983/3/25
145	Samoa	サモア独立国	E	<u>SMO</u>	1/16			E	.WS	1988/10/7
146	San Marino	サンマリノ共和国	B	<u>SMR</u>	1/4			E	.SM	1977/3/25
147	Sao Tome and Principe	サントメ・プリンシペ民主共和国	D	<u>STP</u>	1/16			F	.ST	1976/9/1
148	Saudi Arabia	サウジアラビア王国	E	<u>ARS</u>	13		○	E/A	.SA	1949/2/7
149	Senegal	セネガル共和国	D	<u>SEN</u>	1		○	F	.SN	1960/11/15
150	Serbia	セルビア共和国	C	<u>SRB</u>	1/4			E	.RS	2001/6/1
151	Seychelles	セーシェル共和国	D	<u>SEY</u>	1/16			E/F	.SC	1999/9/17
152	Sierra Leone	シエラレオネ共和国	D	<u>SRL</u>	1/8			E	.SL	1961/12/30
153	Singapore	シンガポール共和国	E	<u>SNG</u>	1			E	.SG	1965/10/22
154	Slovakia	スロバキア共和国	C	<u>SVK</u>	1/2			E	.SK	1993/2/23
155	Slovenia	スロベニア共和国	B	<u>SVN</u>	1/4			E	.SI	1992/6/16
156	Solomon Islands	ソロモン諸島	E	<u>SLM</u>	1/16			E	.SB	1987/7/27
157	Somalia	ソマリア連邦共和国	D	<u>SOM</u>	1/16			E/A	.SO	1962/9/28
158	South Africa	南アフリカ共和国	D	<u>AFS</u>	4			E	.ZA	1910/1/1
159	South Sudan	南スーダン共和国	D	<u>SSD</u>	1/16			E	.SS	2011/10/3
160	Spain	スペイン	B	<u>E</u>	6	-2	○	S	.ES	1866/1/1
161	Sri Lanka	スリランカ民主社会主義共和国	E	<u>CLN</u>	1/2			E	.LK	1897/1/1
162	Sudan	スーダン共和国	D	<u>SDN</u>	1/16			E/A	.SD	1957/10/23
163	Suriname	スリナム共和国	A	<u>SUR</u>	1/4			E	.SR	1976/7/15
164	Swaziland	スワジランド王国	D	<u>SWZ</u>	1/8			E	.SZ	1970/11/11
165	Sweden	スウェーデン王国	B	<u>S</u>	4	-1		E	.SE	1866/1/1
166	Switzerland	スイス連邦	B	<u>SUI</u>	10		○	F	.CH	1866/1/1
167	Syrian Arab Republic	シリア・アラブ共和国	E	<u>SYR</u>	1/4	-1/4		E/A	.SY	1924/1/12

	ITU表記		地域	ITU コード	単位数	前対比	理事国	作業 言語	ドメイン	加入年月日
168	Tajikistan	タジキスタン共和国	C	<u>TJK</u>	1/16			E/R	.TJ	1994/4/28
169	Tanzania	タンザニア連合共和国	D	<u>TZA</u>	1/4		○	E	.TZ	1962/10/31
170	Thailand	タイ王国	E	<u>THA</u>	1.5		○	E	.TH	1883/4/21
171	The Former Yugoslav Rep. of Macedonia	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	C	<u>MKD</u>	1/8			E	.MK	1993/5/4
172	Timor-Leste	東ティモール民主共和国	E	<u>TLS</u>	1/16			E	.TL	2010/8/24
173	Togo	トーゴ共和国	D	<u>TGO</u>	1/16			F	.TG	1961/9/14
174	Tonga	トンガ王国	E	<u>TON</u>	1/16			E	.TO	1972/1/7
175	Trinidad and Tobago	トリニダード・トバゴ共和国	A	<u>TRD</u>	1/2			E	.TT	1965/3/6
176	Tunisia	チュニジア共和国	D	<u>TUN</u>	1/2		○	F/A	.TN	1956/12/14
177	Turkey	トルコ共和国	B	<u>TUR</u>	1		○	E	.TR	1866/1/1
178	Turkmenistan	トルクメニスタン	C	<u>TKM</u>	1/4			E/R	.TM	1993/5/7
179	Tuvalu	ツバル	E	<u>TUV</u>	1/16			E	.TV	1996/8/15
180	Uganda	ウガンダ共和国	D	<u>UGA</u>	1/4		○	E	.UG	1963/3/8
181	Ukraine	ウクライナ	C	<u>UKR</u>	1/4	-1/4		E/R	.UA	1947/5/7
182	United Arab Emirates	アラブ首長国連邦	E	<u>UAE</u>	3		○	E/A	.AE	1972/6/27
183	United Kingdom	英国(グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)	B	<u>U</u>	10			E	.GB	1871/2/24
184	United States	アメリカ合衆国	A	<u>USA</u>	30		○	E	.US	1908/7/1
185	Uruguay	ウルグアイ東方共和国	A	<u>URG</u>	1/4			S	.UY	1902/7/1
186	Uzbekistan	ウズベキスタン共和国	C	<u>UZB</u>	1/4			E/R	.UZ	1992/7/10
187	Vanuatu	バヌアツ共和国	E	<u>VUT</u>	1/16			E	.VU	1988/3/30
188	Vatican	バチカン市国	B	<u>CVA</u>	1/4			F	.VA	1929/6/1
189	Venezuela	ベネズエラ・ボリバル共和国	A	<u>VEN</u>	1		○	S	.VE	1920/8/13
190	Viet Nam	ベトナム社会主義共和国	E	<u>VTN</u>	1/2			E/F	.VN	1951/9/24
191	Yemen	イエメン共和国	E	<u>YEM</u>	1/8			E/A	.YE	1931/1/1
192	Zambia	ザンビア共和国	D	<u>ZMB</u>	1/8			E	.ZM	1965/8/23
193	Zimbabwe	ジンバブエ共和国	D	<u>ZWE</u>	1/2			E	.ZW	1981/2/10

ユニット数上位ランキング

順位	国名	ユニット数
1	日本	30
	アメリカ	30
3	ドイツ	25
4	フランス	21
	イタリア	15
5	ロシア	15
	中国	14
8	オーストラリア	13
	サウジアラビア	13
	カナダ	13
11	インド	10
	韓国	10
	スイス	10
	英国	10

1.3 分担金

1.3.1 分担金の基準

分担金に関する国際電気通信連合条約の抜粋（要約）

条約 第4章 第33条

468 1 分担等級一覧

472 2 1) 新たな構成国及びセクターメンバーは、加入し又は承認された月の初日から計算した分担金を支払う

473 2) 廃棄又は終止する場合は、その効力を生ずる月末までの分担金を支払う

（構成国の廃棄は、事務総局長が通告を受領した日から1年（憲章237））

（セクターメンバーの終止は、事務総局長が通告を受領した日から6か月（条約240））

474 3 債務額は、連合の各会計年度の4ヶ月目の初めから利子を付する（利率は最初の3ヶ月間は3%/年、7ヶ月目の初めからは6%/年）

480 5) セクターメンバーの分担単位当たりの分担額は、構成国の1/5とする

480A 5の2) セクターメンバーの分担金が割り当てられる部門は特定される

483A 4の2 アソシエイトメンバーは、理事会の決定に従い、特定の研究委員会及びその部会の経費を分担する

2014 年全権委員会議にて、2016-2019 年の構成国が負担する分担金 1 単位あたりの金額（分担単位額）の上限額は、現状どおり 318,000 スイスフランに設定された。構成国の分担等級設定については、40 単位から 2 単位までは 1 単位刻みで設定できることとし、2 単位以下は今まで通り 1/2 単位ずつとすること、また、引き下げの場合の限度額（最大引き下げ幅）については、15%を越えて引き下げてはならない。

また、セクターメンバーの分担金は、構成国分担金の 1/5 とされている。なお、開発途上国のセクターメンバーに対する分担金負担軽減の措置（1/2 単位→1/16 単位）が適用される。

他に、学術団体の ITU 活動への参加を促す為、2010 年全権委員会議は、2014 年全権委員会議までを試行期間として、セクターメンバーの分担金 1 単位の 1/16 単位の負担（開発途上国の団体は 1/32 単位）で 3 セクターの活動に参加する事を認める決議 169 を採択した。なお、2014 年の全権委員会議で、学術団体の参加が継続して認められるようになった。

1.3.2 分担単位額の推移

2019 年までの分担単位額の推移は下表の通り。

(単位：スイスフラン)

	構成国	セクターメンバー
1967	43,200	
1968	45,600	
1969	46,200	
1970	47,800	
1971	55,000	
1972	58,200	
1973	67,600	
1974	87,000	
1975	98,600	
1976	111,800	18,800
1977	129,000	21,600
1978	131,800	22,000
1979	132,000	21,100
1980	126,400	21,100
1981	135,700	22,600
1982	161,800	32,300
1983	176,600	34,000
1984	209,000	41,800
1985	221,400	44,280
1986	232,200	46,440
1987	231,800	46,360
1988	229,800	45,960
1989	232,600	46,520
1990	265,000	53,000
1991	291,800	58,360
1992	306,000	61,200
1993	310,600	62,120
1994	319,200	63,840
1995	330,000	66,000
1996	332,000	66,400
1997	334,000	66,800
1998～1999	328,000	65,600
2000～2005	315,000	63,000
2006～2019	318,000	63,600

1.3.3 分担金換算表

2016-2019年の分担単位額に基づく値

(単位:スイスフラン)

分担単位	構成国	セクターメンバー※1	アソシエイトメンバー※2	学術団体※2
40	12,720,000	2,544,000		
35	11,130,000	2,226,000		
30	9,540,000	1,908,000		
28	8,904,000	1,780,800		
25	7,950,000	1,590,000		
23	7,314,000	1,462,800		
20	6,360,000	1,272,000		
18	5,724,000	1,144,800		
15	4,770,000	954,000		
13	4,134,000	826,800		
10	3,180,000	636,000		
8	2,544,000	508,800		
5	1,590,000	318,000		
4	1,272,000	254,400		
3	954,000	190,800		
2	636,000	127,200		
1 1/2	477,000	95,400		
1	318,000	63,600	10,600 (ITU-R, ITU-T)	
1/2	159,000	31,800		
1/4	79,500	15,900		
1/8	39,750	7,950		
1/16	19,875	3,975	3,975 (ITU-D)	3,975
1/32	9,938		(1,987.5)	(1,987.5)

※1 分担金軽減措置:開発途上国のセクターメンバー → 1/16単位まで認められる。

※2 分担金軽減措置:開発途上国のアソシエイト/学術団体メンバー → 1/32単位まで認められる。

1.4 我が国民間部門からの参加状況

1.4.1 事業者等の参加状況（平成29年6月30日現在）

部門構成員（組織名）

無線通信部門 (Radiocommunication Sector)

ROA (8)

(株)放送衛星システム
KDDI (株)
日本放送協会
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株)
NTTドコモ (株)
スカパーJSAT (株)
ソフトバンク (株)
(社)日本民間放送連盟

SI0 (15)

富士通 (株)
(株)日立製作所
(独)宇宙航空研究開発機構
(財)航空保安無線システム協会
日本無線 (株)
三菱電機 (株)
(独)情報通信研究機構
日本電気 (株)
日本電信電話 (株)
沖電気工業 (株)
パナソニック (株)
シャープ (株)
ソニー (株)
(財)日本ITU協会
(株)東芝

電気通信標準化部門 (Telecommunication Standardization Sector)

ROA (6)

KDDI (株)
日本放送協会
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株)
NTTドコモ (株)
ソフトバンク (株)
ソネット (株)

SI0 (15)

キヤノン (株)
富士通 (株)
(株)日立製作所
三菱電機 (株)
(独)情報通信研究機構
日本電気 (株)
エヌ・ティ・ティ・コムウェア (株)
日本電信電話 (株)
沖電気工業 (株)
パナソニック (株)
シャープ (株)
ソニー (株)
住友電気工業 (株)
(財)日本ITU協会
(株)東芝

電気通信開発部門 (Telecommunication Development Sector)

ROA (4)

KDDI (株)
東日本電信電話 (株)
西日本電信電話 (株)
(株)野村総合研究所

SI0 (6)

富士通 (株)
(株)日立製作所
日本電気 (株)
(独)情報通信研究機構
(財)日本ITU協会
パナソニック (株)

準部門構成員（組織名・参加SG）

無線通信部門 (Radiocommunication Sector)

ROA (0)

SIO (3)

キャノン（株）	SG6
（株）MCC	SG4
（株）三菱総合研究所	SG1

電気通信標準化部門 (Telecommunication Standardization Sector)

ROA (0)

SIO (5)

アンリツ（株）	SG15
キャノン（株）	SG16
通信電線線材協会	SG15
（社）日本ケーブルラボ	SG9
（株）メガチップス	SG15
（株）村田製作所	SG16
（株）ルネサステクノロジ	SG16

電気通信開発部門 (Telecommunication Development Sector)

ROA (0)

SIO (1)

三菱電機（株）	SG1
---------	-----

		ITU-R (無線)	ITU-T (標準化)	ITU-D (開発)	累計	団体数
部門構成員 (セクターメンバー)	ROA	8	6	4	18	12
	SIO	15	14	6	35	17
	小計	23	21	10	54	29
準部門構成員 (アソシエイト)	ROA	0	0	0	0	0
	SIO	3	7	1	11	10
	小計	3	7	1	11	10
計						39
※団体数						38

※ 三菱電機（株）が、ITU-R及びITU-Tセクターメンバー及びITU-Dアソシエイト(SG1)として活動しているため団体数としては38社となった。

※ 2010年全権委員会で審議の結果、学術団体については、アカデミアメンバーとして、2014年全権委員会議までを試行期間とし、3セクターの活動に参加することを認める新決議（決議169）が採択された。2014年全権委員会議で決議169は改正され、継続してアカデミアの参加が認められた。2017年6月30日現在京都大学・東京大学・早稲田大学・東海大学・北陸先端科学技術大学院大学・慶應義塾大学・金沢工業大学の計7校がアカデミアとして加盟している。

1.4.2 ITUへの参加と脱退、義務と権利

1. 参加について

ITUはその活動を一層活性化させるため、電気通信に係わる団体の活動参加を積極的に受け入れている。主管庁以外の団体が ITU の活動に参加する形態には部門構成員（セクターメンバー）、準部門構成員（アソシエイト）及び、学術団体（アカデミア）の 3 つがある。セクターメンバーが承認を受けた部門におけるすべての研究委員会及び部門総会の活動に参加できるのに対して、アソシエイトは特定の研究委員会（SG）に活動参加が限定される反面、前者より軽減された分担金負担での参加が可能である。アカデミアは学術団体を ITU の活動への参加を促すため、2010 年にグアダハラ（メキシコ）で開催された全権委員会議で採択された決議 169 により、2014 年の全権委員会議までの試行期間として設けられたものである。2014 年の全権委員会議で決議 169 号が改正され、アカデミアの継続が決められた。アカデミアは 3 部門全てに参加することが可能であるが、権利についてはアソシエイトと同様であり、分担金負担が軽減される。

◇参加資格

ITU の活動への参加が認められる団体のうち、主なものは次の二つ。

- (1) 認められた事業体（Recognized Operating Agency : ROA）
- (2) 学術団体又は工業団体（Scientific or Industrial Organization : SIO）

◇参加手続

- (1) 参加を希望する団体が総務省に対して参加形態、参加分野、分担金単位数等を記した書類を提出。
- (2) 主管庁である総務省が審査の上参加に支障がないと認める際には ITU 事務総局長に対してその旨を通知。
- (3) 参加を希望する団体は ITU に対して、アプリケーションフォームを記入し提出。
- (4) ITU 事務総局が総務省からの通知及びアプリケーションフォームの提出を受けて、参加についての認定を行い、関係者への周知を図るとともに、分担金の支払請求等の事務手続を開始。

2. 脱退について

ITU の活動へ参加が認められた団体は事務総局長あて通知することにより、ITU 活動から脱退することができる。脱退は事務総局長が通知を受領した日から 6 か月の期間が満了したときに効力を生じる。

3. アソシエイトからセクターメンバーへの昇格について

アソシエイトからセクターメンバーへの移行については、アソシエイトを脱退し、セクターメンバーとして加盟するという手続きが必要である。逆に、アソシエイトへ移行する場合にも、同様にセクターメンバーを脱退し、アソシエイトとして加盟する必要がある。

4. 基本的な権利

(1) セクターメンバーは参加が認められた部門の活動のうち、次のものについて権利を有する。

- ・すべての研究委員会について、勧告作成の準備作業に参加し、関係文書を入手し、議長・副議長に就任すること
- ・無線通信総会、電気通信標準化総会及び電気通信開発会議に参加すること
- ・全権委員会議にオブザーバーとして参加すること
- ・（無線通信部門のみ）無線通信会議にオブザーバーとして参加すること
- ・理事会の設定した条件に従い、理事会にオブザーバーとして参加すること

(2) アソシエイトは特定の研究委員会の活動のうち、次のものについて権利を有する。

- ・勧告作成の準備作業に参加すること
（会合への参加、寄書の提出、勧告の編集、意見の提出等）
- ・関係する文書を入手すること
- ・ラポーターをつとめること

注1；なお、同一セクター内で複数の研究委員会のアソシエイトになることはできない。

注2；研究委員会間の異動についても、一度現在の研究委員会を脱退して、新たな研究委員会に加盟する手続きが必要。

(3) アカデミアは、次のものについて権利を有する。

- ・3部門への参加
- ・決議案の採択等の決議権を持たないが、その他はアソシエイトと同様の権利を有する

5. TIES アカUNTについて

ITU の一部文書を閲覧・ダウンロードするには、TIES アカUNTが必要である。TIES アカUNT付与希望の場合には、希望者が所属する各団体（構成国、セクターメンバー、アソシエイト、アカデミア）に設置されているTIES フォーカルポイントの許可を受ける必要がある。なお、TIES アカUNT利用に関して金銭の授受は発生しない。

○ TIES アカUNT付与の手順

1. オンラインアプリケーションよりリクエストを提出。

（URL： http://www.itu.int/online/mm/scripts/reg.screen1.html?_languageid=1）

2. 各団体のフォーカルポイントがリクエストメールを受領。

3. フォーカルポイントがリクエストを承諾後、アカウントが付与される。

○ FAQ

ITU ホームページ内にまとめられた FAQ について、以下のとおりである。

(URL : <https://www.itu.int/TIES/faq.html>)

6. 基本的な義務

ITU への参加が認められた団体は定められた分担金を支払う義務を負う。ITU-R、ITU-T のセクターメンバーは 1/2 単位以上、ITU-D は 1/8 単位以上（開発途上国の団体は 1/16 単位以上）の任意の分担単位数の分担金を、ITU-R、ITU-T のアソシエイトは 1/6 単位、ITU-D は 1/16 単位（開発途上国の団体は 1/32 単位）の分担金を、アカデミアは 1/16 単位（開発途上国の団体は 1/32 単位）の分担金を負担することになっており、1 分担単位あたりの分担金は、理事会において 2 年ごとに審議される予算に基づいて決定される。なお、2016-2017 年及 2018-2019 年のセクターメンバー 1 分担単位あたりの分担金（1 年あたり）は、63,600 スイスフランとなっている。

加盟国、セクターメンバー、アソシエイト、アカデミアの権利・義務の違い

	加盟国	セクターメンバー	アソシエイト	アカデミア
参加部門	○	△ (認められた部門のみ)	△ (認められた部門のみ)	○
研究会への参加	○	○	△ (特定の研究会のみ)	○
文書・意見提出	○	○	○	○
勧告の作成	○	○	○	○
決議権	○	○	○	×
役職（議長等）に就くこと	○	○	○	○
理事会への参加	○	△ (オブザーバー)	×	×
全権委員会議への参加	○	△ (オブザーバー)	×	×
分担金支払い	○	△ (ITU-R、ITU-T は 1/2 (ITU-D は 1/8) 単位)	△ (ITU-R、ITU-T は 1/6 (ITU-D は 1/16) 単位)	△ (1/16 単位)

※ ITU への活動参加を希望される団体は、総務省情報通信国際戦略局国際政策課まで。

ITUの会議規則

KDDI株式会社 技術開発本部 標準化推進室 担当部長 津川 清一



1. はじめに

会議規則というとは一つの出発点を思い出す。1982年のナイロビ全権委員会でのことである。ITUは通信を扱う専門的な国際機関だが、かつてはITUの大きな会議には政治が持ち込まれていた。1982年のナイロビ全権委員会では、イスラエル追放を巡るアラブ諸国＋ソ連・東欧圏対米国＋西側諸国の戦いがあった。米国はイスラエルの追放決議が採択されたら即刻本国に引き上げると発言し、緊迫した状況が続いた。その中で、英国が西側諸国を引っ張る形で次々に会議規則上の動議を効果的に提出し、追放決議を非難決議に辛うじて修正した。

また、キプロスの領有権を巡るトルコとギリシアの激しいつばぜりあいもあった。確かトルコ代表は熟練の外交官、ギリシア代表は国際法専門の大学教授だった記憶がある。両者とも会議規則を熟知していて、動議合戦が続いた。会議は、最終日の日付を超え、翌朝2時頃に両国の代表が動議札を上げたまま終了した。

このような二つの光景を見た私は、国際会議では議論の内容の優劣もさることながら、会議規則の運用で勝利できるのではないかと、という印象を持った。

この印象が強かったので、1994年の京都全権委員会議で議長を務める内海氏をサポートする当社の職員に対し、会議規則をしっかりと勉強するようにと言って送り出したことを思い出す。

つい最近も会議規則の関係で印象深い出来事が起きた。2012年12月3日から14日まで国際電気通信規則（ITR）を改正する世界国際電気通信会議（WCIT）が、アラブ首長国連邦（ドバイ）で開催された。会合も押し迫った13日夜の全体会合で、ITRの前文に「and recognize the right of access of Member States to international telecommunication services」を加えるかどうかで混乱した。キューバ、ロシア、アラブ諸国、アフリカ諸国が加えることを支持し、ヨーロッパ諸国、カナダが反対した。ここで突然イランから議事進行に係る発言（point of order）の札が上がり、投票を（Vote）を求めた。動議された投票は、①議論の中止、②アフリカ提案の是非の二つであった。投票の結果は次のとおり。

・議論の中止



賛成93、反対0、棄権16となり、議論はここで中止されることとなった。

・アフリカ提案の是非

賛成77、反対33、棄権8となり、提案は採択された。

この投票の結果を受け、議長はITR修正案が提案とおりに採択されたと宣言した（ITR前文に国家の通信サービスへのアクセス権を追加するかどうかについて投票したはずであったのに、その修正を反映してITR修正案は採択された、と宣言した）。その時の会場の風景は上掲の写真を御覧いただきたい。緊迫した雰囲気が伝わってくるだろう。

国際機関が開く会議には会議のやり方、進め方等々について明確な会議規則（Rules of procedure）が存在する。これを知らないで会議に出るのは、「野球規則を知らずに甲子園に出る」ようなものだと思う。いくら提案の内容が素晴らしいとしても、会議規則を知らないために負けるということがありうるのではないかと考えている。

2. ITUの会議規則（General Rules of Conferences, Assemblies and Meetings of the Union : GR）

現行のITUの会議規則は次表のとおり。2002年のマラケシュ全権委員会で採択され、2006年のアンタルヤ全権委員会議で修正されている。会議規則はかつて条約の一部であったが、現在は憲章と条約がそれぞれの32条で触れているだけで、詳細はGRに委ねられている。しかし、その内容は全権委員会議が採択するとされているので、重要な地位を占めていることに変わりはない。

なお、ITUの各セクターは、連合の会議（例：WCIT）・総会（例：WTSA）を除き、それぞれの作業方法を定めることができる。（GR第2項）

● ITUの会議規則

（例示・抜粋、番号はGRのもの）

	CHAPTER II - Rules of Procedure of Conferences, Assemblies and Meetings	第2章会議、総会及び会合の手続規則	解説
	9 Order of seating	9 席順	
48	At meetings of the conference, delegations shall be seated in the alphabetical order of the French names of the Member States represented.	会議の会合における代表団の席順は、代表される連合員のフランス語による名称のアルファベット順による。	ITU憲章29条1項3号に、「矛盾又は紛議がある時は、フランス文による。」という規定がある。かつての外交用語であったフランス語の優越が残っていると思われる。 また、フランス語は文法的に解釈が明確。例えば、英語のITU（International Telecommunication Union）は「国際電気通信」の連合なのか、「電気通信」の国際連合なのか分からないが、フランス語のUIT（Union internationale des télécommunications）であれば「電気通信」の「国際連合」であることが一目瞭然。
	11 Powers of the chairman of the conference	11 会議の議長の権限	
59	1 The chairman, in addition to the other prerogatives conferred upon the chairman under these Rules of Procedure, shall open and close the meetings of the Plenary Meeting, direct the deliberations, ensure that the Rules of Procedure are applied, give the floor to speakers, put questions to the vote, and announce the decisions adopted.	1 議長は、本会議の会合の開会及び閉会を宣言し、討論を主宰し、この内部規則の適用を確保し、発言を許し、問題を投票に付し、並びに採択された決定を発表するほか、この内部規則によって与えられるその他の全ての権限を行使する。	議長の権限が非常に強いことが読み取れる。
60	2 The chairman shall have the general direction of all the work of the conference, and shall ensure that order is maintained at plenary meetings. The chairman shall rule on motions of order and points of order and, in particular, shall be empowered to propose that discussion on a question be postponed or closed, or that a meeting be suspended or adjourned. The chairman, if finding it appropriate to do so, may also decide to postpone the convening of a plenary meeting.	2 議長は、会議の業務を統括し、本会議の会合における秩序の維持を確保する。議長は、議事進行に係る動議及び発言に関して決定を行い、並びに特に討論の延期若しくは終結又は会合の閉会若しくは停止を提案する権限を有する。議長は、また、必要と認めるときは、本会議の会合の招集の延期を決定することができる。	同上
	18 Conditions required for discussion of or decision or vote on any proposal or amendment	18 提案又は修正案についての審議、決定又は投票に必要な条件	

● ITUの会議規則（続き）

90	1 No proposal or amendment may be discussed unless it is supported by at least one other delegation when it comes to be considered.	1 提案又は修正案は、その審議に際して少なくとも他の一つの代表団によって支持されない限り、討議に付することができない。	後出のロバールールに全く同じ規定がある。
	20 Rules for debates in plenary meetings	20 本会議における討論の方法	
	20.2 Order of debates	20.2 討議の秩序	
94	1) Persons desiring to speak must first obtain the consent of the chairman. As a general rule, they shall begin by announcing in what capacity they speak.	1) 発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。原則として、この者は、いかなる資格で発言するかを明らかにして、発言を開始する。	発言権のことをfloorと言う。国の代表が議長を務めることがよくある。国の代表として発言する場合には、それを明らかにする必要がある。
95	2) Speakers must express themselves slowly and distinctly, separating their words and pausing as necessary in order that everybody may understand their meaning.	2) 発言を行う者は、全ての者がその内容を十分に理解することができるように、各語を区切りかつ必要な間を置いて、緩やかな速度でかつ明瞭に述べなければならない。	発言はゆっくり行えばよい。早口でまくしたてるのは、この条項に違反している。
	20.3 Motions of order and points of order	20.3 議事進行に係る動議及び発言	
96	1) During debates, any delegation may, when it thinks fit, submit a motion of order or raise a point of order, which shall at once be settled by the chairman in accordance with these Rules of Procedure.	1) 代表団は、討論において、適当と認めるときは、議事進行に係る動議又は発言を提出し又は行うことができる。議長は、この内部規則に従い、当該動議又は発言について直ちに決定を行う。	議事進行に係る発言（point of order）の力は非常に強い。これが出されると会場がざわめく。動議が出されると議長はそれまで行われていた議論を中断して、これをまず処理しなくてはならない。
	20.4 Priority of motions of order and points of order	20.4 議事進行に係る動議及び発言の優先順位	
98	The motions and points of order mentioned in No. 96 above shall be dealt with in the following order:	第96号に規定する議事進行に係る動議及び発言に与える優先順位は、次のとおりとする。	動議はうまく使うと効果的な武器となる。
99	a) any point of order regarding the application of these Rules of Procedure, including voting procedures;	a) この内部規則（投票の手続を含む）の適用に関する議事進行に係る発言	
100	b) suspension of a meeting;	b) 会合の中止	
101	c) adjournment of a meeting;	c) 会合の閉会	
102	d) postponement of debate on the matter under discussion;	d) 討議中の問題に関する討論の延期	
103	e) closure of debate on the matter under discussion;	e) 討議中の問題に関する討論の終結	
	20.8 Limitation of speeches	20.8 発言の制限	
109	The chairman shall limit the speaking time allowed to a maximum of five minutes.	議長は、各発言の時間を最長5分に制限する。	長々と続く発言はこの規定で制限できる。
	21 Voting	21 投票	
	21.1 Definition of a majority	21.1 過半数の定義	
115	1) A majority shall consist of more than half the delegations present and voting.	1) 過半数は、出席しかつ投票する代表団の数の2分の1を超える数とする。	

● ITUの会議規則（続き）

117	3) In case of a tie, a proposal or amendment shall be considered rejected.	3) 可否同数の場合には、提案又は修正案は、否決されたものとみなす。	
	21.2 Non-participation in voting ～ 21.10 Amendments	21.2 投票への不参加 ～ 21.10 修正案	議長として投票の要求に対処する場合、この部分の規定も重要。
	21.11 Voting on amendments	21.11 修正案の投票	
140	1) When an amendment to a proposal is submitted, a vote shall first be taken on the amendment.	1) 提案に対する修正案があるときは、まず、この修正案を投票に付する。	
141	2) When two or more amendments to a proposal are submitted, the amendment furthest from the original text shall be put to the vote first; if this amendment does not obtain the support of the majority, of the remaining amendments, that furthest from the proposal shall then be put to the vote and the same procedure shall be followed until a subsequent amendment gains the support of the majority; if all the amendments submitted have been considered and none has gained a majority, the unamended proposal shall be put to the vote.	2) 提案に対して2以上の修正案があるときは、まず、原提案から最も遠い修正案を投票に付する。この最も遠い修正案が過半数を得ない場合には、更に、残余の修正案のうち原提案から最も遠いものを投票に付し、以下修正案の一つが過半数を得るまで、同様の手続によって投票を行う。提案された全ての修正案が審議され、いずれも過半数を得なかった場合には、修正されない原提案を投票に付する。	この規定もうまく使うと効果的な武器となる。

3. その他の機関の会議規則

● ITUの兄弟機関であるUPU（Universal Postal Union：万国郵便連合）の会議規則

（例示・抜粋・仮訳）

At Congress and Committee meetings, delegations shall be seated in the French alphabetical order of the member countries represented. The Chairman of the Council of Administration shall draw lots, in due course, for the name of the country to be placed foremost before the rostrum at Congress and Committee meetings.	大会議と諸委員会における代表団の席順は、フランス語による名称のアルファベット順による。管理理事会の議長は、議長席の前に配置される国をくじで決める。	1969年の東京大会議以前は、議長席の前をAにしてアルファベット順に席を配置していた。この方法だと席の配置が固定化してしまい、議長から見えにくいという不利益をいつも被る国が出る。ITUでは順番が固定されているので、ドイツ（フランス語ではAllemagneなのでAで始まる）はいつも会場の端に席がある。
The Chairmen shall open and close the meetings over which they preside, direct the debates, give speakers the floor, put proposals to the vote.	議長は、会議の開会及び閉会を宣言し、討論を主宰し、発言を許し、提案を投票に付す。	議長の強い権限を規定している。ITUにも同様な規定がある。
1. The debates of the Drafting Committee shall be held in French. 2. Documents prepared during Congress including draft decisions submitted to Congress for approval shall be published in French.	1. 起草委員会の議論は、フランス語で行われる。 2. 大会議中に作成される文書は、フランス語で作成される。	UPUの公用語は発足当時の国際語であったフランス語だけであり、今でもフランス語の優越がにじみ出ている（ITUの公用語は、英語、アラビア語、中国語、スペイン語、フランス語、ロシア語）。

● UPUの会議規則（続き）

Delegates may not take the floor until they have been given permission to do so by the Chairman of the meeting. They shall be urged to speak slowly and distinctly. Speeches shall not exceed five minutes. The Chairman shall be authorized to interrupt any speaker who exceeds the said authorized time. He may also ask the delegate not to depart from the subject.	発言を希望する者は、議長の同意を得た後でなければ、発言することができない。発言を行う者は、緩やかな速度で明瞭に述べなければならない。発言は5分を超えてはならない。議長はこの時間が過ぎた時は介入でき、議題から離れないよう要請できる。	議長の発言許可権と発言の長さ。同様の規定がITUにもある。
If the originator of the original proposal does not accept an amendment, the Chairman shall decide whether the amendment or the proposal shall be voted upon first, starting with whichever departs furthest from the meaning or intent of the basic text and entails the most significant change in relation to the status quo.	原提案者が修正に合意しない場合、議長は原提案から最も意味が遠い修正案から投票に付することを決定する。	修正案の投票の順序。同様な規定がITUにもある。
During the discussion of any question a delegation may submit a motion on a point of order for the purpose of requesting: - clarification on the conduct of the debates; - observance of the Rules of Procedure;	代表団は、討論において、適当と認めるときは、議事進行に係る発言の動議を提出することができる。	point of order動議の提出。同様な規定がITUにもある。
During discussion of a question, a delegation may introduce a procedural motion with a view to proposing: a. the suspension of the meeting; b. the closure of the meeting; c. the adjournment of the debate on the question under discussion; d. the closure of the debate on the question under discussion.	代表団は、討論において、議事進行に係る次の動議を提出することができる。 a. 会合の中止 b. 会合の閉会 c. 討議中の問題に関する討論の延期 d. 討議中の問題に関する討論の終結	動議の提出。同様な規定がITUにもある。

● 日本の衆議院規則

(例示・抜粋)

第二十八条 議員が法律案その他の議案を発議するときは、その案を具え理由を附し、成規の賛成者と連署して、これを議長に提出しなければならない。	議案を発議する場合、(何人必要かは書いていないが)賛成者が必要。賛成者が必要なことはITUと同じ。
第百四条 開議の時刻に至つたときは、議長は、議長席に着き諸般の事項を報告した後、会議を開くことを宣告する。 ② 議長が会議を開くことを宣告するまでは、何人も議事について発言することができない。 第百二十三条 すべて発言は、演壇でこれをなさなければならない。但し、議長の許可を得たときは、この限りでない。 第百二十四条 議長は議席で発言する議員を演壇に登らせることができる。 第百二十七条 通告しないで発言しようとする者は、起立して議長と呼び自己の氏名を告げ、議長の許可を得た後、発言することができる。	議長は強い議事指揮権を持っている。国会中継では、発言を求める議員が、議長、議長、と叫んでいる光景を見る。
第百二十八条 二人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認めた者を指名して発言させる。	後出のロバートルールに全く同じ規定がある。

● 衆議院規則（続き）

第百二十九条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係があるもの又は直ちに処理する必要があると認めたものの外は、これを許可する時機は、議長がこれを定める。	議事進行に関する発言（point of order）の処理方法は議長に任されている。日本の国会でも「強行採決」がニュースになるが、これは正に「討議打ち切りの動議」が出され、動議が通ると議事規則上直ちに採決になる結果である。
第百三十四条 発言は、すべて議題外に涉り又はその範囲を超えてはならない。	UPUに同じ規定がある。
第百三十四条の二 質疑は、同一議員につき、同一の議題について三回を超えることができない。	ロバートルールに同じような規定がある。
第百四十条 質疑が続出して、容易に終局しないときは、議員二十人以上から質疑終局の動議を提出することができる。 第百四十一条 賛否各々二人以上の発言があつた後、又は甲方が二人以上発言して乙方に発言の要求者がいないときは、議員二十人以上から討論終局の動議を提出することができる。 第百四十二条 前二条の規定による質疑終局又は討論終局の動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて議院に諮りこれを決する。	このような動議の規定はITU、UPUにもある。
第百四十五条 同一の議題について議員から数箇の修正案が提出された場合は、議長が採決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先きに採決する。	修正提案の採決の順序。ITU、UPUの規定と同じ。

ITU、UPU、日本の衆議院の会議規則の基本ルールがほとんど同じであることに気が付かれたであろうか。

4. Robert's Rules

会議規則の基本ルールをまとめたものとして、Robert's Rulesがある。国際会議ハンドブック（KDDエンジニアリング・アンド・コンサルティング、1978年発行）の中に、次のようなくだりがある。

「米国人の団体の定款を見ると、“Robert's Rules of Order shall govern all official meetings.” というような条文がよくある。また、そのような条文がなくても、常識としてRobert's Rulesに従って集會が運営される場合が多い。

米国人、カナダ人、英国人などは子供の時からいろいろなクラブ活動や団体運動の中で、比較的単純なRobert's Rulesを実行しているし、学校で教える場合もあるから、成人になっ

て運営する団体の議事の進行も同様に行うことになる。細かい点は別として大体のことは分かっているから、彼らは常識としてRobert's Rulesまたはそれに準じた規則を念頭において議事を進行している。」

Robert's Rulesとは、1876年にアメリカ陸軍のヘンリー・ロバート将軍が英米議會の運営規則を基に民間団体に適応できる会議運営のルールブックとして作成したものである。英米では会議規則の定本となっていて、2000年に第10版が出版された。日本には1956年に導入された。国連をはじめとする多くの会議の会議運用ルールの基礎となっている。

ここには会議の進め方が細かく書かれているが、基本的な会議規則として下表のようなものがある（フルテキストは、<http://www.robertsrules.org/rror-00.htm>で読むことができる）。

Robert's Rulesはなかなか紹介される機会がないので少し詳しく説明した。いかがであろうか。Robert's Rulesは全

Business is brought before it either by the motion of a member or by the presentation of a communication to the assembly.	議論は、議場での提案若しくは事前に提出されていた文書の説明から開始される。（Robert's Rulesではproposalのことをmotionと呼んでいる。）	会議場での提案と事前の寄書提出、といったところであろうか。
Before any subject is open to debate it is necessary, first, that a motion be made by a member who has obtained the floor; second, that it be seconded.	提案する場合は、議長からの発言の許可（floor）と、他の参加者からの支持を得る必要がある。	ITUの会議規則にも同じ規定がある。

Before a member call make a motion, or address the assembly in debate, it is necessary that he should obtain the floor -- that is, he must rise after the floor has been yielded, and address the presiding officer by his official title, thus, "Mr. Chairman," or "Mr. President," or, if a woman, "Madam Chairman," or "Madam President." Where two or more rise about the same time to claim the floor, the member who rose first and addressed the chair is entitled to the floor.	参加者は発言する前に議長から許可を得る必要がある。立ち上がって、"Mr. Chairman," "Mr. President," "Madam Chairman," "Madam President." と呼びかける。二人以上起立して発言を求めた時は、最初に立ち上がって議長に呼びかけた人が発言権を得る。	議長から発言の許可を取る具体的な方法。二人以上起立して発言を求めた時の扱いは衆議院規則と同じ。
When a motion has been made and seconded, it is the duty of the chair to state immediately the exact question that is before the assembly for its consideration and action.	提案が行われ支持された時は、議長には提案の内容を正確に説明する義務がある。	ITU等の会議規則には同じ規定がないが、実際の会議ではこのようにされているであろう。
In the debate each member has the right to speak twice on the same question on the same day. No one can speak longer than ten minutes at a time.	一つの課題について各代表は1日に2回発言することができる。発言の長さは10分を超えてはならない。	回数制限は、衆議院規則に似たような規定がある。発言の長さの制限は、ITU、UPUは5分。
Those in favor of the resolution say aye; those opposed say no.		参加者全員が米国人の電話会議で採決を取った時、同意する人が "aye" と言ったので驚いた。
Any member who notices a breach of the rules has a right to call immediate attention to the fact and insist that the rules be enforced by raising a point of order.	会議規則違反に気付いた代表は、議事進行にかかる発言 (point of order) を提出することができる。	ITU、UPU、衆議院規則にも同じような規定がある。
The common motions are arranged in the table below. (1) Modify or Amend. (2) Defer Action. (3) Suppress or Limit Debate. (4) To Suppress the Question.	動議には次のようなものがある。 (1) 提案の修正 (2) 決定の延期 (3) 討論の中止、制限 (4) 討議中の問題の討論の中止	ITU、UPU、衆議院規則にも同じような規定がある。

での会議規則を網羅していることが分かる。このため、現在の諸会議規則はRobert's Rules（更には、Robert's Rulesの基礎となった米国国会の議事規則）に範をとっている、と言えるのではないだろうか。

英米では、学校でロバーツの規則を使ってディベートの授業をしているので、英米人には会議規則が自然と身に付いている、初めて国際会議に出ても困らない、と言われている。これまではこのことを調べる手段がなかったが、インターネットの出現によってこれができるようになった。YouTubeでRobert's Rules of Orderで検索すると、たくさん授業風景を見ることができるので、興味のある方は御覧いただきたい。

5. おわりに

国際会議に出席し、特にそこで役職を務める立場であれば、こうした会議規則を熟知とまではいかないまでもよく理解しておくことが極めて重要である。拙稿により、あまり知られていない会議規則に少しでも光が当たれば望外の喜びである。

なお、本稿では会議の一般規則を解説することに力点を置いたが、ITUの会合でも研究委員会以下の実務レベルでは、本稿で紹介する会議ルール全体が厳密に適用されるわけではない（前出：GR第2項）。コンセンサスを重視し、「投票は極力行わない」、「慣習としての運営」に委ねられる、ということもあることを付記する。

最後に、本稿作成に当たって元ITU-T SG3議長の松平恒和氏に多大なご助言をいただいたことに感謝する。

1.6 持続可能な開発目標 (SDGs)

開発アジェンダの節目の年、2015 年の 9 月 25 日－27 日、ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150 を超える加盟国首脳に参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言および目標をかかげました。この目標が、ミレニアム開発目標 (MDGs) の後継であり、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs)」です。

Sustainable Development Goals website : <http://www.un.org/sustainabledevelopment/>

Goal 1: End poverty in all its forms everywhere

目標 1: あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

- ・全世界で極度の貧困の中で暮らす人々の数は、1990 年の 19 億人から半分に減少しました。しかし、今でも 8 億 3,600 万人が極度の貧困に苦しんでいます。開発途上地域では、およそ 5 人に 1 人が一日 1 ドル 25 セント未満で生活しています。
- ・南アジアとサハラ以南アフリカには、極度の貧困の中で暮らす人々の圧倒的多数が集中しています。
- ・脆弱で紛争の影響を受ける小さな国々では、貧困率がしばしば高くなっています。
- ・全世界で 5 歳未満の子どもの 4 人に 1 人が、年齢に見合う身長に達していません。

Goal 2: End hunger, achieve food security and improved nutrition and promote sustainable agriculture

目標 2: 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

- ・開発途上地域全体で、栄養不良の人々の割合は 1990-1992 年の 23.3%から 2014-2016 年の 12.9%と、1990 年以来ほぼ半減しています。しかし、今日も依然として、世界人口の 9 人に 1 人(7 億 9,500 万人)が依然として栄養不良に陥っています。
- ・世界で飢餓に苦しむ人々の大多数が暮らす開発途上国では、栄養不良の人々の割合が人口の 9%に達しています。
- ・飢餓に陥っている人々が最も多いのはアジアで、全体の 3 分の 2 を占めています。南アジアの割合は近年、低下してきていますが、西アジアの割合は微増となっています。
- ・飢餓率(人口全体に占める割合)が最も高い地域はサハラ以南アフリカで、およそ 4 人に 1 人が栄養不良に陥っています。
- ・栄養不良が原因で死亡する 5 歳未満の子どもは年間 310 万人と、子どもの死者数のほぼ半数(45%)を占めています。
- ・世界の子どもの 4 人に 1 人は、発育不全の状態にあります。開発途上国に限ると、この割合は 3 人に 1 人に上昇します。
- ・開発途上国では、就学年齢の子ども 6,600 万人が空腹のまま学校に通っていますが、アフリカだけでも、その数は 2,300 万人に上ります。

・世界で最も就業者が多い産業である農業は、現在の世界人口の 40%に生計手段を提供しています。また、農村部の貧困世帯にとっては、農業が最大の所得源かつ雇用源となっています。

・ほとんどが天水農業を営む全世界 5 億軒の小規模農家は、開発途上地域の大部分で消費される食料の 80%程度を提供しています。小規模農家への投資は、最貧層の食料安全保障と栄養状態を改善し、国内・世界市場向けの食料生産を増大させる重要な手段です。

Goal 3: Ensure healthy lives and promote well-being for all at all ages

目標 3:あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

小児保健

・1990 年以来、1 日当たりの子どもの死者は 17,000 人減少してはいるものの、毎年 600 万人を超える子どもが、5 歳の誕生日を迎える前に命を落としています。

・2000 年以来、はしかの予防接種ではぼ 1,560 万人の命が救われました。

・世界的な進歩にもかかわらず、サハラ以南アフリカと南アジアが子どもの死者数に占める割合は増大しています。5 歳未満で死亡する子どもの 5 人に 4 人は、これら 2 地域で暮らしています。

妊産婦保健

・全世界で、妊産婦の死者数は 1990 年以来、ほぼ半減しています。

・東アジア、北アフリカ、南アジアでは、妊産婦の死者数がほぼ 3 分の 2 減少しました。しかし、開発途上地域の妊産婦死亡率(出生数に対する妊産婦死者数の比率)は、依然として先進地域の 14 倍に上ります。

・ 開発途上地域では、推奨される医療を受けられる女性が全体の半分にすぎません。

HIV/エイズ

・2014 年までに、抗レトロウイルス治療を受けられる人々の数は、2003 年のわずか 80 万人から、1,360 万人へと増加しました。

・2013 年の HIV 新規感染は 210 万件と見られ、2001 年の水準を 38%下回っています。

・2013 年末時点で、HIV 感染者は 3,500 万人に達しているものと見られます。

・2013 年末時点で、24 万人の子どもが新たに HIV に感染しています。

Goal 4: Ensure inclusive and quality education for all and promote lifelong learning

目標 4:すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

・開発途上国の初等教育就学率は 91%に達しましたが、まだ 5,700 万人の子どもが学校に通えていません。

・学校に通えていない子どもの半数以上は、サハラ以南アフリカで暮らしています。

・小学校就学年齢で学校に通っていない子どものおよそ 50%は、紛争地域に住んでいるものと見られます。最貧層世帯の子どもが学校に通っていない確率は、最富裕層の子ども 4 倍に上ります。

・世界は初等教育で男女の平等を達成しましたが、すべての教育レベルでこの目標を達成できている国はほとんどありません。

・1990 年から 2015 年にかけて、15 歳から 24 歳の若者の識字率は世界全体で、83%から 91%へと改善しました。

Goal 5: Achieve gender equality and empower all women and girls

目標 5:ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

- ・1990 年の時点で、南アジアでは、小学校に通う女兒の数が男子 100 人に対し 74 人にすぎませんでした。2012 年までに、男女の就学率は拮抗しています。
- ・サハラ以南アフリカ、オセアニア、西アジアでは依然として、小学校と中学校に入学しようとする女兒が障害に直面しています。
- ・北アフリカでは、非農業部門の有給雇用に占める女性の割合が、5 人に 1 人に達していません。
- ・46 カ国では現在、女性がいずれかの議院で議員数全体の 30%超を占めています。

Goal 6: Ensure access to water and sanitation for all

目標 6: すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

- ・2015 年の時点で、改良飲料水源を利用する人々の割合は、1990 年の 76%から 91%へと増大しています。しかし、トイレや公衆便所など、基本的な衛生サービスを利用できない人々も、25 億人に上ります。
- ・毎日、予防可能な水と衛生関連の病気により、平均で 5,000 人の子どもが命を失っています。
- ・水力発電は 2011 年の時点で、最も重要かつ広範に利用される再生可能エネルギー源となっており、全世界の総電力生産量の 16%を占めています。
- ・利用できる水全体の約 70%は、灌漑に用いられています。
- ・自然災害関連の死者のうち 15%は、洪水によるものです。

Goal 7: Ensure access to affordable, reliable, sustainable and modern energy for all

目標 7: すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

- 世界人口の 5 人に 1 人に当たる 13 億人が、まだ近代的な電力を利用できていません。
- ・30 億人がまき、石炭または動物の排せつ物を調理や暖房に用いています。
- ・エネルギーは気候変動を助長する最大の要素であり、全世界の温室効果ガス排出量の約 60%を占めています。
- ・風力や水力、太陽光、バイオマス、地熱など、再生可能な資源から得られるエネルギーは無尽蔵で、環境汚染がありません。再生可能なエネルギーは現在、全世界のエネルギー供給の 15%を占めています。

Goal 8: Promote inclusive and sustainable economic growth, employment and decent work for all

目標 8: すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する

- ・全世界の失業者数は、2007 年の 1 億 7,000 万人から 2012 年には 2 億 200 万人近くにまで増大していますが、そのうち約 7,500 万人は若い女性と男性です。
- ・22 億人が 1 日 2 米ドルという貧困ライン未満で暮らしていますが、安定的で賃金の良い仕事がない限り、貧困を根絶することはできません。
- ・2016 年から 2030 年にかけて、全世界で新たに労働市場に参入する 4 億 7,000 万人に雇用を提供する必要があります。
- ・加工や製造に携わる中小企業は、産業化の初期段階で最も重要な役割を果たすだけでなく、最大の雇用創出者となるのが普通です。こうした企業は全世界の企業の 90%以上を占め、雇用の 50~60%をつくり出しています。

Goal 9: Build resilient infrastructure, promote sustainable industrialization and foster innovation

目標 9: レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る

開発途上地域では、約 26 億人が安定的な電力供給を受けていません。

・全世界で 25 億人が基本的な衛生施設を利用できていないほか、水資源にアクセスできない人々もほぼ 8 億人近くに上っていますが、そのうち数億人がサハラ以南アフリカと南アジアに暮らしています。

・信頼できる電話サービスを受けられない人々は、100 万人から 150 万人に及びます。

・低所得国をはじめ、多くのアフリカ諸国では、インフラの未整備により、企業の生産性が約 40% 損なわれています。

・製造業は重要な雇用産業となっており、2009 年には全世界でおよそ 4 億 7,000 万人を雇用していますが、これは世界の全労働者 29 億人の約 16% に相当します。2013 年の製造業の雇用は、5 億人を超えているものと見られます。

・産業化による雇用拡大効果は、社会により影響を及ぼします。製造業で 1 人分の雇用が生じれば、他の部門で 2 人分の雇用が生じます。

・開発途上国の国内で加工される農産物は、わずか 30% にすぎません。高所得国では 98% が加工されます。このことは、開発途上国に大きなアグリビジネスの機会があることを示しています。

Goal 10: Reduce inequality within and among countries

目標 10: 国内および国家間の不平等を是正する

・人口の規模を考慮に入れると、1990 年から 2010 年にかけて、開発途上国の国内における所得格差は平均で 11% 拡大しました。

・開発途上国では、75% を超える圧倒的多数の世帯が現在、1990 年代よりも所得分配が不平等な社会に暮らしています。

・20% の最貧層世帯の子どもは依然として、20% の最富裕層の子どもに比べ、5 歳の誕生日を迎える前に死亡する確率が 3 倍も高くなっています。

・全世界で社会保障は急激に拡大しているものの、障害を抱える人々が高額医療費を負担する確率は、平均の 5 倍に上ります。

・開発途上国の大半で、妊産婦の死亡率は全体として低下しているものの、農村部の女性は依然として、都市部の女性に比べ、出産中に死亡する確率が 3 倍も高くなっています。

Goal 11: Make cities inclusive, safe, resilient and sustainable

目標 11: 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする

・世界人口の半数に当たる 35 億人が現在、都市に暮らしています。2030 年までに、都市部の人口は世界人口のほぼ 60% を占めることになります。

・現在、スラムには 8 億 2,800 万人が暮らしていますが、その数は増加の一途をたどっています。

・面積にして地球の陸地部分のわずか 2% にすぎない都市は、エネルギー消費の 60~80%、炭素排出量の 75% を占めています。急速な都市化は、真水供給や下水、生活環境、公衆衛生に圧力を加えています。しかし、都市の稠(ちゆう)密(みつ)性(せい)は、効率性を高め、技術革新をもたらしながら、資源とエネルギーの消費を低減する可能性もあります。

・都市は、エネルギー供給を浪費にしかねない一方で、エネルギー消費を削減し、環境に優しいエネルギー・シス

テムを採用することにより、その効率を最適化できる能力も秘めています。例えば、中国の日照市では太陽エネルギーの活用が進み、市街地では 99%の世帯が、すでにソーラー給湯器を使用しています。

Goal 12: Ensure sustainable consumption and production patterns

目標 12: 持続可能な消費と生産のパターンを確保する

- ・毎年、13 億トンの食料が無駄に捨てられています。
- ・全世界の人々が電球を省エネ型に変えれば、合計で年間 1,200 億米ドルが節約できます。
- ・2050 年までに世界人口が 96 億人に達した場合、現在の生活様式を持続させるためには、地球が 3 つ必要になりかねません。
- ・10 億人以上が依然として、真水の供給を受けていません。

Goal 13: Take urgent action to combat climate change and its impacts

目標 13: 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

- ・人間の活動による温室効果ガスの排出は、気候変動を引き起こしながら増大を続けています。現在の排出量は、史上最大の水準にあります。全世界の二酸化炭素排出量は 1990 年以来、50%近く増えています。
- ・大気中の二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素の濃度は、少なくとも過去 80 万年で例を見ない水準に達しました。二酸化炭素濃度は、第 1 に化石燃料からの排出、第 2 にネット土地利用変化からの排出により、産業革命以前に比べて 40%上昇しました。海洋は人為的に排出された二酸化炭素の 30%を吸収しているため、海洋の酸性化も進んでいます。
- ・過去 30 年間で 10 年ずつに区切ると、地球の気温は 1850 年以来のどの 10 年間の記録も更新し続けています。北半球では、1983 年から 2012 年までの 30 年間の気温が、過去 1,400 年のどの 30 年間よりも高かったと見られています。
- ・1880 年から 2012 年にかけて、地球の平均気温は 0.85°C 上昇しました。このまま放置すれば、地球の平均気温は 21 世紀を通じて上昇を続け、今世紀だけで上昇幅は 3°C に達する可能性が高く、熱帯、亜熱帯を含む地球の一部地域では、それよりも大幅な気温上昇が生じると見られています。最も大きな影響が及ぶのは、最も貧しく、社会的に最も弱い立場に置かれた人々です。
- ・19 世紀半ば以来の海面上昇は、それ以前の 2 千年紀の平均を超えるペースで進んでいます。1901 年から 2010 年にかけて、地球の平均海面は 0.19 [0.17~0.21] メートル上昇しています。
- ・1901 年から 2010 年にかけて、温暖化により氷が解け、海洋が拡大した結果、地球の平均海面は 19 cm 上昇しました。北極の海氷域は 1979 年以来、10 年単位で縮小を続け、各 10 年当たり 107 万 km² の氷域が失われています。
- ・多様な技術的措置と行動の変化により、産業革命以前と比べた世界の平均気温の上昇を 2°C に抑えることはまだ可能です。
- ・今後数十年間のうちに、各国政府が定めた 2°C という温暖化目標を 66%以上の確率で達成するための緩和手段は、数多くあります。しかし、追加的な緩和策を 2030 年まで延期すれば、21 世紀中の温暖化を産業革命以前との比較で 2°C 未満に抑えるための技術的、経済的、社会的、制度的課題は、はるかに大きくなるでしょう。

Goal 14: Conserve and sustainably use the oceans, seas and marine resources

目標 14: 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する

- ・海洋は地球の表面積の 4 分の 3 を占め、地球の水の 97%を蓄え、体積で地球上の生息空間の 99%を占めています。
- ・世界全体で、海洋と沿岸の資源と産業の市場価値は年間 3 兆ドルと、全世界の GDP の約 5%に相当すると見られています。
- ・全世界の漁獲高は約 8,000 万トンとなっており、捕獲型漁業の規模は海洋の生産力に迫っていると見られます。
- ・海洋には、確認できているだけでおよそ 20 万の生物種が生息していますが、実際の数はいくつに上る可能性があります。
- ・海洋は、人間が作り出した二酸化炭素の約 30%を吸収し、地球温暖化の影響を和らげています。
- ・海洋は世界最大のたんぱく源となっており、海洋を主たるたんぱく源としている人々は 30 億人を超えています。
- ・海面漁業は直接的または間接的に、2 億人以上を雇用しています。
- ・漁業への補助金は、多くの魚種の急速な枯渇を助長するとともに、世界の漁業と関連雇用を守り、回復させようとする取り組みを妨げており、それによって海面漁業の収益は年間 500 億米ドル目減りしています。
- ・汚染や漁業資源の枯渇、沿岸生息地の消失など、人間の活動により大きな影響を受ける海洋の面積は、全体の 40%にも及んでいます。

Goal 15: Sustainably manage forests, combat desertification, halt and reverse land degradation, halt biodiversity loss

目標 15: 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る

- ・毎年、1,300 万ヘクタールの森林が失われています。
- ・およそ 16 億人が、森林に依存して生計を立てています。その中には、約 7,000 万人の先住民が含まれます。森林には陸生種の動植物と昆虫の 80%以上が生息しています。
- ・26 億人が農業に直接依存していますが、農地の 52%は土壌荒廃による中程度の、または深刻な影響を受けています。
- ・毎年、干ばつや砂漠化によって、穀物栽培で 2,000 万トンに相当する 1,200 万ヘクタールの農地(1 分当たり 23 ヘクタール)が失われています。
- ・確認されている 8,300 の動物種のうち、8%は絶滅し、22%が絶滅の危険にさらされています。
- ・開発途上国では、農村部の住民の 80%にも上る人々が、基本医療を伝統的な植物ベースの薬に依存しています。

Goal 16: Promote just, peaceful and inclusive societies

目標 16: 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

- ・国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) の庇護対象となる難民の数は、2014 年半ばの時点で 1,300 万人と、前年よりもさらに増えています。
- ・腐敗や贈収賄、窃盗、租税回避によって、開発途上国に年間 1 兆 2,600 億米ドルの損害が生じています。
- ・紛争国では 2011 年、小学校の退学率が 50%に達し、2,850 万人の子どもが学校に通えなくなりました。

Goal 17: Revitalize the global partnership for sustainable development

目標 17: 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

2014 年の政府開発援助 (ODA) の総額は、およそ 1,350 億ドルとなっています。

・2014 年には、開発途上国からの輸出品の 79%が、無税で先進国に輸入されました。

・開発途上国の債務負担は、輸出収入の 3%程度で安定しています。

・アフリカのインターネット利用者は、過去 4 年間でほぼ 2 倍に増えました。

・2015 年の時点で、世界人口の 95%に携帯電話の電波が届いています。

・世界の若者の 30%は、インターネット利用歴が 5 年以上のデジタル世代に属しています。

・2000 年には世界人口は 6%強にすぎなかったインターネットの普及率は、2015 年に 43%へと上昇しました。

・しかし、40 億人以上がインターネットを利用できておらず、しかもその 90%は開発途上地域に暮らしています。

引用元 HP : 国際連合広報センター・UNITED NATIONS

2 事務総局（S G O）

2.1 全権委員会議 (PP)

2.1.1 釜山全権委員会議 (2014年) の結果概要

ITU 全権委員会議 (PP-14) の結果について

総務省 情報通信国際戦略局 国際政策課

1. はじめに

2014年10月20日から11月7日にかけて、韓国（釜山）において、国際電気通信連合（ITU）全権委員会議（以下「全権委員会議」を指すことが明らかな場合は「会議」といたします。）が開催されました。

会議には、ITU構成国193か国のうち、171か国から、各国代表団、セクターメンバー及び国際機関からのオブザーバーを含め約2,500名が出席しました。我が国からは、西銘総務副大臣を主席代表とし、総務省、KDDI（株）、（一財）日本ITU協会などから合計49名が出席しました。

会議では、2016年から4年間の活動方針（戦略計画）及び予算の大枠（財政計画）等に関する審議が行われ、51の決議を含む文書が採択されました。また、ITU事務総局長など幹部職員の選挙等が行われ、2015年から4年間の新執行部が選出されました。



写真：全体会議の様子

2. 主な選挙結果

我が国から無線通信規則委員会（RRB）委員候補として擁立した、KDDI（株）の伊藤泰彦顧問が、我が国が所属するアジア・太平洋地域において激戦の結果（3議席に6名が立候補）、136票を獲得し、第1位で再選を果たしました。

また、理事国の選挙については、我が国はアジア・太平

洋地域において1959年以来連続で11回目の当選を果たしました。

その他の選挙結果の詳細は以下のとおりです。

ITU選挙職の選挙結果（来年からの新体制）

- ✓ 事務総局長
ザオ氏（中国）【新任】
- ✓ 事務総局次長
ジョンソン氏（イギリス）【新任】
- ✓ 無線通信局長
ランシー氏（フランス）
- ✓ 電気通信標準化局長
リー氏（韓国）【新任】
- ✓ 電気通信開発局長
サヌー氏（ブルキナファソ）

RRB委員選挙の結果

B地域（欧州）定数2		C地域（東欧）定数2		A地域（米州）定数2	
A・マゼンタ氏（イタリア）	L・ジャンティ氏（オランダ）	V・ストレリツ氏（ロシア）	I・ハイロフ氏（ウクライナ）	R・L・テラン氏（アルゼンチン）	J・ウィルソン氏（米国）
P・マヨール氏（ハンガリー）	V・R・カルデロン氏（スペイン）	I・エフェンディエフ氏（アゼルバイジャン）	R・ヌシャバコフ氏（カザフスタン）		
		M・シミック氏（セルビア）			
D地域（アフリカ）定数3		E地域（アジア・太平洋）定数3			
S・キベ氏（ケニア）	S・コフィ氏（コートジボワール）	伊藤泰彦氏（日本）	N・B・ハマッド氏（アラブ首長国連邦）		
M・ベッシー氏（モロッコ）		D・Q・ホアン氏（ベトナム）	R・J・S・クシュバハ氏（インド）		
		M・ストゥヤロジョコ氏（インドネシア）	A・ダルヴィン氏（イラン）		
				当選	落選

理事国選挙の結果

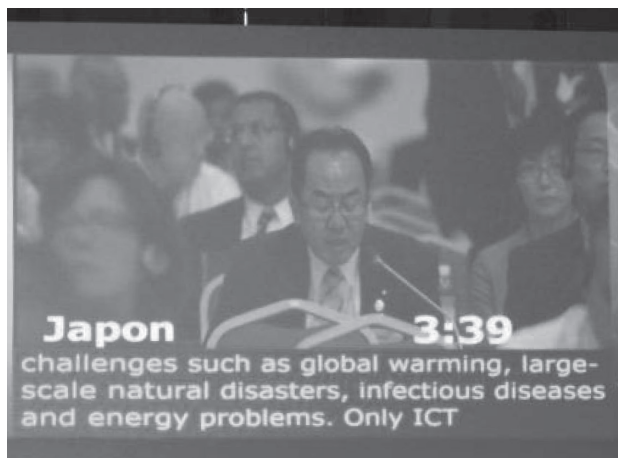
B地域（欧州）定数8		C地域（東欧）定数5		A地域（米州）定数9	
フランス	リトアニア	アゼルバイジャン	ブルガリア	アルゼンチン	メキシコ
ドイツ	スペイン	ブルガリア	ポーランド	ブラジル	パラグアイ
ギリシャ	スイス	ルーマニア	ルーマニア	カナダ	米国
イタリア	トルコ	ロシア	キルギスタン	キューバ	ベネズエラ
		マケドニア		コスタリカ	バルバドス
D地域（アフリカ）定数13		E地域（アジア・太平洋）定数13			
アルジェリア	セネガル	オーストラリア	フィリピン		
ブルキナファソ	タンザニア	バングラデシュ	サウジアラビア		
エジプト	チュニジア	中国	タイ		
ガーナ	ウガンダ	インド	アラブ首長国連邦		
ケニア	コートジボワール	インドネシア	バーレーン		
マリ	ザンビア	日本	イラン		
モロッコ	カメルーン	韓国	レバノン		
ナイジェリア	南アフリカ	クウェート	スリランカ		
ルワンダ		パキスタン	マレーシア		
				当選国	新規国
					落選国

3. 会議の構成について

冒頭、全体会合において議長に韓国、副議長に米国、ポーランド、ロシア、ジンバブエ、インド及びアラブ首長国連邦が選出されました。その他、全体会合の下に設置された各委員会及び全体会合作業部会の議長、副議長に、地域バランスに配慮しつつ、下表のとおり選出されました。

会議期間中には、APT（アジア・太平洋電気通信共同体）加盟国の調整会合が合計8回開催され、APTが提出した共同提案の採択に向け、各提案の担当国の決定、議論の経過報告、他の地域提案との調整等が行われました。

また、全体会合においては、各国代表による政策演説が実施され、我が国からは、西銘総務副大臣が、変化の激しい情報通信技術（ICT）分野におけるITUの役割の重要性を指摘した上で、更なる活動充実と発展に貢献するため、最大拠出額である分担金30単位の拠出継続を表明する演説を行いました。



写真：政策演説の様子

4. 第五委員会（組織等）

(1) ITUの憲章・条約の恒久的な性質に向けた検討（決議163）

ITU憲章・条約は、全権委員会議ごとに改正が行われており、これに伴う構成国の国内作業が複雑かつ長期にわたること等が原因となり、改正文書の締約国数が毎回減少している現状があります。この問題について、前回2010年全権委員会議で採択された決議163に基づき、ITU憲章・条約の各条文を恒久的な性質のものとそうでないものとに再配置するための理事会作業部会が設立され、今次会議に対して作業結果が報告されました。

本件については、第五委員会において議論され、ITU憲章・条約の安定化を担保するための様々な方法が検討された結果、以下のとおり勧告が作成され、最終的に11月6日の全体会合において同勧告が採択されました。

ア 今次会議においては、憲章・条約を改正しない。

イ 決議163で設立された憲章安定化理事会作業部会を解散し、同決議を廃止する。

ただし、我が国及びアフリカ諸国からの強い要望により、本件勧告は、次回2018年全権委員会議において憲章安定化作業の是非及びその方法等について改めて議論することを前提とした内容となっています。

(2) 憲章・条約の改正提案

我が国は、各国から提案されている憲章・条約の改正提案に関して、改正が真に必要でありかつ他の方法で達成できないものでない限り原則として認めないとのAPT共同提案に理解が得られるよう努めました。

最終的に、憲章・条約の改正については、(1) のとおり、今次会議においては憲章・条約を改正しないとの勧告が採択されたため、憲章・条約の改正は見送られました。

委員会	議 長	副 議 長
第二委員会（委任状）	カザフスタン	ガイアナ、ウクライナ、ザンビア、中国、クウェート
第三委員会（予算統制）	ガーナ	キルギス
第四委員会（編集）	レバノン	米国、スペイン、英国、ロシア、マリ、中国
第五委員会（組織等）	スイス	ベラルーシ、セネガル、イラン、サウジアラビア
第六委員会（財政等）	豪州	ブラジル、ウズベキスタン、コートジボワール、アラブ首長国連邦
全体会合作業部会 （インターネット関係等）	バーレーン	カナダ、ドイツ、アゼルバイジャン、ケニア、日本

(3) 国際電気通信規則 (ITR) の見直し (決議146、171)

決議146は、国際電気通信規則 (ITR) の見直しの実施について定めており、我が国としては、ITRは、国際電気通信業務に関する一般原則を定めたものであり、頻繁に改正する必要があるものではないこと、また、ITRの改正を行う世界国際電気通信会議 (WCIT) の定期開催は、ITUの財政負担増につながる等の懸念があるため、適宜その旨指摘いたしました。

その結果、ITRは通常8年ごとに見直すこととし、2017年当初から開始するITRの見直しプロセス^[1]を定める旨決議146を改正するとともに、2012年WCIT開催準備を定めた決議171の削除が合意されました。

(4) ITU活動への参加形態 (決議169)

学術団体 (アカデミア) のITU活動への参加については、前回2010年の全権委員会会議において4年間の試験的な導入として認められました (決議169)。我が国としては、これまでのアカデミア活動の有益性に鑑み、アカデミアの参加を恒久化する旨決議169を改正する提案であるAPT共同提案に理解が得られるよう努めた結果、アカデミアの参加継続が認められました。一方、ITU活動への構成国、準構成国及びアカデミアの参加形態を見直す新決議 (COM5/3 (Busan, 2014)) に基づき、ITU活動への参加形態見直しの検討結果を、次回2018年全権委員会会議において考慮することとなりました。

(5) ITUの文書公開

ITUの文書公開については、2015年初頭より、ITUの会議・会合における全ての入力文書及び出力文書の公開を求める勧告が委員会における長い議論の後に全体会合で承認されました。ただし、私的プライバシー及び公共の利益を侵害するものに関しては文書公開の対象外とされております。

上記の勧告にあわせて、今次会議においては、財政・人事理事会作業部会に対して、文書公開の検討を継続し、ITU文書公開政策案を理事会に対して提出することなどを命じるとともに、理事会に対して、同作業部会から報告される政策案を検討した上で、適切に認可し暫定的に同政策を履行し、2018年の次回全権委員会会議において同政策を最終的に採択するか判断するため、同会議に報告するよう命じました。

(6) 航空機追跡システム

2014年3月のマレーシア航空機失踪を契機に、各種の国際機関において、地球全域をカバーできる衛星を利用した航空機追跡システムの重要性が認識されたことにより、当該システムに対する周波数分配をWRC-15の新議題として急遽追加すべきかどうか、今次会議において審議することとなりました。CITEL、APT、アフリカ電気通信連合 (ATU)、アラブ地域及びCEPTの各地域機関よりそれぞれ共同提案が提出され、各提案内容は以下の3点に集約されました。

ア 2015年世界無線通信会議 (WRC-15) の新議題として、航空機追跡システムを追加する決議案の作成に賛成する。

イ 全権委員会会議は無線の専門的会合ではないことから、技術的詳細についてはここでは議論しない。

ウ 本決議は、WRC-15で当該周波数分配の議論に予断を与えるものではないが、全権委員会会議としては、WRC-15に対し、本件は人命の安全にも関わる緊急を要する課題であることから、強い政治的メッセージを発信することが適当。

最終的に非公式会合を経て新決議 (COM5/1 (BUSAN, 2014)) が採択され、ITU条約119号に基づき、WRC-15に対し、緊急を要する事項として、その議題に航空機追跡システムの検討を含めることが命じられました。

(7) 宇宙資産登録システムの監督機関に関する議論

私法統一国際協会 (UNIDROIT) は、2012年に可動物の国際的な権益を規定する条約 (ケープタウン条約、2001年) の宇宙資産議定書を採択し、宇宙資産の担保制度を創設することとしています。担保制度創設に際しては、民間が宇宙資産の登録機関になりますが、その公益性を確保するため、この登録機関を監督するための機関を設置することとしており、UNIDROITよりITUに対して、当該監督機関になることが打診されています。

そのため、事務総局は、今次全権委員会会議で受諾の是非を最終的に決定することを予定していました。

これを受け、第五委員会においてUNIDROITに対するITUの役割を議論した結果、理事会は引き続きUNIDROITに関連する動向の監視を継続する一方、ITU事務総局は、当該監督機関となることについて関心を有することを表明し続けるとともに、次回2018年全権委員会会議までの間に、本件に関して構成国から提起される質問に回答する旨の

勧告がとりまとめられ、同勧告は全体会合において採択されました。

5. 第六委員会（財政等）

（1）構成国等による分担金の滞納

構成国等による分担金の滞納を改善するため、ITUが分担金を滞納している構成国等のITUへの参加停止・除名等の規定を柔軟に運用できるよう決議152が見直され、異論なく採択されました。また、滞納額に対する利子率の規定を条約から削除し、財政規則に記載するというロシア提案については、第五委員会におけるITU憲章・条約の改正を行わないとする合意を受けて取下げられました。

（2）ITUの監査（内部監査、外部監査及び独立会計監査（IMAC））

決議94（連合の会計監査）について、米国から外部会計監査報告の一般公開を求める新決議案が提案されましたが、第六委員会において米国から新決議案を取下げ、決議94に会計監査報告を一般公開する旨のテキストを追加したい旨発言がありました。後日、米国からの提案のとおり、外部監査報告をITUのウェブサイトで公表する旨のテキストが追加された決議94の改正案が提案され、同案は採択されました。

決議162（IMAC）について、米国及び米州電気通信委員会（CITEL）からは、これまでのIMACの有益性に鑑み、IMACの恒久化や報告書の一般公開等を求める寄与文書、欧州郵便電気通信主管庁会議（CEPT）からは、IMACの恒久化を求める寄与文書、アジア・太平洋電気通信共同体（APT）及び通信地域連邦（RCC）からは、IMACを2019年まで延長する寄与文書がそれぞれ提出されていました。第六委員会においては、各国・地域の提案を支持する発言があり、アドホックグループにおいて各国・地域からの提案を踏まえた改正決議案の議論が行われました。意見は大きく対立することなく、IMACを継続し（on-going basis）、IMACの報告書は、理事会への報告の後にITUのウェブサイトに公表する案が作成され、同案は採択されました。

内部監査について、米国より内部監査報告の一般公表を求める提案がなされておりましたが、11月7日に開催された理事会特別部会において、財政規則第29条に、理事会への報告の後に内部監査報告を公開する旨のテキストが追加され、同案は採択されました。

（3）ITUの戦略・計画（2016－2019）

これまで理事会及び理事会作業部会において検討が行われてきた、次期（2016－2019年）の戦略・財政計画案が審議・承認されました。収支は635.7百万スイスフランで均衡させ、構成国が負担する分担金1単位あたりの金額の上限を、これまでと同じく318,000スイスフランに設定することが決定されました。

国際電気通信番号資源（INR）を新たな収入源とする案については、当初財政計画案において4年間で700万スイスフランが歳入として見込まれていましたが、米国、英国、ドイツ及び我が国などの強い反対により最終的に財政計画案の歳入項目から削除されました。

また、Varembéビルの建替えについては、スペイン及び事務総局が作成した案を基に同ビル建替え検討継続に向けた理事会作業部会の設置に係る決議案が検討され、新決議（COM6/5（BUSAN, 2014））が採択されました。同決議は、長期的視野に基づきVarembéビルのあり方について検討するための理事会作業部会を設立し、同理事会作業部会は2015年理事会より毎年理事会に報告書を提出することとされました。

6. 全体会合作業部会（インターネット関係等）

（1）世界情報社会サミット（WSIS）関係（決議140、172）

2015年以降のWSISの在り方とITUの今後の取組みについては、いかに2015年12月に国連で行われる全体総括レビューの結果を予断することなく、決議140にその内容を反映させるか、という点について集中的に議論されました。決議案の修文作業中、各地域提案ではなく議長（ロシア）自らが作成したという理事作業部会の報告書をベースに突然審議が開始され、豪州をはじめとする各国より懸念が表明されましたが、「既に理事会作業部会で合意した文書であり、時間の節約のためこれをベースに議論を行う」とのコメントが議長より出されました。

議論においては、ITUの取組む範囲をさらに拡大したいアラブ諸国及びロシアと、マンドートを拡大することなく優先順位の高い分野への取組みを深めるべきとする日米欧との間で意見が対立しました。最終的には、2015年に実施される国連全体総括レビューの結果を踏まえる旨の修文を行うことで合意されました。なお、決議172については、アラブ諸国より修文案、ロシア地域より削除案が出されましたが、この決議は役割を終えたとして削除されました。

(2) インターネット関連（決議101、102、133、178、180）

インターネット関連については、日米欧とロシア・アラブ諸国を中心とした国々との間で意見が対立しました。特に、国際的な大規模不法監視の対策の必要性（サウジアラビア提案）、OTT（Over the Top）サービスの課金方法に関するルール作りの必要性（サウジアラビア提案）、ITUのセキュリティへの取組み範囲拡大とインターネット資源管理への関与（インド新決議提案）等について意見が対立しましたが、日米欧の働きかけにより、それらの提案は取下げられ、ITUの果たすべき責務の中で、引続き、技術開発・人材育成などの分野で重要な役割を果たしていくことが合意されました。インドからの新決議提案については、今後もさらに議論を続けていきたい旨インドから発言があったため、今後の関連会合の場において同様の提案がなされる可能性があります。

また、米国及び欧州から提案されたインターネット理事会作業部会のオープン化については、それに反対するロシア及びアラブ諸国との間で意見が対立しましたが、最終的に、理事会のインターネット作業部会の前に実施するオープンコンサルテーション会合をマルチステークホルダー方式で行うことで合意されました。

(3) サイバーセキュリティ関連（決議130、174,179、181）

サイバーセキュリティ関連については、「国際的な不法監視対策のために取組みを強化すべき」（サウジアラビア提案、ロシア・中国支持）等、現在のITUのマンデートを越える内容の提案が出され、ITUは、技術開発や人材育成の分野において、引続き重要な役割を果たすべきとの考え方である我が国・米国・欧州との間で大きく対立しました。

我が国からは、決議130の基本的な内容を変更することなくITUが取組むべき優先分野に注力すべき、また、国家安全保障などのセキュリティ分野は、ITUの所掌範囲ではないとの基本的な考え方に基き、米国・欧州と連携しつつ対処した結果、ITUの果たすべき責務の中で、引続き、技術開発・人材育成などの分野で重要な役割を果たしていくことが合意されました。

7. エボラ撲滅の支援

ICTの利用によるエボラ出血熱の撲滅のための新たな決議が全会一致で採択され、我が国はこれに賛同するとともに、18万スイスフラン（約2,000万円）の支援を表明しました。今後、ITUと我が国は、本決議に基づき、ICTを活用

したプロジェクト管理ツール（対策に必要な情報の効率的な提供）の開発を協力して推進していく予定です。

8. 今後の会議・会合日程

2015年から2019年の期間における会議・会合の日程について、以下のとおり決定され、決議77の修正が採択されました。また、次回の全権委員会会議について、アラブ首長国連邦から招請の意向が表明されました。

会議・会合	日 程
世界電気通信標準化総会（WTSA）	2016年（第4四半期）
世界電気通信開発会議（WTDC）	2017年（11月～12月）
全権委員会会議（PP）	2018年（第4四半期）
無線通信総会（RA）	2019年 （10月26日～30日）
世界無線通信会議（WRC）	2019年（11月2日～27日）

9. おわりに

今回の会議では、地域単位の活動（調整会合等）が活発に行われ、特に新興国（UAE、ブラジル等）からの参加者が、それぞれ流暢な英語とリーダーシップで会議をひっぱり、各国から賞賛されて、非常に大きなプレゼンスを示していました。

また、今回の会議で選出された新執行部は、2015年1月1日からそれぞれの職に就任しています。2015年開催される、ITU理事会をはじめ、2016年以降もWTSA、WTDCと重要な会議が予定されています。今後も我が国が重要な役割を果たしていけるよう、理事会などの機会を利用して働きかけをしていきたいと考えています。

末尾になりましたが、関係者の皆様方のご支援により、無線通信規則委員会委員への伊藤候補の再選及び我が国の理事国への再選を果たすことができたことを、この場をお借りしてお礼申し上げます。

注

[1] ITRの見直しプロセス（決議146）

- ア 理事会は、構成国及びセクターを対象とした専門家グループを設立する。
- イ 同グループは、2018年理事会に報告書を提出し、その後、2018年全権委員会会議にも提出する。
- ウ 2018年全権委員会会議は、同グループからの報告書を検討し、要すれば適切な行動な行動をとる。

ITU全権委員会議（PP-10）の結果について

総務省 情報通信国際戦略局国際政策課

1. はじめに

本年10月4日から22日にかけて、メキシコ合衆国グアダハラ市において、ITU全権委員会議が開催されました。ITU全権委員会議は、4年に1度開催されるITUの最高意思決定機関であり、今回の会議にはITU全構成国192か国のうち、167か国から、約1,900名が出席しました。我が国からは、平岡総務副大臣、小野在メキシコ大使をはじめ、総務省、KDDI、日本ITU協会などから合計45名が出席しました。会議では2012年から4年間の活動方針（戦略計画）、予算の大枠（財政計画）等に関する審議が行われ、ITU憲章・条約を改正する文書が採択されました。

また、2011年から4年間の新執行部が選出されました。

2. 選挙の結果について

既に昨年11月号でも報じられているとおり、我が国からは無線通信規則委員会（RRB）委員候補として擁立した、株式会社KDDI研究所の伊藤泰彦会長が、我が国が属するE地域において、激戦の結果（定数3に7名が立候補）、2位に30票近い差をつけてトップ当選を果たしました。また、理事国の選挙についても、我が国はE地域においてトップと僅差（2票）の3位で、1959年以来連続10回目の当選を果たしました。

その他の選挙結果の詳細は表1～表7のとおりです。

表1. 事務総局長選挙

氏名	Dr Hamadoun I. Touré				
出身国	マリ	有効票数	無効票数	白票数	最低当選票数
選挙結果	当選				
1回目	151	157	0	6	79

表2. 事務総局次長選挙

氏名	Mr Houlin ZHAO				
出身国	中国	有効票数	無効票数	白票数	最低当選票数
選挙結果	当選				
1回目	155	157	0	2	79

表3. 電気通信標準化局長選挙（ITU-T）

氏名	Mr Malcolm JOHNSON				
出身国	英国	有効票数	無効票数	白票数	最低当選票数
選挙結果	当選				
1回目	152	156	1	3	79

表4. 無線通信局長選挙（ITU-R）

氏名	Mr François RANCY	Mr Fabio LEITE	Dr Veena RAWAT				
出身国	フランス	ブラジル	カナダ	有効票数	無効票数	白票数	最低当選票数
選挙結果	当選						
2回目	90	67	妻権	157	0	0	79
1回目	72	48	36	156	0	0	79

表5. 電気通信開発局長選挙（ITU-D）

氏名	Mr Brahim Sanou	Mr Hector OLAVARRIA	Mr Sami S. AL-BASHEER				
出身国	ブルキナファソ	メキシコ	サウジアラビア	有効票数	無効票数	白票数	最低当選票数
選挙結果	当選						
3回目	81	47	29	158	0	1	80
2回目	65	49	43	157	0	0	79
1回目	53	50	53	156	0	0	79

表6. 無線通信規則委員会（RRB）委員選挙

A地域 南北アメリカ(2名)	票数	B地域 西ヨーロッパ(2名)	票数	C地域 東ヨーロッパ(2名)	票数	D地域 アフリカ(3名)	票数	E地域 アジア太平洋(3名)	票数
Mr Ricardo Luis TERAN (アルゼンチン)	154	Dr Alfredo MAGENTA (イタリア)	98	Dr Victor STRELETS (ロシア)	102	Mr Stanley Kalge KIBE (ケニア)	142	Dr Yasuhiko ITO (日本)	120
Dr Julie NAPER ZOLLER (米国)	145	Mr Mindaugas ZILINSKAS (リトアニア)	89	Mr Baijsh NURMATOV (キルギス)	71	Mr Mustapha BESSI (モロッコ)	124	Mr Ali R. EBADI (マレーシア)	93
		Dr Peter MAJOR (ハンガリー)	81	Mr Momoko SIMIC (セルビア)	70	Mr Simon KOFFI (コートジボワール)	119	Mr P. K. GARG (インド)	78
		Dr Vasilios G. CASSAPOGLOU (ギリシャ)	35	Mr Aurélien Scrinet CALINCIUC (ルーマニア)	61	Mr Haroun Mahamat BADAOUY (チャド)	60	Mr Nasser BIN HAMMAD (UAE)	69
								Mr Alireza DARVISHI (イラン)	49
								Mr Mian Muhammad JAVED (パキスタン)	44
								Mr Nader Shah ARIAN (アフガニスタン)	8

表7. 理事国選挙

A地域 南北アメリカ(席数9)	票数	B地域 西ヨーロッパ(席数8)	票数	C地域 東ヨーロッパ(席数5)	票数	D地域 アフリカ(席数13)	票数	E地域 アジア太平洋(席数13)	票数
メキシコ	143	スイス	141	ロシア	123	エジプト	122	インドネシア	135
ブラジル	135	スペイン	138	ブルガリア	116	ケニア	119	中国	134
カナダ	135	イタリア	136	ルーマニア	114	アルジェリア	114	日本	133
アルゼンチン	131	フランス	135	ポーランド	107	モロッコ	114	マレーシア	127
キューバ	125	ドイツ	130	チェコ	93	ガーナ	112	韓国	125
ベネズエラ	119	スウェーデン	126	ウクライナ	91	チュニジア	111	バングラデシュ	123
米国	114	トルコ	125	アゼルバイジャン	76	南アフリカ	105	タイ	121
コスタリカ	93	ギリシャ	109			マリ	101	オーストラリア	119
パラグアイ	91	ポルトガル	102			ブルキナファソ	97	インドネシア	119
コロンビア	89					ナイジェリア	95	UAE	114
エクアドル	75					ルワンダ	93	クウェート	108
						セネガル	93	サウジアラビア	105
						カメルーン	93	フィリピン	97
						ウガンダ	79	パキスタン	93
						モーリタニア	78	スリランカ	79
						タンザニア	76		
						コートジボワール	71	レバノン	75
						スーダン	57		
						マラウイ	41	シリア	63
						チャド	28		

3. 会議の構成について

会議は全体会合（議長フィゲロア氏（メキシコ）の下に、政策及び法的事項に関する提案等を審議する第五委員会（議長リール氏（スイス））、管理及び運営に関する提案等を審議する第六委員会（議長グレーシー氏（カナダ））、インターネットや一般的課題を含む公共政策関連の提案等を審議する全体会合作業部会（議長ジョロゲ氏（ケニア））が設置され、各委員会及び作業部会を中心に議論が行われました。

また、会議期間中には、APT（アジア・太平洋電気通信共同体）加盟国の調整会合が合計9回開催され、APTが提出した共同提案の採択に向け、各提案の担当国の決定、議論の経過報告、他地域提案との調整等が行われました。我が国は、無線通信の定義の現状維持や、途上国セクターメンバーのITU-T及びRへの活動参加の財政負担軽減をはじめとする合計8本の共同提案の担当国となり、会合での採択に努めました。

さらに、全体会合では、各国代表によるポリシーステートメントが実施され、平岡総務副大臣が我が国のICT分野の成長戦略を紹介するとともに、ICTが持続的経済成長の牽引力であること、世界的な情報社会の実現に向けたITUの活動に我が国が引き続き貢献すること等をアピールする政策演説を行いました。

4. ITUの組織の在り方関係

①ITU憲章・条約の安定化に向けた検討

ITU憲章・条約は、全権委員会会議ごとに改正が行われており、これに伴う構成国の国内作業が複雑かつ長期にわたること等が原因となり、改正文書の締約国数が毎回減少してきているという現状があります。この問題について、今回の会議では、APTをはじめ、アラブ、アフリカ、独立国家共同体（CIS）のそれぞれの地域会合から、ITU憲章及び条約の各条文を恒久的な性質のものとそうでないものとに再配置することが提案されました。

審議は、APT共同提案に基づいて、その具体的な検討方法を中心に進められましたが、今回の会議においては通常どおり憲章・条約の修正について審議を行うとともに、今後4年間で憲章・条約の条項再配置の検討を行い、より安定的な文書の策定を目指すことで合意し、理事会の下に本件を検討するための作業部会を設置し、そこで2014年全権委員会に向けた議論を行うことを決定しました（決議COM5/1）。

なお、作業部会は、すべての構成国が参加可能な形で開催することで合意しました。

②ITUの組織の見直し

前回2006年の全権委員会会議において決議147「連合の管理及び任務に関する研究」が採択され、選挙職の役割及び任期、選挙規定、調整委員会及び諮問委員会の役割等について、今回の会議までに検討を行うことが決定されました。

審議において、APTからは、上記について、現在の規定を維持すべきとの共同提案が提出されました。一方、アラブ地域からは、局長の名称変更の提案、アラブ地域及び米国からは、電気通信標準化諮問委員会（TSAG）の位置付けに関する提案、米国からは、理事会に対する事務総局長の責任を明確にする提案等が提出されましたが、多くの構成国は現在の規定及び組織形態をあえて変更する必要性はないとの立場であったことから、結果として、変更を加えないこととなりました。

③憲章・条約で用いられる用語の定義

前回2006年の全権委員会会議での審議結果を踏まえ、憲章・条約で用いられる「電気通信」の用語の定義について、また「ICT」及び「ICTアプリケーション」の用語を憲章・条約へ追加することについて、理事会作業部会において審議が行われてきました。今回の会議では、理事会作業部会から提案された二つのオプション（①「ICT」及び「ICTアプリケーション」の定義を憲章・条約に盛り込む、②必要に応じて決議等で対応）について議論がなされました。審議においては、電気通信環境の変化に柔軟に対応する必要があることから憲章・条約にICTを定義する必要はないとする米国、ニュージーランド、英国、ブラジルなどと、ITUの活動は拡大していることから定義の見直しは不可欠であるとするアフリカ地域、ロシアなどとの間で意見の対立はありましたが、結果として、今回の会議では、憲章・条約は必要最小限の改正以外行わないことが第五委員会合意されたことを受け、改正をしないとの結論に至りました。

④理事会の構成

前回2006年の全権委員会会議で採択された決議134「理事国の数」に基づき、2008年及び2010年理事会の審議において既に合意されているA地域（米州地域）への理事国数の割当て（8席→9席へと1席増）、及びこれに伴う一般規則207の修正、理事国の割当ての方法論に関する新決議案（文書40）

が特段の反対なく承認されました。また、本年東ティモール民主共和国が新たにITUに加入（2010年8月24日付け）したことを踏まえ、APTから提出されていた、理事国数を更に1席増やし、これをE地域（アジア・太平洋地域）に割り当てる（12席→13席）提案についても、特段の異論なく原案どおりに承認されました。

⑤2012-2015戦略・財政計画

これまで理事会及び理事会作業部会において検討が行われてきた、次会期（2012-2015年）の戦略・財政計画案が審議・承認されました。構成国が負担する分担金1単位当たりの金額の上限は、これまでと同じく318,000スイスフランに設定することが決定されました（全権決定5）。

また、分担等級については、40単位から2単位までは1単位刻みで設定できることとし、2単位以下は今までどおり1/2単位ずつとすること、また、引き下げの場合の限度額（最大引き下げ幅）については、15%を超えて引き下げてはならないことで合意に至りました。この点については、憲章・条約の該当部分（憲章第28条第165号及び条約第33条第468号）を改正することとなりました。

なお、セクターメンバーの分担金に関連する新決議（決議COM6/3）が採択され、現在、電気通信開発部門においてのみ適用されている、開発途上国のセクターメンバーに対する分担金負担軽減の措置が、電気通信標準化部門及び無線通信部門でも適用されることとなりました（条約第33条第468B号関連）。

さらに、学術団体、大学及び関連研究機関のITU活動への参加について議論が行われました。分担金の負担について、APTは、1/32単位の負担とすることを提案していましたが、審議の結果、次回全権委員会議までを試行期間として、1/16単位の負担（開発途上国の学術団体等は1/32単位の負担）で、各セクターの活動に参加することを認める新決議が採択されました。

5. インターネット関係

①インターネットガバナンス

今回の会議には、インターネット関連（IPv4からIPv6への移行促進、インターネットプロトコルベースのネットワーク等）の提案が各地域から多数提出されました。インターネット関連の議題については、全体会合作業部会とその下に設置されたアドホックグループで長時間にわたる調整・議論が

行われましたが、現在のICANN（The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）を中心とする現行体制に批判的なシリア、南ア、サウジアラビア等と、ICANN、IETF（The Internet Engineering Task Force）等の関連機関と連携・協力をしながら取組を進めるべきとする米国、欧州などとの間の対立が激しく、最終的には全体会合でも長時間にわたっての審議が必要となりました。各提案については、それぞれドラフティンググループが設置され、我が国は米国、欧州などに歩調を合わせる形で、全体会合などで適宜発言を行いました。最終的に、双方で妥協案が作成され、これを基にICANN、IETF等の関連団体とITUとの間で更なる協調・協力を検討する旨が各決議（IPv4からIPv6への移行促進（決議WGPL/8）、決議101、102及び133）に盛り込まれることとなりました。

②セキュリティの定義

憲章・条約で用いられる用語の定義と同様に、サイバーセキュリティに関する定義と用語法に関しても、理事会作業部会で審議が行われてきました。

理事会作業部会から提案された二つのオプション（①憲章又は条約に用語を導入し、その附属書で定義、②次回の全権委員会議で定義に関する決議を採択）を踏まえて、各国からの提案について議論が行われたところ、オーストラリア、ドイツ、日本、カナダ等多くの国から憲章・条約ではなく決議で定義すべきとの意見が出され、さらに米国からは、当該定義は新たに議論するのではなく、理事会での合意に基づき、既存のサイバーセキュリティの定義「ITU-T勧告X.1205」をそのまま用いるべきとの意見が出されました。最終的には、全体の合意を得て、「ITU-T勧告X.1205」のサイバーセキュリティの定義をそのまま盛り込んだ新決議（決議WGPL/9）が採択されました。



写真1. 全体会合の様子

6. 「ITUテレコム」

今後の「テレコム」の在り方については、2008年理事会において我が国がイベント（展示及びフォーラム）の見直し、及び「世界テレコム」と「地域テレコム」の統合を提案したことに基づき、2010年4月の理事会でも全権決議11「世界及び地域の電気通信/情報通信技術の展示会とフォーラム」の修正について検討が行われました。

今回の会議では、APT、欧州郵便電気通信主管庁会議（CEPT）及びブラジルから、「地域テレコム」と「世界テレコム」とを統合し、世界的なイベントとして位置付け、また、イベントの中心を展示ではなくフォーラムとし、さらに世界電気通信政策フォーラム（WTPF）等と統合させ、定期的な開催とする等の提案が提出されました。第六委員会の下に全権決議11修正のためのドラフティンググループが設置され、審議が進められましたが、ジュネーブを固定的な開催地とするか否か等幾つかの論点で議論が紛糾しました。最終的には「ジュネーブ」という名称には言及せず、オープンで透明な入札手続で開催場所を選定の上、毎年イベントを開催すること及び「テレコム」イベントの収益力強化を図る内容を盛り込んだ全権決議11の修正が採択されました。

7. ITU基本文書の無料化

2009年1月から試行期間として無料オンラインアクセスが可能となっているITU-R勧告等について、今回の会議では、APT、ブラジル及び米州電気通信会議（CITEL）から、正式にITU-R勧告の無料化を決定する提案等が提出されました。また、ITUの基本文書についても無料化を提案するイスラエル提案、さらに、憲章・条約を補足する業務規則についても無料化を提案するCIS提案、慎重に更なる研究を行うべきとするアフリカ提案等も提出されました。

審議の結果、ITU-R勧告・報告、ITU基本文書（憲章・条約及び一般規則）、全権委員会議の最終文書（final acts）の無料化を決定する新たな決定（決定COM6/1）が採択され、業務規則については、今後研究を行うこととされました。

8. 国際電気通信規則（ITR）

国際電気通信の料金計算原則等について定めた業務規則であるITRについては、2012年に世界国際電気通信会議

（WCIT-12）を開催し、現行のITRを見直すことが、前回2006年の全権委員会議で決定しました。その後、電気通信標準化部門の専門家会合や理事会作業部会が開催され、WCIT-12において、何を審議すべきかの議題設定について議論が行われました。今回の会議では、WCITの開催を機に、サイバーセキュリティ等の新規の緊急課題を盛り込むことを主張する途上国と、これに反対する先進国とが対立し、決議案に付属する議題案にこの点を含めるか否かで議論が紛糾しました。審議の結果、「サイバーセキュリティ」等の具体的な課題については言及しない（その是非の議論は継続）ことで合意し、現行のITRを見直すための理事会作業部会を継続する内容を含めた新決議（決議COM5/3）が採択されました。

9. 今後の会議・会合日程

2011年から2014年の期間における会議・会合の日程について、以下のとおり決定され、決議77修正が採択されました。また、次回の全権委員会議について、韓国から招請の意向が表明されました。

無線通信総会（RA）2012年1月16日～20日

世界無線通信会議（WRC）2012年1月23日～2月17日

世界電気通信標準化総会（WTSA）2012年11月

世界国際電気通信会議（WCIT）2012年11月

世界電気通信開発会議（WTDC）2014年3月～4月

10. おわりに

今回の会議では、地域単位の活動（調整会合等）が活発に行われ、特に新興国（UAE、エジプト、ブラジル等）からの参加者が各種アドホックグループの議長役を果たし、それぞれいうような英語とリーダーシップで会議を引っ張り、各国から賞賛されて、非常に大きなプレジンスを示していました。

また、今回の会議で選出された新執行部は、本年1月1日からそれぞれの職に就任しています。今後も本年開催される世界テレコム2011をはじめ、2012年にはWCIT、RA、WRC、WTSAと重要な会議が数多く予定されています。これからも我が国が重要な役割を果たしていけるよう、理事会などの機会を利用して働きかけをしてきたいと考えています。

2.2 理事会（C）

2.2.1 理事会の構成

釜山全権委員会議（2014年）

A地域（アメリカ） 9カ国

アルゼンチン共和国
ブラジル連邦共和国
カナダ
キューバ共和国
コスタリカ共和国
メキシコ合衆国
パラグアイ共和国
アメリカ合衆国
ベネズエラ・ボリバル共和国

B地域（西ヨーロッパ） 8カ国

フランス共和国
ドイツ連邦共和国
ギリシャ共和国
イタリア共和国
リトアニア共和国
スペイン
スイス連邦
トルコ共和国

C地域（東ヨーロッパ） 5カ国

アゼルバイジャン共和国
ブルガリア共和国
ポーランド共和国
ルーマニア
ロシア連邦

D地域（アフリカ） 13カ国

アルジェリア民主人民共和国
ブルキナファソ
エジプト・アラブ共和国
ガーナ共和国
ケニア共和国
マリ共和国
モロッコ王国
ナイジェリア連邦共和国
ルワンダ共和国
セネガル共和国
タンザニア連合共和国
チュニジア共和国
ウガンダ共和国

E地域（アジア・南洋州） 13カ国

オーストラリア連邦
バングラデッシュ人民共和国
中華人民共和国
インド
インドネシア共和国
日本
大韓民国
クウェート国
パキスタン・イスラム共和国
フィリピン共和国
サウジアラビア王国
タイ王国
アラブ首長国連邦

2016年次ITU理事会の結果概要報告

総務省 情報通信国際戦略局 国際政策課 つちや ゆきこ
土屋 由紀子

総務省 情報通信国際戦略局 国際政策課 いわい ゆうすけ
岩井 優介

1. 概要

2016年次ITU理事会は、5月25日から6月2日にかけて、スイス・ジュネーブのITU本部にて開催された。

理事会は、全権委員会議（4年に1回開催。ITUの最高意思決定機関）の会期の間のITUをめぐる環境変化に対応するため、広範囲な電気通信政策問題を検討することを任務として毎年開催されるものである。

今年は、昨年9月に持続可能な開発目標（SDGs）が策定されて以降初めて開催される理事会であり、ITU構成国（193か国）のうち47の理事国から350名以上が参加し、ITUの重要議題について審議が行われた。

今次理事会の議長は、慣例に基づき昨年の理事会副議長のJulie Zoller氏（米国）が初の女性議長として選任され、副議長は新たにEva Spina氏（イタリア）となった。また、管理委員会の議長はKirill Oparin氏（ロシア）、同副議長は昨年に引き続きVernita Harris氏（米国）及びAbdourahmane Touré氏（マリ共和国）が務めることとなった。

以下、今次理事会の個別主要議題の詳細について報告する。

2. 個別主要議題の対処結果

2.1 一般的な政策、戦略

(1) 国際的なインターネット関連公共政策課題に関する理事会作業部会での提案作成について（文書51）、寄与文書：ロシア・アルメニア・ベラルーシ・タジキスタン（文書91）、サウジアラビア（文書92）、ルワンダ（文書98）

はじめに、同作業部会の議長（サウジアラビア）から、2回のオープンコンサルテーション会合を含む同作業部会の活動報告とともに、理事会決議1336に基づく同作業部会のマンデートに国際的なインターネット関連公共政策課題に関する具体的な提案作成が含まれているかについて、構成国の見解が一致していないため、今次理事会で検討する旨説明がなされた。

ロシアほか3か国、サウジアラビア、ルワンダからの「同作業部会は具体的な提案を作成すべき」との提案を支持

する国（中国、ロシア、UAE、アフリカ諸国等）と、「具体的な提案作成は、同作業部会のマンデートを越えている」、「マルチステークホルダーアプローチに反する」という趣旨の発言をする国（欧米諸国、日本、オーストラリア等）とで意見が分かれた。

各国（サウジアラビア、米国、ロシア、ルワンダ）が非公式に調整した結果、以下の合意案が作成され、全体会合での承認を経て、議長レポートに盛り込まれることとなった。

- ① ITU事務局が作成したオープンコンサルテーション会合のサマリーを同作業部会に提出し、審議する。
- ② 上記審議の結果について、合意事項及び合意に至らなかった場合にはその両論を同作業部会議長レポートに反映し、必要に応じて理事会に報告する。

(2) SDGsに向けたWSIS成果の実施におけるITUの役割

WSIS作業部会の議長（ロシア）からの同作業部会の活動報告（文書8）に続き、米国（文書84）及びロシア（文書87）より、理事会決議1332「WSIS成果の実施におけるITUの役割」の修正に関する寄与文書について説明がなされた。

続けて、SDGsとITUの役割に関して事務局から説明がなされ（文書58）、米国から、SDGs達成に向けた2030アジェンダ実施におけるITUの役割に関する決議案が提案された（文書75）。

WSISとSDGsとは密接に連携するため、理事会議長の提案により、上記2つのテーマを同時に検討し合意案を作成するためのドラフティング会合が開催され、同作業部会の議長であるVladimir Minkin氏（ロシア）が議長を務めた。

日本も参加したドラフティング会合での検討の結果、昨年9月に国連総会で策定されたSDGsに対するITUの役割について、「SDGs達成を促進するため、ITUはWSISフレームワークを基礎として活用していく」等の文言を理事会決議1332に追加することとし、全体会合にて承認された。

(3) 国際電気通信規則 (ITRs: International Telecommunication Regulations) のレビュープロセス (文書66)、寄与文書: 米国 (文書81)、ロシア (文書90)

2014年全権委員会議決議146にて設立が決定した、ITRの見直しを行う専門グループに関して、米国及びロシアから寄与文書について説明がなされた。両国の提案した決議案をベースに合意案を作成するため、Fabio Bigi氏 (イタリア) を議長としたドラフティング会合が開催されることとなった。2回のドラフティング会合 (日本も参加) の結果、以下のとおり、専門グループの所掌事務及び作業方法に関する決議案が作成された。

- ① 議長1名と各地域からの副議長6名を専門グループに設置。
- ② 専門グループは、2012年の改正ITRの課題や電気通信の新しいトレンド等を考慮し、2012年改正ITRのレビューを行う。
- ③ 専門グループの実会合は、2017年及び2018年の理事会作業部会に合わせて開催する。(計3回予定)
- ④ 専門グループは、2017年の理事会に進捗状況を報告し、2018年の理事会において、同年開催の全権委員会議への報告書に関する最終報告を行う。

本決議案は全体会合において承認され、専門グループの議長には、2010年全権委員会議議長を務めたFernando Borjon氏 (メキシコ) が選出された。

なお、2018年全権委員会議において、専門グループの検討結果を踏まえて、世界国際電気通信会議の開催の有無が判断される見通しである。

2.2 財政・人事

(1) 2015年度ITU財政報告 (文書42)

事務局より、2015年におけるITUの財政状況が報告され、日本が昨年の理事会にて提案した財政指標を今年の報告に盛り込んだ旨説明があった。本文書は異論なく承認された。

(2) 収支年次報告 (文書9)

事務局より、2016年～2017年予算の初年における収入支出の状況について説明があった。理事会決議1375に基づき、2016年の予算見込額は1億6076万スイスフラン、支出については継続的な効率化追求により予算内に収めることを目標としており、2016年2月22日時点の実績値として、収入が1億2678万3千スイスフラン、支出が2062万1千スイス

フランであると報告された。本文書は異論なく承認された。

(3) 国連合同監査団 (JIU: Joint Inspection Unit) によるレビュー報告 (文書49、67)

JIU副委員長より、以下の内容を含む12の勧告が報告された。

- ・支出削減、収入増加を含む包括的な財務計画の策定。
- ・管理委員会の枠組みを含むITU内部での調整強化、セクター間タスクフォースの影響力及び活動の強化。
- ・新しい財源の探索を含めた包括的な戦略計画の作成、他の国連機関のベストプラクティスに則った人的資源政策、ジェンダーや地理的要因に配慮した人的配置。

事務局より、これらの勧告の実施計画を作成していくつか実行中であり、2017年の理事会で進捗報告する旨説明された。

これに対して構成国からは、「勧告のフォローアップが重要である」(スペイン、スイス、オーストラリア)、「各勧告をITUは責任を持って実施していくべき」(米国、ケニア、ドイツ、サウジアラビア)等のコメントがあった。

これらを踏まえ、理事会は事務総局長に対して勧告の実施と次回理事会での報告を指示した。

(4) 2017年～2020年ITU事業計画 (文書28、29、30、31、32)

ITU各セクター (R: 無線通信部門、T: 電気通信標準化部門、D: 電気通信開発部門、事務総局) の2017年～2020年の事業計画について事務局から説明が行われ、審議が行われた。各セクターの事業計画は概ね支持され、事務局案のとおり採択された。

(5) 外部監査勧告の報告及びフォローアップ (文書50)

2014年財務諸表に対する外部監査報告での勧告について、以下の3点が報告され、ノートされた。

- ① 紛失/盗難項目に関する勧告: 在庫管理規定が2015年12月に変更された。
- ② 団体医療保険制度及び退職後健康保険制度に関する勧告: IPSAS 25 (従業員給付) の国際的なアクチュアリー研究に関する要件を2016年3月に規定。関連する入札公募を2016年4月に実施予定。
- ③ リスク分析に関する勧告: 2016年の内部監査計画立案のため、リスク分析が行われた。

(6) 独立管理諮問委員会 (IMAC: Independent Management Advisory Committee) 年次報告 (文書22)

はじめに、IMAC議長からIMAC年次レポートの概要が報告された。本報告に対しケニアから、3.27に記載のアフリカ地域事務所の継続的な予算不足、セキュリティの課題などについて質問があったが、予算不足についてはDセクター全体で見ればバランスされた予算になっており、将来的には事務局が予算調整すること、セキュリティについては現在取り組んでおり今後も向上していく旨が事務局より説明された。

また、2015年次理事会に、IMACレポートの勧告のタイムラインを設定するよう日本から寄書を提出したが、本件に関する状況を日本から確認した。これに対し事務局より、現在適切なタイムラインについてIMACと検討しており、理事会作業部会で今後検討される旨報告があり、本文書は承認された。

(7) ITUの体系的リスク管理の実施 (文書50)

IMAC勧告に基づき、リスクの再測定などがなされている旨報告があり、ノートされた。

(8) IMAC勧告のフォローアップ (文書50)

はじめに、財政人事作業部会の議長代理 (スイス) から、内部監査やリスク管理等に関して報告がなされた。併せて、IMACレポートは勧告の実施における優先度を示唆するものではあるが、タイムフレームの作成については、勧告の財政的影響を考慮してITUが作成すべきである旨が述べられ、ノートされた。

(9) ITUメンバーシップの見直し (文書50)、寄与文書：米国 (文書83)

はじめに事務局から、課金減免されたSMEカテゴリーの創設、NGO・アカデミアの参加の見直し、料金免除基準の見直し等の検討状況、及びアルゼンチンが提案したITU-Tの研究委員会 (SG: Study Group) へのSMEのトライアル参加について報告された。次に米国から、「カテゴリーを新設・変更した際の収入の増減の検討が必要。アルゼンチンからの提案についても同様に検討が必要」との発言がなされた。

オーストラリア、日本等が米国を支持、ロシアも収入構造への影響に懸念を示した一方、スペイン、サウジアラビ

ア等からはカテゴリーの新設を支持する発言があった。

審議の結果、合意に達しなかったため、本議題については作業部会で引き続き検討することとなった。

(10) 退職年次の引上げによる財政的影響 (文書43)

事務局より、国連規程の変更に伴い2018年以降の給与体系の変更と定年退職年齢の65歳への引上げが施行される旨と、それに伴う財政的影響について報告された。

財政的影響として、2018年～2019年の支出予算の増加は830万スイスフランが見込まれるが、ITUでは早期退職制度の活用、新規採用抑制などにより支出の増加を抑える旨、併せて報告された。

これに対し、スペインやドイツ等から定年退職年齢の65歳への引上げについて、下記の意見が出された。

- ① 早期退職することによってインセンティブが生じるような仕組みを策定すること。
- ② ITUの厳しい財政状況に鑑みれば、定年引上げに伴う追加的財政負担は看過できない。
- ③ 本支出を考慮して、他の部分で異なる財政支出削減を検討すること。

上記コメントに対して、事務局から本規程に従わないことで追加費用が発生する旨の説明があり、早期退職制度のための費用として3百万スイスフランをリザーブアカウントから使用するという旨の本案は承認された。

2.3 ITUイベント

(1) 世界電気通信/ICT政策フォーラム (WTPF) (文書59)、寄与文書：米国 (文書85)

WTPFは、電気通信/ICTの急速な変化に伴う問題及び政策課題に関する国際的な共通認識の醸成を目的として、世界中のステークホルダーが意見交換をするフォーラムである。前回は「インターネットに関する国際公共政策課題」をテーマに、インターネットガバナンス、IXP、IPv6等に関して議論を行った。

今次理事会では、WTPF開催の必要性について決定することが求められており、米国から「2017年のWTPF開催は不要。2018年の全権委員会議にて開催の是非を議論すべき」との提案がなされた。米国を支持する発言がカナダ、オーストラリア、日本、UAE等からあった一方、開催の必要性を主張する発言がブラジル、サウジアラビア、インド、メキシコ等からあった。

審議の結果、事務総局長が引き続き加盟国と調整を続

け、来年の理事会でWTPFの必要性について報告することとなった。

(2) 2017年世界電気通信開発会議（WTDC-17）の開催場所及び日程（文書56）

WTDC-17が2017年10月9日～20日にかけてアルゼンチン・ブエノスアイレスで開催される案が報告され、異論なく承認された。テーマは「ICT for SDGs」となった。

(3) 2019年世界無線通信会議（WRC-19）の開催場所及び日程（文書27）、寄与文書：米国（文書76）

事務局から、RA-19（無線通信総会）を2019年10月21日～25日にかけて、WRC-19を2019年10月28日～11月22日にかけて、ジュネーブにて開催する案が報告された（第2回CPM*は2019年2月末予定）。

本案に対し、米国から2019年第2四半期でのCPM開催が提案され、CPMの日程に関しては議論の内容がレポートに反映されることとなった。RA-19及びWRC-19の日程に関しては、事務局提案のまま承認された。

またエジプトからWRC-19招致を検討している旨コメントがあり、開催場所については2017年次理事会にて報告されることとなった。

2.4 その他の考慮すべき報告

(1) ITU本部ビルの建て替え（文書7）

2014年の全権委員会議において、現在の3つのITU本部ビル（ベロンベ、タワー、モンブリアン）のうち、老朽化したベロンベビルのあり方について検討することが決定され、建物作業部会（議長：スペイン）で審議が行われ、コストが最も低廉となる「タワービルを売却し、ベロンベビルを建て替える」旨の報告書が本年2月にとりまとめられた。

本報告に対し、中国、ロシアから「慎重な判断が必要であり、今次理事会で最終決定すべきでは無い」との意見があり、日本からは報告書とりまとめに謝意を示しつつ、「本プロジェクトの財政的影響は非常に大きいため、ITUの予算計画に収まるかどうかの詳細な検討が必要である」旨を発言した。

各国との非公式な調整の結果、スペイン、米国、カナダ、オーストラリア等の強い支持により、本報告書が全体会合にて承認された。併せて、総事業費の上限を1億4700万ス

イスフランとするとともに、竣工時期を2023年とすることも決定された。

また、本計画の推進に当たり、各地域から1か国の構成国が参加するアドバイザーボードを設置することとなった。

(2) 国際電気通信番号資源（INR：International Numbering Resources）からの収入源創出（文書69）、寄与文書：米国（文書79）、サウジアラビア（文書96）

INRへの新たな課金により、ITUの新たな収入源を創出しようとするもので、2014年の理事会において事務局から提案がなされた。財政人事作業部会においてトライアルの実施、コストリカバリーベースでの実施などについて検討が行われているが、合意に達していない。

事務局から作業部会での検討状況が報告された後、米国から「長期間議論が行われているがコンセンサスが得られていないため、本件の検討は継続せず、コスト削減や効率化に注力すべき」旨の提案があった一方、サウジアラビアから「INRの一部に課金すべき」との提案があった。

各国からは、「導入に賛成」（インド、ロシア、中国、UAE等）、「ITUの財政状況に鑑みると収入増が必要」（スペイン）、「希望する国で実施すべき」（ブルガリア）、「INRへの課金により利益を上げるべきでない」（英国、スウェーデン）、「導入に反対」（日本、オーストラリア、ポーランド等）など様々な意見が述べられた。

議論が収束しないため、Caroline Greenway氏（オーストラリア）を議長とするアドホックグループが設置されたが合意には達せず、作業部会で引き続き検討し、来年の理事会に報告することとなった。

(3) 宇宙資産国際登録システムの監督機関としてのITUの役割（ユニドロワ、文書36）、寄与文書：米国（文書82）

昨年のITU理事会での宇宙資産議定書に基づく宇宙資産国際登録システムの監督機関としてのITUの役割に関する議論をフォローアップするとともに、第4回登録機関設立準備委員会（2015年11月開催）の状況について事務局から報告された。

事務局からの「ITUが監督機関になるかどうかの最終判

*CPM（Conference Preparatory Meeting）：WRC準備会合のひとつ

断は2018年全権委員会議で行われるとしつつも、諸制度が整った際にはITUが監督機関になることについて理事会は承認してほしい」という要求について、米国から本理事会での承認は時期尚早である旨指摘があった。

ITUが監督機関になることに対して反対を表明する国はないものの、今次理事会での承認については大半の構成国が慎重な姿勢を示したため、今次理事会では承認せず、次回全権委員会議で決定することとなった。

(4) 財政的・戦略的影響を有する覚書へのITUの参加（文書50）、寄与文書：米国（文書80）、サウジアラビア（文書94）

2014年全権委員会議決議192に基づき、財政的・戦略的影響を有する覚書にITUが参加する場合の基準及びガイドラインについて、財政人事作業部会の議長代理（スイス）から、1年かけて検討された作業部会案が説明された。米国から「作業部会案を支持する。本案を理事会で承認すべき」という発言がなされ、オーストラリア、カナダ、ポーランド、日本が米国案の支持を表明した。一方、サウジアラビアから「作業部会案には不明確な箇所があり、更なる検討が必要」との提案があり、中国、南アフリカ、ルワンダ等がこれを支持した。

審議の結果、合意に達しなかったため、今次理事会での承認は見送り、引き続き作業部会において検討することとなった。

(5) ITUのDOA（Digital Object Architecture）への関与（文書50）、寄与文書：米国（文書78）、ロシア（文書89）、サウジアラビア（文書93）

ITUは2014年にDONA（Digital Object Numbering Authority）財団との覚書を締結し、DOAに関する活動を進めているが、米国からは「ITUのDOA関連活動の継続には覚書は不要であり破棄すべき」との提案がなされた。対してロシアからは「覚書はITUの役割と矛盾していない」、サウジアラビアからは「ITUはDOAの活動を推進すべき」という趣旨の提案がなされた。

DOA活動を支持する主にアジア・アフリカ諸国（インド、中国、パキスタン、UAE、南アメリカ、ナイジェリア等）と、ITUは特定の技術をプロモートすべきではない等の理由から、覚書の必要性に疑問を呈する欧米諸国（カナダ、オーストラリア、英国、スウェーデン等）とで意見が対立した。日本は「理事会での合意がない以上、ITUはDOAに関し

て新たな活動は行うべきではない。DOAに関する活動は、ITU-Tにおける標準化活動に焦点を絞るべき」との趣旨の発言を行った。

電気通信標準化局（TSB）との審議及び各国との非公式な調整の結果、ITUによるDOA活動及びDONA財団との関係についての理解を深めるため、TSBと関心を有する構成国とは引き続き話し合うこと、また、DOAの技術的観点からの検討は関連するSGにて実施することとなった。

(6) ITUとインターポールとの協力協定（文書71）

サイバーセキュリティに関するインターポールとの協力協定へのサインについて、今次理事会での暫定的な承認を求める旨の提案が事務局よりなされた。これに対し米国より、「サイバーセキュリティはITUのマンデートを越えている。詳細を更に確認すべき」との指摘がなされた。

インターポールとの協力に関しては強い反対はないものの、他の国からも今次理事会ではなく2018年全権委員会議での決定を促す発言が多い一方、中国、インド等からは今次理事会での承認を求める発言がなされた。

急きよ、Micaela Klein氏（米国）を議長としたドラフティング会合が開催され（日本も参加）、議論を行った結果、以下の決定案が作成された。

- ① 2014年全権委員会議決議130の範囲内にて、インターポールとの協力を継続する。
- ② 児童オンライン保護・デジタル捜査・マルウェアに関する活動、及びその活動がITUのマンデート及びリソースの範囲内であること等の懸念事項に関する対応を事務総局長へ要請する。

本決定案が全体会合にて承認されるとともに、2017年次理事会に再度報告されることとなった。（協力協定へのサインは、今次理事会では承認が見送られた。）

(7) 議長・副議長の選出基準を含む理事会作業部会の創設及び管理について（文書50）

作業部会の創設及び管理に関する理事会決議1333の修正案が事務局より提出され、作業部会の議長・副議長の選出基準に関して、ジェンダーバランスや地理的要因を考慮すべきとの意見が各国から出された。ロシアを議長とする各国で調整の結果、ITUでの会議及び他政府間組織での経験が選定基準として盛り込まれた理事会決議1333の修正案が承認された。

(8) 理事会文書の公開（文書50）、寄与文書：ロシア（文書88）

会議文書に関わる経費削減に努めるため、理事会の情報文書（理事会に承認などのアクションを求めない各国からの寄書、またアクションを求めないため提出者が情報文書であるとする文書）に関して、以下のとおり事務局から理事会決定495の修正案が説明された。

- ① 電子文書はオリジナル言語のみで5ページ以内とし、要約文書を提出者が付すること。
- ② 上記要約文書を踏まえ、理事会でアクションが必要であると考えられる文書は、国連公用6言語に翻訳される。なお文書がウェブサイトに掲載されてから5日後までに構成国は翻訳必要の意思を伝える必要がある。

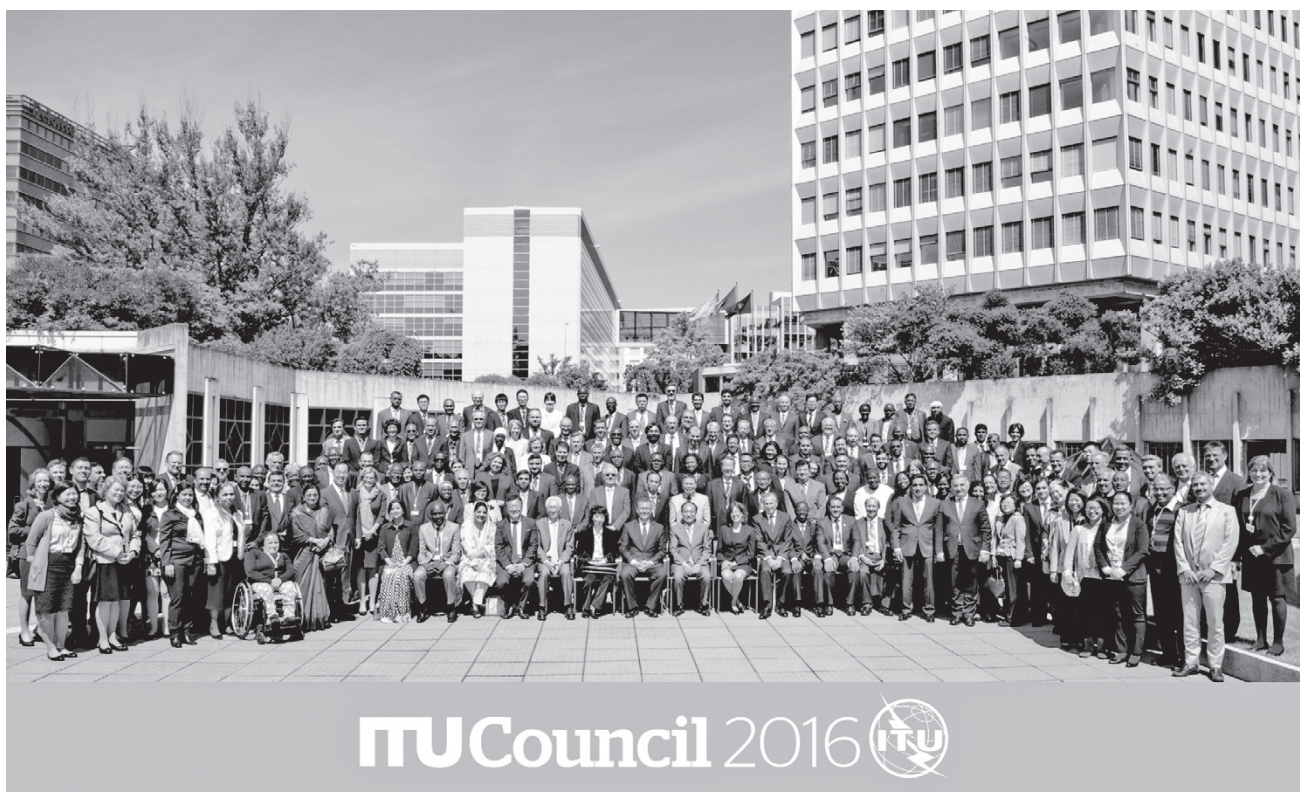
これに対し各国から、①5ページ以内という制限、及び②5日後という短い期限について、懸念が表明された。審

議の結果、①は5ページ以内を「推奨」とし、かつ事務局が英語に翻訳すること、という内容で合意し、その旨を理事会決定495に反映した修正案が全体会合にて承認された。

また、ロシアから、理事会及び理事会作業部に決定を求める事務局文書は理事会及び作業部会の開催30日前までに該当ウェブサイトに掲載されること、という旨の理事会決定556の修正案が提示され、承認された。

(9) 情報/文書へのアクセス方針案（文書50）、寄与文書：米国（文書77）、サウジアラビア（文書95）

情報/文書へのアクセス方針専門委員会の議長（ブルガリア）から、ITUの情報/文書へのアクセス方針について報告された。本方針については2017年1月から試行され、2017年及び2018年次理事会で報告、2018年全権委員会議の場で最終的な方針が決定されるということで承認された。



■ 今次理事会参加者による集合写真
(©ITU/M.Jacobson-Gonzalez、flickrのITU Pictures提供)

2017年次ITU理事会の結果概要報告

総務省 情報通信国際戦略局 国際政策課 主査 つちや ゆきこ
土屋 由紀子

総務省 情報通信国際戦略局 国際政策課 事務官 いわい ゆうすけ
岩井 優介

1. 概要

2017年次ITU理事会が、2017年5月15日から同月25日にかけて、スイス（ジュネーブ）のITU本部にて開催された。

理事会は、全権委員会（4年に1回開催。ITUの最高意思決定機関）の会期の間のITUをめぐる環境変化に対応するため、広範囲な電気通信政策問題の検討を任務として毎年開催される。

今次理事会にはITU構成国（193か国）のうち48の理事国等から450名以上が参加し、ITUの重要課題について審議が行われた。

今次理事会の議長は、慣例に基づき昨年の理事会副議長のイタリア（Eva Spina氏）が選任され、副議長は地域順によりロシア（Rashid Ismailov氏）となった。また、管理委員会（ADM）の議長は米国（Vernita Harris氏）、同副議長はスイス連邦（Dirk-Olivier VON DER EMDEN氏）及び昨年に引き続きマリ共和国（Abdourhamane Touré氏）が務めた。

以下、今次理事会の個別主要課題の詳細について報告する。

2. 個別主要議題の対処結果

2.1 インターネット関連

(1) インターネット関連国際公共政策課題に関する理事会作業部会（CWG-Internet）の次回オープンコンサルテーションのテーマ（文書51）、寄与文書：インド（文書88）、中国（文書90）、米国（文書91）、サウジアラビア（文書105）

全権委員会決議102に基づきオープンコンサルテーションのテーマはCWG-Internetが決定するが、2017年2月のCWG-Internetで米国提案「ジェンダー平等」とサウジアラビア・ヨルダン・UAE・クウェート・スーダンの共同提案「OTTsに向けた公共政策検討」とで議論が対立し、初めてテーマ決定に至らず、今次理事会に指示が要請された。

はじめに事務局から上記経緯が説明され、続いて米国から「ジェンダー平等の1テーマでの開催」、サウジアラビ

アから「ジェンダー平等とOTTの2テーマでの同時開催」、インドから「OTTの1テーマでの開催を支持」、中国から「テーマ数の増加」が提案された。

米国案を支持する日本、カナダ、オーストラリア、ルーマニア他西欧諸国等と、2つとも重要なテーマのため同時開催のサウジアラビア案を支持する中国、UAE、ナイジェリア他アフリカ諸国、インド案を支持するロシア、ブラジル、エジプト他アフリカ諸国とで意見が対立。議長から「最初（2017年9月）にジェンダー平等、次（2018年1月）にOTTでの実施」が提案されたが、同提案にサウジアラビア、UAE、セネガル等が反対し議論が紛糾。議長からCWG-Internet議長（サウジアラビア）を議長とした非公式会合の開催が指示された。

しかし、日本をはじめとする関心を有する国（カナダ、オーストラリア、ルーマニア、英国、チェコ等）からの再三のリクエストにも関わらずCWG-Internet議長はこれを無視し、非公式にサウジアラビアと米国とのみでバイ会合を実施した。

米国からバイ会合の合意結果として、「①1テーマでの開催、②最初にOTT案、翌年1月にジェンダー案を実施、③サウジアラビア提案のOTTに関するオープンコンサルテーション質問案は問題あるテキストを削除した内容で合意済」が上記関心を有する国に共有されたが、各国は③質問案に懸念があるとして反発。米国以外の上記関心を有する国からCWG-Internet議長に質問の一部変更を求めるも、米国と既に合意済であることを理由に変更を拒否された。再度関心を有する国で相談の結果、今回は米国の立場を尊重してやむなくバイ会合の合意結果を受け入れることとし、次回のオープンコンサルテーションのテーマは「OTTsに向けた公共政策検討」に決定した。

今回は非公式会合の開催方法に問題があったため、日本からCWG-Internet議長に対し、今後は必ず関心を有する国をオープンに招いて非公式会合を開催するよう強く要請するとともに、米国にも適切に情報提供するよう求めた。

(2) オープンコンサルテーション回答の分析、寄与文書：

サウジアラビア（文書103）

サウジアラビアより、オープンコンサルテーションに対する全てのステークホルダーからの回答に関して、事務局が“コンセプチュアルな全体分析”と“表明された合意事項と懸念事項”をCWG-Internetに提供することが提案された。

オープンコンサルテーションには全てのステークホルダーが参加可能だが、CWG-Internetは構成国しか参加できない。政府だけが参加するクローズドな場でインターネットに関する“分析”の文書作成は、マルチステークホルダーのアプローチに反するとして、米国、カナダ、オーストラリア、ドイツ等は反対。日本も「概要分析はオープンコンサルテーションに参加していない人に誤解を与える恐れがあるため反対。現在のレポート（全ての回答を編集せずそのままとめたもの）で十分」と主張して反対。アラブ諸国やロシア、インド、ブラジル等がサウジアラビア提案を支持したが、結果、現在のレポートのままとし、分析は行わないことで合意した。

(3)「障がい者へのアクセスに関する国際公共政策」に関する新決議作成の提案、寄与文書：サウジアラビア（文書102）

サウジアラビアより、新決議「障がい者へのアクセスに関する国際公共政策」の作成が提案された。「障がい者のためのインターネットアクセス」というテーマにて過去（第2回）オープンコンサルテーションも開催されており、テーマの重要性については異議がなかった。しかし新たな決議作成については、類似の決議（全権委員会決議175）が既に存在しており、かつITU-Tでも研究が進められているため、日本はじめ米国、カナダ、オーストラリア、リトアニア等が反対。一方、UAE、ロシア、エジプト、ジンバブエ、キューバ等が決議作成を支持。コンセンサスが取れないため、議長からCWG-Internet議長を議長とした非公式会合の開催が指示された。

非公式会合が今度はオープンに開催された結果、今次理事会での新決議作成は見送られ、来年の理事会で検討するという結論で合意した。

2.2 財政・人事

(1) 国際電気通信番号資源（INR：International Numbering Resources）（文書43）、寄与文書：米国（文書92）、サウジアラビア（文書106）

INRへの追加課金により、ITUの新たな財源を確保しようとするもので、2014年理事会において事務局から提案がなされて以降、コストリカバリーベースでの実施、市場価格ベースでの実施、課金体系について継続的に議論されてきたが、未だ合意に達していない。

今次理事会では、主管庁を経由せずITUが直接事業者に付与する2つの番号（ユニバーサル国際フリーフォン番号（UIFN）及び発行者識別番号（IIN））に課金対象が絞られた案が事務局より提案された。（現在は、ITUのメンバーいかに関わらず全ての登録事業者から登録料のみ徴収。毎年の維持費の徴収はない。）

【事務局提案】

- ①：ITU-T非加盟メンバーから、UIFN1番号当たりCHF20及びIIN1番号当たりCHF100の維持費を毎年徴収
- ②：UIFN1番号当たり既存のCHF200からCHF300、及びIIN1番号当たり既存のCHF100からCHF150に登録料を増額

続いて、米国から文書92に基づき、INRについてはコストリカバリーベースでの課金が検討されるべきで、市場価格ベースの議論はするべきでないと提案された。一方サウジアラビアからは、UIFN、IINに加えその他3番号への登録料の増額・新設、毎年の維持費の新設、登録事業者のITU-Tメンバーへの強制加入が提案された。

「市場価格ベースでの課金に反対」とする国（オーストラリア、カナダ、ドイツ等）と、「WTSA-16で採択された新決議実施及び新たな歳入創出のため、INRへの更なる課金に賛成」とする国（UAE、チュニジア、アルジェリア、ロシア等）とでコンセンサスが取れず、日本からはINRへの課金について「ユーザーメリットのない制度であり反対」と主張した。

今次理事会ではコンセンサスを得られないと判断したADM議長が議論打ち切りを宣言したところ、サウジアラビアとUAEから議事進行に係る発言（points of order）があり、改めて議論は継続、ADM議長指示によりJeferson Fued Nacif氏（ブラジル）を議長としたAd-hocグループの開催が決まった。

計3回開催されたAd-hocグループの結果、UIFNとIINを課金対象とし、コストリカバリーベースでの登録料の増額及び毎年の維持費の新設を定めたDecision案が合意された。しかし、維持費の被課金主体がDecision案に明記されていなかったため、ITUのメンバーいかに関わらず全ての登録事業者に課金すると考えていたサウジアラビア等

と、事務局提案のとおりITUのメンバーは課金対象外と考えていた日本、米国、オーストラリア等とでADMにおいて議論が紛糾。ランチ中にADM議長とAd-hoc議長とが非公式に協議することとして、午前中のADMは終了した。

非公式協議の結果、登録料は、ITUのメンバーいかに関わらず全ての登録事業者に課金し、料金はコストリカバーベースで増額（UIFN：CHF300、IIN：CHF150）、毎年の維持費は、ITU-T、ITU-Rのセクターメンバーを除く全ての登録事業者にUIFN、IINともに年間CHF100を課すことで決定、Decision600及び601が作成された。

(2) 在ジュネーブ国際機関の地域調整給引き下げ分の補填提案（文書118、情報文書26）

国際人事委員会（ICSC）は物価変動等の調査結果等により、在ジュネーブ職員の地域調整給（Post Adjustment）を7.7%引き下げることを昨年10月に決定したが、現在、在ジュネーブ国際機関が連名で異議申し立てを行っており、今年7月のICSC会合にて、今年8月までとなっている経過措置期間延長の可否が示される予定である。これを受け、ICSCとの協議が不調に終わった際にも現状の給与水準に引き戻されるまでITUが給与の補填を続けるという内容の事務局提案が提出された。

本提案は今次理事会期間中の5月19日（金）に提出され、更に提出当日に審議されたため、各国は十分な検討時間が用意されていないと反発。22日（月）にジュネーブグループ*が開かれ、「ICSC法（Statute）第11条cに定められているとおり、ICSCが決定することがマンデートとして与えられている以上、今般の事務局提案のようなICSCの役割を損なう代替案は支持できない」旨がグループ各国の共通認識として確認された。

同月23日（火）のADMにおいて、ジュネーブグループ各国が国連組織としてのICSC勧告順守を提言したが、財政に影響はない（現状の地域調整給にて既に予算が組まれているため）という事務局からの説明、更に職員の意欲低下の危機を訴える事務総局長のステートメントにより、サウジアラビア、ナイジェリア、チュニジア等多くの国から補填を認める意見があり、結果、非公式協議となり、事

務総局長の判断により事務局提案は取り下げられた。

しかし、ADM議長レポートの記述が事務局寄りであったため、ジュネーブグループで協議の結果、ADM議長レポートの修正文をプレナリーに共同提案した。しかし、修正が同グループ構成国だけで作成された点、修正内容が大幅に見えた点、本議論が最終日プレナリー終了時刻直前であった点等から、サウジアラビア、UAE、ナイジェリア等の国々は時間がないことを理由に反発。カナダが修正内容を説明しようとしたところ、ケニア、キューバ、フィリピンが相次いでpoints of orderを行い議論が中止。既に会議終了時刻を過ぎていたため、表明されたすべての立場を議長がサマリーレコードに残すとして、議論は中断されたまま理事会は終了した。

理事会終了後、ジュネーブグループ各国で相談した結果、今回のADMレポートの修正案と、議事運営及び手続規則に対する懸念を事務局に共同提出した。

(3) 2018～2019年予算（文書10、50、52、63、71）、寄与文書：ロシア（文書80）、ロシア他（文書98）、UAE（文書110）

事務局より、2018～2019年の予算案が文書10に基づき提案された。予算案は予備勘定からの引き出しなしで均衡するよう作成されており、2年間で計CHF320.1百万、前期予算と比較してCHF1.2百万縮小された。

これに対しロシアから、1996年から2017年までのITU-Rの財務・人的資源の分析に基づき、2018～2019年予算案のITU-R予算の増加が提言された。

またロシア他からの共同提案として、唯一地域事務所が無いCIS地域のエリア事務所の地位向上が提案された。

加えて、事務局から文書52に基づき、WTSA-16で採択された財政的影響を持つ決議が説明され、UAEからは文書110に基づき、同決議実施のためのITU-Tへの追加的財政支援が提案された。

さらに、事務局から文書63に基づき、昨今のテロ等国際情勢を踏まえたセキュリティ強化の必要性及びそれにかかる費用について説明された。

最後にカナダ等から、文書71に記載のジェンダー平等化

* ジュネーブグループは、国連専門機関等の行財政問題について議論する先進国の非公式グループ。国連通常予算の分担率が1%以上、かつ行財政問題に関する基本的な考え方が一致（like-minded）している国で構成されており、現在17か国（米国・英国・フランス・ドイツ・カナダ・イタリア・日本・オーストラリア・オランダ・スペイン・スイス・メキシコ・ロシア・韓国・スウェーデン・ベルギー・トルコ）が参加。

の取組みに関する予算が配算されていないことが指摘され、予算配分が提案された。

上述の支出項目は予算案に追加されることとなったが、2017～2018年における節減及び衛星ネットワークファイリングの増収により追加支出分は賄われ、全体収支は均衡していることが確認され、2018～2019年予算案は承認された。

(4) 財政・戦略的影響を有するMOUへのITUの参加（文書48、50）、寄与文書：米国（文書93）、サウジアラビア（文書104）

全権委員会議決議192では、財政・戦略的影響を有するMOUにITUが参加する場合の基準及びガイドラインの定式化が理事会に指示されており、2015年以降の財政・人的資源に関する作業部会（CWG-FHR）及び理事会で議論されてきた。2017年1月のCWG-FHRの結果、更なる議論と誰もが受け入れ可能な解決策を見つけるよう要請された。

米国から文書93に基づき、過去の指摘点を踏まえた基準及びガイドラインが提案された。一方サウジアラビアから、いかなるMOUもITUの財政・戦略的目的にネガティブに影響していないことから、理事会からのガイダンスや承認を得るまでMOUへのITUの参加を延期させることは現実的でなく、ITUの戦略性を損なうという見解を2018年全権委員会議（PP-18）に報告し、PP-18は決議192に関して適切な行動をとるように提案した。

ITUのむやみな活動を制限するため、基準及びガイドラインを策定したい米国、日本、オーストラリア、カナダ等と、制限を課したくないサウジアラビア、UAE、中国、チュニジア、ロシア等で議論が対立。コンセンサスが得られないため、事務総局長に対して、本議題についての更なる検討が必要である旨PP-18へのレポートに含むよう指示することとなった。

(5) ITUメンバーシップ及びITU非加盟メンバーの参加促進（文書50）、寄与文書：ブラジル（文書97）、アルゼンチン（文書100）

ITUはこれまでもアカデミアメンバー制度等により、幅広いメンバーの参加を促進しているが、その促進方策についてブラジルとアルゼンチンから提案がなされ、SMEやITU非加盟メンバーの参加促進方法について引き続きCWG-FHRで検討することとなった。

またSME参加促進の一環として、SME参加の試験プロジェクトの所掌事務が以下のとおり決定した。

- ・SME参加の試験プロジェクトに興味のあるITU-D及びITU-TのStudy Group（SG）を募集する。
- ・SMEは試験プロジェクトを実施するSGに参加できるが、decision-makingには参加できない。
- ・各国政府が定めるSMEの定義に基づき、政府を経由してSMEの参加リクエストが提出される。
- ・試験プロジェクトはPP-18まで実施され、事務局は2018年理事会に進捗レポートを提出する。

2.3 その他の考慮すべき事項

2019年世界無線通信会議（WRC-19）及び無線通信総会（RA-19）の開催場所（文書27）

2016年理事会でのエジプトからのWRC-19及びRA-19の招致立候補を受け、エジプト政府と事務局が1年間調整を続けた結果、ジュネーブで開催する場合の設備等を基準とした最低限の基準に沿うことをエジプトが約束した。それを受け、エジプト（シャルム・エル・シェイク）が同会議開催場所として今次理事会で承認され、WRC-19のジュネーブ開催を定めた理事会決議1380が修正された。今後193の構成国に対して、開催場所変更に関する確認手続きが取られ、過半数の支持が得られた場合、エジプトでの開催が正式に決定する。

Council 2017
Geneva, 15-25 May 2017



Document C17/132-E
26 May 2017
Original: English

RESOLUTION 1387
(adopted at the tenth Plenary Meeting)

BIENNIAL BUDGET
OF THE
INTERNATIONAL TELECOMMUNICATION UNION FOR 2018-2019

The Council,

in view of

the provisions of the Convention of the International Telecommunication Union,

bearing in mind

a) the provisions of Decision 5 (Rev. Busan, 2014) of the Plenipotentiary Conference on the Revenue and Expenses of the Union for the period 2016-2019, which specifies that the contributory unit for Member States for the years 2018-2019 shall not exceed CHF 318,000;

b) the provisions of Article 11 of the Financial Regulations and Financial Rules of the Union relating to the transfers of appropriations,

resolves to approve

the biennial budget of the Union for 2018-2019, amounting to CHF 159,877,000 for the budget year 2018 and to CHF 164,740,000 for the budget year 2019, or in total CHF 324,617,000 for the biennium 2018-2019, appropriated as follows:

	<i>In thousands of Swiss francs</i>		
	2018	2019	2018-2019
a) General Secretariat	90,549	90,935	181,484
b) Radiocommunication Sector	27,988	31,598	59,586
c) Telecommunication Standardization Sector	13,505	13,631	27,136
d) Telecommunication Development Sector	27,835	28,576	56,411
Total expenses	159,877	164,740	324,617

• <http://www.itu.int/council> •

further resolves

1. to set the amount of the annual contributory unit for 2018 and 2019 at CHF 318,000 on the basis of the class of contribution chosen by Member States under No. 160 of the Constitution and No. 468 of the Convention of the International Telecommunication Union, i.e. on the basis of a total of 334 1/4 units;
2. to set at CHF 63,600 the annual value of the contributory unit for 2018 and 2019 for defraying the expenses of meetings of the Radiocommunication Sector (ITU-R), the Telecommunication Standardization Sector (ITU-T) and the Telecommunication Development Sector (ITU-D) payable by Sector Members, in accordance with No. 480 of the Convention of the International Telecommunication Union;
3. to set the financial contribution for Associates as follows:
 - CHF 10,600 for Associates participating in the work of ITU-T and ITU-R;
 - CHF 3,975 for Associates participating in the work of ITU-D;
 - CHF 1,987.50 for Associates from developing countries participating in the work of ITU-D;
4. to set the annual fee for academia, universities and their associated research establishments as follows:
 - CHF 3,975 for organizations from developed countries participating in the work of the three Sectors;
 - CHF 1,987.50 for organizations from developing countries participating in the work of the three Sectors;
5. to authorize the Secretary-General to adjust the appropriations in relation to the items of expenses in a) and b) below in accordance with the incurred changes through the use of the Reserve Account, and provided that the Reserve Account is kept at the level prescribed in Decision 5 (Rev. Busan, 2014):
 - a) changes in salary scales, pension contributions and allowances, including post adjustments, applicable to Geneva, as adopted by the United Nations common system;
 - b) Fluctuations in the exchange rate between the US dollar and the Swiss franc in so far as this affects the staff costs for those staff members on United Nations scales.
6. to grant the Secretary-General for the 2018-2019 biennium, with respect to *Rule 6.1* of the Financial Regulations and Financial Rules, the necessary flexibility to compensate overspend on categories 1 and 2 (Staff costs) from savings on categories 3 to 9 (Non-staff costs) and make the necessary transfers, if so needed;
7. to authorize to balance the 2018-2019 accounts, should the need arise, from surplus in revenue;
8. to instruct the Secretary-General to transfer CHF 1,000,000 from the Reserve Account on 1 January 2018 to the ASHI fund in order to address the unfunded long-term liabilities.

Annexes: Tables 1-12

Table 1

Budget 2018-2019 - Planned expenses by Sector

	Actual 2014-2015	Budget 2016-2017 **	Actual 2016 *	Estimates 2018	Estimates 2019	In thousands of Swiss francs Estimates 2018-2019
Operating expenses						
1 - General Secretariat	170,251	177,422	81,377	88,479	89,365	177,844
2 - Radiocommunication Sector	55,900	57,501	26,522	27,988	31,598	59,586
3 - Telecommunication Standardization Sector	24,811	25,832	13,295	13,505	13,631	27,136
4 - Telecommunication Development Sector	57,379	56,941	27,229	27,835	28,576	56,411
5 - Other	828	0	0	0	0	0
TOTAL	309,169	317,696	148,423	157,807	163,170	320,977
Capital expenses						
1 - General Secretariat ***	3,287	3,588	1,780	2,070	1,570	3,640
2 - Radiocommunication Sector	86	0	0	0	0	0
3 - Telecommunication Standardization Sector	0	0	0	0	0	0
4 - Telecommunication Development Sector	38	19	19	0	0	0
5 - Other	0	0	0	0	0	0
TOTAL	3,411	3,607	1,799	2,070	1,570	3,640
Total expenses						
1 - General Secretariat	173,538	181,010	83,157	90,549	90,935	181,484
2 - Radiocommunication Sector	55,986	57,501	26,529	27,988	31,598	59,586
3 - Telecommunication Standardization Sector	24,811	25,832	13,295	13,505	13,631	27,136
4 - Telecommunication Development Sector	57,417	56,960	27,248	27,835	28,576	56,411
5 - Other	828	0	0	0	0	0
TOTAL	312,580	321,303	150,229	159,877	164,740	324,617

* At 17 February 2017

** Presented Budget differs from original approved budget due to transfers made in line with Financial Regulations and Rules Article 11

*** CHF 0.5 million planned for one time capital expense for Migrate Web Channel (WCEM) and SIEM architecture for the year 2018

Table 2

Budget 2018-2019 - Revenue by source

	Actual 2014-2015	Budget 2016-2017	Actual 2016 *	Estimates 2018	Estimates 2019	In thousands of Swiss francs Estimates 2018-2019
A. Assessed contributions						
A.1 Member State contributions	219,500	212,742	106,292	106,292	106,292	212,584
A.2 Sector Member contributions						
- Radiocommunication Sector	12,892	13,160	6,571	6,580	6,580	13,160
- Telecommunication Standardization Sector	13,758	15,240	6,525	7,620	7,620	15,240
- Telecommunication Development Sector	3,294	3,350	1,614	1,675	1,675	3,350
Total Sector Members	29,944	31,750	14,710	15,875	15,875	31,750
A.3 Associates						
- Radiocommunication Sector	376	570	206	285	285	570
- Telecommunication Standardization Sector	2,768	3,270	1,354	1,635	1,635	3,270
- Telecommunication Development Sector	50	70	27	35	35	70
Total Associates	3,194	3,910	1,587	1,955	1,955	3,910
A.4 Academia	447	400	299	279	279	558
A.5 Conference contributions	149	0	3	0	0	0
Total assessed contributions	253,234	248,802	122,891	124,401	124,401	248,802
B. Assessed contributions to regional conferences – RRC	0	0	0	0	0	0
C. Cost recovery						
C.1 Project support-cost revenue	1,202	2,750	538	1,375	1,375	2,750
C.2 Sales of publications	36,568	37,000	18,995	19,000	19,000	38,000
C.3 Products and services under cost recovery						
- UJFN	297	500	118	500	500	1,000
- TELECOM	3,000	3,000	1,500	1,500	1,500	3,000
- Satellite network filing	21,979	26,000	13,231	14,000	14,000	28,000
- Other cost-recovery revenue	177	0	138	0	0	0
Total products and services under cost recovery	25,453	29,500	14,987	16,000	16,000	32,000
Total cost recovery	63,223	69,250	34,520	36,375	36,375	72,750
D. Income from interest	237	600	54	300	300	600
E. Other revenue	785	200	225	100	100	200
F. Withdrawal from the Reserve Account	-1,197	2,451	0	-2,245	1,095	-1,150
G. Savings from budget implementation	0	0	0	946	2,469	3,415
TOTAL	316,282	321,303	157,690	159,877	164,740	324,617

* At 17 February 2017

Table 3

Budget 2018-2019 - General Secretariat

Operating expenses by section		Actual 2014-2015	Budget 2016-2017 **	Actual 2016 *	Estimates 2018	Estimates 2019	In thousands of Swiss francs Estimates 2018-2019
Section 1.1	Plenipotentiary Conference	1,087	0	0	1,480	0	1,480
Section 1.2	World Telecommunication Policy Forum	0	247	0	0	218	218
Section 1.3	World Summit on the Information Society	91	100	50	50	50	100
Section 2.1	Council and Council Working Groups ***	1,024	1,531	427	718	689	1,407
Section 7	Activities and programmes	14,829	18,291	8,161	9,417	9,417	18,834
Section 9	Secretary-General's Office and departments	153,220	157,253	72,739	76,814	78,991	155,805
	- Office of the Secretary-General and Deputy Secretary-General	5,101	5,807	2,480	3,087	3,093	6,180
	- Legal Affairs Unit	2,182	2,340	1,108	1,150	1,167	2,317
	- Internal auditor	950	1,381	712	674	677	1,351
	- Strategic Planning and Membership Department	19,292	16,424	7,735	8,361	8,421	16,782
	- Conferences and Publications Department	53,558	55,138	24,738	26,238	27,157	53,395
	- Human Resources Management Department	23,823	24,352	11,203	11,560	11,604	23,164
	- Financial Resources Management Department	12,757	13,526	6,278	6,674	6,719	13,393
	- Information Services Department	35,557	38,285	18,485	19,070	20,153	39,223
TOTAL		170,251	177,422	81,377	88,479	89,365	177,844

* At 17 February 2017

** Presented Budget differs from original approved budget due to transfers made in line with Financial Regulations and Rules Article 11

*** Includes EG-ITRs

Table 4

Budget 2018-2019 - General Secretariat

Operating expenses by section and category										In thousands of Swiss francs				
Staff Costs		Other staff costs	Travel on duty	Contract. services	Rental and maint. of premises and equipment	Material and supplies	Acquisition of premises, furniture and equipment	Public and internal service utilities	and inter-agency fees	Audit and misc.				
Cat. 1	Cat. 2	Cat. 3	Cat. 4	Cat. 5	Cat. 6	Cat. 7	Cat. 8	Cat. 9						
Estimates 2018														
	1,131	17	80	205	0	12	30	0	5	1,480				
Plenipotentiary Conference	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
World Telecommunication Policy Forum	0	0	0	50	0	0	0	0	0	50				
World Summit on the Information Society	358	8	296	52	0	3	0	0	1	718				
Council and Council Working Groups *	0	7,332	0	495	0	65	0	25	1,500	9,417				
Activities and programmes	47,974	14,288	620	4,287	5,257	1,187	463	1,759	979	76,814				
Secretary-General's Office and departments	49,463	21,645	996	5,089	5,257	1,267	493	1,784	2,485	88,479				
TOTAL														
Estimates 2019														
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
Plenipotentiary Conference	70	4	37	36	60	5	5	0	1	218				
World Telecommunication Policy Forum	0	0	0	50	0	0	0	0	0	50				
World Summit on the Information Society	316	8	312	49	0	3	0	0	1	689				
Council and Council Working Groups *	0	7,332	0	495	0	65	0	25	1,500	9,417				
Activities and programmes	48,842	14,373	620	5,679	5,189	1,086	463	1,759	980	78,991				
Secretary-General's Office and departments	49,228	21,717	969	6,309	5,249	1,159	468	1,784	2,481	89,365				
TOTAL														
Estimates 2018-2019														
	1,131	17	80	205	0	12	30	0	5	1,480				
Plenipotentiary Conference	70	4	37	36	60	5	5	0	1	218				
World Telecommunication Policy Forum	0	0	0	100	0	0	0	0	0	100				
World Summit on the Information Society	674	16	608	101	0	6	0	0	2	1,407				
Council and Council Working Groups *	0	14,664	0	990	0	130	0	50	3,000	18,834				
Activities and programmes	96,816	28,661	1,240	9,966	10,446	2,273	926	3,518	1,959	155,805				
Secretary-General's Office and departments	98,691	43,362	1,965	11,398	10,506	2,426	961	3,568	4,967	177,844				
TOTAL														

Table 5

Budget 2018-2019 – Departments of General Secretariat

Operating expenses by section and category											In thousands of Swiss francs			
Staff Costs		Other staff costs		Travel on duty	Contract. services	Rental and maint. of premises and equipment	Material and supplies	Acquisition of premises, furniture and equipment	Public and internal service utilities	Audit and inter-agency fees and misc.	Total			
Cat. 1	Cat. 2	Cat. 3	Cat. 4	Cat. 5	Cat. 6	Cat. 7	Cat. 8	Cat. 9						
Estimates 2018														
Office of the Secretary-General & Deputy Secretary-General														
1,564	471	260	20	7	40	78	21	626			3,087			
Legal Affairs Unit														
844	270	8	20	0	8	0	0	0			1,150			
Internal auditor														
500	162	7	5	0	0	0	0	0			674			
Strategic Planning & Membership Department														
6,046	1,920	150	108	10	26	45	55	1			8,361			
Conferences and Publications Department														
18,694	5,293	33	690	650	458	140	105	175			26,238			
Human Resources Management Department														
5,281	1,535	115	955	2,077	186	58	1,252	101			11,560			
Financial Resources Management Department														
4,927	1,489	18	114	4	15	28	8	71			6,674			
Information Services Department														
10,118	3,148	29	2,375	2,509	454	114	318	5			19,070			
TOTAL														
47,974	14,288	620	4,287	5,257	1,187	463	1,759	979			76,814			
Estimates 2019														
Office of the Secretary-General & Deputy Secretary-General														
1,568	473	260	20	7	40	78	21	626			3,093			
Legal Affairs Unit														
858	273	8	20	0	8	0	0	0			1,167			
Internal auditor														
502	163	7	5	0	0	0	0	0			677			
Strategic Planning & Membership Department														
6,093	1,932	150	109	10	26	45	55	1			8,421			
Conferences and Publications Department														
19,358	5,322	33	1,086	581	357	140	105	175			27,157			
Human Resources Management Department														
5,315	1,544	115	955	2,078	186	58	1,252	101			11,604			
Financial Resources Management Department														
4,964	1,499	18	113	4	15	27	8	71			6,719			
Information Services Department														
10,184	3,167	29	3,371	2,509	454	115	318	6			20,153			
TOTAL														
48,842	14,373	620	5,679	5,189	1,086	463	1,759	980			78,991			
Estimates 2018-2019														
Office of the Secretary-General & Deputy Secretary-General														
3,132	944	520	40	14	80	156	42	1,252			6,180			
Legal Affairs Unit														
1,702	543	16	40	0	16	0	0	0			2,317			
Internal auditor														
1,002	325	14	10	0	0	0	0	0			1,351			
Strategic Planning & Membership Department														
12,139	3,852	300	217	20	52	90	110	2			16,782			
Conferences and Publications Department														
38,052	10,615	66	1,776	1,231	815	280	210	350			53,395			
Human Resources Management Department														
10,596	3,079	230	1,910	4,155	372	116	2,504	202			23,164			
Financial Resources Management Department														
9,891	2,988	36	227	8	30	55	16	142			13,393			
Information Services Department														
20,302	6,315	58	5,746	5,018	908	229	636	11			39,223			
TOTAL														
96,816	28,661	1,240	9,966	10,446	2,273	926	3,518	1,959			155,805			

26.07.17 01.08.17

TABLE1,2のみ? .DOCX

\\FILESERVER\BIG DISK\ 第59期\小野_第59期\590452_これでわかるIT\支給2章2.2.3参考：予算

Table 6

Budget 2018-2019 - Radiocommunication Sector

Operating expenses by section		Actual 2014-2015	Budget 2016-2017	Actual 2016 *	Estimates 2018	Estimates 2019	Estimates 2018-2019
		In thousands of Swiss francs					
Section 3.1	World radiocommunication conferences	2,167	0	0	0	2,638	2,638
Section 3.2	Radiocommunication assemblies	211	0	0	0	335	335
Section 4.1	Regional radiocommunication conferences	0	0	0	0	0	0
Section 5.1	Radio Regulations Board	904	1,410	373	406	405	811
Section 5.2	Radiocommunication Advisory Group	85	149	36	53	53	106
Section 6	Study groups	1,114	1,470	164	585	892	1,477
Section 7	Activities and programmes	514	1,200	300	595	605	1,200
Section 8	Seminars	278	876	263	390	390	780
Section 9	Bureau	50,627	52,396	25,393	25,959	26,280	52,239
	- Common expenditure	1,227	1,792	201	1,035	1,035	2,070
	- Office of the Director	1,292	1,309	721	773	776	1,549
	- Study Groups Department	5,754	5,684	2,966	2,675	2,767	5,442
	- Space Services Department	16,502	16,049	8,510	8,408	8,458	16,866
	- Terrestrial Services Department	12,272	12,520	6,033	5,771	5,883	11,654
	- Informatics, Administration & Publications Department	13,580	15,042	6,962	7,297	7,361	14,658
TOTAL		55,900	57,501	26,529	27,988	31,598	59,586

* At 17 February 2017

Table 7

Budget 2018-2019 - Radiocommunication Sector

Operating expenses by section and category														
		Staff Costs		Other staff costs	Travel on duty	Contract. services	Rental and maint. of premises and equipment	Material and supplies		Acquisition of premises, furniture and equipment	Public and internal service utilities		In thousands of Swiss francs	
		Cat. 1	Cat. 2	Cat. 3	Cat. 4	Cat. 5	Cat. 6	Cat. 7	Cat. 8	Cat. 9	audit and inter-agency fees and misc.	Total		
Estimates 2018														
World Radiocommunication Conference		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Radiocommunication Assembly		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Radio Regulations Board		166	8	224	0	0	1	0	3	4	406	4	406	406
Radiocommunication Advisory Group		45	4	0	1	0	0	0	1	1	53	2	53	53
Study groups		387	18	70	0	70	20	0	10	10	585	10	585	585
Activities and programmes		0	0	0	365	0	25	0	195	10	595	10	595	595
Seminars		151	8	200	0	15	5	0	4	7	390	7	390	390
Bureau														
- Office of the Director		520	153	100	0	0	0	0	0	0	773	0	773	773
- Departments		18,389	5,762	450	230	40	70	160	60	25	25,186	25	25,186	25,186
TOTAL		19,658	5,953	1,044	596	125	121	160	273	58	27,988	58	27,988	27,988
Estimates 2019														
World Radiocommunication Conference		1,856	19	256	120	300	25	30	7	25	2,638	25	2,638	2,638
Radiocommunication Assembly		275	8	0	20	20	5	0	2	5	335	5	335	335
Radio Regulations Board		166	7	224	0	0	1	0	3	4	405	4	405	405
Radiocommunication Advisory Group		45	4	0	1	0	0	0	1	2	53	2	53	53
Study groups		662	27	70	23	70	20	0	10	10	892	10	892	892
Activities and programmes		0	0	0	370	0	25	0	200	10	605	10	605	605
Seminars		152	7	200	0	15	5	0	4	7	390	7	390	390
Bureau														
- Office of the Director		522	154	100	0	0	0	0	0	0	776	0	776	776
- Departments		18,639	5,830	450	230	40	70	160	60	25	25,504	25	25,504	25,504
TOTAL		22,317	6,056	1,300	764	445	151	190	287	88	31,598	88	31,598	31,598
Estimates 2018-2019														
World Radiocommunication Conference		1,856	19	256	120	300	25	30	7	25	2,638	25	2,638	2,638
Radiocommunication Assembly		275	8	0	20	20	5	0	2	5	335	5	335	335
Radio Regulations Board		332	15	448	0	0	2	0	6	8	811	8	811	811
Radiocommunication Advisory Group		90	8	0	2	0	0	0	2	4	106	4	106	106
Study groups		1,049	45	140	23	140	40	0	20	20	1,477	20	1,477	1,477
Activities and programmes		0	0	0	735	0	50	0	395	20	1,200	20	1,200	1,200
Seminars		303	15	400	0	30	10	0	8	14	780	14	780	780
Bureau														
- Office of the Director		1,042	307	200	0	0	0	0	0	0	1,549	0	1,549	1,549
- Departments		37,028	11,592	900	460	80	140	320	120	50	50,690	50	50,690	50,690
TOTAL		41,975	12,009	2,344	1,360	570	272	350	560	146	59,586	146	59,586	59,586

Table 8

Budget 2018-2019 - Telecommunication Standardization Sector

Operating expenses by section		Actual 2014-2015	Budget 2016-2017	Actual 2016 *	Estimates 2018	Estimates 2019	In thousands of Swiss francs Estimates 2018-2019
Section 3.1	World Telecommunication Standardization Assembly	0	697	682	0	0	0
Section 3.2	WTSA preparatory meetings	0	271	243	0	0	0
Section 5	Telecommunication Standardization Advisory Group	116	155	74	67	67	134
Section 6	Study groups **	2,433	2,165	1,057	1,194	1,194	2,388
Section 7	Activities and programmes	310	358	175	205	205	410
Section 8	Workshops	68	120	60	300	300	600
Section 9	Bureau	21,884	22,066	11,004	11,739	11,865	23,604
	- Common expenditure	660	480	236	340	340	680
	- Office of the Director	1,556	1,462	744	727	727	1,454
	- Operations & Planning Department	6,463	7,610	3,371	3,766	3,814	7,580
	- Telecommunication Standardization Policy Department	5,682	5,636	2,496	2,525	2,558	5,083
	- Study Groups Department	7,523	6,878	4,157	4,381	4,426	8,807
TOTAL		24,811	25,832	13,295	13,505	13,631	27,136

* At 17 February 2017

** Breakdown will be provided in next budget 2020-2021 and onward

Table 9

Budget 2018-2019 - Telecommunication Standardization Sector

Operating expenses by section and category										In thousands of Swiss francs		
	Staff Costs		Other staff costs	Travel on duty	Contract. services	Rental and maint. of premises and equipment	Material and supplies	Acquisition of premises, furniture and equipment	Public and internal service utilities	Audit and inter-agency fees and misc.	Total	
	Cat. 1	Cat. 2									Cat. 8	Cat. 9
Estimates 2018												
World Telecommunication Standardization Assembly	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
WTSA preparatory meetings	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Telecommunication Standardization Advisory Group	43	4	4	20	0	0	0	0	0	0	0	67
Study groups	607	12	12	450	90	35	0	0	0	0	0	1,194
Activities and programmes	0	0	0	0	200	0	0	0	5	0	0	205
Workshops	40	0	0	140	40	40	0	0	0	0	40	300
Bureau												
- Office of the Director	516	151	151	50	10	0	0	0	0	0	0	727
- Departments	8,102	2,470	70	200	10	50	30	50	70	10	11,012	
TOTAL	9,308	2,637	730	540	85	30	50	75	50	50	13,505	
Estimates 2019												
World Telecommunication Standardization Assembly	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
WTSA preparatory meetings	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Telecommunication Standardization Advisory Group	44	3	20	0	0	0	0	0	0	0	0	67
Study groups	607	12	12	450	90	35	0	0	0	0	0	1,194
Activities and programmes	0	0	0	0	200	0	0	0	5	0	0	205
Workshops	40	0	0	140	40	40	0	0	0	0	40	300
Bureau												
- Office of the Director	516	151	50	10	0	0	0	0	0	0	0	727
- Departments	8,200	2,498	70	200	10	50	30	50	70	10	11,138	
TOTAL	9,407	2,664	730	540	85	30	50	75	50	50	13,631	
Estimates 2018-2019												
World Telecommunication Standardization Assembly	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
WTSA preparatory meetings	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Telecommunication Standardization Advisory Group	87	7	40	0	0	0	0	0	0	0	0	134
Study groups	1,214	24	900	180	70	0	0	0	0	0	0	2,388
Activities and programmes	0	0	0	400	0	0	0	0	10	0	0	410
Workshops	80	0	280	80	80	0	0	0	0	80	0	600
Bureau												
- Office of the Director	1,032	302	100	20	0	0	0	0	0	0	0	1,454
- Departments	16,302	4,968	140	400	20	100	60	100	140	20	22,150	
TOTAL	18,715	5,301	1,460	1,080	170	60	100	150	100	100	27,136	

Table 10

Budget 2018-2019 - Telecommunication Development Sector

Operating expenses by section	Actual 2014-2015	Budget 2016-2017 **	Actual 2016 *	Estimates 2018	In thousands of Swiss francs	
					Estimates 2019	Estimates 2018-2019
Section 3 World telecommunication development conferences	1,062	1,026	0	0	0	0
Section 4 Regional telecommunication development conferences	0	498	142	0	0	0
Section 5 Telecommunication Development Advisory Group	191	250	120	107	107	214
Section 6 Study groups	703	698	327	349	349	698
Section 7 Activities and programmes	10,107	9,294	4,051	4,600	4,600	9,200
Section 9 Bureau	45,316	45,175	22,589	22,779	23,520	46,299
- Common expenditure	1,075	1,285	723	384	384	768
- Office of the Director	2,496	2,510	1,393	1,432	1,440	2,872
- Regional Offices	14,526	14,231	7,377	7,720	8,306	16,026
- Common expenses ***	0	0	0	41	41	82
- Africa Region (AFR)	4,638	3,894	2,255	2,211	2,225	4,436
- Americas Region (AMS)	4,194	4,208	2,148	2,183	2,204	4,387
- Arab States Region (ARB)	1,710	1,774	867	945	955	1,900
- Asia and the Pacific Region (ASP)	2,598	2,692	1,399	1,413	1,426	2,839
- Commonwealth of Independent States (CIS)	782	672	400	421	948	1,369
- European Region (EUR)	604	991	308	506	507	1,013
- Deputy to Director and Chief of Administration & Operations Coordination Department	7,576	7,886	3,603	3,270	3,295	6,565
- Infrastructure Enabling Environment & E-Applications Department	7,902	7,531	3,977	3,833	3,870	7,703
- Projects Support & Knowledge Management Department	8,877	9,096	3,895	4,328	4,389	8,717
- Innovation and Partnership Department	2,864	2,636	1,621	1,812	1,836	3,648
TOTAL	57,379	56,941	27,229	27,835	28,576	56,411

* At 17 February 2017

** Presented Budget differs from original approved budget due to transfers made in line with Financial Regulations and Rules Article 11

*** From 2018 onward Common expenses budget for the regional offices are separated from Office of the Director Cost object

Table 11

Budget 2018-2019 - Telecommunication Development Sector

Operating expenses by section and category											In thousands of Swiss francs	
Staff Costs		Other staff costs	Travel on duty	Contract. services	Rental and maint. of premises and equipment	Material and supplies	Acquisition of premises, furniture and equipment	Public and internal service utilities	Audit and inter-agency fees and misc.	Total		
Cat. 1	Cat. 2	Cat. 3	Cat. 4	Cat. 5	Cat. 6	Cat. 7	Cat. 8	Cat. 9				
Estimates 2018												
World telecommunication development conference												
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
Regional telecommunication development conferences												
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
Telecommunication Development Advisory Group												
44	4	50	4	0	0	0	0	0	5	107		
Study groups												
124	8	208	5	0	0	0	0	0	4	349		
Activities and programmes												
520	0	1,750	1,935	10	350	0	0	0	35	4,600		
Bureau												
1,003	328	101	0	0	0	0	0	0	0	1,432		
- Regional Offices	1,887	207	36	59	44	31	67	93		7,720		
- Departments	10,002	3,150	142	83	10	113	77	16		13,627		
TOTAL	16,989	5,377	2,458	2,063	79	428	144	144	153	27,835		
Estimates 2019												
World telecommunication development conference												
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
Regional telecommunication development conferences												
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
Telecommunication Development Advisory Group												
44	4	50	4	0	0	0	0	0	5	107		
Study groups												
124	8	208	5	0	0	0	0	0	4	349		
Activities and programmes												
520	0	1,750	1,935	10	350	0	0	0	35	4,600		
Bureau												
1,009	330	101	0	0	0	0	0	0	0	1,440		
- Regional Offices	5,737	2,033	35	59	44	31	67	93		8,306		
- Departments	10,116	3,183	142	84	10	113	77	16		13,774		
TOTAL	17,550	5,558	2,458	2,063	79	427	144	144	153	28,576		
Estimates 2018-2019												
World telecommunication development conference												
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
Regional telecommunication development conferences												
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
Telecommunication Development Advisory Group												
88	8	100	8	0	0	0	0	0	10	214		
Study groups												
248	16	416	10	0	0	0	0	0	8	698		
Activities and programmes												
1,040	0	3,500	3,870	20	700	0	0	0	70	9,200		
Bureau												
2,012	658	202	0	0	0	0	0	0	0	2,872		
- Office of the Director	11,033	3,920	71	118	88	62	134	186		16,026		
- Regional Offices	20,118	6,333	284	167	20	226	154	32		27,401		
- Departments												
TOTAL	34,539	10,935	4,916	4,126	158	855	288	288	306	56,411		

Table 11 Bis

Budget 2018-2019 - Telecommunication Development Sector - Regional Offices

Operating expenses by section and category										In thousands of Swiss francs	
Staff Costs	Other staff costs	Travel on duty	Contract. services	Rental and maint. of premises and equipment	Material and supplies	Acquisition of premises, furniture and equipment	Public and internal service utilities	Audit and inter-agency fees and misc.	Total		
Cat. 1	Cat. 2	Cat. 3	Cat. 4	Cat. 5	Cat. 6	Cat. 7	Cat. 8	Cat. 9			
Estimates 2018											
- Common expenses	0	0	0	10	0	31	0	0	41		
- Africa Region (AFR)	1,499	523	21	28	19	0	24	47	2,211		
- Americas Region (AMS)	1,519	541	4	10	11	0	19	30	2,183		
- Arab States Region (ARB)	635	252	32	4	3	0	9	5	945		
- Asia and the Pacific Region (ASP)	988	357	36	6	4	0	12	7	1,413		
- Commonwealth of Independent States (CIS)	287	98	22	3	5	0	2	3	421		
- European Region (EUR)	368	116	18	0	2	0	1	1	506		
TOTAL	5,296	1,887	207	36	59	31	67	93	7,720		
Estimates 2019											
- Common expenses	0	0	0	10	0	31	0	0	41		
- Africa Region (AFR)	1,510	527	49	21	19	0	24	47	2,225		
- Americas Region (AMS)	1,535	545	50	4	11	0	19	30	2,204		
- Arab States Region (ARB)	643	255	31	5	3	0	9	5	955		
- Asia and the Pacific Region (ASP)	999	359	36	3	4	0	12	7	1,426		
- Commonwealth of Independent States (CIS)	682	230	23	2	5	0	2	3	948		
- European Region (EUR)	368	117	18	0	2	0	1	1	507		
TOTAL	5,737	2,033	207	35	59	31	67	93	8,306		
Estimates 2018-2019											
- Common expenses	0	0	0	20	0	62	0	0	82		
- Africa Region (AFR)	3,009	1,050	99	42	38	0	48	94	4,436		
- Americas Region (AMS)	3,054	1,086	99	8	22	0	38	60	4,387		
- Arab States Region (ARB)	1,278	507	63	10	6	0	18	10	1,900		
- Asia and the Pacific Region (ASP)	1,987	716	72	6	8	0	24	14	2,839		
- Commonwealth of Independent States (CIS)	969	328	45	5	10	0	4	6	1,369		
- European Region (EUR)	736	233	36	0	4	0	2	2	1,013		
TOTAL	11,033	3,920	414	71	118	62	134	186	16,026		

Table 12

Budget 2018-2019 – Capital expenses

Capital expenses by section	In thousands of Swiss francs	Acquisition of premises, furniture and equipment Cat. 7
Estimates 2018		
Section 7	Intersectoral Activities and programmes	
	- Buildings Infrastructure	750
	- Information and Communication Technologies Capital Fund	500
Section 9	Secretary-General's Office and departments	820
	- Conferences and Publications Department	8
	- Human Resources Management Department	100
	- Information Services Department	712
TOTAL		2,070
Estimates 2019		
Section 7	Intersectoral Activities and programmes	
	- Buildings Infrastructure	750
	- Information and Communication Technologies Capital Fund	500
Section 9	Secretary-General's Office and departments	320
	- Conferences and Publications Department	8
	- Human Resources Management Department	100
	- Information Services Department	212
TOTAL		1,570
Estimates 2018-2019		
Section 7	Intersectoral Activities and programmes	
	- Buildings Infrastructure	1,500
	- Information and Communication Technologies Capital Fund	1,000
Section 9	Secretary-General's Office and departments	1,140
	- Conferences and Publications Department	16
	- Human Resources Management Department	200
	- Information Services Department	924
TOTAL		3,640

2.3 世界国際電気通信会議 (WCIT)

2.3.1 ドバイ世界国際電気通信会議 (WCIT-12) の結果概要

世界国際電気通信会議 (WCIT-12) 結果報告 (総括)

総務省 情報通信国際戦略局 国際政策課 国際広報官 出口 たくと 岳人



1. はじめに

平成24年12月3日から14日までの間、電気通信に関する国際連合の専門機関である国際電気通信連合 (ITU) において、各国政府を法的に拘束する国際電気通信規則 (ITR) を改正する世界国際電気通信会議 (WCIT) が、アラブ首長国連邦 (ドバイ) で開催された。

WCITには、151か国及び37団体から約1,600名が参加し、ITR改正の交渉がされた。我が国からは、田中栄一総務審議官、関総一郎情報通信国際戦略局次長等が参加し、交渉に臨んだ (筆者も代表団メンバーとして参加)。

全体議長は開催国であるUAEの通信規制庁のアル・ガニム局長 (Director General) が行い、ITR改正提案のレビューを行う第5委員会 (COM5) 議長はジョシュア・ペプラー (ガーナ)、同委員会第1作業部会 (WG1) (第6条、第9条関係) 議長はベルナデット・ルイス (トリニダード・トバコ)、同WG2 (第6条、第9条関係以外) 議長はファビオ・ビジ (イタリア) の各氏が任命され、我が国からも津川清一参与

がWG1の副議長を務めた。

以下では、結果概要について報告する。なお、料金・サービス政策に関する議論の詳細については、別稿 (海野敦史「世界国際電気通信会議 (WCIT-12) における国際電気通信規則 (ITR) 改正をめぐる料金・サービス政策に関する議論」) で解説されているので、そちらも参照願いたい。

なお、本稿は筆者の個人的な見解であり、所属する組織を代表するものではない。

2. 結果概要

(1) 総論

WCITでは、アラブ諸国、アフリカ諸国、ロシア等より、国によるインターネット規制、管理強化の必要性が主張され、インターネットへの国やITUの関与の在り方や、新たな課題のセキュリティや迷惑メール (スパム) 対策の国際ルール化が主な争点となった。

WCITにおけるITR改正の経緯

- ◆ 1990年、国際電気通信連合 (ITU) において、国際電話業務に関する一般原則、接続料金の計算・精算方法等を定めた国際電気通信規則 (ITR) が発効。

※ ITR: International Telecommunication Regulations

民営化、競争導入等、電気通信を巡る環境の大きな変化

【国際電気通信連合】

(ITU: International Telecommunication Union)

- ・電気通信に関する国連の専門機関。
- ・193か国が加盟。本部はジュネーブ
- ・役割: ①国際的な周波数の分配
②電気通信の標準化
③途上国に対する技術援助 等

- ◆ 2006年、ITUは、ITRを改正する会議 (WCIT) を2012年に開催することを決定。

・「アラブの春」等を受けた、新興・途上国でのネット規制・政府管理強化の動き
・サイバーセキュリティの重要性に対する各国の意識の高まり

【世界国際電気通信会議】

(WCIT: World Conferences on International Telecommunications)

- ・開催日程: 2012年12月3日～14日
- ・場所: アラブ首長国連邦・ドバイ
- ・参加者: 151か国及び37団体から約1,600名

- ◆ WCITでは、ITU等の国際機関がインターネットを管理すべきか否か、セキュリティを理由としたネットワーク遮断やコンテンツ規制などインターネット上の表現の自由への国家介入につながる規定を盛り込むかが主な焦点に。

図1. WCITにおけるITR改正の経緯

採択文書としては、(1) セキュリティ対策、スパム対策に関する規定（ネットワーク・セキュリティの確保についての規定、スパム拡散防止等についての規定）、(2) 携帯電話の海外ローミング料金に関する規定（利用者に対する料金の透明性確保についての規定、海外ローミング料金の競争の促進についての規定）、(3) 人権を尊重したITRの履行、国際電気通信サービスへの国のアクセス権についての規定、(4) 国際電気通信ネットワーク投資の奨励についての規定、(5) エネルギー効率化及び電子廃棄物（e-waste）についての規定、(6) 国際電気通信サービスへの障害者のアクセス促進についての規定等をITRに追加するとともに、インターネットに関する決議（国際連合の機関であるITUがインターネットへの取組強化、ITUの権限の範囲内でインターネットに関わる技術、発展及び公共政策に関する各国の立場を形成することについて）等五つの決議が併せて採択されることとなった。

本改正文書は、途上国を中心とした支持により採択されたが、米国、EU諸国、カナダ、オーストラリア等の国は、採択された改正案はインターネット上の表現（コンテンツ）規制や検閲、遮断等の規制強化につながりかねない、国やITUによるインターネット管理につながるおそれがないとは言えないなどとして署名しなかったため、署名国は89か国にとどまった。我が国としても、この改正案は国際的な共通認識が十

分に形成されていないまま採択されたものと考え、署名を送ることとした（55か国が署名せず）。

最終日に署名式が行われたが、主な署名国、非署名国は以下のとおり。

署名国（89か国）：アラブ諸国、中南米の一部（アルゼンチン、ブラジル、キューバ、パラグアイ等）、アフリカの大多数、旧ソ連邦諸国（RCC）の一部（ロシア、アゼルバイジャン等）、アジア太平洋の一部（タイ、マレーシア、韓国、シンガポール等）、欧州の一部（トルコ）

非署名国（55か国）：北米（米国、カナダ）、欧州諸国、中南米の一部（コスタ・リカ、コロンビア、チリ等）、アフリカの一部（ケニア等）、RCCの一部（アルメニア、ベラルーシ等）、アジア太平洋の一部（日本、豪州、NZ、インド、フィリピン）

なお、改正ITRは、2015年1月1日から、それまでに改正ITRに拘束されることに同意する旨の通知をITUに送付した国との間で発効することとなるが、署名（又は同意の通知）を行わない国については改正前の現行ITRが引き続き適用されることとなる。

ITR改正の争点と各国のスタンス

主な争点	ロシア、アラブ、アフリカのスタンス	米国、欧州のスタンス	日本のスタンス
インターネット資源（IPアドレスやドメイン）に関する国やITUによる管理（インターネットガバナンス）	・ 現行の民間主導のインターネット資源管理体制(ICANN)ではなく、国際機関等により割り当てられるべき	・ 企業やユーザーの市民も参画する形によるマルチステークホルダーアプローチを支持（ITUでインターネット資源を割り当てる必要はない）	同左
インターネット上の表現の自由	・ 政府によるインターネット上の表現（コンテンツ）に対する検閲、遮断等に関する規定を追加すべき	・ ITRに、コンテンツ規制、検閲、遮断等につながるおそれのある規定を追加すべきでない	同左
セキュリティ対策	・ 国際的に拘束力のあるITRにて「セキュリティ」を扱うべき	・ ITRではコンテンツ規制、検閲、遮断等につながるおそれのある「セキュリティ」を扱うべきでない ・ 広範な意味を持つ「セキュリティ」ではなく、ネットワークの「堅牢性」に限定すべき	・ セキュリティ確保は重要だが、ネットワークの障害回避の側面に限定し、表現（コンテンツ）に対する検閲等が含まれない規定とすべき 〔例：ネットワークの「堅牢性」〕

図2. ITR改正の争点と各国のスタンス

改正の結果概要と我が国の対応

- ◆ ITRの改正規定案に関し、交渉過程で当初の規制的表現自体はかなり弱められた。
- ◆ しかしながら、最後まで米国、欧州諸国等とアラブ諸国、アフリカ諸国、ロシア等との間で合意に至らず、異例の投票により改正ITRが成立。
→ 我が国を含む、米国、欧州諸国を中心とした55か国が署名せず（署名国は89か国）。

【我が国が署名しなかった理由】

- ・ インターネットに関する国による管理・規制やインターネットへの国連機関の関与について、米国、欧州等先進国とアラブ諸国、ロシア等の間に大きな考え方の相違があり、ITRの在るべき姿についての国際的な共通認識がまだ熟していない。

【参考：米国の対応】

- ・ 米国は、グーグル、アマゾン、インテル、シスコ等も参加（総勢121名）。
- ・ 本件を契機としてインターネットガバナンスに関する決議が議会で採択されたほか、WCITの結果についてホワイトハウスが見解を発表するなど、高い関心。

（参考）ITRに新たに盛り込まれた主な事項

<前文>

- ◆ 人権を尊重したITRの履行
- ◆ 国際電気通信サービスへの国のアクセス権

<本文>

- ◆ ネットワークセキュリティ対策（努力義務）
- ◆ スパム対策（努力義務）
- ◆ その他の主な事項
 - ① 携帯電話の海外ローミング料金（利用料金の透明性確保、競争促進）
 - ② 国際電気通信ネットワーク投資の奨励
 - ③ エネルギー効率化及び電子廃棄物（e-waste）
 - ④ 国際電気通信サービスへの障害者のアクセス促進

※ 併せて、インターネットに対する国やITUの取組を求める決議（元はロシアの提案）を採択。

（※）改正ITRは、2015年1月1日に施行。
署名しなかった国については、今後、改正ITRへの参加（同意）の通知を行わない限り、改正ITRは適用されず、現行のITRが適用。

図3. 改正の結果概要と我が国の対応

(2) セキュリティ（5A条）

ブラジルを議長とするアドホックグループが作られ、我が方より、ネットワークに焦点を絞り、コンテンツに触れるべきではないことを主張し、その方向で議論が行われた結果、以下の文言で合意された。

ARTICLE 5A Security and robustness of networks

Member States shall individually and collectively endeavour to ensure the security and robustness of international telecommunication networks in order to achieve effective use thereof and avoidance of technical harm thereto, as well as the harmonious development of international telecommunication services offered to the public.

しかしながら、なお欧米諸国より、securityの用語はコンテンツ規制をも含み得るとして受け入れられないとの反対があったため、これを受け、更なる妥協案として、この規則はコンテンツに関わるものではない旨の規定をITRに追記することとなり、These Regulations do not address the content-related aspects of telecommunications. と第1.1条に追記されることで合意された。

(3) スパム（5B条）

ブルガリアを議長とするアドホックグループが開かれ、スパムについて盛り込むべきではない、とする欧米諸国、盛り込むべきとするアラブ諸国やアフリカとの間で対立したが、議長より、緩やかな指針レベルの条文を盛り込むことが妥協案として提案され、結局以下の文言で合意された。

ARTICLE 5B Unsolicited bulk electronic communications

Member States should endeavour to take necessary measures to prevent the propagation of unsolicited bulk electronic communications and minimize its impact on international telecommunication services.

Member States are encouraged to cooperate in that sense.

ただし、欧米諸国はスパムについて規定することはインターネットのコンテンツに対して規制するものとして、条文化には最後まで抵抗を示した。

(4) 投資促進、事業者間精算スキーム、IXP等

ブラジルより、インターネット接続促進に関し、国家が地域内トラヒックの交換ポイント（IXPを想定）の導入を促進

すべき、という提案がなされ、以下の文で合意された。

3.7 Member States should create an enabling environment for the implementation of regional telecommunication traffic exchange points, with a view to improving quality, increasing the connectivity and resilience of networks, fostering competition and reducing the costs of international telecommunication interconnections.

また、一般的な投資促進については、アフリカやアラブ諸国からの提案を基に、以下の文で合意された。

6.1.1 Member States shall endeavour to encourage investments in international telecommunication networks and promote competitive wholesale pricing for traffic carried on such telecommunication networks.

他方、インフラ投資を行う通信事業者による関係事業者への補償の仕組みを設けることがアラブ諸国やアフリカから提案されていたが、欧米諸国及び我が国が、事業者間の自由な交渉にゆだねるべき事項として反対した結果、条文には盛り込まれず、以下の決議が作成された。

RESOLUTION PLEN/5 (DUBAI, 2012)

International telecommunication service traffic termination and exchange

The World Conference on International Telecommunications (Dubai, 2012),

(略)

resolves to invite concerned Members States to collaborate so that:

- i) each party in a negotiation or agreement related to or arising out of international connectivity matters can seek the support of relevant authorities of the other party's State in alternative dispute resolution;
- ii) their regulatory frameworks promote the establishment of commercial agreements between authorized operating agencies and the providers of international services in alignment with principles of fair competition and innovation,

(5) 国際ローミング料金関係

国際ローミング料金の透明性確保、低廉化について、津川参与を議長とするアドホックグループの場を中心に議論が行われた。透明性確保、料金の低廉化促進の方向では先進国と途上国の間での基本的立場に大きな差異はなかったため、既存の4条に以下の4項を追加することで合意された。

4.4 Member States shall foster measures to ensure that authorized operating agencies provide free-of-charge, transparent, up-to-date and accurate information to end users on international telecommunication services, including international roaming prices and the associated relevant conditions, in a timely manner.

4.5 Member States shall foster measures to ensure that telecommunication services in international roaming of satisfactory quality are provided to visiting users.

4.6 Member States should foster cooperation among authorized operating agencies in order to avoid and mitigate inadvertent roaming charges in border zones.

4.7 Member States shall endeavour to promote competition in the provision of international roaming services and are encouraged to develop policies that foster competitive roaming prices for the benefit of end users.

(6) ルーティング

アラブ諸国より、構成国が国際経過線路を知る権利や管理する権利を有する旨規定しようとした (A Member State has the right to know the route of its traffic where technically feasible.) が、欧米諸国から技術的に不可能等の反対があり、結果的に現行の規定を若干修正した以下の規定となった。

3.3 Authorized operating agencies shall determine by mutual agreement which international routes are to be used. Pending agreement and provided that there is no direct route existing between the terminal authorized operating agencies concerned, the origin authorized operating agency has the choice to determine the routing of its outgoing telecommunication traffic, taking into account the interests of the relevant transit and destination authorized operating agencies.

(7) OA/ROA

ITRの適用対象となる事業者について、ROA(Recognized Operating Agency)とするか、OA (Operating Agency)とするか、欧米諸国とアラブ諸国、アフリカ、RCC等との間で意見の対立があった。

UAEのアル・ガニム全体議長は自らアドホックグループを開催し、妥協案について議論され、その中で、OAに*authorised or recognised by a Member State to establish, oper-

ate and engage in international telecommunications services to the publicという注をつけることで妥協が図られたが、欧米諸国がROAと比べて対象を広げるものであるとして拒否した。最終的に妥協案が提案され、1. 1(a)の後に以下の文を置くこととした。

1.1 abis) These Regulations also contain provisions applicable to those operating agencies, authorized or recognized by a Member State, to establish, operate and engage in international telecommunications services to the public, hereinafter referred as "authorized operating agencies".

(8) 電気通信の定義 (Telecommunication/ICT)

電気通信の定義については、憲章、条約でも規定しており、同じ内容がTR2.1でも規定されているが、アラブ諸国、アフリカより、電気通信にICTの概念を加える新たな定義の提案がなされた。欧米諸国より、電気通信の定義をインターネットにまで広げるものとして反対があり、結果的には、従来の規定を維持することとした。

(9) 番号の適正な利用 (ナンバーミスユース)

適切な料金精算業務に資するため、国際電話の番号資源の適正な利用の確保を奨励するもの。多くの提案が出されたが、イギリス (BT) を議長とするアドホックグループでの議論の末、以下の文案で決着した。

3.5 Member States shall endeavour to ensure that international telecommunication numbering resources specified in ITU-T Recommendations are used only by the assignees and only for the purposes for which they were assigned; and that unassigned resources are not used.

しかしながら、アラブ諸国より、国際電話の番号のみならず、ネーミング、番号、アドレス及び識別資源といったインターネット資源についても国が管理すべき旨の提案 (3. 5 (b)) が出され、いったんは以下の文がファースト案に盛り込まれた。

3.8 Member States shall, if they so elect, be able to manage the naming, numbering, addressing and identification resources used within their territories for international telecommunications.

全体会合では、この3. 8に対し、我が方や欧米諸国が、インターネット・ガバナンスに関する規定はITRに盛り込むべきではない旨強く反対した結果、本項は最終的な案からは

落とされた。

(10) 適正な番号配信 (CLI)

適切な料金精算業務に資するため、国際電話の番号配信に関するルールについて、多くの提案が出されていたが、WG2の議論の中で、以下の文言で合意された。

3.6 Member States shall endeavour to ensure that international calling line identification (CLI) information is provided taking into account the relevant ITU-T Recommendations.

(11) インターネット・ガバナンス (旧ロシア提案第3A条)

ロシアより、インターネット・ガバナンスに関し、各国の権限を強めることを意図する以下のような条文をArticle 3A Internetとして盛り込むよう提案がなされていた。

3A.1 Internet governance shall be effected through the development and application by governments, the private sector and civil society of shared principles, norms, rules, decision-making procedures and programmes that shape the evolution and use of the Internet.

3A.2 Member States shall have equal rights to manage the Internet, including in regard to the allotment, assignment and reclamation of Internet numbering, naming, addressing and identification resources and to support for the operation and development of basic Internet infrastructure.

3A.3 Member States shall have the sovereign right to establish and implement public policy, including international policy, on matters of Internet governance, and to regulate the national Internet segment, as well as the activities within their territory of operating agencies providing Internet access or carrying Internet traffic.

3A.4 Member States should endeavour to establish policies aimed at meeting public requirements with respect to Internet access and use, and at assisting, including through international cooperation, administrations and operating agencies in supporting the operation and development of the Internet.

本提案に対し、少数国会合で、トゥーレ事務総局長からロシアに対し、代わりに以下の決議案を作ることどうか、と提案がされ、その方向で妥協が図られた。

To foster an enabling environment for the greater growth

of the Internet (RESOLUTION PLEN/3)

The World Conference on International Telecommunications (Dubai, 2012),

(略)

resolves to invite Member States

1 to elaborate on their respective positions on international Internet-related technical, development and public-policy issues within the mandate of ITU at various ITU forums including, inter alia, the World Telecommunication/ICT Policy Forum, the Broadband Commission for Digital Development ITU-D study groups; (略)

instructs the Secretary-General

1 to continue to take the necessary steps for ITU to play an active and constructive role in the development of broadband and the multistakeholder model of the Internet as expressed in § 35 of the Tunis Agenda; (略)

本決議案は第一次案に盛り込まれたが、12日の全体会で米国がインターネット・ガバナンスについてITUの権限を広げるものだと反対したため、アル・ガニム議長が「この会議場の雰囲気を知りたい」として採決が行われ、賛成多数として最終案に残った（なお、その後、本手続の不明確さについて問いたです国がいたものの、本手続は投票ではない旨の説明を議長は繰り返した）。

(12) 人権を尊重したITRの履行、国際電気通信サービスへの国のアクセス権についての規定

もともとチュニジアから表現の自由等の人権に配慮してITRを適用すべきとの規定を加えることが提案されていたが、これを基に全体会で、スウェーデン、ポーランド等から前文へ以下の一文を加えることが提案された。

Member States affirm their commitment to implement these Regulations in a manner that respects and upholds their human rights obligations.

これについては、アラブ諸国、アフリカ諸国より、ITRに書くべき事項ではない、として反対があったものの、結局13日に配付された最終案に残った。これに対し、13日の全体会で、最終案の採決が行われる直前に、アフリカ（ナイジェリア）より、これに続けて通信に関する国の権利についても加えるべきとして、以下の一文の追加が提案された。

These Regulations recognize the right of access of Member States to international telecommunication services.

欧米諸国より、人権とは人の権利であり、国の人権というのは想定しがたいとの反対があり、議長は同提案を却下しようとしたが、イランから投票の動議（Point of Order）があり、投票に持ち込まれた。

投票は、まず議論を打ち切って投票にかけることの可否について行われ、投票することについては賛成多数（93対0、棄権16）で可決、さらに同提案についても賛成多数（77対33、棄権8）で同提案は可決。それとともに、議長がアフリカ諸国からの追加分を入れた形でのテキスト全体の採択を宣言した。

(13) エネルギー効率化及び電子廃棄物(e-waste)についての規定

アフリカ（元案ガーナ）より、エネルギー効率化及び電子廃棄物について各国が適切な基準を採用すべし、とする規定の追加を主張し、アドホックグループで議論された結果、以下のような緩やかな努力義務を課すラインで合意された。

Article 8A Energy efficiency/e-waste

Member States are encouraged to adopt energy-efficiency and e-waste best practices, taking into account the relevant ITU-T Recommendations.

(14) 国際電気通信サービスへの障害者のアクセス促進についての規定

ハンガリーより、障害者の電気通信サービスへのアクセスを促進すべし、とする規定の追加を主張し、アドホックグループで議論された結果、以下のような緩やかな努力義務を課すラインで合意された。

ARTICLE 8B Accessibility

Member States should promote access for persons with disabilities to international telecommunication services, taking into account the relevant ITU-T Recommendations.

(15) WCITの定期的な開催

ガーナより、電気通信の発展に合わせてITRの定期的な見直しが必要であるとして、WTSA（4年に一回開催）が開催される機会を捉えて、8年に一回、ITRの見直しを行うべし、という決議案を提出した。先進国より、ITRは頻繁に改正すべき性質のものではないとの主張を行った結果、WCITを定期的に開催することについて、次期全権委員会議（2014年）で検討することとされた。

3. 所感

今般会合でITR改正案が、途上国を中心とする支持を基盤に成立したが、米国及びEU諸国をはじめとする大半の先進国は、署名を行わなかった。今回、ITRの改正をめぐる、関係国間で大きく対応が分かれたのは残念な結果ではあった。

かかる結果は、インターネットに関する国による管理・規制やインターネットへの国連機関の関与について欧米諸国と途上国との間で基本的な考え方の違いがあることによるものであった。欧米諸国の立場は条約と同等の法的拘束力を持つITRにインターネット関連規定が盛り込まれるべきではなく、インターネットへのITU又は各国政府の関与の増大は、現行のマルチステークホルダー・アプローチやインターネットを通じた表現の自由を脅かすものとなりかねないというものであり、他方途上国の立場はITUや各国政府がインターネットの管理に積極的に関与すべきというものであった。

アラブ諸国、中国、ロシア等は、当初のセキュリティに関する提案を見る限り、今回のITR改正を契機にインターネット規制を盛り込もうとしていたことは明らかである。しかしながら、欧米諸国の強い反対に加え、我が方やブラジルを中心とした妥協案を作成しようとする努力もあり、実際にでき

あがったセキュリティやスパムに関する規定は、これらの国々からかなりの妥協を引き出すことに成功したと考えられる。

しかしながら、特にアラブ諸国にとっては、妥協を重ねたにも関わらず、米国が「インターネット」に関する事項をITRの範疇で扱うことについて全く妥協の余地を示さず、「インターネット」に関連する文言（セキュリティ、スパム等）を入れることでさえ最後まで妥協しなかったことから、双方の溝が深まる一方となり、最後には「情報アクセスの権利」をめぐる本筋とは離れた部分で議論や投票が行われることとなってしまったとも捉えることができる。

今後、米国や欧州、日本等の先進国が改正ITRに参加しない中でITRの役割・位置づけがどのようになっていくかについては予断を許さないところがあるが、定期的なレビューを行うことについて2014年の全権委員会議で議論すべしという決議が併せて採択されたので、今後、ITRは情報通信をめぐる環境の変化に合わせて定期的に改訂すべき、という議論は必ず起こると思われる。

インターネットをめぐる議論は、ITU理事会作業部会、本年5月のWTPF等、WCIT以外のITUの会合でも引き続き行われることとなり、また、国際サイバー会議（今年は10月に韓国で開催）、国連の専門家会合（第1委員会下のGGE、第2委員会下のCSTD）、インターネットガバナンスフォーラム

サイバー空間の国際的なルールに関する議論の今後の動向

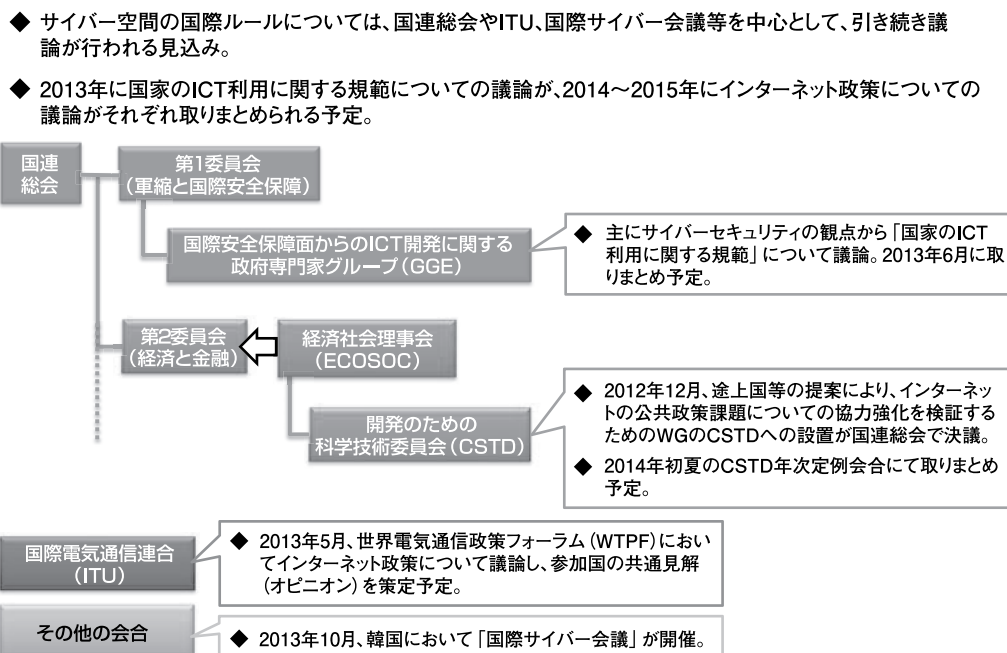


図4. サイバー空間の国際的なルールに関する議論の今後の動向

(IGF) 等の場でも行われることとなる。

このようにインターネットの規制や管理の在り方については、今後とも様々な場で議論がなされると予想される。我が国としては、情報の自由な流通が確保され、インターネットの便益を利用者の方々が最大限に享受できるよう、様々な場で引き続き国際的な共通認識の醸成に努めてまいりたいと考えている。

なお、全体議長を務めたのは、UAEの通信規制庁（TRA）のアル・ガニム局長。当初、落ち着いた采配をしていたように見えたが、インターネット決議案については、重要な案件であり、もう一晩持ち越し、時間をかけて議論をする、という道もあったはずだが、12日の全体会で、インターネット決議に関する議論が収束しないのを見て、「各国の温度を測る」と言って札を上げさせて賛否を表明させた上で、majorityと発言し、多数決を行ったに等しい議事進行を行い、交渉決裂のきっかけを作ってしまったように思われる。

13日の改正案採択の瞬間においても、ITR前文に情報アクセスの権利を追加するかどうかについて投票したはずであったのに、その投票が終わった直後、その修正を反映して成果文書は採択されたと宣言した。この点、修正提案の採決後、いったん、休憩でも入れれば、各国は、冷静に改めて判断することができた可能性もある。

なお、最後の投票はイランからの動議に基づいて行われたものである。このイラン動議は、議長やトゥーレ事務総局長にとっても想定外だった可能性もある。

我が国としては、1年以上前からの予備的交渉にも積極的に参加し、インターネットを通じた情報の自由な流通の確保等、我が国の基本的立場が反映されるよう努めるとともに、全ての構成国が参加できる合意を通じたITUの一体性の確保を実現するべく交渉に臨んだ。今回の会合でも着地点を模索

するべく建設的な貢献を行った。

この点については、欧米諸国、アジア、議長、事務局長等から何度も感謝と敬意が表明されていたところで、間違いなく各国とも高く評価していたと思われる。また、採択された文書において相当部分妥協を引き出すことに貢献したと評価できる。

最終的に先進国と途上国の溝が埋まらず、我が国も署名できなかったという結果は、これまで、ITRの改正に向けて、相当の労力をかけてきた我が方としては不本意と言わざるを得ない。しかしながら、先進国・途上国の双方より、我が国の建設的貢献が高い評価を得たことは、今後の議論に向けた強い信頼関係とパイプの構築につながり、今回の会合の成果として評価してよいと考える。

＜我が国の積極的貢献の主な例＞

- ・ APT準備会合において、副議長を務めるとともに、セキュリティに関する議論（共同提案条文書の作成）等を主導
- ・ ローミングに関する新たな規定の検討グループで、津川参与が議長役として取りまとめに貢献
- ・ 適用対象事業者に関する対立（OA/ROA）の打開に向け我が国が非公式に提案した内容が最終案に反映

＜関係ホームページ＞

ITU世界国際電気通信会議（WCIT-12）

URL:http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ict-seisaku/cyberspace_rule/wcit-12.html



写真1. 全体会合での投票の様相（12月13日）

国際電気通信規則（ITR）の改正における料金・サービス政策に関する議論

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 料金サービス課 企画官

うみの海野 あつし 敦史



1. はじめに

2012年12月3日～14日にかけてアラブ首長国連邦（ドバイ）で開催された世界国際電気通信会議（WCIT-12：World Conference on International Telecommunications. 以下「WCIT」という）において、「国際電気通信規則（ITR：International Telecommunication Regulations）」が改正された。ITRとは、国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）に関する目的、構成等について規定した国際電気通信連合憲章（ITU憲章）及び同憲章を補完する国際電気通信連合条約（ITU条約）を更に補完する法的拘束力を有する業務規則である。

ITRの改正をめぐる国際社会の注目度も高かったが、欧米諸国や我が国を含む55か国が今般採択された改正案に署名しないことを明らかにしたため、一部のメディアにおいては当該改正が「決裂」したものと評されている²。その背景には、国家（公権力）によるインターネットの管理・規制等に関する規律の是非をめぐり、これに否定的な欧米諸国と肯定的な新興国・発展途上国との見解の隔たりが大きかったという事情がある³。実際にWCITに出席して条文作成の交渉に臨んだ筆者としては、そのような「決裂」の過程において劇的な形で進んだ議論の展開についても触れたいところであるが、紙幅の都合上、その詳細については別稿に譲ることとし、本稿ではWCITにおける「隠れた争点」とも言える国際電気通信に関する料金及びサービスに関する政策（以下「料金・サービス政策」という）の法規強化をめぐる議論の概要について紹介する。料金・サービス政策については、インターネット政策とは異なり、比較的単純な「欧米諸国 対 新興国・発展途上国」という対立構造のみでは的確に把握できない複数の論点があり、それらについては各国の利害・主張が交錯しつつも、「妥協の結晶」という形で改正条文がまとまったという点にその特徴を見いだすことができよう。なお、本稿において意見にわたる部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りさせていただく。

2. 国際ローミング料金をめぐる議論

料金・サービス政策をめぐる最大の争点は、携帯電話に

よる国際ローミングサービスの料金等に関する規律をITRに盛り込むことであった⁴。国際通話のために携帯電話を使用することがほとんど想定されていなかった1988年時点に採択された現行のITRにおいては、国際ローミングに関する規定は一切含まれていない。しかし、海外渡航者の間で国際ローミングサービスの利用が一般化し、とりわけ陸路による国外移動が頻繁に行われている欧州地域において、欧州委員会により音声通信・データ通信双方について国際ローミング料金に関する規制が設けられるなどの動きが見られる中で、国際ローミングサービスに関する料金の低廉化や透明性の向上等に向けた規定をITRに盛り込むべきではないかという考え方が有力に主張されるようになった。

このうち、料金の低廉化については、事前の条文案募集の段階において、①ストレートに料金の低廉化（reducing charges）を図る政策の策定を構成国の努力義務とする提案（欧州委員会を含む欧州諸国〔CEPT：European Conference of Postal and Telecommunications Administrations〕）、②料金をコスト指向的なもの（cost-oriented）とすることを構成国の義務とする提案（アフリカ諸国）、③渡航先国の国民が利用する料金（prices applied to local users of the visited country）との同等性の確保を要求する提案（インド）などの複数の提案が乱立していた。我が国（当方）としては、（ア）国際ローミング料金の水準については原則として自由競争の中での低廉化が進むことが期待可能であること（したがって、2013年2月現在、我が国の法令においては国際ローミング料金の在り方をそのものを直接規制する規定は存在しない。なお、外国法人等との電気通信業務に関する協定等の認可について、電気通信事業法〔昭和59年法律86号〕40条参照⁵）、（イ）ITU-Tのスタディグループ（SG3）において関連する勧告（D.98）⁶が2012年9月に採択されて間もなかったこと等を踏まえ、当該料金の在り方を方向づける過度な義務規定の創設には反対しつつ、何らかの義務づけが必要であるとのコンセンサスが形成される場合でも、できるだけ義務の程度の弱い規定（国家の過度な介入を抑えることを主眼とした規定）でまとめる方向でWCITにおける交渉に臨んだ。

実際のWCITにおいては、我が国から、まずは国際ローミ

ングに関する規定の追加そのものに反対したものの、新興国はもとより欧州諸国からも十分な支持を得られなかったため、ローミング料金水準の設定に関する規定の努力義務化、当該設定に当たっての各国・地域固有の事情の考慮等について主張するとともに、料金をコスト指向的なものとする提案については、コストのみが料金の決定要因ではないことを理由に強く反対した。また、米国からは、料金の低廉化そのものを義務とすると料金が下げ止まった場合にその実効性が失われることを理由として、「競争的な (competitive)」料金を図る旨を規定することが望ましいとの主張が行われた。このような議論の結果、最終的には、「構成国は、国際ローミングサービスの提供における競争を促進するよう努力するとともに、最終利用者の利益のために競争的なローミング料金を促す政策を策定するべく奨励されるものとする」という旨の規定が今次改正後のITR（以下「改正後ITR」という）4条4.7項に追加されることとなった⁷。

他方、透明性の向上については、欧米・アラブ・アフリカ諸国からさまざまな条文案が示された。その典型例は、「構成国は、国際電気通信サービスを提供する事業者が、少なくとも、無料で、国際ローミング料金も含めた利用者料金について透明かつ最新の情報を提供するよう確保しなければならない」という欧州諸国 (CEPT) からの条文案である。また、やや簡素化したものではあったが、米国からも類似の条文案が示されていた。もとより、利用者への情報提供を通じた料金の透明性の向上については、基本的な考え方としては我が国としても反対すべきものではないと考えられるが、事業者に対する過度な義務づけ等が行われないように配慮する観点から、提案された条文案について事業者に対する義務の程度を弱める方向で修正するための主張を行うべく、WCITでの交渉に臨んだ。諸般の議論の結果、「構成国は、承認された電気通信事業者が無料で適時に国際ローミング料金及び関連条件を含む国際電気通信サービスに関する透明、最新かつ正確な情報を最終利用者に対して提供することを確保するための措置を促進するものとする」という旨の条文を改正後ITR4条4.4項に追加することで決着した⁸。

我が国の視点から見ると、この条項の在り方については、アラブ・アフリカ諸国のみならず欧米諸国とも考え方に一定の懸隔があったところに特徴がある。それゆえ、WCITでの交渉に当たっても、日本の主張が必然的に孤立感を増すこととなり、他国が支持しなくなるという意味において難航しがちであった。WCITにおいて、我が国は、技術的に困難な場合には情報提供に関する「措置」を講じる必要はない旨

を盛り込むことなどを提案したのであるが、これがまったく受け入れられなかったのも、このような事情を背景とするものである。

以上のように、国際ローミングサービスの料金等に関する規定については、各国がさまざまな主張をし合い、それらを調整する工夫ないし譲歩が時間をかけて行われた結果、我が国を含むすべての構成国がおおむね納得する形でまとまったものである。これは、WCITにおける貴重な成果の一つであると言える。

3. 計算料金規律をめぐる議論

国際電気通信サービスの提供における料金に関する現行のITRの規定としては、6条及び付録 (Appendix) の第一・第二・第三に掲げられている収納料金・計算料金等に関する伝統的な規律（以下「計算料金規律」という）がある。収納料金とは「国際電気通信サービスの利用に関して主管庁が定めその利用者から収納する料金」（2条2.9項）、計算料金とは「一定の関係において主管庁間で合意し国際計算書の作成のために用いる料金」（2条2.8項）のことであり、いずれも一次的には国際電話が念頭に置かれたものである。もっとも、一定の条件の下での特別取決めの締結を関係当事者に認める権利が既に構成国に承認されているため（9条9.1項。併せてITU憲章42条参照）、計算料金規律は一般原則を定めたものとして位置づけられる。

この計算料金規律については、多くの国で国際電気通信サービスの提供が国営・独占の下で行われていた1988年当時（現行のITR採択当時）には重要な意義を有したが、今日においては、当該提供の多くは電気通信事業者間の原則として自由な商取引に基づいて行われているため、少なくとも我が国及び多くの先進諸国においてはその実質的な意義が失われているものと考えられる。したがって、WCITでの交渉においても、我が国や欧米諸国は計算料金規律を原則としてITRから削除し、国際電気通信サービスの提供に関する事業者間の取決めの条件は商業協定 (commercial agreement) に委ねられる旨の規定を新たに設けることを主張した。しかし、今日においても計算料金規律を必要とするロシア、アラブ・アフリカ諸国等が当該規律の存置を強く求めたため、妥協策として、各国の国内法に基づき、計算料金規律を必要とする国には当該規律を適用し、それ以外の国については商業協定に基づき国際電気通信サービスの提供に関する条件が決まることとなるよう、当該規律を選択的に適用することを可能と

する規定が設けられることとなった（改正後ITR6条6.1項）。

その結果、現行のITR6条及び付録に掲げられている規定の内容にほぼ相当する規律については、商業協定に基づく取決めに適用されない旨が追加的に規定された（改正後ITR6条6.2項後段）。それゆえ、仮に我が国が改正後ITRに署名したとしても、国際電気通信サービスの提供が電気通信事業者間の取決めに基いて行われる限りにおいて、改正後ITR6条6.2.1項以下の規定には拘束されないこととなる。なお、重要性が比較的低いと考えられる付録第三については廃止され、その内容の一部については本文の条項に吸収されることとなった⁹。

4. 料金・サービス政策に関するその他の主な議論

(1) ネットワークへの投資促進等に関する議論

アラブ・アフリカ諸国から、ネットワーク基盤（インフラ）への投資促進等に対する努力義務を構成国に課す条文案が示されていた。また、これらの諸国は、国際電気通信サービスの卸売料金についても一定の規律を設けることを提案していた。これらを背景として、「構成国は、国際電気通信ネットワークへの投資を奨励し、当該電気通信ネットワーク上のトラフィックに関する競争的な卸売料金を促進するよう努力するものとする」という旨の条文が改正後ITR6条6.1.1項に新たに追加されることとなった¹⁰。

(2) 事業者間の合理的補償に関する議論

カメルーンから、伝送されるトラフィックに応じた合理的な事業者間補償（精算）を確保するための措置の実施を構成国に義務づける条文案が示されていた。しかし、WCITでの議論において、我が国をはじめとする先進諸国が、事業者間補償の在り方については電気通信事業者間の自由な取決めに委ねるべきであり、国家による過度な介入を義務づける規律は避けるべきであるとの観点からこれに強く反対した結果、採用されないこととなった。

(3) 他事業者に対する「課金権（right to charge）」の保障に関する議論

アラブ・アフリカ諸国から、「構成国は、電気通信事業者の国際電気通信サービス・アプリケーション提供者に対する合意されたサービス品質に基づく適切な接続料（アクセスチャージ）の課金権を保障するための措置を講じるものとする」という旨の条文案が示されていた¹¹。しかし、WCITでの議論において、我が国をはじめとする先進諸国が、前述の（2）と同様の理由からこれに強く反対した結果、採用されないこ

ととなった。なお、この条文案については、実質的に、電気通信事業者間で合意したサービス品質を国家が保障し得ることを担保するものであるとも解され、そのような観点からも不適当であると考えられたため、その旨も併せて我が国から適宜主張した。

(4) 利用者に対する従量課金に関する議論

ブラジル、インド等から、国際電気通信において効率的な消費量（what is effectively consumed）に応じた最終利用者に対する課金（従量課金）を奨励する努力義務を構成国に課す条文案が示されていた。しかし、WCITでの議論において、我が国をはじめとする先進諸国が、この条文案の曖昧さに加え、従量課金は課金方法の一つにすぎず、これをITRで「国際標準」とするのは不合理である旨を主張しつつこれに強く反対した結果、採用されないこととなった。

(5) 国際電気通信における詐欺の防止に関する議論

ブラジル、インド等から、国際電気通信における詐欺（fraud）の防止等のための電気通信事業者間の協力に関する義務又は努力義務を構成国に課す条文案が示されていた。しかし、WCITでの議論において、我が国をはじめとする先進諸国が、詐欺への対処の問題はITUの所掌範囲を越える等の理由からこれに強く反対した結果¹²、採用されないこととなった¹³。

(6) 国際接続問題についての裁判外紛争解決手続に関する議論

アフリカ諸国から、国際接続問題に関する裁判外紛争解決手続（ADR：Alternative Dispute Resolution）の利用について相手国に協力を求め得ることを確保する義務を構成国に課す条文案が示されていた。しかし、WCITでの議論において、我が国をはじめとする先進諸国が、前述の（5）と同様の理由からこれに強く反対した結果、採用されないこととなった。一部のアフリカ諸国はこの条文案に相当固執したが、問題の重要性自体は先進諸国にも認識されたうえで、必ずしもWCITの場ではなく、今後の関連するITUの会議における検討課題の一つとされた¹⁴。

5. 総括

料金・サービス政策に関するITRの条文の在り方については、WCITにおいて相当な時間をかけて密な議論が行われた。既述のとおり、国際電気通信サービスの提供は電気通信事業者間の自由な取決めに委ねることを基本とすべきとする観点から、我が国としてもそのスタンスを積極的に主張しつつ

条文の在り方に反映させる努力をし、また同様の主張をする国の見解を適宜支持した。その結果、計算料金規律の適用が「選択制」になるとともに、新たに国際ローミング料金等に関する実務的・合理的な規律が盛り込まれる形で決着し、少なくとも料金・サービス政策に関する部分については、今日の国際電気通信の市場環境を踏まえた新時代のITRの成立をみたように思われる。また、その他の当該政策に関する規定についても、我が国として（改正後ITRに署名・批准したとしても）ほぼ受容可能な形で条文がまとまったことは、改正後ITRに署名した国々との今後の関係等を考慮すると、有意義なことであったと考えられる。もっとも、全体としては諸般の局面で「妥協」が重ねられて条文がまとめられたため、必ずしも十分なコンセンサスを得られていない部分があることも否定できず、各構成国が個々の規定を拡大解釈する余地が残されていることには留意が必要であろう。

確かに、インターネット政策等をめぐる欧米諸国と新興国・発展途上国との対立を背景として、我が国は改正後ITRに署名しないという道を選択した。しかし、次なるITR改正の機会が訪れたときには¹⁵、今般のWCITでの議論（すなわち改正後ITRの内容）がベースになると考えられる。また、我が国の電気通信事業者が、改正後ITRに署名・批准した国々で事業を営み、又はそれらの国々の電気通信事業者と業務上の契約等を締結することもあり得る。これらの点にかんがみ、我が国として積極的に今般の交渉に参画したことは、決して「徒労」ではなかったものと信じたい。

注

- 1 今次改正後のITRについては2015年1月1日からの発効が予定されているが、我が国を含め、署名せずかつ同意の通知を行わなかった国々に対してはその効力が及ばず、現行のITRが引き続き適用されることとなる。
- 2 例えば、日本経済新聞2012年12月15日朝刊4面、読売新聞2012年12月16日朝刊9面などを参照。
- 3 インターネット政策に関する主なITR改正条文の分析については、海野敦史「国際電気通信規則（ITR）の改正を通じたサイバー空間の国際ルール策定に向けた動向」、『Law and Technology No.57』（民事法研究会、2012年）111-116頁参照。
- 4 ここで言う国際ローミングサービスとは、国内の電気通信事業者が海外の電気通信事業者と取決めを結ぶことにより、利用者が、その海外の電気通信事業者のネットワークを用いて自国内で契約している携帯電話番号（又は電子メールアドレス等）のまま音声・データの送受信を行うことを可能とするサービスのことを指す。
- 5 電気通信事業法40条及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令25号）27条に基づき、我が国の電気通信事業者と海外の電気通信事業者との間で締結される音声の伝送交換に関する国際ローミング協定については、総務大臣の認可の対象となるが、これらの条項は利用者料金に関して直接の規制を課すものではない。
- 6 ITU-T, D.98, Charging in international mobile roaming service (09/2012), <http://www.itu.int/rec/T-REC-D.98-201209-I/en>. なお、この勧告は法的拘束力を有しない。
- 7 本稿で示すITRの条項については、「改正後ITR」という表記がない限り、現行のITRを表すものとする。
- 8 国際ローミングサービスの提供に関しては、本文で取り上げたもののほか、海外渡航者としての利用者に対する十分なサービス品質の確保のための構成国の措置奨励義務（改正後ITR4条4.5項）、国境地帯における利用者の意図しない（inadvertent）ローミング料金課金の回避・緩和のための事業者間協力を促す構成国の努力義務（同条4.6項）が新たに規定されることとなった。
- 9 付録第三の内容のうち、業務用電気通信（service telecommunications）については改正後ITR6条6.4項に規定され、特権電気通信（privilege telecommunications）に関する規定についてはその定義とともに削除された。
- 10 既述のとおり、「競争的（competitive）」な料金については、別途、国際ローミング料金についても規定されることとなった。なお、アラブ・アフリカ諸国は、当初、コスト指向的な卸売料金（cost-oriented wholesale pricing）とする旨を提案していたが、我が国を含む先進諸国の反対により採用されなかった。
- 11 事業者間の合理的補償や他事業者に対する「課金権」の保障については、ITR3条3.2項に関する改正案として欧州電気通信事業者協会（ETNO：European Telecommunications Network Operators' Association）から示された提案と軌を一にする。同提案においては、インターネット上のコンテンツ提供事業者等に対してネットワーク基盤（インフラ）への投資に対する相応の負担を求める観点から、インフラ投資を行う電気通信事業者がインターネット接続事業者に対して流通させる情報量に応じた接続料を課すための仕組みを設けることが意図されていた。この提案については、インターネット政策の機微性等を背景として（米国等はITRによるインターネットに関わる一切の規律に反対する立場を採っていた）、採用されなかった。
- 12 2010年に改正されたITU全権決議130（Rev. Resolution 130 [Guadalajara, 2010]）においては、サイバー犯罪への対処を含む各国の主権に関わる法的・政策的課題について、ITUでは扱わない旨が示されている。
- 13 また、改正後ITR3条3.5項において、新たに番号資源（numbering resources）の適正利用に関する規定が盛り込まれたことから、国際電話サービスに関する限りにおいては、これにより、一定程度、詐欺行為又はこれに相当すると認められる行為の防止・回避に資することとなっている。
- 14 裁判外紛争解決手続に関しては、その利用に関する関心国間の国際協力等について、WCITで採択された決議に掲げられている（Resolution Plen/5 [Dubai, 2012]）。
- 15 なお、WCITで採択された決議においては、ITRを定期的に見直すための措置等について、2014年のITU全権会議で議論されることとなっている（Resolution Plen/4 [Dubai, 2012]）。

ITR英文

FINAL ACTS OF THE WORLD CONFERENCE ON INTERNATIONAL TELECOMMUNICATIONS (Dubai, 2012)

<http://www.itu.int/en/sama/Pages/questionnaire2.aspx?pub=S-CONF-WCIT-2012-PDF-E>

Explanatory notes

1. The International Telecommunication Regulations (ITRs) and their Appendices are those adopted by the World Conference on International Telecommunications (Dubai, 2012).
2. The margin numbers of the ITRs and their Appendices are located in the left-hand margin.
3. The resolutions are those adopted by the World Conference on International Telecommunications (Dubai, 2012), as indicated by the place and date appearing between brackets : RESOLUTION 1 (Dubai, 2012)

SUMMARY OF CONTENTS

International Telecommunication Regulations

PREAMBLE	
Article 1 Purpose and scope of the Regulations	
Article 2 Definitions	
Article 3 International network	

Article 4	International telecommunication services
Article 5	Safety of life and priority of telecommunications
Article 6	Security and robustness of networks
Article 7	Unsolicited bulk electronic communications.....
Article 8	Charging and accounting
Article 9	Suspension of services
Article 10	Dissemination of information
Article 11	Energy efficiency/e-waste
Article 12	Accessibility.....
Article 13	Special arrangements
Article 14	Final provisions
APPENDIX 1	General provisions concerning accounting.....
APPENDIX 2	Additional provisions relating to maritime telecommunications

DECLARATIONS AND RESERVATIONS

List of countries in French alphabetical order giving the number(s) of their declarations and reservations:

Afghanistan (100), Albania (Republic of) (83), Algeria (People's Democratic Republic of) (54), Germany (Federal Republic of) (69), Saudi Arabia (Kingdom of) (44, 54), Argentine Republic (4), Armenia (Republic of) (57), Austria (73), Azerbaijani Republic (38), Bahrain (Kingdom of) (53, 54), Bangladesh (People's Republic of) (105), Barbados (86, 97), Bhutan (Kingdom of) (89), Botswana (Republic of) (24), Brunei Darussalam (20), Bulgaria (Republic of) (43), Burkina Faso (12), Burundi (Republic of) (17), Cambodia (Kingdom of) (102), Central African Republic (107), Chile (52), China (People's Republic of) (103), Cyprus (Republic of) (72), Colombia (Republic of) (30), Korea (Republic of) (39, 96), Costa Rica (80), Croatia (Republic of) (77), Cuba (35), Djibouti (Republic of) (99), Dominican Republic (15), Egypt (Arab Republic of) (76), El Salvador (Republic of) (27), United Arab Emirates (22, 54), Spain (81), Russian Federation (37, 57), Finland (1), Gabonese Republic (14), Ghana (6), Greece (78), Guatemala (Republic of) (10), Guyana (34), Haiti (Republic of) (85), Hungary (79), India (Republic of) (106), Indonesia (Republic of) (7),

Iran (Islamic Republic of) (31, 54), Iraq (Republic of) (54, 70), Ireland (75), Italy (66), Jamaica (45), Jordan (Hashemite Kingdom of) (41), Kazakhstan (Republic of) (57), Kenya (Republic of) (18), Kuwait (State of) (25, 54), Lesotho (Kingdom of) (55), Latvia (Republic of) (65), Lebanon (54), Libya (54), Lithuania (Republic of) (63), Malaysia (23), Malawi (98), Mali (Republic of) (19), Malta (74), Morocco (Kingdom of) (28, 54), Mauritius (Republic of) (94), Mexico (51), Moldova (Republic of) (67), Mongolia (90), Montenegro (92), Mozambique (Republic of) (36), Namibia (Republic of) (104), Nepal (Federal Democratic Republic of) (101), Niger (Republic of the) (9), Nigeria (Federal Republic of) (16), Oman (Sultanate of) (13, 54), Uganda (Republic of) (46), Uzbekistan (Republic of) (57), Panama (Republic of) (11), Papua New Guinea (56), Paraguay (Republic of) (3), Netherlands (Kingdom of the) (82), Poland (Republic of) (58), Portugal (71), Qatar (State of) (61), Kyrgyz Republic (57), Slovak Republic (62), Czech Republic (68), United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland (93), Rwanda (Republic of) (47), Saint Lucia (87), Senegal (Republic of) (60), Serbia (Republic of) (84), Singapore (Republic of) (40), Slovenia (Republic of) (64), Sudan (Republic of the) (50, 54), South Sudan (Republic of) (59), Sri Lanka (Democratic Socialist Republic of) (88), South Africa (Republic of) (32), Sweden (33), Tanzania (United Republic of) (48), Thailand (21), Togolese Republic (2), Trinidad and Tobago (8), Tunisia (54, 91), Turkey (49), Ukraine (57), Uruguay (Eastern Republic of) (42), Venezuela (Bolivarian Republic of) (5), Viet Nam (Socialist Republic of) (26), Yemen (Republic of) (95), Zimbabwe (Republic of) (29)

RESOLUTIONS

RESOLUTION 1 (DUBAI, 2012) Special measures for landlocked developing countries and small island developing states for access to international optical fibre networks.....

RESOLUTION 2 (DUBAI, 2012) Globally harmonized national number for access to emergency services

RESOLUTION 3 (DUBAI, 2012) To foster an enabling environment for the greater growth of the Internet

RESOLUTION 4 (DUBAI, 2012) Periodic review of the International Telecommunication Regulations

RESOLUTION 5 (DUBAI, 2012) International telecommunication service traffic termination and exchange.....

2.4 世界電気通信政策フォーラム (WTPF)
2.4.1 世界電気通信政策フォーラムの概要

世界電気通信政策フォーラム概要

■ 会合概要

電気通信環境の急速な変化に伴う規制・政策問題について国際的な共通認識の醸成を目的として開催する会議

○ 成果文書はオピニオン（会合参加者で合意された立場を示すもの）として採択される。

※ 成果文書に拘束力はないが、今後の各国における規制・政策に影響を与え得る。

■ WTPF-13 結果概要

・ WTPF-13は、「インターネットに関連する国際公共政策全般」をテーマに議論するもので、2012年12月のWCIT後のインターネット・ガバナンスに関する国際議論の動向を見極める上で重要な会合

・ 会合の成果としては、「オピニオン」と呼ばれる、法的拘束力は持たないものの今後の議論の方向性に影響を与えうる文書を採択

・ 今回のWTPFでは、事前の準備会合でほぼ合意していた以下の6つのオピニオンが正式に採択

- ① 接続性向上の長期的解決法としてのIXP促進
- ② ブロードバンド接続性の成長と発展を実行可能にする環境の育成
- ③ IPv6展開のキャパシティビルディング支援
- ④ IPv6採用とIPv4からの移転支援
- ⑤ インターネットガバナンスにおけるマルチステークホルダーズムの支持
- ⑥ 協力強化プロセスの運用を可能にするための支持

・ これに加えて、ブラジル及びロシアから「インターネット・ガバナンスにおける政府の役割の強化」に関する新たなオピニオン案が提案された。多くの途上国・新興国（中東、中南米、アフリカ、中国等）が賛同したが、日米等の先進国は同オピニオンの策定に強く反対し、ブラジル・ロシアから妥協案も示されたが、検討の時間も足りなかったことから、今回の採択は見送られた。

第5回WTPF（2013年5月14日～16日）

第3回専門家会合（2013年2月6日～8日）

第2回専門家会合（2012年10月10～12日）

第1回専門家会合（2012年6月5日）

過去の開催状況

第1回（1996年）：衛星携帯電話
第2回（1998年）：電気通信サービスと貿易
第3回（2001年）：IP電話
第4回（2009年）：インターネット政策課題

第5回世界電気通信政策フォーラム （WTPF-13）結果報告

総務省 情報通信国際戦略局 国際政策課 国際広報官 出口 岳人



1. はじめに

本年5月14日から16日まで、国際電気通信連合（ITU）の第5回世界電気通信政策フォーラム（WTPF-13）がスイス（ジュネーブ）で開催され、政府関係者、関係企業等、合計で約850名の関係者が集まった。

WTPFは、電気通信環境の急速な変化に伴う規制・政策問題についての国際的な共通認識の醸成を目的としたITUの会議であり、今回は2009年に開催されている。

第5回の今回は、「インターネットに関連する国際公共政策全般」をテーマに議論するものであった。インターネットに関連する国際公共政策については、昨年12月にアラブ首長国連邦（ドバイ）で開催された世界国際電気通信会議（WCIT）における国際電気通信規則（ITR）の改正審議においても争点となったが、見解の相違により先進国と途上国との間で合意に至らず、結果として日米欧を含む55か国がITR改正文書への署名を見送った経緯がある。

については、WTPF-13は、WCIT後におけるインターネット・ガバナンスに関する国際議論の動向を見極める上で重要な会議であったと言える。

以下では、本会議に日本代表団の1人として参加した者として、WTPF-13の結果概要について報告することとした。

なお、本稿中、意見を述べている箇所については、筆者の個人的な見解であり、所属する組織を代表するものではないことを断っておきたい。

（参考）WTPFの過去の開催状況とテーマ

- 第1回（1996年）：衛星携帯電話
- 第2回（1998年）：電気通信サービスと貿易
- 第3回（2001年）：IP電話
- 第4回（2009年）：インターネット政策課題

ロシア、コスタリカ、サウジアラビア、ザンビア及びインド）。

オープニング・セッションにおいては、各国政府代表、関係企業等からインターネット国際公共政策に関する見解が表明された。我が国からは、田中栄一総務審議官より、インターネット国際公共政策の在り方について国際的な共通認識を醸成していくことの重要性を指摘するとともに、その方法として、結論を急がずに時間をかけ、信頼関係を構築し、政府間だけではなく、関係企業、市民団体等のマルチステークホルダーとの意見交換の必要性を指摘した。

今回のWTPF-13においては、「オピニオン」と呼ばれる、法的な拘束力は持たないものの、今後の議論の方向性に影響を与え得る文書が採択されたが、このWTPF-13の開催に当たっては、事前に非公式専門家会合が3回開催されており、この事前会合において、インターネットに関連する国際公共政策に関する六つのオピニオン案が策定されていた。

WTPF-13におけるオピニオン案の審議においては、まずは、この非公式専門家会合において策定された六つのオピニオン案それぞれに対して、幾つかの国から修正の提案がなされたことから、それぞれ修正の是非が議論されることとなった。結論としては、これら六つのオピニオン案については、軽微な修正を除き、ほぼそのままの形で正式に採択されることとなった。

WTPF-13で採択された六つのオピニオン

- ・ 接続性向上の長期的解決法としてのIXP促進
- ・ ブロードバンド接続性の成長と発展を実行可能にする環境の育成
- ・ IPv6展開のキャパシティビルディング支援
- ・ IPv6採用とIPv4からの移転支援
- ・ インターネット・ガバナンスにおけるマルチステークホルダリズムの支持
- ・ 協力強化プロセスの運用を可能にするための支持

2. 結果概要

WTPF-13の全体会合の議長は、マケドニアから選出され、副議長は各地域からそれぞれ選出された（ポーランド、

これらのオピニオンの内容は、先進国と途上国の関係者が一体となって国際的な課題となっているインターネットに関わる事項の解決を目指す趣旨で策定されたものと言えると思われる。その意味において、今般のWTPF-13において、

①接続性向上の長期的解決法としてのIXPs (Internet Exchange Points) 促進 Promoting Internet Exchange Points (IXPs) as a long term solution to advance connectivity 構成国及びセクターメンバーに対し、協力的な手段で、以下を実行することを奨励 ・ 国内、地域及び地域レベルのネットワークの更なる発展と拡大を促進すること。 ・ 開かれたマルチステークホルダーのコンサルテーションを通して、特に、支援的政策環境の育成や技術専門家の交換を行うことによりIXPの出現を可能にすること。 ・ 地元、地域、国際のインターネットネットワーク事業者がIXPを通じて相互接続することを許容するための公共政策を促進すること。 ②ブロードバンド接続性の成長と発展を実行可能にする環境の育成 Fostering an enabling environment for the greater growth and development of broadband connectivity 構成国に対し、以下を実行することを奨励 ・ 法的及び省令環境を実行可能にすることにより広い範囲で適切に電気通信インフラへのアクセスを促進すること、公正で、透明で、予測可能で非差別的な政策を策定すること、及び競争を促進し、技術・サービス革新の継続を育成し、民間企業の投資を促す政策を策定すること。 ・ 技術中立性を考慮した公共政策の目標に到達するために、IPベースのネットワークに関し、競争主導によるアプローチという見解のもと既存の規則を見直すこと。 構成国、セクターメンバー、及び関連団体に対し以下を実行することを奨励 ・ ブロードバンド接続を議題としたITUの活動及び国際、地域、国内のフォーラムにおいて、市場の民主化、競争促進及び投資の活性化を促進するために考案された進歩的法律体制のベストプラクティスを引き続き共有すること。 ③IPv6展開のキャパシティビルディング支援 Supporting Capacity Building for the deployment of IPv6 以下を推奨 ・ 構成国が、管轄内の範囲で、迅速にIPv6の導入と移行を促進するための政策と動機付けを考慮すること。 ・ セクターメンバーが、ウェブとインターネット事業をできる限り迅速にIPv6経由で提供すること。

④IPv6採用とIPv4からの移行支援 In support of IPv6 adoption and transition from IPv4 以下を推奨 ・ 構成国が、迅速なIPv6の導入と移行を促進し支援するための適切な手段を講じること。 ・ メンバーが、IPv6に適合した適切な価格の製品とサービスをできるだけ早く提供すること。 ・ 構成国が、理事会作業部会（インターネット関連国際政策課題）において、インターネット及びインターネット資源の管理（アドレスを含む）に関する課題に貢献すること。 ・ 構成国とその他の関連団体が、ジュネースアジェンダ35パラグラフに規定されたそれぞれの役割と責任に応じ、課題の中で優先的な政策が考慮されるために、技術政策の策定や資源の割当てに責任を負うマルチステークホルダーによる機関に直接参加すること。 ⑤インターネットガバナンスにおけるマルチステークホルダーリズムの支援 Supporting Multi-stakeholderism in internet governance 構成国と関連団体に対し、下記を推奨 ・ インターネットのガバナンスはマルチステークホルダープロセスであり、全ての関係者がインターネットの恩恵を享受し続けることができるよう、マルチステークホルダープロセスへ参加すること。また、政府、民間部門、国際機関、政府間機関及び市民社会と更に協力し調整するための方法と手段を模索すること。 ・ ジュネースアジェンダのパラグラフ35に規定されているように、各自の役割と責任に基づき貢献すること。 ・ インターネットガバナンスに関わる構想、団体及び機関に、どのようにして途上国からのステークホルダーの参加を促進させるかに焦点を当てること。 ⑥協力強化プロセスの運用を可能にするための支援 On Supporting operationalizing the enhanced cooperation process (国連総会(第76回)決議195号で既に採択された以下の内容を引用し) 以下を認識 ・ “ジュネースアジェンダに記載された 義務と矛盾しない協力強化のためのプロセスの重要性と緊急性、及び、政府が対等の立場で、インターネット政策に関し、政府の役割と責務を遂行することを可能にする協力強化の必要性”。 以下の見解のもと ・ ジュネースアジェンダのパラグラフ69に規定されるように、全てのステークホルダーのコンサルテーションを行い、国際インターネット関連公共政策を政府が策定できるようにするため、協力強化の必要性を再認識。 以下を推奨 ・ 全てのステークホルダーが協力強化について努力すること。

図. WTPF-13で採択された六つのオピニオンの概要

大きな意見の対立が生じない形で六つのオピニオンが策定されたことは、喜ばしいことと思う。

ただし、WTPF-13では、これら六つのオピニオンに加えて、ブラジル及びロシアより、「インターネット・ガバナンスにおける政府の役割の強化」についても、新たなオピニオン案を策定すべき旨の提案がなされた。

多くの途上国及び新興国（中東、中南米、アフリカ、中国等）が本提案に賛同したが、日米等の先進国の多くは同オピニオン案に対して懸念を表明し、策定に反対することとなった。先進国からの反対を受け、ブラジル及びロシアから妥協案も示されたが、検討の時間も足りなかったことから、この提案については今回の採択は見送られることとなった。

ただし、ブラジル及びブラジル提案に賛同した国より、政府の役割に関する議論は別の会合で引き続き行われる旨、WTPF-13の報告書において記録することが要望された。

引き続き議論を行う場としてどのような場が適切かという点については、各国より、IGF（インターネット・ガバナンス・フォーラム）、CSTD（国際連合開発のための科学技術委員会）、ECOSOC（国際連合経済社会理事会）、ITU理事会作業部会（インターネット公共政策）等が提案された。

米国からは、ITUの理事会作業部会は、構成国及びITUのセクターメンバーに限られた会議であり、適切なマルチステークホルダーモデルではない旨が指摘された。

最終的に、トゥーレITU事務総局長より、本件の扱いについてITU理事会（本年6月開催）で審議すること、及び当該議論に関する作業部会についてはステークホルダーに広く

開放することを、同理事会に諮ることを提案したい旨が告げられたところ、会場に拍手が鳴り響き、WTPF-13は閉会となった。

3. おわりに

インターネットは、社会生活・経済活動の発展に不可欠なワールドワイドなインフラストラクチャーとなっており、インターネットの世界的な一層の発展のためにも、インターネット国際公共政策の在り方について、意見が異なる状態の改善に向けて一体となって努力を続けていく必要があり、各国の価値観を接近させ、共通認識を形成するという根本的な取組が必要であると思われる。

いずれにせよ、インターネットの規制や管理の在り方については、今後とも様々な場で議論がなされると予想されるところであり、我が国としては、情報の自由な流通が確保され、インターネットの便益を利用者の方々が最大限に享受できるよう、様々な場で引き続き国際的な共通認識の醸成に努めてまいりたいと考えている。

<総務省関係ホームページ>

ITU世界国際電気通信会議（WCIT-12）及びITUにおけるその後の議論

URL:

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/cyberspace_rule/wcit-12.html

世界情報社会サミット(WSIS)の概要

1

WSIS : World Summit on the Information Society

1 概要

ITU主導の下、各国首脳レベルで情報社会に関する共通のビジョンの確立を図るとともに、その実現のための具体的方策等を検討するため、2つのフェーズでWSISを開催することが国連総会で決まった。2003年12月スイス・ジュネーブで第1フェーズが、2005年11月チュニジア・チュニスで第2フェーズが開催された。第2フェーズで要求されたWSIS成果の実施に係る進捗の評価を目的として、2015年12月に国連総会ハイレベル会合が開催された。

2 WSISの成果

- (1) 第1フェーズにおいて、情報社会に向けた共通ビジョン、11の原則を策定したジュネーブ基本宣言・行動計画がとりまとめられた。
- (2) 第2フェーズにおいて、チュニスコミットメント・チュニスアジェンダが採択された。同アジェンダは、①行動計画
テーマごとに、国際機関をモデルータとして指名、②IGFの創設、③2015年までにWSIS成果の実施に関する全体
総括レビューを行うことを要求している。

3 WSIS成果に係る総括レビュー(WSIS+10レビュー)結果

- ①10年間の取組みは、大きな成果を挙げている一方で、デジタルディバイド解消等の課題が残っているとの認識。
- ②インターネットガバナンス、サイバーセキュリティ分野等について、「政府によるマルチステラルな取組」を重視する考え方と、「マルチステークホルダーによる取組」を重視する考え方が対立した結果、両論併記で合意。
- ③IGFは10年間延長。
- ④次回ハイレベル会合は10年後の2025年に開催することで合意。

(参考)11の原則(アクションライン)

- | | |
|---------------------------------------|---|
| C1: 開発のためのICT推進における政府及び全てのステークホルダーの役割 | C7: ICTアプリケーション |
| C2: 情報通信インフラ | C8: 文化的多様性と独自性(アイデンティティ)、言語の多様性、ローカルコンテンツ |
| C3: 情報・知識へのアクセス | C9: メディア |
| C4: 人材開発 | C10: 情報社会の倫理的側面 |
| C5: ICTの利用における信頼性とセキュリティの確立 | C11: 国際及び地域協力 |
| C6: 環境整備 | |

トピックス

WSISにて基本宣言、行動計画が採択



ステートメントを行う麻生大臣

昨年12月10日より12日までスイスのジュネーブにおいて世界情報社会サミット（WSIS）が開催された。WSISは、各国首脳レベルで情報社会に関する共通のビジョンの確立を図るとともに、そのビジョンの実現等のための基本宣言および行動計画を策定することを目的とした国連行事で、国際電気通信連合（ITU）が準備を主導した。本サミットには176カ国から、アナン国連事務総長やクシュパン・スイス大統領はじめとする政府首脳、国際機関、産業界および市民社会（NGO）の代表等、約2万人が参加し盛大に開催された。日本からは麻生太郎総務大臣が出席したほか、わが国のWSIS親善大使として久保純子氏が参加し注目を集めた。サミット本会議と並行して開催された「サミット・イベント」では、参加各国から企業も含めた展示会やディスカッション等が行われた。日本からは、「ユビキタスネットワーク社会の展望」を統一テーマとしてワークショップ、展示、モバイル・コンテンツ・フェスティバルを行い、盛況のうちに終了した。以下にその概要を紹介する。

1. WSIS本会議概要

(1) 各国首脳等によるステートメント

54カ国の政府首脳、83人の情報通信大臣等がステートメントを行い、社会経済発展や貧困撲滅のためのICTの重要性や、それに向けた政府およびステイ

総務省 総合通信基盤局 国際部 国際機関室

クホールダーの役割、共通ビジョンの確立を目指す旨のコメント等がなされた。

わが国からは麻生総務大臣が、12月11日午後、英語で演説し、わが国におけるブロードバンドの推進やユビキタスネットワーク社会の実現に向けた取り組み状況、対途上国支援、アジア・ブロードバンド計画等による国際貢献について力強く表明した。

(2) 基本宣言および行動計画の採択

サミット最終日の12月12日、基本宣言および行動計画が採択された。概要は、以下のとおり。なお、わが国は、ブロードバンド・ネットワークの利活用の重要性、ユビキタス・ネットワーク社会実現の重要性等を主張し、両者に反映された。

① 基本宣言

ア 情報社会に向けた共通ビジョンとして、「持続可能な開発と生活の質の向上を可能とする情報社会の構築」、「情報通信技術（ICT）は、生産性を向上させ、経済成長の原動力となり、雇用を創出するなど、一層の発展のために新しい機会を提供」、「デジタル・ディバイドの解消が必要」等が盛り込まれた。

イ さらに情報社会の鍵となる11原則として、「情報インフラの整備としてブロードバンドやユビキタスアクセスが重要」、「人材の開発」、「セキュリティの確保」、「インターネット管理の在り方」等が盛り込まれた。

② 行動計画

ア 2015年までの達成を目指した10の目標を設定。（例）

- ・世界の村々をネットワークで接続し公共アクセスポイントを設置
- ・大学、高校等の教育機関、研究センター、公共施設をネットワークで接続
- ・全世界の50%以上の人々がネットワークに接続

トピックス

できる環境を整備 等

イ 基本宣言に記載されている各原則を具体化

ウ デジタル連帯要綱（デジタル・ディバイドの解消を目指した国際的協力の必要性）

上記基本宣言および行動計画の作成過程においては、さまざまな意見が提起され、サミット直前まで各国間の協議が行われた。その中で議論となった主な意見の相違点と集約結果は以下のとおり。

（ア）デジタル連帯基金：

デジタル・ディバイド解消のためのプロジェクトの実施において、世界銀行、国連開発計画（UNDP）、二国間協力等、既存のスキームを有効活用すべきとの立場と、新規の基金（「デジタル連帯基金」）を設立すべきとの立場があったが、結論としては国連事務総長のもとに設置されるタスクフォースが既存の資金援助メカニズムの検討を2004年12月までに行い、この結論に基づき「自主的なデジタル連帯基金」の創設を含めて検討することとなった。

（イ）インターネットの管理の在り方

ICANN（米国籍非営利民間団体）中心に現行組織で対応していくべきとする立場と、政府間の国際組織で対応すべきとの立場があったが、結論としては国連事務総長に対し、各国政府、民間団体等の幅広い参加のもと、インターネット管理に関するワーキンググループを設置し、2005年までにその結果の報告を行うことを要請することとなった。

（ウ）メディア

メディアの多様性の確保や表現の自由の重要性を明記すべきとする立場と、それを明記する場合には各国法制度に従う旨も併せて記述すべきとする立場があった。結論としては、情報社会においても表現の自由やメディアの多様性の確保が重要であることを明記するとともに、メディア所有の多様性を各国内法に基づいて促進すべきことを記載することとなった。

（エ）セキュリティの確保

情報の自由な流通を確保すべきである旨を明記すべきとする立場と、それを明記する場合には各国の法制度に従う旨も併せて記載すべきとする立

場があった。結論として情報社会におけるプライバシーや消費者保護などのセキュリティの重要性について明記し、これらを国際的な協調のもとで取り組んでいくことが不可欠とした。また、セキュリティ対策への取り組みが自由な情報へのアクセスや貿易を阻害しないようにすることが重要とした。

（オ）知的所有権の保護と利用の在り方

権利者側の利益を重視する立場と、利用者側の利益を重視する立場があったが、結論としては、権利の保護と同時に知識の普及、共有がともに情報社会における創作活動を促進するうえで重要とした。

2. 日本のサミット・イベントの概要

（1）ワークショップ（12月10日午後）

「ユビキタスネットワーク社会」の実現により、経済、社会、文化といった私たちの生活全体にどのような影響があるのか、新しく登場しつつあるモバイル技術、サービスなどを紹介し、新しいIT社会である「ユビキタスネットワーク社会」を展望した。司会は久保純子WSIS親善大使が行い、パネリストとして、鳴戸・富士通総研会長（コーディネータ）、村上・野村総研理事長（基調講演）、津田・NTTドコモ副社長、渡邊・トヨタ自動車専務、杉山・NEC副社長、ディレオ・シスコシステムズ執行役員、コロオ・ボーダフォン取締役、ユン・KT常務取締役が参加し、活発な意見交換が行われた。

（2）展示（ジャパンパビリオン）

次ページ記事に記載

（3）モバイル・コンテンツ・フェスティバル

次ページ記事に記載



ワークショップで司会をする久保純子親善大使

特集「WSIS-II」

2005年11月16日から18日までチュニジアのチュニスにおいて世界情報社会サミット（WSIS）第2フェーズが開催された。本サミットには174か国から、アナン国連事務総長やベン・アリ・チュニジア大統領をはじめとする政府首脳、国際機関、産業界及び市民社会（NGO）の代表等、約2万人が参加し盛大に開催された。日本からは竹中平蔵総務大臣をはじめ、多くの代表団が参加した。

サミット本会議と並行して、ワークショップ等のパラレル

イベントや企業等による展示会も開催された。我が国は、「ユビキタスネット社会の実現に向けて」をテーマとして、16日にワークショップを開催し、WSIS親善大使の道傳愛子氏がモデレーターを務め、幅広い議論が行われたほか、我が国を代表する13社・団体がユビキタスネット社会の実現を支える我が国の最新技術、サービス及びアプリケーションの展示を行い、終日多くの参加者を集め、盛況のうちに終了した。以下に、これらの概要を紹介する。

WSIS本会議概要

総務省総合通信基盤局
国際部国際機関室

1. 各国首脳等によるステートメント

各国政府首脳、情報通信大臣や国際機関のトップ等がステートメントを発表し、今後の情報社会発展におけるICTへのアクセス、能力開発、インフラ整備の重要性や、様々なグローバルな問題の解決におけるICTの活用、またそれに向けた政府及びマルチステークホルダーの協力の必要性等につき、言及された。

我が国からは竹中総務大臣が、17日午後に演説を行い、デジタル・デバイド解消のために積極的な協力の必要性に言及するとともに、今後の実現すべき情報社会の在り方として、我が国が取り組んでいるユビキタスネット社会実現の重要性とそれに向けた取組を紹介した。

2. チュニスコミットメント及び情報社会に関するチュニスアジェンダの採択

サミット最終日の18日、チュニスコミットメント及び情報社会に関するチュニスアジェンダ（以下、チュニスアジェンダ）が採択された。概要は以下のとおり。なお、我が国は、ユビキタスネット社会実現に向けた取組の重要性を主張し、両文書に反映された（全文仮訳URL：http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/051119_1.html#s1）。

(1) チュニスコミットメント

- ① 2003年の第1フェーズで採択された、情報社会に向けた共通ビジョンであるジュネーブ基本宣言、行動計画に対する明確な支持が再確認された。
- ② ジュネーブ行動計画等の着実な実施とフォローアップ

の重要性が明記された。

- ③ デジタル・ディバイドを克服し、ミレニアム開発目標等の目標の達成を目指すこととされた。
- ④ 政府、民間セクター、市民社会等のすべてのステークホルダーによる協調の必要性が盛り込まれた。

(2) チュニスアジェンダ

① 資金支援メカニズム

「デジタル・ディバイドをデジタル・オポチュニティに転換させる目的を持ってジュネーブに設置されたデジタル連帯基金について、この基金は義務的でない性格を持ち、既存のメカニズムを補完するものとして歓迎する」という文言で合意した。

② インターネットガバナンス

国連事務総長に対し、各国政府、民間団体等の幅広い参加の下、インターネット管理に関する課題について議論するフォーラム（IGF）を設置し、2006年第2四半期までに第1回会合をギリシャで開催することを要請することとなった。

③ 実施とフォローアップ

ジュネーブ行動計画の具体的な実施方法に関し、行動計画のテーマごとに、ITU、ユネスコ、UNDP等の国際機関を調整機関（モデレーター）として指名することとなった。

上記チュニスコミットメント及びチュニスアジェンダの作成過程においては、様々な意見が提起され、サミット直前まで各国間の協議が行われた。主な意見及び議論の概要は、以下のとおり。

デジタル連帯基金：

デジタル・ディバイド解消のための資金メカニズムについて、既存の二国間・多国間等のスキームを有効活用すべきとする欧米・我が国等の国々と、新規の基金（「デジタル連帯基金」）を活用すべきとする途上国側が対立したが、調整の結果、デジタル連帯基金については、義務的でない性格で（voluntary nature）、既存メカニズムを補完する（complement existing mechanism）ものとして、歓迎する（welcome）こととされた。

インターネットガバナンス：

米国から、ICANN（米国籍非営利民間団体）中心に現行組織で対応していくべきとの主張がなされる一方、途上国側は国連の下でのインターネットの管理を主張し、最終局面まで各国が妥協を探ることとなった。結果的に、既存のメカニズムの下での高度化した協力（enhanced cooperation）を図るとともに、国連事務総長に対して、インターネットガバナンスに関する課題について多様な利害関係者で対話する場となるフォーラム（インターネットガバナンスフォーラム（IGF））を設置するよう要請することとなった。また、このIGFの初回会合を2006年第2四半期までにギリシャで開催することも決定された。

実施・フォローアップのメカニズム

ジュネーブ行動計画の具体的な実施方法について、今回のサミットで決定するのではなく、国連事務総長にゆだねるべきとする米国、EU等と、本サミット中にITUを中心とした具体的な実施のための枠組みを定めるべきとするロシア、アフリカ等が対立。我が国も、ITUが中心的な役割を果たすよう主張した。最終的に、国連全体としてフォローアップのためのグループを設立すること、行動計画の各行動方針についてITU、ユネスコ、UNDP等をモデレーターとして指名することで合意された。

世界情報社会サミット (WSIS)チュニス会合 竹中総務大臣ステートメント

総務大臣

たけなか へいぞう
竹中 平蔵



1. はじめに

首脳閣下、政府代表の皆様、ご列席の皆様、この美しい地、チュニスでお話しできることを大変光榮に存じます。まず、日本国民を代表しまして、ベン・アリ大統領及びチュニジア共和国政府関係者の皆様、並びにチュニス市民の皆様の温かい歓迎に感謝の意を述べさせていただきたいと思ひます。

ジュネーブ会合に引き続き、これまでの約2年間にわたり、サミットの開催に尽力されたコフィ・アナン (Kofi Annan) 国連事務総長、ジャニス・カークリンス (Janis Karklins) 準備委員会議長、内海善雄ITU事務総局長その他の関係者の皆様のこれまでの御努力に対しても感謝を申し上げるとともに敬意を表します。

情報通信技術は今や日常生活の隅々まで普及し、我々の生活を大きく向上させて続けています。そして、産業としてのICT産業は、我が国の例をとってもリーディングインダストリーに成長しており、また、一貫して我が国の経済を下支えしています。

他方、高齢化社会に伴う医療・福祉面での対応、女性の就労環境の改善、地球温暖化の進展に見られるような環境問題や地震、台風等の自然災害への対策など、これからの社会には解決すべき課題が山積みとなっています。

そのような中、私は、情報通信技術を利用することが、今後の社会の様々な課題を克服する「切り札」になると考えて

います。通信ネットワークを活用した遠隔勤務や遠隔医療などは一部実現されていますし、また、企業において、ICTを積極的に経営に導入し、業務効率化やコスト削減などを実現できれば、競争力も向上し、経済の活性化も可能になるでしょう。また、ICTを活用することにより、資源・エネルギーを効率的に利用し、環境への負担を低減させた持続可能な社会を構築することもできるでしょう。ICTを利用した政府活動の効率化により、小さな政府の実現に資することもできます。その意味で、情報通信技術は、21世紀を形づくる最強の力の一つであり、21世紀の人類の繁栄を支える柱だと考えています。

今回のチュニス会合の開催に当たり、私は改めて、情報通信技術の持つ可能性について想起するとともに、「the ICT revolution can have a tremendous positive impact as an instrument of sustainable development」とするチュニスコミットメントを強く支持するところです。

2. ユビキタスネット社会に向けた取組

今後、情報通信技術の進展とともに、情報化がますます進展し、生活の隅々まで普及するようになると、これまで以上にネットワーク化が進み、「人と人」とのコミュニケーションだけでなく、「人とモノ」、「モノとモノ」のコミュニケーションも現実のものとなり、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」簡単にネットワークに接続できるような社会を迎えることとなります。

我が国は、これまで世界最先端のICT国家を目指して、官民を挙げて努力してきました。その結果、世界で最も安い水準のブロードバンド環境が実現されています。そして今、総務省としては、2010年を見据えた新たな目標として、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」簡単にネットワークにつながるユビキタスネット社会を実現しようという取組を進めています。このユビキタスネット社会では、多様な情報を発信し、又は利用することによって人類がこれまで培ってきた知識や情報を容易に共有し、新たな価値を創造することができます。また、この社会を実現することは、貧困と飢え、教育、男女平等、医療、環境保全、福祉、高齢化、防災といった、国際社会が抱える差し迫った課題を解決する可能性も有するものです。例えば、インターネットや移動通信を使ってどこでも高度な知識を習得したり、衛星通信等を使って遠隔からの高度な医療を行ったり、災害情報を各所に設置されたセンサー

によって収集しネットワークを通じていち早く伝えたりすることが可能になります。

ユビキタスネット社会の実現に向けた取組の必要性について、各国を代表して出席されている皆様と考えを共有することができれば、と考えております。

3. 国際協調について

また、先のジュネーブ会合においては、「デジタル・ディバイドをデジタル・オポチュニティに変えるために最大の努力を払う」ということがWSISの基本原則の一つとして合意されたところであり、各国において、デジタル・ディバイド解消のための取組が求められています。我が国としても、例えばアジア地域において、2010年までにアジアのすべての人々がブロードバンドにアクセスできることなどを目標とした、「アジアブロードバンド計画」に基づき、インフラの整備や人材育成の面で国際協力を行ってきたところですが、今後とも、デジタル・ディバイド解消のため、引き続き諸外国と協力し、世界においてより多くの人々がブロードバンドを利用できるような環境が実現されるよう、積極的に貢献してまいり所存です。また、ユビキタスネット社会では、例えば物流ネットワークにおける電子タグ（RFID）の利用により、酪農、水産などの分野で効率的な生産性やトレーサビリティの実現により、消費者に安心を与えるとともに農業生産国の発展をもたらすことが可能になります。我が国でも、既に畜産

物、鮮魚流通などの分野で研究開発、実証実験が進み、実用化の一手手前の段階に入っております。このようなユビキタスネットワークの技術は、国と国との技術力の格差を一足飛びに解消する可能性を有するものであり、我が国もこの分野で積極的に協力をしてまいります。

4. おわりに

ジュネーブ会合では、情報社会を構築していく上での基本理念・指針となる基本宣言及び行動計画の策定が行われ、各国首脳レベルで情報通信技術の重要性について共通認識を持つことができました。

私は今回のチュニス会合における議論が、この共通認識を更に深め、これらの基本原則及び行動計画を、実現に向けて力強く前に進めるものとなることを信じています。これまでの2つのサミットで行われてきた議論を将来に生かし、情報通信技術のもたらす恩恵をできるだけ多くの人に享受してもらうためにも、情報インフラの整備や人材開発など行動計画に盛り込まれた事項については、国、民間企業、市民社会等、多くの関係者が参加する形で、確実に実施されることを強く期待しています。

我が国としても、WSISの目標を達成するため、引き続き可能な限りの貢献を行っていくことをお約束し、私のあいさつとさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。



サミットで演説を行う竹中総務大臣

WSIS+10 High Level Event結果報告

総務省 情報通信国際戦略局 国際政策課長補佐 たかもと じゅん
高本 純

1. 会合背景

WSIS+10 High Level Event (HLE) は、2014年6月10日から13日にかけて、スイス・ジュネーブにて開催された。

HLEは2005年に開催された世界情報社会サミット (WSIS) のチュニス会合から、10年目となる2015年に国連総会でチュニス・アジェンダの実施状況に関する全体総括レビューが行われることを踏まえ、これまでのWSISに関する成果をレビューし、2015年以降の考え方を検討すべく、国際電気通信連合 (ITU) と国連教育科学文化機関 (UNESCO)、国連貿易開発会議 (UNCTAD)、国連開発計画 (UNDP) との共催で開催されたものである。

WSISのレビューについては、2006年から2008年まで、各アクションライン (重点分野) について、それぞれの国際機関 (インフラ整備とセキュリティの確保についてはITU) の下、ファシリテーション会合が毎年5月に開かれていたが、2009年からはWSISフォーラムと名前を変え、2013年まで5回にわたりハイレベルのパネルディスカッションや、各アクションラインに関するワークショップなどが開催されてきた。2014年は上記全体総括レビューが開催されることを背景に、WSISフォーラムの拡大版としてITUを中心とする各国国際機関の共催によりHLEが開催された。

当初、HLEは第6回世界電気通信開発会議 (WTDC-14) とともに2014年4月にエジプトのシャルム・エル・シェイクで開催される予定だったものの、エジプトの政変とそれに伴う国内情勢の悪化によって、同国における会合への参加を不安視する声が高まったことや、HLEの成果物のドラフティング作業が難航し、当初予定のとおり4月上・中旬に会合を開催することが困難となったことを受け、2014年6月にスイス・ジュネーブで開催されることとなった。

HLEには各国政府・企業・市民社会等からハイレベルを含む代表団約2000人が参加し、日本からは吉崎総務審議官、伊藤RRB委員らが参加した。以下HLEの会合の詳細について述べることとする。

2. WSISハイレベルセグメント

6月10日から11日の2日間にわたり、WSISハイレベルセグ

メントが開催され、各国政府・企業・市民社会等からハイレベルを含む代表団が参加した。

開会式ではITUトゥーレ事務総局長から挨拶があり、HLEで承認する成果文書は、今後、世界のICTエコシステムの更なる発展を促し、世界を“異なったものにする”重要な役割を果たすものであること等が述べられた。

続いて、ハイレベルセグメントの議長、副議長の承認が行われた。議長にはエジプトのアテフ・ヘミー氏、副議長にはWSISジュネーブフェーズ準備会合の議長アダマ・セマセク氏とWSISチュニスフェーズ準備会合の議長ヤニス・カークリンク氏が指名され満場一致で承認された。

また、WSISのアクションラインのファシリテーターであるWIPO、WMO、UPU、WHO、FAO等やその他国際機関 (UN Women、UNODC、世界銀行等) より、それぞれの機関等におけるWSIS成果に関するこれまでの取組等について発表があった。

その後、6月11日にかけて、各国政府 (UAE、エジプト、スイス、チュニジア、日本、クウェート、メキシコ、オマーン、ポーランド、カタール、ルワンダ、サウジアラビア等)、企業 (インテル等)、国際組織・市民社会 (ICANN、IFIP、ICC等) 等の約70名のハイレベルから、ICTが今後目指すべき方向性や各国政府・企業・市民社会等におけるこれまでの取組等に関するポリシーステートメントが述べられた。

我が国からは、総務省吉崎総務審議官より、今後のWSIS



写真1. ハイレベルセグメント参加者による集合写真

プロセスにおいて重視すべき新たな課題として、モバイルとソーシャルメディアの進展によるパーソナルなアクセスの増大と、クラウド・コンピューティング、ビッグデータの利活用の進展を踏まえた、セキュリティの確保やプライバシーの保護の実施の重要性のほか、環境、エネルギー、防災といった世界的な社会的課題の解決のためのICTの利活用の重要性について指摘を行った。

6月11日、「閣僚級ラウンドテーブル」が開催され、米国（セプルヴェタ国務省大使）、ロシア、ポーランド、中米（メキシコ、コスタリカ等）、アラブ諸国（UAE、サウジアラビア、イラン等）、アフリカ諸国（ボツワナ、ルワンダ、マリ、ジブチ等）等から閣僚級30人程度が参加し、我が国からは吉崎総務審議官が出席した。同会合の議長はトゥーレ事務総局長、副議長はエジプトのアテフ・ヘミーWSIS+10ハイレベルイベント議長が務めた。なお、同会合は随行者の参加が認められない閣僚級のみで開催された。

3. HLE成果文書の承認

6月11日、HLEの成果文書を承認する会合が開催された。

冒頭、トゥーレ事務総局長より、成果文書の経緯や概要について説明があり、その後、唯一成果文書案に合意していなかったイランより成果文書の一部内容については満足していないものの妥協する旨発言があり、成果文書は下記のとおり承認された。

・ HLE最終成果文書URL

<http://www.itu.int/xis/implementation/2014/forum/inc/doc/outcome/362828V2E.pdf>

ここで成果文書ドラフティングからHLEでの承認までのプロセスについて振り返ってみたい。

HLEの成果文書は

- ① 「WSIS+10 Statement on the Implementation of WSIS Outcomes（WSISのこれまでの成果）」
- ② 「WSIS+10 Vision for WSIS Beyond 2015（2015年以降のWSISの新たな目標）」

の二つから構成されている。

成果文書は各国政府の他、各国国際機関、民間企業や市民社会、NGOなどあらゆるステークホルダーが参加可能なWSIS+10マルチステークホルダー準備会合（MPP）でドラフティングが行われており、当初2013年10月、12月及び2014年2月の3回のMPP会合で成果文書案をセットする予定

であった。

しかしながら、インターネットガバナンスやセキュリティといった問題について、MPP出席者間の意見の相違が激しく、3回のMPP会合だけで成果文書案をまとめることは難しいと判断され、2014年4月及び5月にMPP会合が追加で開催された。しかし、4月及び5月の追加MPP会合でも成果文書案について合意を得ることはできなかった。

具体的には、成果文書②の「C.アクションライン」のうちのC5（ICTの利用における信頼性とセキュリティの確立）、C8（文化的多様性）及びC9（メディア）の章について5月の第5回MPP終了時に合意に達することができず、それを最終結果としてHLEへ提出することとして、全ての準備会合は一旦終了となった。

しかし、アクションライン全体について合意を得るべきと強く考えるWSIS事務局によって、HLE前日の6月9日にMPP追加会合が開催される旨が急遽発表され、多くの参加者から更なる追加会合には反対の意見が出たものの、WSIS事務局の決定により追加会合が開催された。しかし、この追加会合で示された修正案に対してもイランが反対を続け、全体合意が得られず、MPPとしては成果文書②のCをHLEの承認の対象としないことを決定した。

しかし、最後まで唯一反対していたイランがHLE会合中に急遽合意し、HLEの承認の対象となる成果文書には、②のCも含まれることとなった。

このようにMPPでドラフティングが行われ、HLEで承認された二つの成果文書は2015年に国連総会で実施されるWSIS成果文書の実施状況の全体総括レビューへの重要な参考文献の一つとなることが予想される。

4. WSISフォーラムトラック

ハイレベルセグメントに引き続き、6月12日、13日の2日間、WSISフォーラムトラックが開かれ、各国政府、国際機関、企業、市民社会等がそれぞれのテーマに基づくワークショップを開催した。

日本は、我が国ICTとその利活用の事例を途上国に広く紹介することを目的に、総務省主催のワークショップを12日、13日の2日間にわたり開催した。

ワークショップは三つに分けて開催され、それぞれのテーマは

- ① 日本のWSIS 成果の実施に向けた取組（12日）、
- ② 防災へのICT活用に関する日本の取組（12日）及び

③ 途上国の課題解決のためのICT活用に関する日本の取組（13日）とされた。

同ワークショップのスピーカーとして、総務省、日本企業等（日本ITU協会、塩尻市、古河電工、三菱電機、NTT、NTT西日本、富士通、日本電気、沖電気）から合計12人が参加し、各者の事例紹介を行った。

ワークショップ会場はHLEのメイン会場であるCICG会議場から若干離れたITU本部モンブリアンビルで開催されたものの、各会合とも開始から終了まで満席状態が続き、質疑応答も熱心に行われた。参加者は、日本の事例に高い関心を寄せており、特にアジア・太平洋地域からアフリカへの展開の可能性について質問が寄せられた。

他のワークショップでは空席も目立つ状況の中にあって、日本のワークショップが数多くの来場者を得ることができた背景として、プレゼンテーション内容が事例の紹介等、具体

性を有しており、途上国を中心としたWSIS参加者の高い関心が得られたことや、多くの企業・団体の協力の下、幅広く、かつバランスの良いプログラムを組めたこと、また、宣伝ビラを作成し、プレナリー会場や展示会場等において集客活動を行ったこと等が指摘できよう。

また、日本のワークショップ来場者に対して名刺の提供を呼びかけ、日本側参加者で情報共有を行うことで、今後のネットワークの構築に資することも期待された。

更には、HLEの期間中、ITUモンブリアンビル1階に展示スペースが設けられ、日本企業も展示を行った。

改めて、ワークショップ、展示に関わった全ての方々にこの場を借りて心よりお礼申し上げる次第である。

なお、HLEの結果等詳細については以下の公式サイトにも掲載されており、適宜御参照いただければ幸いである。

<http://www.itu.int/wsis/implementation/2014/forum/>

参考．プログラム詳細

日時		テーマ		講演概要（アウトライン）		講演者	
6月12日	09:00-10:30	Country Workshop	WSIS Outcomeの実現に向けた日本の取組について				
			① 09:00-09:10	WSIS Outcome実現に向けた我が国の取組（総論）	This presentation will focus on the crews to enhance implementation of WSIS outcomes by reviewing how WSIS outcomes have been implemented in Japan.	総務省国際政策課 高本 補佐	
			② 09:10-09:30	塩尻市におけるICTインフラとアプリケーションの導入事例	This presentation will focus on how center-networks enable to develop disaster-resilient communities in rural area through introducing a case of Shiojiri city in Japan.	財団法人日本ITU協会 塩尻市 金子 様	
			③ 09:30-10:00	ルーラル地域への光ファイバの展開	We developed small and right weight optical fiber cables in order to deploy optical fiber cables into rural area. In this presentation, we will explain these new optical fiber cables, and also introduce experience of optical fiber cable network constation in some islands.	古河電気工業株式会社 小林 様	
			④ 10:00-10:30	ブロードバンドインフラの導入とセキュリティシステム	Experiences in developing and introducing broadband communication networks and CCTV security systems are presented. Also presented are activities involved to assist other countries to obtain knowledge and know-hows about these networks and systems.	三菱電機株式会社 土田 様	
	10:45-12:00	Thematic Workshop	防災へのICT活用事例について				
			⑤ 10:45-11:10	移動式ICTユニットー地域ICTサービスの即時提供ー	In this presentation , the Movable and Deployable ICT Resource Unit (MDRU), which can rapidly provide local ICT services in various areas such as rural areas and disaster areas, will be introduced.	日本電信電話株式会社 熊谷 様	
			⑥ 11:10-11:35	スマナタウンと防災分野におけるICT活用	NTT West introduces activities of the SmartTown with the case of "Smart HIKARI Town Kumamoto", which is an ongoing project in cooperation with Kumamoto Prefecture and Kumamoto City. As the great-granddaddy of them all, "Citizen Participation Hazard Map" will be also introduced that is aimed for educational training of disaster prevention.	西日本電信電話株式会社 八田 様	
			⑦ 11:35-12:00	海底地震・津波センサーネットワーク及び通信	Submarine Earthquake and Tsunami sensor network system, which can also be used for communication, and provide the ideas for implementation in the earthquake countries. ITU-T is going to standardize this type of systems.	富士通株式会社 安村 様	
			6月13日	11:15-13:00	Thematic Workshop	途上国の課題解決のためのICT活用について	
⑧ 11:15-11:45	課題解決に向けたプロジェクト（全体） ー農業ソリューションーフィリピンー	TTC (The Telecommunication Technology Committee) in Japan has been conducting ICT projects in rural areas for social issues i Agriculture, Aquaculture, Environmental, Health, Education. This presentation will introduce overview of these projects and aquaculture solutions in details.				日本電信電話株式会社 岩田 様	
⑨ 11:45-12:10	環境ソリューションーインドネシア・カリマンタンー	This presentation will introduce a remote monitoring system using M2M sensor network built in cooperation with the University of Palang Raya, which will be useful for dam designs to maintain the pond to avoid peat fire from occurring.				日本電気株式会社 鍋吉 様	
⑩ 12:10-12:35	医療及び地方自治体ソリューションーインドネシア・スマトラー	This presentation will introduce a case study of e-healthcare project which provides health checkup service and healthcare contents distribution service with residents in rural area. Furthermore, office solution for local government over Optical LAN infrastructure will be introduced.				沖電気工業株式会社 植松 様	
⑪ 12:35-13:00	教育ソリューションーマレーシアー	This presentation will introduce APT (Asia-Pacific Telecommunity) J3 Project and its report on field trials focusing on optical networks, and also introduce some perspectives on applications standardized mainly by ITU.				三菱電機株式会社 横谷 様	

WSISフォーラム2017の結果概要

総務省 情報通信国際戦略局 国際政策課 主査

つちや ゆきこ
土屋 由紀子



1. 概要

2017年6月12日から16日にかけて、WSIS (World Summit on the Information Society: 世界情報社会サミット) フォーラム2017がスイス (ジュネーブ) にて開催された。

WSISフォーラムは、アクションラインの進捗報告・情報交換等を行うため、アクションラインのファシリテーターであるITU (国際電気通信連合) がUNESCO (国際連合教育科学文化機関)、UNCTAD (国際連合貿易開発会議)、UNDP (国際連合開発計画) との共催により毎年開催している国際会議であり、各国政府・国連機関のみならず、全てのステークホルダーが参加可能である。

本年のWSISフォーラムのテーマは「持続可能な開発目標に向けた情報知識社会」であり、各国政府・企業・市民社会・学術界等から約163か国2,000名以上 (うち85名以上がハイレベル) が参加し、日本からは鈴木総務審議官らが参加した。

6月13日及び14日の2日間にはハイレベルトラックが開催され、各国政府・企業・市民社会・学術界等から閣僚級、大使、CEO等ハイレベルが参加した。6月15日には「SDGs達成に向けていかにICTを活用するか」をテーマとした日本ワークショップを開催した。以下、これらの詳細について報告する。

2. オープニング

6月13日に開催された開会式では、アントニオ・グテーレス国連事務総長からのビデオメッセージに続き、ITUジャオ事務総局長から挨拶があり、今やWSISフォーラムはICTを通じた開発 (ICT4D) の世界的第一線のイベントであり、2015年の国連総会WSIS+10ハイレベル会合での成果文書に基づき、ITUは国連機関の一員として、持続可能な開発目標 (SDGs) の実施に向けICTのパワーを集約すると述べた。また、今回のWSISフォーラムにて、持続可能な開発に向けたICT実行における優先事項を特定しようと呼びかけた。

共催機関、国連機関 (万国郵便連合、国際労働機関、開発のための科学技術委員会等) からの挨拶に続けて、WSISフォーラムの議長及びハイレベルトラックのファシリ

テーターの指名が行われた。WSISフォーラムの議長には、ルワンダの青少年ICT省、Jean Philbert Nsengimana大臣が選任された。

その後、開催国 (スイス) や日本を含むスポンサーからのハイレベルが参加する、「WSIS実施のためのマルチステークホルダー・パートナーシップ」というテーマのセッションが開催された。日本からは鈴木総務審議官が、今年のテーマである「持続可能な開発目標に向けた情報知識社会」の実現には、①ICTへのアクセスの確保、②イノベーションの促進と活用、③情報の自由な流通の確保・推進、の3点が重要であり、かつこれら3点の達成にはマルチステークホルダーとの連携強化が不可欠であると述べた。また、SDGs達成に向けて、引き続き全てのステークホルダーと協力して最大限努力する旨を表明した。

(参考) 下記URLにてステートメントが参照可能。

www.itu.int/net4/wsis/forum/2017/#outcomes/



写真1. ステートメントを行う鈴木総務審議官

3. ハイレベルポリシーセッション

昨年に続き、各国政府・企業・市民社会・学術界・国際機関からのハイレベルをグループに分けて、個別に設定されたテーマについて意見交換を行う、ハイレベルポリシーセッションが開催された。事前のオープンコンサルテーションの結果に基づき、以下11のテーマが設定された。

①WSISアクションラインと2030アジェンダ

- ②包括性：全ての人への情報・知識へのアクセス
- ③デジタルデバイドの解消
- ④知識社会、人材育成、eラーニング
- ⑤ICTアプリケーションとサービス
- ⑥環境整備
- ⑦デジタルエコノミーと貿易
- ⑧ICT利用における信頼性とセキュリティの確立
- ⑨ICTアプリケーションとサービス、デジタル、経済・貿易、気候変動
- ⑩ジェンダー主流化
- ⑪ICTアプリケーション、情報知識社会とメディアの倫理的側面

各セッションとも、議長はジャオ事務総局長、副議長はルワンダの青少年ICT省大臣が務めた。各セッションはオープニングで指名されたファシリテーターにより進行され、ファシリテーターからのテーマに沿った質問に各参加者が回答するという対話形式で開催された。

日本からは鈴木総務審議官が、6月13日に開催された、「③デジタルデバイドの解消」がテーマのセッション5に参加した。ファシリテーターからの「SDGs達成に向けて、デジタルデバイド解消はどのようにして進めるべきか」という質問に対する、鈴木総務審議官の回答要旨は以下のとおり。

- ・デジタルデバイド解消のためのインフラ投資には、民間からの投資が不可欠。
- ・政府の役割は、ICTインフラ整備の目標・計画を作成して関係者に示すとともに、投資及び競争を促進する法規制を整備すること。民間が安心して投資できるような環境を整備すること。
- ・特に人口が少なく利益が見込めない地域では、技術中立性の考えに基づき、その地域に最適の技術と公的支

援を活用することが必要。TVホワイトスペースの活用、無線マルチホップ技術等。

・災害時の緊急通信システムとして日本が開発した移動式ICTユニット（MDRU：Movable and Deployable ICT Resource Unit）は、ルーラルエリアでのデジタルデバイド解消にも有効。

なお、サイドイベントとして、同日に開催されたセッション8の最後にMDRU手交式を実施し、総務省鈴木総務審議官からITU-D局長ブラヒマ・サヌー氏にMDRUを手交した。D局長サヌー氏より、防災分野における日本の継続的な取組みについて感謝が述べられた。

4. 閣僚級ラウンドテーブル

6月14日には、随行者の参加が認められず閣僚級のみが参加する、閣僚級ラウンドテーブルが開催された。北中米（米国、メキシコ）、アジア（タイ、インド）、欧州（スロベニア、ポルトガル、アゼルバイジャン）、アフリカ諸国（コートジボアール、ナイジェリア、エチオピア等）等から約20名の閣僚級が参加し、日本からは鈴木総務審議官が出席した。議長はジャオ事務総局長、副議長はルワンダの青少年ICT省大臣が務めた。

本年は、SDGs達成を目指してWSISアクションラインを実施する際の2025年に向けた協働について、議論が行われた。

日本からは鈴木総務審議官が、デジタルデバイドの解消がWSISアクションラインの最優先事項であると述べ、昨年のG7議長国として昨年のG7情報通信大臣会合で採択された「デジタル連結世界」の実現に向けた目標、及び2017年4月のG20デジタル大臣会合で設定された目標を紹介した。

また、インフラ整備の際にはその国の状況に応じた適切な技術（無線通信やホワイトスペース等）の活用が重要であること、政策決定の際には関連するステークホルダー（政府、産業界、学术界、市民社会）が参加できるプラットフォームを立ち上げて議論することが重要であることを述べた。デジタルデバイドの解消に関して、他国からは、人材開発、民間からの投資、ICT関連以外の他省庁との連携及びデータ利活用等の重要性が指摘された。

5. 日本ワークショップの開催

WSISフォーラム期間中、アクションラインのファシリテーター（ITU、UNESCOをはじめとする国連機関等）、企業、市民社会、各国主催による200以上のワークショップが開催された。

我が国及び民間企業のSDGs達成に向けた貢献、プレゼ



写真2. MDRU手交式の模様

ンス向上、途上国へのICT国際展開の一助とすることを目的に、6月15日に日本ワークショップを開催した。日本ワークショップのテーマは「Innovating Together: How to utilize ICT for achieving SDGs?」とし、NEC、日立、富士通、三菱電機、NTT、古河電気工業から合計6名の方にスピーカーとしてご参加いただいた。冒頭、ジャオ事務総局長にご挨拶いただき、日本及び民間企業によるITU活動へのアクティブな取組みについての感謝及び日本ワークショップへの期待が述べられた。

各社のプレゼンテーションでは、ICT活用によるSDGs達成に向けた各社のビジョンや具体的事例等を共有するとともに、その有効性を広くアピールし、好評を得た。政府、国際機関、在ジュネーブ各国代表部等、特に途上国を中心とした約60名の方にご参加いただき、日本の事例への関心の高さが伺えた。

日本ワークショップの詳細、プレゼン資料等は、以下公式サイトに掲載されており、適宜ご参照いただければ幸いである。

<http://www.itu.int/net4/wsis/forum/2017/Agenda/Session/307#intro>

この場を借りて、同ワークショップにご協力いただいたスピーカーをはじめとする企業の皆様、全ての関係者の方々に心よりお礼申し上げます。



■写真3. 日本ワークショップの様相
(©ITU/R.Farrell, flickrのITU Pictures提供)

プレゼンタイトル	プレゼン概要	講演者
ICT solutions for Sustainable Development Goals	This presentation introduces NEC's ICT solutions which contribute to sustainable development goals. Our bio metric technologies for face and finger print recognition have very high accuracy, high recognition speed and high scalability. These solutions can be adapted to large scale public service such as national ID system and support a safe and secure society.	日本電気株式会社 鋸吉 氏
"Healthcare Management" with AI technologies and Big data processing	This presentation will introduce the idea of "Data health in Japan". Then Hitachi's experiences will be introduced, including; - Healthcare Data Analytics using AI technologies - "Harasuma Diet" system introduced into Hitachi for the health of employees - Improvement of mental aspects on productivities with "Happiness sensor"	株式会社日立製作所 櫻井 氏
The Power of ICT, Fujitsu's approaches to a Sustainable Future	Fujitsu aims to contribute to a sustainable society through ICT. We'll introduce our vision and specific case. These cases will include disaster prevention, smart mobility and manufacturing.	富士通株式会社 山崎 氏
Mitsubishi Electric's ICT Strategy for Achieving SDGs	Mitsubishi Electric is committed to contributing to the realization of a low-carbon society, which is one of the most important SDGs, through our total energy-saving solutions. The presentation will introduce ICT technologies enabling the total energy-saving solutions.	三菱電機株式会社 本島 氏
Creating new industries by sharing ICT solutions data in collaboration with developing countries	We had many pilot projects for each industrial (education, healthcare, environment, aquaculture and agriculture etc.) solution in rural areas supported by APT. We would like to introduce our challenge to create a new industry by sharing each of the ICT solution data in collaboration with developing countries.	日本電信電話株式会社 岩田 氏
Activities for sustainable optical network construction	High quality products and well trained operations can reduce the operation cost. These items are necessary for establishment of sustainable infrastructure. We will introduce our activities that help other countries to build reliable optical fiber networks rapidly by using Japanese technology.	古河電気工業株式会社 小林 氏

参考、日本ワークショップ詳細

2.6 ITU世界テレコム (WT)

2.6.1 ITU世界テレコム2016の結果概要

Telecom World 2016 報告

日本 ITU 協会 専務理事 田中 和彦



セレモニー開始前の会場（中央が王女席）

1. 2013年に続きバンコクで開催

Telecom World 2016は、2016年11月14日から17日までの4日間、タイのバンコクで開催された。バンコクでの開催は、2013年に続き2回目である。

オープニングセレモニーは昨年10月に亡くなったプミボン国王の次女シリントーン王女の臨席をいただき、首相が王女に開催を申し上げ、王女が開催を宣言するという形式で行われた。喪章をつけた参加者も多く、会場は前国王、王室への哀悼と敬愛の念に満ちていた。

今回は主催者によれば173名（56か国）による講演、8,800名参加とのことで、3年前開催時の参加者6,000名に比べ大幅な増加となった。

2. 産業界リーダー、閣僚級ラウンドテーブル

産業界リーダーによるラウンドテーブル、また、各国の大臣級閣僚によるラウンドテーブルで活発な意見表明、議論が行われた。

もっとも多く聞かれたのは「2020年までにインターネットの普及100%を目指す」「ICTの活用によってデジタル経済を発展させる」といういわば決意表明であった。



バングラデシュ郵政通信情報大臣



鈴木茂樹総務審議官

鈴木茂樹総務審議官は「要点は3点。海外投資を含むアクセス網の充実に取り組む、IoT・ビッグデータ活用などのイノベーションに注力する、自由な情報流通が重要でありセキュリティ確保も課題である」と発言した。

3. ジャパンセッション

総務省主催のジャパンセッションでは、個別のセッションにも関わらずジャオITU事務総局長が出席し「インフラや応用の進んでいる日本はアフリカなどの国々のいわば未来だ」と発言した。

鈴木茂樹総務審議官の挨拶、各社紹介に続き、情報通信研究機構（NICT）、IIJ、NTTコミュニケーションズ、日本電池再生、Nextechが、各社のサービス状況などをプレ



ジャオITU事務総局長



タイ副首相兼デジタル経済社会大臣



NICT富田理事



IIJ中村グローバル事業本部副部長



NTTコミュニケーションズ木村次長

日本電池再生川邊社長

ゼンテーションした。会場の参加者はしきりにうなずきながらスライドを写真に撮るなど、好反応であった。

4. 日本パビリオン

日本パビリオンでは、NICT、IIJ、NTTコミュニケーションズ、日本電池再生、Nextech、SAMRT INNOVATIONの6社が展示を行った。日本パビリオンでは、各社の製品、サービスが具体的に展示されていることもあり、連日多くの見学者が訪れ、熱心に質問する姿が見られた。各社展示に加え、日本のユニークな技術、例えば「ネコ耳」は来場者の高い関心を集めていた。

また、今回もサヌー ITU-D局長が、パビリオンを個別に



情報通信研究機構 (NICT)



IIJ



NTTコミュニケーションズ



日本電池再生



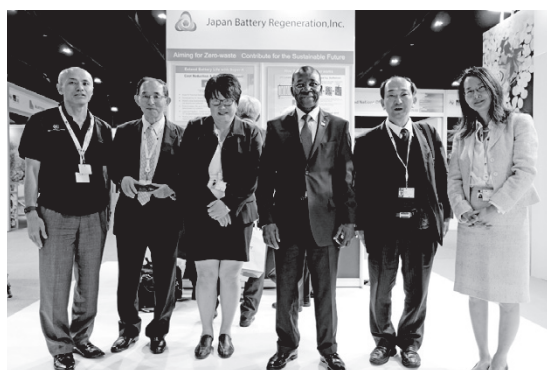
Nextech



SMART INNOVATION



ネコ耳を自撮り



サヌー ITU-D局長を囲んで

訪問し見学された。旧知の関係者が取り囲み、親しく会話するなど大変に有意義であった。

5. 各国展示

各国による展示が行われたが、開催国タイ、また、中国の展示が目立った。

中国パビリオンでは、同国内通信事業者、インフラ・通



タイ王室パビリオン



タイ国家放送通信委員会パビリオン



中国パビリオン



中国長城工業総公司
(中国航天科技集团公司)

信機器ベンダだけでなく、宇宙関連企業がロケットの模型を展示するなど、総合的な技術力を示そうとしていた。

6. 各社展示

主催国タイの通信事業者、また、中国のHUAWEIの展示が目立った。

HUAWEIは、展示だけでなく、昼食会を主催し、国際広報会社社長が挨拶やセッションに登壇などを行い、また、ロゴが会場で多く見られるなど、積極的な姿勢が見られた。



TOT



true



HUAWEI

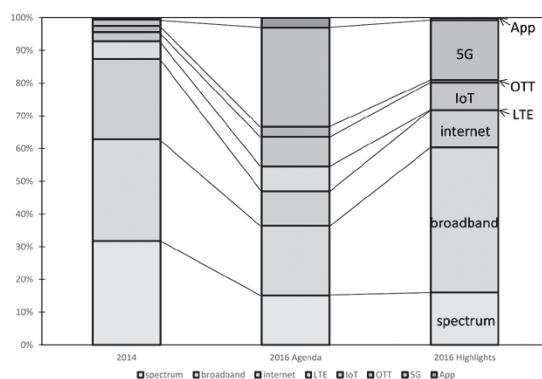


HUAWEI国際広報会社社長

7. フォーラムセッション

フォーラムでは多くのセッションで幅広い議論が行われたので、全体を一言で語るのは難しいが、2年前と今回のセッション紹介、日々のハイライトに出現したキーワードを比較してみた。

感覚的にも一致するが、今回は「ブロードバンド」「5G」「IoT」が目立っていた。「OTT」「App」はあまり話題になっていないが、これは一般化し興味の対象になっていないためと思われる。



キーワード推移

8. クロージングセレモニー

2011年に開始されたITU
テレコムワールドヤングイノ
ベーター賞に代わるITUテレ
コムワールド賞の表彰が行
われ、日本からはNextech
が各国賞を受賞し、ジャオ
ITU事務総局長より賞状が
授与された。受賞、誠にありがとうございます。



Nextech高橋製品事業部員(右)

されている。

振り返れば、前述のとおり、ジャパンセッションでのジャオ
ITU事務総局長の「日本はアフリカなどの国々の未来だ」
との発言はもっともだと思われる。

日本では、既にブロードバンドの普及、デジタル放送の
実施、高速モバイルサービスの導入などが完了しており、
設備共有や民営化なども実施済みで、これらを通じて得た
経験、知見は世界の多くの国々にとって役立ち得るのでは
ないかと考える。

9. 所感・感想

個人的な感想は以下である。

- (1) 全体的には、やはりConnect 2020の実現に向けたイ
ンターネット、特にブロードバンドの実現が引き続き
途上国での課題になっている。
- (2) 固定回線に加え、5Gによるモバイルブロードバンド
が大きな関心を集めている。
- (3) インフラの整備が不十分な国、地域でも、セキュリティ
やプライバシーへの懸念、また、活用による経済活
性化への期待などは先進国と同様である。
- (4) コスト削減のために、設備共用、民営化の議論がな

10. 次回は韓国プサンで開催

次回は本年9月25日(月)～28日(木)に韓国プサンで
開催予定である。2014年の全権委員会議(PP-14)に引き
続く韓国プサンでの開催だが、世界への情報発信の場とし
て、また、動向把握・情報収集のために、ご活用いただき、
より多くの皆様に参加していただける事を祈念しておりま
す。

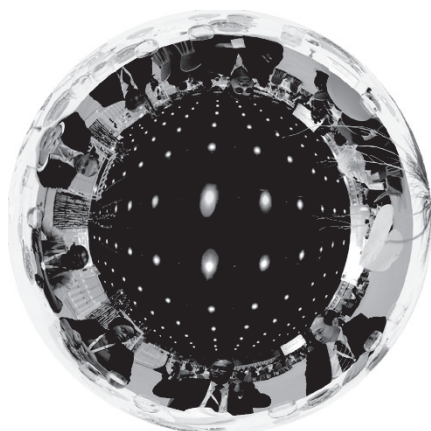
Telecom World 2016については、当協会HPでもレポー
トしています。全天球写真・パノラマ写真も、併せて、是非、
ご覧下さい。

<http://www.ituaj.jp>

コラム

世界中の参加者が驚いた日本の最先端技術

期間中、会場で「スゴイ、こんな技術が見たかった!」と言われました。それはリコー社THETA Sで撮影した全天
球写真を手元のiPodでその場で見せた時でした。旧知のITUの撮影チームメンバは「去年、ブダペストでこれ見せてく
れたよね。買ったよ、スゴく良い!」、画像認識技術のSMEの社員は「私も持ってるわ、良いわよね、これ!」でした。
自分の席からパナソニックのデジカメをWi-Fi接続し一脚で上方に掲げて撮影しましたが、この方法もかなり驚かれまし
た。日本はインフラやサービスだけでなく最先端の技術が一般化しているという印象を持ってもらえたと思います。



前ITU事務総局長トゥーレ氏を囲んで(全天球写真からトリミング)

2.6.2 ITU世界テレコム開催状況一覧

ITU 世界テレコム 1971 (1971 年 6 月 17 日～27 日)

テーマ:電気通信と宇宙

参加国・出展団体:14 カ国・250 団体

入場者総数:7 万人

日本:

出展面積:1,000 m²

参加団体:6 団体(電電公社、KDD、NHK、通信機械工業会、電子機械工業会、通信電線線材協会)

ITU 世界テレコム 1975 (1975 年 10 月 2 日～8 日)

テーマ:電気通信は進歩を目指す

総面積:52,000 m²

参加国・出展団体:37 カ国・350 団体

入場者総数:10 万人

日本:

出展面積:140 m²

参加団体:5 団体(KDD、日本電気、富士通、安立電気、田村電機)

ITU 世界テレコム 1979 (1979 年 9 月 20 日～26 日)

テーマ:

第1部:電気通信の将来展望とその経済財政の動向

第2部:世界電気通信網の統合—80年代の技術

総面積:70,000 m²

参加国・出展団体:42 カ国・600 団体

入場者総数:16 万人

日本:

出展面積:1,369 m²

参加団体:12 団体(電電公社・KDD・NHK・JTEC・通信線材協会・日本電気・富士通・日立製作所・安立電気・岩崎通信機・三菱電機・東京芝浦電気
(壁面利用:通信機械工業会・日本電子機械工業会))

ITU 世界テレコム 1983 (1983 年 10 月 26 日～11 月 1 日)

テーマ:Telecommunications for all (万人のための電気通信)

経済シンポジウム:

技術シンポジウム:

法律シンポジウム:

総面積:69,000 m²(屋内 53,000 m²、屋外 16,000 m²)

参加国・出展団体:72 カ国・650 団体

入場者総数:20 万人

日本:

テーマ:Invitation to New Telecom

出展面積:2,506 m²

参加団体:19 団体(電電公社・KDD・光産業技術振興協会・通信電線線材協会・日本電気・富士通・日立製作所・安立電気・岩崎通信機・三菱電機・沖

電気工業・日本通信工業・安藤電気・東京芝浦電気・松下通信工業・松下電送・リコー・田村電機製作所・(通信機械工業会・日本電子機械工業会))

ITU 世界テレコム 1987 (1987 年 10 月 19 日～27 日)

テーマ:Communication Age: Networks and Services for a World of Nations
(世界を一つに結ぶ電気通信サービス)

政策シンポジウム:Communication Age:

Networks and Services for a World of Nations

技術シンポジウム:Telecommunication Services for a World of Nations

法制シンポジウム:Harmonization of Global Telecommunications Systems

経済シンポジウム:The Role of Telecommunications in the Infrastructure
and its Impact on Economic Growth

地域通信網の開発と国際協力シンポジウム:

総面積:88,000 m²(屋内 72,000 m²、屋外 16,000 m²)

参加国・出展団体:約 80 カ国・803 団体

入場者総数:26.4 万人

日本:

テーマ:Harmony (調和)

出展面積:4,558.5 m²

参加団体:26 団体 (NTT・KDD・NHK・日本電気・東芝・キヤノン・ソニー・リコー・沖電気工業・三菱電機・日本無線・藤倉電線・国際電気・大興電機製作所・アンリツ・住友電気工業・光産業技術振興協会・岩崎通信機・東北金属工業・東洋通信機・古河電気工業・田村電機製作所・安藤電気・富士通・松下電器産業・日立製作所)

ITU 世界テレコム 1991 (1991 年 10 月 7 日～15 日)

テーマ:An Interconnected World: Improving the Quality of Life for All
(世界を結ぶ:人類の豊かな生活のために)

政策シンポジウム:Towards a Global Networked Society

法制シンポジウム:Competition and Cooperation in the Changing

Environment

技術シンポジウム:Integration, Interoperation and Interconnection:

The Way to Global Services

経済シンポジウム:Telecommunications as a Catalyst for Development
and Growth?

ラウンドテーブル:Telecommunications Accessible to Everyone

総面積:91,860 m²

参加国・出展団体:37 カ国・850 団体

入場者総数:337,336 人

日本:

テーマ:A World in Touch (ふれあう世界)

出展面積:4,254.9 m²

参加団体:29 団体 (NTT・KDD・NHK・日本国際通信・リコー・キヤノン・松下電器産業・ソニー・シャープ・安藤電気・田村電機製作所・大興電機製作所・村田機械・日本電気・国際デジタル通信・岩崎通信機・日本無線・

古河電気工業・住友電気工業・日立製作所・三菱電機・アンリツ・
東芝・富士通・沖電気工業・藤倉電線・三菱電線工業・光産業技術
新興協会・東洋通信機

ITU 世界テレコム 1995 (1995 年 10 月 3 日～11 日)

テーマ:Connect!

戦略サミット:Breaking Down Barriers Towards the Global Information Society

技術サミット:Convergence of Technologies, Services and Applications

総面積:99,000 m²

参加国・出展団体:

入場者総数:

日本:

テーマ:Link All!

出展面積:4,476.7 m²

参加団体:27 団体 (NTT・KDD・NHK・日本電気・住友電気・三菱電線工業・シャープ・
古河電気工業・フジクラ・松下電器産業・キヤノン・日本無線・日立製
作所・沖電気工業・リコー・アンリツ・富士通・ジーシーテクノロジ
ー・大井電気・第二電電・東芝・国際電気・日本テレコム・安藤電気・日
本国際通信・国際デジタル通信・日通工)

ITU 世界テレコム 1999 (1999 年 10 月 10 日～17 日)

テーマ:Join the World!

政策・戦略サミット

インフラストラクチャサミット

インタラクティブサミット

開発サミット:

総面積:100,400 m²

参加国・出展団体:1,146 団体 (47 ヶ国)

入場者総数:

日本:

出展面積:6,183.8 m²

参加団体:26 団体 (NTTグループ・KDD・三洋電機・シャープ・日本サテライ
トシステムズ・住友電気工業・古河電気工業・フジクラ・沖電気工業・
キヤノン・松下電器産業・アンリツ・三菱電機・東芝・国際電気・日本
無線・日本テレコム・第二電電・京セラ・NHK・ナカヨ通信機・ケン
ウッド・安藤電気・日本電気・日立製作所・富士通)

ITU 世界テレコム 2003 (2003 年 10 月 12 日～18 日)

テーマ:Helping the World Communicate

開催フォーラム:Showcase Presentation

:Final Forum Programme

:Telecom Development Symposium

:Youth Forum Programme

総面積:102,720 m²

参加・出典団体:911 団体 (51 カ国)

入場者数：100,840 人

日本

出展面積：3,457.2 m²

参加団体：20 団体（NTTグループ、三菱電機・シャープ、J S A T、三洋電機、ACCESS、日本テレコム、日本無線、日本放送協会、住友電気工業、スタンレー電気、京セラ、ソニー、フジクラ、古河電気工業、東芝、東海大学総合医学研究所、日本電気、松下電器産業、ストロベリーコーポレーション）

ITU 世界テレコム 2006（2006 年 12 月 4 日-8 日）

テーマ： Living the Digital World

出展者数： 37 カ国、695 出展者

来場者数： 61,958 人

日本展示：

-日本パビリオン面積 1,716 m²

-日本パビリオン参加団体

10 団体（NTTグループ、沖電気工業、松下電器産業、三菱電機、京セラ、シャープ、アンリツ、KDDI、フジクラ、東海大学）

-単独参加団体 7 団体（富士通、日立、NEC、東芝、エイベックス、アクセス、ユーディナ・デバイス）

テレコムフォーラム 2006

-約 2,100 人が参加し、Digital Lifestyles, Digital Ecosystems, Digital Society の 3 分野でセッションが行なわれた。

ITU 世界テレコム 2009（2009 年 10 月 5 日-9 日）

テーマ： Open Networks-Connected Minds

出展者数： 49 カ国、456 出展社

来場者数： 約 2 万人

日本展示：

-日本パビリオン面積 224 m²

-日本パビリオン参加団体

3 団体（NHK、N I C T、三菱電機）

-単独参加団体 3 団体（NTTグループ、KDDI、富士通）

テレコムフォーラム 2009

-Technology foresight, ICT and economic growth, Development, New Regulatory Models, Cybersecurity, ICT and climate change の 6 つのセッションが開催予定。

ITU 世界テレコム 2011（2011 年 10 月 24 日～27 日）

テーマ：

出展者数： 41 カ国、237 出展社

来場者数： 約 6,500 人

日本展示：

-日本パビリオン面積 150 m²

-日本パビリオン参加団体

3 団体（NICT、NTT、NTT ドコモ）

-単独参加団体 2 団体（NTTグループ、富士通）

ITU 世界テレコム 2012 (2012 年 10 月 14 日～18 日)

Dubai International Convention and Exhibition Centreにて開催（アラブ首長国連邦 ドバイ）

テーマ：1 Conversation that matters

出展者数：58 カ国、120 出展者

来場者数：3,000 約人

スピーカー：238 人

日本展示：

-単独参加団体（NTT 103 m²、三菱電機 Sponsored Workshop）

ITU 世界テレコム 2013 (2013 年 11 月 19 日～22 日)

IMPACT Exhibition & Convention Centerにて開催（タイ バンコク）

テーマ：Embracing Change in a digital world

出展者数：153 カ国、166 出展者

来場者数：約 6,000 人

スピーカー：239 人

-日本パビリオン参加団体

5 団体（NICT、NTT グループ、NEC、三菱電機、ヤマハ）379 m²

出展協力（NHK、フジテレビ、日本テレビ）

ITU 世界テレコム 2014 (2012 年 12 月 7 日～10 日)

ドーハにて開催（カタール）

テーマ：Confronting the Future

出展者数：111カ国 169出展者

来場者数：3,500人

スピーカー：205人

日本展示：

-単独参加団体（NTT）

ITU 世界テレコム 2015 (2015 年 10 月 12 日～15 日)

HungExpo／ブダペストにて開催（ハンガリー）

テーマ：Accelerating Innovation for social good

出展者数：54 カ国 238 社

総参加者数：4,000 人

スピーカー：247 人

日本展示：

-日本パビリオン面積 250 m²

-日本パビリオン参加団体：5団体

情報通信研究機構（NICT）、富士通、インターネットイニシアティブ（IIJ）、
日本電池再生、NTTグループ
-統一テーマ：安心・安全な社会構築 IoT活用が導く未来

ITU 世界テレコム 2016 (2016 年 11 月 14 日～17 日)

インパクトエキシビジョンアンドコンベンションセンター／バンコクにて開催（タイ）

テーマ：Accelerating Innovation for social good

出展者数：37 カ国 250 社

総参加者数：8,800 人

スピーカー：173 人

日本展示：

-日本パビリオン参加団体：

NTTコミュニケーションズタイランド、インターネットイニシアティブ

（IIJ）、日本電池再生、ネクステック、スマートイノベーション及び情報通信研究機構（NICT）315㎡

総務省ブース105㎡

-日本セッションテーマ：経済成長に向けた新価値創造

ITU 世界テレコム 2017 (2017 年 9 月 25 日～28 日)

釜山にて開催予定（韓国）

2.7 今後の主な会合予定

Council 2017
Geneva, 15-25 May 2017



Agenda item: PL 2.1

Document C17/37-E
14 March 2017
Original: English

Report by the Secretary-General

SCHEDULE OF FUTURE CONFERENCES, ASSEMBLIES AND MEETINGS OF THE UNION: 2017-2020

Summary

The following planned schedule for the years 2017-2020 is presented for general information.

Action required

The Council is requested **to note** this report.

• <http://www.itu.int/council> •

2017												
JAN	FEB	MAR	APR	MAY	JUN	JUL	AUG	SEP	OCT	NOV	DEC	
CWGs 30/1-10/2				C-17 15-25 WTISD 17				CWGs*11-22				
ITU-R												
	RRB17.1 20-24		RAG 26-28			RRB17.2 17-21				RRB17.3* 6-10		
ITU-T***									ITU-T***			
				TSAG 1-4						ITU Kaleidoscope 6-8		
ITU-D 9-27 RDF-ARB 29	RPM-ARB 30/1-1/02 RDF-AMS 21 RPM-AMS 22-24	RDF-ASP 20 RPM-ASP 21-23	ITU-D 27/3-7/4 RDF-EUR 26 RPM-EUR 27-28	TDAG 9-12 RPM-CM 8		GSR 11-14			WTDC 9-20	WTIS**** 13-17		
			Girls in ICT 27		WSIS Forum 12-16			ITU Telecom World 25-28				
2018												
JAN	FEB	MAR	APR	MAY	JUN	JUL	AUG	SEP	OCT	NOV	DEC	
CWGs*15-27/1 or 22/1-2/2				C-18 18-27	WTISD 17				Last session of C18 + PP-18 27/10 + 29/10-16/11			
ITU-R***												
	RRB18.1***		RAG* 27-29			RRB18.2***				RRB18.3***	WRS-18* 3-7	
ITU-T***									ITU-T***			
		TSAG* 13-16							ITU Kaleidoscope****			
	GPS**** 15/02-15/03 GET**** 15/02-15/03 TDAG 19-22		ITU-D 30/4-11/5			GSR** 9-13		ITU-D** 17/9-12/10			WTIS** 3-7	
			Girls in ICT 26	WSIS Forum* 21-25				ITU Telecom World**** 15-30				
2019												
JAN	FEB	MAR	APR	MAY	JUN	JUL	AUG	SEP	OCT	NOV	DEC	
	CWGs***			WTISD 17	C-19 10-20			CWGs***				
ITU-R***												
	CPM19-2* 15-28	RRB19.1***		RAG***		RRB19.2***			RRB19.3*** RA-19 21-25 WRC-19 28/10-22/11 CPM23-1* 25-26/11			
ITU-T***									ITU-T***			
				TSAG***					ITU Kaleidoscope****			
			ITU-D* 1-12	TDAG***		GSR** 8-12		ITU-D* 23/09-18/10		WTIS****		
			Girls in ICT 25	WSIS Forum* 13-17					ITU Telecom World****			
2020												
JAN	FEB	MAR	APR	MAY	JUN	JUL	AUG	SEP	OCT	NOV	DEC	
	CWGs*** February or March			WTISD 17 C-20* 27/05-5/06				CWGs*** September or October				
ITU-R***												
	RRB20.1***		RAG***		RRB20.2***				RRB20.3***	WRS-20***		
ITU-T***									ITU-T***			
				TSAG***					WTS-A-20*** ITU Kaleidoscope****			
	GET****	TDAG* 16-20 ITU-D* 23/03-3/04				GSR** 6-10		CBS**** ITU-D* 21/09-16/10			WTIS** 1-4	
			Girls in ICT 23	WSIS Forum* 18-22					ITU Telecom World****			

Note: Meetings and conferences scheduled outside Geneva are underlined
* Proposed dates to be confirmed
** Proposed dates, duration and/or venue to be confirmed

*** Proposed period to be confirmed
**** Period/dates and venue to be determined
***** Period/dates and precise place to be determined

2017

ITU-R	Radiocommunication Study Groups, Working Parties and Task Groups: February-December
ITU-T***	Telecommunication Standardization Study Group Meetings and Workshops: proposed period: January-July and September-December
ITU-D	Telecommunication Development Rapporteur Groups: 9-27 January
<u>RDF-ARB</u>	Regional Development Forum for Arab States: 29 January
<u>RPM-ARB</u>	WTDC-17 Regional Preparatory Meeting for Arab States: 30 January-1 February
CWGs	Council Working Groups: proposed dates: 30 January-10 February
RRB17.1	Radio Regulations Board: 20-24 February
<u>RDF-AMS</u>	Regional Development Forum for the Americas: 21 February
<u>RPM-AMS</u>	WTDC-17 Regional Preparatory Meeting for the Americas: 22-24 February
<u>RDF-ASP</u>	Regional Development Forum for Asia-Pacific: 20 March
<u>RPM-ASP</u>	WTDC-17 Regional Preparatory Meeting for Asia-Pacific: 21-23 March
ITU-D	Telecommunication Development Study Groups: 27 March-7 April
RAG	Radiocommunication Advisory Group: 26-28 April
<u>RDF-EUR</u>	Regional Development Forum for Europe: 26 April
<u>RPM-EUR</u>	WTDC-17 Regional Preparatory Meeting for Europe: 27-28 April
Girls in ICT	International "Girls in ICT" day: 27 April
TSAG	Telecommunication Standardization Advisory Group: 1-4 May
RPM-CM	WTDC-17 Regional Preparatory Meeting's Coordination Meeting: 8 May
TDAG	Telecommunication Development Advisory Group: 9-12 May
C-17	Council 2017: 15-25 May
WTISD	World Telecommunication and Information Society Day: 17 May
WSIS Forum	World Summit on the Information Society Forum: 12-16 June
<u>GSR</u>	Global Symposium for Regulators: 11-14 July
RRB17.2	Radio Regulations Board: 17-21 July
<u>World Telecom</u>	ITU Telecom World 2017: 25-28 September
CWGs*	Council Working Groups: proposed dates: 11-22 September
<u>WTDC</u>	World Telecommunication Development Conference: 9-20 October
<u>ITU Kaleidoscope</u>	ITU Kaleidoscope: 6-8 November
RRB17.3*	Radio Regulations Board: proposed dates: 6-10 November
<u>WTIS****</u>	World Telecommunication/ICT Indicators Symposium: proposed dates: 13-17 November

Note: Meetings and conferences scheduled outside Geneva are underlined

* Proposed dates to be confirmed

** Proposed dates, duration and/or venue to be confirmed

*** Proposed period to be confirmed

**** Period/dates and venue to be determined

***** Period/dates and precise place to be determined

2018

ITU-R***	Radiocommunication Study Groups, Working Parties and Task Groups: proposed period: January-December
ITU-T***	Telecommunication Standardization Study Groups Meetings and Workshops: proposed period: January-July and September-December
CWGs*	Council Working Groups: proposed dates: 15-27 January or 22 January-2 February
RRB18.1***	Radio Regulations Board: proposed period: March
TSAG*	Telecommunication Standardization Advisory Group: proposed dates: 13-16 March
GPS****	Global Project Symposium: proposed period: 15 February-15 March
GET****	Global Forum on Emergency Telecommunications: proposed period: 15 February-15 March
TDAG	Telecommunication Development Advisory Group: proposed dates: 19-22 March
RAG*	Radiocommunication Advisory Group: proposed dates: 27-29 March
C-18	Council 2018: 18-27 April, and last meeting two days before PP-18
Girls in ICT	International "Girls in ICT" day: 26 April
ITU-D	Telecommunication Development Study Groups: 30 April-11 May
WTISD	World Telecommunication and Information Society Day: 17 May
WSIS Forum*	World Summit on the Information Society Forum: proposed dates: 21-25 May
WTISD	World Telecommunication and Information Society Day: 17 May
<u>GSR</u> **	Global Symposium for Regulators: proposed dates: 9-13 July
RRB18.2***	Radio Regulations Board: proposed period: July
<u>World Telecom</u> ****	ITU Telecom World 2018: proposed period: 15-30 September
ITU-D*	Telecommunication Development Rapporteur Groups: proposed dates: 17 September-12 October
<u>ITU Kaleidoscope</u> ****	ITU Kaleidoscope: proposed period: October-December
<u>PP-18</u>	Plenipotentiary Conference: 29 October-16 November
RRB18.3***	Radio Regulations Board: proposed period: November
<u>WTIS</u> **	World Telecommunication/ICT Indicators Symposium: proposed dates: 3-7 December
WRS-18*	World Radiocommunication Seminar: proposed dates: 3-7 December

Note: Meetings and conferences scheduled outside Geneva are underlined

* Proposed dates to be confirmed

** Proposed dates, duration and/or venue to be confirmed

*** Proposed period to be confirmed

**** Period/dates and venue to be determined

***** Period/dates and precise place to be determined

2019

ITU-R***	Radiocommunication Study Groups, Working Parties and Task Groups: proposed period: January-September
ITU-T***	Telecommunication Standardization Study Groups Meetings and Workshops: proposed period: January-July and September-December
CPM19-2*	Conference Preparatory Meeting: proposed dates: 15-28 February
CWGs***	Council Working Groups: proposed period: February or March
RRB19.1***	Radio Regulations Board: proposed period: March
ITU-D*	Telecommunication Development Study Groups: proposed dates: 1-12 April
Girls in ICT	International "Girls in ICT" day: 25 April
WSIS Forum*	World Summit on the Information Society Forum: proposed dates: 13-17 May
WTISD	World Telecommunication and Information Society Day: 17 May
RAG***	Radiocommunication Advisory Group: proposed period: May or June
TDAG***	Telecommunication Development Advisory Group: proposed period: May or June
TSAG***	Telecommunication Standardization Advisory Group: proposed period: May-June
C-19	Council 2019: 10-20 June
RRB19.2***	Radio Regulations Board: proposed period: July
<u>GSR**</u>	Global Symposium for Regulators: proposed dates: 8-12 July
CWGs***	Council Working Groups: proposed period: September or October
ITU-D*	Telecommunication Development Rapporteur Groups: proposed dates: 23 September-18 October
RRB19.3***	Radio Regulations Board: proposed period: October
RA-19	Radiocommunication Assembly: 21-25 October
WRC-19	World Radiocommunication Conference: 28 October-22 November
CPM23-1*	Conference Preparatory Meeting: proposed dates: 25-26 November
<u>WTIS****</u>	World Telecommunication/ICT Indicators Symposium: proposed period: November-December
<u>World Telecom****</u>	ITU Telecom World 2019: proposed period: October-December
<u>ITU Kaleidoscope****</u>	ITU Kaleidoscope: proposed period: October-December

Note: Meetings and conferences scheduled outside Geneva are underlined

* Proposed dates to be confirmed

** Proposed dates, duration and/or venue to be confirmed

*** Proposed period to be confirmed

**** Period/dates and venue to be determined

***** Period/dates and precise place to be determined

2020

ITU-R***	Radiocommunication Study Groups, Working Parties and Task Groups: proposed period: January-December
ITU-T***	Telecommunication Standardization Study Group Meetings and Workshops: proposed period: January-July and September-December
GET****	Global Forum on Emergency Telecommunications: proposed period: February
CWGs***	Council Working Groups: proposed period: February-March
RRB20.1***	Radio Regulations Board: proposed period: February-March
RAG***	Radiocommunication Advisory Group: proposed period: March-April
TDAG*	Telecommunication Development Advisory Group: proposed dates: 6-20 March
ITU-D*	Telecommunication Development Study Groups: proposed dates: 23 March-3 April
Girls in ICT	International "Girls in ICT" day: 23 April
WTISD	World Telecommunication and Information Society Day: 17 May
WSIS Forum*	World Summit on the Information Society Forum: proposed dates: 18-22 May
TSAG***	Telecommunication Standardization Advisory Group: proposed period: May-June
C-20*	Council 2020: proposed dates: 27 May-5 June
RRB20.2***	Radio Regulations Board: proposed period: June-July
<u>GSR**</u>	Global Symposium for Regulators: proposed dates: 6-10 July
CBS****	Capacity Building Symposium: proposed period: September
CWGs***	Council Working Groups: proposed period: September-October
ITU-D*	Telecommunication Development Rapporteur Groups: proposed dates: 21 September-16 October
RRB20.3***	Radio Regulations Board: proposed period: October-November
<u>World Telecom</u> ****	ITU Telecom World 2019: proposed period: October-December
WTSA-20***	World Telecommunication Standardization Assembly: proposed period October-December
<u>ITU Kaleidoscope</u> ****	ITU Kaleidoscope: proposed period: October-December
WTIS**	World Telecommunication/ICT Indicators Symposium: proposed dates: 1-4 December
WRS-20***	World Radiocommunication Seminar: proposed period: December

Note: Meetings and conferences scheduled outside Geneva are underlined

* Proposed dates to be confirmed

** Proposed dates, duration and/or venue to be confirmed

*** Proposed period to be confirmed

**** Period/dates and venue to be determined

***** Period/dates and precise place to be determined

3 無線通信部門（ITU-R）

3.1 世界無線通信会議（WRC）とは

(WRC: World Radiocommunication Conference)

WRCは無線通信規則（RR：Radio Regulations）の改訂を行なうための会議である。最近はおよそ4年の間隔で開催されている。無線通信方式の発展と電波需要の増大により、WRCへの関心は近年特に高まっており開催規模も逐次拡大している。

世界無線通信会議開催規模の変遷

会議名称	WRC-2000	WRC-03	WRC-07	WRC-12	WRC-15
開催年（年）	2000	2003	2007	2012	2015
参加国（か国）	146	148	164	164	162
概参加人数（人）	2300	2300	2800	3100	3800

WRCの議題は、前回のWRCで各国・各地域提案を基にほぼ決定され、その後次のITU理事会で公式に承認される。

3.1.1 WRC-19の議題

表 WRC-19 の議題(決議第 809(WRC-15))

番号	議題
1.1	決議658(WRC-15)に従い、第一地域における50-54MHzのアマチュア業務への分配を検討すること
1.2	決議765(WRC-15)に基づき、401-403MHz帯における地球探査衛星業務(EESS)、気象衛星業務(MetSat)並びに399.9MHz-400.05MHz帯における移動衛星業務(MSS)の地球局でのpfd制限値の確立の可能性について、必要な技術面、運用面、規則面での検討を行うこと
1.3	決議766(WRC-15)に基づき、460-470 MHzの周波数帯で気象衛星業務(宇宙から地球)への二次分配を一次分配へ格上げすること、及び地球探査衛星業務(宇宙から地球)への一次分配を追加することの可能性について検討を行うこと
1.4	放送衛星業務プラン及びリストの周波数割当て、同プランに基づく放送衛星業務の将来の発展並びに既存及び計画の固定衛星業務の通信網に対する保護を確保し、追加の制約を課すことなく、決議557(WRC-15)に従って研究された結果を検討すること及び要すれば無線通信規則附録第30号(WRC-15、改)第7付属書(Appendix 30 Annex7)に記載の制限について改訂すること
1.5	決議158(WRC-15)に基づき、FSSにおける静止軌道上の宇宙局と通信する移動する地球局による17.7-19.7 GHz(宇宙から地球)及び27.5-29.5 GHz(地球から宇宙)帯の利用を検討すること
1.6	決議159に従い、37.5-39.5 GHz(宇宙から地球)、39.5-42.5 GHz(宇宙から地球)、47.2-50.2 GHz(地球から宇宙)及び50.4-51.4 GHz(地球から宇宙)帯で運用する予定のNGSO FSSの技術・運用・規則条項の検討を行うこと
1.7	決議659(WRC-15)に基づき、短期ミッションの非静止衛星の宇宙運用業務における遠隔追跡・制御のための周波数要件について検討し、現行の宇宙運用業務の分配について適当か評価を行い、必要であれば新規分配についても検討を行うこと
1.8	決議359(WRC-15 改)に従い、GMDSSの近代化及び新たな衛星サービスプロバイダーの導入のための規制条項についての検討を行うこと
1.9	ITU-Rの研究結果に基づき、以下の事項を検討する
1.9.1	決議362(WRC-15)に従い、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度(GMDSS)及び船舶自動識別装置(AIS)を保護するための、156-162.05MHz帯における自律型海上無線機器について、規制措置及び適切な周波数の検討を行うこと
1.9.2	決議360(WRC-15 改)に基づき、既存のVDES、アプリケーション特定メッセージ(ASM)、船舶自動識別装置(AIS)や、同帯域及び隣接帯域(154-156MHz帯及び162-164MHz帯)における既存業務の保護を確保した上で、VDESの衛星での利用のための海上移動衛星業務(地球から宇宙及び宇宙から地球)の周波数分配(可能ならば、156.0125-157.4375MHz帯及び160.6125-162.0375MHz帯)及び規制条項について検討すること
1.10	決議426(WRC-15 改)に従いGADSSの導入及び利用のための周波数要件及び規制措置の検討を行うこと
1.11	決議236(WRC-15)に従い、移動業務への既存の分配の中で、列車と沿線との間の鉄道無線通信システムを支援する調和のとれた世界的又は地域的な周波数帯を容易にするために、適宜必要な措置を執ること
1.12	決議237(WRC-15)に従い、移動業務に分配済の周波数帯において、ITSの推進のための世界的あるいは地域的な周波数利用の調和について検討すること
1.13	決議238(WRC-15)に従い、将来のIMT開発に向けた移動業務の追加一次分配を含むIMT特定のための周波数に関する検討すること

1.14	決議160(WRC-15)に従ったITU-Rの研究に基づき、固定業務への既存の分配における、高高度プラットフォーム局(HAPS) ¹ のための適切な規制上の措置を検討すること
1.15	決議767(WRC-15)に従い、275-450GHzの周波数範囲で運用する陸上移動及び固定業務のアプリケーションのために主管庁が使用する周波数帯の特定を検討すること
1.16	決議239(WRC-15)に従い、5150-5925 MHzの周波数帯において、無線LANを含む無線アクセスシステム(WAS/RLAN)に関連する課題を検討し、移動業務への周波数の追加分配を含む適切な規制上の措置を執ること
2	決議第28(WRC-03、改)に従って、無線通信総会により通知される無線通信規則で参照による引用をされた改訂ITU-R勧告の調査及び決議第27(WRC-12、改)の第1附属書に従って無線通信規則で対応する参照の更新の要否を決定すること
4	決議第95(WRC-07、改)に従い、過去の世界無線通信会議の決議及び勧告を改正、置換又は廃止の観点から見直すこと
7	全権委員会決議決議86(2002年マラケシュ、改)に応じ、決議86(WRC-07、改)に従って、電波周波数と静止衛星軌道を含む関連する衛星軌道の合理的、効率的、経済的使用を促進するため、衛星網に係る周波数割当のための事前公表、調整、通告及び登録の各手続について、可能な変更及びその他選択肢について検討すること
8	決議第26(WRC-07、改)に従い、主管庁からの要求を考慮し、不要な場合には、当該国の脚注を削除し、又は、脚注から当該国の国名を削除すること
9	条約第7項に基づき、以下の事項に関する無線通信局長報告を検討して承認する
9.1	WRC-15以降のITU-R関連活動
9.1.1	1 885-2 025 MHz帯 及び 2 110-2 200 MHz帯におけるIMT の実施
9.1.2	1452-1492MHz帯におけるIMTと放送衛星業務(音声)との両立性(第一地域および第三地域)
9.1.3	固定衛星業務に分配された3 700-4 200 MHz, 4 500-4 800 MHz, 5 925-6 425 MHz及び6 725-7 025 MHz帯における新たな非静止衛星軌道システムに関する技術・運用面の課題及び規則条項の検討
9.1.4	準軌道飛行体に搭載された局
9.1.5	無線通信規則第5.447F号及び第5.450A号においてITU-R勧告M.1638-1及びITU-R勧告M.1849-1を参照することの技術的及び規制上の影響の検討
9.1.6	電気自動車用ワイヤレス電力伝送(WPT)に関する研究
9.1.7	アップリンク送信の実施を認可済端末に制限するための追加手法の必要性及び領土内の無認可地球局端末の管理のための手法の研究
9.1.8	マシンタイプコミュニケーションの導入のための周波数協調を含む、無線ネットワーク及びシステムの技術的・運用的側面及び周波数需要の研究
9.1.9	51.4-52.4 GHzにおける固定衛星業務(地球から宇宙)の周波数要求及び新規分配の検討
9.2	無線通信規則の適用の際に生じた困難又は矛盾
9.3	決議第80(WRC-07、改)に応じた措置
10	次回の世界無線通信会議の議題に盛り込む項目を理事会に勧告すること並びに、後続の世界無線通信会議のための仮議題及び将来の世界無線通信会議で検討する可能性のある議題に関する見解を表明すること

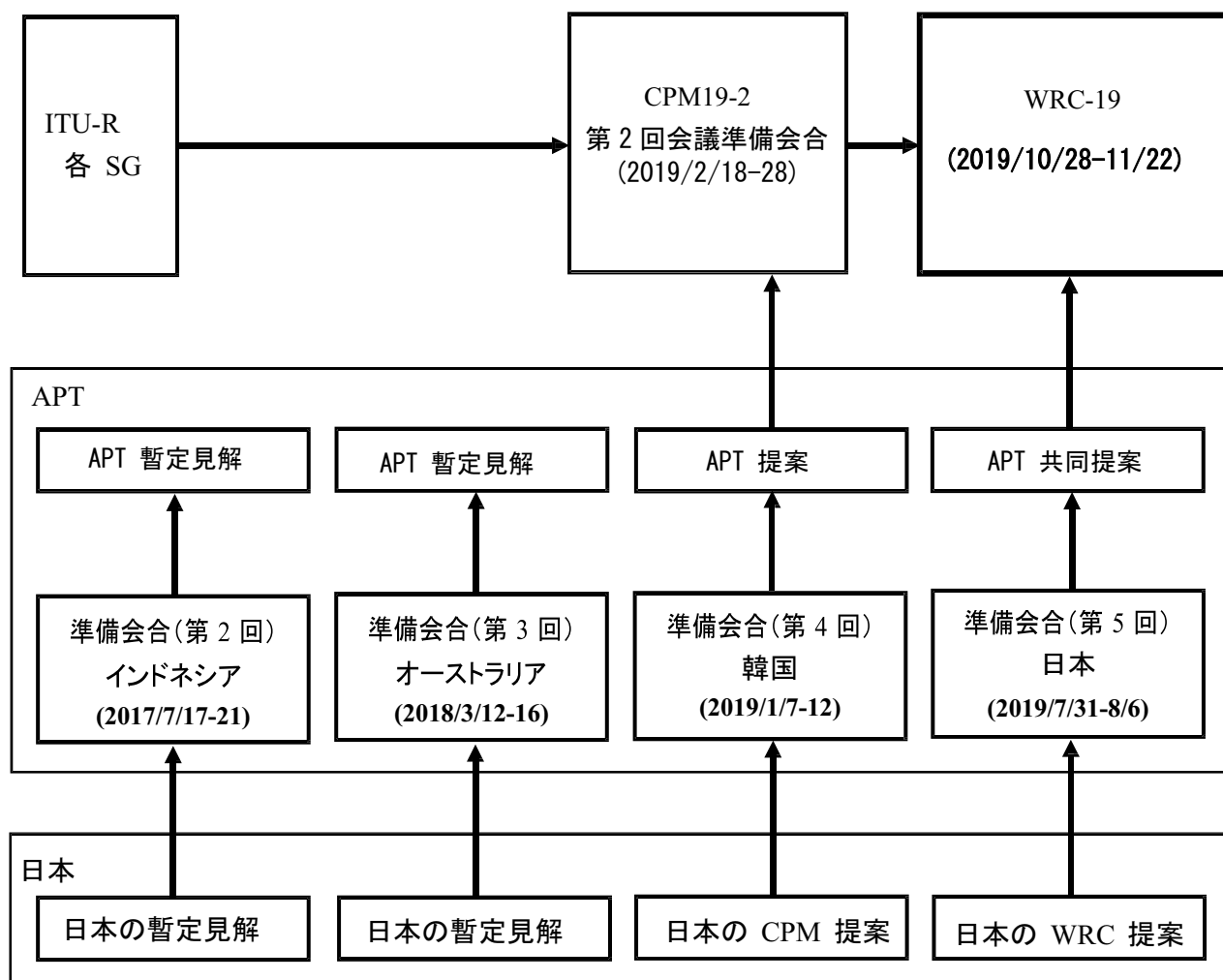
¹ 20-50km の高度の対象物において、地表に対して相対的に固定された特定の公称点に設置された局

3.1.2 WRC-19に向けた準備会合と国内検討体制

WRC-19 に向けた主要な準備会議(2017 年－2019 年)を下図に示す。

ITU-R においては、各議題についての検討を担当の SG、WP 等において行い、その結果は 2018 年 8 月までに CPM 運営会議へ報告される。その後編集・翻訳期間を経て、2019 年 2 月に開催される CPM19-2 会合において、各国・各地域提案等を考慮して CPM レポートとして取りまとめられる。APT においては、アジア・太平洋地域として CPM、WRC への提案等を策定することを目的に今会期中 5 回の準備会合(APG 会合)を開催する予定で、2016 年 7 月に中国(成都)で第 1 回、2017 年 7 月にインドネシア(バリ)で第 2 回が開催された。

図 WRC-19 に向けた主要な準備会合

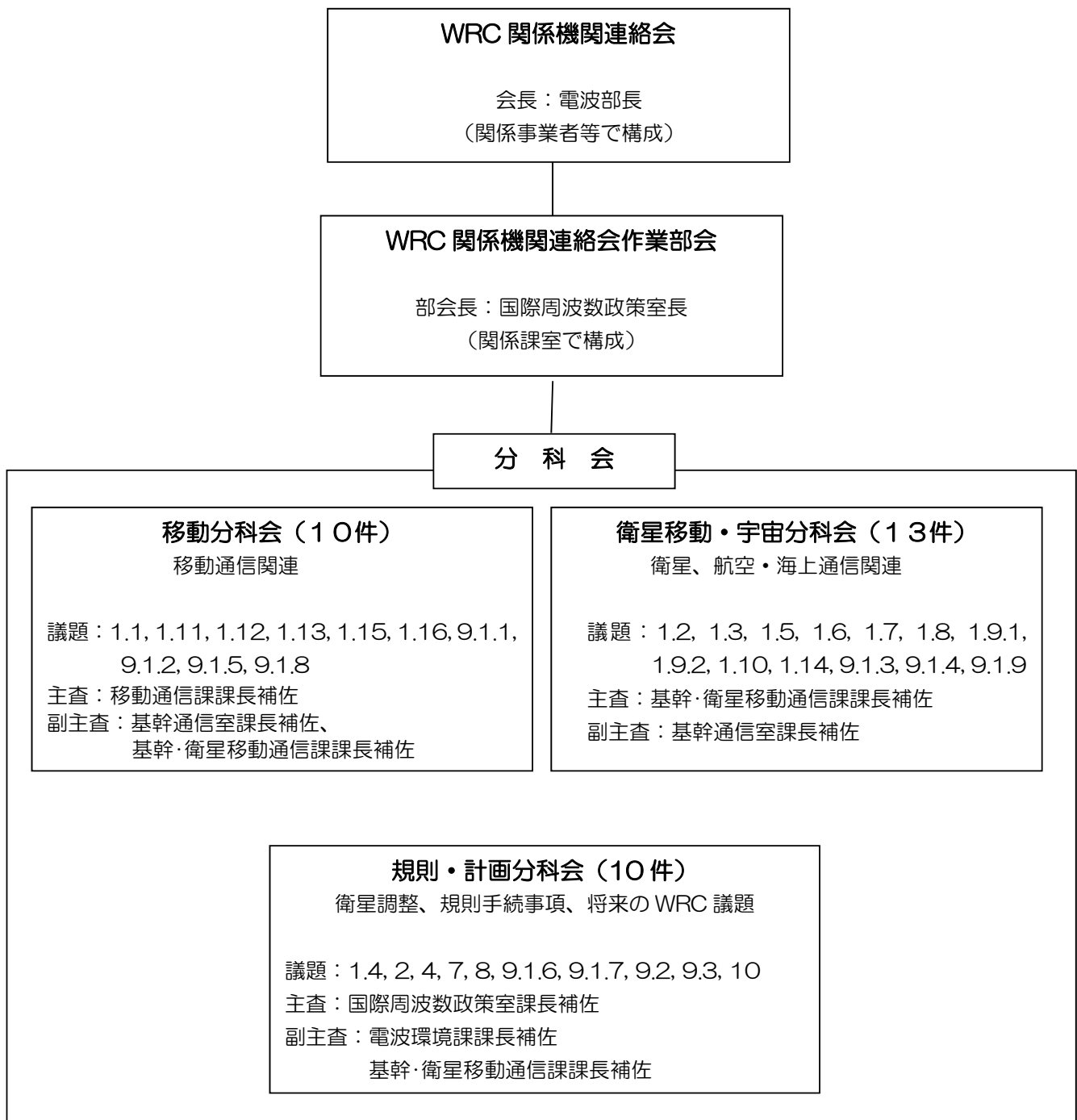


国内における検討体制

WRC への対処のため、総務省では、関係省庁、電気通信事業者、放送事業者、無線機器製造業者等を構成員とする「WRC 関係機関連絡会」を設置し、総務省と関係機関との間で WRC に関する情報交換、意見交換等を行っている。また、総務省に關係課室で構成する「WRC 関係機関連絡会作業部会」を設置し、暫定見解、日本提案及び対処方針の策定等を行っている。

さらに、各議題に関する詳細について、図のとおり、「WRC 関係機関連絡会作業部会」の下に、移動分科会、衛星移動・宇宙分科会、規則・計画分科会の3つの分科会を設置し、検討を行っている。

WRC-19 に向けた国内検討体制



※ 複数の分科会にまたがる事項は国際周波数政策室長が調整

2015年世界無線通信会議(WRC-15)の結果概要



総務省 総合通信基盤局 電波部 国際周波数政策室長 **に っ た た か お**
新 田 隆 夫

1. 概要

国際電気通信連合（ITU）が開催する世界無線通信会議（WRC）は、周波数や衛星軌道の利用方法等に関する国際的な取決めについて規定した無線通信規則（RR）を改正することを目的として、3～4年に一度開催することとされている。

2015年世界無線通信会議（WRC-15）は、2015年11月2日から27日にかけてスイス・ジュネーブにおいて開催され、世界162か国、地域機関（APT（アジア・太平洋）、CEPT（欧州）、CITEL（米州）等）、国際機関等から約3,800名が参加した。我が国からは、総務省渡辺電波部長をはじめとする関係省庁、通信事業者、メーカ、研究機関等から約80名が出席した。以下にWRC-15の結果概要について報告する。

2. 主要議題の審議結果

WRC-15においては、30以上の議題について審議されたが、誌面の都合上、六つの主要な議題に絞って審議結果の概要を報告する。

2.1 IMT用周波数の追加特定

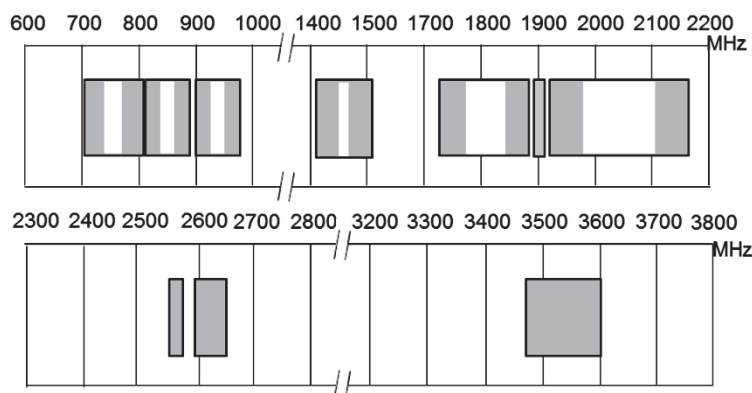
現在、我が国においては、携帯電話の需要の増大やシステムの高度化に合わせて、携帯電話、BWA（広帯域移動無線アクセスシステム）等、国際的にはIMT（International

Mobile Telecommunications）と呼ばれる移動通信サービスに対して、700MHz帯から3.6GHz帯までの周波数帯で合計約640MHz幅の周波数が割り当てられている（図1）。

WRC-15における審議結果の概要として、まず、日本がIMT用周波数の追加候補として提案した帯域のうち、現在日本のみが携帯電話用として利用している1.5GHz帯（1427～1518MHz）については、今回のWRC-15において、第一地域内の一部の国に例外はあるものの、基本的に世界共通で携帯電話用に利用できるグローバルバンドとして追加特定がなされた。

一方、日本が提案してきたこのほかの追加候補周波数帯については、当該周波数帯と同一または隣接する周波数を使用する既存システムの保護を強く主張する意見が様々な国から出された。例えば、日本のほか韓国、欧州等が追加特定を提案した3GHz帯の一部については、途上国を中心に衛星通信の保護を主張する意見が出され、また、日本のほか中国、ロシア等が追加特定を提案した4GHz帯の一部については、欧米等から安全システムとして位置付けられる航空無線高度計、航空用移動通信システムの保護を強く求める意見が出されるなど、候補周波数帯ごとに激しい議論が交わされた。

このように、国によってIMTに追加特定を希望する周波数と追加特定を望まない周波数が複雑に絡み合い、各国の利害が対立し、各国間で妥協点を見いだせなかった結



■図1. 我が国における携帯電話等への割当周波数帯域

果、日本から提案していた新たなIMT用の候補周波数帯の追加特定については、行われなかった。

2.2 衛星を活用した無人航空機システム導入のための周波数分配

地上系システムで無人航空機を制御するための周波数については、WRC-12において、5030-5091MHzが分配されている。今回のWRC-15においては、海上などを見通し外で飛行する無人航空機についても制御可能とするため、衛星経由の制御リンクのための周波数分配について審議が行われた（図2）。

WRC-15においては、衛星経由による無人航空機の制御リンク用周波数帯として、現在固定衛星業務に分配されている11/12/14/20/30GHz帯を利用することで合意された。なお、合意の条件として、無人航空機の制御リンクが他の地上業務から干渉を受けても運用できるよう設計されること、地上業務に干渉を与えないこと等が付されるとともに、これらの条件について次回以降のWRCで見直すこととされている。

現在、国内外で開発や制度化について活発に議論されている小型ドローンは、主にヘリコプター型で近距離を飛行し、例えば空撮、物流、農業散布などの利用シーンでの活用が期待されているが、今回、WRC-15において、衛星経由の無人航空機の制御リンク用の周波数について合意されたことにより、固定翼を持ち長距離の飛行が可能な大型の無人航空機の実現に道を開くこととなったと言える。これにより、例えばより広域の空撮や監視、無人機を用いた長距離の国際輸送など、無人航空機の更なる幅広い用途への応用が期待される。

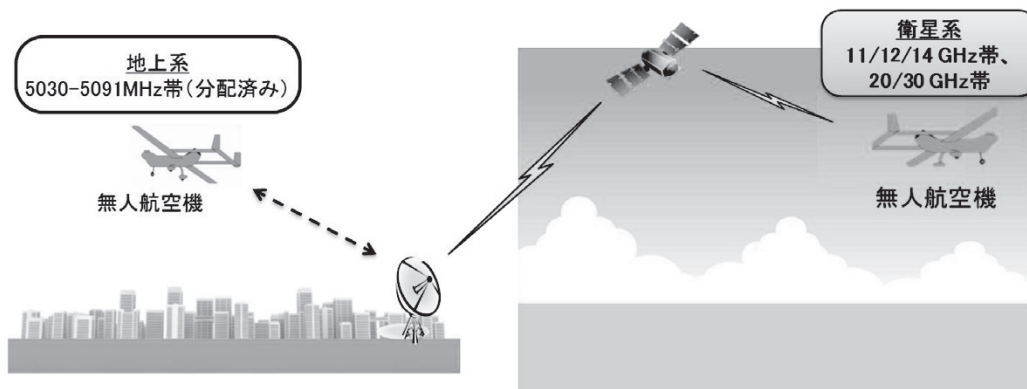
2.3 世界協定時（うるう秒調整）の見直し

現在、我々が利用している時間は、セシウム原子時計が正確に刻む時間に基づき生成されているが、原子時計と不規則な地球の回転から求められる天文時との間には、ずれが生じる。このずれを放っておくと、極端な例で言えば、遠い将来、時計の針が昼12時を指しているのに外がまだ暗いという状況になってしまうことから、そのようなにならないよう、世界協定時（UTC）には、正確に刻まれる原子時計の時間を不規則な地球の自転に合わせることを目的とした「うるう秒」が数年に1回挿入されている（図3）。

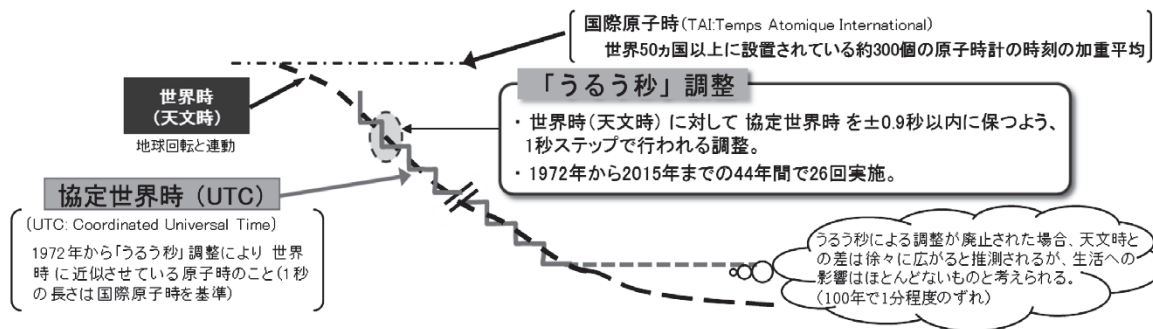
しかしながら、現在のコンピュータ、ネットワーク社会においては、うるう秒調整に伴うシステム障害が深刻な問題となってきたことを背景として、ITUにおいては、2000年頃からうるう秒調整を廃止すべきではないかとの議論が開始された。2012年に開催された無線通信総会（RA-12）においては、うるう秒の廃止を内容とするITU-R勧告の改正が審議されたが、更なる議論の継続が必要とされた結果、WRC-15の議題として改めて審議することとされた経緯がある。

WRC-15の議論においては、日本をはじめ中国、韓国、オーストラリア、米国、フランス等は、ネットワークシステム等への障害回避を重視し、うるう秒の廃止を主張した。一方、英国は、グリニッジの伝統を受け継ぐうるう秒を存続すべきとの理由により、またロシアは、自国の測位衛星がロシア国内のインフラに提供している時刻情報がGPS等と異なり、うるう秒を含むUTCにより提供されていることから、うるう秒が廃止されると国内の膨大なインフラ改修の必要性が生じるとの理由により、それぞれ反対意見を表明した。

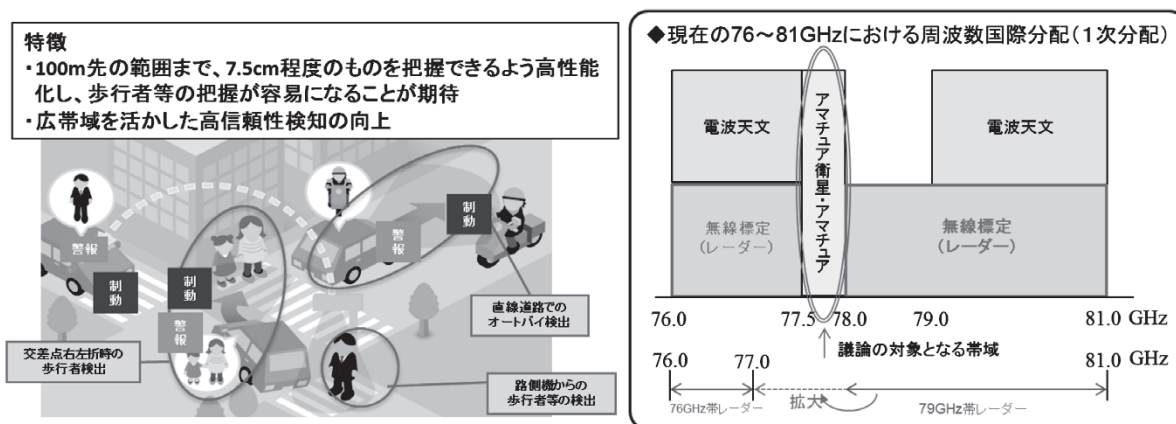
WRC-15の審議においては、上記の対立構造が最後まで



■図2. 衛星を活用した無人航空機システムのイメージ



■ 図3. うるう秒調整のイメージ



■ 図4. 79GHz帯高分解能レーダーの概要

解けなかったことから、結果として、うるう秒は当面の間存続させるとともに、ITUにおけるうるう秒廃止に向けた検討を継続するため、ITU関係者のみならず、ICAOやIMOなど、UTCのユーザに該当する関係機関にまで参加を広げた上で更に議論し、2023年開催予定の次々回WRCまでに結論を得ることとされた。

2.4 自動運転の実用化を加速する79GHz帯レーダーへの周波数分配

現在、76～81GHzの国際周波数分配のうち77.5～78GHzについては、無線標定業務（レーダー）への分配がなされていない。このため、WRC-15においては、76～81GHzの周波数帯を連続して広帯域でレーダー用に利用可能とすることでレーダーの高分解能化を実現することを目的として、当該周波数帯のレーダーへの一次分配について審議が行われた（図4）。

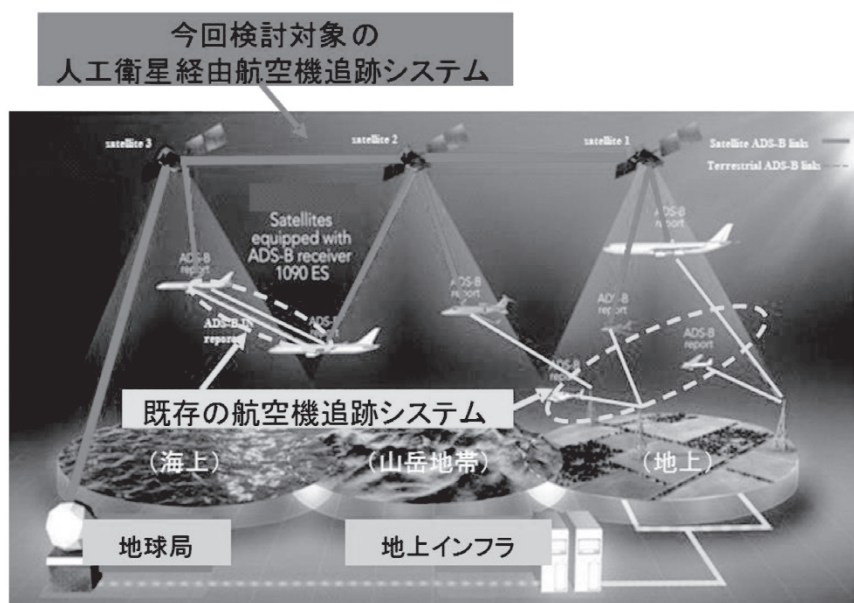
WRC-15の審議結果としては、77.5～78GHzの無線標定

業務への一次分配について合意され、かつ、その分配の条件については、日本の提案が反映された結果、自動車アプリケーションを含む幅広い用途による利用が可能となり、かつ出力電波についても過度な制限がかからないものとなった。

現在の当該周波数帯を利用した自動車レーダーは、100m先の範囲で20cm程度の目標物を把握できる能力があるが、今回WRC-15において合意された追加分配により、7.5cm程度の目標物の把握が可能となる。この結果、自動車レーダーによる人の検知の能力が向上することから、今後、街中での自動車の自動走行の実現を加速化することが期待される。

2.5 グローバルフライトトラッキング

現在、民間航空機の位置を把握するシステムとしては、地上系システムが広く普及しているが、地上系システムでは、海上、極地等を飛行する航空機の位置を把握すること



■図5. グローバルフライトトラッキングのイメージ

は困難である。本議題は、2014年3月に発生したマレーシア航空機の失踪事故を契機として、地球全域をカバーする航空機追跡システム（グローバルフライトトラッキング：図5）の重要性が認識されたことから、2014年秋に開催されたITU全権委員会において、急きょ、WRC-15の議題として追加することが決定されたものである。

WRC-15の審議結果としては、現在、地上から航空機的位置を把握するシステムとして、ADS-B（Automatic Dependent Surveillance-Broadcast）が民間航空機に搭載されているが、これを活用し、これと同一の信号の衛星受信に限定することを条件として、ADS-Bと同じ周波数帯である1090MHz帯を航空移動衛星（R）業務に新規分配し、グローバルフライトトラッキングに利用可能とすることが合意された。

今回の合意により、航空会社にとっては、既に航空機に搭載されている地上系システムを活用できるようになることから、今後、衛星を利用したグローバルフライトトラッキングシステムが安価かつ容易に構築されることが期待される。

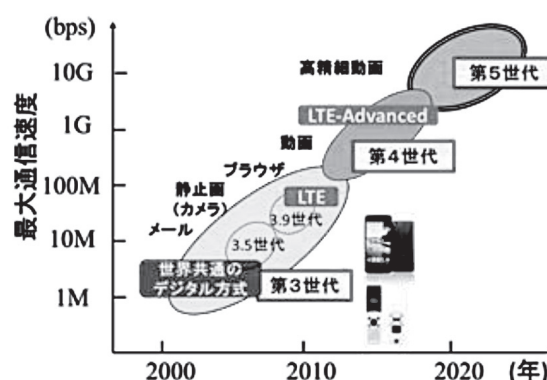
2.6 WRC-19議題

WRC-15において、日本から四つのWRC-19議題案を提案したところ、審議の結果、これらはいずれもWRC-19議題として認められた。以下にそれらの概要について説明する。

① 2020年以降の利用を想定したIMT用周波数の特定

2020年以降の実用化を想定したIMT、いわゆる5G（第5世代移动通信システム：図6）用の周波数の特定については、WRC-15において、日本からの提案も概ね反映した形で、24.25GHzから86GHzまでの周波数帯を5Gの候補周波数とした上で、WRC-19議題として検討することが決定された。

WRC-19において検討される5G用の候補周波数帯として、具体的には、24.25–27.5GHz、31.8–33.4GHz、37–40.5GHz、40.5–42.5GHz、42.5–43.5GHz、45.5–47GHz、47–47.2GHz、47.2–50.2GHz、50.4–52.6GHz、66–76GHz及び81–86GHzが対象とされている。



■図6. 第5世代移动通信システムの位置付け

② 275GHz以上の周波数帯を利用した陸上移動業務、固定業務の導入

この周波数帯は、いわゆるテラヘルツ帯と呼ばれる非常に高い周波数帯であり、現在、RRの脚注において、電波天文等の受動業務にのみ利用が特定されている。一方、我が国においては、テラヘルツ帯を利用した近距離大容量通信や固定通信等の能動業務のための無線技術の研究開発が進められていることから（図7）、このような研究開発動向を踏まえ、日本より、本件をWRC-19議題案として提案した。

WRC-15の審議結果としては、CEPTからの同趣旨の提案も勘案し、WRC-19において、275GHzから450GHzの範囲で、能動業務への周波数特定について検討することとなった。

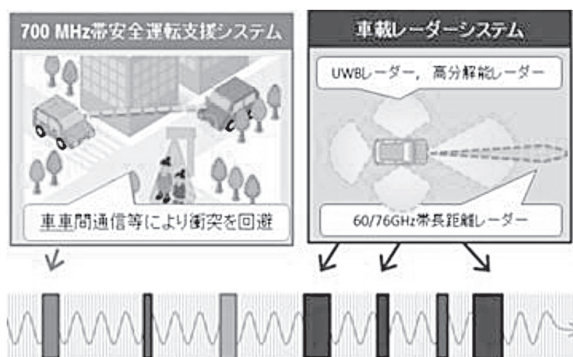


■図7. テラヘルツ帯を利用した能動サービスのイメージ

③ ITS用周波数の世界的調和

ITSは、現在の社会に欠かせない重要インフラとなっているが、ITS用の周波数について、現在、RR上では、「移動業務」、「無線標定業務（レーダー）」として規定されているところである（図8）。

上記を踏まえて、日本より、将来のITSの推進や世界的または地域的なITS用周波数の調和を目的として、RR上でITS用周波数を明確に規定することを目的とした提案を



■図8. ITS利用周波数帯のイメージ

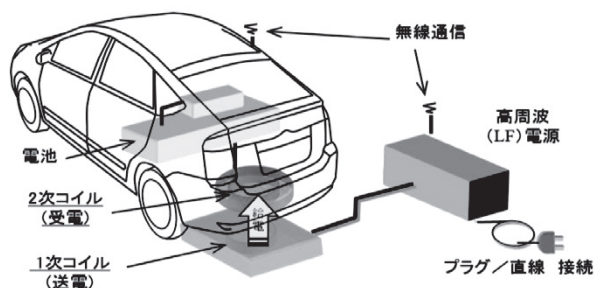
行ったところ、WRC-15において審議した結果、WRC-19議題として認められることとなった。

④ EV用ワイヤレス電力伝送

電気自動車（EV）向けを含めたワイヤレス電力伝送（WPT：Wireless Power Transmission：図9）について、我が国においては、情報通信審議会より技術的条件について一部答申が出されるなど、実用化に向けた制度化の検討が進められているところである。

このような状況を受け、今後、自動車メーカーが日本国内のみならず海外においてもWPT機器を搭載したEVを安定して製造、販売できる環境を整備することを目的として、日本より、WRC-19議題として、RRにおいてEV用WPTのための国際的な電波の規制を整備することを提案した。

WRC-15会合の結果としては、EV用のWPTをITU-Rで緊急の対処を要する研究と位置付け、その研究結果を無線通信局長レポートに盛り込むことを内容としたWRC-19議題が合意された。



■図9. EV用WPTの利用イメージ

日本提案に基づいて設定された上記の議題を含め、WRC-19議題の一覧については、表を参照願いたい。

3. 今後の予定

WRC-15において改正されたRRの規定の大部分は、2017年1月1日より発効することから、総務省においては、2016年内を目途としてWRC-15最終文書の日本語訳を総務省告示により公表する予定である。また、WRC-15の成果が我が国における新たな無線システムの実用化として速やかに反映され、その結果、我が国のICT分野の国際競争力強化や新産業創出に資することができるよう、総務省としては、今後、速やかに必要な制度整備を進める予定である。

今後、2019年開催の次回WRC-19に向けて、2016年初頭から早速ITU-Rの各SG（Study Group：研究委員会）傘

下の関係会合において議論が開始されるとともに、同年7月にはAPT（Asia-Pacific Telecommunity：アジア・太平洋電気通信共同体）のWRC準備会合であるAPG-19（APT Conference Preparatory Group for WRC-19）の第1回会

合が開催される予定である。総務省としては、国内関係機関の皆様とも十分連携しつつ、ITU及びAPTにおける準備活動に引き続き積極的に参画していく所存である。

（2015年12月17日 ITU-R研究会より）

■表. WRC-19議題一覧

議題1.1	50－54MHz帯におけるアマチュア業務への周波数分配（第一地域）
議題1.2	401－403MHz帯及び399.9－400.05MHz帯におけるMSS/METSS/EESS用地球局の電力制限
議題1.3	460－470MHz帯における気象衛星業務への一次分配への格上げ及び地球探査衛星業務への一次分配
議題1.4	Appendix30 Annex7の見直し
議題1.5	17.7－19.7GHz帯及び27.5－29.5GHz帯における固定衛星業務での通信における地球局の使用
議題1.6	37.5－39.5GHz帯、39.5－42.5GHz帯、42.5－43.5GHz帯、47.2－50.2GHz帯及び50.4－51.4GHz帯における非静止軌道衛星のための固定衛星業務における規制の枠組み
議題1.7	短期ミッションの非静止軌道衛星のための宇宙運用業務の適応要件
議題1.8	GMDSSの近代化及び新たな衛星プロバイダ
議題1.9	①全世界的な海上遭難・安全システム（GMDSS）及び船舶自動識別装置（AIS）の保護のための156－162.05MHz帯の海上無線装置の規制措置
	②海上移動衛星業務への156.0125－157.4375MHz帯及び160.6125－162.0375MHz帯における新規周波数分配
議題1.10	GADSSの導入及び利用
議題1.11	列車－沿線間の鉄道無線通信システム
議題1.12	ITSの推進のための世界的あるいは地域的な周波数利用の協調
議題1.13	IMTの将来開発に向けたIMT周波数の特定
議題1.14	固定業務へ分配済みの周波数帯域における高高度プラットフォームステーション（HAPS）への規制措置
議題1.15	275GHz以上の周波数帯における能動業務の特定
議題1.16	5150－5925MHz帯におけるWAS/RLANの使用
議題2	無線通信規則の参照で引用されたITU-R勧告の参照の現行化
議題4	決議・勧告の見直し
議題7	衛星ネットワークに係る周波数割当のための事前公表手続、調整手続、通告手続及び登録手続の見直し
議題8	脚注からの自国の国名削除
議題9	無線通信局長の報告
議題9.1	①1885－2025MHz帯及び2110－2200MHz帯におけるIMTの導入 ②1452－1492MHz帯におけるIMTと放送衛星業務との共存性 ③固定衛星業務に割り当てられた3700－4200MHz帯、4500－4800MHz帯、5925－6425MHz帯及び6725－7025MHz帯における、非静止軌道衛星システムの技術的及び運用上の課題の研究並びに規制条項 ④サブオービタル宇宙船上の局 ⑤RR Nos. 5.447F及び5.450AにおけるITU-R勧告M.1638-1及びR M.1849-1の参照に伴う技術的及び規制的影響の考察 ⑥EV用WPTの研究 ⑦無免許の地球局端末の運用管理のための手法等の研究 ⑧マシンタイプコミュニケーションの導入に向けた技術的・運用的側面の研究及びスペクトル使用の調和 ⑨固定業務への51.4－52.4GHz帯の分配及びスペクトル要件
議題9.2	RR 適用上の矛盾及び困難に応じた措置に関する検討
議題9.3	決議80（WRC-07改定）の規定に応じた措置に関する検討
議題10	将来の世界無線通信会議の議題

（注：赤字は日本提案に基づく議題）

2012年世界無線通信会議（WRC-12）の結果

総務省 総合通信基盤局 電波政策課 国際周波数政策室

2012年1月23日から2月17日まで、ジュネーブ（スイス）において2012年世界無線通信会議（WRC-12：World Radiocommunication Conference）が開催されました。WRCは、世界的な周波数分配をはじめとする国際的な電波秩序を規律する無線通信規則の改正を行うことを目的とし、通常、3～4年ごとに開催される会議で、ITUが行う会議のうち最大規模のものです。170か国から約3,000名が参加しました。日本からは、鈴木総務省電波部長を代表団長として、総務省、電気通信事業者、放送事業者等を含む約70名の日本代表団を構成し参加しました。

初日の全体会合において、アラブ首長国連邦（UAE）のAl Awadhi氏が全体議長に選出され、七つの委員会、九つのワーキンググループを設置し、審議を行いました【図1】。

主な議題の概要と結果については、以下のとおりです。

(1) 航空移動業務の導入促進のための議題（議題1.4）

【概要】

新たな航空移動業務システムの導入を促進させるための周波数の共用などを検討するための議題。共用の対象となる我が国の準天頂衛星等に影響がないように対処するも

のです。

【結果】

本議題における議論では、5000-5010MHz帯を確保したい米国及びアフリカの一部の国と、当該追加帯域で準天頂衛星等を運用・計画するアジア地域、欧州地域等が対立していましたが、粘り強い議論の結果、米国等は5000-5010MHz帯での分配を取り下げることになりました。これにより、我が国の準天頂衛星等が保護されることになりました。

(2) 航空管制用の周波数を確保するための調整手続の導入に関する議題（議題1.7）

【概要】

航空需要の増加に伴う周波数割当ての手続などを検討するための議題。我が国では、運輸多目的衛星（MTSAT）が、航空管制用の通信サービスを提供していますが、他国の商用衛星との周波数確保のための調整会合において、我が国が要望する周波数幅（1.5/1.6GHz帯）が、航空管制用に十分に割り当てられていない状況であり、運輸多目的衛星（MTSAT）の柔軟な周波数調整を目指すものです。

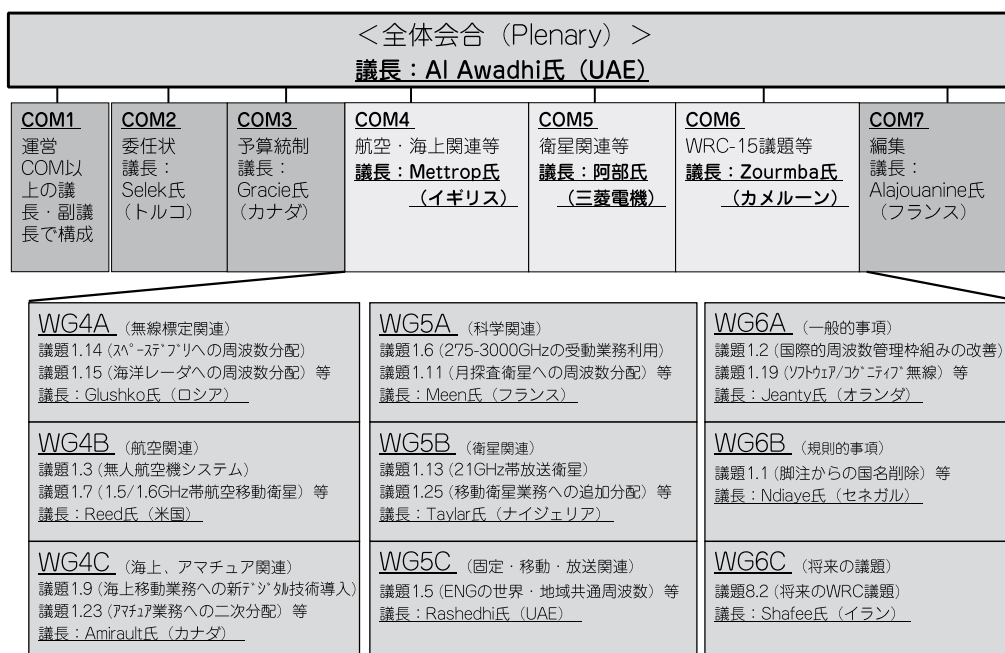


図1. WRC-12の会議構成について

【結果】

本議題における議論では、新たな手続を導入すべきとの意見（日本、フランス、ブラジル等）と現行手続を維持すべき（イギリス、アメリカ、カナダ、UAE等）との意見の隔たりが大きく、取りまとめは難航していましたが、双方の粘り強い調整の結果、①事前に必要周波数を客観的に算出する方法、②現行の調整結果に不服がある場合における専門機関（国際民間航空機関（ICAO））も含めた事後評価会合の開催が規定され、我が国が必要とする周波数の確保に向けた新たな調整手続が設定されることになりました。これにより、我が国周辺の将来の航空需要増加に適切に対応できることになりました。

(3) 宇宙探査用の衛星に使用する周波数を確保するための議題（議題1.11）

【概要】

将来計画されている月探査ミッションへ利用のための周波数分配を検討するための議題。我が国では、将来の月周回衛星（SELENE2）等への使用可能性が検討されており、将来の宇宙探査用の衛星に使用する新たな周波数の確保を目指すものです。

【結果】

本議題における議論では、アラブ地域のみが分配を支持しておらず、会合において強硬に反対を唱えていましたが、我が国を含む他地域による度重なる説得により、宇宙研究業務への一次分配に合意し、我が国の希望する周波数帯（22.55-23.15GHz）に、宇宙研究業務用（月周回衛星を地上から指示・制御するための信号等）の周波数が新たに分配されることになりました。これにより、将来の月周回衛星に向けた利用など、我が国における更なる宇宙研究開発の推進が期待されます。

(4) 21.4-22GHzにおける放送衛星の利用方法を検討するための議題（議題1.13）

【概要】

21GHz帯を用いた将来の放送衛星業務の利用方法の検討を行う議題。我が国では、我が国事業者が研究を主導しているスーパーハイビジョンなど次世代衛星放送が円滑に導入できるよう、既に21GHz帯放送衛星について使用に向けた手続を開始しているため、現行の衛星調整手続（早い者勝ち）の維持を主張し、衛星調整手続のプラン化（電力出力値等を均一に定める）には反対するものです。

【結果】

本議題における議論では、プラン化を支持する国（イラン、アラブ地域等）とプラン化を支持しない国（日本、韓国、豪州、マレーシア、ニュージーランド、米国、欧州地域等）が対立していましたが、妥協に向け、双方で精力的な議論を行った結果、現行の衛星調整手続（早い者勝ち）は維持するものの、①調整軌道弧の縮小（ ± 16 度 $\rightarrow \pm 12$ 度）、②放送衛星出力を規定値内に収めることによる通常の衛星調整手続の一部（事前公表資料）省略について、衛星調整手続を実施していない国に認めることにより、プラン化を主張する国と妥協することになりました。この手続の導入については、既に衛星調整手続を開始している我が国には適用されず、我が国の放送衛星の将来計画には支障がないことから、今後、21GHz帯を用いた放送衛星の導入が円滑に進むことが期待されます。

(5) VHF帯への新たなレーダ用の周波数を分配するための議題（議題1.14）

【概要】

ロシアからの提案による宇宙ゴミレーダ導入のための周波数分配の検討を行う議題。検討が行われている周波数帯は、我が国では重要無線に利用されており、影響がないように対処するものです。

【結果】

本議題における議論では、アジア地域及び米州地域が周波数分配に反対し、ロシア地域及び欧州地域から世界的な周波数分配が主張されましたが、双方で精力的な話し合いを進めた結果、レーダを導入しようとする国に事前調整を義務づけ、干渉が一定値を超える場合には二か国間で合意した後でなければ当該レーダの運用を認めないことで合意されました。これにより、我が国の重要無線はこれまでどおりの運用が確保されることになりました。

(6) 海洋漂流物や津波等の観測のための海洋レーダ用の周波数を確保するための議題（議題1.15）

【概要】

港湾における安全航行や津波観測への応用などに用いられる海洋レーダ機器の運用に必要な周波数分配を検討するための議題。我が国では、全国十数箇所で、実験用として海洋レーダ（無線標定業務）が運用されており、その実運用に必要な周波数確保を目指すものです。

WRC-15議題一覧	担当作業グループ
〈議題1.1〉 IMT用追加周波数の特定に向けた議題	JTG4-5-6-7
〈議題1.2〉 694-790MHz帯における移動業務への周波数分配に向けた議題（第1地域）	JTG4-5-6-7
〈議題1.3〉 ブロードバンド公共保安及び災害救援（PPDR）の導入に関する議題	WP5A
〈議題1.4〉 5300kHz帯におけるアマチュア業務の二次分配に向けた議題	WP5A
〈議題1.5〉 無人航空機システムのための固定衛星業務への周波数分配に向けた議題	WP5B
〈議題1.6〉 ①10-17GHz帯における固定衛星業務の一次分配（250MHz幅）に向けた議題（第1地域） ②13-17GHz帯における固定衛星業務の一次分配（300MHz幅）に向けた議題（第2地域及び第3地域）	（議題1.6.1） （議題1.6.2） WP4A
〈議題1.7〉 固定衛星業務による5091-5150MHz帯の利用見直しに関する議題	WP4A
〈議題1.8〉 5925-6425MHz及び14-14.5GHzにおける船上地球局（ESV）の関連規定の見直しに関する議題	WP4A
〈議題1.9〉 ①7150-7250MHz帯及び8400-8500MHz帯における固定衛星業務への周波数分配に向けた議題 ②7375-7750MHz帯及び8025-8400MHz帯における海上移動衛星業務への周波数分配に向けた議題	（議題1.9.1） （議題1.9.2） WP4A/WP4C
〈議題1.10〉 22-26GHz帯における移動衛星業務への周波数分配に向けた議題	WP4C
〈議題1.11〉 7-8GHz帯における地球探査衛星業務への一次分配に向けた議題	WP7B
〈議題1.12〉 8700-9300MHz帯及び/又は9900-10500MHz帯における地球探査衛星業務（能動）への周波数分配（600MHz幅）に向けた議題	WP7C
〈議題1.13〉 有人宇宙船間通信の利用拡大に関する議題	WP7B
〈議題1.14〉 世界協定時（うるう秒挿入）の見直しに関する議題	WP7A
〈議題1.15〉 UHF帯における船上通信の利用見直しに関する議題	WP5B
〈議題1.16〉 新たな自動船舶識別装置（AIS）の導入に向けた議題	WP5B
〈議題1.17〉 航空機内データ通信（WAIC）の導入に向けた議題	WP5B
〈議題1.18〉 自動車アプリケーションのための77.5-78.0GHzにおける無線標定業務の一次分配に向けた議題	WP5A/WP5B
〈議題2〉 無線通信規則に参照による引用をされたITU-R勧告の参照の現行化	CPM15-2
〈議題4〉 決議・勧告の見直し	CPM15-2
〈議題7〉 衛星調整手続の見直し	SC/WP4C
〈議題8〉 脚注からの自国の国名削除	-
〈議題9〉 無線通信局長の報告	SC/WP1B/WP4C
〈議題10〉 将来の世界無線通信会議の議題	-

図2. WRC-15議題一覧

【結果】

本議題における議論では、各国とも海洋レーダ用の周波数分配については異論がなかったものの、海洋レーダに分配する具体的な周波数帯については、各地域・国ごとに様々な意見があり、各国が希望する周波数帯を基に議論・調整が進められるとともに、イランなどからは自国の既存業務を保護するため、海洋レーダに対する規制値の引き上げを求める動きもありましたが、分配に向けて精力的な話し合いを進めた結果、規制値の引き上げについては行われないことになり、我が国が希望する周波数帯を含む八つの帯域（24450-24600kHz等、第3地域には約1MHzが新規分配）に、無線標定業務の周波数が新たに確保されました。これにより、海洋漂流物や津波等の観測・研究が幅広く行われることとなり、我が国の安全・安心に資するとともに、レーダ機器の国際競争力の強化に資することが期待されます。

（7）次回の世界無線通信会議の議題（議題8.2）

2015年に予定される次回世界無線通信会議（WRC-15）において検討が行われる24議題が決定されました【図2】。なお、我が国が新議題提案・支持した以下の3件が次回WRC-

15の議題として採択されました。

- ① IMT用追加周波数の特定に向けた議題（議題1.1）
 - ② 13-17GHz帯における固定衛星業務の一次分配（300MHz幅）に向けた議題（議題1.6）
 - ③ 自動車アプリケーションのための77.5-78.0GHzにおける無線標定業務の一次分配に向けた議題（議題1.18）
- 特に、「IMT用追加周波数の特定に向けた議題（議題1.1）」については、世界的・国内的にも注目を集める議題となると



写真1. 署名を提出する鈴木電波部長

予想され、関係者も多岐にわたることから、活発な議論が今後行われていくと考えられます。

また、「GMDSS（全世界的な海上遭難・安全システム）の近代化とe-Navigationの実施に向けた議題」についても我が国から新議題提案を行い、国際海事機関（IMO）における検討状況を考慮し、2018年に開催が予定されている次々回WRC-18の議題として設定されました。

今回のWRC-12では、前述のように、周波数分配・手続関連事項については、衛星・航空・海上分野に関する議題が多く設定されていました。なお、地上分野に関しては、周波数分配を行う検討議題というより、昨今の新技術に対して、どのように無線通信規則を対応させていくべきかについて検討を行う議題が多く設定されており、国際的周波数監理の根本的な原則をどのように取り扱っていくべきかを問われたと感じています。このように、様々な検討議題がある中、

我が国意見がおおむね反映され、我が国が不利とならないような結果となったことは、大きな成果であったと思います。

本年9月には、WRC-12に向けた第1回APT-WRC準備会合（APG2015-1）の開催が予定されており、各地域における検討作業の第一歩が早くも始まろうとしています。我が国としても、この動きに乗り遅れないようこれまで以上に積極的に議論への貢献を行うとともに、最大限の成果が得られるように関係各位の御意見を参考にさせていただきつつ、対処していきたいと考えています。

最後になりますが、WRC-12会合において積極的に粘り強く対処いただいた日本代表团各位、WRC-12に向けたITU-R関連会合やAPG関連会合における議論へ継続的に貢献していただいた出張者各位、我が国の対処方針策定に向けた国内会合において活発な議論をしていただいた関係者各位に、この場を借りて心より感謝申し上げます。



写真 2. WRC-12全体会合の様様

3.1.5 無線通信規則

(1) 概要

無線通信規則は、WRC で改正が行われた後 1 年以内に発行される。直近の WRC は 2015 年の 11 月に開催されたので、その結果を反映した「2016 年版」が現行の最新版である。RR は表に示す 4 つの Volume からなり全体で 2,300 ページ余りに達する。

表 無線通信規則の構成

	タイトル	収録内容	ページ数 (注 1)
Volume 1	規則条項 (Article)	第 1 条－第 59 条	4 3 0
Volume 2	付録 (Appendix)	付録 1－30 号、42 号	7 9 9
Volume 3	決議と勧告 (Resolution/Recommendation)	160 決議、24 勧告	5 4 8
Volume 4	ITU-R 勧告 (注 2)	40 勧告	5 3 3

(注 1) ページ数は「2016 年版」に基づく。

(注 2) ITU-R 勧告中 RR に「参照引用」されている ITU-R 勧告を収録。

Volume 1 は RR の本体となる規則条項 (Article) を収録している。無線通信規則を狭義に捉えた場合にはこの Volume 1 を意味する。

Volume 2 は Article で規定される国際手続き及びそれに付帯する技術条件の詳細などを記載した付録 (Appendix) を収録している。

Volume 3 は WRC で採択された決議・勧告を収録したものである。WRC 決議 (Resolution) には種々のものがあるが、(i) 今後の WRC で検討・決定すべき事項 (WRC 議題) の背景説明並びに ITU-R 研究委員会に所要の検討を要請するもの、(ii) Article (Volume 1) で規定された技術条件の詳細または付帯的事項に関するもの、(iii) WRC の定常的議題の意義と進め方について定めたもの、などである。勧告 (Recommendation) は、前記決議の (ii) に類似のものが多いが決議ほどの拘束力を持たず各国が考慮・留意すべきものと扱われる。

Volume 4 は、他の Volume に収録された Article、Appendix、Resolution 中において、「参照引用」された ITU-R 勧告を収録している。参照引用された勧告は、規則と同等の拘束力を有する。

(2) 無線通信規則 (Volume 1 : Article=規則条項) 目次

無線通信規則

前文

第 I 章 用語及び技術特性

第 1 条 用語及び定義

序文

第 I 節 一般用語

第 II 節 周波数の管理に関する特別用語

第 III 節 無線業務

第 IV 節 無線局及び無線方式

第 V 節 運用に関する用語

第 VI 節 発射及び無線機器の特性

第 VII 節 周波数の共用

第 VIII 節 宇宙に関する技術用語

第 2 条 呼称

第 I 節 周波数帯及び波長帯

第 II 節 日付及び時刻

第 III 節 発射の表示

第 3 条 局の技術特性

第 II 章 周波数

第 4 条 周波数の割当て及び使用

第 5 条 周波数の分配

序文

第 I 節 地域及び地区

第 II 節 業務及び分配の種類

第 III 節 周波数分配表の説明

第 IV 節 周波数分配表

第 6 条 特別協定

第Ⅲ章 周波数割当て及び計画の変更の調整、通告及び登録

第 7 条 手続の適用

第 8 条 国際周波数登録原簿に登録されている周波数割当ての地位

第 9 条 他の主管庁との調整の実施又は同意を得るための手続

第 I 節 計画された衛星通信網又は衛星通信系に関する情報の事前公表

第 I A 節 第 II 節に基づく調整手続に従わない衛星通信網又は衛星通信系に関する情報の事前公表

第 II 節 調整手続

第 II A 節 調整の要件及び要請

第 II B 節 調整要請の受領通知

第 II C 節 調整要請に関する措置

第 II D 節 調整の要請に対し返答、合意が得られない場合の措置

第 10 条 (未使用)

第 11 条 周波数割当ての通告及び記録

第 I 節 通告

第 II 節 通告の審査及び周波数割当ての登録原簿への記録

第 12 条 5900-26100kHz の間で放送業務に分配された HF 帯の季節別計画

第 I 節 序文

第 II 節 原則

第Ⅲ節 手続

第 13 条 無線通信局への指示

第 0 節 手続規則の策定及び RR の適用に際する矛盾を解決するための提案

第 I 節 無線通信局による主管庁への援助

第 II 節 無線通信局による登録原簿及び世界プランの維持

第Ⅲ節 無線通信局による手続規則の維持

第Ⅳ節 委員会の文書

第 14 条 無線通信局の判定又はその他の決定の見直しのための手続

第Ⅳ章 混信

第 15 条 混信

第Ⅰ節 無線局からの混信

第Ⅱ節 各種の電気機器及び電気設備（産業科学医療用の機器を除く。）からの混信

第Ⅲ節 産業科学医療用の機器からの混信

第Ⅳ節 試験

第Ⅴ節 違反の通告

第Ⅵ節 有害な混信の場合の手続

第 16 条 国際監視

第Ⅴ章 管理規定

第 17 条 秘密

第 18 条 許可書

第 19 条 局の識別

第Ⅰ節 総則

第Ⅱ節 国際符字列の分配及び呼出符号の割当て

第Ⅲ節 呼出符号の組立て

第Ⅳ節 無線電話を使用する局の識別

第Ⅴ節 海上移動業務における選択呼出番号

第Ⅵ節 海上移動業務における識別

第Ⅶ節 特別規定

第 20 条 業務刊行物及びオンライン情報システム

第Ⅰ節 業務刊行物の標題及び内容

第Ⅱ節 オンライン情報システム

第Ⅲ節 業務刊行物及びオンライン情報システムの作成と修正

第Ⅵ章 業務及び局に関する規定

第 21 条 1GHz を超える周波数帯を共用する地上及び宇宙業務

第Ⅰ節 位置及び周波数の選定

第Ⅱ節 地上局の電力の制限

第Ⅲ節 地球局の電力の制限

第Ⅳ節 地球局の最小仰角

第Ⅴ節 宇宙局からの電力束密度の制限値

第Ⅵ節 1164-1215MHz の周波数帯における無線航行衛星業務システムの宇宙局による総放射からの航空無線航行業務システムの保護

第 22 条 宇宙業務

第Ⅰ節 発射の停止

第Ⅱ節 静止衛星通信系に生ずる混信の抑制

第Ⅲ節 宇宙局の位置の維持

第Ⅳ節 静止衛星上のアンテナの指向確度

第Ⅴ節 月の遮へい領域における電波天文

第Ⅵ節 固定衛星業務の静止衛星通信網の地球局の主ビーム軸外における電力の制限

第Ⅶ節 放送衛星業務用フィーダリンクではない固定衛星業務（地球から宇宙）による 14.5-14.8GHz の周波数帯への混信の制限

第 23 条 放送業務

第Ⅰ節 放送業務

第Ⅱ節 放送衛星業務

第 24 条 固定業務

第 25 条 アマチュア業務

第Ⅰ節 アマチュア業務

第Ⅱ節 アマチュア衛星業務

第 26 条 標準周波数報時業務

第 27 条 実験局

第 28 条 無線測位業務

第Ⅰ節 総則

第Ⅱ節 無線測位衛星業務に関する規定

第Ⅲ節 無線方位探知局

第Ⅳ節 無線標識局

第 29 条 電波天文業務

第Ⅰ節 総則

第Ⅱ節 電波天文業務の執るべき措置

第Ⅲ節 電波天文業務の保護

第 29A 条 地球観測に関する無線業務

第Ⅶ章 遭難通信及び安全通信

第 30 条 総則

第Ⅰ節 序文

第Ⅱ節 海上規定

第Ⅲ節 航空規定

第Ⅳ節 陸上移動規定

第 31 条 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）のための周波数

第Ⅰ節 通則

第Ⅱ節 救命浮機局

第Ⅲ節 聴守

第 32 条 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）のための運用手
続

第Ⅰ節 通則

第Ⅱ節 遭難警報

第Ⅲ節 遭難通信

第 33 条 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）における緊急通
信及び安全通信のための運用手続

第Ⅰ節 通則

第Ⅱ節 緊急通信

第Ⅲ節 衛生輸送体

第Ⅳ節 安全通信

第Ⅴ節 海上安全情報の送信

第Ⅵ節 船舶相互間の航行安全通信

第Ⅶ節 安全のためのその他の周波数の使用

第 34 条 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）における警報信
号

第Ⅰ節 非常用位置指示無線標識（EPIRB）及び衛星 EPIRB の信号

第Ⅱ節 デジタル選択呼出し

第Ⅷ章 航空業務

第 35 条 序文

第 36 条 局の責任者の権限

第 37 条 通信士の証明書

第Ⅰ節 総則

第Ⅱ節 証明書の等級及び種類

第Ⅲ節 通信士の証明書の発給の条件

第 38 条 職員

第 39 条 局の検査

第 40 条 局の執務時間

第 41 条 海上業務を行う局との通信

第 42 条 局が遵守する条件

第 43 条 周波数の使用に関する特別条件

第 44 条 通信の優先順位

第 45 条 一般的な通信手続

第Ⅸ章 海上業務

第 46 条 指揮者の権限

第 47 条 無線通信士証明書

第Ⅰ節 総則

第Ⅱ節 無線通信士証明書の種類

第Ⅲ節 証明書の発給のための条件

第 48 条 職員

第Ⅰ節 海岸局及び海岸地球局の職員

第Ⅱ節 船舶局及び船舶地球局の職員の等級及び最小限の員数

第 49 条 局の検査

第 50 条 局の執務時間

第 51 条 海上業務で遵守する条件

第Ⅰ節 海上移動業務

第Ⅱ節 海上移動衛星業務

第Ⅲ節 海上移動業務及び海上移動衛星業務の局と通信する航空機上の局

第 52 条 周波数の使用に関する特別規定

第Ⅰ節 総則

第Ⅱ節 (未使用)

第Ⅲ節 狭帯域直接印刷電信のための周波数の使用

第Ⅳ節 デジタル選択呼出しのための周波数の使用

第Ⅴ節 広帯域電信、ファクシミリ、特別の電送方式及び海洋学データ電送のための周波数の使用

第Ⅵ節 無線電話のための周波数の使用

第Ⅶ節 データ伝送のための周波数の使用

第 53 条 通信の優先順位

第 54 条 選択呼出し

第 55 条 モールス電信

第 56 条 狭帯域直接印刷電信

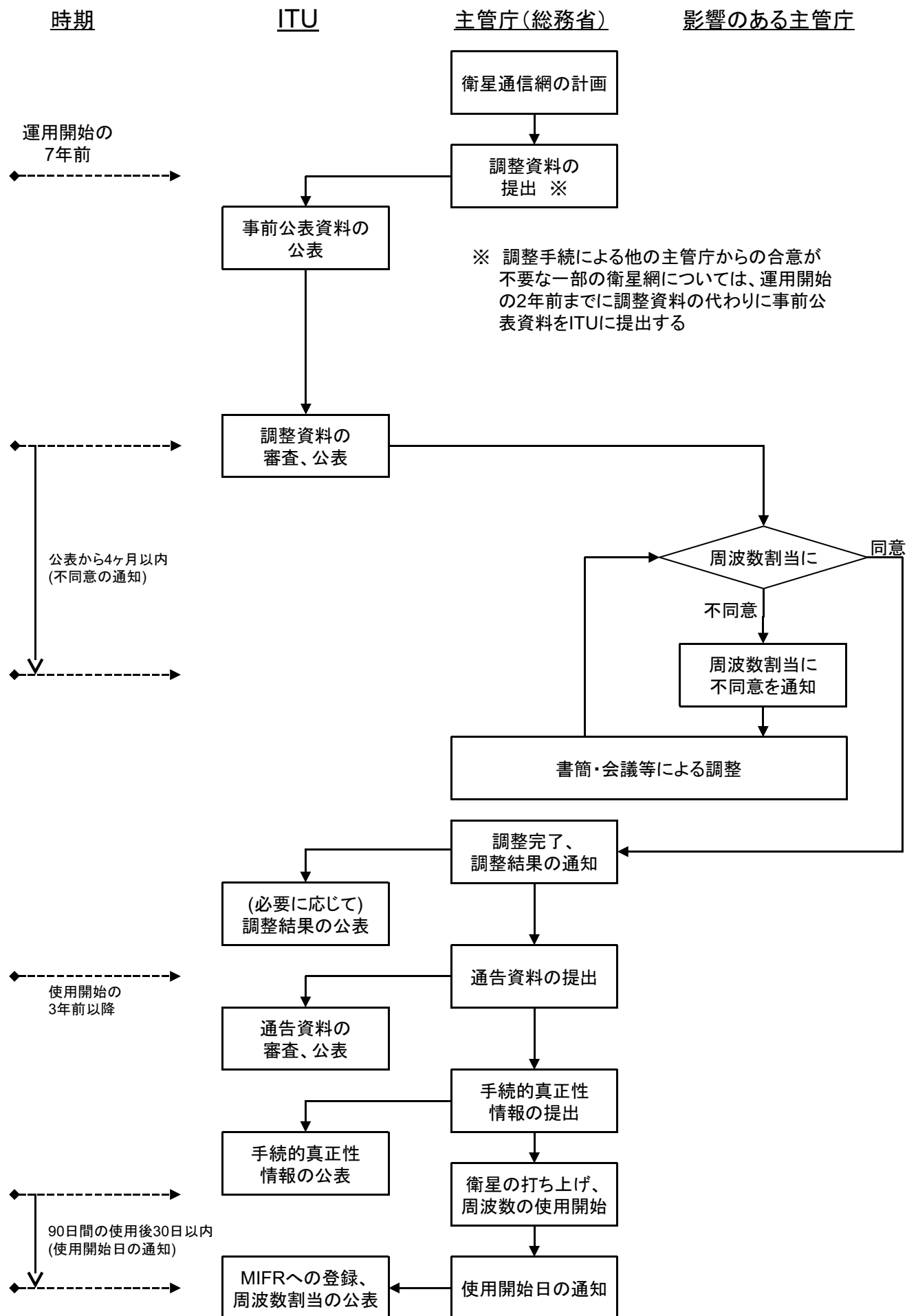
第 57 条 無線電話

第 58 条 海上無線通信のための料金及び計算

第Ⅹ章 無線通信規則の発効に関する規定

第 59 条 無線通信規則の発効及び暫定的適用

3.1.6 宇宙通信関係の周波数調整の流れ



3.2 無線通信総会（RA）とは

(RA: Radiocommunication Assembly)

RA は、主として以下の事項を審議するため 3～4 年に 1 回、最近は WRC の直前 1 週間に開催されることが慣例となっている。

- (1) ITU-R 勧告 (Recommendation) の承認 （特別の理由により RA に持ち込まれたもの）
- (2) 次会期研究課題 (Question) の承認
- (3) ITU-R の作業に関する基本ルールを定めた決議 (ITU-R Resolution) の審議及び承認
- (4) 研究委員会 (SG : Study Group) の構成に関する審議
- (5) 研究委員会等の議長、副議長の指名

無線通信総会開催規模の変遷

会議名称	RA-2000	RA-03	RA-07	RA-12	RA-15
開催年 (年)	2000	2003	2007	2012	2015
参加国 (か国)	79	85	98	102	96
概参加人数 (人)	415	409	519	526	436

無線通信総会(RA-15)会合報告

総務省 情報通信国際戦略局 通信規格課 国際情報分析官

なる せ ゆ き
成瀬 由紀

1. はじめに

2015年10月26日から30日まで、ITU無線通信部門（ITU-R）の総会である無線通信総会（RA：Radiocommunication Assembly）が、スイス・ジュネーブ国際会議場において開催された。RAは、3～4年ごとに開催され、(1) ITU-Rの研究委員会（SG）から提出された勧告案の承認、(2) SG等から提出された決議案の承認、(3) 次期研究会期における研究課題の承認、(4) SG等議長・副議長の任命が行われる。

RA-15には、96か国の情報通信関係省庁、電気通信事業者、メーカーなど436名が参加した。また、日本からは、総務省富永官房総括審議官を団長に、電気通信事業者を始め30名が参加した。

本会合に先立ち、我が国では、2015年9月28日に情報通信審議会情報通信技術分科会ITU部会において、諮問第1号「国際電気通信連合無線通信総会への対処について」に対する答申が行われ、RA-15では、これに基づき対処が行われた。

2. RAの構成

初日の開会式において、全体会合の議長に我が国の橋本明氏（NTTドコモ）が任命された。これは、橋本氏の長年に渡るITU-Rへの貢献、特に直近2会期のSG5議長としての功績をたたえる意味があり、我が国としても名誉な

ことであった。また、過去のRAと同様に第1から第5委員会（COM）が設置され、各COMの議長・副議長が任命された（表1）。

3. 勧告の承認

SGによる勧告承認が可能となっているため、RAで審議する勧告は限られている。前研究会期(2012～2015年)は、各SGで合計265件（新規及び改訂）の勧告を審議・承認した。RA-15では、SGで合意に至らなかった7件を審議した結果、4件の新規勧告、3件の改訂勧告を承認した（表2）。

主な勧告の概要は以下のとおり。

3.1 AMS (R) S（航空移動衛星 (R) 業務）の周波数要求量に関する新規勧告（M.2091）

衛星を用いた航空管制業務の安定的な提供に資するため、本業務のために必要な周波数幅の計算手法について規定するもの。（これまでは計算手法についての規定がなかったため、計算手法自体も周波数調整において議論の対象となっていた。）

3.2 VHF海上通信における新たなデータ通信方式（VDES）に関する新規勧告（M.2092）

VHF帯の周波数の電波を用いて船舶の運航に関する通信（船舶のメンテナンス情報や積荷等の情報）を行うため、

■表1. RAの構成

会合名	議長	内容
全体会合	橋本明氏 (日本・NTTドコモ)	RAにおいて行われる報告の最終確認及び審議事項に関する意志決定。
第1委員会 (COM1)	橋本明氏 (日本・NTTドコモ)	会議運営 会合の開催回数及びスケジュールを計画。
第2委員会 (COM2)	Mr. D. Obam (ケニア)	予算管理 総会期間中の支出の会計の審査及び承認、総会の決定事項の実施に伴う費用の見積もり等。
第3委員会 (COM3)	Mr. C. Rissone (フランス)	編集 RAの決議及び決定を全体会合に提出するにあたり、その意味を変えることなく調整。
第4委員会 (COM4)	Dr. S. Y. Pastukh (ロシア)	SGの構成及び作業計画 研究委員会（SG）の構成及び作業計画の審議、並びに必要があれば研究課題の一覧の修正。関連するITU-R決議の改訂若しくは新規決議案の提案。
第5委員会 (COM5)	Mr. C. Hofer (米国)	RA及びSGの作業方法 RA及びSGに適した作業方法を採用する。関連するITU-R決議の改訂若しくは新規決議案の提案。

■表2. RA-15にて承認された勧告一覧

	勧告番号	勧告名	審議結果
SG3	P.834-7	対流圏屈折が電波伝搬に与える影響	改訂
SG4	M.2091-0 [AMS(R)S.METHODOLOGY]	1 545-1 555MHz (space-to-Earth) 及び1 646.5-1 656.5MHz (Earth-to-space) GHz帯におけるRR44条の優先カテゴリー 1から6に関連するAMS(R)Sの周波数要求量の計算方法	新規
SG5	M.541-10	海上移動業務におけるデジタル選択呼出装置を使用するための運用手順	改訂
SG5	M.1036-5	無線通信規則 (RR) におけるIMTに特定された周波数帯のIMT地上コンポーネント導入のための周波数配置	改訂
SG5	M.2090-0 [BSMS700]	第1地域の470-694MHz以下の既存サービス保護に必要な、694-790MHz帯IMT移動局の不要発射制限	新規
SG5	M.2089-0 [AMS-CHAR-15GHZ]	14.5-15.35GHzの周波数帯における航空移動業務システムのための技術特性及び保護基準	新規
SG5	M.2092-0 [VDES]	VHF海上移動帯におけるVHFデータ通信システムの技術特性	新規

船舶の安全運航に関する通信（航路情報、到着予定時刻等）に使用されているAIS（船舶自動識別装置）技術を用いた新たなデータ通信方式であるVDES（VHF Data Exchange System）の技術特性を定めたもの。

4. 決議の承認

6件の新規決議、30件の改訂決議、5件の決議削除が承認された（表3）。主な決議の概要は以下のとおり。

4.1 決議1ー6「無線通信総会、無線通信研究委員会及び無線通信アドバイザリグループの作業方法」の改訂

組織（RA、SG、RAG）ごとの機能・目的を明確にするとともに、文書の種類（決議、勧告、レポートなど）ごとに定義、策定、承認、改訂、削除の要件を明確にするための、決議の章立ての見直しや内容の修正が、無線通信アドバイザリグループ（RAG）で検討されてきた。主としてその結果を受けての改訂が行われた。

4.2 2020年以降のIMT（International Mobile Telecommunications）の将来開発プロセスに関する原則に関する新規決議（決議65）

2020年以降のIMT（第5世代移動通信システム（5G）とそれ以降）の無線インタフェース勧告等の将来開発プロセスに関する原則（開発作業、進め方等に関するもの）について規定するもの。

4.3 IoT（Internet of Things）の発展のためのワイヤレスシステムとアプリケーションに関する新規決議（決議66）

IoTのための無線ネットワークやシステムについて研究す

るために、ITU-T SG20やその他の標準化団体との協力や協調を実施すること等について規定するもの。

4.4 世界無線通信会議（WRC）の準備会合に関する決議2の改訂及び規則／手続事項の研究に関する決議38の削除

WRCの準備の一環として、規則／手続問題に関する事項を取り扱うために設置されていた特別委員会（SC：Special Committee）について、独立の委員会ではなくWRCの準備会合であるCPM（Conference Preparatory Meeting）の一部とすることを決定し、決議2の改訂及び決議38の削除を承認した。

5. 研究課題案の承認

RA-15では、SG構成（決議4）については提案がなかったため議論されずそのまま維持され、次期研究会期（2016年～2019年）における各SGの研究課題計200件を承認した。主な研究課題の概要は以下のとおり。

5.1 地上系IMTの更なる開発に関する研究課題

衛星系を除く地上系IMTについて、更なる高度化のための技術・運用上の課題や特性、周波数の効率的な利用と最適な周波数配置、新たなアプリケーション、端末の国際的流通等について研究する。

5.2 UHDTV（Ultra High Definition Television）衛星放送システムに関する研究課題

UHDTV衛星放送について、最新技術動向を考慮しつつ、大容量伝送を可能とする伝送方式や降雨減衰対策について研究する。

■表3. ITU-R決議

決議番号	表題	審議結果
R1-7	無線通信総会、無線通信研究委員会及び無線通信アドバイザリグループの作業方法	改訂
R2-7	会議準備会合	改訂
R4-7	無線通信研究委員会の構成	改訂
R5-7	各研究委員会の作業プログラム	改訂
R6-2	ITU電気通信標準化部門との連絡及び協力	改訂
R7-3	ITU電気通信開発部門との連絡及び協力を含めた電気通信の開発	改訂
R8-2	開発途上国の電波伝搬の研究及び測定計画	改訂
R9-4	他の関連機関、特にISO及びIECとの連携及び協力	改訂
R11-5	開発途上国のためのスペクトル管理システムの開発	改訂
R12-1	無線通信業務の発展のためのハンドブック及び特別出版物	
R15-6	無線通信研究委員会の議長職及び副議長職の任命及び任期	改訂
R17-4	IMT（IMT-2000及びIMT-Advanced）と既存ネットワークとの統合	削除
R19-4	ITU-R文書の普及	改訂
R22-4	国内無線スペクトラム管理業務と技術の改良	改訂
R23-3	国際監視システムの世界規模への拡大	改訂
R25-3	電波伝搬推定のためのコンピュータプログラムと関連の参考数値データ	
R28-2	標準周波数	
R33-3	専門用語集の準備	削除
R34-4	用語及び定義の準備のためのガイドライン	改訂
R35-4	用語及び定義を対象とする語彙に関する活動方法	改訂
R36-4	語彙に関する調整	改訂
R37	システム設計とサービス計画のための電波伝搬研究	
R38-4	規則／手続き事項の研究	削除
R40-4	地形の高さ及び状況に関する世界的データベース	改訂
R43-1	アソシエイツの権利	改訂
R47-2	IMT-2000のための衛星無線伝送技術の将来提案	
R48-2	無線通信研究委員会の活動における地域プレゼンスの強化	改訂
R50-3	継続しているIMT-2000の開発における無線通信部門の役割	改訂
R52-1	無線通信アドバイザリグループ（RAG）に与えられた次会合までの活動に関する権限	改訂
R53-1	災害へのレスポンス及び救援における無線通信の利用	削除
R54-2	短距離無線通信機器（SRDs）の協調に向けた研究	改訂
R55-2	ITUの災害予知、検知、被害低減、救援に関する研究	改訂
R56-2	IMT（International Mobile Telecommunications）の名称	改訂
R57-2	IMT-Advancedの開発のプロセスに関する基本原則	改訂
R58-1	コグニティブ無線の利用と導入に関する研究	改訂
R59-1	地上ニュース収集システム（ENG）の使用の世界的/地域的調和のための周波数帯/同調範囲の利用可能性及び条件に関する研究	改訂
R60-1	環境保護のためのエネルギー消費削減及びICT/無線通信技術及びシステムの利用による気候変動の緩和	改訂
R61-1	世界情報社会サミット（WSIS）の成果実行におけるITU-Rの貢献	改訂
R62-1	ITU-R勧告への適合性と無線通信装置・システムの相互接続性のための試験に関する研究	改訂
R63	学会、大学、研究機関のITU-Rの活動に参加するための加盟	削除
R64	オーソライズされていないサービス提供を防止するためのガイドライン	新規
R65	2020年以降のIMTの将来開発プロセスに関する原則	新規
R66	IoTの開発のための無線システムとアプリケーションに関する研究	新規
R67	障害者及び特定のニーズがある人々のための通信及びICTへのアクセシビリティ	新規
R68	ナノ衛星・ピコ衛星を含む小型衛星の規制手続に関する知識の普及の改善	新規
R69	発展途上国における衛星による国際公衆通信の開発と配備	新規

（決議番号は、RA-15の結果を反映したもの）

6. SG議長・副議長等の任命

ITU-RのSG等の議長・副議長の選出に当たっては、RAの作業方法について規定しているITU-R決議1で、RAにおいて代表団長が役職者指名に関する提案を作成しRAが任命するとされている。また、議長・副議長の任命と任期について規定しているITU-R決議15の付属書1で、BR局長が各メンバ、セクタメンバに候補者の推薦を要請するとされている。

議長については、特に複数の推薦があったSG5、CPM、SCについて、RA-15開催中に調整が行われた（ただし、SCについては廃止となった）。副議長については、多数の推薦があったが結果的に全員が任命された。我が国から推薦していた以下の3名の候補者については、高い専門性とこれまでの実績が認められ、全員が次期研究会期の議長及び副議長に任命された。

SG6（放送業務）議長 西田 幸博（NHK）1期目

SG4（衛星業務）副議長 河合 宣行（KDDI）2期目

SG5（地上業務）副議長 新 博行（NTTドコモ）1期目

7. おわりに

ITU-Rは、新たな研究会期（2016年～2019年）を迎え、今後、RA-15で合意されたIMT-2020（5G）の無線インタフェース標準化をはじめとする数多くの重要な標準化作業を計画するとともに、WRC-19（2019年世界無線通信会議）の議論に向けたCPM（WRC準備会合）のレポート作成作業を開始することとしている。

前述のとおり、今研究会期におけるITU-R SG役職者として我が国から合計3名（議長1名、副議長2名）が選出されたが、これは、我が国のITU-Rの活動に対するこれまでの地道な貢献が諸外国から高く評価された結果と言える。我が国としては、RA-15において選出された役職者を中心に我が国のプレゼンスを一層向上させ、ITU-Rにおける国際標準化議論を主導することにより、我が国のワイヤレス産業の国際競争力強化に資するような成果が得られるよう、官民で連携して引き続きITU-Rの活動に積極的に貢献していく。

最後に、今回日本代表団として会合に御出席いただいた方々、会合に向けて対処方針の策定や準備会合はもちろん非公式な調整も含めた事前の対応に御尽力いただいた関係各位の多大な御協力、御尽力に、この場をお借りして深くお礼申し上げます。

（2015年12月15日 ITU-R研究会より）

■表4. 次期研究会期における各研究委員会の議長・副議長

氏名	所属	氏名	所属	氏名	所属	氏名	所属
Study Group 1（周波数管理）		Study Group 4（衛星業務）（続き）		Study Group 6（放送業務）		CCV（用語の調整委員会）	
議長	Mr S.Y. Pastukh ロシア	副議長	Mrs S. Contreras フランス	議長	西田 幸博氏 (NHK) 日本	議長	Mr Ch. Rissone フランス
副議長	Mr J.A. Al Mahruqi オマーン		Mr A. Darvishi イラン	副議長	Dr M. Abdulrahman Ogero Telecom	副議長	Mr C. Menéndez Argüelles スペイン
	Dr E. Azzouz エジプト		Ms S. Hasanova アゼルバイジャン		Mr A.S. Al Araiimi オマーン		Mr V.M. Minkin ロシア
	Mr R. Chang 中国		河合 宣行氏 (KDDI) 日本		Mr R. Bunch 豪州		Mr P. Najarian 米国
	Mr L. Kibet Boruett ケニア		Mr J. Masciotra アルゼンチン		Mr C. Dosch ドイツ		Mr M.I.A. Sadeq カタール
	Mr T.H. Le ベトナム		Ms E. Neasmith カナダ		Ms A.E. Faria e Silva ブラジル		Mr C. Xie 中国
	Dr I.-K. Lee 韓国		Mr S.-K. Park 韓国		Mr R. Kapoor インド		Mr G. Yayi ベナン
	Mr A. Ndiaye セネガル		Mr V.V. Singh インド		Mr A. Kesse コートジボアール	CPM（会議準備会合）	
	Mr A. Oshadami ナイジェリア		Mr M. Soliman エジプト		Mr A.J. Kisaka タンザニア	議長	Mr K. Al-Awadi UAE
	Mr S.M.G. Ouedraogoブルキナファソ		Ms S.V. Tereshchenko ロシア		Mr A.V. Lashkevich ロシア	副議長	Mr M.A.O. Al Badi オマーン
	Dr G. Owen オランダ	Study Group 5（地上業務）			Mr A.H. Nafez イラン		Ms C. Beaumier カナダ
	Dr A. Scotti イタリア	議長	Mr M. Fenton 英国		Mr K. Niane セネガル		Mr X. Gao 中国
	Mr S. Singh インド	副議長	Mr E.H. Abdouramane カメルーン		Dr W. Sami EBU		Mr V. Goel インド
	Ms B. Sykes 米国		Mr S. Al-Balooshi UAE		Dr P. Zaccarian イタリア		Mr A. Kühn ドイツ
	Mr R. Trautmann ドイツ		新 博行氏 (NTTドコモ) 日本		Mr Q. Zeng 中国		Dr H.-S. Seong 韓国
Study Group 3（電波伝搬）			Mr H.L. Bui ベトナム	Study Group 7（科学業務）			Mr T. Shafiee イラン
議長	Mrs C.D. Wilson 豪州		Mr A.S. Calinciuc ルーマニア	議長	Mr J. Zuzek 米国		Mr A.V. Vassiliev ロシア
副議長	Ms C. Allen 英国		Mr J.M. Cattaneo アルゼンチン	副議長	Mr A. Amin UAE	RAG（無線通信アドバイザーグループ）	
	Mr R. Bansal インド		Mr A. Kadayar インド		Mr O.T. Anyaeji ナイジェリア	議長	Mr D. Obam ケニア
	Mr A. Belkadir モロッコ		Dr H. Mazar ATDI		Mr B. Dudhia 英国	副議長	Mr M. Abdelhafiz スーダン
	Mr L. Castanet フランス		Mr B. Mbaye セネガル		Mr M.A. Haseeb エジプト		Ms A.D.C. Cisneros アルゼンチン
	Mr S. Kone コートジボアール		Mr F.I. Onah ナイジェリア		Mr Z. Liu 中国		Dr Eng. P.V. Giudici パチカン
	Mr M. Omer スーダン		Mr G. Osinga オランダ		Mr R.R. Nurshabekov カザフスタン		Dr P. Major ハンガリー
	Mr S.I. Starchenko ロシア		Dr B. Patten 米国		Mr J. Pla フランス		Mr A. Nalbandian アルメニア
	Mr Z. Zhao 中国		Mr V. Poskakukhin ロシア		Mr I.V. Zheitonogov ロシア		Mr A. Nwaulune ナイジェリア
Study Group 4（衛星業務）			Mr D. Sanou ブルキナファソ				Dr K.-J. Wee 韓国
議長	Mr C. Hofer ViaSat,Inc		Mr W.M. Sayed エジプト				
副議長	Ms D. Abdalla スーダン		Prof Dr. S. Shavgulidze ジョージア				
	Mr R. Alhamad サウジアラビア		Ms. Cindy Cook カナダ				
	Mr T. Ashong ガーナ						
	Mr K. Bini コートジボアール						
	Mr M. Bodia セネガル						

ITU-R RA-12会合報告

総務省 情報通信国際戦略局 通信規格課

1. はじめに

2012年1月16日（月）から20日（金）まで、ITU無線通信部門（ITU-R）の総会である無線通信総会（RA：Radio-communication Assembly）が、スイス・ジュネーブ国際会議場において開催された。

RAは、3～4年ごとに開催され、無線通信の方式や共用条件などに関する勧告、作業方法などに関する決議、及び次期研究会期の研究課題が審議されるとともに、次期研究会期の研究委員会（SG）の議長・副議長が任命される。RA-12には、102か国の情報通信関係省庁、電気通信事業者、メーカー等から526名が参加した。また、我が国からは、総務省久保田官房総括審議官を団長に、総務省、電気通信事業者をはじめ28名が参加した。

本会合に先立ち、我が国では2011年12月14日に情報通信審議会情報通信技術分科会 ITU部会において、諮問第1号「国際電気通信連合無線通信総会への対処について」に対する一部答申が行われ、RA-12では、この一部答申に基づき対処が行われた。



写真1. 会合の様子

2. RAの構成

初日の開会式において、全体会合の議長にMr. Alain Jamieson（ニュージーランド）が任命された。続いて開催された第1回全体会合では、委員会（COM）の構成について合意され、各COMの議長・副議長が任命された。また、COM4及びCOM5の下には、三つの作業部会（WG）が設置された。我が国からは、COM5副議長に阿部宗男氏（三菱電機）、WG4A議長に橋本明氏（NTTドコモ）が任命された。

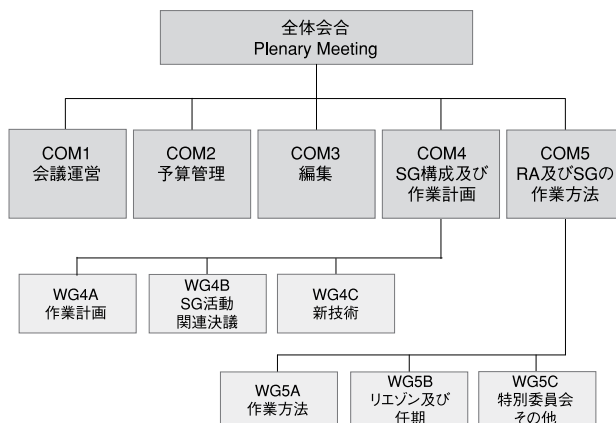


図1. RAの構成

3. 勧告の承認

3件の新勧告と1件の改訂勧告が承認され、1件の改訂勧告案がSGに差し戻された。主な審議結果は、以下のとおりである。

3.1 第4世代移動通信システム（IMT-Advanced）の詳細無線インタフェースに関する新勧告

本勧告は、1Gbpsの高速通信を実現する第4世代移動通信システムの無線インタフェースを定めるものであり、日本・欧州等の技術に基づく3GPP仕様を基本とした「LTE-Advanced」及び米国IEEE仕様を基本とした「WirelessMAN-Advanced」の二つの方式が採用されている。我が国がSG5（地上業務）において検討に積極的に貢献してきた勧告である。

第2回全体会合において、SG5の橋本明議長から本勧告案が説明され、意見なく承認された。本勧告は今研究会期の

表1. 勧告に関する審議結果

勧告番号	勧告名	区分	審議結果
M.[IMT.RSPEC]	IMT-Advancedの詳細無線インタフェース	新規	承認
M.[CHARLIE]	1GHz周辺で運用する非ICAO航空無線航法システムの技術特性及び保護基準	新規	承認
M.585-5	海上移動業務における識別の割当て及び使用	改訂	承認
F.[HAPS GATEWAY]	5850-7075Hz帯における高高度プラットフォーム（HAPS）の固定サービスリンクから既存固定無線システムへの干渉の評価に関する勧告案	新規	承認
TF.460-6	標準周波数及び時間信号の発射	改訂	SG7へ差戻し

ITU-Rの最も大きな成果の一つであり、閉会式では、Jamieson議長から、関係者の多大な努力がITUに新たなマイルストーンをもたらしたことが称えられた。

3.2 「うるう秒」による調整の廃止に関する改訂勧告案の差戻し

原子時計に基づく協定世界時は、地球の自転に基づく世界時との時間差を±0.9秒以内に保つために、数年に1回程度「うるう秒」を挿入して調整が行われている。しかし、「うるう秒」を挿入する際に、タイムスタンプや情報通信ネットワークの時刻同期など協定世界時に基づき秒単位で稼働しているシステムに技術的問題が発生するおそれがある。本改訂勧告案は、SG7（科学業務）における研究結果に基づき、RAに引き続き開催されるWRCによる承認から5年後の1月1日に「うるう秒」を廃止することを提案している。我が国は、情報システムの安定的運用のため、本改訂勧告案を基本的に支持する立場で審議に臨んだ。

第3回全体会合の審議では、米国、フランス、日本などが改訂を支持する一方、英国、カナダ、中国などは、現在のうるう秒の挿入で問題なく運用できており、廃止は時期尚早であるなどと主張して改訂に反対した。また、ロシア、ナイジェリア（アフリカ代表として）、アラブ首長国連邦（アラブ代表として）などからは、本件について更に情報が必要との発言があった。その結果、改訂勧告案は、SG7に差し戻して研究を継続するとともに、より多くの国や機関の検討への参加を促進するため、WRC-12において、研究結果の影響の検討がWRCの将来の課題の一つとして検討されることになった（WRC-12において、WRC-15の議題とすることで合意）。

4. 決議の承認

6件の新決議、26件の改訂決議、1件の決議の削除が承認された。主な審議結果は、以下のとおりである。

4.1 コグニティブ無線システムの導入に向けた研究に関する新決議

コグニティブ無線システム（CRS）は、端末や基地局等が周囲の電波状況をチェックし、その状況に応じて、周波数や通信方式を変え通信を行う技術である。

RA-12では、CEPT（欧州地域）、APT（アジア太平洋地域）、米国、CITEL（米州地域）からCRSの研究を促進する決議案が inputs され、WG4C、COM4及び全体会合を経て新決議として承認された。本決議が新たに作成されたことにより、今後ITU-Rにおいて周波数の効率利用に資するCRSについての研究が一層進むことが期待される。

4.2 温室効果ガス削減のための無線通信デバイスの電力消費削減に関する新決議

SG6（放送業務）、CEPT、RCC（東欧地域）、米国から、無線通信業務によって放出される温室効果ガスの削減に寄与するために、無線システム／アプリケーションの省エネルギー策の研究を求める新決議案が提案され、WG4C、COM4及び全体会合の審議の後、承認された。今後、ITU-T及びITU-Dと連携して電力消費削減に関する取組が進められることが期待される。

4.3 決議1（SGにおける作業方法）の改訂

決議1については、SGにおける研究を効率的に実施するため、規定の明確化や変更の提案が多数 inputs され、WG5Aにおいて審議が行われた。

SGでは近年、研究課題以外の研究ニーズに柔軟に対応する必要性が高まっている。そのため、米国、欧州などから研究課題に基づかない研究の取扱いに関する提案が行われ、研究課題以外のトピックについても研究を行い、勧告を策定できることがより明確化された。

また、現行の決議1には、勧告の採択と承認を2段階で行う手続とそれらを同時に行う手続があるが、今回の審議では、欧州から同時採択承認手続を奨励する提案が出された。さらに、その投票期間を3か月から2か月に短縮することが米国から提案され、いずれも合意された。他方、採択承認に反対する場合は、反対理由を明確にしなくてはならないとする規定が追加された。

今回の改訂により、作業の柔軟化・迅速化が可能になる一方、各国には、勧告案への反対理由の明確化など責任ある対応が求められるようになった。

4.4 決議15（SG議長・副議長の任命及び任期）の改訂

決議15には、SG議長・副議長に求められる要件や推薦手続などが定められている。今回の審議では、前回の全権委員会議（PP-10）の決議166で求められた副議長の人数の最適化、地理的バランス、ジェンダーバランスの要件を決議15に

どのように反映するかが焦点となった。我が国としては、それらの要件に加え、副議長の専門性のバランスにも考慮が必要との姿勢で審議に臨んだ。アラブ首長国連邦からは、セクタメンバによる候補者の推薦には主管庁の事前承認を必要とするとの規定が提案され、これについても議論が行われた。

WG5B、COM5、全体会合を通じて議論された結果、副議長の任命に当たっては決議166に従い、地域バランス、ジェンダーバランス、専門性を考慮するとして付属書が策定された。

表2. 決議に関する審議結果

決議番号	決議名	審議結果
R1-6	無線通信総会、無線通信研究委員会及び無線通信アドバイザリグループの作業方法	改訂
R2-6	会議準備会合	改訂
R4-6	無線通信研究委員会の構成	改訂
R5-6	各研究委員会の作業プログラム	改訂
R6-1	ITU電気通信標準化部門との連絡及び協力	変更なし
R7-2	ITU電気通信開発部門との連絡及び協力を含めた電気通信の開発	改訂
R8-1	開発途上国の電波伝搬の研究及び測定計画	変更なし
R9-4	他の関連機関、特にISO及びIECとの連携及び協力	改訂
R11-4	開発途上国のためのスペクトル管理システムの開発	変更なし
R12-1	無線通信業務の発展のためのハンドブック及び特別出版物	変更なし
R15-5	無線通信研究委員会の議長職及び副議長職の任命及び任期	改訂
R17-4	IMT（IMT-2000及びIMT-Advanced）と既存ネットワークとの統合	改訂
R19-3	ITU-R文書の普及	改訂
R22-3	国内無線スペクトラム管理業務と技術の改良	改訂
R23-2	国際監視システムの世界規模への拡大	改訂
R25-3	電波伝搬推定のためのコンピュータプログラムと関連の参考数値データ	改訂
R28-2	標準周波数	改訂
R33-3	専門用語集の準備	改訂
R34-3	用語及び定義の準備のためのガイドライン	改訂
R35-3	用語及び定義を対象とする語彙に関する活動方法	改訂
R36-3	語彙に関する調整	改訂
R37	システム設計とサービス計画のための電波伝搬研究	変更なし
R38-4	規則／手続事項の研究	改訂
R40-3	地形の高さ及び状況に関する世界的データベース	改訂
R43	アソシエイトの権利	変更なし
R45-1	勧告承認の代替手続の適用	削除
R47-2	IMT-2000のための衛星無線伝送技術の将来提案	改訂
R48-1	無線通信研究委員会の活動における地域プレゼンスの強化	変更なし
R50-2	継続しているIMT-2000の開発における無線通信部門の役割	改訂
R52	無線通信アドバイザリグループ（RAG）に与えられた次会合までの活動に関する権限	変更なし
R53-1	災害へのレスポンス及び救援における無線通信の利用	改訂
R54-1	短距離無線通信機器（SRDs）の協調に向けた研究	改訂
R55-1	ITUの災害予知、検知、被害低減、救援に関する研究	改訂
R56-1	IMT（International Mobile Telecommunications）の名称	改訂
R57-1	IMT-Advancedの開発のプロセスに関する基本原則	改訂
R58	コグニティブ無線の利用と導入に関する研究	新規
R59	地上ニュース収集システム（ENG）の使用の世界的・地域的調和のための周波数帯・同調範囲の利用可能性及び条件に関する研究	新規
R60	環境保護のためのエネルギー消費削減及びICT/無線通信技術及びシステムの利用による気候変動の緩和	新規
R61	世界情報社会サミット（WSIS）の成果実行におけるITU-Rの貢献	新規
R62	ITU-R勧告への適合性と無線通信装置・システムの相互接続性のための試験に関する研究	新規
R63	学会、大学、研究機関のITU-Rの活動に参加するための加盟	新規

（決議番号は、RA-12の結果を反映したもの）

	氏 名	国
Study Group 1 (周波数管理)		
議長	Dr S.Y.Pastukh	ロシア
副議長	Mr N.Al-Rashedi	アラブ首長国連邦
	Dr E.Azzouz	エジプト
	Mr R.Chang	中国
	Mr C.Elangmane	ガボン
	Mr R.G.Souza	ブラジル
	Mrs L.Jeanty	オランダ
	Mr L.K.Boruet	ケニア
	Dr H.Mazar	イスラエル
	Mr V.V.Singh	インド
	Mr D.Sward	カナダ
	Mr R.Trautmann	ドイツ
Study Group 3 (電波伝搬)		
議長	Mr B.A.Rastburg	欧州宇宙機関
副議長	Mr S.Al-Masabi	アラブ首長国連邦
	Mr F.Y.N.Daudu	ナイジェリア
	Mr S.Kone	コートジボワール
	Mr L.Olson	米国
	Ms M.Pontes	ブラジル
	Dr S.I.Starchenko	ロシア
	Mrs C.D.Wilson	豪州
	Mr H.Zhu	中国
Study Group 4 (衛星業務)		
議長	Mr C.Hofer	米国
副議長	Mr O.Baiye	ナイジェリア
	Mr K.Bini	コートジボワール
	Mr F.Valderrabano	メキシコ
	Mr A.Darvishi	イラン
	Mr X.Gao	中国
	河合宣行氏 (KDDI)	日本
	Ms E.Neasmith	カナダ
	Dr M.M.Simonov	ロシア
	Mr M.Soliman	エジプト
	Mr A.Vallet	フランス
Study Group 5 (地上業務)		
議長	橋本明氏 (NTTドコモ)	日本
副議長	Mr E.H.Abdouramane	カメルーン
	Mr A.Al-Amri	サウジアラビア
	Mr BuiHaLong	ベトナム
	Mr R.C.Alvarez	メキシコ
	Mr J.Costa	カナダ
	Mr M.Fenton	英国
	Mr A.I.Klyucharev	ロシア
	Mr G.Osinga	オランダ
	Mr W.M.Sayed	エジプト
	Mr I.K.Souare	ギニア
	Mr L.Sun	中国
Study Group 6 (放送業務)		
議長	Mr C.Dosch	ドイツ
副議長	Mr M.Ayoub	レバノン
	Mr A.O.Bolarinwa	ナイジェリア
	Mr R.Bunch	豪州
	Prof.O.V.Gofaizen	ウクライナ
	Ms C.Holiday	米国
	Mr A.Kesse	コートジボワール
	Dr K.-M.Kim	韓国
	Mr A.H.Nafez	イラン
	西田幸博氏 (NHK)	日本
	Mr M.Saad	アラブ首長国連邦
	Mr P.Zaccarian	イタリア
	Mr Q.Zeng	中国
Study Group 7 (科学業務)		
議長	Mr V.Meens	フランス
副議長	Dr A.Al-Araimi	オマーン
	Dr H.-S.Chung	韓国
	Mr U.K.Srivastava	インド
	Mr A.V.Vassiliev	ロシア
	Mr J.Zuzek	米国
CCV (用語の調整委員会)		
議長	Mr I.Hoballah	レバノン
副議長	Mrs A.L.Baudrier	フランス
	Mr V.M.Minkin	ロシア
	Mr P.Najarian	米国
	Mr J.Riesgo	スペイン
	Mr M.Sadiq	カタール
	Mr F.Xie	中国
RAG (無線通信アドバイザーグループ)		
議長	Dr B.Gwandu	ナイジェリア
副議長	Mr Y.Al-Balushi	オマーン
	Ms A.Allison	米国
	Mr H.M.Carril	アルゼンチン
	Dr Eng.P.V.Giudici	バチカン
	Dr P.Major	ハンガリー
	Mr A.Nalbandian	アルメニア
	Mr D.Obam	ケニア
	Dr H.-S.Seong	韓国
CPM (会議準備会合)		
議長	Mr A.Zourmba	カメルーン
副議長	Mr M.Al-Muthen	アラブ首長国連邦
	Mr G.Feldhake	米国
	Dr S.M.Sharma	インド
	Mr N.V.Varlamov	ロシア
	Dr K.-J.Weew	韓国
Special Committee (特別委員会)		
議長	Mr T.Shafiee	イラン
副議長	Mr N.BinHammad	アラブ首長国連邦
	Mr A.Kühn	ドイツ
	Mr R.J.S.Kushvaha	インド
	Mr S.Okouma	ガボン
	Mr R.R.López	メキシコ
	Dr I.V.Zheltonogov	ロシア
	Mr F.Zichy	米国

図 2. 次期研究会期のSG議長・副議長等

また、セクタメンバによる候補者の推薦に主管庁の事前承認を求めることには、候補者の推薦はセクタメンバの権利である、セクタメンバが国際機関の場合は実現困難であるといった意見が各国から相次ぎ、セクタメンバと主官庁とで事前協議を行うという表現で決着した。

5. 研究課題案の承認

次期研究会期における各SGの研究課題案223件が承認された。承認された研究課題の例は、以下のとおりである。

5.1 スーパーハイビジョンに関する研究課題

ハイビジョン放送よりも高い臨場感の実現方法、様々なアプリケーションとの調和、映像の制作・伝送・表示の基礎となる映像信号形式などの研究課題が承認された。

5.2 パワーグリッドマネジメントシステムに使用する無線/有線データ通信から既存無線通信への影響に関する研究課題

パワーグリッドマネジメントシステム（スマートグリッド）に使用する無線技術及び装置の特性、並びに当該システムから既存の無線通信に与える影響などの研究課題が引き続き承認された。

6. SG議長・副議長等の任命

今回のRAでは、過去に例のない多数の候補者が推薦されたことから、地域バランスに配慮し、候補者数を適正な数とするために、各地域において調整が行われた。我が国から推薦していた以下の3名の候補者については、高い専門性とこれまでの実績が認められ、全員が次期研究会期の議長及び副議長に任命された。

SG5（地上業務）議長 橋本明（NTTドコモ）2期目

SG4（衛星業務）副議長 河合宣行（KDDI）1期目

SG6（放送業務）副議長 西田幸博（NHK）2期目

7. おわりに

RA-12は、5日間という短い開催期間であったが、第4世代移動通信システムに関する勧告の承認、うるう秒の廃止に関する勧告案のSGへの差戻しなど重要な決定が行われ、世間からも高い注目を浴びた。我が国としても、各国と協調して審議に貢献するとともに、SG議長・副議長の候補者全員が任命される成果を挙げることができた。

このような結果が得られたのも、今回御出席いただいた日本代表団の方々や対処方針の策定に御尽力いただいた関係各位の御協力のたまものであり、この場をお借りして皆様に深くお礼申し上げる。今回の成果を踏まえ、ITU-Rにおける我が国の取組が一層活性化することを期待したい。

3.3 無線通信アドバイザリーグループ（RAG）とは

（RAG: Radiocommunication Advisory Group）

RAG の主要任務は、SG 作業方法の改善・見直し、SG 横断的に関わる事項等を議論し解決法を検討すること、無線通信局が所管する業務全般について無線通信局長へ助言（advice）を行うことなどである。

さらに ITU の他の Sector（電気通信標準化部門＝ITU-T、電気通信開発部門＝ITU-D）にもアドバイザリーグループに相当する組織（各々TSAG, TDAG と呼ばれる）があるため、RAG では他 Sector との調整を要する事項や Sector 間に跨る問題についての議論も行う。

RAG の議長・副議長（2015 年-2019 年会期）

	タイトルと所掌範囲	議長	副議長
RAG	RADIOCOMMUNICATION ADVISORY GROUP 無線通信アドバイザリーグループ <u>所掌範囲</u> 無線通信局長に対する助言	Mr. D. Obam(ケニア)	Dr. P. Major(スイス) Mr. A. Nalbandian(アルメニア) Mr. M. Abdelhafiz(スーダン) Ms. A. Cisneros(アルゼンチン) Dr. Eng. P. V. Giudici(バチカン市国) Mr. A. K. Nwaulune(ナイジェリア) Dr. Kyu-Jin Wee(韓国)

無線通信諮問委員会（RAG） 第23回会合結果概要

総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課 国際周波数政策室

こぎそ あやな
小木曾 彩菜



1. はじめに

無線通信諮問委員会（RAG：Radiocommunication Advisory Group）は、無線通信部門（ITU-R）における優先順位や戦略の検討、研究委員会（SG：Study Group）の活動の指針の策定、ITUの他部門との協力や調整の促進等を行い、無線通信局長（BR局長）に助言することを任務としている。

RAG 会合は通常年1回開催されており、今会合は、2016年5月10日～13日の4日間の日程でITU本部（スイス・ジュネーブ）において開催された。出席者は、34か国の主管庁、民間企業、ITU事務局から約100名であり、我が国からは、総務省、通信、放送事業者等の民間企業から5名が出席した。

以下に、主な議題に関する議論の概要について紹介する。

2. 2019年世界無線総会（RA-19）、世界無線通信会議（WRC-19）に向けた準備

2.1 WRC-19議題10にかかる寄書のWRCへの入力期限の早期化

WRCへの寄書の入力期限はWRCの2週間前とされているが、WRC-19議題10（次回、次々回のWRC議題に関する議題）にかかる提案は、検討に時間を要することから、寄書の入力期限をWRC-19の1か月前に早めるべきであるという提案が中国から行われた。無線通信局（BR）は、様々な会議において文書の入力期限は必ずしも守られていないのが現状であること、また中国の提案の背景は理解するものの、規則を改定しても必ずしも強制力はないことから、規則変更の効果に疑問を呈した。更に、WRC-19の議題10に関してのみ文書の提出期限を変更すると、必然的に他の議題の締め切り変更も検討する必要性が生じる可能性を懸念した。

上記の議論を経た結果、議長提案により、RAGは中国の提案を記録し、BRは参加国に寄書をできるだけ早く提出するよう促すこととなった。更に、早期提出を促すため、公式な期限は2週間前であるものの、議題10にかかる寄書提出時期の目安は1か月前が望ましいという文言を本RAG会合の報告に入れることで合意された。

2.2 CPM-2の開催期間の短縮

次回WRCに向けた会議準備会合（CPM：Conference Preparatory Meeting）は、WRC開催直後の第1回（CPM-1）及び次回WRCの約半年前の第2回（CPM-2）があり、開催期間はITU-R決議2-7において1週間～2週間とされている。これについて、参加者の移動日の負担を考慮し、CPM-2の期間は8日間とし、開始日を火曜日、最終日を開始日の翌週の木曜日とする案がフランスより提案された。審議の結果、各国の主管庁は今後引き続き本件の検討を行い、その結果を次回RAG会合で議論した上で、必要に応じてITU-R決議2（CPM関連）の修正案を含め再検討することで合意された。

2.3 BR局長のWRCに向けた報告書提出の早期化

WRCに提出されるBR局長報告書について、アメリカよりCPM-2までに同報告書の草案が提出されることを求める提案が行われた。提案の中で、BR局長報告書は各国政府や地域組織がWRCにおける審議に向けて効果的な準備ができることから大変有意義であるため、早期提出することで、より慎重に内容を精査することが望ましいとされた。一方、当該文書は分量も多く、作業に時間を要するため、早期提出は容易ではないという意見も出た。審議の結果、BRはBR局長報告書の構成を検討し、同報告書をCPM-2に間に合うように提出するよう努めることで合意した。

3. 無線通信規則（RR）の110周年記念

BR局長より、本年で110周年を迎える無線通信規則（RR）について、2016年12月にジュネーブで開催される世界無線通信セミナーに併せて、無線通信規則（RR）110周年記念式典を実施する計画が提案された。この記念式典において、IFRB及びRRBのこれまでのメンバーのITUへの功績を称えることや、ITU-Rの各種プロモーションを実施する予定であることも報告された。審議の結果、世界から多くの要人の参加が見込まれるセミナーに合わせ記念式典を執り行うことや宣伝活動を行うことは、ITU-Rの活動を充実させる上で非常に有益であるとされ、式典の準備が歓迎された。

4. ITU-R歴史情報ウェブページの創設提案

ロシアより、ITU-RとりわけSGのこれまでの活動に関する情報を広く伝えるために、ITU-R及びSGのウェブサイトには歴史情報のページを設置するよう提案が行われた。CCITTやITU-Tでは、SGにかかる情報を詳細にわたりウェブサイトに掲載しているため、ITU-Rにおいても活動の記録及びプレゼンス向上を促進することを目的とした提案である。審議の結果、本活動の有益性は認識された一方で、予算の制約やBRへの負担は最小限にならない点を確認され、主管庁によるボランティアベースで実施していくこととなった。

5. ITU-R運用計画案（2017-2020年）

BR局長より、ITU-R及び事務総局の2017-2020年の4か年運用計画が示された。ITU-Rの運用計画は、ITU条約第5条の87Aに従い、今後4年間を対象とし毎年作成されることとなっているものである。審議の結果、同文書と戦略計画におけるBRとITU-Rとの役割の混同があることが指摘され、ITU-Rの目的とBRの目的を区別するために案の一部を修正する等の調整を行った上で、運用計画案は承認された。

6. 持続可能な開発目標（SDGs）

国連で2015年9月に策定された持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）について、ITUが“One ITU”アプローチによりこれらの開発目標へ前向きかつ首尾一貫した対応をとれるように、ITUにおける各活動とSDGsのマッピングを実施した旨が報告され、ITU-Rの活動との対応関係について審議された。審議の結果、放送分野等によるSDGsへの貢献が加えられたほか、BR局長からは本件の継続的なアップデートの必要性が示され、各意見は整理した上で引き続き各国からの意見を募ることとされた。また、最終的には、TSAGやDAGでの検討結果と合わせて、ITUとしての共通見解をまとめた公式文書が作成される予定である旨が説明された。

7. 理事会検討事項（ITU文書へのアクセスポリシー）

現在、ITU理事会の財政及び人的資源に関するWGにおいて検討されている、ITU文書へのアクセスポリシーに関して、ITU-RのSGの文書の公開範囲について審議が行わ

れた。その結果、次の2つの意見が示され、RAGのサマリーレコードに記録することとされた。

- ・ワーキングパーティー（WP）やタスクグループ（TG）を含むSGにかかる全ての入出力文書を公開可能とすること。
- ・WPやTGレベルの文書は十分に議論がなされたものではないため、SGレベルの入出力文書のみ公開可能とすること。

8. BR 情報システム

8.1 衛星調整ファイリングの電子化プロジェクト

WRC-15にて決議された衛星ネットワークのファイリングの電子化についての計画案が示された。また、電子化にかかる検討を促進するため、フランスがラポートグループの設置を提案した。審議の結果、BRによる各種ソフトウェアの開発にかかる取組みについて歓迎されるとともに、ラポートグループの設置が決定し、議長にバレー氏（フランス）が就任することとなった。

8.2 無線通信規則（RR）ナビゲーションツール

BRからRAG-19により委嘱された無線通信局の情報システムの進行状況について、スケジュールどおり進行していることが報告された。WRC-15前にRRナビゲーションツールのテストバージョンが無償にて公開されたこと、更に正式版が2016年に完成する旨が報告され、当該ツールを有償とすべきか無償とするべきかについて議論が行われた。同ツールの開発・維持にはコストがかかることから、利用者がコストを負担するのは妥当であるとし有料化を支持する意見がある一方、このツールが全てのメンバーに有益であり、少なくともITUへの分担金を負担するメンバー（主管庁やセクターメンバーなど）の利用は無料とするべきであるという意見もあった。審議の結果、コストリカバリーのため100CHFの使用料を設定するとされたものの、無償とすることは主に開発途上国にとって有益であるため、その旨をサマリーレコードに記録することとされた。

9. 次回のRAG会合

次回RAG（第24回）会合は、2017年4月25日から27日の3日間実施することを希望するものの、ITUの他の会議日程及び作業の進行状況を勘案して決定することとされた。

3.4 研究委員会（SG）とは

（SG： Study Group）

ITU-R における研究委員会は、無線通信に固有の事項として ITU 条約により、以下に関する研究を行い、勧告等を作成することを任務とする。

- （1）地上無線通信、宇宙無線通信における周波数スペクトラムの使用
- （2）静止衛星軌道及び他の衛星軌道の使用
- （3）無線システムの特性と品質
- （4）無線局の運用
- （5）遭難・安全に関する無線通信的側面

また世界無線通信会議（WRC）の準備活動として、WRC 議題に関連する所要の研究を遂行し CPM Report の枠組みを作成することも任務とされている。

ITU-R Study Group の所掌事項、議長、副議長は無線通信総会で採択される決議 ITU-R 4 に記載されている。

3.4.1 研究委員会等の構成及び議長・副議長

決議 ITU-R 4-7: 無線通信研究委員会(用語調整委員会含む)の構成

2016 年 8 月現在

SG	タイトルと所掌範囲	議 長	副議長
SG1	SPECTRUM MANAGEMENT スペクトラム管理 <u>所掌範囲</u> スペクトラム管理原則及び。技術や共同利用の一般原則やスペクトラム監視やスペクトラム利用の長期戦略や国のスペクトラム管理の経済的手法や自動化技術及び電気通信開発部門と協力しての途上国の支援	Dr S. Pastukh(ロシア)	Dr. E. Azzouz(エジプト) Mr. R. Chang(中国) Mr. L. Kibet Boruett(ケニア) Mr. R. Trautmann(ドイツ) Mr. S. Singh(インド) Mr. J. Al Mahruqi(オマーン) Mr. T. Hoa Le(ベトナム) Dr. Il-Kyoo Lee(韓国) Mr. A. Ndiaye(セネガル) Mr. S. Abraham Oshadami(ナイジェリア) Mr. Sidi-Mohamed G. Ouedrago(ブルキナファソ) Dr. G. Owen(オランダ) Dr. A. Scotti(イタリア) Ms. B. Sykes(米国)
SG3	RADIOWAVE PROPAGATION 電波伝搬 <u>所掌範囲</u> 無線通信方式発展のための、電離媒体及び非電離媒体中における電波伝搬、並びに電波雑音特性	Mrs. C. Wilson(オーストラリア)	Mr. S. Kone(コートジボワール) Dr. S.I. Starchenko(ロシア) Mr. Z. Zhao(中国) Ms. C. Allen(英国) Mr. Seok-Hee Bae(韓国) Mr. R. Bansal(インド) Mr. A. Belkhadir(モロッコ) Mr. L. Castanet(フランス) Mr. M. Omer(スーダン)
SG4	SATELLITE SERVICES 衛星業務 <u>所掌範囲</u> 固定衛星業務、移動衛星業務、放送衛星業務及び無線測位衛星業務の方式とネットワーク	Mr. C. Hofer(米国)	Mr. K. Bini(コートジボワール) Mr. A. Darvishi(イラン) 河合 宣行(KDDI(株)) Ms. E. Neasmith(カナダ) Mr. M. Soliman(エジプト) Mr. R. Alhamad(サウジアラビア) Mr. T. A. Ashong(ガーナ) Ms. D. A. A. Abbas(スーダン) Mr. M. M. Bodian(セネガル) Ms. S. Contreras(フランス) Ms. S. Hasanova(アゼルバイジャン) Mr. J. Masciotra(アルゼンチン)

			Mr. Se-Kyoung Park(韓国) Mr. V. V. Singh(インド)
SG5	TERRESTRIAL SERVICES 地上業務 <u>所掌範囲</u> 固定、移動、無線測位、アマチュア及びアマチュア衛星の各業務に対する方式とネットワーク	Mr. M. Fenton(英国)	Mr. E. H. Abdouramane(カメルーン) Mr. A. Al-Amri(サウジアラビア) Mr. G. Osinga(オランダ) Mr. W.M. Sayed(エジプト) Mr. L. B. Ha(ベトナム) Mr. D. Sanou(ブルキナファソ) Mr. S. Al-Balooshi(UAE) 新 博行(株NTTドコモ) Mr. A. S. Calinciuc(ルーマニア) Mr. M. Cattaneo(アルゼンチン) Ms. Cindy-Lee Cook(カナダ) Mr. A. Kadayan(インド) Dr. H. Mazar(イスラエル) Mr. B. Mbaye(セネガル) Mr. F. I. Onah(ナイジェリア) Dr. B. Patten(米国) Mr. V. Poskakukhin(ロシア) Prof. S. Shavgulidze(ジョージア)
SG6	BROADCASTING SERVICE 放送業務 <u>所掌範囲</u> 主として一般大衆に向けて配信されることを目的とした、映像、音声、マルチメディア、データサービスなどの無線通信放送。放送は、広く入手可能な消費者用受信機に向けて、一箇所からあらゆる場所への情報配信を行うものである。戻り回線容量が必要とされるとき(例えば、アクセス制御や双方向性などのために)、放送は一般的に、サービス提供者への低容量の戻り回線を備えて公衆への大容量情報配信を可能とする非対称な分配基盤を用いる。この範囲には、番組(映像、音声、マルチメディア、データ、SNGなど)の制作と分配、配信ノードへの一次分配、消費者への二次分配が含まれている。本研究委員会は、上に詳述されているように無線通信放送が番組の制作から一般大衆への配信	西田 幸博(日本放送協会NHK)	Mr. A. Kesse(コートジボワール) Mr. Q. Zeng(中国) Mr. M. Abdulrahman(レバノン) Mr. A. A. Araithi(オマーン) Mr. C. Dosch(ドイツ) Ms. A. E. F. E. Silva(ブラジル) Mr. R. Kapoor(インド) Mr. A. Kisaka(タンザニア) Mr. A. Lashkevich(ロシア) Mr. K. D. P. Niane(セネガル) Dr. W. Sami(スイス) Mr. R. Bunch(豪州) Mr. A. H. Nafez(イラン) Dr. P. Zaccarian(イタリア)

	にまで広がっていることを認識し、制作及び無線通信に関する側面並びに国際番組交換やサービスの全般的な品質を研究する。		
SG7	SCEINCE SERVICES 科学業務 <u>所掌範囲</u> 1 衛星間業務での回線の利用を含めた、宇宙運用や宇宙研究や地球探査及び気象に関する方式 2 地上基地局及び宇宙基地局の双方で運用する、受動及び能動のセンシング方式 3 電波天文及びレーダー天文 4 世界規模での衛星技術の応用を含む、標準電波及び時報業務の送信と受信及び調整	Mr. J. Zuzek(米国)	Mr. M. M. Abdelhaseeb(エジプト) Mr. A. Amin(UAE) Mr. O. O. T. Anyaeji(ナイジェリア) Mr. B. Dudhia(英国) Mr. Zhoran Liu(中国) Mr. R. Nurshabekov(カザフスタン) Mr. J. Pla(フランス) Mr. I. V. Zheltonogov(ロシア)
CCV	COORDINATION COMMITTEE FOR VOCABULARY 用語委員会 <u>所掌範囲:</u> 無線通信研究委員会や事務総局(会議・出版部門)及び他の関連する組織(主に国際電気標準会議(IEC))との密接な協調のもとでの以下の事項についての調整と承認 - 略語や頭文字を含む用語 - 関連事項(計量単位、図形や文字表示)	Mr. C. Rissone(フランス)	Mr. C. Menendez Arguelles(スペイン) Mr. V. M. Minkin(ロシア) Mr. P. Najarian(米国) Mr. M.I.A.. Sadeq(カタール) Mr. C.Xie(中国) Mr. G.Yayi(ベニン)

ITU-R 研究委員会等における作業方法

株式会社NTTドコモ 無線標準化推進室 室長

はしもと あきら
橋本 明



1. 概要

無線通信総会、研究委員会（及び傘下作業部会）、無線通信アドバイザーグループ（RAG）などITU-Rの主要組織の任務、各種会合における作業方法は決議ITU-R 1に詳細が規定されている。さらに近年重要性を増している世界無線通信会議（WRC：World Radiocommunication Conference）への準備作業については決議ITU-R 2が規定している。本稿ではこの二つの決議の主要部分について概説する。

2. 無線通信総会・研究委員会等の作業方法（決議ITU-R 1）概要

2.1 無線通信総会（RA：Radiocommunication Assembly）

無線通信総会（RA）は以下の事項を審議するため3～4年に1回、最近ではWRCの直前1週間に開催されることが慣例となっている。

- ITU-R勧告の承認
- ITU-Rの作業に関する基本ルールの審議及び関連決議の承認
- 次会期研究課題（Question）の承認
- Study Group（SG）の構成に関する審議
- SG等の議長、副議長の指名

2.1.1 RAでのITU-R勧告承認

1980年代までのRAは勧告の最終審議とその承認を主たる任務として会期も2週間を要していた。しかし1990年代からはSGでの勧告案採択後に加盟国の郵便投票手続により随時勧告の承認ができるようになったためRAで承認する勧告の数は著しく減少した（本稿2.6.2参照）。現在RAで承認を行う勧告は、日程的にRA承認が適しているもの、SG会合又はその後の郵便投票段階で採択に必要な支持が得られず総会で再審議が必要なもの、その他RAで承認するのがふさわしいと判断されたものに限定される。これらが勧告案全体に占める比率は5%以下にすぎない。

2.1.2 ITU-Rの作業に関する基本ルール（ITU-R決議）の承認

ITU-R決議には、ITU-Rの作業に関わる基本事項を規定したもの（本稿で述べる二つの決議等）の他に特定分野の技

術に関して今後の研究方向を定めたものがある（本稿2.4.4参照）。前者についてはRAGの議論結果等を取りまとめ無線通信局長が改訂案を作成するか、各国が必要に応じて直接RAへ改訂提案を提出する。一方、後者については主管SGが改訂案を出すことが多い。

2.1.3 RAでの次会期研究課題（Question）の承認^(注)

Questionには、(i) ITU-R Study Groupが自ら各国提案に基づいて起案したものと、(ii) 全権委員会、理事会等の決定に基づきITU-Rに検討が付託されるものがあり（ITU条約No.129に基づく）、後者についてはRAが担当SGを指定する。しかしこのような例は最近少なく、また前者についても大半は事前に加盟国郵便投票で承認されているので、RAではSGごとの担当研究課題を一括承認している。

（注） Questionの詳細は2.4.1で述べる。

2.1.4 Study Group（SG）の構成に関する審議

ITU-RのSG構成並びに所掌事項の決定はRAで行われる（ITU条約No.133に基づく）。ITU-Rでは2007年10月のRAにおいて大規模なSG再編成が行われたが、毎会期SG構成の見直しは議論されるわけではない。

2.1.5 SGの議長、副議長の指名

決議ITU-R 1では本件について「Meeting of Heads of delegations（団長会議）」において推薦提案を策定すると規定されている。SGの議長・副議長については、推薦手続の詳細並びに候補者の要件（知識・経験、会議運営能力、継続性など）が別の決議ITU-R 15で規定されている。本決議によると、まず手続についてはITU加盟国政府又は無線通信局加盟組織からの推薦をRAの開始日1か月前を期限に受け付けることとなっている。またSG副議長の選出数については、グループの作業量、地域バランス、性別バランス、途上国の参画、候補者の専門性等を十分考慮すべきとの規定が設けられている。

2.2 無線通信アドバイザーグループ（RAG：Radiocommunication Advisory Group）

RAGの任務はSGと同様にRAに直結する組織で、SG作業方法の改善、SG間の横断的に関わる事項等を議論し解決法を検討すること、ITU-Rが所管する業務全般について無線通信局長へ助言を行うことが主たる任務である。RAGはITUの他のSector（ITU-T、ITU-D）と調整を要する事項やSector間にまたがる問題についての議論も行う。

2.3 研究委員会とその傘下グループ

2.3.1 研究委員会（SG：Study Group）

ITU-RのSGは、以下の事項について研究を行い勧告等の作成を任務としている（ITU条約No.150-No.154）。

- (a) 地上無線通信、宇宙無線通信における周波数スペクトラムの使用
- (b) 静止衛星軌道及び他の衛星軌道の使用
- (c) 無線通信システムの特性と品質
- (d) 無線局の運用
- (e) 遭難・安全に関する無線通信的側面

上記の規定に従い、現在のSGの所掌事項（Scope）は表1のように規定されている（決議ITU-R 4による）。SGの任務は、技術標準としての勧告・報告の作成に加えてWRC準備作業としての技術検討も含まれる（本稿3参照）。これらを遂行するためSGは傘下に作業部会（WP：Working Party）をはじめ幾つかのグループを設ける。

2.3.2 作業部会（WP：Working Party）

WPはSG傘下の常設組織として「勧告」・「報告」の作成、またWRC準備作業についての実質審議を行う。決議

ITU-R 1ではWPの組織としての在り方と基本事項を以下のように規定している。

- 各SGに設けるWPの数は最小限とする（現在は3又は4のWPが設置されている）。
- WPには所掌事項（Scope）に応じて研究課題（Question）が割り当てられ、これに基づいて勧告案（又は報告案）を策定することが主たる任務となる。
- WPは定常組織として1研究会期（通常4年）以上の長期にわたって存続することを原則とする。ただし研究課題の終了又は追加に伴う所掌事項の部分的見直しはSGの判断によって随時行われる。

2.3.3 タスクグループ（TG：Task Group）

TGは、緊急を要するものなど特定課題について期限を区切って取り組み、所要の勧告等を作成することを任務とする。TGの設立には、その背景・目的、委任事項（Terms of reference）並びに議長名を記載したDecisionをSG会合で承認する必要がある。WPとTGはSG直属という点で同等であり、会合における作業方法もほぼ同様と考えてよいが前者が定常組織であるのに対して後者は特定の勧告等が完成するまでの時限組織である点が異なっている。

2.3.4 合同グループの設立とSG間の協同活動

課題の性質上二つ以上のSGにまたがる検討が必要な場合にはJoint Task Group（JTG）が設立される。JTGに委ねられる課題はWRC議題（無線通信規則改正）の事前検討に必要な周波数共用問題に関するものが多く、異なる分野の専門家が同一会合に集まり効率的に議論を行う。

2.3.5 WP以下の組織

ITU-Rの会合は原則WP単位に開催される。ただし同一SGに属するWP会合は同時期又は日程を若干ずらして同じ場所で開催されることが多い。会期はWPの規模によるが通常5日-8日間程度である。WP内でも課題に応じてグループ分けを行い審議の効率化を図っている。したがってWPの下に幾つかのサブグループが設けられる。それらのグループに統一された呼称はないがWorking Group（WG）、Sub-Working Party（SWP）などが一般的に用いられる。WG/SWPの設立、統合、廃止は会合ごとの作業量等に応じて比較的柔軟に行われる。

また特定課題について次回会合までの間（通常6か月程度）に検討を継続し早期結論を得たい場合には以下の仕組

表1. ITU-R研究委員会（SG：Study Group）

	所掌事項（Scope）
SG1	スペクトラム計画、利用、技術、共用及び監視
SG3	電離媒質、非電離媒質中における電波伝搬並びに電波雑音特性
SG4	固定衛星業務、移動衛星業務、放送衛星業務及び無線測位衛星業務のネットワークとシステム
SG5	固定業務、移動業務、無線測位業務、アマチュア及びアマチュア衛星業務のネットワークとシステム
SG6	一般公衆向け配信を目的とした映像、音声、マルチメディアとデータサービスを含む無線放送
SG7	宇宙運用、宇宙研究、地球探査及び気象に関するシステム、受動及び能動のセンシングシステム、電波天文、標準電波及び報時信号

みが考えられている。

●Rapporteur^(注)：当該課題について専門家（ラポータ）を指名して予備的検討を委嘱する。ラポータは各国・各組織の意向を調査・分析の上その結果を取りまとめ次会合までに議論のベースとなる文書を作成する。

●Rapporteur Group (RG)^(注)：議長に相当するラポータと参加を希望するメンバーによって構成される。委嘱された課題についてメンバーから提案を募り、これをラポータが取りまとめてグループ内の合意を得た上でoutputをWP会合へ提出する。審議は原則として電子メールを用いるが必要に応じて会合を開催することができる。

●Correspondence Group (CG)：議長とメンバーによって構成されRGと同様に特定課題の検討を行うが、CGはメールのみで作業を行い会合を開催することはない。近年は標準化会合開催数が増したため、参加組織の経費負担軽減のためにもCGを活用して審議促進を図るケースが増えている。

(注) Rapporteur、Rapporteur Group制度はITU-Tで標準作業形態として広く採用されているが、ITU-Rでの実現例は少なくCGを活用することが多い。

さらに幅広い専門家の意見を採り入れるように、上述のRG又はCGをSG横断的に組織化したものが、Joint Rapporteur Group、又はJoint Correspondence Groupである。

以上2.3.1-2.3.5に述べた研究委員会並びにその傘下組織の位置付けを示すと図1のようになる。

2.4 ITU-Rテキスト

ITU-R会合の成果は、無線通信の技術標準に関する勧告、報告をはじめ、本稿で述べているITU-R決議など多くの文書として発行されるが、これらを総称してITU-Rテキスト (text) と呼んでいる。

2.4.1 研究課題 (Question)

決議ITU-R 1によるとQuestionの定義は「A statement of a technical, operational or procedural problem, generally

seeking a Recommendation, Handbook or Report」とされている。新たな課題を研究する際、他のtextに先立ってまずQuestionが提案され承認されねばならない。

Questionには、その課題が必要とされる背景と具体的課題が簡条書きに記述されるとともに、研究成果textの種別（勧告、報告、Handbook）、研究完了時期、研究優先度を示すCategoryが指定される。

SGで行われる標準化研究は原則としてQuestionを基に行われる。一方で、WRC議題の準備作業（後述）では具体的課題がWRC決議等であらかじめ決定されるので別途Questionを採択せずに研究が行われる。このため近年はQuestionなしの研究とそれに基づく成果（勧告等）を公認するため、「各SGはその所掌の範囲でQuestionなしで研究を遂行できる」ことが明文化されている。

2.4.2 勧告 (Recommendation)

(1) 勧告の定義

勧告はSGの作成する最も重要なtextであり、決議ITU-R 1の定義では、

“An answer to a Question or part(s) of a Question or topics which, . . . (中略) . . . , provides recommended specifications, requirements, data or guidance for a recommended way or ways of undertaking a specified task; (中略) , which is considered to be sufficient to serve as a basis for international cooperation in a given context in the field of radiocommunications.”

となっている。

前述のQuestionの定義のように簡明ではないが、一般には無線通信システム・無線技術の仕様、データ、ガイダンス、特定業務を遂行する手法、等が勧告の対象と理解されている。

WP・SG会合の審議を経て「勧告」として合意を得るには、上記定義に照らして次の2条件が必要である。

(a) 何を「勧告する」のか明確になっており、対象システムの要件（設計、建設、運用、干渉調整等）とし

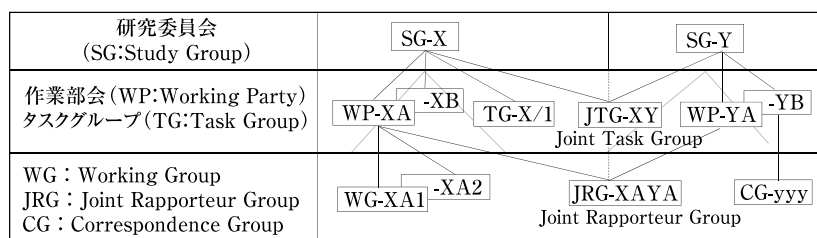


図1. ITU-R 研究委員会 (Study Group) 及び傘下組織の検討体制

て必要十分な内容が記載されていること。

(b) 会議参加国の多数から「国際協力のベースとして役立つ」との評価を得ること。

(a) については、研究の進展に応じて逐次内容の充実化が図られるものであるが、合意に至らない部分が多いと、勧告として必要十分な条件を満たさない。また (b) の評価には主観的要素も含まれるが、技術的に十分な内容を有していても、一部の国の特殊な用途とみなされると多くの国の支持を得ることができない。上記どちらかを満たさない場合、文書は次項の「報告 (Report)」として扱われることが多い。

(2) 勧告の種類と構成

ITU-R勧告の呼称には専門別に分類されたシリーズ名（アルファベット1～3文字）と承認順に応じた通し番号が付けられる。現在は17のシリーズに約1150件が有効な勧告として維持されている。

これらの勧告の構成（フォーマット）には、これまで明確に定められたものがなく慣習的に定まった構成に従ってきたが、最近のRAG会合で勧告フォーマットのガイドラインが合意された。その結果が表2であり、上段から記載順に構成要

表2. ITU-R勧告フォーマットのガイドライン

構成要素	各要素の説明及び着眼点
Title：主目的を反映する。	
Scope：勧告の目的、適用条件等を記述	
Keywords (*)：勧告で用いられる用語のリスト	
Abbreviations：勧告で用いられる略語とそのつづり	
Related Recommendations, Reports：関連勧告、報告のリスト	
considering：勧告導出の背景となる考察事項を箇条書きで記述	
recognizing (*)：勧告の背景となる既存規則事項等を箇条書きで記述	
noting (*)：勧告の背景となる一般情報・関連ITU-Rテキストを箇条書きで記述	
recommends：勧告主文として、無線技術の仕様、要求条件、特定業務を遂行する手法、ガイダンスを記述。Annex等の参照により、詳細な補完情報を勧告に含めることができる。	
Annex (*)：勧告内容を補完する情報。一定の拘束力を持つ「勧告主文」と同等であるか参考情報であるかは、当該Annexが勧告主文でどのように参照されているかに依存する。	

(*) これらの要素は必須ではなく必要に応じて記載。

素を示している。これは実質的に既存勧告で踏襲してきた形式を尊重したものとなっている。

2.4.3 報告 (Report)

報告 (Report) はITU-Rに固有のtextでITU-Tでは作成していない。Reportの定義は決議ITU-R 1によれば、「A technical, operational or procedural statement, prepared by a Study Group on a given subject related to a current Question or the results of other studies.」となっている。前項で述べた勧告の定義と比較すると「国際協力のベース」という表現が除かれている点が主たる相違と言える。

報告 (Report) が作成されるのはおおむね以下のようなケースである。

- (1) 課題の中心的成果を勧告に記載しそれ以外の補足情報を報告に収容するため、勧告を補完する目的で作成されたもの。
- (2) 課題によっては「国際標準」を規定することになじまないため、指針又は解説的性格を有するテキストとして作成されたもの。
- (3) 当初は勧告作成を目指して作業を進めてきたが、内容不十分又は国際標準として各国の支持が得られず報告にとどまったもの。

報告はSG会合で直接最終承認できるので手続上勧告より短期間に完成させることができる。

2.4.4 ITU-R決議 (ITU-R Resolution)

決議ITU-R1には、ITU-R決議自体の定義も記載されている。それによると、「A text giving instructions on the organization, methods or programmes of Radiocommunication Assembly or Study Group work.」とされている。すなわち、「無線通信総会又は研究委員会の業務の体制あるいは手法に関する指針を与えるテキスト」である。

ITU-R決議は現在40件あるが、全SGの業務に共通に関連するものとして、本稿で扱う決議ITU-R 1、ITU-R 2の他にSG構成についての決議、他組織との協力に関する決議などがある。その他の決議は特定技術分野の研究指針に関するものであり、これらの内容は当該技術を担当するSG（複数の場合もある）の作業に反映される。

2.4.5 ハンドブック (Handbook)

Handbookは、ITU-Rで研究対象となった無線通信システム・装置の特性に関する規定に加えて、設計・建設・運用

面に関する実質的な情報を含むtextであり、途上国の技術支援等に活用される。内容には、勧告・報告では一般に避けることになっている企業ブランド名を含む方式・装置の紹介も認められている。Handbook関連作業は通常のWP会合での議論に加えて、2.3.5で述べたCGにより会合間の期間を活用して行われることも多い。

2.5 ITU-R会合への寄与文書

2.5.1 寄与文書の構成

会合への寄与文書（寄書）の構成（フォーマット）についてITU-Tでは勧告A.2でガイドラインが規定されているが、ITU-Rではこのように寄書の章構成を明記した勧告はない。したがって内容は実質的に提案者に任されているが、慣習としておおむね以下のような構成を取ることが多い。

- (1) Heading (Title) : 必要に応じてSub-titleに関連Questionを記載。
- (2) Introduction又はBackground。(提案の背景、当該課題の検討経緯など)
- (3) Discussion又はConsideration、Rationaleなど。(提案に至る考察)
- (4) Proposal又はSummary、Conclusionなど。(新勧告、既存勧告の改訂等の具体的提案)
- (5) Annex、Attachment、Appendixなど。提案の補足情報、又は「提案勧告テキストの全体」。

Annex、Attachmentについては単なる補足情報を記載する場合もあるが、新勧告等を提案する場合、又は既存勧告の修正を提案する場合に具体的提案テキストを記載することもある。この場合Proposalにおいて「提案テキストをAnnexに示す」と明確に示す必要がある。

寄書のページ数について、決議ITU-R1には「Contributions should be limited in length (if possible, less than ten pages)」との記載がある。しかしながら、近年は審議対象となる勧告自体のページ数が増加したため、寄書についても一律にページ制限を設けることが困難になり、また電子ファイルの普及によりページ制限を課す意義も薄れたため、実質的制限はないと考えてよい。ただし前記の(2)-(4)の背景説明から結論に至る部分はできる限り簡潔にまとめることが望ましい。

2.5.2 寄与文書の提出期限

文書の翻訳を要しない作業部会（WP）以下の会合では、寄書の提出期限について「会合開始日の7日前（同じ曜日の）の午後4時（ジュネーブ時間）」と定められている。ただしこの期限は、ITU加盟国、加盟組織からの一般寄書についてであり、議長、事務局から提出される文書、及び他グループからのリエゾン文書には期限がなく会合中でも随時受け付けられる。SG会合に提出されるWP会合からの文書（直前開催分）にも上記期限は適用されない。

またRA、WRCなど翻訳を要する上級会合の寄書提出期限についてはその都度会合招請状で周知されるが、最近では「会合開始日の14日前」と規定されることが多い。

2.5.3 WP会合等での文書審議

提案した勧告等が採択されるまでには通常何回かの会合を経るので、この間に逐次テキスト内容の充実を図るため寄与文書も継続して提出する必要がある。一般に2回目以降の寄書は前回出力文書の追補版の形式を取る。この間に出力文書のstatusも作業文書、暫定勧告案等に変わっていくが、これらの呼称について厳密な基準や定義があるわけではない。WP会合では、出力文書を「Temporary document」として作成するが、このうち内容について十分各国の合意が得られたと判断したものはSG会合へ送付し、他のものはWP議長報告（WP Chairman's Report）のAnnexとして次回会合へ継承する。この間のプロセスを図2に示す。

2.6 ITU-R勧告 (Recommendation) の採択・承認手続

勧告を承認するには、まずSG会合での合意（これを「採択 (adoption)」と称する）を経て、その後ITU加盟国による郵便投票手続により「承認 (approval)」することが必要である。すなわち2段階の合意プロセスが必要であるため全体の手続を複雑化しているが、まず前段階の「採択 (adoption)」の条件から述べる。

2.6.1 採択 (adoption)

WP等から提出される勧告案をSG会合で直接採択するには、当該勧告案がSG会合開始日の4週間以前に提出され

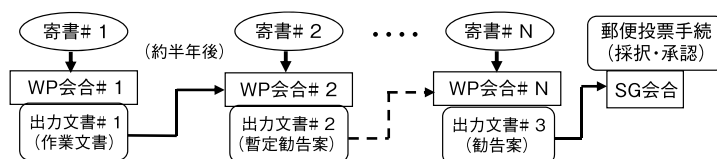


図2. 会合ごとの寄与文書のフォローアップ

ITU Webpageで公開されていること、さらに会議出席加盟国から反対が表明されないこと（すなわち全会一致の賛同）が必要である。「4週間以前」の条件からSG会合直前に開催されるWP会合で合意されたものは例え出席国から反対がなくても「SG会合での採択」はできず、採択のための郵便投票に付さねばならない。この規定の背景には勧告案の事前情報なしに、また十分な検討期間がない条件で会議出席国のみの採択は認めないとの考え方がある。SG会合で合意された後の「採択のための郵便投票」は形式上SG会合の延長とみなされるので1国でも反対すれば採択は不成立になる。

反対国があって採択できなかった場合は反対理由により、(i) 更に技術的検討を求めるものであればWPへ差し戻す、(ii) 政策的観点からの反対で作業レベルでの解決が困難と判断されればRAの議論に付す、に大別されるがSG議長の判断によりどちらかが選択される。

2.6.2 承認 (approval)

前項の採択条件が満たされた場合、承認手続として (i) RAで審議する、(ii) 「承認のための郵便投票」のどちらかが行われる。(i) が選択されるのは2.1.1で述べたように例外的な場合であり、通常は (ii) の手続に移行する。この投票では加盟国有効回答の70%以上の同意で承認となる。すなわち承認不成立となるのは30%を超える反対があった場合に限られる。採択・承認の2段階投票が引き続き行われるとき、採択投票で1国の反対もなかった勧告案が承認段階で多くの反対により不成立となることはほぼあり得ない。そのため近年の改正で、2.6.1の採択の郵便投票成立をもって承認成立とみなす規定 (PSAA: Procedure for simultaneous adoption and approval) が採用された。これにより承認投票が行われるのは、原則としてSG会合で採択が成立した場合に限られることとなり、以前は2回の郵便投票に数か月を要していたが現在は約2か月に短縮された^(注)。

(注) 無線通信規則に参照引用されている一部の勧告については規定上PSAAが適用されない。またSG会合で参加国から特に要請がある場合にはPSAAを採用せず2段階投票手続が適用されることもある。

2.7 その他のITU-Rテキストの採択・承認手続

研究課題 (Question) の採択・承認手続は、勧告の規定を準用することが決議ITU-R 1で定められている。このためSG会合での審議を経て、承認のための郵便投票、又はPSAAに基づく投票により採択・承認が行われる。報告

(Report) には採択がなくSG会合における合意が最終承認となる。決議 (ITU-R決議) は、SG会合で審議の上採択されればRAで承認される。すなわち新決議の策定、既存決議の改訂はRAを経なければならず、郵便投票による会期中での承認はルール化されていない。

3. 世界無線通信会議 (WRC) 準備作業

ITU-RのSGは無線通信規則 (RR: Radio Regulations) の改正を行う世界無線通信会議 (WRC) 議題の準備に関する研究を行うように定められており (ITU条約No.156)、その作業方法は決議ITU-R 2に概要が規定されている。

3.1 RR改正への流れ (CPMプロセス)

RRの改正は、電波スペクトラムの目的別 (無線通信業務別) 分配を見直し、新たな使用に関する技術・運用ルールを国際的に確立することである。ITU-RにおけるWRC準備作業は、各議題について対象となる無線通信業務と周波数帯で新たな要求を満たす技術条件、所要の規則改正案など審議に必要な判断材料をCPM Report (後述) により各国に提供する。さらにこれを補完するITU-R勧告・報告も必要に応じて策定する。

3.1.1 第1回CPM会合 (CPM1)

毎回WRCの終了直後に次回WRCへ向けて会議準備会合 (CPM: Conference Preparatory Meeting) の第1回 (CPM1) が開催される。CPM1では、WRCで選定した次回議題の内容 (通常「決議文書 (WRC決議)」で必要な検討事項の概略が示される) に応じて、専門的検討を行うSG傘下のWP、又は複数SGにまたがる合同タスクグループ (JTG) を決定する。議題ごとに原則一つの「責任グループ」と幾つかの「関連グループ」が指定される。この他CPM1では、CPM Reportの章構成と各章編集責任者 (Chapter Rapporteur) が指名される。

3.1.2 責任グループ・関連グループの任務

CPM1以降、責任グループ・関連グループに指定された各WP・JTGは約2年余りを費やしてWRC準備作業を遂行する。これは通常行う技術標準化と並行して進められるが、明確に期限を区切られているWRC準備作業が優先的に取り組まれることが多い。

この作業についても各国からの寄書に基づいて研究が行わ

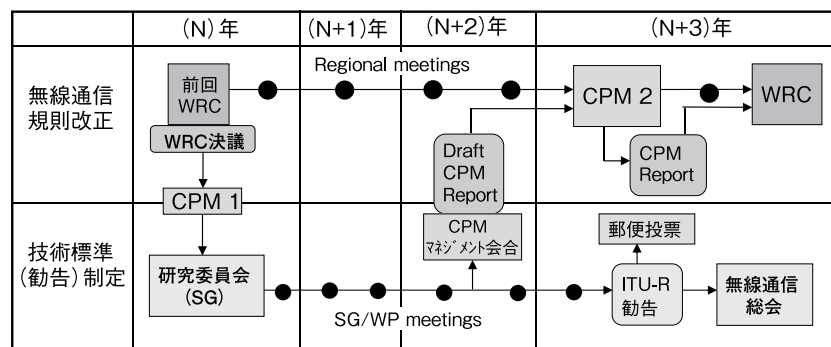


図3. 世界無線通信会議 (WRC) の準備活動 (CPM Process)

れ、本稿第2章で述べたSG会合等の作業方法がそのまま適用される。寄書の目的には次のようなものがある。

- (i) CPM Reportの基となるテキスト作成、
- (ii) WRC議題に関する無線業務間周波数共用問題等の検討、それらに関する勧告、報告の作成、
- (iii) 関連WP等との連携の在り方（専門を異にする立場からのコメント等）、

寄書を出す際には原則として各議題の責任グループに提出すべきであるが、目的によっては他の関連グループ経由で意見を提出する場合もある。各議題について上記の (i) は責任グループが主管となって取りまとめ、CPMマネジメント会合を経てDraft CPM ReportとしてWRCの約8か月前に開催される第2回CPM (CPM2) に提出される。

3.1.3 第2回CPM会合 (CPM2)

CPM2では、各国・各地域からの追加・修正見解等を加えた上でCPM Reportを作成する。CPM Reportは、通常各議題に対して唯一の結論を与えるのではなく、異なる立場から複数の解決法及びそれに伴うRR改正案を提示する。WRCではこのReportを基に最終合意を目指しての審議が行われる。

一方、WRC準備作業に基づく無線業務の共存条件等技術的研究成果はITU-R勧告又は報告として取りまとめられる。これらの主要部分は原則CPM Reportに反映されるが、これとは別に勧告、報告を作成するのは以下の理由による。

- CPM Reportはそれ1冊で全議題の検討結果を収録するためページ数に制約があり、その内容を詳細に裏付ける技術的背景を全て記述する余裕がない。
- WRC議題に基づく研究であっても、その成果はより一般的に（例えばより広い周波数範囲で）適用され将来的に維持する必要がある。

WRC議題に関連するITU-R勧告についても2.6で述べた採択・承認手続が随時適用されるが、特に作業が長引いたも

のはWRC直前開催のRAで承認されることもある。

以上の過程を時系列で示したものが図3である。

3.2 WRCへの地域準備活動

RRでは世界を三つのRegionに分けて周波数の分配を規定している。今日では電波利用のグローバル化が進み全世界共通の周波数分配を行うことが多いが、それでもWRCでの議論はRegionごとの考え方が尊重される傾向にある。Region 1では地理的・歴史的経緯から、更に四つの地域に分かれてそれぞれがWRCへの対応を協議している（表3）。すなわちITU加盟国はこれら六つのRegional groupsのいずれかに所属して、WRCへの提案をまず自国の属するグループで議論し、他国との調整を経てグループの提案として提出するのが慣例となっている。ただし、各Regional groupも多くの国を抱えており、全ての国の考え方が一致するわけではない。そこで一定以上の国の支持を得た多数意見を「Regional group提案」として承認・提出し、これと見解を異にする国は個別に自国提案をWRCへ提案する。表3に示した六つのRegional groupはWRC準備活動のみならず、他のITU会合への対応についても地域としての考えを取りまとめ、これを基に会議で同一歩調を執りグループとしての存在意義をアピールする傾向にある。

表3. 無線通信規則RegionとRegional groups

RR地域割	対象地域
Region 1	欧州グループ
	ロシア諸国グループ
	アラブグループ
	アフリカグループ
Region 2	南北アメリカグループ
Region 3 (注)	アジア・オセアニアグループ

(注) イラク以西のアジアはRegion 1（アラブグループ）に属する。

3.4.3 研究課題

ITU-R の研究課題 (ITU-R Question) は、決議 ITU-R 5-7 の付属書 (Annex) 1-6 に定められているが (本書収録分)、会期中途中で随時、追加、改訂、削除が行われる。

各 SG の研究課題最新リストは、ITU Webpage の URL で参照可能である (下記例示は SG5 の場合)。

<http://www.itu.int/pub/R-QUE-SG05/en>

分類 (カテゴリー) は、決議 ITU-R 5-7 に定める研究優先度を示す。

C1: 次の世界無線通信会議 (WRC) で必要とされる極めて緊急性、優先性の高い研究

C2: 次回以降の無線通信会議に必要と想定される緊急の研究

上記以外では優先度の高い順に3つのカテゴリーがある。

S1: 2年以内の完了を想定した緊急の研究

S2: 無線通信の発展に必要とされる重要研究

S3: 無線通信の発展促進に期待される必要研究

SG1

課題番号	課題名: 英語	課題名: 日本語	分類	Group
205-2/1	Long-term strategies for spectrum utilization	スペクトラム利用の長期戦略	(S2)	WP1B
208-1/1	Alternative methods of national spectrum management	国内のスペクトラム管理の方法	(S2)	WP1B
210-3/1	Wireless power transmission	無線電力伝送	(S3)	WP1A
216-1/1	Spectrum redeployment as a method of national spectrum management	国内スペクトラム管理としてのスペクトラム再配置	(S2)	WP1B
221-2/1	Compatibility between radiocommunication systems and high data rate telecommunication systems using wired electrical power supply	無線通信システムと電力供給線を用いる高速データ通信システムとの両立性	(S1)	WP1A
222/1	Definition of the spectral properties of transmitter emissions	送信機発射のスペクトラム特性の定義	(S1)	WP1A
232/1	Methods and techniques used in space radio monitoring	宇宙無線監視における方法と技術	(S2)	WP1C
233-1/1	Measurement of spectrum occupancy	スペクトラム占有の測定	(S3)	WP1C
235/1	Spectrum monitoring evolution	スペクトラム監視の発展	(S3)	WP1C
236/1	Impact on radiocommunication systems from wireless and wired data transmission technologies used for the support of power grid management systems	電力グリッド管理システムの支援に使用される無線及び有線データ伝送技術からの無線通信システムへの影響	(S3)	WP1A
237/1	Technical and operational characteristics of the active services operating in the range 275-1 000 GHz	275-1000GHzにおける能動業務の技術・運用特性	(S2)	WP1A
238/1	Characteristics for use of visible light for broadband communications	広帯域通信への可視光利用のための特性	(S2)	WP1A
239/1	Electromagnetic field measurements to assess human exposure	人体暴露を評価するための電磁場測定	(S3)	WP1C

SG3

課題番号	課題名: 英語	課題名: 日本語	分類	Group
201-6/3	Radiometeorological data required for the planning of terrestrial and space communication systems and space research application	地上及び宇宙通信システム並びに宇宙研究応用の計画に必要な電波気象データ	(S2)	WP3J
202-4/3	Methods for predicting propagation over the surface of the Earth	地表面伝搬の推定法	(S2)	WP3J
203-7/3	Propagation prediction methods for terrestrial broadcasting, fixed (broadband access) and mobile services using frequencies above 30	30MHz以上の周波数を使用する地上放送、固定(広帯域アクセス)及び移動業務のための伝搬推定法	(S1)	WP3K
204-6/3	Propagation data and prediction methods required for terrestrial line-of-sight systems	地上見通し内システムのための伝搬データと推定法	(S2)	WP3M
205-2/3	Propagation data and prediction methods required for trans-horizon systems	見通し外システムのための伝搬データと推定法	(S2)	WP3M
206-4/3	Propagation data and prediction methods for fixed- and broadcasting-satellite services	固定衛星業務と放送衛星業務のための伝搬データと推定法	(S2)	WP3M
207-5/3	Propagation data and prediction methods for satellite mobile and radiodetermination services above about 0.1 GHz	約0.1GHz以上における衛星移動及び無線測位業務のための伝搬データと推定法	(S2)	WP3M
208-5/3	Propagation factors in frequency sharing issues affecting space radiocommunication services and terrestrial services	宇宙通信業務と地上業務に影響する周波数共用上の伝搬要因	(S2)	WP3M
209-2/3	Variability and risk parameters in system performance analysis	システム性能解析における変動率とリスクパラメータ	(S3)	WP3J
211-6/3	Propagation data and propagation models in the frequency range 300 MHz to 100 GHz for the design of short-range wireless radiocommunication systems and wireless local area networks (WLAN)	300MHzから100GHzの周波数範囲における近距離無線通信システム及び無線LAN (WLAN) 設計のための伝搬データと伝搬モデル	(S3)	WP3K
212-3/3	Ionospheric properties	電離圏特性	(S3)	WP3L
213-4/3	The short-term forecasting of operational parameters for trans-ionospheric radiocommunication and radionavigation	電離圏貫通無線通信及び無線航行業務のための運用パラメータの短期予報	(S3)	WP3L
214-5/3	Radio noise	電波雑音	(S3)	WP3J
218-6/3	Ionospheric influences on satellite systems	衛星システムに及ぼす電離圏の影響	(S3)	WP3L
222-5/3	Measurements and data banks of ionospheric characteristics and radio noise	電離圏の特性及び電波雑音の測定及びデータバンク	(S3)	WP3L
225-7/3	The prediction of propagation factors affecting systems at LF and MF including the use of digital modulation techniques	LF及びMFにおけるデジタル変調技術の使用を含むシステムに影響を及ぼす伝搬要因の予測	(S3)	WP3J/ WP3L
226-5/3	Ionospheric and tropospheric characteristics along satellite-to-satellite paths	衛星間伝搬路に対する電離圏及び対流圏特性	(S3)	WP3L
228-2/3	Propagation data required for the planning of radiocommunication systems operating above 275 GHz	275GHz以上における無線通信システムの計画に必要な伝搬データ	(C1)	WP3M
229-3/3	Prediction of sky-wave propagation conditions, signal intensity, circuit performance and reliability at frequencies between about 1.6 and 30 MHz, in particular for systems using digital modulation techniques	約1.6～30MHzの周波帯において特にデジタル変調技術を利用したシステムにおける空間波伝搬条件、信号強度、回線品質及び信頼性の推定	(S3)	WP3L
230-3/3	Prediction methods and models applicable to power line telecommunications systems	電力線通信システムに適用可能な推定法及びモデル	(S2)	WP3J
231-1/3	The effect of electromagnetic emissions from man-made sources on the radiocommunication systems and networks	人工的発生源からの電磁発射が無線通信システム及びネットワークに対して与える影響	(S2)	WP3L
232-1/3	The effect of nanostructure materials on propagation	ナノ構造の材質が伝搬に及ぼす影響	(S2)	WP3J
233-1/3	Methods for the prediction of propagation path losses between an airborne platform and a satellite, ground terminal or another airborne platform	空中プラットフォームと衛星、地上局、または他の空中プラットフォーム間における伝搬経路損失推定法	(S2)	WP3M

SG4

課題番号	課題名: 英語	課題名: 日本語	分類	Group
42-1/4	Characteristics of antennas at earth stations in the fixed-satellite service	固定衛星業務における地球局のアンテナ特性	(S1)	WP4A
46-3/4	Preferred multiple-access characteristics in the fixed-satellite service	固定衛星業務における望ましい多元接続特性	(S2)	WP4B
70-1/4	Protection of the geostationary-satellite orbit against unacceptable interference from transmitting earth stations in the fixed-satellite service at frequencies above 15 GHz	15 GHz以上の周波数における固定衛星業務の送信地球局からの許容できない混信に対する静止衛星軌道の保護	(S3)	WP4A
73-2/4	Availability and interruptions to traffic on digital paths in the fixed-satellite service	固定衛星業務デジタルパスのトラヒックに対する稼働率及び中断	(S2)	WP4B
75-4/4	Performance objectives of international digital transmission link in the fixed-satellite and mobile-satellite services	固定衛星業務及び移動衛星業務における国際デジタル伝送路の品質目標	(S2)	WP4B
83-6/4	Efficient use of the radio spectrum and frequency sharing within the mobile-satellite	移動衛星業務内の無線スペクトラム及び周波数共用の有効利用	(S1)	WP4C
84-4/4	Use of non-geostationary-satellite orbits in mobile-satellite services	移動衛星業務における非静止衛星軌道の使用	(S2)	WP4C
87-4/4	Transmission characteristics for a mobile-satellite communication system	移動衛星通信システムの伝送特性	(S2)	WP4B/WP4C
88-1/4	Propagation and mobile earth station antenna characteristics for mobile-satellite services	移動衛星業務の伝搬及び移動地球局アンテナ特性	(S3)	WP4C
91-1/4	Technical and operating characteristics of the radiodetermination-satellite service	無線測位衛星業務の技術及び運用特性	(S2)	WP4C
109-1/4	Global Maritime Distress and Safety System requirements for mobile-satellite systems operating in the bands 1 530-1 544 MHz and 1 626.5-1 645.5 MHz	1530-1544 MHz帯及び1626.5-1645.5 MHz帯で運用する移動衛星システムに対する世界的海上遭難安全制度の要求条件	(S1)	WP4C
110-1/4	Interference to the aeronautical mobile-satellite (R) service	航空移動衛星(R)業務への混信	(S2)	WP4C
201-1/4	Frequency sharing between mobile-satellite services and other services	移動衛星業務と他の業務との周波数共用	(S2)	WP4C
203-1/4	The impact of using small antennas on the efficient use of the geostationary-satellite orbit	静止衛星軌道有効利用への小型アンテナ使用の影響	(S2)	WP4A
205-1/4	Frequency sharing between non-geostationary satellite feeder links in the fixed-satellite service used by the mobile-satellite service	移動衛星業務に使用される固定衛星業務の非静止衛星フィーダリンク間の周波数共用	(S2)	WP4A/WP4C
208/4	Use of statistical and stochastic methods in evaluation of interference between satellite networks in the fixed-satellite service	固定衛星業務の衛星網間の混信評価における統計的・確率的方法の利用	(S3)	WP4A
209/4	The use of frequency bands allocated to the fixed-satellite service for both the up and down links of geostationary-satellite systems	静止衛星システムの上り及び下りの両リンク用に分配された固定衛星業務周波数帯の使用	(S2)	WP4A
210-1/4	Technical characteristics for mobile Earth stations operating with global non-geostationary-satellite systems in the mobile-satellite service in the band 1-3 GHz	1-3 GHz帯における移動衛星業務の世界的非静止衛星システムで運用する移動地球局の技術特性	(S1)	WP4C
211-2/4	Interference criteria and calculation methods for the mobile-satellite service	移動衛星業務の混信基準と計算方法	(S2)	WP4C
214/4	Technical implications of steerable and reconfigurable satellite beams	操作及び再構成可能な衛星ビームの技術関連事項	(S1)	WP4A
217-2/4	Interference to the radionavigation-satellite service in the ICAO global navigation satellite system	無線航行衛星業務におけるICAO世界航行衛星システムへの混信	(S1)	WP4C
218-1/4	Compatibility between on-board processing satellites in the fixed-satellite service and terrestrial networks	固定衛星業務の機上処理を行う衛星と地上網との両立性	(S2)	WP4B
227/4	Technical and operational characteristics of emergency communications in the mobile-satellite service	移動衛星業務における非常通信の技術及び運用特性	(S1)	WP4B/WP4C
231/4	Sharing between networks of the fixed-satellite service using non-geostationary satellites and other networks of the fixed-satellite service	非静止衛星を使用する固定衛星業務の網と固定衛星業務の他の網との共用	(S2)	WP4A
233/4	Dedicated user digital satellite communications systems and their associated architectures	特定利用者デジタル衛星通信システム及び関連するアーキテクチャ	(S2)	WP4A/WP4B
236/4	Interference criteria and calculation methods for the fixed-satellite service	固定衛星業務のための混信基準と計算方法	(S2)	WP4A
244/4	Sharing between feeder links of the mobile-satellite (non-geostationary) service in the band 5 091-5 250 MHz and the aeronautical radionavigation service in the band 5 000-5 250 MHz	5091-5250 MHz帯の移動衛星業務(非静止)のフィーダリンクと5000-5250 MHz帯の航空無線航行業務との共用	(S2)	WP4A
245-1/4	Out-of-band and spurious emission limits	帯域外及びスプリアス発射の制限	(S1)	WP4A/WP4C
248/4	Frequency sharing between systems in the fixed-satellite service and wireless digital networks around 5 GHz	5 GHz周辺の固定衛星業務と無線デジタル網との周波数共用	(S3)	WP4A

263-1/4	Performance objectives of digital links in the fixed-satellite service for transmission of Internet or higher layer Protocol packets	インターネット又は上位層プロトコルのパケット送信のための固定衛星業務デジタルリンクの品質目標	(S1)	WP4B
264/4	Technical and operational characteristics of networks of the fixed-satellite service operating above 275 GHz	275 GHz以上で運用する固定衛星業務網の技術及び運用特性	(S2)	WP4A
266/4	Technical characteristics of high-density fixed-satellite service earth stations operating with geostationary satellite orbit fixed-satellite service networks in the 20/30 GHz bands	20/30 GHz帯の静止軌道固定衛星網で運用する高密度固定衛星業務地球局の技術特性	(S2)	WP4A
267/4	Technical and operational considerations relating to the advance publication, coordination and notification of fixed-satellite networks	固定衛星網の事前公表、調整及び通告に関する技術及び運用上の検討	(S2)	WP4A
268/4	Development of methodologies for the assessment of satellite unwanted emission levels before launch	打上前衛星の不要発射レベル評価手法の策定	(S3)	WP4A
270-1/4	Fixed-satellite service systems using very wideband spreading signals	広帯域拡散信号を使用する固定衛星業務システム	(S1)(S2)	WP4A
271/4	Interference between satellite news gathering (SNG) carriers by unintentional access	意図的でないアクセスによる衛星ニュース収集(SNG)キャリア間の混信	(S1)	WP4B
272/4	Frequency sharing between the FSS and the space research service in the 37.5-38 GHz and 40-40.5 GHz bands	37.5-38 GHz帯及び40-40.5 GHz帯における固定衛星業務(FSS)と宇宙研究業務との周波数共用	(S2)	WP4A
273/4	Support of the modernization of civil aviation telecommunication systems and the extension of telecommunication systems to remote and developing regions with current and planned satellite networks	現在及び計画中の衛星網による民間航空通信システムの近代化及び通信システムの遠隔地並びに開発地域への拡張の支援	(S1)	WP4A/WP4B /WP4C
274/4	Technical methods for improving the spectrum/orbit utilization	スペクトラム/軌道の利用を改善するための技術的手法	(S1)	WP4A
275/4	Performance objectives of digital links in the fixed-satellite and mobile-satellite services forming elements of the Next Generation Network	次世代網の要素を構成する固定衛星業務及び移動衛星業務のデジタルリンクの品質目標	(S2)	WP4B
276/4	Availability of digital paths in mobile-satellite services	移動衛星業務におけるデジタルパスの稼働率	(S2)	WP4B
277/4	Performance objectives for digital mobile-satellite services	デジタル移動衛星業務の品質目標	(S2)	WP4B
278/4	Use of operational facilities to meet power flux-density limitation under Article 21 of the Radio Regulations	無線通信規則第21条の電力束密度制限を満たす運用設備の使用	(S1)	WP4A
279/4	Satellite broadcasting of high definition	高精細度テレビジョンの衛星放送	(S1)	WP4A
280/4	Receiving earth station antennas for the broadcasting satellite service	放送衛星業務の受信地球局アンテナ	(S1)	WP4A
281/4	Digital techniques in the broadcasting satellite service (sound and television)	放送衛星業務(音声及びテレビジョン)におけるデジタル技術	(S1)	WP4A
282/4	Frequency sharing issues related to the introduction of the broadcasting satellite service (sound) in the frequency range 1-3 GHz	1-3GHzの周波数範囲における放送衛星業務(音声)の導入に関連した周波数共用問題	(S1)	WP4A
283/4	Sharing studies between high definition television in the broadcasting satellite service and other services	放送衛星業務における高精細度テレビジョンと他の業務との共用研究	(S1)	WP4A
284/4	Spectrum management issues related to the introduction of the broadcasting-satellite service (sound) in the frequency range 1-3 GHz	1-3 GHzの周波数範囲における放送衛星業務(音声)の導入に関連したスペクトラム管理	(S1)	WP4A
285/4	Digital broadcasting of multiple services and programmes in the broadcasting satellite	放送衛星業務における複合業務及び番組のデジタル放送	(S1)	WP4A
286/4	Contributions of the mobile and amateur services and associated satellite services to the improvement of disaster communications	移動及びアマチュア業務並びに関連衛星業務の災害通信の改善への寄与	(S2)	WP4C
287/4	Technical and operational characteristics for packet network transmission in mobile-satellite services	移動衛星業務におけるパケット網伝送の技術及び運用特性	(S1)	WP4B
288/4	Characteristics and operational requirements of radionavigation-satellite service (space-to-Earth, space-to-space, Earth-to-space)	無線航行衛星業務(宇宙から地球、宇宙から宇宙、地球から宇宙)システムの特性及び運用要件	(S2)	WP4C
289/4	Interactive satellite broadcasting systems (television, sound and data)	双方向衛星放送システム(テレビジョン、音声及びデータ)	(S1)	WP4B
290/4	Broadcasting-satellite means for public warning, disaster mitigation and relief	公衆警報、災害軽減及び救済のための放送衛星の手段	(S1)	WP4A/WP4B
291/4	System architecture and performance aspects on integrated MSS systems	統合的MSSのシステムアーキテクチャと品質的側面	(S2)	WP4B
292/4	UHDTV satellite broadcasting systems	UHDTV衛星放送システム	(S1)	WP4B
293/4	Antenna radiation diagrams/patterns for small (D/λ around 30) earth station antennas used in fixed-satellite and broadcasting-satellite	固定衛星及び放送衛星システムで用いられる小規模(d/λ 30前後)地球局のアンテナ放射図及びパターン	(S2)	WP4A

SG5

課題番号	課題名: 英語	課題名: 日本語	分類	Group
1-6/5	Interference protection ratios and minimum field strengths required in the land mobile services	陸上移動業務に必要な混信保護比及び最小電界強度	(S2)	WP5A
7-7/5	Characteristics of equipment for the land mobile service between 30 and 6 000 MHz	30 から6 000 MHzの間の陸上移動業務の機器の特性	(S2)	WP5A
37-6/5	Digital land mobile systems for specific applications	特定応用のためのデジタル陸上移動システム	(S2)	WP5A
48-7/5	Techniques and frequency usage in the amateur service and amateur-satellite service	アマチュア業務及びアマチュア衛星業務における技術及び周波数利用	(S2)	WP5A
62-2/5	Interference to the aeronautical mobile and aeronautical radionavigation services	航空移動業務及び航空無線航行業務への混信	(S2)	WP5B
77-7/5	Consideration of the needs of developing countries in the development and implementation of IMT	IMTの開発と実用化における開発途上国の要求の検討	(S2)	WP5D
101-4/5	Quality of service requirements in the land mobile service	陸上移動業務におけるサービス品質の要求条件	(S2)	WP5A
110-3/5	Reference radiation patterns of point-to-point fixed wireless system antennas for use in sharing studies	共用検討に用いられるpoint-to-pointの固定無線システムアンテナの基準放射パターン	(S2)	WP5C
202-3/5	Unwanted emissions of primary radar systems	一次レーダシステムの不要発射	(S2)	WP5B
205-5/5	Intelligent transport systems	高度道路交通システム(ITS)	(S2)	WP5A
209-5/5	Use of the mobile, amateur and amateur satellite services in support of disaster radiocommunications	移動業務、アマチュア業務並びにアマチュア衛星業務の災害通信改善への利用	(S2)	WP5A
212-4/5	Nomadic wireless access systems including radio local area networks	無線LANを含むノマディック無線アクセスシステム	(S2)	WP5A
215-4/5	Frequency bands, technical characteristics, and operational requirements for fixed wireless access systems in the fixed and/or land mobile	固定及び陸上移動業務におけるFWAの周波数帯域、技術特性及び運用要件	(S2)	WP5A
225/5	Interference to the aeronautical and maritime mobile services in the HF bands by unauthorized stations	HF帯での航空及び海上移動業務への無免許の無線局による混信	(S1)	WP5B
229-3/5	Further development of the terrestrial component of IMT	IMT地上コンポーネントの更なる開発	(S1)	WP5D
231/5	Operation of wideband aeronautical telemetry in bands above 3 GHz	3GHz以上の帯域での広帯域航空テレメトリの運用	(S2)	WP5B
235/5	Protection criteria for aeronautical and maritime systems	航空及び海上システムの保護基準	(S2)	WP5B
238-2/5	Mobile broadband wireless access systems	移動業務の広帯域無線アクセスシステム	(S2)	WP5A
241-2/5	Cognitive radio systems in the mobile service	移動業務におけるコグニティブ無線システム	(S2)	WP5A
242-2/5	Reference radiation patterns of omnidirectional and sectoral antennas for the fixed and mobile services for use in sharing studies	共用研究に用いる固定及び移動業務の無指向性及び扇形アンテナの基準放射パターン	(S2)	WP5A / WP5C
246/5	Technical characteristics and channelling requirements for adaptive HF systems	適応HFシステムの技術特性とチャンネル化要件	(S2)	WP5C
247-1/5	Radio-frequency arrangements for fixed wireless systems	固定無線システムの無線周波数配置	(S2)	WP5C
248/5	Technical and operational characteristics for systems in the fixed service used for disaster mitigation and relief	災害の緩和と救済のために用いられる固定業務システムの技術及び運用上の特性	(S1)	WP5C
250-1/5	Mobile wireless access systems providing telecommunications for a large number of ubiquitous sensors and/or actuators scattered over wide areas as well as machine to machine communications in the land mobile service	多数のユビキタスセンサー、又は広域エリアのアクチュエ이터への通信及びM2M通信を提供する陸上移動業務の移動無線アクセスシステム	(S2)	WP5A
252/5	Frequency sharing and compatibility between systems in the fixed service and systems in other services	固定業務システムと他の業務システムとの周波数共用と両立性	(S1)	WP5C
253/5	Fixed service use and future trends	固定業務の利用及び将来の動向	(S2)	WP5C
254/5	Operation of short-range radiocommunication public access system supporting hearing aid systems	聴覚補償システムを支援する短距離公共アクセスシステムの運用	(S2)	WP5A
255/5	Performance and availability objectives and requirements for fixed wireless systems, including packet-based systems	パケットベースのシステムを含む固定無線システムの品質及び稼働率に関する目標と要件	(S2)	WP5C
256/5	Technical and operational characteristics of the land mobile service in the frequency range 275-1 000 GHz	275-1000GHzを使用する陸上移動業務の技術及び運用面の特性	(S2)	WP5A

257/5	Technical and operational characteristics in the fixed service in the frequency range 275–1000 GHz	275–1000GHzを使用する固定無線業務の技術及び運用面の特性	(S2)	WP5C
258/5	Technical and operational principles for HF sky-wave communication stations to improve the man-made noise HF environment	短波スカイウェーブ通信局における非天然性ノイズの状況改善に向けた技術及び運用面の原則	(S2)	WP5C
259/5	Operational and radio regulatory aspects for planes operating in the upper level of the	高層大気圏の航空機に対する運用面及び電波規制側面	(S2)	WP5B

SG6

課題番号	課題名: 英語	課題名: 日本語	分類	Group
9/6	Universal transmitters and retransmitters for both analogue and digital terrestrial TV broadcasting	アナログ及びデジタル地上テレビジョン放送双方に共通に使用できる送信機及び再送信機	(S1)	WP6A
11/6	Polarization of emissions in the terrestrial broadcasting service	地上放送業務の発射電波の偏波	(S2)	WP6A
12-3/6	Generic bit-rate reduction coding of digital video signals for production, for contribution, for primary and secondary distribution, for emission and for related applications	番組制作、素材伝送、一次及び二次分配、放送並びに関連の応用のためのデジタル映像信号の汎用ビットレート圧縮符号化方法	(S2)	WP6B
19-1/6	Bit-rate reduction coding of audio signals for broadcasting applications	低ビットレート音声信号符号化方法	(S2)	WP6B
30/6	Transmitting and receiving antennas at VHF and UHF	VHF、UHF用の送受信アンテナ	(S1)	WP6A
32-1/6	Protection requirements of broadcasting systems against interference from radiation caused by wired telecommunication systems, from emissions of industrial, scientific and medical equipment, and from emissions of	有線通信システムからの放射、産業・科学・医療用機器並びに短距離デバイスからの発射に起因する混信に対する放送システムの保護要求条件	(S1)	WP6A
34-2/6	File formats and transport for the exchange of audio, video, data and metadata materials in the professional television and large screen digital imagery (LSDI) environments	業務用テレビジョン及び大画面デジタル映像環境における音声、映像、データ及びメタデータ素材の交換のためのファイルフォーマット及び伝送方法	(S2)	WP6B
40-3/6	Extremely high-resolution imagery	超高解像度映像	(S2)	WP6C
44-4/6	Objective picture quality parameters and associated measurement and monitoring methods for digital television images	デジタルテレビジョン映像の客観的な画像評価パラメータ及びその測定並びに監視方法	(S3)	WP6C
45-5/6	Broadcasting of multimedia and data applications	マルチメディア及びデータアプリケーション放送	(S2)	WP6B
49-1/6	Conditional-access broadcasting systems	限定受信放送システム	(S2)	WP6B
52-1/6	Coverage in LF, MF and HF broadcasting	LF、MF及びHF放送のカバレッジ	(S1)	WP6A
56-2/6	Characteristics of terrestrial digital sound broadcasting systems for reception by vehicular, portable and fixed receivers	車載、携帯又は固定受信向けの地上デジタル音声放送方式の特性	(S2)	WP6A
62/6	Subjective assessment of small, medium and large impairments in sound quality	音声品質の小規模、中規模及び大規模な劣化の主観評価	(S2)	WP6C
65/6	Spectrum requirements for sound broadcasting	音声放送のスペクトラム要求条件	(S1)	WP6A
69-1/6	Conditions for a satisfactory television service in the presence of reflected signals	反射波に対するテレビジョンサービスの満足な受信条件	(S1)	WP6A
80/6	Coding for the broadcasting of digitally-encoded TV signals in terrestrial narrow-band channels	狭帯域地上チャンネルでのデジタル符号化されたテレビジョン信号放送のための伝送路符号化	(S1)	WP6A
102-3/6	Methodologies for subjective assessment of audio and video quality	音声及び映像の品質の主観評価方法	(S2)	WP6C
105/6	Spectrum requirements for television broadcasting	テレビジョン放送のためのスペクトラム要求条件	(S1)	WP6A
109/6	In-service monitoring of perceived audiovisual quality for broadcasting and distribution	放送や分配網で知覚される映像・音声品質のサービス中監視	(S1)	WP6C
111-1/6	Technical methods for the protection of the privacy of end-users in interactive broadcasting systems (television, sound and data)	双方向放送システム(テレビジョン、音声及びデータ)におけるエンドユーザのプライバシー保護のための技術手法	(S2)	WP6B
114/6	Characteristics of television receivers and receiving antennas essential for frequency planning	周波数計画に必須のテレビジョン受信機及び受信アンテナの特性	(S2)	WP6A
118-1/6	Broadcasting means for public warning, disaster mitigation and relief	公衆への警報、災害の軽減及び救済のための放送手段	(S1)	WP6A
120/6	Digital sound broadcasting in Region 2	第2地域におけるデジタル音声放送	(S1)	WP6A
124/6	Measurement methods for the verification and validation of digital television and sound broadcasting planning procedures	デジタルテレビジョン及び音声放送の計画手順の検証・確認のための測定手法	(S1)	WP6A
126-1/6	Recommended operating practices to tailor television programme material to broadcasting applications at various image quality levels, display sizes and aspect ratios	テレビジョン番組素材を、多様な映像品質、ディスプレイサイズ及びアスペクト比の放送アプリケーションに合わせて変換するための推奨運用手法	(S2)	WP6B
127/6	Mitigation techniques required for the use of digital modulation in the "26 MHz" broadcasting band for local coverage	局所的なカバレッジ用「26MHz」放送帯でデジタル変調を利用するための緩和技術	(S2)	WP6A
128-2/6	Digital 3DTV systems for broadcasting	デジタル3次元(3D)TV放送システム	(S3)	WP6C

129/6	Impact of audio signal processing and compression techniques on terrestrial FM sound broadcasting emissions at VHF	VHFの地上FM音声放送の発射への、音声信号処理及び圧縮技術の影響	(S2)	WP6A
130-2/6	Digital interfaces for production, post-production and international exchange of television programmes for broadcasting	放送用テレビジョン番組の制作、ポストプロダクション及び国際交換のためのデジタルインターフェース	(S2)	WP6B
131/6	Common core data format for multimedia broadcasting	マルチメディア放送の共通コアデータのフォーマット	(S2)	WP6B
132-3/6	Digital terrestrial television broadcasting technology and planning	デジタル地上テレビジョン放送の技術とプラン作成	(S3)	WP6A
133-1/6	Enhancements of digital terrestrial television broadcasting	デジタル地上テレビジョン放送の高度化	(S3)	WP6A
134/6	Recording of digital sound programme signals for international exchange	国際番組交換のためのデジタル音声番組信号の記録	(S2)	WP6C
135-1/6	System parameters for and management of digital sound systems with and without accompanying picture	映像付き／なしのデジタル音声システムのシステムパラメータと管理	(S2)	WP6C
136-2/6	Worldwide broadcasting roaming	世界的な放送のローミング	(S2)	WP6A
137/6	Internet Protocol (IP) interfaces for the transport of broadcast programmes	放送番組伝送のためのインターネットプロトコルインターフェース	(S3)	WP6B
138/6	Methods for signalling loudness compliance	ラウドネス準拠の識別方法	(S2)	WP6B
139/6	Methods for rendering of advanced audio	高度音響フォーマットのレンダリング手	(S1)	WP6C
140/6	Global platform for the broadcasting service	放送サービスのためのグローバルプラットフォーム	(S1)	WP6B
141/6	Internet delivery of sound and television broadcast originated soundtracks	音声及びテレビ放送音声のインターネット配信	(S2)	WP6C
142-2/6	High dynamic range television for broadcasting	放送用高ダイナミックレンジテレビ	(S2)	WP6C
143/6	Advanced Immersive Audio-Visual Systems for Programme Production and Exchange for Broadcasting	番組制作と交換に関する放送用高度没入型映像音響システム	(S2)	WP6C

SG7

課題番号	課題名:英語	課題名:日本語	分類	Group
110-2/7	Time codes	タイムコード	(S2)	WP7A
111-1/7	Signal delays in antennas and other circuits and their calibration for high-accuracy time transfer	アンテナ及び他の回路による信号遅延及び高精度時刻比較のためのそれら	(S2)	WP7A
118-2/7	Factors which affect frequency sharing between data relay satellite systems and systems of other services	データ中継衛星システムと他の業務のシステムとの周波数共用に影響する要因	(S2)	WP7B
129-3/7	Unwanted emissions radiated from and received by stations of the science services	科学業務の局から放射又は局により受信される不要放射	(S2)	WP7B/WP7C/WP7D
139-4/7	Data transmission for Earth exploration-satellite systems	地球探査衛星システムのためのデータ伝送	(S2)	WP7B
141-4/7	Data transmission for meteorological satellite systems	気象衛星システムのデータ伝送	(S2)	WP7B
145-2/7	Technical factors involved in the protection of radioastronomical observations	電波天文観測の保護に関連する技術要因	(S2)	WP7D
146-2/7	Criteria for evaluation of interference to radio astronomy	電波天文への混信の評価基準	(S2)	WP7D
152-2/7	Standard frequencies and time signals from satellites	衛星からの標準周波数及び標準時刻信号	(S2)	WP7A
207-3/7	Time and frequency transfer using digital communication links	デジタル通信リンクを使用する時刻及び周波数比較	(S2)	WP7A
211/7	Frequency sharing between the space research service and other services in the 37-38 GHz and 40-40.5 GHz bands	37-38 GHz帯及び40-40.5 GHz帯における宇宙研究業務と他の業務との周波数共用	(S2)	WP7B
221/7	Preferred frequency bands and protection criteria for space research service observations (passive)	宇宙研究業務の観測(受動)のための望ましい周波数帯及び保護基準	(S2)	WP7C
222-2/7	Radio links between earth stations and lunar and planetary missions by means of lunar and/or planetary data relay satellites	月及び/又は惑星データ中継衛星による地球局と月及び惑星ミッション間の無線リンク	(S2)	WP7B
226-1/7	Frequency sharing between the radio astronomy service and other services in bands above 70 GHz	70 GHz超の帯域における電波天文業務と他の業務との周波数共用	(S2)	WP7D
230-1/7	Preferred frequency bands and protection criteria for radio astronomy measurements in	宇宙における電波天文計測のための望ましい周波数帯及び保護基準	(S2)	WP7D
231/7	Earth exploration-satellite service (active) and space research service (active) operating above 100 GHz	100 GHz超で運用する地球探査衛星業務(能動)及び宇宙研究業務(能動)	(S2)	WP7C
234/7	Frequency sharing between active sensor systems in the Earth exploration-satellite service and systems operating in other services in the 1 215-1 300 MHz band	1215-1300 MHz帯における地球探査衛星業務の能動センサーシステムと他の業務で運用するシステムとの周波数共用	(S2)	WP7C
236-1/7	The future of the UTC time scale	協定世界時の将来問題	(C1)	WP7A
237/7	Technical and operational factors relating to interference mitigation practices at radio astronomy stations	電波天文無線局における混信軽減の実施に関連する技術及び運用要因	(S2)	WP7D
238/7	Trusted time source for time stamp authority	時刻認証機関のための信頼できる時刻	(S2)	WP7A
239/7	Instrumentation time codes	タイムコードの計装	(S2)	WP7A
242/7	Radio quiet zones	電波静穏地帯	(S2)	WP7D
244/7	Interference between standard frequency and time signal services operating between 20 and 90 kHz	20-90 kHzで運用する標準周波数と標準時刻信号業務の混信	(S2)	WP7A
245/7	Interference to the standard frequency and time signal service in the low-frequency band caused by noise from electrical sources	電気源から生じる雑音が生じる長波帯標準周波数及び標準周波数・時刻信号業務へ与える混信	(S2)	WP7A
246/7	Future bandwidth requirements for the space research service (deep space)	宇宙研究業務(深宇宙)のための将来の帯域幅の要件	(S2)	WP7B
247/7	Emergency radiocommunications for human space flight	有人宇宙飛行のための非常無線通信	(S2)	WP7B
248/7	Timing Information from Global Navigation Satellite Systems (GNSS) and their	世界航行衛星システム(GNSS)及びその補強物からの時刻情報	(S2)	WP7A
249/7	Time and frequency information from "enhanced" Long Range Aid to Navigation	「高度」長距離航行用援助(eLORAN)からの時刻及び周波数情報	(S2)	WP7A
250/7	Application and improvement of two-way satellite time and frequency transfer (TWSTFT)	衛星双方向時刻周波数比較(TWSTFT)の利用及び改善	(S2)	WP7A
251/7	Ground-based passive sensors	地上受動センサー	(S2)	WP7C
252/7	Parameters needed for the registration of distributed radio astronomy systems	分散電波天文システムの登録に必要なパラメータ	(S2)	WP7D
253/7	Relativistic effects in the transfer of time and frequency in the vicinity of the Earth and in the solar system	地球近傍及び太陽系における時刻及び周波数転送における相対論的効果	(S2)	WP7A
254/7	Characteristics and spectrum requirements of satellite systems using nano and pico satellites	ナノ・ピコ衛星を用いる衛星システムの特性及びスペクトラム要求条件	(C2)	WP7B

255/7	Detection and resolution of radio frequency interference to Earth exploration-satellite service (passive) sensors	地球探査衛星業務(受動)センサーに対する電磁干渉問題の検知と解決策	(S1)	WP7C
256/7	Space weather observations	宇宙天気観測	(S3)	WP7C

3.5 無線通信規則委員会（RRB）

1. 概要

（1）任務

無線通信規則委員会（RRB）は、ITU 憲章及び条約に基づき、以下の任務を行う組織として設置されている。

- ① 無線通信規則（RR）並びに世界無線通信会議及び地域無線通信会議の決定に適合した手続き規則（技術基準を含む）を承認（憲章第 95 号）
- ② 関係主管庁の請求により、有害な混信の事案の調査に関する無線通信局長の報告を審査し、必要な勧告を作成（条約 140 号）（*）

（*）通常の SG の勧告のような単なる勧告ではなく、もめごと（事案）の審査を行い干渉事案当事者国の正否や解決策を勧告する。これが ITU での最終判定となる。

（2）委員の選出

RRB は 12 名（憲章第 93A 号）の委員で構成され、以下の者を全権委員会において選出する（憲章 63 号。米州、欧州、東欧、アフリカ、アジア・太平洋の地域ごとに選出（アフリカ、アジア・太平洋地域からは 3 名））。1 回に限り再選可能（条約第 20 号）。

- ① 無線通信の分野において、十分な能力を有する者（憲章第 93 号）
- ② 周波数の割当て及び使用について実務上の経験を有する者（憲章第 93 号）

（3）会合

ITU 本部（ジュネーブ）において、通常年 4 回開催。

2. RRB の重要性について

我が国の周波数割当ては、RR の国際分配に基づき行っており、特に通信・放送衛星や短波・中波放送については他国の無線局と混信することがないように RR 規定に基づき国際調整を行う等、RR 運用は我が国の周波数権益と密接に関連している。

RRB は、RR に基づく手続き規則を承認し、RR の運用において解釈に疑義が生じた場合は審議を行い、その結果は我が国の周波数権益に大きな影響を与えることとなる。

3. 現在の RRB 委員

A 地域【米州（定数 2）】

R・L・テラン氏（アルゼンチン）、J・ウィルソン氏（米国）

B 地域【欧州（定数 2）】

A・マゼンタ氏（イタリア）、L・ジャンティ氏（オランダ）

C 地域【東欧（定数 2）】

V・ストレリツ氏（ロシア）、I・ハイロフ氏（ウクライナ）

D 地域【アフリカ（定数 3）】

S・キベ氏（ケニア）、M・ベッシ氏（モロッコ）、S・コフィー氏（コートジボアール）

E 地域【アジア・太平洋（定数 3）】

伊藤泰彦氏（日本）、N・B・ハマッド氏（UAE）、D・Q・ホアン氏（ベトナム）

※下線は 1 期目。

4 電気通信標準化部門（ITU-T）

4.1 世界電気通信標準化総会 (WTSA)

4.1.1 世界電気通信標準化総会 (WTSA-16) の結果概要

2016年世界電気通信標準化総会 (WTSA-16) の結果概要

総務省 情報通信国際戦略局 通信規格課

1. はじめに

世界電気通信標準化総会 (WTSA) は、国際電気通信連合 (ITU) の電気通信標準化部門 (ITU-T) の総会であり、4年に1度開催される。WTSA-16 (<http://www.itu.int/en/ITU-T/wtsa16/Pages/default.aspx>) は、2016年10月25日 (火) から11月3日 (木) まで、チュニジア共和国のヤスミン・ハマメットにおいて開催され、次研究会期 (2017～2020年) の研究課題の承認、具体的な標準化活動を行う研究委員会 (SG: Study Group) の議長・副議長の任命、勧告・決議の承認等が行われた。また、WTSA-16開催に併せてサイドイベントも開催された。

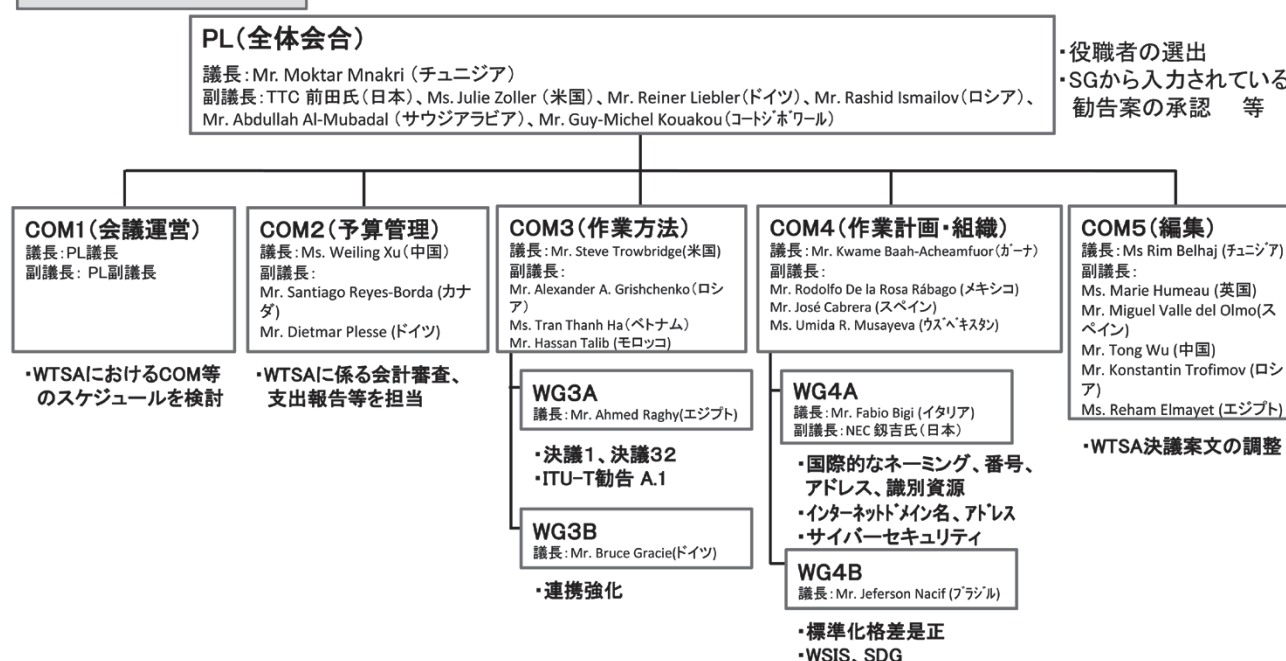
WTSA-16には、137の情報通信関係省庁、電気通信事業者、メーカなどから約700名が参加した。我が国からは、主管庁である総務省 (団長: 武田官房総括審議官) とともに、NTT、KDDI、沖電気工業、日本電気 (NEC)、日立製作所、富士通、三菱電機、NTTドコモ、日本ケーブルラボ、情報通信技術委員会 (TTC)、情報通信研究機構 (NICT) の関係者等、32名が参加した。

2. WTSA-16審議体制

WTSA-16では、PL (Plenary Session)、COM (Committee)、WG (Working Group) ごとに、割り当てられた審議内容を審議した。審議体制を図に示す。PLEN配下のCOM1では会議運営、COM2では予算管理、COM3では作業方法、COM4では作業計画・組織、そしてCOM5では編集を行った。COM3及びCOM4配下には、トピックごとの詳細な検討を行うため、COM3にはWG3A、WG3B、COM4にはWG4A、WG4Bの各2つのWGが設置され、審議が進められた。また、審議を進めていく中で、審議が長引き、関係国間における調整事項などが生じたものはアドホック会合や、決議の修正に関するドラフティング会合が随時開催された。なお、我が国から、PL副議長として前田洋一氏 (TTC) が、WG4A副議長として釧吉薫氏 (NEC) が選出された。

審議体制及び割当て

・WTSA-16では、PL、COM、WGごとに割り当てられた審議内容を審議



■図. WTSA-16審議体制

3. 次研究会期の研究体制

SG構成については、COM4で議論された。役職者選出にも関係するため、先決すべき問題として扱われた。我が国がアジア共同提案として11SGの存続を主張したのに対し、SG9（映像・音声）についてはアメリカ・欧州・アラブ・ロシア地域から廃止（他SGへの全課題移管）提案、SG11（信号・プロトコル）は欧州から廃止（他SGへの全課題移管）提案が出ていた。SG9については、バーティカルSGとしてのSG9の価値、SG数減によるコスト減がほとんどないこと、廃止による研究領域縮小の印象がITU-T全体にネガティブであることを、アジア地域として主張した。その結果、アラブ・ロシア地域も存続支持にまわり、存続で合意された。SG11については、ロシア及び途上国を中心に相互接続性確保を重要視する国々も存続を支持し、存続で合意された。また、2015年6月のTSAG会合で暫定設置されたSG20の設置も正式に合意された。

4. 次研究会期の議長・副議長選出

ITU-TのSG等の議長・副議長の選出に当たっては、ITU-Tの作業方法について規定しているWTSA決議1で、WTSAにおいて代表団長（HoD）が役職者指名に関する提案を作成しWTSAが任命するとされている。また、議長・副議長の任命と任期について規定しているWTSA決議35の付属書Aで、各メンバ、セクタメンバが、候補者をTSB局長にWTSA前に示すとされている。

我が国からは、3名のSG議長候補と6名のSG副議長候補を、決議35付属書Aに定められた期間内に推薦した。

複数の推薦があったSG2、SG11、SG16議長候補について、TSBによる非公式な事前調整が行われた。我が国が候補を推薦したSG11議長については、ロシアからも候補が出ており、それがロシア地域唯一の候補であったため、他SG（SG3及びSG9）にも候補を出しこれらが任命される方向であった我が国の候補よりも優先されることとなった。

WTSA-16開催中の11月1日に代表団長会合が開かれ、議長候補は各SGとも1名に絞られた議長・副議長候補案がTSB局長から示された。なお、候補者を決議35の基準に照らし評価するためには時間がかかることを理由に、TSB局長はWTSA-16開催期間中の追加推薦は受け付けなかった。

代表団長会合での議論を経て、最終日の全体会合で議長・副議長が合意された。副議長については、多数の推薦があったが、結果的に全員が任命された。我が国からは、議長2名、副議長6名が次期研究会期の議長・副議長に任命された。議長を複数輩出することとなったのは我が国だけであった。

5. 次研究会期の研究課題の承認

各SGのレポートに基づき、次研究会期の研究課題が報告され、決議2「ITU-T研究委員会の責任及び担務」の改定とともに議論され、承認された。

SG2（サービス提供の運用側面及び電気通信管理）は、「国際電気通信サービスとネットワークに対するインターネットや新サービスの運用上のインパクト」が追加され、「ヒューマンファクター」はSG16に移管されることとなった。

SG3は、タイトルに「料金及び会計原則と国際電気通信・ICTの経済と政策課題」と、下線部が追加された。途上国が経済・政策課題を扱うことを強く要望したが、あくまで「国際」電気通信にかかるものとして国内のみに閉じた問題は対象としないことが明示された。また、SG3のマネーダーに「規制」を追加するロシア・アラブ提案は、欧米勢及びSG3議長等の反対で廃案になった。

SG5は、タイトルに「環境、気候変動と循環経済」と、下線部が追加された。

SG9（映像・音声伝送及び統合型広帯域ケーブル網）は、QoS関連課題はSG12に、ホームNW関連課題はSG15に移管されることとなった。また、所掌にHDR、UHDTV等が追加された。

SG11は、タイトルに「信号要求、プロトコル、試験仕様及び偽造製品対策」と、下線部が追加された。また、偽造端末対策・端末盗難対策のリードSGとなった。TSAGでも長く議論されてきたSG12（品質）との間でのインターネット品質評価の所掌の整理については、今回WTSA-16で合意に至り、インターネット関連パフォーマンス測定はSG11が所掌することとなった。

SG13は、タイトルが「IMT-2020、クラウドコンピューティングと信頼性の高いNW基盤設備を中心とした将来網」と変更された。

■表1. 次研究会期における各研究委員会の議長・副議長

TSAG 電気通信標準化アドバイザリグループ			副議長	Josef OPITZ	ドイツ	副議長	Dan LI	中国
議長	Bruce GRACIE	カナダ	SG9 映像・音声伝送及び統合型広帯域ケーブル網				荒木 則幸 (NTT)	日本
副議長	Victor Manuel MARTINEZ VANEGAS	メキシコ	議長	宮地 悟史 (KDDI)	日本		Jeongdong RYOO	韓国
	Weiling XU	中国	副議長	Zhifan SHENG	中国		Fahad Abdullah AL-FALLAJ	サウジアラビア
	Monique MORROW	米国		Taekyoon KIM	韓国		Khaled AL-AZEMI	クウェート
	Vladimir MINKIN	ロシア		Blaise CORSAIRE MAMADOU	中央アフリカ		Hubert MARIOTTE	フランス
	Matano NDARO	ケニア	SG11 信号要求、プロトコル、試験仕様及び偽造品対策				Cyrille VivienVEZONGADA	中央アフリカ
	Omar Tayseer AL-ODAT	ヨルダン	議長	Andrey KUCHERYAVY	ロシア		Glenn PARSONS	カナダ
	Reiner LIEBLER	ドイツ	副議長	Isaac BOATENG	ガーナ		Edoardo COTTINO	イタリア
	Rim BELHASSINE-CHERIF	チュニジア		Xiaojie ZHU	中国		John MESSENGER	英国
SG2 サービス提供の運用側面及び電気通信管理				Shingak KANG	韓国	SG16 マルチメディア符号化、システム及びアプリケーション		
議長	Phil RUSHTON	英国		João Alexandre Moncaio ZANON	ブラジル	議長	Zhong LUO	中国
副議長	Hossam ABD EL MAOULA SAKER	エジプト		Karim LOUKIL	チュニジア		Mohannad EL-MEGHARBEL	エジプト
	Yanchuan WANG	中国		Khoa NGUYEN VAN	ベトナム		山本 秀樹 (OKI)	日本
	Saif BIN GHELAITA	U A E		Awad Ahmed Ali Hmed MULAH	スーダン		Marcelo MORENO	ブラジル
	Abdullah AL-MUBADAL	サウジアラビア		Mario FRIGERIO	アルゼンチン		Charles Zoé Banga	中央アフリカ
	Philippe FOUQUART	フランス	SG12 性能、サービス品質及びユーザー体感品質				Mohsen GHOMMAM MALEK	チュニジア
	Ahmed Tajelsir Atya MOHAMMED	スーダン	議長	Kwame BAAH-ACHEAMFUOR	ガーナ		Khusan ISAEV	ウズベキスタン
	Aysel KANDEMIR	トルコ	副議長	Gaoxiong YI	中国		Heber MARTINEZ	アルゼンチン
	Guillermo CLEMENTE	アルゼンチン		Seyni Malan FATI	セネガル	SG17 セキュリティ		
SG3 料金及び会計原則と国際電気通信・ICTの経済と政策課題				Yvonne UMUTONI	ルワンダ	議長	Heung Youl YOUM	韓国
議長	津川 清一 (KDDI)	日本		AI MORTON	米国		三宅 優 (KDDI)	日本
副議長	Ahmed SAID	エジプト		Tiago Sousa PRADO	ブラジル		Zhaoji LIN	中国
	Biendjui Joséphine ADOU	コートジボアール		Aymen SALEH	チュニジア		Inette FUREY	米国
	Aminata DRAME	セネガル		Hassan Mukhtar Hassan MOHAMED	スーダン		Vasily DOLMATOV	ロシア
	Raynold Crispin Mfungahema	タンザニア		Edoyemi OGOH	ナイジェリア		Patrick-Kennedy KETTIN ZANGA	中央アフリカ
	Byuongnam LEE	韓国		Zeid ALKADI	ヨルダン		Muataz Elsadig ISHAG	スーダン
	Adel Mohamed DARWISH	バーレーン		Mehmet ÖZDEM	トルコ		Wala LATROUS	チュニジア
	Abraão Balbino e SILVA	ブラジル		Raul PARODI	アルゼンチン		Gökhan EVREN	トルコ
	Alexey BORODIN	ロシア		Seong-Ho JEONG	韓国		Hugo Dario MIGUEL	アルゼンチン
	Dominique WÜRGES	フランス	SG13 IMT-2020、クラウドコンピューティングと信用を中心とした将来網			SG20 IoTとスマートシティ・コミュニティ		
	Karima MAHMOUDI	チュニジア	議長	Leo LEHMANN	スイス	議長	Nasser AL MARZOUQI	U A E
	Muneer Tajelsir Eltuhami ELMAKI	スーダン	副議長	Ahmed EL-RAGHY	エジプト		Ramy AHMED	エジプト
	Mohammad Ahmad ALMOMANI	ヨルダン		後藤 良則 (NTT)	日本		端谷 隆文 (富士通)	日本
	Liliana BEIN	アルゼンチン		Heyuan XU	中国		Guy-Michel KOUAKOU	コートジボアール
SG5 環境、気候変動と循環経済				Hyungsoo KIM	韓国		Ziqin SANG	中国
議長	Maria Victoria SUKENIK	アルゼンチン		Mohammed AL TAMIMI	サウジアラビア		Achime Malick NDIAYE	セネガル
副議長	Nevine TEWFIK	エジプト		Brice MURARA	ルワンダ		Hyoungjun KIM	韓国
	高谷 和宏 (NTT)	日本		Scott Mansfield	カナダ		Blanca GONZALEZ	スペイン
	Shuguang QI	中国		RIM BELHASSINE-CHERIF	チュニジア		Abdurahman AL HASSAN	サウジアラビア
	Leonid RABINOVICH	米国		Fidelis ONAH	ナイジェリア		Oleg MIRONNIKOV	ロシア
	Samyoung CHUNG	韓国		Juan Carlos MINUTO	アルゼンチン		Bilel CHABOU	チュニジア
	Jean-Manuel CANET	フランス	SG15 伝送網、アクセス網及びホーム網に関するネットワーク、技術及び基盤整備				Bako WAKIL	ナイジェリア
	Vincent Urbain NAMRONA	中央アフリカ	議長	Steve TROWBRIDGE	米国		Fabio BIGI	イタリア
	Eiman Farouk Mahmoud OSMAN	スーダン					Héctor Mario CARRIL	アルゼンチン

6. 勧告の承認

WTSA-16には、SG3から5件（新規4件、改定1件）の勧告案が提出され、すべて承認された。これら勧告案について、米国、オーストラリア、ドイツ、カナダなどが、国内問題であると指摘したが、アフリカ、アラブ、南米が、国際問題であると主張して採択を支持し、全5件が採択された（D.52、D.53、D.261は反対国の留保付き）。

7. WTSA決議

WTSA-16の結果、変更無しが14、新決議が16、改定が31（うち6はエディトリアル）、廃止が6となり、全体では決議が10増えることとなった。

ITUのスリム化を目指す欧米による決議の廃止提案が目立ったが、目的を達成した決議の廃止については我が国としても支持する立場をとった。途上国からは、自国の抱える問題の解決をITU-Tに求める決議の提案が多く、それらはITU-Tの所掌や予算制約を度外視する傾向も見られたため、我が国はそれら問題点は指摘して修正されるよう努めた。

7.1 廃止された決議

廃止された決議とその理由は以下のとおり：

決議33「ITU-T戦略活動ガイドライン」（TSAGで実施済）

決議38「IMTに関するITU-R、ITU-T及びITU-D間の連携」（新決議92（COM4/3）に移行）

決議57「ITU-R、ITU-T及びITU-D間の協力と連携強化」（決議18に含める）

決議71「アカデミアのITU-T活動への参加」（全権委員会（全権）決議167でカバー）

決議81「他の標準化団体との連携の強化」（Aシリーズ勧告に反映済）

決議82「他機関との連携、協力及びITU-Tにおける将来の国際標準化の検討体制」（レビュー委員会任務完了、TSAGで引き続きレビュー実施）

7.2 主な新決議

新決議84 COM4/2「電気通信/ICTサービス利用者の保護」

ロシア地域が提案。新決議の要否について十分議論がつくされる前にドラフティンググループが半ば強硬に設置され、大槻氏（NTTドコモ）がドラフティング議長を務めた。提案は「消費者」保護であったため、我が国を含む先進国が消費者保護の範囲の広さと既存の作業との重複を指摘して新決議作成に反対したが、途上国が強く支持し、ドラフティングは難航した。結果、「利用者」保護に修正し、先進国にとって問題ない範囲まで大幅な修正を加えた上で合意された。

新決議92 COM4/3「IMTの非無線分野に関するITU-T標準化活動の強化」

APT準備会合への我が国提案及び中国提案をベースに、APTからIMTに関するITU-Tの標準化活動の強化に関する新決議提案をした。SGに対する指示として、非無線区間のネットワーク技術の標準化調査を効率的に推進するこ

■表2. 承認された勧告

提案元 SG	勧告番号	勧告対象	概要
3	D.52 [新勧告案]	国際インターネット接続のコスト削減のための地域IXPの設立及び接続	地域のインターネットトラフィックをその地域でルーティングすることを可能とする地域IXPの設置に向けた地域協力に関する指針を示し、国際的な帯域幅の節約と国際インターネット接続に係るコスト削減を目指すもの。
	D.53 [新勧告案]	ユニバーサルサービスの国際的側面	ユニバーサルサービス政策の定義及び規制に関する加盟国の主権を認めつつ、グローバル化したデジタル環境におけるユニバーサルサービス基金に関する政府と規制体の役割及びマネジメント機能の指針の概要を提案するもの。
	D.97 [新勧告案]	国際ローミング料金決定のための方法論の原則	ローミング市場における競争促進及びローミング料金の上限の導入等の適切な規制措置の検討の必要性を強調しつつ、ローミング料金の低廉化のためにとり得るアプローチを提案するもの。
	D.261 [新勧告案]	市場画定と重大な市場支配力（SMP）を有する事業者の特定に関する原則	電気通信分野における重大な市場支配力の定義及び特定に関して、各国の助けとなる原則と指針を提案するもの。
	D.271 [改定勧告案]	NGNの課金及び計算原則	標準に基づくインタフェースとサービスとの間のIPネットワーク上でのIPパケット伝送能力の管理主体に適用可能な一般原則及び条件を規定するもの。 ※改定により、課金パラメータに関する記載を一部追加・削除する。

とや、特にSG13に対する指示として、JCA IMT-2020を設立すること等、関連SGや他SDOとのIMT関連標準化活動の調整等が含まれている。

WTSA-16では、米国から、IMT-2020に関する活動が完了したばかりなので、親SGであるSG13の判断を待つべきであるとともに、ITU-Rがカバーすべき領域であるとの意見が出された。SG13議長からは、FG IMT-2020は、明確に非無線要素（non-radio）を扱っている、議論の混乱は避けるべきとの意見があった。議論の結果、non-radio aspectsとの限定をタイトルほかに施す、ITU-Dに関するTSB局長とTSAGに対する指示の重複を解消する、等の修正がされ、承認された。

新決議91 COM4/5 「ITU-Tが公表する番号計画情報の電子的レポジトリへのアクセス強化」

ロシア地域が、国内の番号計画をとりまとめたデータベースをITU-Tで設置すべき、として提案。我が国は、国内電話番号計画は国内問題でありITUの所掌を逸脱するとして、反対の立場であった。議論の結果、「database of allocated/allotted national telephone numbering plans」を「an electronic repository of information on numbering plans」に変更。また、ITU-Dの所掌範囲と思われる部分、デジタル単一市場の創設、課税等に関する記述は削除し、SG2で必要性を検討した上で、TSB局長が予算の範囲内で実施するとされた。

新決議85 COM4/8 「ITU-Tのリソースの強化と多様化」

アラブ地域が提案。ITU-Tの追加財源を創出するための新しい策をTSBが検討するとしている。我が国からは、財源については理事会で検討中でありWTSAで検討すべきではないと指摘し、米国・ドイツ・カナダも本決議は不要との立場だった。検討の結果、理事会に関する記述は全て削除された。また、提案で検討する財源の候補として挙げられていたもののうち、ITUマークは削除されたが、INR（国際番号資源）とC&Iテストは残った。

新決議87 COM4/12 「国際電気通信政策（ITR）の定期的な見直し及び改定へのITU-Tの参加」

ITRは、国際電話業務に関する一般原則、接続料金の計算・精算方法等を定めた法的拘束力のある規則（1990年7月発効）である。2012年WCIT（World Conference on International Telecommunications）でITRの改定が議論

されたが、我が国、米国、EU諸国、カナダ、オーストラリア等の国は改定ITRに署名していない。2014年の全権において、EG-ITRを設置し2017年から検討し、2018年の全権に報告することを決議し、2016年理事会においてEG-ITRのToRを決議している。

WTSA-16には、アフリカ、アラブ、ロシア地域がそれぞれ、ITU-TでITRの検討を行う旨の新決議案を提案。我が国を含む先進国が決議不要を主張したが、決議の可否検討前にバーレーンを議長とするドラフティングが強行に開始された。議論の結果、理事会決議1379と全権決議146に合わせた表現に修正。ロシア地域提案は、2012年改正ITRの非適用国に対していかに適用させるか等を検討することまで含んでいたが、削除された。アフリカ地域提案は、関連するSGでも提案を作成することとしていたが、削除された。TSAGのみで対応するプロセスを明確化して合意された。

7.3 DOA（Digital Object Architecture）関連決議

DOAは、TCP/IPの開発者の一人であるボブ・カーン氏及びカーン氏がCEOを勤めるCNRI（Corporation for National Research Initiatives）が開発した、異種混合情報システム間でセキュアな情報管理を可能とする分散システムを提供するためのアーキテクチャである。あらゆるオブジェクト（情報等）にユニークなIDとオブジェクトに対するアクセス方法、属性等を定めたメタデータを設定、さらにユニークIDを解決する“Handle System”で構成される。

WTSA-16に、ロシア・アラブ・アフリカ地域から、DOAを引用する決議改定案3件及び新決議案4件が提案された。我が国及び南北アメリカ及び欧州から特定のシステム名を決議で挙げることに懸念を表明した。提案国が強く主張したのに対し、特に欧米を中心に絶対反対の立場の国も多く、対立が続いた。COM4では結論が出ず、HoD会合でTSB局長から仲裁案が出されるも受け入れられなかったため、最終プレナリまで議論がもつれた。

結果として、DOA、Handle System等への言及を削除するとともに、identity managementの重要性について一般化した声明（The Plenary recognized that identity management plays an important role in many telecommunications/ICT services and that it can be implemented using a range of technologies and solutions.）を議長報告に含めることで合意された。

米国から、本件の議事進行に懸念、ITU-T勧告はボトムアップ、コンセンサスベースであるべき、との声明が出された。(英国、オーストラリア、カナダ、ノルウェー、スウェーデン、パラグアイ、フィンランド、コスタリカが連名。)

ロシアから、DOAを含むすべての技術を対象とすべき、全権や理事会の決定は全ITUメンバを拘束するものである、との声明が出された。(ジンバブエ、南アフリカが連名。)

各提案の審議結果は以下のとおり：

新決議96 PLEN/1「電気通信/ICT装置の偽造対策のためのITU-Tの研究」⇒全権決議への参照のみ

新決議97 PLEN/2「移動体通信端末の盗難対策」⇒DOAへの言及は削除

(新決議提案「Over the Top (OTT) operators and services」⇒廃案 (Res2のSG2とSG3のマンデートにOTT追記))

(新決議提案「Strengthening the role of ITU-T in ensuring data privacy and trust in ICT infrastructures and services」⇒廃案)

決議50 「サイバーセキュリティ」⇒改定したがDOAへの言及は削除

決議60 「識別／番号システムの進化とIPベースのシステム・網との統合に向けた検討」⇒変更無し

決議78 「e-healthサービスへのアクセスを向上するためのICT技術応用と標準化」⇒改定したがDOAへの言及は削除

8. 作業方法

決議1「電気通信標準化部門 (ITU-T) の手続き規則」については、アフリカ、アラブ、アジア・太平洋、南北アメリカ、欧州、ロシア地域、米国から、それぞれ主にエディトリアルな改定提案があった。WTSA-16においては、特にNon-Normative文書の承認に新たにvotingを導入すべきかどうかについて、議論が紛糾し、ITUは可能な限りコンセンサスの達成に努力すべきであるという意見も強く、最終的に、今回の導入は見送られた。

今回合意された主な追加点は以下のとおり：

- ・目的を達した決議の削除の推奨
- ・WTSAへのSG報告に課題ごとの統計分析結果と今後の活動計画を含める
- ・SG副議長に特定の役割を付与する
- ・AAP/TAPの選択が再考された場合にはその理由を

明記

また、勧告A.1「ITU電気通信標準化局の研究委員会の作業方法」については、TSAGから、GSI (Global Standardization Initiative) について、現行唯一のGSIであるIPTV-GSIが2016年9月で終了したことを考慮し、GSIに関連する記述を削除する改定提案が出されていた。欧州地域からは、Technical Reportの文書タイプの定義、著作権規定の明確化、SG以外のグループ定義の明確化をする改定案が出されたが、アフリカ地域及びアラブ地域はTSAG合意を超えた改定に反対の立場だった。カナダからは新作業項目の提案に4か国支持を義務化する改定案が出されたが、アジア・太平洋地域は、これに反対した。結果、TSAG会合で合意された改定のみ合意し、更なる改定については次会期のTSAGで優先度を上げて議論することとなった。

9. サイドイベント

WTSA-16に併せて、複数のサイドイベントが開催された。

9.1 CxO会合 (10月23日)

WTSA決議68に基づく、TSB局長と民間企業/研究機関の幹部による、最先端の動向をITU-Tの活動に反映するための会議であり、今回は、OTTがオペレータに及ぼす経済的影響と標準化の必要性、ギガビット級ブロードバンドの採用促進の2つのテーマについて議論され、コミュニケーションがWTSAに輸入された。

9.2 GSS (Global Standards Symposium) (10月24日)

GSS (世界標準化シンポジウム) は、全権決議122及びITU理事会決議1272に基づき、高い観点から標準化政策を議論し、その議論の結果をWTSAに提示するための会議である。

今回は、「標準化におけるセキュリティ、プライバシー及びトラスト」をテーマに、各国、各地域での規制の原則の報告、エンドユーザの視点で今後期待される分野 (情報漏洩対策、セキュリティ優先の実装、トラスト構築等) の紹介、各標準化機関 (ISO、IEC、IEEE、CEN-CENELEC、ITU) の取組みの紹介が行われた。基本的な原則を含む国際的なフレームワークの強化、その実装のためのメカニズムの確立の必要性等、GSSの議論の結果が取りまとめられ、当初GSS参加者の合意事項とされていたが、参加者全員が同意したわけではないとのコメントがあり、議論の結

果、「GSS stressed to those following issues」とすることとし、翌日のWTSAに提示された。

9.3 60周年記念講演（10月26日）

ITU-Tの前身のCCITTから数えて今年が60周年に当たることから開催された記念講演とパネルディスカッション。DFS（デジタル金融サービス）及びAI（人工知能）の2つのテーマで2回に分けて開催された。

9.4 WISE（Women in Standardization Expert Group） （10月30日）

WISEは、WTSA決議55に基づき発足したグループであり、ITU標準化活動における男女機会均等への取組みを目的としている。今回は、WISEの公式発足を記念し、チュートリアルセッションとパネルディスカッションが開催された。

9.5 アクセシビリティセッション（11月4日）

Andrea Saks 氏（米国）がITU-Tにおけるアクセシビリティの取組みを紹介。川森氏（慶応大学）と中谷氏（アステム）がITU-T SG16 におけるICTアクセシビリティ標準の紹介とITU-T勧告 H.702（IPTVに関するアクセシビリティ標準）のデモを実施した。

10. おわりに

2013－2016年会期の4年間に渡ってITU-T活動に貢献してきた我が国関係者の皆様のご尽力によって、WTSA-16でも我が国にとって十分な成果を挙げることができ、御礼申し上げます。他方、WTSA-16では、途上国の抱える問題をITU-Tの活動にいかん適切に反映していくべきか、政治的な側面もある案件でどのようにコンセンサスを得ていくべきかといった課題も明らかになった。次会期も官民が協力し、我が国の電気通信システムの発展及び国際競争力強化に向けて取り組んで参りたい。



■写真1. PLENARY議長（左）とTSB局長



■写真2. WTSA-16バナー

2012年ITU世界電気通信標準化総会（WTSA-12）の結果概要

総務省 情報通信国際戦略局 通信規格課

1. はじめに

国際電気通信連合（ITU）の電気通信標準化部門の総会である2012年世界電気通信標準化総会（WTSA-12）が、11月20日（火）から11月29日（木）まで、アラブ首長国連邦のドバイにおいて開催された。

総会には、105か国から約900人が参加した。我が国からは久保田大臣官房総括審議官を日本代表団長として、鈴木情報通信審議会ITU部会長（東北大）、KDDI、大阪工業大、沖電気工業、情報通信技術委員会（TTC）、情報通信研究機構（NICT）、日本ITU協会、日本電気、日本電信電話（NTT）、日立製作所、富士通、三菱電機の関係者ら32名が参加した。WTSA-12では次研究会期（2013～2016年）の研究課題の承認、具体的な標準化活動を行う研究委員会（SG：Study Group）の議長・副議長の任命、勧告・決議の承認等が行われた。以下、これらについて概要を報告する。なお、WTSA-12の前日（19日）には世界標準化シンポジウム（Global Standards Symposium：GSS）、及びWTSA-12期間中にはサイドイベントも開催されており、これらも併せて報告する。

2. GSS（Global Standards Symposium）

WTSA-12開催の前日に、世界標準化シンポジウム（GSS）が開催された。これは全権委員会議決議122（2010年グアダ

ラジャラ改訂）及びITU理事会決議1272改に基づき、高い観点から標準化政策を議論し、その議論の結果をWTSAに提示するための会議である。「いかにイノベーションと標準化の間のギャップを埋めるか」、「ヘルスケア、運輸分野、ユーティリティ分野等の新分野にいかに取り組むか」、「他の標準化団体とのグローバル連携」をテーマとして議論が行われた。これらの議論の中では、途上国におけるICT市場の可能性、標準化教育の必要性、PPP（Public Private Partnership）等の複数関係者が協力しつつ、柔軟に対応していくことの重要性等が示された。また、新分野に関しては多くの業界をまたがるシステムが必要とされており、標準化の重要性が一層高まっていること、グローバルレベルでのITUと各標準化団体との連携が緊密に行われていること等が強調された。議論の内容は最後のセッションで取りまとめられ、翌日にWTSA議長に提示された。

3. WTSA-12審議体制

WTSA-12では、PL（Plenary Session）、COM（Committee）、WG（Working Group）ごとに割り当てられた勧告、決議改訂案等を審議した。審議体制を図1に示す。PL配下のCOM1では会議運営、COM2では予算管理、COM3では作業方法、COM4では作業計画・組織、そしてCOM5では編集を行った。COM3及びCOM4配下には、トピックごとの



写真1. WTSA-12会合の様相

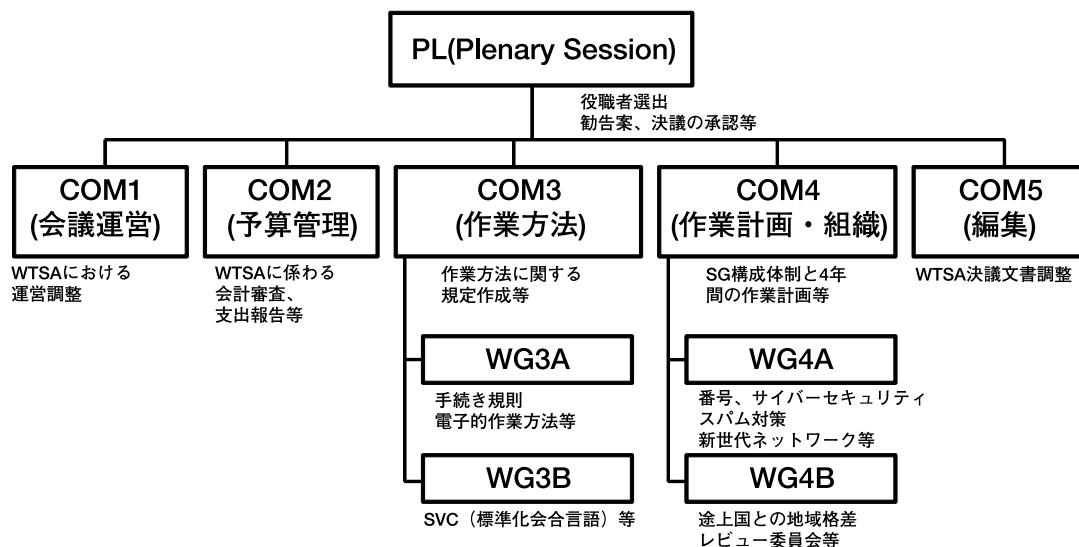


図1. WTSA-12審議体制

詳細な検討を行うため、COM3にはWG3A、WG3B、COM4にはWG4A、WG4Bの各2つのWGが設置され、審議が進められた。また、審議を進めていく中で、審議が長引き、関係国間における調整事項等が生じたものはアドホック会合や、決議の修正に関するドラフティング会合が随時開催された。

なお、COM4の議長に、前田洋一氏（TTC）が選出された。

4. 次研究会期の議長・副議長選出

決議35（ITU-TのSG及びTSAGの議長及び副議長の任命及び最大任期）に従って、次研究会期のSG議長及び副議長が選出された。決議35は、同一SGの同一ポストには2会期（1会期は4年）を超えて、その役職に就くことができないというものである。我が国からは、議長2名（SG3：津川清一氏（KDDI）、SG16：内藤悠史氏（三菱電機））と、副議長8名が立候補し、全候補者が議長・副議長に選出された。表1に全SG構成と役職者を示す。次研究会期のSG議長・副議長の選出に当たっては、SG11の議長に中国とスウェーデン、TSAGの議長にカナダと韓国のそれぞれ2名が立候補したため、TSBによる調整が図られた。また、我が国提案の新決議とともに設置されたレビュー委員会（Review Committee）の議長については、標準化活動におけるこれまでの経験・実績や他国間との関係及び我が国提案もふまえ、前田洋一氏（TTC）が選出されるとともに、韓国からのTSAG議長への立候補者が副議長に選出された。写真2にWTSA-12において選出された各議長を紹介する。

5. 次研究会期の研究課題の承認

各SGのレポートに基づき、次研究会期の研究課題が報告され承認された。SG13においては、我が国が中心となって推進している「将来網（新世代ネットワーク）」について、ITU-Tにおける国際標準化活動を効率的・効果的に推進するため、従来の1つの研究課題を以下の3つの研究課題に分割し、研究体制が強化・拡充されることとなった。

将来網の3つの研究課題

- ・ サービス指向ネットワークキング
- ・ データ指向ネットワークキング
- ・ 将来網の早期実現と環境・社会経済的持続性への寄与

6. 勧告の承認

WTSA-12には、SG3、SG13及びSG15より、計6件の勧告案が提出され全てが承認となった。

6-1. 改訂勧告案：D.195（国際電気通信サービスの精算のための時間計算）

国際電話の料金などを接続先電気通信事業者に請求する際、計算書送付及びその内容についての異議申立て期間を料金が発生した日の月末から50日を原則30日に短縮する改訂案である。改訂案は特段の異議なく承認された。

6-2. 新勧告案：Y.2770（NGNにおけるDPI（Deep Packet Inspection）要件）

DPI（Deep Packet Inspection）技術（上位レイヤまでパ

表1. 次研究会期における各研究委員会の議長・副議長

SG	SG名	議長	副議長
SG2	サービス運用、電気通信管理 Operational aspects	Mr. Sherif GUINENA (エジプト)	全8名
SG3	料金及び会計原則 Economic and policy issues	津川 清一 (KDDI)	全8名 アジア太平洋地域グループ副議長: 松田 康典 (KDDI)
SG5	環境と気候変動 Environment and climate change	Mr. Ahmed ZEDDAM (フランス)	全10名
SG9	広帯域ケーブル網とTV Broadband cable and TV	Mr. Arthur WEBSTER (米国)	宮地 悟史 (KDDI) 他4名
SG11	プロトコル及び試験仕様 Protocols and test specifications	Mr. Wei FENG (中国)	釧吉 薫 (NEC) 他5名
SG12	性能、サービス品質、ユーザー体感品質 Performance, QoS and QoE	Mr. Kwame BAAH-ACHEAM-FUOR (ガーナ)	高橋 玲 (NTT) 他8名
SG13	将来網 Future networks	Mr. Chae-Sub LEE (韓国)	後藤 良則 (NTT) 他9名
SG15	伝送、アクセス、ホームネットワークテクノロジーと基盤 Networks, Technologies and Infrastructures for Transport, Access and Home	Mr. Steve TROWBRIDGE (米国)	荒木 則幸 (NTT) 他8名
SG16	マルチメディア Multimedia	内藤 悠史 (三菱電機)	全8名
SG17	セキュリティ Security	Mr. Arkadiy KREMER (ロシア)	中尾 康二 (KDDI) 他8名
TSAG	電気通信標準化アドバイザーグループ Telecommunication Standardization Advisory Group	Mr. Bruce GRACIE (カナダ)	全6名
レビュー委員会 The Review Committee		前田 洋一 (TTC)	全6名

ケットの内部情報を分析するもの)に関するフロー/アプリケーション識別・管理機能・トラフィック監視・レポート機能・トラフィック制御等、技術の機能要件及びDPI技術の利用例等記述した一般論的内容の勧告案である。プライバシーへの影響を懸念するドイツの反対はあったが、Scopeの修正と全Appendixの削除により承認された。

6-3. 新勧告案：G.8113.1 (パケット伝送網 (PTN) におけるMPLS-TPのための運用・管理・保守機構)

MPLS-TP網に適用するOAM方式 (Operation Administration and Maintenance) のうち、ITU-T方式に関するプロトコルの勧告案である。特段の異議なく承認された。

6-4. 新勧告案：G.8113.2 (MPLSのために定義されたツールを用いたMPLS-TPネットワークのための運用・管理・保守機能)

MPLS-TP網に適用するOAM方式のうち、既存IP/MPLSに親和性の高い機能を実現するIETF方式のプロトコル勧告案である。特段の異議なく承認された。

6-5. 新勧告案：G.9901 (狭帯域OFDM電力線通信送受信機-電力スペクトル密度 (PSD) 仕様)

スマートグリッド向けの狭帯域OFDM電力線通信送受信技術の物理仕様を規定する既存勧告G.9955の中から、規制 (周波数及びPSD) に関係する部分を新たに勧告文書とし、



写真 2. 次研究会期の各議長（選出された直後：ITU協会撮影）

「狭帯域OFDM電力線通信送受信」関係の勧告群を全ての方式に共通する技術的条件と方式ごとに異なる技術的条件に区分して再編する勧告案である。ロシアからは無線にも関連があるためITU-Rに照会すべきとのコメントがあったが、SG15議長、TSB局長から、既に確認済みであり問題ないことが報告された。その他特段の異議なく承認された。

6-6. 新勧告案：G.9980（ブロードバンド網上のCPE（Customer Premises Equipment）の遠隔管理—CPEの広域網管理プロトコル（CWMP-CPE WAN Management Protocol））

BBF（Broad Band Forum）策定の技術仕様TR-069に準拠した、サービスプロバイダによる顧客宅内におけるネットワーク機器の遠隔管理のための要求条件の勧告案である。ドイツから当該勧告案について検討する時間が欲しいと申し出があり、その後、ドイツ及びフランスが作成した修正案に基づき、勧告案のScopeを追記した妥協案が承認された。

7. 我が国からの決議案

我が国からの新決議案と決議改訂案は以下のとおりである。

7-1. 「レビュー委員会」の設置に関する新決議（ITU-Tの戦略的かつ組織的検証）

ITU-Tにおける国際標準化活動は、情報通信技術の急速な進展や市場ニーズの変化にタイムリーに対応し、国際標準

化機構（ISO）、インターネット技術タスクフォース（IETF）、米国電気電子学会（IEEE）等の国際標準化機関・団体における国際標準化の状況等も考慮しながら進めていくことが必要と考え、ITU-Tにおける将来の国際標準化の検討体制等を議論するための「レビュー委員会」の設置を我が国から提案した。

本委員会の設置については、豪州、イラン及びアラブ諸国が支持する、一方ロシア、欧米及びアフリカ諸国を中心に、TSAGと検討課題が重複すること、新たなITU予算が必要となること、開催期間及び参加資格等について多くの議論が行われ最終的に本委員会の設置が承認された。特に我が国からは幅広い議論を行うために独立性を持たせるため、本委員会をWTSA配下に設置すべきと提案したことに対し、ロシアからは、TSAGと検討課題が重複しているためTSAG配下に設置すべきと反論があった。議論の結果、我が国からの提案を踏まえ、TSAGとは独立した組織とすることとなった。

本委員会の活動報告書は、TSAGを通してWTSAへ提出されることとなった。TSAGは、当該活動報告書を修正することはできないが、コメントを出すことが可能となった。

本委員会への参加資格は、ITU-T加盟国、セクターメンバー及びアカデミア、さらに、議長に招待された他団体（ITU-T加盟国、セクターメンバー及びアカデミアを除く）の代表者及びアソシエートを含む他の専門家とすることとなった。

その他、本委員会はTSAG会合の直前に開催され、開催期間は3作業日（working days）を超えないこと、役職者は

議長及び地域バランスを考慮した6名の副議長で構成されること、本委員会の存続についてはWTSA-16で更新がない場合には2016年で活動を終了すること等が決議された。

7-2. 決議55 (ITU-T活動におけるジェンダー・メインストリーミング)

ITU-Tの活動における女性の参加を更に促すため、我が国から決議の改訂を提案した。我が国の提案に対し、同様に改訂を希望していたアルゼンチン、ブラジルを中心に、我が国の提案を踏まえた改訂案が作成された。当該改訂案は、2010年の国連女性機関 (UN Women) 設立を踏まえた決議の現行化と、女性のITU-T活動への参加を広く促進する趣旨の内容のため、全体会合において特段の異議なく、承認された。

8. COM3における審議内容

8-1. 決議1 (ITU-Tの手続規則)

CITEL、RCC、カナダから改訂提案があった。また、TSB 局長からTSAG会合で合意された7章の改訂草案が提出された。これらの提案を踏まえ、5.2章において、局長の役割として決議のエディトリアルな改訂作業が追加された。また、6.1章において、WTSAへの寄与文書の翻訳時間を考慮して寄与文書の提出期限 (原則30日前まで、やむを得ない場合14日前) が追加された。知的財産に関する9.3.8章の改訂については、“できる限り知的財産権に守られていない技術の採用”や、“freely”な適用等合意できない部分が含まれていたが、“freely”を“broadly”へ修正した上で承認された。

8-2. 決議18 (ITU-RとITU-T間の作業割当て及び調整に関わる原則と手続)

TSAGからITU-TとITU-R間の連携が必要な場合は、IRG (Intersector Rapporteur Group) を設立することを決議18 AnnexCに追加する提案があった。TSBからもエディトリアルな改訂が提案され、共に承認された。

8-3. 決議33 (ITU-T戦略活動ガイドライン)

欧州から戦略的活動 (strategic activities) は既にTSAGが担っているため決議33を削除する提案があった。一方、ブラジル、アラブ地域より決議33を継続更新する提案があった。さらにアラブ地域より、関連組織と平等 (“equal footing”) に連携するという記述を追加する提案がなされた。我が国、米国、フィンランドは、“equal footing”を追加する必要性が不明であり議論を続ける提案をした。議論の結果、決議33の継続と“equal footing”を“for mutual benefit”

で代替した改訂案にて承認された。

8-4. 決議35 (ITU-TのSG及びTSAGの議長及び副議長の任命及び最大任期)

APT共同提案に基づき、副議長ガイドラインへの「50%以上欠席の場合、2期目は任命しない」ことが、AnnexC 6) に記述され承認された。

8-5. 決議53 (セミナー・ワークショップ委員会の設置)

勧告A.31 (ITU-Tセミナーとワークショップのためのガイドラインと調整要求) にてルールが規定されていることから、COM3議長より廃止提案があり、合意され、決議53は廃止となった。

8-6. 決議68 (WTSAの役割の発展に関する決議122の実施)

米国の改訂案は、召集対象者をHigh-level ExecutiveからExecutiveに変更する等、位置づけを下げる提案が主であったが、イタリア、アラブ地域が反対し、基本的には既存の決議68の内容で承認された。

8-7. 決議71 (ITU-Tへのアカデミア、大学、関連研究機関の参加)

アフリカ諸国、カナダ及びUAEから決議改訂案が提案された。UAEの改訂案をベースにカナダの改訂案を適宜盛り込む形で改訂が行われた。議論の結果、resolves5のobserver capacityをnon-advisory capacityに修正、タイトルの一部変更 (大学や付属研究機関もアカデミアという言葉に代表させる) 等が行われ、承認された。なお、ブラジルからは、アカデミアの標準化活動への参加促進のための新決議の提案があり、決議71とは別に新決議 (ITU-Tへのアカデミア、大学、関連研究機関の参加促進) を設置することになった。

8-8. 勧告A.1 (作業方法)

勧告名を“Work Methods”から“Working Methods”に変更すること、2.3.3.10章 Collective letter、convening letterに関する明確化、Appendix Iの削除等が盛り込まれた修正案が提示された。研究課題案の提出期限については、最終プレナリ直前まで行われているラポータ会合のレポートを当該プレナリの2日前までにアップすることなど不可能であるという意見もあり、より議長裁量を認める表現として、“should normally be posted”と表現することで承認された。

8-9. 勧告A.4 (ITU-Tとフォーラム・コンソーシアムとの連絡手段) 及びA.6 (ITU-Tと国・地域SDOとの協力)

TSAGから本勧告の改訂提案があった。UAEから“authoritative”の意味の確認があり、組織としての正式な立場を表明する趣旨であるとの説明があった。勧告A.4と勧

告A.6共に同様の修正により承認された。

8-10. 勧告A.5 (ITU-T勧告における他機関の文書の参照)

ロシアからセキュリティ関連のTAP勧告については、リファレンスはnon-normativeとし、normativeにする場合には当該リファレンスの文章全体を勧告内で記載するようにとの提案があった。CIS (Commonwealth of Independent States) 及び一部のアフリカ諸国が支持を表明したが、米国、カナダが非現実な提案であるとの立場をとったことから議論が紛糾した。2.5項についてはロシア提案を考慮した記述追記をする等によりA.5の一部が改訂されるとともに、参照手続についてTSAGが今後検討することが合意された上で、承認された。

8-11. 勧告A.7 (フォーカスグループ：設立と作業手続)

TSBリソース (財源、設備等) の利用については、TSB局長の判断によりITU-Tの財務に悪影響を与えない範囲でTSBのリソースを使用できることを明確化するAPT共同提案と原則TSBのリソースの使用を認めない欧州提案が対立した。

議論の結果、実態としてTSBが最小限のAdministrativeサポートを行ってきたことを踏まえ、第5章「TSBのAdministrativeサポート」に、「財務的悪影響がない範囲で」とのAPT共同提案の条件を付した上で、サポート範囲を制約する箇所を削除することが合意された。Administrativeサポート以外のTSBリソースの使用 (4章) については、欧州が認める例外ケース (APT提案のOption B相当) が採用されるにとどまったが、第5章においてTSB局長の裁量が確保されたことから、実質的にAPT共同提案の内容が反映された形となった。この他、欧州 (文書45改訂7) からは、FG設立条件を厳しくする提案もだされたが、我が国より同提案の問題点を指摘した結果、欧州から提案された条件を緩和し実質的に影響のない形でFG設立条件を明確化した。

以上を踏まえた勧告の改訂案が全体会合においても異議なく承認された。

9. COM4における審議内容

COM4において行われた審議のうち、決議改訂案等に対する主な結果は以下のとおりである。

9-1. 決議2 (ITU-T研究委員会の責任及び担務)

現行の10SG体制を維持すべきとのAPT共同提案に対し、CEPTからは、SG課題作業の重複を取り除いたSG再編 (SG9とSG16、SG11とSG13の統合) をすべきとの提案があった。

米国、ロシア、アラブ地域が現行の10SG体制を支持した

結果、CEPT (英国) が妥協し、次期会期においても10SG体制が継続されることが承認された。

なお、SG9とSG16のコロケーションについてはジュネーブ開催時かつSG9がSG12とコロケーション開催しないという条件付きで、SG11とSG13のコロケーションについてはジュネーブ開催時のみという条件付きで、開催することとなった。

9-2. 決議26 (SG3地域グループへの支援) と決議54 (地域グループの創設)

アラブ地域から、決議26と決議54の統合、地域標準化機関と地域グループの連携・協力の促進、加盟国には地域グループの設置と支援、必要に応じて地域標準化機関の設置を要請する等を提案した。これらの提案を踏まえ、決議26を決議54にマージすることで決議改訂案が作成され、特段異議なく承認された。

9-3. 決議40 (ITU-T作業の規制的側面)

アフリカ諸国及びアラブ地域から、規制関連としてITR (International Telecommunications Regulations) の参照を含む決議改訂案の提案があった。ドラフティンググループにおける議論の結果、本決議からITRを参照しないこと及びITU-T勧告への影響のないことが確認された上で、ガーナからの提案の品質に関する記述の追記が承認された。

9-4. 決議44 (先進国と途上国間の標準化格差の縮減) への決議17 (途上国の利益に関する電気通信標準化)、決議56 (TSAG及びITU-TのSGにおける開発途上国から選出された副議長の役割) の一本化

APT共同提案、アフリカ、エジプトは、決議17と決議56を決議44に統合すること、TSB予算の増額、地域機関との連携、地域事務所が標準化に取り組むこと等を提案した。アラブ地域は、イノベーション促進に関して途上国を支援するプログラムの設置、地域事務所での標準化活動等を提案、CITEL、ロシア、韓国も途上国の支援に関して一層の努力、作業の透明化を求めた。各国からの提案を踏まえ、決議17と決議56が決議44に統合された。

9-5. 決議63 (ノマディック電気通信サービスとそのアプリケーションに関する研究) の廃止

CEPTから削除の提案がされ、中国から決議維持の意見があったものの廃止されることが承認された。

9-6. 決議64 (IPアドレスの割当て及びIPv6の普及促進)

米国から、IPアドレスの割当て課題をITU-T SG2、SG3にて検討すべきとしていた記述をITU-Dにて検討すべきとの記述変更等、ITU-Tの関与を抑制する提案があった。アラブ地域は、IPv6への移行、普及促進が途上国にとって極めて重

要であり、政府、ITU-Tの関与が必要であることを求めた。アフリカ諸国は、IPv6テストベッド研究所設立をTSBに指示する記述の追加を提案した。APT共同提案は、TSB及びBDTに対して、IPv6普及促進に向けたロードマップやガイドライン情報を指示する記述の追加を提案した。

議論は、ITU-Tの権限強化を望む途上国とIPネットワーク運営体制の現状維持を望む欧米が対立した。議論の結果、consideringに“途上国がITU-Tに追加のレジストリとなることを期待している一方、他の国は現行システムを用いることを好んでいる”旨を追記することが合意され、承認された。

9-7. 決議72（電磁界への人体曝露量の測定に関する研究）

欧州、アラブ地域及びアフリカ諸国からの決議改訂案の提案を踏まえ、Consideringのf) 項へのEMF関連機器として携帯電話の追記等、Resolvesのii) 項への通信端末の適合性評価における関連機関との協調の追記等が特段異議なく承認された。

9-8. 決議73（ICTと気候変動）

APT、CITEL、アラブ地域及びアフリカ諸国から決議改訂案の提案があり、本決議のドラフティング作業が行われた。議論の結果、それぞれの提案を盛り込み、決議改訂案が承認された。

なお、決議72及び73に関連して、環境関係のワークショップを2013年4月に開催する計画があるとイタリアから紹介があった。

9-9. 決議75（WSIS会議のインターネット関連公共政策、情報セキュリティ世界会議の成果のITU-T寄書）

CITEL、RCC、アラブ、TSBから決議改訂案の提案があり、それらに基づき、ドラフティングが行われた。PP-10 決議178のインターネットを用いたテレコミュニケーションネットワークの技術的側面に関するITUの役割については、JCA又はJoint Working Groupのいずれを設置するかについて議論が行われた。議論の結果、ToRの項目4に記載されていたWorking Group又は他のグループを設置する文が削除された上で、JCA-Res178の設置が承認された。

9-10. 決議76（勧告適合性、相互接続試験、途上国への支援及び将来のITUマークプログラムに関する研究）

APT、CITEL、アフリカ諸国及びアラブ地域からの提案を踏まえ、決議改訂案が議論された。

APTは、途上国における勧告適合性及び相互接続試験に関する人材、制度構築及び教育に対する支援を行うこと、勧告適合性及び相互接続試験の設備構築に対する支援を行うこと、ITUマークプログラムの導入は試験環境が整う時期

まで待つべきであること、を提案とした。

CITELは、ITUマークプログラムの導入に反対する立場から、決議から関連記述の削除を求めており、試験環境の構築の記述の削除も提案した。

アフリカ諸国及びアラブ地域は、途上国における試験設備や人材育成等に対する支援の強化とともに、TSB局長への指示事項としてITUマークを含む認証プログラムの早期導入を提案した。

議論の結果、理事会における承認事項やITUマークに関する記載を盛り込んだAPT共同提案が支持を得ていることを考慮してAPT共同提案をベースに決議改訂案が作成され、承認された。

9-11. ITU-TにおけるSDN（ソフトウェア定義ネットワーク）の標準化活動を促進するための新決議

APT共同提案として、ITU-TにおけるSDN標準化作業を促進するための新決議案の提案があった。本決議案については、アドホックグループが設置され、米国、英国等から決議は不要との意見が出されたが、我が国から本決議によりこれまでの活動の視認性を向上させることができるため一層専門家の参加を促すことができること、本決議にはネガティブな効果はないと主張した。

また、中国から新FGの設立に関する記述が提案されたが、他国からの支持は得られず反映されなかった。我が国からは、活動の視認性向上という本決議の趣旨からワークショップの開催を提案し、2013年に開催する旨が決議に反映された。さらに、米国からはCTO会合等様々な機会を利用し周知に努めるべきであるとの意見が出され、決議案に反映された。本決議案は、COM4において承認された後、全体会合においても特段異議なく承認された。

9-12. クラウドコンピューティング

米国から、クラウドコンピューティングのセキュリティについては、SG17ではGenericなセキュリティについて議論されている一方、SG13ではSpecific議論がされており、SG17とSG13での強固な協調が必要であるとの提案があった。クラウドセキュリティの扱いに関しては、SG17で行うべきとの立場のロシア側とSG13で検討すべきという立場の欧米との間で対立が生じた。議論の結果、WTSAでは結論を出さず、SG13とSG17で検討し次回のTSAGに提案することが合意された。

9-13. ICT機器から生じるe-wasteを扱う際のICTの役割及びその手法の検討の促進に関する新決議

アラブ地域より、e-wasteに関する新決議案の提案があっ



写真 3. WTSA-12日本代表团 (WTSA-12終了後撮影)

た。これに対して、英国等からSG5での検討や決議73等で既にカバーされていると反対意見があった。議論の結果、決議73とは別の新決議とすることが合意され、アラブ諸国の提案に基づいた新決議が承認された。

10. サイドイベント

WTSA-12期間中にサイドイベントとして、20日にアカデミアに関するイベント、21日にe-Healthに関するイベント、22日にICT Innovationに関するイベント、23日にNetwork Resilienceに関するイベントが開催された。

アカデミアに関するイベントでは、既にアカデミア会員であるAUD (American University in Dubai)、CTIF (デンマーク国立オールボー大学通信研究センター)、トルヴェルガータ大学 (イタリア・ローマ) より、各大学における標準化活動との連携や標準化教育の状況について紹介があった。(付記 日本では東京大学、早稲田大学がアカデミア会員)

e-Healthに関するイベントでは、WHOより、医療システムにおける相互運用性、情報流通の重要性や、アラブ地域での取組事例等について紹介があった。

ICT Innovationに関するイベントでは、モバイル端末を活用した政府と国民間での情報共有システムの例や、このよう

なイノベーションと標準化をどう結びつけるかという議論がなされた。

Network Resilienceに関するイベントでは、Focus Group on DR & NRR (Disaster Relief Systems, Network Resilience and Recovery) の議長の荒木則幸氏 (NTT) が東日本大震災時の被災・復興を通じた災害に強いネットワークの構築方法などを講演し、参加者から具体的な設備構成方法等に関する質問が寄せられる等大きな関心が示された。

11. 終わりに

WTSA-12に日本代表团として参加した各団体・企業関係者及びITU-T活動を積極的に進めてこられた関係者皆様に御礼を申し上げる。常日頃からITU-T標準化対応に各団体・企業が一丸となって進めてきた成果がWTSA-12に表れ、我が国として評価できる結果が得られた。次会期も官民が協力し我が国の電気通信システムの発展及び国際競争力強化に向けて取り組むこととしたい。

本報告にあたっては、日本ITU協会及びWTSA-12の関係者から御協力をいただいたことから、併せて御礼申し上げます。

ITU-T TSAG会合報告

総務省 情報通信国際戦略局 通信規格課 専門職

おかだ きみたか
岡田 公孝

1. はじめに

2017年5月1日から4日まで、国際電気通信連合 (ITU)・電気通信標準化部門 (ITU-T) の電気通信標準化アドバイザーグループ (TSAG) 会合が、スイス (ジュネーブ) のITU本部において開催された。TSAGでは、ITU-Tにおける標準化活動の優先事項、計画、運営、財政及び戦略に関する検討を行っており、昨年チュニジアにて開催された2016年世界電気通信標準化総会 (WTSA-16) 以降初の会合となった。

本会合には、41か国から120名が出席した。我が国からは、主管庁である総務省、NTT、KDDI、日立、富士通、三菱電機、NEC、OKI、TTCから計11名が出席した。

2. TSAG研究体制

WTSA-16後、新たな研究会期 (2017～2020年) における体制を図に示す。議長は前会期に引き続き、Mr. Bruce GRACIE (カナダ)、副議長は図の8名が務める。

また今会期の構成として、図の6つのラポータグループ (RG) が設置され、それぞれラポータが指名された。前会期で活動

TSAG	議長:	Mr. Bruce GRACIE (カナダ)
	副議長:	Mr. Omar AL-ODAT (ヨルダン) Ms. Rim BELHASSINE-CHERIF (チュニジア) Mr. Reiner LIEBLER (ドイツ) Mr. Victor Manuel MARTINEZ VANEGAS (メキシコ) Mr. Vladimir Markovich MINKIN (ロシア) Ms. Monique MORROW (米国) Mr. Matano NDARO (ケニア) Ms. Weiling XU (中国)
	RG-StdsStrat (Standardization Strategy: 標準化戦略)	ラポータ: 前田洋一氏 (TTC、日本) アラポータ: Ms. Judy ZHU (Alibaba Group、中国) Mr. Didier BERTHOUMIEUX (Nokia Bell Labs、フランス) Ms. Rim BELHASSINE-CHERIF (Tunisie Telecom、チュニジア) ★ Mr. Vasily DOLMATOV (ロシア) Mr. Stephen HAYES (Ericsson、米国) Mr. David WARD (Cisco、米国) ※ 南米地域から候補者を調整中
	RG-WP (Working Programme and structure: 作業プログラムと構成)	ラポータ: Mr. Reiner LIEBLER (ドイツ) ★
	RG-WM (Working Methods: 作業方法)	ラポータ: Mr. Steve TROWBRIDGE (Nokia、米国)
	RG-SC (Strengthening Cooperation/Collaboration: 協力・連携強化)	ラポータ: Mr. Glenn PARSONS (Ericsson、カナダ)
	RG-SOP (Strategic and Operational Plan: 戦略・運営計画)	ラポータ: Mr. Victor Manuel MARTINEZ VANEGAS (メキシコ) ★
	RG-ResReview (the review of WTSA Resolutions: WTSA決議レビュー)	ラポータ: Mr. Vladimir Markovich MINKIN (ロシア) ★

★印はTSAG副議長、点線のRG-ResReviewは計画中

■図. TSAG研究体制

終了したレビュー委員会 (RevCom) の提言を受けて設置されたRG-StdsStratのラポータには、RevCom議長を務めていた前田洋一氏 (TTC、日本) が指名され、6名のアソシエート・ラポータも指名された (さらに南米地域からの候補者を調整中)。本会合中ではRG-ResReview以外の5つのRG会合が開催された。

3. 本会合における主な議論と結果

3.1 RG-StdsStrat

RG-StdsStratは、ITU-Tの活動分野における主な技術動向、市場、経済、政策ニーズを分析することにより、ITU-Tの標準化戦略についてTSAGと各研究委員会 (SG) に助言することを役割とし、TSAGの中の最重要なRGの1つとして位置付けられた。本会合ではグループの構成や活動方法について議論が紛糾したが、結果的に他のRGと同様の構成で活動することとなった。

RG-StdsStratでは新フォーカスグループ (FG) の設立に関する実質的な議論がなされた。本会合には2つの新たなFGの設立が提案され、オープニングプレナリーで審議された。1つ目は米eCurrency社とアフリカ・アラブ諸国の連名で提案された「デジタル法定通貨のためのネットワークインフラに関するFG」、2つ目はSG17から提案され、韓国が支持を表明した「ブロックチェーンに関するFG」である。いずれもプレナリーでは議論がまとまらず、RG-StdsStratで議論されることとなった。

2つの提案に対して、それぞれ独立のFGとする意見 (アフリカ・アラブ・ロシア・中国が主張) と、1つのFGにまとめる意見 (欧米が主張) とが拮抗したが、名称及びToRを修正することで2つのFGの適用範囲の違いを明確にし、それぞれ独立したFGとして設立することがRGで合意された。最終的にクロージングプレナリーにおいて、TSAGの管理下に以下の2つのFGの設立が合意され、それぞれ議長が指名された。

- ・デジタル法定通貨を含むデジタル通貨に関するFG

議長: Mr. David WEN (eCurrency)

- ・分散型台帳技術のアプリケーションに関するFG

議長: Mr. David WATRIN (Swisscom)

それ以外には、我が国からSociety 5.0を紹介する寄書を提出し、標準化戦略策定に当たって各国や他の標準化機関の計画を考慮すべきであると提案した。米国やドイツ

から支持を受けて合意されるとともに、欧州の政策を次回TSAG会合に提供する旨が表明された。

RG-StdsStratでは、2018年1月までに計4回の中間会合の開催計画について合意した。会合のオープン性を維持する観点から、全てのITU-Tメンバーが参加可能で、リモートアクセスの環境も用意する計画が示された。

3.2 RG-WP

RG-WPは、SGからのインプットとメンバーシップからの提案に基づき、SGの責任及び担務についてWTSA-20への提案をTSAGに提示し、WTSA決議2の草案文書を作成することを役割とする。

各SGから提出され、今会合で承認された新課題及び改訂課題を表に示す。なお、SG17から提出された改訂課題Q6/17は一部修正の上で承認された。また、SG3から提出されたQoS/QoEに関する新課題については、SG12と協議した上で検討を続けることとなった。

■表. 承認されたSGの新課題及び改訂課題

SG	課題番号	課題タイトル	種別
SG3	Q12/3	モバイル金融サービスの料金・経済・政策問題	新規
	Q13/3	複数国にまたがる地上通信ケーブルの料金、課金裁定問題	新規
SG13	Q19/13	エンド・エンドのクラウドコンピューティング管理、クラウドセキュリティ及びビッグデータガバナンス	改訂
	Q20/13	IMT-2020: ネットワーク要求条件と機能アーキテクチャ	改訂
	Q21/13	SDNを含むネットワークソフトウェア化、ネットワークスライシング及びオーケストレーション	改訂
SG17	Q6/17	電気通信サービス、ネットワーク及びIoTに関するセキュリティ	改訂
	Q13/17	ITSに関するセキュリティ	新規
SG20	Q1/20	IoT/SC&CIに関するエンド・エンド接続、ネットワーク、相互運用性、インフラ及びビッグデータ	改訂・ 構成 変更
	Q2/20	要求条件、性能及び集積型ユースケース	
	Q3/20	アーキテクチャ、管理、プロトコル及びQoS	
	Q4/20	e/スマートサービス、アプリケーション及び支援プラットフォーム	
	Q5/20	研究や新技術の動向、用語と定義	
	Q6/20	セキュリティ、プライバシー、トラスト及び認証	
	Q7/20	スマートサステナブルシティ&コミュニティの評価・査定	

下線は改訂部分

3.3 RG-WM

RG-WMは、作業方法の改善のために、WTSA決議1、32及びITU-T Aシリーズ勧告についてWTSA-20への提案をTSAGに提示することを役割とする。

WTSA-16での作業方法に関する審議結果を踏まえ、決議1と勧告A.1、A.13の問題点を特定するためのレビューを開始し、必要な改訂を行うことを合意した。各SGにおけるRG会合のキャンセル要件等、勧告A.1で規定している内容とラポータ／エディタマニュアルの内容に食い違いがある問題についても今後検討を進めていくこととなった。

3.4 RG-SC

RG-SCは、ITU-Tと他の標準化機関もしくはITU内の他

セクターとが、相互尊重に基づいて協力・連携の方法を検討することを役割とする。前会期の審議状況を踏まえ、ITU内の他セクターとの調整活動も扱うこととなった。

カナダ、米国、中国から提出されたオープンソースに関する寄書の議論がなされた。様々な議論の末、本会合ではオープンソースについて共通の理解を深めることに合意した。各SGに対してリエゾンを送付し、オープンソース団体との協力の実態や今後の連携に当たって既存のITU-Tプロセスや手順とのギャップ等を問い合わせる事となった。またオープンソースに関わる特許及び知的財産権に関する問題を検討する必要性が認識され、電気通信標準化局 (TSB) 局長主催のIPRアドホックグループで検討を推進していく計画が示された。

三菱電機から提出された、複数の標準化機関の間での協力・連携メカニズムとしてGlobal Coordination and Collaboration (GCC) を提案する寄書は、A.sup5の記載との整合性などについて各国からコメントがあり、次回TSAG会合にて改訂寄書で議論を継続することとなった。

3.5 RG-SOP

RG-SOPは、戦略計画草案を作成する理事会作業部会での検討のために、適切な情報を提供することを役割とする。

主にITU-Tにおける予算に関する議論が中心となった。TSB局長から提出された2018～2021年の4か年計画においては、米国より予算と執行の計画について、新たな収益を得て予算を増やすのか、予算の範囲内でより重要な活動を優先するのか、ITU-Tメンバーの考えが必要であるとのコメントがあった。

3.6 その他

2016年12月に2年間の活動を終えたデジタル金融サービスに関するFG (FG DFS) の28件の報告書について、関連するSG2、SG3、SG12、SG16、SG17に送付することが合意された。

ロシアからWTSA-16決議87に基づき、国際電気通信規則 (ITR) のレビューを行う理事会専門家グループEG-ITRへITU-Tから情報提供するためのコレスポンデンスグループ設置が提案されたが、コレスポンデンスグループは作らず、TSAG議長から各SG議長に現行ITRに関する情報提供を求めることがTSAG議長から提案され、合意された。

4. 次回の予定

今回のTSAG会合は、2018年2月26日から3月2日までの5日間の日程で、ジュネーブにて開催予定。

4.3 研究委員会（SG）

4.3.1 研究委員会等の構成及び議長・副議長

2017 年 6 月現在

SG	テーマ	議長	副議長
SG2	Operational aspects of service provision and telecommunication management サービス提供の運用側面及び電気通信管理	Mr. P. Rushton(英国)	Mr. E. G. Clemente(アルゼンチン) Mr. P. Fouquart(フランス) Mr. S. B. Ghelaita(UAE) Ms. A. Kandemir(トルコ) Mr. H. A.-El-Maoula(エジプト) Mr. A.T.A.Mohammed(スーダン) Mr. A. Al-Mubadal(サウジアラビア) Ms. Y. Wang(中国)
SG3	Tariff and accounting principles and international telecommunication/ICT economic and policy issues 料金及び会計原則と国際電気通信・ICT の経済と政策課題	津川 清一(KDDI(株))	Mr. M. A. Almomani(ヨルダン) Ms. L. Bein(アルゼンチン) Ms. J. A. Biendjui(コートジボワール) Mr. A. Borodin(ロシア) Mr. A. M. Darwish(パレスチナ) Ms. A. Drame(セネガル) Mr. M. T. E.Elmakei(スーダン) Mr. B. N. Lee(韓国) Ms. K. Mahmoudi(チュニジア) Mr. R. Mfungahema(タンザニア) Mr. A. Said(エジプト) Mr. A. B. Silva(ブラジル) Mr. D. Wurgues(フランス)
SG5	Environment, climate change and circular economy 環境、気候変動と循環経済	Ms. M. V. Sukenik (アルゼンチン)	Mr. J.-M. Canet(フランス) Mr. S. Y. Chung(韓国) Mr. V. U. Namrona(中央アフリカ) Mr. J. Opitz(ドイツ) Ms. E. F. M. Osman(スーダン) Ms. S. Qi(中国) Mr. L. Rabinovich(米国) 高谷 和宏(日本電信電話(株)) Ms. N. Tewfik(エジプト)
SG9	Television and sound transmission and integrated broadband cable networks 映像・音声伝送及び統合型広帯域ケーブル網	宮地 悟史(KDDI(株))	Mr. T. Kim(韓国) Mr. B. C.-Mamadou(中央アフリカ) Mr. Z. Sheng(中国)
SG11	Signalling requirements, protocols, test specifications and combating Counterfeit Products 信号要求、プロトコル、試験仕様及び偽造品対策	Mr. A. Kucheryavy(ロシア)	Mr. I. Boateng(ガーナ) Mr. M. Frigerio(アルゼンチン) Mr. Shin-Gak Kang(韓国) Mr. K. Loukil(チュニジア) Mr. A.A.A.H.Mulah(スーダン) Mr. K. Nguyen-Van(ベトナム) Mr. J. A. M. Zanon(ブラジル) Ms. X. Zhu(中国)

SG12	Performance, quality of service and quality of experience 性能、サービス品質及びユーザー体感品質	Mr. K. Baah-Acheamfuor(ガーナ)	Mr. Z. Alkadi(ヨルダン) Mr. S. M. Fati(セネガル) Mr. S.-H. Jeong(韓国) Mr. H.M.H.Mohamed(スーダン) Mr. A. Morton(米国) Mr. E. Ogoh(ナイジェリア) Mr. M. Ozdem(トルコ) Mr. P. Parodi(アルゼンチン) Mr. T. S. Prado(ブラジル) Mr. A. Saleh(チュニジア) Ms. Y. Umutoni(ルワンダ) Mr. G. Yi(中国)
SG13	Future networks, with focus on IMT-2020, cloud computing and trusted network Infrastructures IMT-2020、クラウドコンピューティングと信用を中心とした将来網	Mr. L. Lehmann(スイス)	Dr. R. Belhassine-Cherif(チュニジア) 後藤 良則(日本電信電話株) Mr. H. Kim(韓国) Mr. S. Mansfield(カナダ) Mr. J. C. Minuto(アルゼンチン) Mr. B. Murara(ルワンダ) Mr. F. Onah(ナイジェリア) Mr. A. Raghy(エジプト) Mr. M. Al-Tamimi(サウジアラビア) Mr. H. Xu(中国)
SG15	Networks, technologies and infrastructures for transport, access and home 伝送網、アクセス網及びホーム網に関するネットワーク、技術及び基盤設備	Mr. S. J. Trowbridge(米国)	Mr. F. Alfallaj(サウジアラビア) 荒木 則幸(日本電信電話株) Mr. K. Al-Azemi(クウェート) Mr. E. Cottino(イタリア) Mr. D. Li(中国) Mr. H. Mariotte(フランス) Mr. J. Messenger(英国) Mr. G. Parsons(カナダ) Mr. Jeong-dong Ryoo(韓国) Mr. C. V. Vezongada(中央アフリカ)
SG16	Multimedia coding, systems and applications マルチメディア符号化、システム及びアプリケーション	Mr. N. Luo(中国)	Mr. C. Z. Banga(中央アフリカ) Mr. M. El-Megharbel(エジプト) Mr. M. Ghomam Malek(チュニジア) Mr. M. Moreno(ブラジル) Mr. K. Isaev(ウズベキスタン) Mr. H. Martinez(アルゼンチン) 山本 秀樹(沖電気工業株)

SG17	Security セキュリティ	Mr. H. Y. Youm(韓国)	Mr. V. Dolmatov(ロシア) Mr. G. Evren(トルコ) Ms. I. Furey(米国) Mr. M. E. Ishag(スーダン) Ms. W. Latrous(チュニジア) Mr. Z. Lin(中国) Mr. H. D. Miguel(アルゼンチン) 三宅 優(KDDI(株)) Mr. P.-K. K.-Zanga(中央アフリカ)
SG20	Internet of things (IoT) and smart cities and communities (SC&C) IoT とスマートシティ・コミュニティ	Mr. N. S. A. Marzouqi(UAE)	Dr. R.Ahmed(エジプト) Dr. F. Bigi(イタリア) Mr. H.M.Carril(アルゼンチン) Mr. B.Chabou(チュニジア) Ms. B.Gonzalez(スペイン) 端谷 隆文(富士通(株)) Mr. A. M. A. Hassan(サウジアラビア) Dr. H. J. Kim(韓国) Mr. G-M.Kouakou(コートジボワール) Mr. O.Mironnikov(ロシア) Mr. A.M.Ndiaye(セネガル) Mr. Z. Sang(中国) Mr. B.Wakil(ナイジェリア)
TSAG	Telecommunication Standardization Advisory Group 電気通信標準化アドヴァイザリ グループ	Dr. B. Gracie(カナダ)	Mr. O.T.Al-Odat(ヨルダン) Ms. R.B-Cherif(チュニジア) Mr. R.Liebler(ドイツ) Mr. V.M.Martinez Vanegas(メキシコ) Dr. V.Minkin(ロシア) Ms. M.Morrow(米国) Mr. M.Ndaro(ケニア) Ms. W.Xu(中国)

WTSA 決議の仮訳

決議 1

ITU-T の手続き規則

(2012 年ドバイ;2016 年ハマメット)¹

世界電気通信標準化総会(2016 年ドバイ)は、

- a) ITU電気通信標準化部門 (ITU-T) の役割、任務及び組織が、ITU憲章第17条、18条、19条、20条及びITU条約第13条、第14条、第14A条、第15条及び第20条に明示されていること;
- b) 憲章及び条約の上記条項に従い、ITU-Tの任務が、世界的規模の電気通信を標準化する見地から、技術、運用及び料金の課題を研究し、それらに関する勧告を採択することであること;
- b)bis 国際電気通信規則 (ITR) は関連ITU-T勧告への参照を含んでいること;
- c) これらの研究の結果作成されるITU-T勧告が、現行の国際電気通信規則と調和し、その基本原則を補完し、その規則の関連条文で規定された目的を満たすために電気通信業務の提供及び運用に関する全ての関係者を支援するものでなければならないこと;
- d) これに伴い、電気通信の技術及び業務の急速な発展には、電気通信の均衡のとれた発展において全ての加盟国を支援するための、時宜を得た、信頼できるITU-T勧告が必要となること;
- e) ITU-Tの一般的な作業割当てが、ITU条約に明記されていること;
- f) 全権委員会議において採択されている連合の会議、総会及び会合の一般規則並びに連合の会議及び総会への参加者の登録のための提案の提出期限及び手続に関する全権委員会議の決議165 (2010年グアダハラ) が世界電気通信標準化総会 (WTSA) に適用されること;
- g) 条約第184A号に従い、WTSAに、条約第145A条に従いITU-Tの活動を管理するための作業方法及び手続を採択する権限が付与されること;
- h) 加盟国、セクタメンバ及びITU本部にとって利用可能な限られた資源の最も効果的な利用に関する勧告の作成に対して高まる需要に見合うように作業を適応させるため、より詳細な作業割当ての慎重な見直しが行われてきたこと;
- i) 全権委員会議決議72 (2014年釜山、改訂) が、ITUにおける戦略、財政および運用計画と関係していること、

を考慮し、

上記の考慮事項e)、f)、g)及びh)で言及した規定は、本決議及び本決議で言及される決議に定められた規定によって詳述されること。矛盾が生じた場合は、憲章、条約、国際電気通信規則 (ITR)、並びに連合における会議、総会及び会合の手続一般規則が(この順で)本決議に優先すること;

を決議する。

¹ 過去において次の版が出版されている。(1956 年及び 1958 年ジュネーブ;1960 年ニューデリー;1964 年ジュネーブ;1968 年マルデールプラタ;1972 年、1976 年及び 1980 年ジュネーブ、1984 年マルガ・トレモリノス;1988 年メルボルン;1993 年ヘルシンキ;1996 年ジュネーブ;2000 年モントリオール;2004 年フロリアノポリス;2008 年ヨハネスブルク;2012 年ドバイ)

決議 1

セクション1

世界電気通信標準化総会

- 1.1 世界電気通信標準化総会(WTSA)は、ITU 憲章第 18 条、ITU 条約第 13 条及び連合の会議、総会及び会合の一般規則において割り当てられた任務を実施するに当たり、組織、作業計画、予算統制、編集事項を担当し、また必要に応じて他の特定事項を審議するための(複数の)委員会及びグループを設置して総会の作業を実施しなければならない。
- 1.2 総会は、総会の副議長、及び総会において設置された委員会及びグループの議長及び副議長により構成され、総会議長が議長を務める運営委員会を設置しなければならない。
- 1.3 WTSA は、作業方法を定義し優先事項を特定する決議を定める。決議策定過程前及びその間は、次の質問を考慮すべきである:
- a) 現行の全権委員会決議が優先事項を特定した場合、類似の WTSA 決議の必要性は問い直されるべきである。
 - b) 現行の決議において優先事項が特定されている場合、様々な会議または総会においてその決議を再循環することは問い直されるべきである。
 - c) WTSA 決議について編集上の更新のみを必要とする場合、改正版の作成の必要性は問い直されるべきである。
 - d) 提案されているアクションが完了している場合、当該決議は実現されたとみなし、その存続の必要性は問い直されるべきである。
- 1.4 WTSA は、予算統制委員会及び編集委員会を設置する。委員会の職務と責任は、連合の会議、総会及び会合の一般規則に記述される。(一般規則第 69 条―第 74 条):
- a) 「予算統制委員会」
特に総会の総支出額の審査をするとともに、次回WTSAまでのITU-Tの財政需要及び総会の決定の履行に必要な費用を見積る。
 - b) 「編集委員会」
WTSAの審議から生じる決議等のテキストの文言を、意味及び要旨を変更することなく推敲するとともに、そのようなテキストを連合の公用語で調整する。
- 1.5 運営委員会、予算統制委員会及び編集委員会に加えて、次の 2 つの委員会を設置する。
- a) 「ITU-T 作業方法委員会」
総会に提出する TSAG 報告書並びに ITU 加盟国及び ITU-T セクタメンバの提案書に基づき、ITU-T 作業計画を実施するための ITU-T 作業方法に関する提案を含む報告書を全体会合に提出する。
 - b) 「ITU-T 作業計画・組織委員会」
ITU-T の戦略及び優先事項と整合のとれた ITU-T の作業計画及び作業組織に関する提案を含む報告書を全体会合に提出するとともに、具体的に以下を行うものとする。
 - i) 研究委員会(SG)の維持、設置、廃止の提案;
 - ii) 研究または更なる研究のための SG および研究課題の審査;
 - iii) 各 SG が存続し、適宜他の委員会と共同で勧告を作成できるための SG の明確な責任範囲の作成;
 - iv) SG への研究課題の適宜割当て提案;
 - v) 一つの研究課題または密接に関係する複数の研究課題が複数の SG に関係する場合は、次についての勧告:
 - ― 主管庁または TSAG からの勧告(両者が異なる場合)の提案の承認;

決議 1

- 単一の SG へ研究の委任；
 - 代替作業割当ての採択；
 - vi) 各 SG が責任を有する勧告の一覧の審査、及び必要に応じた調整；
 - vii) 必要な場合、条約第 191A 条及び第 191B 条に準拠した他グループの維持、設置、廃止の提案。
- 1.6 SGの議長、TSAGの議長及び前回WTSAにより設置された他グループの各議長は、作業計画・組織委員会に出席できるよう準備しておかなければならない。
- 1.7 WTSAの全体会合は、一般規則第63号に従い、他の委員会を設置できる。
- 1.8 上記1.2から1.7で言及する全ての委員会及びグループは、WTSA閉会とともに終了するが、必要であり、総会の承認を得、予算内であれば、編集委員会を存続することができる。したがって編集委員会は、総会で割り当てられた職務を完了するため、総会終了後も会合を開催できる。
- 1.9 一般規則第49条に従い、各代表団の長は、WTSAの開会に先立ち会合を開催し、第1回全体会合の議題の準備を行うとともに、WTSA及び各委員会・グループの議長及び副議長の提案を含む総会の組織への提案を作成する。
- 1.10 WTSA開催期間中、各代表団の長は次を目的として会合を開催するものとする：
- a) ITU-Tの作業計画・組織委員会の提案、特にSGの作業計画及び構成に関する提案の検討；
 - b) SG、TSAG及びWTSAにより設置された他グループの議長及び副議長の指名に関する提案の作成(セクション2を参照)。
- 1.11 WTSAの作業計画は、ITU-Tの重要な管理面及び組織面の検討のため適切な時間を与えることができるように計画されるものとする。一般的な規則として次が挙げられる：
- 1.11.1 WTSAは、前研究会期の活動に関し、TSB局長の報告書並びに条約第187条に従い、SG及びTSAGの報告書を検討するものとする。これには前回WTSAで権限を与えられた特定の機能の遂行に関するTSAGの報告書が含まれる。WTSA開催期間中、各SGの議長は自らWTSAに出席し、そのSGに関わる事項に関する情報をWTSAで提供できるよう準備しておくものとする。
- 1.11.2 セクション9で示される場合において、WTSAは、一つまたは複数の勧告の承認について検討するよう求められることがある。このような行動を提案するいかなるSGまたはTSAGの報告も、このような行動が提案されている理由に関する情報を含むべきである。
- 1.11.3 WTSAは、設置した委員会の報告を受け検討し、それらの委員会により提出された提案に関する最終的な決定を行うものとする。ITU-T作業計画・組織委員会による提案に基づき、WTSAはSGを設置し、適切であれば他グループも設置し、さらに、各代表団の長の見解を考慮しつつWTSAが設置した各SG、TSAG、及びその他グループの議長及び副議長を、条約第20条及び下記セクション3を考慮し、指名するものとする。
- 1.12 WTSA は、条約第 191C 条に準拠し、その権限の範囲で、特定事項に必要な活動を提示して TSAG に対しその特定事項を割り当てることができる。
- 1.13 投票
- WTSA において主管庁による投票が必要な場合、憲章、条約及び国連の会議、総会および会合の一般規定の関連条項に従って投票が実施される。

決議 1

セクション 2

研究委員会(SG)及びその関連グループ

2.1 SG及びその関連グループの分類

2.1.1 WTSAは、以下を行う目的でSGを設置する。

- a) 職務指向的手法での、特定の研究領域に関連した一連の研究課題において定められた目標の追求;
- b) 適宜その関連グループと連携した、(WTSAにより定義された)一般的な責任範囲内での、現行の勧告及び定義の修正または削除;
- c) その一般的な責任範囲(WTSAで規定された)内で、関連グループと協働して、既存の意見書を審査し、修正を勧告。

2.1.2 SGは、作業を促進するため、割り当てられた各職務に対応する作業部会(WP)、合同作業部会(JWP)及びラポートグループを設置することができる(ITU-T勧告A.1を参照)。

2.1.3 JWPはその主管研究委員会に勧告案を提出するものとする。

2.1.4 ITU域内における加盟国及びセクタメンバのグループにとって特別に関心のある研究課題及び研究を取り扱うために、SG内に地域グループを設置することができる。

2.1.5 WTSAは、ITU無線通信部門(ITU-R)との合同研究を実行し、共通の関心である研究課題に関する勧告案を作成するためにSGを設置することができる。ITU-Tは、このSGの管理及びその勧告の承認に責任をもつものとする。WTSAは、適宜、無線通信総会(RA)と協議し、SG議長及び副議長を任命する²ものとし、SG作業の正式な報告を受ける。情報としての報告をRAのためにも準備することができる。RAはITU-Tと共同研究を実施するためにSGを設置し、共通の関心を持つ課題についてのドラフト勧告を作成し、議長および副議長を任命することができる。この場合、ITU-R側がSGの管理および勧告の承認に責任を持つ。

2.1.6 WTSAまたはTSAGは、いくつかのSGが関係する作業の明確な計画を作成するITU-Tの研究を主導させるため、一つのSGをリードSGに任命することができる。このリードSGは、適切な核となる研究課題の研究に責任を有する。更にリードSGは、関連するSGと協議し、また国内、地域、および国際標準化機関(条約196)の作業を十分に考慮して、全体的枠組みを定義・維持し、SGが実施すべき研究を(協議の上、また、各SGの担務を認識しつつ)割り当て、優先付けし、矛盾のない完全で時宜を得た勧告の準備を確実に行う責任を有する。リードSGは活動範囲に定義された作業の進捗について、TSAGに報告するものとする。本SGにより解決できない事項については、作業の方向性について助言、提案を求めるためにTSAGに提起するべきである。

2.2 ジュネーブ以外での会合の実施

2.2.1 SGまたはWPは、その会合の開催について、連合加盟国、ITU-Tセクタメンバによりまたは一つの連合加盟国に開催について承認された事業者により招聘され、かつジュネーブ以外での会合の開催が(例えば、シンポジウムまたはセミナーとの関連で)望ましい場合、ジュネーブ以外で会合を開催することができる。このような会合の招聘は、WTSAまたはITU-T SG会合にこの招聘が提案された場合のみ検討され、TSB局長と協議した後、ITU-Tに理事会から割り当てられた予算の範囲内であれば、最終的に計画され開催されるものとする。

2.2.2 ジュネーブ以外での会合の開催に関し、ITU理事会決定第304号のみならず全権委員

² 特別な場合、WTSA は議長を任命し、RA に副議長を任命するよう要求することができる。

決議 1

会議決議5(1994年京都)の規定が適用されるものとする。SGまたはWP会議のジュネーブ以外での開催の招聘には、主催者が必要な追加的支出を負担するとの主催者の同意が示され、主催者が少なくとも適切な会場並びに必要な備品及び設備を無料で提供するとの声明文を添付するものとする。ただし、発展途上国の場合、主催者である政府が要求すれば、設備を必ずしも無料で提供する必要はない。

- 2.2.3 何らかの理由により招聘が取り消された場合、原則として当初計画された開催日にジュネーブでの会合の開催が、加盟国または他の正式に承認された事業者に提案されるものとする。

2.3 会合への参加

- 2.3.1 加盟国及び他の正式に承認された事業者は条約19条に従い、その作業への参加を希望するSG並びにWP及びラポータグループ等のSG関連グループにおいて、名前を登録し、研究中の研究課題に対して技術的及び運営的に十分な解決策を検討できる適性をもつ者として選ばれた参加者によって代表されるものとする。ただし例外的に、加盟国及び他の正当に承認された事業者が、SGまたはSG関連グループへ登録する際、関係参加者の名前を特定せずに登録することができる。会合の議長は、適宜個別の専門家を招聘することができる。専門家は会合議長の要請に応じて、レポートを発表し、情報の提供を行うことができる。また、関連する議論に参加することもできる。

- 2.3.2 SG3の各地域グループ会合への参加者は、原則として、当該地域における加盟国の代表団及びその代表者並びに運用事業者(これらの用語の定義については、憲章の附属書を参照)に限られるものとする。ただし、各SG3地域グループは、これ以外の参加者を、これら参加者が通常のSG会合への参加が適格である範囲において、地域会合の全体または一部に招聘することができる。

- 2.3.3 他SGの地域グループ会合への参加者は、原則として、地域の加盟国の代表、セクタメンバおよびSG関連アソシエイツの代表に限られるものとする。ただし、各地域グループは、これら以外の参加者を、これらの参加者が通常のSG会合への参加が適格である範囲において、地域会合の全体または一部への参加を招聘することができる。

2.4 WTSAへのSGの報告書

- 2.4.1 全てのSGは、WTSAへの各SG報告書がWTSAの少なくとも1月前に加盟国の主管庁及びセクタメンバに届くよう、WTSAに十分先立って開催されるものとする。

- 2.4.2 WTSAへの各SG報告書は、SG議長の責任で作成し、以下を盛り込むものとする：

- 研究会期において達成した成果の簡潔かつ包括的な要約；
- 研究会期中に加盟国によって承認された全ての勧告(新規または改訂版)への言及；
- 研究会期中に削除された全ての勧告への言及；
- WTSAでの検討のために先送りされた全ての勧告案(新規または改訂版)の最終テキストへの言及；
- 研究のために提案された新規のまたは改訂された研究課題の一覧；
- 各SGが主管研究委員会となっている合同調整活動のレビュー；
- 次研究会期における標準化アクション計画案。

決議 1

セクション3 SGのマネジメント

- 3.1 WTSA決議2で決められた委任に従い、SG議長は副議長と相談の上、作業分配のための適切な組織を確立する責任を負わねばならない。各SG議長は、研究委員会または合同調整活動の範囲内において必要な義務を遂行する。
- 3.2 議長及び副議長の任命は、そのSGの技術的内容及び要求されるマネジメント能力の双方における実証された能力に基づくものとし、公平な地域バランス、性別バランスおよび発展途上国からの参加についても考慮することとする。任命された者は、そのSGの担当分野において活動し、SG作業に専心すべきである。現職期間を含む他の考慮事項は二次的なものとする。
- 3.3 SG議長は、作業を組織的に進めるために、すべての副議長、WP議長他から構成されるマネジメントチームを確立しなければならない。副議長の担務は、議長がSGの任務を継続できない場合に、正式なITU-T会合での議長の代理人、または議長の後任者となることを含め、SGのマネジメントに関する事項について議長を支援することである。各WP議長は、技術的・管理的リーダーシップを発揮し、SG副議長と同等に重要な役割を持つものと認識されるべきである。各副議長は当該SGの作業計画に基づき特定の役割を付与されなければならない。マネジメントチームはSGの運営において議長を補佐することが推奨される。例えば、他の標準化機関、フォーラム、コンソーシアムとのリエゾン活動や協力・協働、並びに関連SG活動のプロモーション活動。
- 3.4 上記3.2項に基づき、指名された副議長は、WP議長の候補として第一に考慮されるべきである。しかしながら、他の有能な専門家候補者がWP議長に指名されることを妨げてはならない。
- 3.5 可能な範囲で、今回の総会の決議勧告35に従って、また、実証する能力の必要性を考慮しつつ、マネジメントチームへの任命及び選任は、可能な限り広範囲な加盟国及びセクタメンバの人材を活用すべきである。同時に、SGのプロジェクト構成及び作業計画と整合した効率的かつ効果的なSG管理と機能に必要なSG副議長とWP議長の人数を認識すべきである。
- 3.6 議長、副議長またはWP議長は、この役割を引き受けるに当たって、次のWTSAまでの会期を通じてこの義務を果たすために加盟国及またはセクタメンバの必要な支援を受けられることが期待される。
- 3.7 SG議長はSGを代表してWTSAに参加しなければならない。

決議 1

セクション4

電気通信標準化アドバイザリグループ(TSAG)

- 4.1 条約第14A条に従い、電気通信標準化アドバイザリグループ(TSAG)には、加盟国の主管庁の代表及びITU-Tセクタメンバの代表並びにSG及び他グループの議長または任務代表が自由に参加できる。TSB局長または局長の指名する代表は、TSAGに出席しなければならない。SG及び他グループの議長または、場合によっては、その指名代表(例えば副議長)もまた、TSAGに出席しなければならない。
- 4.2 TSAGの主要な任務は、ITU-T活動の優先事項、計画、運用、財政問題及び戦略を検討し、ITU-Tの作業計画の実施の進捗状況を検討し、SG作業のための指針を提供し、とりわけITU-T内、無線通信部門及び電気通信開発部門、事務総局、並びに万国郵便連合を含む、ITU外の他の標準化機関、フォーラム及びコンソーシアムとの協力及び調整を促進するための方策を勧告することである。
- 4.3 TSAGは、TSB及びSG内の資源の費用及び利用可能性を十分に考慮しつつ、変化する要求事項を特定し、ITU-T SGにおける作業の優先順位、計画及びSG間の作業割当て(及び他の部門との作業調整)に対して適切な変更に関する助言を行う。TSAGは、全ての合同調整活動の活動ぶりを監視し、そのようなグループの設置を勧告することもできる。TSAGは、ITU-T作業方法の更なる改善に関する助言も行うことができる。TSAGはリードSGの活動を監視し、TSAGに提出される進捗報告に助言するものとする。TSAGはSGをまたがる作業計画が成功裏に終了できるよう努力しなければならない。
- 4.3bis WTSAは決議35に従い、TSAGの議長および副議長を任命するものとする。
- 4.4 WTSAが特定した問題について、連続する2つのWTSAの間においてTSAGが検討し役割を果たすため、WTSAは臨時の権限をTSAGに付与することができる。WTSAは、TSAGに委任した特別な機能がITU-Tの予算を超える財政上の支出を必要としないことを確かめるべきである。TSAGは必要に応じ、本件について局長に相談することができる。TSAGに割り当てられた特定の機能の遂行に関するTSAG活動の報告を、条約第197I条および本総会決議22に従い、次回のWTSAへ行うものとする。そのような権限は、次回のWTSAが開催されたときに終了する。ただし、WTSAは特定の期間その延長を決定することができる。
- 4.5 TSAGは、ITU-Tの会合予定表に含まれる定期会合を開催する。会合は、必要に応じて、ただし少なくとも年に一回³は開催しなければならない。
- 4.6 会合の長さ及び費用を最小化する観点で、TSAG議長は、例えば議論の主要な案件を特定することなどにより、適切な事前準備を行うに当たってTSB局長と連携しなければならない。
- 4.7 一般的に、SGに適用される手続規則と同じものが、TSAG及びその会合に適用されるべきである。ただし、会合中に起きた進行中の議論に基づくもので、かつ、会合中に存在する対立を解消することを助けることを意図するものであれば、議長の裁量で、書面による提案をTSAG会合中に提出することができる。
- 4.8 報告書は、毎会合終了後にTSAGによって作成されなければならない。この報告書は会合終了後、目標として6週間以内に有効となるべきであり、また正規のITU-Tの手続に従って、配布されるべきである。

³ 局長及びSG議長は、これらの会合を、4.4項及び5.4項に記述された活動に関する適切な方策を検討するための機会として利用することができる。

決議 1

- 4.9 TSAGは、前回のWTSAでTSAGに割り当てられた問題に関して、WTSAへの報告書を作成するものとする。条約第197H条に従って、TSAGは、WTSAに先立つTSAGの最終会合において、前回のWTSA以降のTSAG活動を要約した報告書を作成しなければならない。この報告書は、作業割当て、ITU-Tの作業方法に関する提案、戦略、及びITU内外の他関連団体との関係に関する助言を適宜提供しなければならない。このWTSAへのTSAG報告書は、また、決議2、すなわち、ITU-T SGの責任及び任務への提案を含むべきである。これらの報告書は局長により総会に提出されなければならない。

決議 1

セクション5 局長の任務

- 5.1 TSB局長の任務は、条約第15条及び第20条の関連規定に概説される。これらの任務はこの決議においてさらに精査される。
- 5.2 TSB局長は、WTSA、TSAG、SG及び他グループの会合に必要な準備的手段を講じ、会合が可能な最短の期間で最良の結果を生むようそれらの作業を調整するものとする。局長は、TSAG及びSG議長との合意により、TSAG、SG及びWPの会合の開催日及び計画を決定し、作業の性質並びにTSB及び他のITUの資源の利用可能性に従って、それらの会合を時間的に確定する。
- 5.2bis TSB局長は、全権委員会議の戦略計画(決議71(2014年釜山、改訂))で定義された目的を達成するために、SGおよび地域グループ活動においてメンバを支援するように、事務局を確実に割り当てられるようにしなければならない。
- 5.3 TSB 局長は、WTSA 決議の編集上の更新を提言し、その修正が改訂版を作成するに値するほど重要か否かについて提言を提出するものとする。
- 5.4 TSB局長は、セクタで承認された戦略計画および理事会で承認された財務計画に整合した方法で、TSBが管理する会合、ITUの加盟国及びセクタメンバへの関連文書(会合報告書、寄書等)の配布、ITU-T出版物、国際電気通信ネットワーク及びサービスの認められた運営上の援助(運営速報、コードの割当て等)及びTSB運営のために必要な、ITU-Tの財政的資源及びTSBの人的資源の割当てを管理しなければならない。
- 5.4bis TSB局長は寄書に基づくITU-T作業へのメンバ、特に発展途上国からの積極的参加を呼びかけ、SGまたは地域グループの各会合の議長報告の中で、要求されたフェローシップのものを含む、使われた全体のリソースの会計、および追加予算リソースのものを含めて公表するものとする。
- 5.5 TSB局長は、ITU-T、他部門、ITU事務総局長との間で、及び他の標準開発機関(SDOs)と必要とされる連絡をとらなければならない。
- 5.6 連合が定める今後2年間の予算準備プロセスの一端として、TSB局長は財務規則および財務規約の関連条例に従い、WTSAの関係する決定を考慮の上、セクタとしての作業の優先度も考慮して、財務予測を準備することとする。
- 5.7 TSB局長は、前回WTSA以降経過した年の計算書、及び次回WTSAまでの今後2年間の予算及び財務計画のための財政的要求を賄うためITU-Tの支出見積りの要約を、優先度を含む関連するWTSAの決定を考慮した上で、(情報として)WTSAへ連絡するものとする。
- 5.8 TSB局長は、予算統制委員会による予備審査及びその後のWTSAでの承認のために、今回のWTSAで発生した支出についての計算書を提出するものとする。
- 5.9 TSB局長は、TSAGから受け取った、次会期のSG及び他グループの組織、委任事項及び作業計画に関する提案の報告書、及びITU-Tセクタを通じたITUリソースを増加させる方法・手段に関する提案をWTSAに提出するものとする(4.9節を参照)。局長は、これらの提案に関する見解を示すことができる。
- 5.10 更にTSB局長は、条約によって特定された制限内で、どのような行動をとるべきかWTSAが決定できるように、ITU-Tの作業の改善に役立つ報告または提案をWTSAへ提出することができる。局長は、特に、必要と思われる次会期のSG組織及び委任事項に関する提案をWTSAへ提出することができる。

決議 1

- 5.11 TSB局長は、代表団長による検討のため、SG及びTSAGの議長及び副議長の候補者に関して、SG及びTSAGの議長からの援助を要請することができる。
- 5.12 WTSAの閉会后、TSB局長は、ITU-Tの活動に参加している加盟国の主管庁及びセクタメンバに、WTSAによって設置されたSG及び他のグループの一覧を、研究のため様々なグループに参照されてきたそれらの一般的な責任範囲及び研究課題を示しつつ、また、参加を希望するSGまたは他グループについて局長への助言を提供するように求めるものとする。
- 更に局長は、国際機関に対し、WTSAによって設置されたSG及び他グループの一覧を、それらが顧問の資格で参加を希望するSGまたは他のグループについて局長への助言を提供するよう求めるものとする。
- 5.13 加盟国の主管庁、セクタメンバ及び他の参加機関は、WTSA後できるだけ早く、かつ、TSB局長の回章を受領してから二か月以内に、これらの事項についての情報を提供し、また、定期的に見直すことを要請される。
- 5.14 WTSA間の期間において、TSB局長は、必要に応じ利用可能な予算の範囲で、ITU-Tの作業の効率性を確保するための例外措置を講じる権限を持つ。
- 5.15 WTSA間の期間において、TSB局長は、ITU-Tの作業能率を最大にすることができるよう、利用可能な財政的資源・人的資源の割当てに関してSG及びTSAG議長からの援助を要請することができる。
- 5.16 SG議長及びTSAG議長と協議して、局長は、SGの作業を要約した情報の適切な流通を確保すべきである。この情報は、ITU-Tで進行している作業の意義全体を把握し認識する上で助けとなるよう意図されるべきである。
- 5.17 TSB局長は、全てのメンバの利益のため、他の標準化機関との協力及び調整を促進し、この努力についてTSAGに報告するものとする。

決議 1

セクション6 寄書

- 6.0 寄書(contribution)は、
WTSA の開催 1 月前までに提出すべきであり、どのような場合も、WTSA への全ての寄書の提出期限は、この文書の時宜を得た翻訳及び代表団による熟考を可能にするため、WTSA 開催前 14 暦日以内とする。TSB は、WTSA に提出された全ての寄書を、連合の公式言語への翻訳を待たず、提出時の一つまたは複数の言語により WTSA ウェブサイトで速やかに公開するものとする。
- 6.1 WP、SG 及び TSAG の各会合への寄書は、ITU-T 勧告 A.1 に従い提出し、ITU-T 勧告 A.2 に従う体裁とする。

セクション7 研究課題の作成及び承認

- 7.1 研究課題の作成または改訂
- 7.1.0 新規課題案または改訂課題案の承認を求めるための検討およびITU-Tの作業計画への包含は、次のように処理されることが好ましい：
- a) SG及びTSAGを経る；
 - b) SG会合がWTSA前の当該会期の最終会合であるときは、SGを経てWTSAの関連委員会での更なる審議を経る；
 - c) 緊急な取扱いが正当化されるときは、SGのみを経る；
- または、
WTSAを経る(7.1.10項参照)。
- 7.1.1 加盟国及び他の正式に認められている団体は、新規または改訂研究課題を検討するSG 会合への寄書として、研究課題案を提出するものとする。
- 7.1.2 各研究課題案は、特定の作業目的の観点から作成されるべきであり、また、少ないITUリソースをできるだけ効率的に管理し、リソースの利用を最適化することを意図して、本決議の付録IIに列挙する適切な情報を伴うものとする。この情報は、他SG及び標準化団体の作業との関係を考慮しながら、研究課題を提案する理由の正当性を明確にするとともにその緊急度合いを示すものであるべきである。
- 7.1.3 TSBは、研究課題を検討するSG会合の少なくとも1月前に受領されるよう、当該SGの加盟国及びセクタメンバへ提案された新規または改訂研究課題案を配布するものとする。
- 7.1.4 新規または改訂された研究課題は、会合中にSGが自ら提案することができる。
- 7.1.5 各SGは、以下を決定するために、新規または改訂研究課題案を検討するものとする：
- i) 各研究課題案の明確な目的；
 - ii) 望まれる新規勧告の優先度及び緊急性、またはその研究課題の研究の結果によって生じる既存勧告の変更；
 - iii) 新規または改訂研究課題案が、当該SG内や他のSGの研究課題案との間で、また他の標準化機関の作業との間で可能な限り重複がないこと。
- 7.1.6 承認のために新規または改訂研究課題提案を提出するSGによる合意は、7.1.5項の基準を満たしたことに關して研究課題提案が議論されるSG会合に出席している加盟国及び

決議 1

セクタメンバの間でコンセンサスに到達することにより達成される。

- 7.1.7 TSAGは、全てのITU-T SGまたは他グループ作業との関連を検討できるよう、SGからのリエゾン文書により、全ての新規または改訂研究課題提案を承知するものとする。TSAGは、研究課題提案の作成者と連携して、上記7.1.5項の基準を考慮しつつ、これら研究課題のレビューをしなければならない。また、TSAGは、必要な場合には変更を勧告することができる。
- 7.1.8 承認に先立つTSAGによる研究課題レビューの機会は、重複またはリエゾンの問題が生じうる場合にはTSAG議長及び他の全てのSG議長と協議した後で、TSB局長の意見により研究課題案の緊急な承認が正当なものであるとされた場合にのみ省略することができる。
- 7.1.9 SGは、新規または改訂研究課題案が承認される前に作業を開始することに同意することができる。
- 7.1.10 上記にかかわらず、1つの加盟国または1つのセクタメンバが直接WTSAへ研究課題を提案する場合には、後者(WTSA)が新規または改訂研究課題を承認するか、または検討を行う時間を考慮して、次の関連SG会合に研究課題提案を提出することを、加盟国またはセクタメンバに要請するかのいずれかとなる。
- 7.1.11 経済的過渡期にある国、発展途上国⁴及び特に最貧開発国の特殊性を考慮するため、TSBは、そのような国がBDTを通して提出するいかなる要求、特に、研修や情報あるいはITU-D SGによって扱われない研究課題の調査に関連する問題、及びITU-D SGによって一定の課題の調査に必要な技術的援助に関係する要求にも応えて、本総会決議44の関連規定を考慮しなければならない。
- 7.2 WTSA間の新規または改訂研究課題の承認(図7.1a参照)**
- 7.2.1 WTSA間において、また、新規または改訂研究課題案の作成の後(上記7.1を参照)、新規または改訂された研究課題の承認手続は、下記の7.2.2項及び7.2.3項で定めるとおりである。

⁴ 「発展途上国」は、最貧開発国(least developed country)、発展途上島嶼国(small island developing states)、内陸発展途上国(landlocked developing countries)及び経済過渡期にある国(countries with economic in transition)を含む。

決議 1

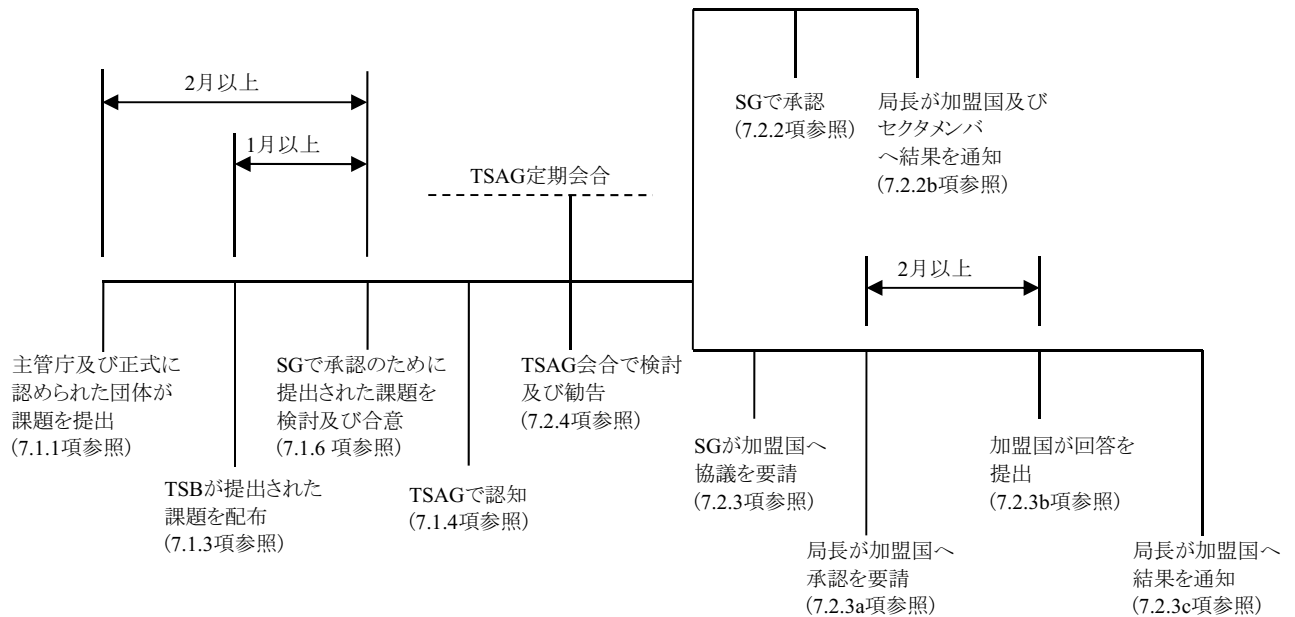


图7.1a

WTSA間における新規または改訂研究課題の承認

- 7.2.2 SG会合で同意が得られた場合は、新規または改訂された研究課題を承認することができる。更に、いくつかの(通常少なくとも4つの)加盟国及びセクタメンバが、例えば寄書、ラポータまたはエディタ及び／または会合の主催によって、作業を支援することを約束しなければならない。支援する団体の名称が、約束している支援の種類とともに、会合報告書に記録されるべきである。
- a) ひとたび承認された新規または改訂研究課題提案は、WTSAで承認された研究課題と同じ地位を有しなければならない。
 - b) 局長は、回章によって結果を通知するものとする。
- 7.2.3 あるいは、7.2.2項に述べる支援が提供されたにもかかわらず、新規または改訂された研究課題を承認するためのSGの同意が得られない場合は、SGは本件の検討を継続するか、加盟国の協議による承認を要請することができる。
- a) TSB局長は、加盟国に対し、新規または改訂された研究課題を承認するか否かを二か月以内に局長へ通知するよう要請するものとする。
 - b) 以下の場合、研究課題提案が承認され、WTSAで承認された研究課題と同じ地位を有するものとする。
 - － 回答した全ての加盟国の過半数が同意している場合、及び
 - － 少なくとも10の回答が受領された場合
 - c) TSB局長は、回章により協議の結果を通知するものとする(8.2項も参照)。
- 7.2.4 WTSA間において、TSAGは、ITU-Tの作業計画を見直し、また、必要に応じて改訂を勧告しなければならない。
- 7.2.5 特に、TSAGは、新規または改訂研究課題案がSGの任務に即しているか確定するために、全ての新規または改訂研究課題案を検討しなければならない。TSAGは、その後、いかなる新規または改訂研究課題案のテキストをも承認(endorse)するかまたは修正を勧

決議 1

告する。もしTSAGが新規または改訂研究課題の修正を勧告した場合、その課題は再検討のため関連するSGに戻される。TSAGはすでに承認された新規または改訂研究課題案のテキストに留意する。

7.3 WTSAによる研究課題の承認(図7.1bを参照)

7.3.1 WTSAの少なくとも二か月前に、TSAGは、WTSAの検討のために、研究課題を検討し、レビューし、また、適切な場合には変更を勧告するために、研究課題がITU-T作業計画のニーズ・優先事項全体に応じるものであり、以下のためにきちんと調和がとられることを確保しながら、開催されるものとする：

- i) 重複作業の回避；
- ii) SG間の相互のやり取りのための一貫した基盤の提供；
- iii) 勧告案および他のITU-T出版物作成の全体的な進捗状況の監視の促進；
- iv) 他の標準化機関との協力的な作業の促進。

7.3.2 WTSAの少なくともひと月前に、局長は、TSAGで合意された新規または改訂研究課題案の一覧を加盟国及びセクタメンバに通知しなければならない。

7.3.3 研究課題提案は、連合の会議、総会および会合の一般規則に従ってWTSAにより承認される。

決議 1

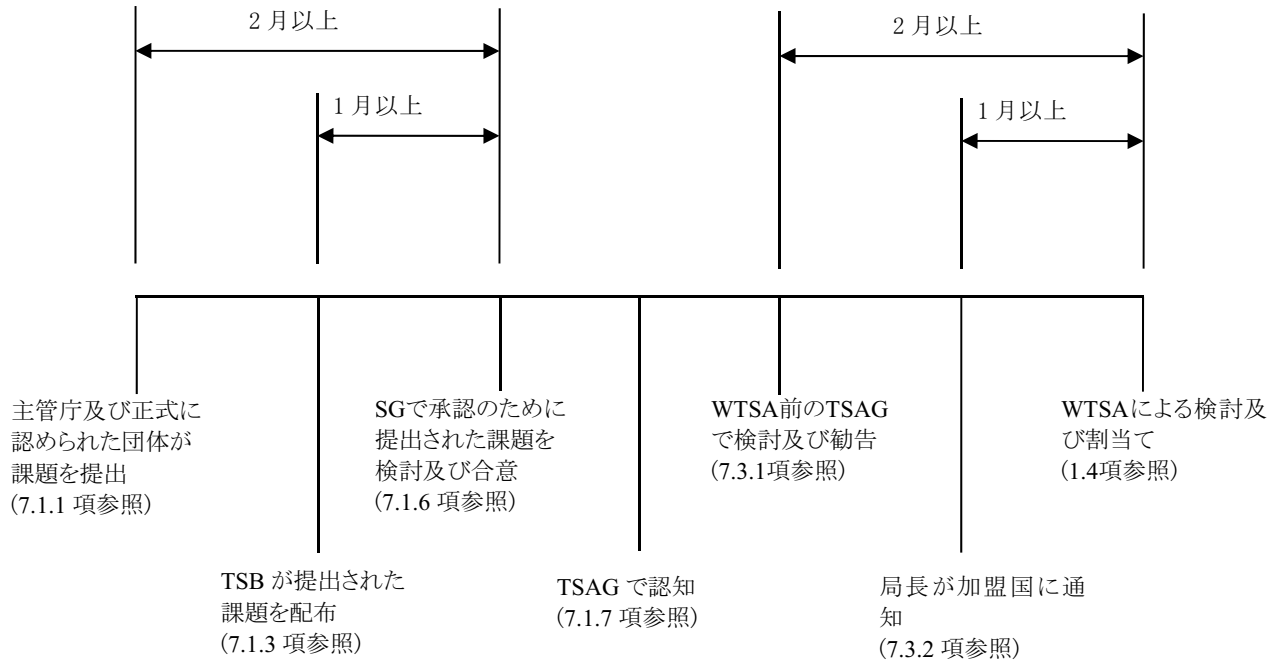


図 7.1b
WTSA における新規または改訂研究課題の承認

7.4 研究課題の削除

SGは、以下のうち最も適切である個々の場合において研究課題削除の決定を行うことができる。

7.4.1 WTSA間における研究課題の削除

7.4.1.1 SG会合において、例えば、作業が終了している場合、または、その会合及び過去2回のSG会合で全く寄書が受領されていない場合、出席者間でコンセンサスに至ることで研究課題を削除することに合意することができる。この合意についての通知は、削除の理由についての説明の要約を含め、回章により提供されるものとする。回答した加盟国の単純過半数が二か月以内に削除に異議を唱えなければ、削除は有効となる。これ以外の場合、この問題はSGに差し戻される。

7.4.1.2 不承認を示した加盟国は、その理由を提示するとともに、研究課題の更なる研究を容易にする可能な変更を示すことを要請される。

7.4.1.3 結果に関する通知は回章により与えられ、TSAGは、局長により知らされる。更に、局長は、適切なときにはいつでも、しかし研究会期中少なくとも1度は、削除された研究課題の一覧を公表しなければならない。

7.4.2 WTSAによる研究課題の削除

SGの決定に基づき、議長は、WTSAへの報告書に研究課題の削除の要請を含めるものとする。WTSAは、この要請を承認することができる。

セクション8

勧告の作成および承認手続

8.1 ITU-T勧告の承認手続および承認手続きの選定

加盟国の公式なコンサルテーションを必要とする勧告承認手続き(従来の承認手続、TAP)は本決議の第9章に記載されている。加盟国の公式なコンサルテーションを必要としない勧告承認手続き(代替承認手続、AAP)はITU-T勧告A.8に規定されている。条約により両方の勧告承認手続きのステータスに差はない。

「選定」とは、新規及び改訂勧告の作成及び承認のために、AAP (ITU-T勧告 A.8参照)を選択するか、TAPを選択するかの行為をいう。

8.1.1 SG会合での選定

一般的な手法として、ナンバリング／アドレッシング及び料金／課金／精算の研究課題に関わるITU-T勧告はTAPに従うと想定される。同様に、上記以外の研究課題に関わるITU-T勧告はAAPに従うと想定される。しかしながら、会合に出席している加盟国及びセクタメンバが合意により決定すれば、SG会合での明示的な行動により、選定をAAPからTAPに、またその逆に変更することができる。

新規または改訂勧告案が政策的または規制的内容を含むかどうか、特に料金や精算に関連するか、を決定する場合にSGは本総会決議40を参照すべきである。

合意が達成されない場合、上記1.11項に記述するように、WTSAで使用されるのと同じ手続が選定を決定するために使用されるものとする。

8.1.2 WTSAでの選定

一般的な手法として、ナンバリング／アドレッシング及び料金／課金／精算の研究課題に関わるITU-T勧告はTAPに従うと想定される。また、上記以外の研究課題に関わるITU-T勧告はAAPに従うと想定される。しかしながら、WTSA会合での明示的な行動により、選定をAAPからTAPに、またその逆に変更することができる。

8.2 選定の通知

TSB局長がメンバに研究課題が承認されたことを通知するとき、TSB局長は、結果として生じる勧告の選定案の通知も含めるものとする。もし何らかの反対があれば、それはITU条約第246D号の規定に基づくものでなければならないが、それらは書面により、選定の再検討が行われ得る次のSG会合へ先送りされるものとする(下記8.3項を参照)。

8.3 選定の再検討

新規または改訂勧告案を「ラストコール」コメントプロセスに付する決定までのいかなる時点でも、条約第246D号の規定に基づき選定は再検討することができる。再考のためのいかなる要求も選択の再考の理由を付して、SGまたはWP会合に対し書面によりなされなければならない(例えば、寄書、あるいは、寄書の期限満了後に提出される場合は一時的な文書に反映される書面による文書)。一つの加盟国またはセクタメンバからの選定を変更する提案は、会合で取り扱われる前に他メンバの支持を得なければならない。

8.1.1 に記述するのと同じ手順を用いて、SG は、選定をそのまま維持するか、変更するかを決定する。

選定は、一旦勧告がコンセントされるか (ITU-T勧告 A.8、3.1節を参照) または (勧告案が)凍結されれば(下記9.3.1項を参照)、変更することができない。

セクション9

従来の承認手続を用いた新規及び改訂勧告の承認

9.1 概要

- 9.1.1 加盟国の正式な協議を必要とする新規または改訂勧告の承認のための手続(従来の承認手続:TAP)は、WTSA決議1のこのセクションにあるとおりである。ITU条約第246B号に従い、新規または改訂ITU-T勧告案は、WTSAにより確立された手続に従ってSGにより採択され、また、承認のために加盟国の正式な協議を必要としない勧告は、承認されたものと見なされる。このような勧告承認手続(代替承認手続:AAP)は、ITU-T勧告 A.8にあるとおりである。条約に従い、承認された勧告の地位は、双方の承認方法において同等である。
- 9.1.2 速さと効率性のため、通常関連するテキストが成熟した状態になったら速やかに、TSB局長が、関連SGへの代表権限のある加盟国に、正式なSG会合での承認手続とそれに続く合意を進めるよう要請する内容の正式な協議により、承認が求められるべきである。関連SGは、WTSAにおいて承認を求めることもできる。
- 9.1.3 条約第247A条に従い、承認された勧告の地位は、承認がSG会合におけるものかWTSAにおけるものかにかかわらず同等である。

9.2 手順

- 9.2.1 SGは、全ての新規及び改訂勧告案が成熟した状態になった場合に、それらの承認を求めるために以下に記述する手続を適用すべきである。手続の順序については図9.1を参照のこと。
- 注一 SG3地域グループは、この手続を地方料金の設置という目的に限定して適用することを独自に決定するものとする。この手続に従い採用した勧告は何れもこの地域グループに参加する加盟国にのみ適用されるものとする。SG3議長は、この承認手続を適用する決定について知らされるものとし、SG3はその次回全体会合において広い観点から勧告案を検討する。原則と方法論に関して反対が無ければ、この手続は開始されるものとする。SG3地域グループの加盟国のみが、当該勧告案の承認のためにTSB局長による協議を受けるものとする。
- 9.2.2 新規または改訂勧告の承認が、WTSAでの検討のために延期される場合は以下のとおりである：
- a) ITU-T全体に関する管理的な性質を有する勧告；
 - b) 当該SGが、特に困難または微妙な問題はWTSA自らが討議し解決することが望ましいと考える場合；
 - c) SG内での合意を目指したが、政策に関する見解の相違のような非技術的問題により、達成されなかった場合。

9.3 前提条件

- 9.3.1 SG議長の要請に基づき、SG会合を招請する際、TSB局長は、この決議で定める承認手続を適用する意図を明示的に周知するものとする。このような要請は、勧告案に関する作業がこのような行動をとるために十分に成熟したという、SG若しくはWP会合、または例外的にWTSAにおける決定に基づくものとする。この段階で勧告案は「凍結された」と見なされる。TSB局長は、勧告の要約を含めるものとする。また、検討される新規または改

訂勧告案のテキストが存在する報告書または他の文書への参照がなされるものとする。この情報も全ての加盟国及びセクタメンバに配布されるものとする。

- 9.3.2 SGは、各公用語における適切性のために新規及び改訂勧告のテキストを見直すために、各SGに編集グループを設置することを奨励される。
- 9.3.3 新規または改訂勧告案のテキストは、この決議で定める承認手続の適用意図をTSB局長が通知する時点で、少なくとも一つの公用語で最終的に編集された形でTSBに利用可能とならなければならない。勧告(ソフトウェア、テストベクタ等)を含む全ての関連する電子的な文書は同時にTSBに利用可能とならなければならない。下記9.3.4項に従い、最終的に編集された形の勧告案を反映した要約もまたTSBに提供されなければならない。会合への招請状は、新規または勧告案の要約とともに、この承認手続の適用意図を通知しつつ、会合の少なくとも3月前に到着するよう、TSB局長により全ての加盟国及びセクタメンバに送付されなければならない。招請状及び同封する要約は、適切な公用語の使用を含む通常の手続に従って配布されるものとする。
- 9.3.4 この要約は、ITU-T勧告案の草案に関する起草者用指針に従って作成されるものとする。これは、新規または改訂勧告案の目的及び内容に関する簡潔な概要であり、適切な場合には改訂の意図も記載される。いかなる勧告も、この要約文なしに完成し承認の準備ができたとは見なされないものとする。
- 9.3.5 新規または改訂勧告案のテキストは、通知された会合の少なくとも1月前に公用語により配布されていなければならない。
- 9.3.6 新規または改訂勧告案は、割り当てられた研究課題によって定義されるSGの担務の範囲内で、条約第14条第192号に従って、承認を求められるのみである。代わりとして、または加えて、SGの責任及び担務の範囲内において、既存勧告の修正の承認を求めることができる(決議2を参照)。
- 9.3.7 新規または改訂勧告案が複数のSGの担務内に該当する場合、承認を提案するSGの議長は、この承認手続の適用を進める前に、関連する他の全てのSG議長の意見を照会し、考慮すべきである。
- 9.3.8 ITU-T勧告は、可能な限り幅広くオープンに適用されることを目的として、勧告が確実に幅広く利用されるよう精査される。勧告は、知的財産権に関する要件を念頭に置きかつ <http://www.itu.int/ITU-T/ipr/> で閲覧することができるITU-T/ITU-R/ISO/IECの共通特許規約(Common Patent Policy)に従って推敲する。
例えば以下が挙げられる:
- 9.3.8.1 ITU-Tの作業に参加するいかなる当事者も、その当事者または他の機関の公知特許文献または公知の出願中の特許についてTSB局長に最初から注意喚起すべきである。ITU-Tウェブサイトから入手可能な「特許声明及びライセンス宣言(Patent Statement and Licensing Declaration)」の書式が使用されるべきである。
- 9.3.8.2 ITU-T勧告の施行に使用する必要があると思われる(複数の)特許または出願中の特許文献を保有するITU-T非加盟機関は、TSBに対しITU-Tウェブサイトですべて入手可能な「特許声明及びライセンス宣言」を提出することができる。
- 9.3.9 安定性の観点から、一旦新規または改訂勧告が承認された場合、その新規テキストまたは改訂部分のいかなる修正も、それぞれ、その修正案が変更というよりむしろその前の承認手続で達成した合意を補足するものである場合、または重大な誤りまたは欠落が見つかった場合を除き、ある妥当な期間内は通常承認を求めることはできない。目安として、この文脈において「妥当な期間」とは、殆どの場合少なくとも2年を意味する。
- 9.3.10 研究会期中に承認された勧告によって不利な影響を受けると考える加盟国は何れも、そ

の案件をTSB局長に付託することができる。TSB局長はそれを、迅速な対処のために関連SGに提出するものとする。

- 9.3.11 TSB局長は、上記9.3.10項に従って通知された全ての案件を、次回のWTSAに通知するものとする。

9.4 協議

- 9.4.1 加盟国の協議には、TSB局長の承認手続(9.3.1項)を適用する意図の通知から開始しSG会合前7作業日までの期間及び手続が含まれる。TSB局長は、この期間内に、新規または改訂勧告案がSG会合において承認のために検討される権限をSGに与えるか否かについての意見を加盟国に要請するものとする。加盟国のみが回答する権限を有する(9.5.2を参照)。
- 9.4.2 TSBが、勧告案の施行に、例えば特許または著作権の存在といった知的財産の使用が必要となる可能性があることを示す一または複数の声明を受け取った場合は、TSB局長は、手続回章においてこの状況を示し、決議1の承認手続を適用する意図を通知するものとする(本決議の付録Ⅱを参照)。
- 9.4.3 TSB局長は、当該SGの活動に参加していると認められた事業体、学術・工業団体及び国際機関と同様、他の2局長に対し、加盟国が新規及び改訂勧告案に関する協議に返答することが求められていることを知らせるものとする。加盟国のみが返答する資格を与えられる(ただし、下記9.5.2項を参照)。
- 9.4.4 万一、ある加盟国が承認のための検討を進めてはならないとの意見を持っている場合は、その加盟国は、不承認の理由を知らせ、また、新規または改訂勧告案の更なる検討及び承認を容易にするための可能な変更を示すべきである。
- 9.4.5 加盟国からの返答の70%以上がSG会合における承認のための検討を支持する場合(または返答が全くない場合)、TSB局長は承認の協議を進めてもよい旨を議長に知らせるものとする(加盟国から与えられた、SGが承認手続を進めることができる権限により、加盟国は、下記9.5.2項に従ってSGが必要な技術上及び編集上の変更を行うことができることを認識する)。
- 9.4.6 期日までに受領された返答のうち、SG会合における承認のための検討を支持するものが70%未満である場合、TSB局長は、その会合で承認の検討を進めることができない旨を議長に助言するものとする(その場合でも、SGは上記9.4.4項に基づいて提供される情報を検討すべきである)。
- 9.4.7 協議への返答に伴って受領された全てのコメントは、TSBにより収集され、次回のSG会合に暫定文書として提出されるものとする。

9.5 SG会合での手続

- 9.5.1 上記9.3.1項及び9.3.3項で言及したとおり、SGは、新規または改訂勧告案のテキストを評価すべきである。次に、SG会合は、勧告の内容に影響を与えないあらゆる編集上の訂正またはその他の修正を受諾することができる。SGは、9.3.4項で言及される要約文について、新規または改訂勧告案の意図を、SG作業に参加していない電気通信の専門家に簡潔に伝達できる完全性と能力があるか否かの観点から評価すべきである。
- 9.5.2 技術上及び編集上の変更は、書面による寄書、協議手続の結果(上記9.4項を参照)又はリエゾン文書の結果として会合中のみ行うことができる。そのような改訂の提案が正当化されるものではあるが、勧告の意図に大きな影響を与えるものである場合、又はその前のSG又はWP会合で合意された原則事項から逸脱する場合、この承認手続の検討は別

の会合まで延期されるべきである。しかしながら、正当な場合、SG議長がTSBと協議して以下であると考えるならば、承認手続をなお適用することができる：

- 変更案が、その会合に代表者を出していない、又は、変更のあった状況で適切な代表者を出していない加盟国にとって(上記9.4項で出される助言の文脈において)妥当なものであること;及び
- テキスト案が安定していること。

- 9.5.3 SG会合での討議の後、この承認手続の下での代表団の行う勧告の決定は、反対がないものでなければならない(しかし、留保に関しては9.5.4項、9.5.5項及び9.5.6項を参照)。条約第239号を参照のこと。
- 9.5.4 代表団がテキストの承認に反対はしないが、一つ又は複数の側面に関してある程度の留保を記録することを希望する場合は、これを会合報告書に記載するものとする。このような留保は、当該勧告のテキストに書き添えられる簡潔な注により言及されるものとする。
- 9.5.5 決定は、最終的な形で会合の全ての出席者に利用可能なテキストに基づいて、会合中に達せられなければならない。例外的に、しかし会合中に限り、代表団はその立場を検討する更なる時間を要求することができる。会合の終了から4週間の期間内に、TSB局長がその代表団が属する加盟国から正式な反対を通知されなければ、TSB局長は、9.6.1項に従い手続を進めるものとする。
- 9.5.5.1 立場を検討するために更なる時間を要求し、その後上記9.5.5項に規定された4週間の期間内に不承認を表示した加盟国は、その理由を通知し、新規又は改訂勧告案の更なる検討及び将来の承認を容易にする可能な変更を示すことを要請される。
- 9.5.5.2 TSB局長に正式な反対が通知された場合、SG議長は、当事者との協議の後、その後のWP又はSG会合での更なる決議を行わずに、上記9.3.1項に従って手続を進めることができる。
- 9.5.6 代表団は、手続を適用する決定を棄権するつもりであることを会合で知らせることができる。その場合、この代表団の出席は、上記9.5.3項の目的のために無視されるものとする。このような棄権は、後に、しかし会合期間中のみに、取り消すことができる。

9.6 通知

- 9.6.1 SG会合の閉会日から4週間以内に、又は例外的に9.5.5項に記述されている期間後4週間以内に、TSB局長は、回章によりそのテキストが承認されたか否かを通知するものとする。TSB局長は、次回入手可能なITU告示にもこの情報が盛り込まれるよう調整するものとする。これと同じ期間内にTSB局長は、また、SGの決定会合中に合意された全ての勧告が少なくとも一つの公用語で、その勧告が最終版でないことの表示とともに、オンラインで入手可能となるよう保証する。
- 9.6.2 万一、承認のために提示されているテキストにおいて、見落とし又は矛盾の純粋に編集上の微修正又は訂正が必要な場合は、TSBは、SG議長の承認を得てこれらを訂正することができる。
- 9.6.3 事務総局長は、必要に応じて発効日を示しつつ、実行可能な限り速やかに、承認された新規又は改訂勧告を公用語で公表するものとする。ただし、ITU-T勧告 A.11に従い、微修正については、完全な再発行よりもむしろ訂正文によって補うことができる。また、適切な場合は、テキストはグループ化し、市場ニーズに合わせることもできる。
- 9.6.4 全ての新規及び改訂勧告の表紙には、使用者に対し、ITU-Tの特許データベース及びITU-Tの著作権データベースを調べるよう要求するテキストが加えられるものとする。文言案は以下のとおりである。

- 「ITUは、この勧告の実施又は施行には、請求されている知的財産権の使用を伴う可能性があることに注意を喚起する。ITUは、その請求がITUの加盟国及びセクタメンバによるものであろうと勧告作成手続外にいる他者によるものであろうと、請求されている知的財産権の証拠、有効性又は適用性に関していかなる立場もとらない。」
- 「この勧告の承認日時点で、ITUは、この勧告の施行に必要とされる可能性のある、特許権／ソフトウェア著作権によって保護される知的財産の通知を受領していた／していなかった。しかしながら、施行者は、これが最新の情報を表示していない可能性について警告を受け、従って、ITU-Tのウェブサイトで利用できる適切なITU-Tデータベースを検索するよう強く要求される。」

9.6.5 新規及び改訂勧告の一覧の公表に関しては、勧告A.11も参照のこと。

9.7 誤植等の修正

SGが勧告の中の誤植等(例えば、誤植、編集上の誤り、曖昧な語句、欠落又は矛盾及び技術的な誤り)について実装者に注意喚起する必要性を認めた場合に使用することができる手段の一つがインプリメンターズガイドである。このガイドは、全ての特定された誤植等及びそれらが特定され最終的な解決へ至る訂正の状況を記録する履歴文書である。インプリメンターズガイドは、SGにより、またはSG議長が同席する既存のWPにより同意されなければならない。インプリメンターズガイドは、自由にアクセスできるITU-Tウェブサイトに掲載することにより、活用されなければならない。

9.8 勧告の削除

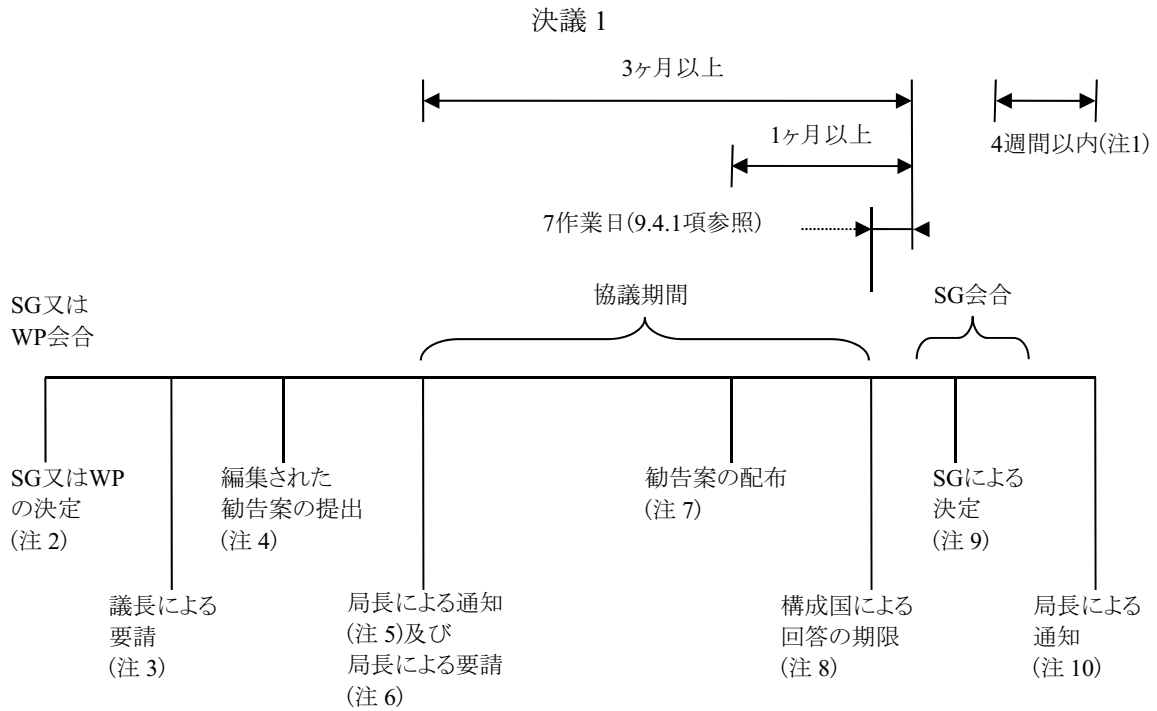
SGは、勧告の削除が最も適切である以下の選択肢の個々の場合において、決定を行うことができる。

9.8.1 WTSAによる勧告の削除

SGの決定に基づき、議長は勧告を削除する要請を、議長からWTSAへの報告書に盛り込むものとする。WTSAは、この要請を審議して適切に対処すべきである。

9.8.2 WTSA間の勧告の削除

- 9.8.2.1 他の勧告が優先する場合又は時代に合わなくなっている場合、SG会合において、勧告の削除が合意されることがある。この合意は全会一致で承認されなければならない。削除の理由について説明する要約を含め、この合意についての情報は、回章により提供される。3月以内に、削除に対する反対が受領されなければ、削除は有効となる。反対がある場合は、SGに差し戻される。
- 9.8.2.2 結果は別の回章に盛り込まれ通知されなければならない。また、TSAGにはTSB局長からの報告書により通知しなければならない。更にTSB局長は、適切なときにいつでも、しかし少なくとも研究会期中に一度、削除された勧告の一覧を公表しなければならない。



- 注:
- 1- 例外的に、9.5.5項に基づき代表団が更なる時間を要求した場合は、4週間までの追加的な期間が加えられる。
 - 2- SG又はWPの決定:
SG又はWPが、勧告案に関する作業が十分成熟していることを確定し、SG議長に対し、局長に要請するよう要請する(9.3.1項)。
 - 3- 議長からの要請:
SG議長が、局長は承認を求める意図を周知すべきであると要請する(9.3.1項)。
 - 4- 利用可能な編集テキスト:
勧告案のテキストが、必要な要約を含め、少なくとも一の公用語で最終的に編集された形でTSBに利用可能とすべきである(9.3.3項)。同時に、勧告に含まれるあらゆる関連電子文書もTSBに利用可能とすべきである。
 - 5- 局長からの周知:
局長が、次回のSG会合で勧告案の承認を求める意図を周知する。承認手続を適用する意図の通知を含む会合招請状が、少なくとも会合の3月前に受領されるよう、全ての加盟国及びセクタメンバに送付されるべきである(9.3.1項及び9.3.3項)。
 - 6- 局長からの要請:
局長が、加盟国に対し、提案を承認するか否かを局長に通知するよう要請する(9.4.1項及び9.4.2項)。この要請は、要約及び完全な最終テキストへの言及を含む。
 - 7- テキストの配布:
勧告案のテキストは、周知された会合の少なくとも1月前に、当該公用語で配布されていなければならない(9.3.5項)。
 - 8- 加盟国の回答期限:
協議期間中に受領された回答の70%が承認を示した場合、提案は了承されたものとする(9.4.1項、9.4.5項及び9.4.7項)。
 - 9- SGの決定:
討議の後、SGは承認手続を適用するために、全会一致で承認する(9.5.3項及び9.5.2項)。代表団はある程度の留保を記録でき(9.5.4項)、その立場を検討するために更なる時間を要求(9.5.5項)又は決定を棄権できる(9.5.6項)。
 - 10- 局長からの通知:
局長は、勧告案が承認されたか否かを通知する(9.6.1項)。

ANNEX A
(決議1(2016年ハマメット改訂))
AITU-T の文書

A.1 一般原則

以下の A.1.1 および A.1.2 において用語「テキスト」は、A.2 から A.10 で定義される ITU-T 決議、課題、意見書、勧告、補遺、実装ガイドライン、技術文書およびレポートで使用される。

A.1.1 テキストの表示

A.1.1.1 テキストは必要な内容を考慮した上で、可能な限り手短に、かつ課題/トピックまたはその一部に直接的に関係したものでなければならない。

A.1.1.2 各テキストは関連するテキストへの参照を含めるべきである。適当と思われる場合は国際電気通信規則 (ITR) の条文への参照も、ITR のいかなる解釈、形容やその変更への示唆することなく、含めるべきである。

A.1.1.3 テキスト(決議、課題、意見書、勧告、補遺、実装ガイドライン、技術レポートおよびハンドブック)は、それらの番号、タイトル、最初の承認年について、また適切な場合にはその改訂年を加えて、表示されなければならない。

A.1.1.4 これらのテキストの補足文書は、他に指定がない限り、本文と同様のステータスを持つものと考えられるべきである。

A.1.1.5 勧告の補遺は勧告の不可分の一部を構成するものではなく、勧告またはその補足文書と同等のステータスを持っていると考えてはならない。

A.1.2 テキストの出版

A.1.2.1 すべてのテキストは承認後できるだけ早く電子的形態で出版されなければならない。また、ITU の出版ポリシーに従い、紙でも用意されることもある。

A.1.2.2 承認された新規/改訂決議、意見、課題および勧告は実行可能な範囲でできるだけ速やかに連合の公式言語により ITU から出版されることになる。補遺、実装ガイドライン、技術レポートおよびハンドブックはできるだけ迅速に英語で出版され、連合の6つの公式言語での出版は関連グループの決定に従う。

A.2 ITU-T 決議

A.2.1 定義

決議: WTSA によりテキストで、ITU-T の組織、作業方法および計画書を含む。

A.2.2 承認

WTSA は加盟国、セクタメンバからの提案または TSAG からの助言を審議し、WTSA 決議を承認することができる。

A.2.3 削除

WTSA は加盟国、セクタメンバからの提案または TSAG からの助言に基づき、WTSA 決議を削除することができる。

A.3 ITU-T 意見書

A.3.1 定義

意見書: ITU-T、他の ITU セクタや国際機関に向けた、見解、提案または質問を含むテキストのことで、必ずしも技術事項に関することに制限されない。

A.3.2 承認

WTSA は加盟国およびセクタメンバからの提案、若しくは TSAG からの助言に基づき、改訂/新規の ITU-T 意見書を審査し、承認することができる。

A.3.3 削除

WTSA は加盟国およびセクタメンバからの提案、若しくは TSAG からの助言に基づき、意見書を削除することができる。

A.4 ITU-T 課題

A.4.1 定義

研究対象となる領域の記述で、通常、1 件または複数の新規/改訂勧告が作成される。

A.4.2 承認

課題の承認手続きは、本決議のセクション 7 で規定される。

A.4.3 削除

課題の削除手続きは、本決議のセクション 7 で規定される。

A.5 ITU-T 勧告

A.5.1 定義

勧告： 課題または課題の一部に対する答え、若しくは ITU-T 組織の作業組織について TSAG が策定したテキスト。

(注) この答えとは、既存の知識の範囲内で SG により実行された研究成果であり、設立された手続きに基づき採択されたもの。技術的、組織的及び作業方法を含む運用的事項について指針を与えるもので、特定のタスクについて好ましい方式や提案解、若しくは特定の応用についての手続きを勧告する。これらの勧告は国際協力の基盤として十分に仕えるものでなければならない。

A.5.2 承認

勧告の承認手続きはセクション 8 に規定される。

A.5.3 削除

勧告の削除手続きはセクション 8 に規定される。

A.6 ITU-T 補遺

A.6.1 定義

補遺の定義は勧告 ITU-T A.1 の 1.8.2.8 に記載されている。

(注) 勧告 ITU-T A.13 は ITU-T 勧告の補遺について扱っている。

A.6.2 合意

改訂/新規補遺の合意手続きは勧告 ITU-T 勧告 A.13 に規定されている。

A.6.3 削除

補遺の削除手続きは ITU-T 勧告 A.13 に規定されている。

A.7 ITU-T 実装ガイドライン

A.7.1 定義

実装ガイドライン： 現時点の知識、現時点の研究の立ち位置、または特定の電気通信の局面における良好な運用や技術実践についての情報を含む情報出版。特に途上国に配慮して、国際電気通信サービスやシステムを計画、設計または利用しようとしているエンジニア、システムプラナーまたは運用機関に向けられたもの。

(注) 自己完結的であり、他の ITU-T テキストや手続きに慣れ親しんでいることを必要としない。ただし、ITU 以外で容易に入手できる出版物と検討範囲や内容で重複してはならない。

A.7.2 合意

各 SG はコンセンサスにより改訂/新規実装ガイドラインに合意することができる。また、SG はその配下のグループに実装ガイドラインを承認する権限を付与することができる。

A.7.3 削除

各 SG はコンセンサスにより実装ガイドラインを削除することができる

A.8 ITU-T 技術レポート

A.8.1 定義

SG が最近の課題に関連する特定の事項について準備した技術情報を含む情報出版物。

A.8.2 合意

各 SG はコンセンサスにより改訂/新規技術レポートに合意することができる。また、SG は関連する WP に技術レポートの承認権限を付与することができる。

A.8.3 削除

各 SG はコンセンサスにより技術レポートを削除することができる。

A.9 ITU-T ハンドブック

A.9.1 定義

現時点の知識、現時点の研究の立ち位置、または特定の電気通信の局面における良好な運用や技術実践についての情報を含む情報出版。特に途上国に配慮して、国際電気通信サービスやシステムを計画、設計または利用しようとしているエンジニア、システムプランナーまたは運用機関に向けられたもの。

(注) 自己完結的であり、他の ITU-T テキストや手続きに慣れ親しんでいることを必要としない。

A.9.2 合意

各 SG はコンセンサスにより改訂/新規ハンドブックに合意することができる。また、SG は関連する WP にハンドブックの承認権限を付与することができる。

A.9.3 削除

各 SG はコンセンサスによりハンドブックを削除することができる。

付録I

(決議1に対する (2016年ハマメット改訂))
研究課題の提出のための情報

- ・ 提出元
- ・ 短い題名
- ・ 研究課題又は提案の種類⁵
- ・ 研究課題案又は提案の動機となる理由又は経験
- ・ 研究課題又は提案のテキスト案
- ・ 提出完了までに予想される時間的枠組みと具体的な作業目的
- ・ この研究活動の以下との関係
 - － 他の勧告
 - － 他の研究課題
 - － 他のSG
 - － 他の関連標準化機関

研究課題テキスト案作成に関するガイドラインはITU-Tのウェブサイトにおいて利用可能である。

付録II

(決議1に対する (2016年ハマメット改訂))
回章に記載される注意書のテキスト案

TSBは、一又は複数の発行済み又は出願中の特許権及び／又はソフトウェア著作権によって保護されている知的財産の使用が、この勧告案の実施に必要となる可能性があることを示す声明を受領している。利用可能な特許情報・ソフトウェア著作権情報は、ITU-Tウェブサイトで入手可能である。

⁵ 背景となる研究課題、勧告に至るために作成された職務指向の研究課題、新しいマニュアルの提案、改訂マニュアル等。

勧告 A.8
新規及び改訂 ITU-T 勧告のための代替承認手続き
(2000 年; 2004 年; 2006 年; 2008 年)

1 総論

1.1 ITU-T の勧告は、WTSA 決議第 1 にある従来の承認手続き(TAP)により承認される政策又は規制の影響を伴う勧告を除き、この勧告に規定する代替承認手続き(AAP)を用いて承認される。研究委員会(SG)はまた WTSA における承認を求めてもよい。

1.2 条約に従い、承認された勧告の地位は、AAP 及び TAP 双方の承認方法において同じである。

2 手続き

2.1 SG は、新規及び改訂勧告案の承認を求めるため、それらが十分成熟した状態に進展すれば、すぐに以下に記述する AAP を適用すべきである。手続きの流れは図 1 を参照のこと

3 前提条件

3.1 研究委員会議長の要請に基づいて、電気通信標準化局(TSB)局長は、AAP の適用ならびに本勧告に定められるラストコール(最終呼びかけ)(以下の第 4 項参照)開始の意図を告示するものとする。このような処置は、勧告案はこのような処置をとることのできる段階に到達しているという SG ないし WP 会合における、または例外的に WTSA における同意に基づくものとする。この段階で、勧告案は「同意」が得られているとみなされる。局長は勧告案の要約を告示に含めるものとする。検討される新規または改訂勧告案のテキストが記載されている文書の参照情報が提供されるものとする。この情報はすべての加盟国及びセクタメンバに提供されるものとする。

3.2 新規又は改訂勧告案のテキストは、本勧告で定める AAP を適用する意図を局長が周知する時点で、最終的に編集された形で TSB に利用可能とならなければならない。当該勧告に含まれる関連電子的材料(例えば、ソフトウェア、試験ベクトル等)も同様に利用可能とならなければならない。下記 3.3 に従い、最終的に編集された形の新規又は改訂勧告案を反映した要約もまた TSB に提供されなければならない。

3.3 このような要約は、ITU-T 勧告案のための作成ガイドに沿って用意されるべきである。この要約は、新規又は改訂勧告案の目的及び内容の、および必要な場合には改訂の意図の簡潔な概要である。いかなる勧告も、この要約文なしに完成し承認の準備ができたとは見なされないものとする。

3.4 新規又は改訂勧告案の承認は、ITU 条約 No.192 に従って当該 SG に割り当てられた課題によって定義される SG の所掌の範囲内で、求めることができる。代わりとして、又は加えて、既存勧告の修正の承認を SG の責任及び所掌の範囲内において求めることができる。

3.5 新規又は改訂勧告案が複数の SG の所掌に該当する場合、承認を提案する SG の議長は、この承認手続きの適用を進める前に、関連する他の全ての SG 議長の意見を照会し、考慮すべきである。

3.6 勧告は、<http://www.itu.int/ITU-T/ipr/>に掲載されている ITU-T/ITU-R/ISO/IEC 共通パテントポリシーに従って策定されるものとする。例えば、

- 3.6.1 ITU-T の作業に参加する当事者は最初に、各自のまたはその他の組織における既知の特許ないし既知の出願中の特許について TSB 局長の注意を喚起しておくべきである。ITU T ウェブサイトにある「特許声明及び使用許諾宣言書」様式が使用されるものとする。
- 3.6.2 ITU T 勧告を実施するためにその使用が必要となるであろう、特許ないし出願中の特許を保有する ITU T 非加盟組織は、ITU T ウェブサイトで入手可能な様式を使用して、「特許声明及び使用許諾宣言書」を TSB に提出することができる。
- 3.7 安定性という理由から、新規ないし改訂勧告がひとたび承認されると通常は、当該新規テキストまたは当該改訂部分のそれぞれについて、妥当な期間内にさらなる修正の承認を求めるべきではない。ただし、提案される修正が前回の承認手続きで得られた合意内容を変更するのではなくむしろ補足するものである場合、あるいは重大な誤りまたは脱漏が発見された場合を除く。指針として、ここでの「妥当な期間」とはほとんどの場合において、少なくとも 2 年となる。不備を訂正する修正は 7.1 節に基づいて承認を受けることができる。

4 ラストコール及び追加レビュー

- 4.1 ラストコールの期間は 4 週間あり、代替承認手続き適用の意図についての局長告示によって開始する(3.1 節)。
- 4.2 勧告案を実装するために、一つ若しくは複数の著作権や特許で保護された知的財産権の利用が必要であることを示す宣言書を TSB が受領した場合、TSB 局長はこの情報を ITU-T ウェブサイトに掲示しなければならない。
- 4.3 TSB 局長は主管庁およびセクタメンバが新規勧告案若しくは改訂勧告案の承認についてのコメントが求められていることを他の 2 局長に対し伝えなければならない。
- 4.4 ラストコールの期間、主管庁若しくはセクタメンバは新規勧告案若しくは改訂勧告案を承認すべきではないとの意見である場合には、非承認の理由、さらなる検討や承認を可能とするための修正案を示さなければならない。
- 4.4.1 ラストコール期間の終了までに文章上のエラー(スペルミス、構文上や句読点の誤り等)を示すコメント以外のコメントが受領されなかった場合は、新規勧告案若しくは改訂勧告案は承認されたと判断され、文章上のエラーは修正される。
- 4.4.2 ラストコール期間の終了までに文章上のエラー以外のコメントを受領した場合、SG 議長は TSB 局長と協議の上、次のような判断を行う：
- 1) 計画されている SG 会合は勧告案の承認を行うのに十分間近に開催されるか。この場合、4.6 節の SG 会合での承認手続きが適用される；若しくは
 - 2) 時間の節約および/または作業の性質や完成度を考慮して、コメント解決を SG 議長の指示のもと開始すべきか。この場合は適切な SG 専門家たちにより、電子的連絡手段若しくは会合開催により実施する。修正された編集テキスト案が用意され、4.4.3 項の手続きが開始される。
- 4.4.3 コメント解決が完了し、修正テキスト案が準備された後、SG 議長は TSB 局長と協議の上、次のような判断を行う。
- a) 計画されている SG 会合は勧告案を承認するのに十分間近に開催されるか。この場合、4.6 節の手続きが適用される；若しくは
 - b) 時間を節約するためおよび/又は作業の性質や完成度を考慮して、追加レビューを開始すべきか。この場合、4.5 節の手続きが適用される。

- 4.5 追加レビューは三週間の期間となり、局長により告示される。勧告案の最終編集テキスト(コメント解決の結果としての修正を含む)およびラストコールへのコメントは局長が追加レビューを告示する時点で、準備されなければならない。勧告案テキストおよび検討されたラストコールコメントを含む文書が参照されなければならない。
- 4.5.1 追加レビュー期間の終了までに、文章上のエラー(スペルミス、構文上や句読点の誤り等)を示すコメント以外のコメントが受領されなかった場合は、勧告は承認されたと判断され、文章上のエラーは TSB により修正される。
- 4.5.2 追加レビュー期間の終了までに文章上のエラー以外のコメントを受領した場合、4.6 節の SG 会合への承認手続きが適用される。
- 4.6 局長は SG 会合の最低 3 週間以前に勧告案を承認する意図であることを告知しなければならない。局長はその特定の提案意図を手短かにまとめてその告知に含めなければならない。テキスト案およびラストコール(および関連する場合には追加レビューのもの)からのコメントを含む文章を参照しなければならない。追加レビューを経た(追加レビューが行われなかった場合はラストコールを経た)勧告案の編集テキストは 5 章に従い SG 会合での承認に付される。

5 SG 会合における手順

- 5.1 SG は新規ないし改訂勧告案のテキストならびに上記の 4.6 節において言及される関係コメントを検討すべきである。その後、会合において新規ないし改訂勧告案の訂正または修正を受け入れることができる。研 SG は要約書の完全性に関して再評価すべきである。
- 5.2 変更は、ラストコール、追加レビュー、寄書またはリエゾン文書を含む暫定文書といった文書によるコメントを受けて、会議中にのみ行うことができる。このような改訂提案は正当なものであるが、勧告の意図に大きな影響を及ぼすか、前回の SG 会合ないし WP 会合で合意された方針から逸脱することが分かった場合、この承認手続きはこの会合では適用すべきでない。しかしながら正当とされる状況においては、SG 議長が TSB との協議により以下であるとみなした場合、承認手続きを適用することができる。
- 提案される変更は、会議に代表者が出席していないか、変化した状況の下で適切に代表者が出席していない加盟国及びセクタメンバにとって(本項に記載される文書との関連で)妥当であり、
 - 提案されるテキストは安定している。
- ただし、出席している加盟国が、当該テキストには政策ないし規制上の影響を持つ、あるいは持つ疑いがあることを言明した場合、承認手順は決議 1、の 9.3 節または以下の 5.8 節に従って進められるものとする。
- 5.3 SG 会合での討議の後、この承認手続きの下で勧告を承認する会合の決定は、反対がないものでなければならない(しかし、5.5、5.7 及び 5.8 節を参照)。反対のない合意に達するためあらゆる努力がなされるべきである。
- 5.4 これらの試みにもかかわらず、反対のない合意に至らなかった場合は、会合に出席している(彼らの)セクタメンバとの協議の後、会合に出席している連合員のうち 2 ヶ国以上が勧告承認の決定に反対しなければ、勧告は承認されたものと見なされる(しかし、5.5、5.6 及び 5.8 節を参照)。それ以外の場合、SG は、残されている問題に取り組むための追加的作業を付託される。
- 5.5 加盟国又はセクタメンバがテキストの承認に反対はしないが、一又は複数の側面に関してある程度の留保を記録することを希望する場合は、これを会合の報告書に記載するものとする。このような留保は、当該勧告のテキストに書き添えられる簡潔な注において言及さ

れるものとする。

- 5.6 決定は、会合の全ての出席者がアクセス可能な最終的な形のテキストに基づいて、会合中に達せられなければならない。例外的に、しかし会合中に限り、加盟国は上記 5.4 節に関して立場を検討するための更なる時間を要求することができる。会合の終了から 4 週間の期間内に、TSB 局長が彼らの反対を通知されなければ、勧告は承認され、局長は 6.1 節に従い、手続きを進めるものとする。

- 5.6.1 その立場を検討するための時間を要求し、その後、上記 5.6 節において指定される 4 週間以内に不承認を表明する加盟国は、その理由を挙げ、必要とあれば、新規ないし改訂勧告案の将来の承認のための今後の検討を促進させるであろう、修正を示すことが要求される。

- 5.7 加盟国又はセクタメンバは、手続きの適用から棄権するつもりであることを会合で知らせることができる。その場合、彼らの出席は、上記 5.3 節の目的のために無視されるものとする。このような棄権は、後で、しかし会合期間中のみに取り消すことができる。

- 5.8 新規又は改訂勧告案が承認されなかった場合、SG 議長は、関係者との協議の後、その後の WP 会合又は SG 会合での更なる同意を行うことなく、上記 3.1 節に従って手続きを進めることができる。

6 通知

- 6.1 TSB 局長は、ラストコール及び追加レビューの結果(承認又は不承認を示す)を速やかにメンバに通知するものとする。

- 6.2 上記 5.3 節から 5.5 節に記述されている SG 会合の終了日の 2 週間以内に、又は例外的に 5.6 節に記述されている期間後 2 週間以内に、TSB 局長は、回章によりそのテキストが承認されたか否かを通知するものとする。TSB 局長は、次回発行される ITU Operational Bulletin にもこの情報が盛り込まれるよう調整するものとする。これと同じ期間内に局長は、また、承認された全ての勧告が、その勧告が最終的な出版の形でないことの表示とともに、オンラインで入手可能となるようにする。

- 6.3 万一、承認のために提示されているテキストにおいて、見落とし又は矛盾の些細で純粋に編集上の修正又は訂正が必要な場合は、TSB は、SG 議長の承認を得てこれらを訂正することができる。

- 6.4 事務総局長は、必要に応じて発効日を示しつつ、実行可能な限り速やかに、承認された新規又は改訂勧告を出版するものとする。ただし、ITU-T 勧告 A.11 に従い、些細な修正については、完全な再発行よりもむしろ正誤表によって補うことができる。また、適切な場合は、テキストは、市場ニーズに適合するため一括することができる。

- 6.5 全ての新規及び改訂勧告の表紙に、利用者に対し、ITU-T 特許データベースおよび ITU-T ソフトウェア著作権データベースを調べるよう促す以下の文を加えなければならない：

「ITU-T は、この勧告の実施又は実装には、権利者が主張する知的財産権の使用を伴う可能性があることに注意を喚起する。ITU は、ITU の加盟国及びセクタメンバによるものであろうと、勧告作成手続きの外にいる他者によるものであろうと、主張された知的所有権の証拠、有効性又は適用性に関していかなる立場もとらない。」

「この勧告の承認の日現在、ITU は、この勧告を実装するために必要とされる可能性がある特許／ソフトウェア著作権によって保護される知的財産の通知を受領している／していない。しかしながら、実装者は、これが最新の情報を意味するものでない可能性があることを忠告

され、従って、ITU-T ウェブサイトで利用できる ITU-T データベースを調べるよう強く推奨される。」

- 6.6 新規及び改訂勧告の一覧の出版に関しては、勧告 A.11 を参照のこと。

7 不備の訂正

- 7.1 SG が勧告における不備(例、文章上のミス、編集上のミス、曖昧さ、脱漏または矛盾及び技術的誤り)について実施者に知らせる必要性を確認した場合、採用できる方法として実施者ガイドがある。このガイドは確認されたすべての不備とその訂正状況を、確認から最終的な解決に至るまで記録した時系列の文書である。実施者ガイドは、SG により承諾されるか、または SG 議長の同意を得てその WP のいずれかにより承諾されるものとする。実施者ガイドは ITU-T ウェブサイトに掲載し、自由にアクセスできるようにされなければならない。

8 勧告の削除

SG は、以下のうち最も適切である個々の場合において決定を行うことができる。

- 8.1 WTSA による勧告の削除

SG の決定に基づき、議長は勧告の削除要請を WTSA への報告書に含めるものとする。WTSA はこの要請を承認できるものとする。

- 8.2 WTSA 間の勧告の削除

- 8.2.1 例えば、他の勧告に置き換えられている場合、又は時代に合わなくなっている場合に、SG 会合において、勧告の削除に合意することができる。この合意は出席している加盟国およびセクタメンバからの反対のないものでなければならない。もし、反対無しの合意が得られなかった場合には上記 5.4 節の基準が適用される。削除の理由について説明する要約を含め、この合意についての情報は、回章により提供される。3 ヶ月以内に、連合員又はセクタメンバからの削除に対する反対が受領されなければ、削除は有効となる。反対がある場合は、SG に差し戻される。

- 8.2.2 結果の通知は別の回章により提供され、また、TSAG は TSB 局長の報告書により通知される。更に局長は、適切なきにいつでも、しかし少なくとも研究会期中の中頃に一度、削除された勧告の一覧を公表するものとする。

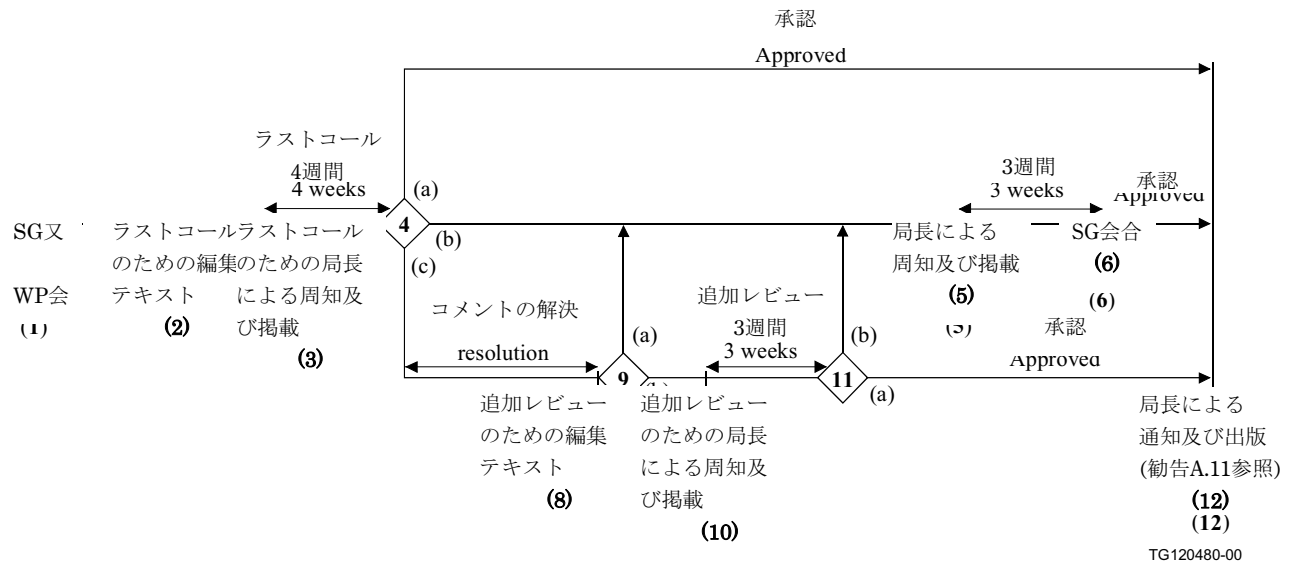


図 1

A.8 手続きの流れ

図 1 注 — 代替承認手続きの流れ

- 1) SG 又は WP 会合のコンセント — SG 又は WP は、勧告案に関する作業が代替承認手続きを開始しラストコールを始めるに十分に成熟していると結論づける。(3.1 節)
- 2) 編集テキストが利用可能 — 要約を含む最終的に編集されたテキスト案が TSB に提供され、SG 議長が局長に対しラストコールを開始するよう要請する。(3.2 節) 同時に勧告に含まれるあらゆる関連電子素材も TSB が入手できなければならない。
- 3) 局長によるラストコールの告知及び掲載 — 局長は、全ての加盟国、セクタメンバ及びアソシエートに対し、概要及び完全なテキストへの参照とともにラストコールの開始を告知する。勧告案がまだ電子的に掲載されていなければ、このタイミングで行われる(3.1 節)。
- 4) ラストコールの判断 — SG 議長は、TSB と協議し以下のいずれかの判断を行う。
 - a) 文章上の誤りを示すコメント以外のコメントが受領されていない。この場合、勧告は承認されたものと見なされる(4.4.1 項)
 - b) 計画されている SG 会合が、受領されたコメントを検討するに十分に近い時期にある(4.4.2 項)、又は
 - c) 時間の節約及び／又は作業の性質及び成熟の理由から、コメントの解決が開始され、編集テキストを用意する(4.4.2 項)。
- 5) 局長による SG の告知及び掲載 — 局長は、次回 SG 会合が、勧告案の承認のための検討を行うことを、以下のいずれかへの参照を含めて通知する。
 - a) 勧告案(編集テキスト(ラストコール)版)及びラストコールから受領されたコメント(4.6 節); 又は
 - b) コメントの解決が行われた場合、改訂勧告案テキスト。改訂された勧告案テキストがまだ電子的に掲載されていなければ、このタイミングで行われる(4.6 節)。

- 6) SG の決定会合 — SG 会合は、全ての書面によるコメントをレビュー・検討し、以下のいずれかを行う。
- 7)
 - a) もし政策的または規制に関連する(5.2 節) 可能性がある場合は、WTSA決議1の手続きを進めるか、5.8 節の手続きを進める、又は
 - b) a 勧告案を承認する(5.3 又は 5.4 節)、又は
 - c) b 勧告案を承認しない。受領されたコメントを取り扱う更なる試みを行うことが適切であると結論された場合は、追加的な作業が行われるべきであり、手続きは(WP 又は SG 会合での更なるコンセンストは行わずに)ステップ 2 へ戻る(5.8 節)。
- 8) コメントの解決 — SG 議長は、TSB 及び専門家からの援助を受け、電子的通信手段並びにラポータ及び WP 会合を通して、コメントに取り組み、勧告案の新たな編集テキストを準備する(4.4.2 項)。
- 9) 編集テキストが利用可能 — 要約を含む改訂された編集テキストが TSB へ提供される(4.4.2 項)。
- 10) 次段階の判断 — SG 議長は、TSB と協議し、以下のいずれかの判断を行う。
 - a) 次回 SG 会合が、承認のために勧告案を検討するに十分近い時期にある(4.4.3a 項)、又は、
 - b) 時間の節約及び／又は作業の性質及び成熟の理由から、追加レビューが開始されるべき(4.4.3b 項)。
- 11) 局長による追加レビューの告知及び掲載 — 局長は、全ての加盟国とセクタメンバに対し、勧告案の要約及び完全なテキストへの参照とともに、追加レビューの開始を告知する。改訂された勧告案がまだ電子的に掲載されていなければ、このタイミングで行われる(4.5 節)。
- 12) 追加レビューの判断 — SG 議長は、TSB と協議し、以下のいずれかの判断を行う。
 - a) 文書上の誤りを示すもの以外のコメントが受領されていない。この場合、勧告は承認されたものと判断される(4.5.1 項)、又は
 - b) 文書上の誤りを示すもの以外のコメントが受領された。この場合、手続きは SG 会合に進む(4.5.2 項)。
- 13) 局長による告知 — 局長は、勧告案が承認されたことをメンバに通知する(6.1 又は 6.2 節)。

4.3.3 研究課題一覧

2017 年 7 月現在

課題番号 (Question)	課題名（英文）	課題名（和訳）
SG2 Operational aspects of service provision and telecommunication management (7 課題) サービス提供の運用側面及び電気通信管理		
1/2	Application of numbering, naming, addressing and identification plans for fixed and mobile telecommunications services	固定および移動体通信サービスにおける numbering, naming, addressing および ID 計画の応用
2/2	Routing and interworking plan for fixed and mobile networks	固定および移動網におけるルーティングとインタワーキング
3/2	Service and operational aspects of telecommunications, including service definition	通信におけるサービスとオペレーション
5/2	Requirements, priorities and planning for telecommunication management and operation, administration and maintenance (OAM) Recommendations	電気通信網管理および OAM 勧告の為の、要求条件、優先度および計画
6/2	Management architecture and security	管理アーキテクチャとセキュリティ
7/2	Interface specifications and specification methodology	インタフェース仕様と仕様の方法論
SG3 Tariff and accounting principles and international telecommunication/ICT economic and policy issues (13 課題) 料金及び会計原則と国際電気通信・ICT の経済と政策課題		
1/3	Development of charging and accounting/settlement mechanisms for international telecommunications services using the next-generation networks (NGNs), future networks, and any possible future development, including adaptation of existing D-series Recommendations to the evolving user needs	増大するユーザーニーズに対する D シリーズ勧告の適応を含む、NGN、将来網及び将来考えられる進歩を利用した国際通信サービスのための課金、計算/清算メカニズムの開発

2/3	Development of charging and accounting/settlement mechanisms for international telecommunications services, other than those studied in Question 1/3, including adaptation of existing D-series Recommendations to the evolving user needs	Q1/3 の研究範囲を除く、増大するユーザーニーズに対する D シリーズ勧告の適応を含む、国際通信サービスのための課金、計算/清算メカニズムの開発
3/3	Study of economic and policy factors relevant to the efficient provision of international telecommunication services	国際通信サービスの効率的提供に関連した経済及び政策要因の研究
4/3	Regional studies for the development of cost models together with related economic and policy issues	関連する経済及び政策問題を含むコストモデル開発に向けた地域的研究
5/3	Terms and definitions for Recommendations dealing with tariff and accounting principles together with related economic and policy issues	関連する経済及び政策問題を含む料金と計算原則を扱う勧告のための用語と定義
6/3	International Internet connectivity including relevant aspects of Internet protocol (IP) peering, regional traffic exchange points, cost of provision of services and impact of transition from Internet protocol version 4 (IPv4) to Internet protocol version 6 (IPv6)	IP ピアリング、地域的トラフィック交換点、サービス提供のコスト及び IPv4 から IPv6 への移行に伴うインパクトが関係する観点を含む国際的なインターネットの接続性
7/3	International mobile roaming issues (including charging, accounting and settlement mechanisms and roaming at border areas)	国際移動通信のローミングに係る問題（課金、計算、清算メカニズム及び国境付近でのローミングを含む）
8/3	Alternative calling procedures and misappropriation and misuse of facilities and services including calling line identification (CLI), calling party number delivery (CPND) and origin identification (OI).	代替的呼び出し手順及び設備やサービスの悪用及び誤用（CLI、CPND 及び OI を含む）
9/3	Economic and regulatory impact of the Internet, convergence (services or	国際通信サービスとネットワークにおける OTT のような新サー

	infrastructure) and new services, such as over the top (OTT), on international telecommunication services and networks	ビス及びインターネット、コンバージェンス（サービス又はインフラ）の経済的及び規制上の影響
10/3	Definition of relevant markets, competition policy and identification of operators with significant market power (SMP) as it relates to the economic aspects of the international telecommunication services and networks	重要なマーケット力（SMP）をオペレータが持ち、それが国際通信サービスとネットワークの経済的観点に関係する場合の関連マーケット、競争ポリシーや当該オペレータを識別するための定義
11/3	Economic and policy aspects of big data and digital identity in international telecommunications services and networks	国際通信サービスとネットワークにおけるビッグデータとデジタルアイデンティティの経済的及び政策的観点
12/3	Tariffs, Economic and Policy Issues Pertaining to Mobile Financial Services (MFS)	MFS（モバイルファイナンスサービス）に関する料金、経済及び政策問題
13/3	Study of Tariff, Charging Issues of Settlements Agreement of Trans-multi-country Terrestrial Telecommunication Cables	多国間の地上電気通信ケーブルに関する精算協定の料金及び課金問題に関する研究
SG5 Environment, climate change and circular economy (9課題) 環境、気候変動と循環経済		
1/5	Protection of information and communication technology (ICT) infrastructure from electromagnetic surges	電磁サージからの ICT 設備の防護
2/5	Equipment resistibility and protective components	装置の過電圧耐力と防護素子
3/5	Human exposure to electromagnetic fields (EMFs) from information and communication technologies (ICTs)	ICT からの電磁界に対する人体ばく露
4/5	Electromagnetic compatibility (EMC) issues arising in the telecommunication environment	電気通信環境における EMC 問題

5/5	Security and reliability of information and communication technology (ICT) systems from electromagnetic and particle radiations	電磁界と粒子放射線からの ICT システムのセキュリティと信頼性
6/5	Achieving energy efficiency and smart energy	エネルギーの効率とスマートエネルギーの実現
7/5	Circular economy including e-waste	電子廃棄物を含む循環経済
8/5	Guides and terminology on environment and climate change	環境と気候変動に関するガイドと用語
9/5	Climate change and assessment of information and communication technology (ICT) in the framework of the Sustainable Development Goals (SDGs)	SDGs 推進のための ICT の持続可能性評価
SG9 Television and sound transmission and integrated broadband cable networks (10 課題) 映像・音声伝送及び統合型広帯域ケーブル網		
1/9	Transmission of television and sound programme signal for contribution, primary distribution and secondary distribution	テレビ、音声番組の素材伝送・一次分配・二次分配
2/9	Methods and practices for conditional access, protection against unauthorized copying and against unauthorized redistribution ("redistribution control" for digital cable television distribution to the home)	視聴制御、不正コピー、不正再配信からの保護のための方法と慣行（デジタルケーブルテレビ配信における再配信制御）
3/9	Digital programme delivery controls for multiplexing, switching and insertion in compressed bit streams and/or packet streams	圧縮されたビット及びパケットストリームにおける多重化、スイッチング及び挿入のためのデジタル番組配信制御
4/9	Guidelines for implementations and deployment of transmission of multichannel digital television signals over optical access networks	光アクセス系多チャンネルデジタル映像信号伝送の実装と展開のガイドライン
5/9	Software components application programming interfaces (APIs), frameworks and overall software	SG9 所掌範囲内での高度コンテンツ分配サービスにおける、ソフトウェア部材のアプリケーション

	architecture for advanced content distribution services within the scope of Study Group 9	ョンプログラミングインタフェース（API）、フレームワーク及びソフトウェアアーキテクチャ全般
6/9	Functional requirements for residential gateway and set-top box for the reception of advanced content distribution services	高度コンテンツ配信サービス受信のための宅内ゲートウェイ及びSTBに関する機能要求条件
7/9	Cable television delivery of digital services and applications that use Internet protocol (IP) and/or packet-based data over cable networks	ケーブルテレビでのIP及びパケットを用いたデジタルサービスやアプリケーションの配信
8/9	The Internet protocol (IP) enabled multimedia applications and services for cable television networks enabled by converged platforms	集中型プラットフォームのケーブルテレビ網における、IPにより可能となるマルチメディアアプリケーション及びサービス
9/9	Requirements, methods, and interfaces of the advanced service platforms to enhance the delivery of sound, television, and other multimedia interactive services over cable television network	ケーブルテレビ網上での音声・テレビ及び他のマルチメディア双方向サービスの配信を拡張するための高度サービスプラットフォームに関する要求条件、方法及びインタフェース
10/9	Work programme, coordination and planning	作業計画、調整、企画
SG11 Signalling requirements, protocols, test specifications and combating Counterfeit products (15 課題) 信号要求、プロトコル、試験仕様及び偽造品対策		
1/11	Signalling and protocol architectures in emerging telecommunication environments and guidelines for implementations	新たなテレコム環境におけるシグナリングとプロトコルアーキテクチャ及び実装ガイドライン
2/11	Signalling requirements and protocols for service and application in emerging telecommunication environments	新たなテレコム環境におけるサービスとアプリケーションのシグナリング要求条件とプロトコル
3/11	Signalling requirements and protocol for	緊急通信におけるシグナリング

	emergency telecommunications	要求条件とプロトコル
4/11	Protocols for control, management and orchestration of network resources	ネットワークリソース制御、管理及びオーケストレーションのためのプロトコル
5/11	Protocols and procedures supporting services provided by broadband network gateways	ブロードバンドネットワークゲートウェイのサービスをサポートするプロトコルと手順
6/11	Protocols supporting control and management technologies for 5G/IMT-2020	5G/IMT-2020 のための制御と管理技術をサポートするプロトコル
7/11	Signalling requirements and protocols for network attachment including mobility and resource management for future networks and 5G/IMT-2020	将来ネットワークと 5G/IMT-2020 のための移動及びリソース管理含むネットワークアタッチメントのためのシグナリング要求条件とプロトコル
8/11	Protocols supporting distributed content networking and information centric network (ICN) for future networks and 5G/IMT-2020, including end-to-end multi-party communications	エンド-エンドマルチパーティ通信を含む将来ネットワークと 5G/IMT-2020 のための DCN と ICN をサポートするプロトコル
9/11	Service and networks benchmark testing, remote testing including Internet related performance measurements	インターネット性能測定を含むサービスとネットワークのベンチマーク試験とリモート試験
10/11	Testing of emerging 5G/IMT-2020 technologies	新たな 5G/IMT-2020 技術の試験
11/11	Protocols and networks test specifications; frameworks and methodologies	プロトコルとネットワーク試験仕様；フレームワークと方法
12/11	Testing of Internet of things, its applications and identification systems	IoT 試験、そのアプリケーション及び ID システム
13/11	Monitoring parameters for protocols used in emerging networks, including cloud computing and software-defined networking/network function virtualization (SDN/NFV)	クラウドコンピューティング、SDN/NFV を含む新たなネットワークに使用されるプロトコルのモニタリングパラメータ
14/11	Cloud interoperability testing	クラウドインターオペラビリティ

		ィ試験
15/11	Combating counterfeit and stolen ICT equipment	偽造及び盗難 ICT 機器対策
SG12 Performance, quality of service and quality of experience (19課題) 性能、サービス品質及びユーザー体感品質		
1/12	SG12 work programme and quality of service/quality of experience (QoS/QoE) coordination in ITU-T	SG12 の作業プログラムと ITU-T における QoS/QoE の調整
2/12	Definitions, guides and frameworks related to quality of service/quality of experience (QoS/QoE)	QoS/QoE に関する定義, ガイド及びフレームワーク
3/12	Speech transmission and audio characteristics of communication terminals for fixed circuit-switched, mobile and packet-switched Internet protocol (IP) networks	固定回線交換網, 移動網及びパケット交換 IP 網の通信端末の音声伝送と音響特性
4/12	Objective methods for speech and audio evaluation in vehicles	車内の音声と音響評価の客観評価法
5/12	Telephonometric methodologies for handset and headset terminals	ハンドセット及びヘッドセット端末の特性測定方法
6/12	Analysis methods using complex measurement signals including their application for speech and audio enhancement techniques	音声及び音響強調技術への適用を考慮した複合測定信号による分析方法
7/12	Methods, tools and test plans for the subjective assessment of speech, audio and audiovisual quality interactions	音声、音響及びオーディオビジュアル相互作用の主観品質評価のための方法、ツール、実験計画
8/12	Virtualized deployment of recommended methods for network performance, quality of service (QoS) and quality of experience (QoE) assessment	ネットワーク性能, QoS, QoE 評価の推奨方法の仮想化配置
9/12	Perceptual-based objective methods for voice, audio and visual quality measurements in telecommunication services	通信サービスの知覚特性に基づく音声・音響・映像品質客観評価法

10/12	Conferencing and telemeeting assessment	遠隔会議の評価
11/12	Performance considerations for interconnected networks	相互接続ネットワークの性能評価
12/12	Operational aspects of telecommunication network service quality	通信ネットワークサービス品質に関するオペレーション
13/12	Quality of experience (QoE), quality of service (QoS) and performance requirements and assessment methods for multimedia	マルチメディアに対する QoE, QoS, 性能要求条件及び評価方法
14/12	Development of models and tools for multimedia quality assessment of packet-based video services	パケットベースビデオサービスのマルチメディア品質評価を対象としたモデルとツールの開発
15/12	Parametric and E-model-based planning, prediction and monitoring of conversational speech quality	会話音声品質のパラメトリック及び E モデルベースの設計、推定及び監視
16/12	Framework for diagnostic functions	診断機能のフレームワーク
17/12	Performance of packet-based networks and other networking technologies	パケットベースネットワーク及び他のネットワーキング技術の性能
18/12	Measurement and control of the end-to-end quality of service (QoS) for advanced television technologies, from image acquisition to rendering, in contribution, primary distribution and secondary distribution networks	提供網、一次および二次分配網における画像取得から生成までの先進テレビジョン技術のためのエンド-エンド QoS の測定と制御
19/12	Objective and subjective methods for evaluating perceptual audiovisual quality in multimedia services	マルチメディアサービスのオーディオビジュアル知覚品質の客観評価法と主観評価法
SG13 Future networks, with focus on IMT-2020, cloud computing and trusted network Infrastructures (13課題) IMT-2020、クラウドコンピューティングと信用を中心とした将来網		
1/13	Innovative services scenarios, deployment models and migration issues based on future networks	将来網に関する革新サービスシナリオ、開発モデル及び移行に関する問題

2/13	Next-generation network (NGN) evolution with innovative technologies including software-defined networking (SDN) and network function virtualization (NFV)	SDN と NFV を含む革新技術による NGN の進化
5/13	Applying networks of future and innovation in developing countries	発展途上国における将来的及び革新的ネットワークの適用
6/13	Quality of service (QoS) aspects including IMT-2020 networks	IMT-2020 ネットワークを含む QoS
7/13	Big data driven networking (bDDN) and deep packet inspection (DPI)	ビッグデータ指向ネットワーク (bDDN) とディープパケットインスペクション (DPI)
16/13	Knowledge-centric trustworthy networking and services	知能指向による信頼可能なネットワークとサービス
17/13	Requirements, ecosystem, and general capabilities for cloud computing and big data	クラウドコンピューティングとビッグデータの要件、エコシステム及び基本機能
18/13	Functional architecture for cloud computing and big data	クラウドコンピューティングとビッグデータの機能アーキテクチャ
19/13	End-to-end cloud computing management and security	エンド-エンドのクラウドコンピューティング管理とセキュリティ
20/13	IMT-2020: Network requirements and functional architecture	IMT-2020 : ネットワーク要求条件と機能アーキテクチャ
21/13	Software-defined networking, network slicing and orchestration	SDN、ネットワークスライシング及びオーケストレーション
22/13	Upcoming network technologies for IMT-2020 and future networks	IMT-2020 と将来網のための新ネットワーク技術
23/13	Fixed-mobile convergence including IMT-2020	IMT-2020 を含む FMC
SG15 Networks, technologies and infrastructures for transport, access and home (19課題) 伝送網、アクセス網及びホーム網に関するネットワーク、技術及び基盤設備		
1/15	Coordination of access and home network transport standards	アクセス及びホームネットワーク伝送標準の調整
2/15	Optical systems for fibre access	ファイバアクセス網における光

	networks	システム
3/15	Coordination of optical transport network standards	光伝送網標準の調整
4/15	Broadband access over metallic conductors	メタリック線によるブロードバンドアクセス
5/15	Characteristics and test methods of optical fibres and cables	光ファイバ及びケーブルの特性と試験方法
6/15	Characteristics of optical systems for terrestrial transport networks	陸上伝送網における光システムの特性
7/15	Characteristics of optical components and subsystems	光部品及びサブシステムの特性
8/15	Characteristics of optical fibre submarine cable systems	光ファイバ海底ケーブルシステムの特性
9/15	Transport network protection/restoration	伝送網の切替・復旧
10/15	Interfaces, interworking, operation, administration and maintenance (OAM) and equipment specifications for packet-based transport networks	パケットベース伝送網のインタフェース、相互接続、OAM 及び装置機能
11/15	Signal structures, interfaces, equipment functions, and interworking for optical transport networks	伝送網の信号構造、インタフェース、装置機能および相互接続
12/15	Transport network architectures	伝送網アーキテクチャ
13/15	Network synchronization and time distribution performance	網同期と時刻配信の特性
14/15	Management and control of transport systems and equipment	伝送システム及び装置の管理と制御
15/15	Communications for smart grid	スマートグリッド向け通信
16/15	Optical physical infrastructures	光基盤設備
17/15	Maintenance and operation of optical fibre cable networks	光ファイバケーブル網の保守運用
18/15	Broadband in-premises networking	ブロードバンド宅内ネットワーク
19/15	Requirements for advanced service capabilities over broadband cable home networks	ブロードバンドケーブルホームネットワークの高度化サービス機能の要求条件

SG16 Multimedia coding, systems and applications (12課題) マルチメディア符号化、システム及びアプリケーション		
1/16	Multimedia coordination	マルチメディアの調整
6/16	Visual coding	映像符号化
7/16	Speech/audio coding, voiceband modems, facsimile terminals and network-based signal processing	音声/音響符号化、音声帯域モデム、FAX 端末及びネットワークベース信号処理
8/16	Immersive live experience systems and services	超高臨場感ライブ体験システムとサービス
11/16	Multimedia systems, terminals, gateways and data conferencing	マルチメディアシステム、端末、ゲートウェイ及び電子会議
13/16	Multimedia application platforms and end systems for IPTV	IPTV のためのマルチメディアアプリケーションプラットフォーム及びエンドシステム
14/16	Digital signage systems and services	デジタルサイネージシステムとサービス
21/16	Multimedia framework, applications and services	マルチメディアフレームワーク、アプリケーション及びサービス
24/16	Human factors related issues for improvement of the quality of life through international telecommunications	国際電気通信による生活品質向上のためのヒューマンファクターに関連する問題
26/16	Accessibility to multimedia systems and services	マルチメディアシステムとサービスのアクセシビリティ
27/16	Vehicle gateway platform for telecommunication/ITS services and applications	電気通信/ITS サービスとアプリケーションのための車載ゲートウェイプラットフォーム
28/16	Multimedia framework for e-health applications	eヘルスアプリケーションのためのマルチメディアフレームワーク
SG17 Security (13 課題) セキュリティ		
1/17	Telecommunication/ICT security coordination	電気通信/ICT のセキュリティに関する調整
2/17	Security architecture and framework	セキュリティのアーキテクチャ及びフレームワーク

3/17	Telecommunication information security management	電気通信における情報セキュリティマネジメント
4/17	Cybersecurity	サイバーセキュリティ
5/17	Countering spam by technical means	技術的手段によるスパム対策
6/17	Security aspects of telecommunication services, networks and Internet of Things	電気通信サービスとネットワークと IoT に関するセキュリティ
7/17	Secure application services	セキュアアプリケーションサービス
8/17	Cloud computing security	クラウドコンピューティングセキュリティ
9/17	Telebiometrics	テレバイオメトリクス
10/17	Identity management architecture and mechanisms	ID 管理アーキテクチャとメカニズム
11/17	Generic technologies (Directory, public key infrastructure (PKI), privilege management infrastructure (PMI), Abstract Syntax Notation One (ASN.1), object identifiers (OIDs)) to support secure applications	安全なアプリケーションをサポートするための基盤技術 (Directory、PKI、PMI、ASN.1、OIDs)
12/17	Formal languages for telecommunication software and testing	電気通信ソフトウェアとテストのための形式言語
13/17	Security aspects for Intelligent Transport System	ITS に関するセキュリティ
SG20 Internet of things (IoT) and smart cities and communities (SC&C) (7 課題) IoT とスマートシティ・コミュニティ		
1/20	End to end connectivity, networks, interoperability, infrastructures and Big Data aspects related to IoT and SC&C	IoT とスマートシティ・コミュニティに関する、エンドツーエンド接続性、ネットワーク、相互接続性、インフラとビッグデータなどの観点
2/20	Requirements, capabilities, and use cases across verticals	様々なバーティカルの要求条件、性能とユースケース
3/20	Architectures, management, protocols and Quality of Service	アーキテクチャ、管理、プロトコルと QoS
4/20	e/Smart services, applications, and supporting platforms	e- (スマート) サービス、アプリケーションと、それを支えるプ

		ラットフォーム
5/20	Research and emerging technologies, terminology, and definitions	研究と最先端技術、用語と定義
6/20	Security, privacy, trust and identification	セキュリティ、プライバシー、トラストと認証
7/20	Evaluation and assessment of Smart Sustainable Cities and Communities	スマートで持続可能なシティ・コミュニティの評価とアセスメント

4.4 Review Committee

ITU-T レビュー委員会 (Review Committee)最終会合報告

一般社団法人情報通信技術委員会 代表理事専務理事

まえだ よういち
前田 洋一



1. はじめに

2016年7月15日にITU-Tのレビュー委員会（Review Committee）会合が、7月18日から22日までTSAG（Telecommunication Standardization Advisory Group）会合がジュネーブのITU本部タワービルにおいて開催された。筆者は、レビュー委員会の議長としての対応と、TSAG会合におけるWTSA-16総会（世界電気通信標準化総会：World Telecommunication Standardization Assembly）に向けたAPT（アジア・太平洋電気通信共同体）準備グループの代表として参加した。本報告では、7月15日に開催されたレビュー委員会の最終会合となる第7回の会合結果を概説する。



写真1. ITU本部タワービル



写真2. RevCom議長（筆者）とTSBカウンセラ（Jamoussi氏）

2. レビュー委員会設立の背景

レビュー委員会はWTSA-12の決議82により新設された。その設立の背景としては、ITU-Tが近年の技術革新や市場要求に対応した標準化活動を推進する上で、現状のITU-Tの研究専門委員会（SG）体制や作業方法が適切なのか？また、ITU-TとITU-RやITU-D、更に他の標準化組織との連携や協力の仕方について改善すべき課題はないのか？などの問題意識があった。近年のITU-T標準化活動における特徴は、標準化領域が従来のICT分野から異分野・異業種にまたがった広範囲に拡大し、旧来のICT分野だけでなく、電力、自動車、医療、農水産業やアカデミアを含む多種多彩な分野（verticalsと呼ばれる）との連携が必要になっている。それらの代表的な課題としては、ICTと環境、M2M（Machine-to-machine）、E-health、Smart grid、Intelligent Transport System（ITS）などがあり、これら業界横断的な課題への対処にあたっては、ITU-Tの組織的枠組みでは、Lead Study Groups、Joint Coordination Activities（JCA）、Global Standard Initiative（GSI）、Technical and Strategic Review（TSR）、更にFocus Groups（FGs）などを設置して対処してきたが、これらの作業方法が効率的に機能しているかを検証する必要がある。また、WTSA-12では、現状の10SG体制を維持することが合意されたが、未だに、SGの統合再編を求める声もあり、SGとTSAGを含めたITU-Tの組織再編を建設的に行うことが期待された。これらの認識のもとで、レビュー委員会は今年度（2013年～2016年）においてITU-Tの標準化戦略と組織構成を見直すために設立された。

3. レビュー委員会最終会合の主要結果

今回のレビュー委員会は第7回目の最終会合であり、その主目的は、WTSA-16総会に向けた報告書案の承認である。レビュー委員会は2012年末の設立以来、3年半にわたり活動を行ってきたが、今会合でその活動成果のまとめと提言をWTSA-16への報告書として完成した。

レビュー委員会の活動報告は、2016年10月25日～11月3日にチュニジアで開催予定のWTSA-16にて報告され、その活動を終了することになる。レビュー委員会の役割は、WTSA-12決議82にまとめられており、付録1で示すように、「ITU-Tの標準化体制に関する戦略的かつ組織的な検証と他の標準化機関との協調連携の枠組みの検討」である。

レビュー委員会の検討を通じての活動成果としては、以下の9項目にまとめられる。

- (1) ITU-Tの標準化体制と協調活動に関するアンケート調査：ITU-Tの現状の問題点を明らかにするため、ITU-Tメンバーに対するアンケート調査を行い、レビュー委員会としての検討課題の整理を行った。アンケート回答を分析し、他の標準化機関との協調連携の実現方法や既存の様々な検討体制の見直しによる標準化活動の効率化の必要性が認識され、TSAGの中に、標準化連携強化、作業方法改善、SG再編をそれぞれ検討するラポータグループを構成することとなった。
- (2) SG活動モニタリング評価の実施：ITU-Tの各SGの活動の検証のためには客観的な活動評価データが必要であり、勧告草案などの成果物の出力数、寄書文書などの入力数、他機関とのリエゾン文書の交換数、実働作業項目数など、標準化活動に関する統計データを自動で集計できるシステムを構築した。これらのデータを基に各SGの活動検証を実施した。
- (3) ITU-Tの協調連携機構の検証：ITU-Tには他の標準化機関との協調連携のためのメカニズムとして、Focus Group（FG）、GSI、JCA、Inter-sector Rapporteur Group（IRG）などの様々な検討グループの形態があり、あまりに多くのグループが存在したことから、それらの必要性を含めた運用管理と活動検証を行うこととなった。検討の結果、Focus Groupの活用の有効性を確認するとともに、TSAGによる様々なグループの運用管理とその活動検証の継続が必要との認識に至った。
- (4) Technology Watchレポートの更なる有効活用：ITU-T事務局で実施してきた標準化のための技術革新に関する調査（Technology Watchレポート）の有効性が評価され、より広い活用を図るためにTechnology Watch運営委員会を構成することとし、運用はメーリングリストにより行うこととした。
- (5) CTO会議の活用：市場要望や革新的な話題に沿った標準化を推進するために、各企業のCTO（最高技術責任者）の意見を収集し、標準化戦略に活用することとした。レビュー委員会ではCTO会議の結果を踏まえ、以下の8つの課題を今後のITU-Tの標準化戦略課題として取り上げ、新課題の発掘に貢献した。
 - ・ Internet of things（IoT）
 - ・ Video
 - ・ Software defined networking and network function virtualization
 - ・ Intelligent transportation systems

- ・ 5G systems
 - ・ Service interoperability in fixed-mobile hybrid environments including IoT
 - ・ Trusted information infrastructure
 - ・ Open-source solutions
- (6) ITU-T研究委員会の再編検討：SG再編におけるハイレベル原則として以下の7項目を提案し、TSAGでのSG再編案検討に反映された。
- ・ Optimized structure
 - ・ Clear mandates
 - ・ Enhanced coordination and cooperation
 - ・ Cost-effectiveness and attractiveness
 - ・ Efficient and productive working methods
 - ・ Timely identification of standardization needs
 - ・ Support for bridging the standardization gap
- (7) フォーカスグループ (FG) のためのガイドライン：FGでの成果文書をその親SGに効率的に移管するためのガイドラインを作成し、勧告A.7の付録Iとして追加し、勧告改訂のTSAGでの合意に反映された。
- (8) 標準化戦略策定機能の実現：産業界や政府にとっての標準化戦略的に重要な新規課題の発掘のために、TSAGの中に標準化戦略策定機能を実現することを提案し、新たな標準化戦略検討のラポータグループを構成することとなった。
- (9) 「垂直型」SGの設立：ITS、IoT、次世代5Gモバイルなどの課題を扱うには「垂直型」SGの構成が適しているとの提案を基に、2015年6月のTSAG会合で、研

究会期途中でIoTに関する新しい研究委員会SG20 (IoT and its applications including smart cities and communities) が設立された。

上記の9項目をレビュー委員会の成果として確認するとともに、今後のWTSA-16において、以下の4つの項目の具体化を検討することを提案している。

- ・ TSAGによるSG活動モニタリングの継続
- ・ SG再編のハイレベル原則を基にしたWTSA-16におけるSG構成の実現
- ・ CTO会議及びTechnology Watchレポート成果活用
- の継続
- ・ TSAGによる現状の協調連携機構と各種グループの検証の継続

4. おわりに

以上により、レビュー委員会はWTSA-12決議82で示された当初の目的を達成したと評価され、レビュー委員会の活動は終了することが合意された。今後はレビュー委員会の機能は、TSAGにおける「標準化戦略」、「連携強化」、「作業方法」などの検討ラポータグループの活動により継続していくことが合意された。レビュー委員会で合意した報告書案については、2016年7月18日から開催のTSAG会合でレビュー委員会議長として報告を行い、無事終了することができた。

レビュー委員会の終了に当たり、レビュー委員会の副議長を含むマネジメントメンバーに対してレビュー委員会議長からの感謝状を贈呈した。(写真3)



■写真3. レビュー委員会マネジメントメンバー集合写真

付録1：レビュー委員会の役割（WTSA-16決議82より）

レビュー委員会が何を検討するのか？については、決議82に定められたレビュー委員会の委託事項（Terms of Reference）の記述を基に整理すると以下のとおりである。

1. 現在及び未来の標準化環境を考慮しつつ、セクターの継続的發展を促すとともに、市場の需要に応え得るタイムリーかつ適切な成果に対する要求の高まりに対応することを目的として、ITU-T現状体制の妥当性を調査する。
2. 他の標準化団体との現在の協調及び協力メカニズムを検証し、改善案を提案する。
3. 世界的な標準化状況の急速な変化と、消費者/ユーザーのグローバル標準に対する必要性の急速な高まりを考慮し、ITU-Tと他の標準化団体との協力のための既存のモデルを検証する。
4. 標準分野での進化する役割と責任を明らかにし、相互尊重に基づいた協調と協力の新しいあり方を提案する。
5. ITU-T標準規格と他の標準化組織の標準規格との対立を最小限に抑える視点を持って、標準化組織との協同を強化するための方法と手段を明らかにする。
6. 相互運用性を容易にし、更なる革新を促進するITU-Tにおける標準規格開発のための原則の勧告を考案し提案する。
7. 検証を実施するための作業計画を作成する。
8. 憲章第14A条*に従ったITU-Tの戦略計画作成に向けたTSAGへの入力が行えるよう、タイムリーな方法で、その最初の検討を実施する。
9. レビュー委員会はこの総会によって確立され、そのレポートはTSAGを通じて、変更を加えることなくWTSA-16に提案する。加えて、レビュー委員会は定期的にTSAGへ進捗を報告するとともに、その進捗報告に対するTSAGからの意見を考慮する。
10. 憲章第14A条*で記されているTSAGの役割と機能を考慮し、レビュー委員会は、特に、短期的に実施または実装可能な特定のアクション、及び/または、全権委員会議での決定に向けTSB局長からのレポートによって伝えることができる事項を特定するよう、TSAGにレポートを提供する。
11. レビュー委員会には、ITU-T加盟国、セクターメンバーとアカデミアのITU会員のみならず、他の組織の代表者と専門家も参加することができる。
12. 地域の参加を強化するために、レビュー委員会は、ITU-Tの地域研究グループを含む既存のITU地域グループと一緒に作業し、彼らの寄書を考慮しなければならない。レビュー委員会はTSB局長と連携し、それぞれの適格な途上国から1名の参加者のフェローシップを保証する。
13. レビュー委員会は英語、もしくは、その要請が出された場合は公式6言語で行う。TSAGレポートは、国連の公式6言語で翻訳される。
14. レビュー委員会の会議はペーパーレス化し、決議32に基づいて電子的作業方法を使用する。
15. このレビュー委員会はTSAGの直前に開催される。
16. 各レビュー委員会会合の開催期間は3営業日を超えない。
17. この検討委員会の管理チームは、議長と公平な地理的配分を考慮した6名までの副会長で構成される。
18. レビュー委員会の最終報告書は、WTSA-16前の最終TSAG会合までに、翻訳し、提出される。レビュー委員会はWTSA-16が更新を決定しない限り2016年で終了する。

*憲章第14A条とはITU憲章（Convention of the International Telecommunication Union）における1章第14条で、TSAGのミッションを規定している。

5 電気通信開発部門（ITU-D）

5.1 世界電気通信開発会議（WTDC）

5.1.1 世界電気通信開発会議（WTDC-14）の結果概要

第6回世界電気通信開発会議（WTDC-14）会合報告

総務省 情報通信国際戦略局 国際政策課 技術協力専門官

すがわら けん
菅原 健

1. 開催概要

第6回世界電気通信開発会議（WTDC-14）は、ITU電気通信開発セクター（ITU-D）における4年に一度の最高意思決定会議であり、次のWTDCまでの会期におけるITU-Dの活動指針及び重点課題、研究委員会（SG：Study Group）及びそこで取り扱う研究課題（Question）の内容及び構成等の議論を行った。

今回は、2014年3月30日から4月10日までの12日間にわたってアラブ首長国連邦（UAE）ドバイ首長国のドバイワールドトレードセンター（DWTC）にて開催された。

WTDC-14については、事前にはエジプトのシャルム・エル・シェイクで開催される予定であったが、エジプト政権の問題を巡る同国国内情勢に対してITU加盟国から参加に対する安全面での不安視が増大したため、同じアラブ圏であるドバイで開催されることとなった。また、それに伴って、開催日程についても3月31日から4月11日であったものが、現地の休日（金曜日及び土曜日）に合わせて変更された。

DWTCは、ドバイでは大規模な国際会議の開催場所としてよく用いられており、ITU関連においても、今期は2012年の世界国際電気通信会議（WCIT-12）、世界電気通信標準化総会（WTSA-12）に引き続いての開催となった。

本会議への参加者は137か国から約1300名と発表されてお



写真1. ハマドウン・トゥーレ事務総局長



写真2. 日本代表団 団長を務める吉崎正弘氏（総務審議官）

り、我が国からは総務省総務審議官 吉崎正弘、同情報通信国際戦略局次長 関総一郎、KDDI財団理事長伊藤泰彦を含む総勢21名が参加した。

2. 会議の構成

(1) 全体会議、委員会、作業部会

本会議については、議長にホスト国UAEの電気通信規制局局長 Mohamed Al Ghanim氏が就任、副議長として世界6地域から各1名の6名が就き、五つの委員会及びITU-D戦略計画及び宣言作業部会（WG）から構成された。

全体会議、各委員会、WGの議長及び副議長については、全体会合（プレナリー）開催日前日の3月29日に開催された非公式団長会合にて提示され、30日の代表団長会合にて承認された。

(2) 各委員会及びWGの担務

WTDC-14の審議は以下の五つの委員会及び作業部会により実施された。

①第1委員会（COM1：ステアリング・コミッティ）

各委員会の審議内容や審議時間等について調整する委員会。全体会議の議長、副議長と、各委員会及び作業部会の議長、副議長から構成される。



写真3. ハイレベルセグメントのスピーチを行う関次長

②第2委員会 (COM2：予算)

会議に必要な要員及び設備について必要な額を決定する委員会。我が国からは、総務省情報通信国際戦略局次長関総一郎が副議長を務めた。

③第3委員会 (COM3：目的)

目的の出力 (Output) や評価指標等のレビューと承認をする委員会。関連する研究委員会 (SG：Study Group) 課題、地域イニシアティブなどの適切な導入に係るガイドラインの策定のレビューと承認について実施。また、関連の決議についてレビューと承認についても実施。出力について結果ベース管理の手法の有効性と説明責任を向上させることを確認する。

④第4委員会 (COM4：ITU-D作業方法)

メンバー間の協力、ITU-D SGの作業方法と機能を評価する委員会。プログラム配信を最大化するためのオプションについて、研究委員会の研究課題、プログラム及び地域イニシアティブとの相乗効果を強化する観点から、これに適切な変更を承認するための評価を行う。

⑤第5委員会 (COM5：編集委員会)

会議で作成する文書について国連6公用語の相互間において文書の意味に違いが発生しないよう調整する委員会。

⑥ITU-D戦略計画及び宣言作業部会 (WG)

宣言案と次の全権委員会議で採択されるITUの戦略計画に対するITU-D部門の入力を策定するグループ。

(3) 会場の構成

会場については、全体会合が実施される1000人超規模のRoom A、代表団長会合など参加国全てを対象とした会合用の400人規模のRoom Bなどから20人規模の小会議室Room H、Iまで幾つかのサイズが用意された。

3. 会議のポイント

(1) ITU-D活動の目的別の再編

今回の大きな議題は、ITUの財政難から全権決議を受けた成果管理が必要であるとの方向性から、電気通信開発諮問委員会 (TDAG) においてもプロジェクトの管理について、目的を中心に一元化するとの方向性が示されていた。それを受けて、プロジェクトベースで評価管理を行うプロジェクトベース管理が導入されることとなっていた。

前会期までに設定された目的は、目的ごとに実施する出力を設定して、その下で事業を行うというトップダウン形式であり、どんなプロジェクトを設定しようとした場合でも、いずれかの目的に合致することとなっており、総花的で実質的には活用されておらず、ITU-Dが重点的に実施する事項については主にプログラムに書かれていた。

それに対して、今回のWTDC-14では、WTDC-10での六つの目的を五つに再編し、その目的ごとに必要とする成果 (Outcome) を設定、その成果を得るために関連する出力を設定するという形式に変更された。

その、出力の各々にはプログラム、SGの研究課題、地域イニシアティブ、決議などが含まれることとなった。

ITU-Dにおいては、WTDC、SG及び各地域会合などの手続が決議1、SGやその下の研究課題の構成や研究事項などは決議2に記載されており、その二つの決議の重要性は非常に高い。また、ITU-Dが実施するプロジェクトなどについては、各出力のプログラムの項及び関係の決議に記載されている。

さらに、プロジェクトについては世界6地域のそれぞれで実施する地域イニシアティブの割合が大きくなっている。

前会期までは、ITU-Dでは地域イニシアティブを含め数々のプロジェクトが実施されていたが、どのような必要性や経緯に基づいて実施されているか分かりにくいとの声が多く、さらに、成果が途上国の開発にどのように結びついているかについても明確ではなかった。

一方、今会期では、全ての成果が目的を実現するためとして一元的に整理され、最終的な成果は主要業績指標により評価されることとなった。そのため、個々のプロジェクト

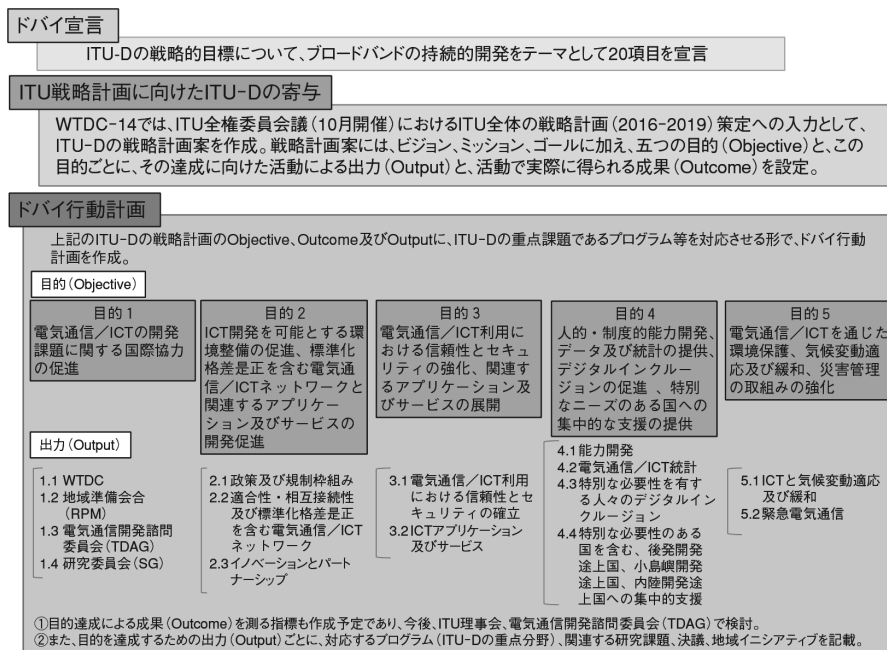


図 1. WTDC-14の成果に係る構造

については該当する目的に向けた成果を得る必要があり、恣意的なプロジェクト設定は今後難しくなることが期待できる。

(2) ハイレベルセグメント、ITU選挙活動

第一週目は、全体会合、各委員会及びWGの議長を決定する代表団長会合から始まり、その後は、各国や企業が政策についてのスピーチを行うハイレベルセグメントが実施された。

ハイレベルセグメントについては時間が長引いたため、初日の3月30日午後に実施される予定であった日本のスピーチについては、31日にずれこみ、東日本大震災における各国の支援に対する謝辞や今後のITUに対する貢献への抱負を中心として関次長によって行われた。

第一週目は、ほぼ毎日ランチタイム、夕食時間共に、10月の全権委員会議で実施されるITU選挙に向けた選挙活動の一環として、各国主催のレセプションが開催された。日本においては、ITU理事国及び伊藤泰彦無線通信規則委員候補 (KDDI財団理事長) がいずれも再選を目指して立候補を表明しており、4月2日のランチタイムにおいてレセプションを開催した。

レセプションでは、加茂佳彦在UAE大使、伊藤候補、関次長からの挨拶が行われた。当日のWTDC参加者が約1000人であったが、日本のレセプションには500人を大きく超え

る参加者があり、非常ににぎやかとなった。日本レセプションでは和食が人気となるのが通例で、今回も用意した寿司が瞬く間に消費された。

また、第一週目については、会議の空き時間などを活用し、多数の参加国代表団とITU選挙への対応などについてのバイ会談を吉崎総務審議官及び関次長ら幹部により精力的に実施した。

(3) 文書の審議、草案作成

第一週目の後半からは、各委員会における検討が始められた。

実質的なプロジェクト内容についての検討を行うとともに、今回大幅な改定が行われた目的の再編に関する審議が行われたCOM3が最も作業量が多く、研究委員会の構成と所属する研究課題について取り扱うCOM4の議論がそれに続いた。

その後は、第一週目の最終日となる4月3日に向けて、全体会合においては前会期における活動状況に関する報告が順次行われるとともに、ハイレベルセグメントで終了できなかったスピーチの続きが行われた。

COM3においては、約400に及ぶ寄与文書 (Contribution) についての説明が行われ、議長からは各目的とそれに属する

研究課題（主に研究内容について）、プログラム、地域イニシアティブ及び決議の新設・改定の対象ごとに関係国間で調整を行うことが指示され、それぞれについて起草グループが設置されることとなった。

また、COM4については、ITU-Dの組織や手続方法について記述する決議1（ITU電気通信開発セクターの手続規則）についてと、研究委員会とそれに属する研究課題の設定について記述する決議2（研究委員会の設置）が主な審議内容であり、議長より決議1と決議2について関係国間での調整を行うことが指示され、それぞれ起草グループが設置されることとなった。

ITU事務局が設定したスケジュール案では、審議が行われる時間帯は、午前中は9時30分から12時30分、午後は14時30分から17時30分、17時30分から19時の1日3セッションであったが、上記非公式起草グループなどが各目的ごとの4グループに加え、個別に約20グループ開催されることとなった。

そのため、前記のCOM3及びCOM4の全体会合が開催された後は、当初ではセッションの設定のなかったコマに加えて、朝8時から夜8時からなどの時間帯にも非公式起草グループが設定され、さらに、現地の休日である4日と5日についても精力的に草案策定が実施された。

休み明けの6日からは、各委員会での審議が再開され、起草グループでの検討状況等について説明が行われた。

(4) アジア太平洋電気通信共同体（APT）の活動

APTから提出されたアジア太平洋共同提案15文書の承認に向けた協力や役職者選定について調整するために合計8回のAPT調整会合がランチタイムの時間帯に開催された。

APT調整会合では、主に共同提案の文書の審議状況の進捗についての報告が行われ、日本としても他のAPT加盟国と共同で非公式起草グループ等での案文策定に参加し、主要な提案についてはおおむね関連の文書に反映された。

また、SGの議長・副議長については、各地域バランスを考慮して選任が行われることとなっていることから、ITU事務局より各地域に推薦の依頼が出されており、APTにより開催されたWTDC準備会合において推薦を出していたところではあるが、SG2議長から今季限りで退任の申し出があったことや次会期からはSG副議長が各地域最大2名に増員されたこともありAPT加盟国においても、追加で調整が行われた。

結果として、SG2議長としてAhmad Reza Sharafat博士

（イラン）、日本からはSG1副議長として川角靖彦氏（日本ITU協会）その他が追加で推薦されることとなった。

(5) SG及び研究課題の再編について

研究課題については、COM4の決議2起草グループにおいて検討が行われた。

ブラジル提案の寄書をベースとして、目的順にSG1、SG2の二つのSGの下にそれぞれ二つの作業部会（WP：Working Party）を設置することにより作業の効率化を求めた案に対して、アラブやRCCから提案されたSG再編案などを考慮に入れて調整が行われた。

その際、新規研究課題を含めた研究課題の再編についての検討が行われ、調整の結果、モバイルブロードバンド、eヘルス、災害通信などをはじめとした専門性の高い課題を単独で継続することについて関係国間で合意された。

一方、相互接続性とクラウドコンピューティングについての研究課題が設置され、その他の新規課題については、SG1 Q7（ユニバーサルアクセス）とSG1 Q10（競争・規制）が統合された新課題に対して規制関連の研究を追加、SG2 Q17（eガバメント）にM2Mやオープンソースなどの研究事項が盛り込まれ、スマートソサエティの創造という課題名が設定された。

WPの設置については、当初想定していたようにすっきりとは目的別に分類できず、また、WPの設置により日程・費用の効率化が図られるとの期待があったものの、WP会合において国連6か国語への通訳・翻訳を適用した場合にむしろ費用負担が増加するのではないかなどの疑念が解消できず、WPの設置については今後のSGで必要性が検討されることとなり先送りされた。

終盤に突入した8日の代表団長会合においては、各地域から推薦された研究委員会の議長、副議長の案が提示されたものの、米州地域からの推薦の一部が反映されておらず、同日午後の全体会合において追加された上で承認された。APTから推薦したSG2議長 Sharafat氏、SG1副議長川角靖彦氏、その他が推薦どおり選任された。

(6) 日本提案への対応

日本からの2件の寄書については、関連の起草グループ等に参加し、以下の出力文書に提案が反映された。

1件目については、サイバーセキュリティを扱う研究課題における日米協力でのベストプラクティス共有のためのセミ

研究委員会については、行動計画に示された目的（Objective）も勘案しつつ再編された。

第1研究委員会（SG1） 電気通信／ICT開発のための環境整備	第2研究委員会（SG2） ICTアプリケーション、サイバーセキュリティ、 緊急電気通信、気候変動適応
（議長：マッケルバン（米国）、副議長：ヨルダン、コートジボワール、スペイン、ベトナム、日本（川角氏）、カメルーン、ベネズエラ、エジプト、ウクライナ、キルギス、パラグアイ） ● 開発途上国における、NGN、モバイルサービス、OTTサービス、IPv6実現を含む、既存ネットワークからブロードバンドへの移行の政策、規制、技術的側面（新規研究課題） ● IMTを含む開発途上国のためのブロードバンドアクセス技術（旧「研究課題25/2」） ● クラウドコンピューティングへのアクセス：開発途上国のための課題と機会（新規研究課題） ● 経済政策と、NGNを含む、国内電気通信／ICTネットワークに関するサービスの費用決定方法（旧「研究課題12/1」） ● ルーラル及び遠隔地のための電気通信／ICT（旧「研究課題10/2」） ● 消費者情報、保護及び権利：法律、規制、経済基盤、消費者ネットワーク（旧「研究課題18/1」） ● 障がい者、特別な必要性のある人々の電気通信／ICTサービスへのアクセス（旧「研究課題20/1」） ● アナログからデジタル地上放送への移行戦略及び手法の検討、デジタルデビッドバンドにおける新サービスの実施（旧「研究課題11/2」） ● 特に開発途上国の周波数管理への参加（決議9）	（議長：シャラファト（イラン）、副議長：ロシア、ブルガリア、ギニア、ケニア、UAE、スーダン、中国、ネパール、ベラルーシ、ニカラグア） 【ICTアプリケーション、サイバーセキュリティに関する研究課題】 ● スマート社会の構築：ICTアプリケーションを通じた社会経済開発（旧「研究課題17/2」） ● eヘルスのための情報及び電気通信／ICT（旧「研究課題14/2」） ● 情報通信ネットワークの安全確保：サイバーセキュリティ文化を発展させるためのベストプラクティス（旧「研究課題22/1」） ● 適合性及び相互接続性プログラム実施のための開発途上国への支援（新規研究課題） 【気候変動、環境、緊急電気通信に関する研究課題】 ● 防災、減災、災害対応のための電気通信／ICT活用（旧「研究課題22/2」） ● ICTと気候変動（旧「研究課題24/2」） ● 電磁界の人体ばく露に関する戦略及び政策（旧「研究課題23/1」） ● 電気通信／ICT廃棄物の適切な処分と再利用のための戦略及び政策（旧「研究課題24/1」） ● 開発途上国に特に関心の高い、ITU-T及びITU-R研究委員会の研究テーマの特定（旧「研究課題9/2」）

※ 1：下線は、前会期に、日本からラポーター、または、副ラポーターが選任されており、かつ引き続き選任を予定している研究課題（9月の次回SG会合までに選任）。

※ 2：赤字は、前会期には、日本から、ラポーター、または、副ラポーターは選任していなかったものの、今後、活動に積極的に貢献すべく、選任を検討している研究課題。

図 2. 研究委員会と研究課題

ナー開催を念頭に置いて、ドバイ行動計画のサイバーセキュリティの研究課題を取り扱う事項についてのセミナー開催を追加した。

2件目については、我が国のICT国際展開のため、ICT利活用による途上国支援について、ドバイ行動計画の出力3.2におけるプログラムの項に記載を追加した。これについては、我が国で研究開発された災害対策用設備の途上国への導入を念頭に置いている。

（7）閉会に向けて

同全体会合と翌9日午前の全体会合においては、各委員会での審議結果について報告された。

9日午前中の全体会合までCOM5の報告以外は完了したものの、ITU事務局の文書作成が間に合わないことから、21時に審議が再開され、一部を残して審議は完了し、最終日10日の午後に予定されていた閉会式は前倒して10日の午前中に実施することとなった。

最終日となる10日には、9日夜半の全体会合でのCOM5の報告結果について承認された後、閉会式が実施され、議長などの役職者、ITU事務総局長をはじめとするITU幹部及びITUのスタッフ、通訳などに対する謝辞が各国から述べられ閉会した。

4. まとめ

審議に関してはCOM3とCOM4の両議長が、審議の序盤での寄書の説明時に、主張が異なる関係国間で調整する非公式起草グループを実施することを徹底したことと、米国、ロシア、ブラジルが毎朝調整会合を実施し、大きな調整については済んでいたことが幸いし、順調に進み、予定よりほぼ丸1日分早く文書作成作業が完了し、目的ごとにプロジェクトを一元化するという当初想定した成果は得られたと思われる。

一方、その非公式起草グループが非常に多数設置され、起草段階で調整作業に参加しなかった場合には委員会会合などで意見が受け入れられないなど、参加者数が少ない国の代表団では十分に対応できなかったなどの不満が全体会合で述べられた。

また、今回の五つの目的を中心とした再編により、ITU-Dの活動に関する事項についての文書がほぼ全てCOM3の担務となり作業が集中したことから、Touré事務総局長などから「COM3の作業は過大だ」と述べられるなど、次回WTDCでの作業方法の改善に向けた課題が残った。

今後、総務省としてはSGの研究課題において我が国でITU-D活動を行っている方々のラポーターや副ラポーターの選任への支援を行うとともに、日本寄書で提案したプロジェクト等の実現に向けた活動を実施していく予定としている。

ITU世界電気通信開発会議（WTDC-10）の結果について

総務省 情報通信国際戦略局 国際政策課 まきむら だいさく
牧村 大作

1. はじめに

国際電気通信連合（ITU）の世界電気通信開発会議（WTDC-10）が、平成22年5月24日から6月4日まで、インド・ハイデラバードの国際会議場（HICC）にて開催されました。同会議には、ITU構成国代表団、各国大臣、各国大使、プライベートセクター及び国際機関からの代表者を含め、約150か国から約1,270名が参加しました。我が国からは、寺崎総務審議官、河内総括審議官、伊藤KDDI顧問等14名が出席しました。

2. 会合の目的

- (1) ITU電気通信開発部門（ITU-D）の次会期（2011年～2014年）の活動指針等の採択
- (2) 研究委員会（SG）の構成及び次会期の研究課題（Q）の承認

3. 主な審議結果

- (1) ハイデラバード宣言・行動計画の採択
今後のITU-Dの活動指針となる文書として、ハイデラバード宣言及び五つのプログラムからなる行動計画が採択された（別添参照）。

- (2) APT共同提案

APTでは昨年より計3度にわたる準備会合を開催し、17本のAPT地域共同提案を提出した。WTDCにおいては、APT内で提案説明国とサポート国がチームとなって他地域との事前調整等を行い、本会議での採択に努めた。

- (3) 研究委員会の設置及び課題の採択

政策・規制事項を扱うSG1及び、技術開発、アプリケーション等を扱うSG2の二つのSGを継続して設置することが合意された。SG2の研究課題として、我が国がこれまで積極的に貢献してきたQ10（ルーラル通信）、Q14（遠隔医療）は継続が承認され、Q18（IMT-2000）については、Q20（ブロードバンド通信）と統合した形での継続が承認された。

- (4) 各国の立場が特に対立した主な案件

- (a) サイバーセキュリティ関連

WTDC決議45「スパム対策を含むサイバーセキュリティにおける協力実施のためのメカニズム」及び行動計画のプログラム2「サイバーセキュリティ、ICTアプリケーション及びIPベースネットワーク関連課題」を中心に、本会議ではITUにおけるサイバーセキュリティの扱いを巡り、先進国と途上国との意見が激しく対立し、週末やナイトセッションの連続で文言の合意に達するまで数多くのドラフティング会合が持たれた。

議論は、途上国のために、ITUが法的な規制枠組み（legislative framework）の策定を支援すべきであると主張する途上国と、それに反対する先進国との間で行われた。

最終的に、WTDCの間では、ITU-Dで取り組むプログラムとしての表現は、「ITUが各国で必要な法的な規制枠組みの策定を可能な範囲で支援していく」ことで妥協されたが、決議45においては、本年10月に開催される全権委員会会議においてもサイバーセキュリティについての審議を行うことが確認された。

- (b) IPv6関連

アラブ地域共同提案として提出された決議案「途上国におけるIPアドレスの分配とIPv6への移行促進」の採択を巡って激しく議論が対立した。サイバーセキュリティと同様、ドラフティング会合を重ね、最終的には「ITU-Dの予算の範囲内で、途上国が組織的枠組みを可能とするためのガイドラインを作成する」との表現が採用され、決議案は採択された。

4. 選挙活動

本年10月に開催される全権委員会会議に向け、我が国からは無線規則委員会（RRB）委員に伊藤KDDI顧問を擁立するとともに、理事国に再選立候補している。今般、WTDC-10開催の機会をとらえ、事前に国連言語5か国語別に用意した理事国及びRRB選挙向けのパンフレットを会場にて配布

し、立候補の周知を行うとともに、5月28日の夕刻に会議会場に併設させているノボテルホテルプールサイド庭園にて、日本レセプションを開催する等の選挙活動を行った。

(b) テレコム40周年記念行事

2011年10月24日～10月28日 スイス・ジュネーブ

(c) 無線通信総会 (RA-12)

2012年1月16日～1月20日 スイス・ジュネーブ

(d) 世界無線通信会議 (WRC-12)

2012年1月23日～2月17日 スイス・ジュネーブ

5. 今後の主要会合日程

(a) 全権委員会議 (PP-10)

2010年10月4日～10月22日 メキシコ・グアダハラ

(別添)

【参考】ハイデラバード宣言・行動計画の概要

1 ハイデラバード宣言の概要

- 電気通信/ICTへのブロードバンドアクセスは、世界的な経済、社会、文化の発展に大きく寄与すること
- グリーンICT及び再生可能なエネルギーは環境保全に寄与すること。
- IPv4からIPv6への移行に対処するために必要な能力開発 (capacity building) によって、IPv6の導入を促進すること。
- オンライン上の青少年保護を含む、サイバーセキュリティにおける国際的な協調及び協力を促進すること。
- 官民のパートナーシップを一層促進するとともに、国内・地域・国際的な融資及び投資機関との緊密な協力の下、プロジェクト実施のための資金調達の革新的な方法を模索すること。
- 国家間及び国内におけるデジタル・ディバイドの問題は、いまだ解決していない問題であり、解消への取組は多くの国にとって優先すべき課題であること。
- ハイデラバード行動計画が、デジタル・ディバイド解消のための重要な寄与となること。

2 ハイデラバード行動計画の概要

電気通信開発局 (BDT) が今後4年間行う活動について、以下の五つのプログラムが採択された。

プログラム1 情報通信インフラ及び技術開発

プログラム2 サイバーセキュリティ、ICTアプリケーション及びIPベースネットワークの関連課題

プログラム3 環境整備

プログラム4 デジタルを含む能力開発 (capacity building)

プログラム5 後発開発途上国 (LDC)、特別なニーズを有する国、緊急通信、気候変動への適応

3 その他 (地域イニシアチブ)

決議17 (BDTが地域イニシアチブの実施を援助すべきという内容) の別添として、各地域で行われるべき地域イニシアチブが定められた。アジア太平洋地域においては、「LDC、島しょ途上国 (SID)、内陸途上国の国々が必要とする特別なICT」、「緊急通信」、「デジタル放送」、「ブロードバンドアクセスと都市部及び農村部の取組」、「アジア太平洋地域における電気通信/ICT政策及び規制」の五つが地域イニシアチブに定められた。

ITU-D TDAG会合報告



総務省 国際政策課

なが や
長屋 嘉明

総務省 参与

かわすみ
川角 靖彦

1. はじめに

ITU-D 電気通信開発諮問委員会（Telecommunication Development Advisory Group：TDAG）が、5月9～12日の日程で、ITU本部で開催された。同会合は毎年1回開催され、それまでの1年間のSGを含む活動の報告と、次の1年間の活動計画を承認するとともにBDT局長に対して助言を行う場である。2017年は10月に世界電気通信開発会議（World Telecommunication Development Conference 2017：WTDC-17）が開催されるため、同会議に提出するSG1&2活動報告の承認とWTDC-17に関する提案のとりまとめが行われた。開催前日の5月8日には、各地域（アフリカ、アメリカ、アジア太平洋、アラブ、ヨーロッパ、ロシア）で開催された地域準備会合（Regional Preparatory Meeting：RPM）の会合成果を共有し調整する、Regional Preparatory Meetings Coordination Meeting（RPM-CM）が開催された。TDAGには63の国及び地域から181名が参加し、我が国からの出席者（リモートを除く）は表のとおり。

■表. 我が国からの会合出席者（敬称略）

氏名	所属	ITU-D役職
中島睦晴	総務省国際政策課	
長屋嘉明	同上	
川角靖彦	総務省参与	SG1副議長
今中秀郎	NTT-AT	SG2Q5副ラポータ
鈕吉薫	NEC	

2. 会合結果

2.1 全体

元々、WTDC-17に向けて、共通提案の議論を想定していたが、まだ地域会合が終わっていない（アジア太平洋地域は2017年8月まで）ことから、韓国、ロシア、UAEなどは、今回、TDAGの共通提案を合意するのではなく、地域会合の結果を尊重することを主張した。その結果、本会合では各地域会合及び各国提案を集約した（Compilation）文

書を作成し、各地域会合の参考文書とすることとなった。一方で、ドイツなどから本会合で合意が行われないことに失望の意が示され、またWTDCの期間中にすべての合意が得られるか懸念が示された。

2.2 WTDC17の準備

アルゼンチン代表から、同国のWTDC-17準備状況についてプレゼンテーションが行われた。会場はHotel Hilton in Buenos Airesであり、恒例の各国のPolicy Statementに加え、閣僚級ラウンドテーブルが行われること、サイドイベントとして、ITU-D 25周年記念イベント及びアルゼンチン主催のSDGs及びDigital Economyに関するハイレベルパネルディスカッション等が行われることが伝えられた。

参加者から、2016年世界電気通信標準化総会の反省を踏まえ、親会合とドラフティング会合の並行開催を避ける、会合は午後11時までに終了する、日曜日には会合を行わないなどのBDT局長への要望が、TDAG議長報告としてまとめられた。

2.3 ITU-D宣言、ITU戦略計画、ITU-D行動計画

中国から、すべての文書に対して、同じ内容の追記提案が行われ、議長から、各文書のレベルを考慮するよう苦言が呈された。提案は、(a) ICT開発指標の透明性向上のため、指標専門家会合を研究委員会に含めること、(b) 国境をまたぐ地上系ケーブル（Cross-border terrestrial cable）の促進について、ITUで国際条約化（International Convention）を行うこと、(c) ビデオサービスの研究を行うことの3点であった。同提案については反対意見が相次ぎ、(a) 指標専門家会合で検討すべき内容、(b) ITU-Dの成果としては、成果報告書、ガイドライン、国際間の取り決めなどはなじまない（議長）、接続上の技術的な問題はITU-Tで既に扱われている、(c) ビデオサービスと既存のサービスで何が違うのか、との疑問が呈せられた。今後予定されているアジア太平洋地域会合でも同様の提案が行われることが想定される。中国のICT開発指標ランキングは、2016年発表で81位であり、順位の改善が国としての目標であること、国境をまたぐ地上

ケーブルについては、中国がアジア太平洋地域準備会合で繰り返し主張している課題であり、隣国とインターネット接続する際に、その接続の技術的、料金的な問題だけではなく、実際の運用までを含んだ統一的なメカニズムを作るのが中国の要望のようである。同じ課題は、アフリカなどの内陸開発途上国（Landlocked Developing Country；LLDC）が国際インターネットバックボーンに接続するためには隣国の回線に接続が必要となり、国内のインターネット利用料が高騰する事例があり、デジタルデバイドの一因となっている。日本には国境をまたぐ地上ケーブルがないが、中国提案の議論がアフリカでの光ファイバインフラ展開にも影響するため、日本も積極的に議論に参加する必要がある。

日本からは、宣言に対し、(a) 注視すべき新技術の例として、IoT、Bigdataに加えてAIを追加、(b) アクセスのデジタルデバイド解消について、女性や若者、障がい者と並び、高齢者のアクセシビリティにも注目、(c) ICTによる防災対策の重要性を提案しており、集約文書に含めることは了承された。

他の地域からは宣言文に対し、「ゴールにSDGsだけでなくWSIS Action Lineも含めること」（アメリカ地域、CIS地域、アラブ諸国）、「サイバーセキュリティと共に個人データ、プライバシーの保護を強化」（CIS地域、アラブ諸国）、「途上国参加の促進」（アラブ諸国）といった提案があった。

2.4 研究委員会（Study Group：SG）構成

日本から、既存の研究課題のうち、ルーラルエリアのための電気通信、eHealth、サイバーセキュリティ、防災、相互接続性と適合性の研究継続の必要性を訴えた。日本の提案を受け、複数の国から防災の継続を支持する意見が、またロシアから別途提案されていたeHealthと電磁被ばくの課題の統合案に反対する意見が相次いだ。

ロシアから、SGに引き続き、2つのSGの下に、それぞれ2つずつのWorking Party（WP）を設置する提案があった。会合の時間を十分にとるため、WPごとに会合の平行開催も提案しているが、会場からの賛同は得られず、事務局から、開発途上国に対して参加費用を補助するフェローシップは、SGごとに各国1名としており、平行開催には否定的なコメントがあった。

他にネパール及びコートジボワールからもSG及び研究課題の作業方法や新課題設定の原則が提案されている。

2.5 決議1 Working Method

日本からAPT準備会合で議論を行っている“研究課題検討のための原則案”を紹介し、複数の国から賛賞、ブラジルから自らの地域会合でも検討するとのコメントがあった。

3. おわりに

TDAG会合が終了した翌13日、TDAG及びSGの議長・副議長、BDTフォーカルポイント、サヌー局長、鳥越次長等30名弱が参加して、SGの次期研究課題、作業方法その他の問題などについて自由に意見を述べ合い、プレーストリーミングする会合が開催された。我が国からは中島交渉官と川角が出席した。主な議論は次のとおりであった。

- ① 南太平洋やカリブ海地域の小島しょ国はITU-Dの会議に参加できない。しかし、気候変動の影響を大きく受けており、課題を抱えている。島しょ国からの参加を促すためにフェローシップの供与の際に特に配慮してはどうか。
- ② 次研究期の課題：Q9/2はIntersectoral Coordination Teamを活用する。しかし途上国は参加が難しいので、Q9/2はそれなりに有効。新しいメカニズムを考えることも必要。ヨーロッパ地域準備会合に対して、ドイツからQ4/1の費用計算法・タリフ問題の課題をITU-T SG3に移行すべきとの寄書。
- ③ ITU-D最終報告書の活用：報告書の質の向上、専門家の助言を仰ぐ等検討。報告書をITU出版物として刊行し、研究者や関係機関での活用を可能にすべき。ITU-Dへの参加者増加に資する。
- ④ ITU-Dにおける勧告作成：決議1に含まれているものの、ITU-DのマネートはWhite Paperやガイドラインを策定すること。Recommended Implementation Guidelineといったものではないか。ITU News Magazineを活用するなどして普及を図る必要がある。出来上がったガイドラインを地域会合の際ワークショップを開催して普及に務めることも有効。

これらのほかにも興味深い自由な意見交換ができ、大変有益なプレーストリーミングであった。



■写真. オリンピック・ミュージアム（スイス・ローザンヌ）

5.3 研究委員会（SG）

5.3.1 研究委員会等の構成及び議長・副議長

TDAG

テーマ	議長	副議長
電気通信開発局長への諮問	Prof. Vladimir Minkin (ロシア)	Ms Roxanne McElvane (米国・SG1 議長) Dr Ahmad Reza Sharafat (イラン・SG2 議長) Ms Clarisa Estol (アルゼンチン) Mr Rufat Taghyzadeh (アゼルバイジャン) Mr Elie Djerambete (チャド) Mr Dominique Wurges (フランス) Mr Kishore Babu GSC Yerraballa (インド) Mr Fabio Bigi (イタリア) Mr Al-Ansari Al-Mashagbah (ヨルダン) Dr Bohyun Seo (韓国) Ms Nurzat Boljobekova (キルギス) Mr Ahmadou Traoré (マリ) Mr Héctor Edmundo Valdés Moreno (メキシコ) Mr Mohamed Saeed Ali Al Muathen Al Mazrooei (UAE)

SG

	テーマ	議長	副議長
SG1	Enabling environment for the development of telecommunications/ICTs 電気通信/ ICT 開発のための環境整備	Ms Roxanne McElvane (米国)	Ms Regina Fleur Assoumou-Bessou (コートジボワール) Mr Peter Ngwan Mbengie (カメルーン) Mr Victor Martinez (パラグアイ) Ms Claymir Carozza Rodriguez (ベネズエラ) Mr Wesam Al-Ramadeen (ヨルダン) Mr Ahmed Abdel Aziz Gad (エジプト) Mr Nguyen Quy Quyen (ベトナム) Mr Yasuhiko Kawasumi (日本) Mr Vadym Kaptur (ウクライナ) Mr Almaz Tilenbaev (キルギス) Ms Blanca González (スペイン)
SG2	ICT applications, cybersecurity, emergency telecommunications and climate-change adaptation ICT アプリケーション、サイバーセキュリティ、緊急通信、気候変動への適応	Mr Ahmad Reza Sharafat (イラン)	Ms Aminata Kaba-Camara (ギニア) Mr Christopher Kemei (ケニア) Ms Celina Delgado (ニカラグア) Mr Nasser Al Marzouqi (UAE) Mr Nadir Ahmed Gaylani (スーダン) Ms Ke Wang (中国) Mr Ananda Raj Khanal (ネパール) Mr Evgeny Bondarenko (ロシア) Mr Henadz Asipovich (ベラルーシ) Mr Petko Kantchev (ブルガリア)

5.3.2 作業方法

ドバイ行動計画 第4節 - 決議及び勧告 -

決議1（2014年ドバイ改訂）

ITU電気通信開発部門の手続規則

世界電気通信開発会議（ドバイ、2014年）は、

- a) ITU電気通信開発部門（ITU-D）の特定の機能に関するITU憲章第21条の規定、
 - b) ITU条約で定義されたITU-Dの一般的作業協定を考慮し、
- また、
- a) ITU-Dはとりわけ、電気通信開発の研究委員会、電気通信開発諮問委員会（TDAG）及び開発部門の行動計画の枠組み内で組織された地域及び世界会合を通じて機能し、
 - b) 条約No.207Aに従い、世界電気通信開発会議（WTDC）は憲章No.145Aに従って、開発部門の活動を管理する作業の方法と手続の採択が承認されていることも考慮して、

ITU-Dは、b) を考慮し、b) は本決議及びその附属書の規定によって補足されるべきであることをも考慮し、矛盾する場合は、憲章、条約及び連合における会議、総会ならびに会合の一般規則は（この順序で）本決議に優先するべきであることに留意して、条約の一般規則を決議する。

第1節 - 世界電気通信開発会議

1.1 世界電気通信開発会議（WTDC）は、ITU憲章第22条、ITU条約第16条及び連合の会議、総会、会合の一般的規則で割り当てられた職務を行う際に、組織、作業計画、予算管理及び編集事項に対処し、また必要に応じて他の具体的な事項を検討するために、委員会及び複数のグループを設定して各会議の作業を行うものとする。

1.2 WTDCは、会議の議長が主宰し、会議の副議長ならびに委員会の議長と副議長及び会議で創設されたグループから成る運営委員会を設けるものとする。

1.3 WTDCは、連合の会議、総会及び会合の一般的規則（通則、No.69-74）に、その職務と責任が示されている予算管理委員会及び編集委員会を設けるものとする。

- a) 予算管理委員会は、とりわけ、推定される会議の総費用を調査し、次回のWTDCまでのITU電気通信開発部門（ITU-D）の財政需要及び会議の決定事項の実行に伴う費用を概算する。
- b) 編集委員会は、決議などのように、WTDCの審議から生じる本文の文言を、その意味や要旨を変えることなく完成し、連合の公用語で本文を調整する。

1.4 運営委員会、予算管理委員会及び編集委員会に加えて、次の二つの委員会が設けられている。

- a) ITU-D作業方法委員会：委託事項は、加盟国間の協力に関する提案や寄与文書を検討すること、ITU-D研究委員会の作業方法と機能を評価すること、プログラムの配信を最大化するための選択肢の評価ならびに識別をし、そして研究委員会の研究課題、プログラム及び地域の取組の相乗効果を強化する目的で、その適切な変更を承認すること、会議に提出された電気通信開発諮問グループ（TDAG）と研究委員会の報告及びITU加盟国、ITU-Dセクターメンバーとアカデミアの提案に基づいて、ITU-D作業プログラムを実施するためのITU-Dの作業方法の提案を含む報告を本会議に提出することである。
- b) 目標検討委員会：委託事項は、目標の成果や成果を再検討し承認すること、関連する研究委員会の研究課題と地域の取組について再検討して合意し、それを実施するための適切な指針を確立すること、関連決議を再検討して合意すること、管理の有効性と説明責任の向上を目指して、成果が結果に基づく管理の取り組みに従っていることを確実にすることである。

1.5 WTDCの本会議は一般的規則No.63に従い、必要に応じて、特定の事項への取組を達成する他の委員会又はグループを設けることができる。委託事項は決議の確立に含まれるべきである。

1.6 上記の§§1.2から1.5で言及されるすべての委員会とグループは、必要な場合、会議の承認により予算の制限内で、編集委員会を除いて通常、WTDCの終了と共に消滅するものとする。故に編集委員

会は、会議で割り当てられたように課題を完了するために、WTDCの終了後に会合を開催することができる。

1.7 WTDC総会の開会に先立ち、一般規則No.49に従って、代表団の長はWTDC及びその委員会やグループの議長及び副議長への提案を含めて、最初の本会議の議題を作成し、会議の組織に向けた提案を行うために会合するものとする。

1.8 WTDCの作業プログラムは、ITU-Dの重要な管理及び組織上の側面を考慮するのに十分な時間を提供するように計画されるものとする。以下は一般的規則である。

1.8.1 WTDCは電気通信開発局（BDT）の局長からの報告を考慮し、条約No.208に基づき、電気通信開発の研究課題と優先順位を定義する作業プログラムと指針を構築し、ITU-Dの作業プログラムに方向性と指針を提供するものとする。WTDCは研究委員会を維持、終了又は設立する必要性を決議し、それぞれに研究課題を割り当て、代表団の長の意見を考慮して、研究委員会、TDAG及びそれが設立している他のグループの議長や副議長を、条約第20条を考慮して任命するものとする。研究委員会の議長自身は、議長を務める研究委員会に関する事項について情報を提供するために会議中、WTDCに出席するものとする。

1.8.2 WTDCは、決議や勧告と同様に、プログラムや地域の取組、ITU戦略計画案へのITU-Dの寄与文書、ITU-D研究委員会の研究課題を含めた宣言、行動計画を策定するものとする。

1.9 WTDCは、今後のWTDCの継続期間又は議題について意見を述べることができる。

1.10 WTDCの間、代表団の長は以下のために会合するものとする。

- a) 作業計画、特に研究委員会の憲章に関する提案を検討する。
- b) 研究委員会、TDAG及びWTDCが設けたその他のグループの議長や副議長の任命に関する提案を起草する（第2節を参照）。

1.11 §1.8.1に示されている場合、WTDCは、複数の勧告の承認を考慮するように要請されることがある。こうした行動を提案する研究委員会又はTDAGの報告書は、その行動が提案される理由についての情報を含まなければならない。

1.12 WTDCの本文は次のように定義されている。

- a) **宣言**：WTDCが定める主な成果と優先順位についての声明。宣言は通常、会議の開催地にちなんで命名される。
- b) **行動計画**：電気通信/ICTネットワークとサービスの、公平かつ持続可能な開発を推進していく包括的パッケージ。それは研究委員会の研究課題、プログラム及び地域の特定の需要に対応する地域の取組から成る。行動計画は通常、会議の開催地にちなんで命名される。
- c) **目標/プログラム**：すべてのための情報化社会を構築する取組の支援を加盟国及びセクターメンバーに要請される時、BDTが使用するツールキットのコンポーネントを構成する行動計画の主要要素。目標/プログラムの実施では、決議、決定、勧告及びWTDCから発せられる報告書を考慮されなければならない。
- d) **決議/決定**：ITU-Dの組織、作業方法及びプログラムに関する規定を含むWTDCの本文。
- e) **研究課題**：調査される作業の範囲の解説。通常、新規又は改訂済みの勧告、指針、手引き又は報告の作成につながる。
- f) **勧告**：研究課題又はその一部に対する回答は、研究委員会によって行われ、確立された手続きに従って採択される既存の知識と調査の範囲内で、作業方法を含む技術、組織及び関税関連の運用事項に関する指針を提供できる。また、特定の課題に着手するのに好ましい方法又は提案された解決策を記述し、特定の目的のための手続きを勧告することができる。これらの勧告は国際協力の基盤として機能するのに十分でなければならない。
- g) **報告**：現在の研究課題に関連する特定のテーマに関して研究委員会が作成する、技術的、運用上又は手続き上の声明文。数種類の報告書が第2節の§11.1で定義されている。

1.13 投票

WTDCで投票する必要がある場合、投票は憲章、条約及び一般規則の関連する節に従って実施される。

1.14 条約No.213A、及び条約第17A条の規定に従い、WTDCはその権限内の特定の事項をこれらの事項について必要な行動に関する助言としてTDAGに割り当てることができる。

1.15 TDAGは会議の会期中、WTDCの代理として行動することが、WTDCの決議24（改訂、ドバイ、2014年）に基づいて承認されている。

1.16 TDAGは以前の会議で行われた要請に応じて、今後のWTDCと同様にITU-Dの研究の進展に関する議題に含めることがある事項の進捗状況に関して、次回のWTDCに報告するものとする。

第2節 ー 研究委員会とその関連グループ

2 研究委員会とその関連グループの分類

2.1 世界電気通信開発会議（WTDC）は、ITU条約No.211で参照される問題など、特に発展途上国の興味を引く電気通信事項を各自、研究する研究委員会を設立する。研究委員会は、条約No.214、215、215A及び215Bを厳密に守るものとする。

2.2 作業を促進するために、研究委員会は具体的な研究課題やその一部に対処するために作業部会、ラポーター会合及び合同ラポーター会合を設立することができる。

2.3 適切な場合、地域グループは、研究課題又は問題、連合の複数の地域の枠組みの中での研究を価値あるものにする具体的な性質を研究するために、研究委員会内に設立できる。

2.4 地域グループの設立は、対応する研究委員会、その関連グループ又は条約No.209Aに基づき設立された他のグループによって、グローバルレベルで行われている作業の重複を生じさせてはならない。

2.5 複数の研究委員会からの専門家の参加を必要とする研究課題のために、合同ラポーターグループ（JRG）を設立することができる。特に断りのない限り、JRGの作業方法は、ラポーター会合のものと同一であるべきである。JRGが設立される時は、その委託事項、指揮命令系統及び最終的な意思決定権が明確に特定されなければならない。

3 議長及び副議長

3.1 WTDCによる議長と副議長の選任は、関係する研究委員会が検討する事項と、必要な経営手腕の面の両方で実証された能力に主に基づくものとする。その際、指導者の地位における男女のバランス及び公平な地理的分布を促進し、特に加盟国とセクターメンバーを介して発展途上国の参加を促進する必要性を考慮する。

3.2 副議長の任務は、公式なITU電気通信開発部門（ITU-D）の会合での議長の代理、又は議長が研究委員会の職務の継続が不可能な場合の議長の交代を含む、研究委員会の管理に関する事項で議長を支援することとする。

3.3 研究委員会の副議長は、研究期間中に同時に2つ以上のポストを占めないことを唯一の制約として、作業部会の議長又はラポーターとして順番に選出されることができる。

3.4 WTDCの決議61（改訂、ドバイ、2014年）に沿って、研究委員会と作業部会に適切な人数の副議長のみを任命する必要がある。

4 ラポーター

4.1 ラポーターは、研究課題の研究の促進及び新規及び改訂済みの報告書、意見や勧告を発展させるために、研究委員会が任命する。ラポーターはただ1つの研究課題に責任を持つことがある。

4.2 研究の性質上、ラポーターの任命は、研究対象の専門知識と、作業を調整する能力の両方に基づくものとする。ラポーターによる期待される作業の要素は、本決議の附属書5に記載されている。

4.3 期待される結果を含むラポーターの作業への明確な委託事項は、必要に応じて研究委員会が対応する研究課題に追加しなければならない。

4.4 一人のラポーターと複数の副ラポーターが必要に応じて、各研究課題に対して研究委員会によって任命される。ラポーターの都合が付かない時は、副ラポーターが自動的に議長を引き継ぐ。これには、下記の§7.1に従ってラポーターを参加者に指名した加盟国又はITU-Dセクターメンバーをもちや代表しないラポーターの場合も含まれる。副ラポーターは、加盟国、セクターメンバー、アソシエイト又はアカデミアの代表者でもよい¹。副ラポーターが残りの研究期間、ラポーターの後任になるように招聘される場合、新しい副ラポーターは関係する研究委員会の会員の中から指名される。

5 研究委員会の権限

5.1 各研究委員会は、WTDCにより、又は以下の第6節に従って、承認のための勧告案を作成することができる。どちらの手続きに従って承認された勧告も同じ重要性を持つものとする。

5.2 各研究委員会は、以下の第4節の§17.2に記載されているか、WTDCによる承認のための手続きに従って、研究課題案を採択することもできる。

5.3 上記に加えて、各研究委員会は指針や報告を採択する能力があるものとする。

5.4 得られた結果の実施が、研修会、地域会合、又は調査などの電気通信開発局（BDT）の活動による場合、これらの活動は毎年の運用計画に反映され、関連する調査研究課題と連携して実施されるものとする。

5.5 ラポーター会合の委託事項が研究期間の終了以前に完了している場合、研究委員会は加盟国による再検討のために、指針、報告、ベストプラクティス及び勧告を速やかに発表しなければならない。

¹ これらには、電気通信/ICTの開発に関心のある大学、研究機関、大学、関連した研究機関が含まれる。

6 会合

6.1 研究委員会とその関連グループは通常、ITU本部で会合を持つものとする。

6.2 研究委員会とその関連グループは、加盟国、ITU-Dセクターメンバー、又はこの点に関して連合の加盟国に承認された組織から招待された場合、発展途上国²の出席を容易にすることを考慮して、ジュネーブの外で会合することができる。この招待は通常、WTDC、電気通信開発諮問委員会（TDAG）又はITU-D研究委員会の会合に対してされる場合にのみ考慮されるものとする。この招待が、これらの会合のいずれにもされることができない場合、招待を受理するかどうかの決定は、関係する研究委員会の議長と協議後のBDTの局長次第である。招待は、評議会がITU-Dに割り当てる資源と一致すれば、局長との協議後、最終的に受理されるものとする。

6.3 地域及び準地域の会合は、情報交換、さらに管理及び技術的経験と専門知識の発展にとって貴重な機会を提供する。発展途上国からの専門家（研究委員会の参加者）が、研究委員会の作業を扱う地域及び準地域の会合に参加して経験を積む更なる機会を提供するために、あらゆる機会が利用されるものとする。この目的のために、研究委員会が扱う主題に関して組織される地域及び準地域の会合への招待は、当該のラポーター会合の参加者に適用範囲を拡張すべきである。

6.4 上記の§6.2で言及される招待は、全権会議の決議5（京都、1994年）及びITU理事会の決議304で規定された条件が満たされる場合にのみ発布、受理され、ジュネーブの外で対応する会合が組織されるものとする。ジュネーブ以外での研究委員会又はその関連グループの会議を開催する招待は、主催国が関連する追加支出を賄い、少なくとも十分な施設、必要な家具や設備を無料で提供すると合意を示す声明を伴うものとする。ただし発展途上国の場合、主催国の政府が要請すれば設備は必ずしも無料で提供する必要はない。

6.5 発展途上国が電話会議又はその他の代替設備で参加できる可能性と能力を考慮して、研究委員会の関連グループは、ITU本部又は地域においてよりもむしろ、電話会議又は他の代替手段で開催される会合の方が利益を得るかもしれない。そのような会合を求めるラポーターの要請は、母体の研究委員会によって提出され承認されるべきである。

6.6 関連グループの会合の日時、会場及び議題は母体の研究委員会によって合意されるものとする。

6.7 招待が何らかの理由でキャンセルされる場合、会合は原則的に当初の予定日に、ジュネーブで開催することが提案されるものとする。

7 会合への参加

7.1 ITU-Dの活動への参加を正式に承認された加盟国、セクターメンバー及びアソシエイト、アカデミア及びその他の事業体は、作業に参加を希望する研究委員会と下位グループで、それらの研究委員会に委託された課題の研究に効果的な貢献をするために名前で登録され、代表として選ばれた参加者を代表するものとする。ITU条約第20条のNo.248Aに従って、会合の議長は、意思決定プロセスに参加することなく、議長による特定の招待が適用範囲を拡張されていない他の会議に参加する権利を専門家に与えることなく、複数の会合で彼らの特定の見識を提示するように、必要に応じて個々の専門家を招待することができる。

7.2 BDTの局長は、各研究委員会に参加する加盟国、セクターメンバーとアソシエイト、アカデミア及びその他の事業体のリストを最新に維持するものとする。

7.3 可能で実用的な範囲で、研究委員会とその関連グループは、特に障害者のように特定のニーズがある人のために、すべての加盟国、セクターメンバーとアソシエイト又はアカデミアによる研究委員会の作業への、より広範な参加を奨励し可能にする取組の一環として、遠隔参加テクノロジーを使用するように努めるものとする。

7.4 各研究課題のラポーターは、研究背景にある特定の事項に関する連絡及び情報の交換を促進するために、加盟国、セクターメンバーとアソシエイト又はアカデミアからの担当者のリストを調整し最新に保つものとする。

8 会合の頻度

8.1 作業部会やラポーター会合が必要な報告書を作成し、母体の研究委員会に提出するために年の前半に会合ができるように、研究委員会は原則として2回のWTDCの間に少なくとも年に一度、好ましくは年の後半に会合するものとする。しかし、追加の会合は、先行するWTDCとITU-Dの資源によって定められた優先順位を考慮し、BDTの局長の承認を得て行うことができる。

8.2 作業部会及びその関連するラポーター会合は、原則として年二回、少なくとも2回のWTDCの間の期間に会合を持ち、二回目の会合は、母体の研究委員会と連携して開催されるものとする。しかし、追加の会議は、先行するWTDCとITU-Dの資源によって定められた優先順位を考慮し、母体の研究委員会の同意と局長の承認を得て開催することができる。

² これらには、後発開発途上国、小島嶼開発途上国、内陸開発途上国及び市場経済移行国が含まれる。

8.3 作業部会は好ましくは連続して会合するべきであるが、一つの作業部会は必要があるか会議の開催が望ましい場合、個別に会合してもよい（例えばセミナーと共同して）。

8.4 ITU-Dとその作業の参加者の資源を確実に最大活用するために、局長は研究委員会の議長と共同で、会合の予定表を十分前もって定め公表するものとする。予定表は、ITU会議サービスの定員、会合用の文書の要件及び他の部門やその他の国際的又は地域的機関の活動との緊密な連携の必要性などの要因を考慮するものとする。

8.5 作業計画を定める際に、会合の予定表は、参加する団体が寄与文書や文書を作成するために必要な時間を考慮しなければならない。

8.6 すべての研究委員会は、最終報告及び勧告案を必要な締切り内に普及できるように、WTDCに十分に先立って会合するものとする。

9 作業計画の作成と会合の準備

9.1 各WTDCの後、作業計画はBDTの支援を受けて、各研究委員会の議長とラポーターが提案するものとする。作業プログラムは、WTDCが採択する活動のプログラムや優先順位に注意を払うものとする。作業計画の策定を支援する情報源として、BDTの局長は、適切なBDTのスタッフ（例えば地域の局長、担当者）を介して、地域の事務所やその他の部門で実施されるものをはじめとする、特定の研究課題や問題に関連するすべてのITUのプロジェクトの情報を作成するものとする。この情報は、研究委員会の議長とラポーターがその研究課題の研究に資する新規、既存及び継続的なITUの作業を十分に利用できるように、作業計画の開発に先立って提供されるべきである。

9.2 しかし、作業計画の実施は、加盟国、セクターメンバーとアソシエイト及びアカデミアの代表者、正式に承認された事業体又は組織、そしてBDTから受理した寄与文書だけでなく、会合で参加者が述べた意見に大きく依存する。

9.3 会議の議題、作業計画案及び研究課題のリストの回状は、関係する研究委員会の議長の助けを借りてBDTが作成するものとする。

9.4 その回状は少なくとも会合の開催3ヶ月前に、関係する研究委員会の作業に参加する団体に届かなければならない。

9.5 関係する事業体の代表者が会合に参加する意向を発表できるように、オンラインの登録申込書へのリンクを含む、登録に関する詳細は案内に含まれるものとする。申込書は、参加予定者の氏名、住所及び参加者が要求する言語の表記を含むものとする。申込書は、要求された言語で確実に文書の通訳や翻訳ができるように、会議の開始の45暦日前までに提出されるものとする。

10 研究委員会管理チーム

10.1 各ITU-D研究委員会には、研究委員会の議長と副議長、作業部会の議長と副議長及びラポーターと副ラポーターから成る管理チームがある。

10.2 研究委員会の管理チームは、電子的手段で自身とBDTとの間の連絡を実行できる範囲まで維持する必要がある。適切な連絡会が、他の部門の研究委員会の議長と共に、必要に応じて準備されるべきである。

10.3 ITU-D研究委員会の管理チームは、時間管理計画の再検討と承認を含め、今後の会合を適切に組織するために、研究委員会の会合に先立って会合を開かなければならない。これらの会合を支援し有効性を確認するために、BDTの局長は適切なBDTのスタッフ（例えば地域の局長、担当者）を介して、地域の事務所や他の部門で実施されているものを含む、関連するすべての既存の計画済みITUプロジェクトに関する情報を、研究委員会のラポーターに提供するものとする。

10.4 合同管理チームは局長が設立、統轄し、ITU-D研究委員会の管理チームとTDAGの議長で構成される。

10.5 ITU-D研究委員会の合同管理チームの役割は、以下を行うことである。

- a) 研究委員会の予算要件の推定に関してBDTの管理を助言する。
- b) 研究委員会にとって一般的な問題を調整する。
- c) 必要に応じてTDAG又はITU-D内の他の関係機関へ合同提案を作成する。
- d) その後の研究委員会の会合の日程を最終決定する。
- e) 発生し得る他の問題を扱う。

11 報告書の作成

11.1 研究委員会の作業の報告書には、4つの主要なタイプがあり得る。

- a) 会合報告書
- b) 進捗状況報告書
- c) 出力報告書
- d) WTDCへの議長報告書。

11.2 会合報告書

11.2.1 研究委員会の議長、作業部会の議長又はラポーターが会合報告書を作成し、BDTの支援を受けて、その作業の成果の概要を含めるものとする。それらは次の会合でのさらなる検討、又は研究課題の作業の成果又は完成のための勧告、あるいは他の研究課題との整理統合を要する項目も指定しなければならない。報告書には、寄与文書及び/又は会合文書への参照、主な結果（勧告及び指針を含む）、今後の作業（必要に応じて、関連するBDTのプログラム活動に組み込むためのBDTへの出力報告書の参照を含む）、作業部会、もしあればラポーター会合合同ラポーター会合の計画された会合への指図、及び研究委員会レベルで承認されたリエゾンステートメントが含まれる。

11.2.2 研究期間中の研究委員会の初会合の報告書は、もしあれば作業部会及び/又はラポーターのグループ、作成されている可能性のある他のグループの議長と副議長、任命されたラポーターと副ラポーターのリストを含むものとする。このリストは必要に応じて、後続の報告書で更新されるものとする。

11.3 進捗状況報告書

11.3.1 以下の項目のリストを進捗状況報告書に含めるように提案されている。

- a) 出力報告書の状況と概略案の簡単な要約
- b) 承認されるべき報告書又は勧告の結論又はタイトル
- c) 入手可能な場合、基本文書を含む、作業計画への参照がある作業の状況
- d) 新規又は改訂済みの報告書案、指針又は勧告、又は勧告を含む原文書への参照
- e) その他の研究委員会又は組織による活動に対応、又はこれを要求するリエゾンステートメント案
- f) 割り当てられた研究の一部と考えられる通常または遅延した寄与文書への参照及び考慮された寄与文書の一覧
- g) 他の組織からのリエゾンステートメントに回答して受理された提出への参照
- h) もしあれば、将来承認される会合の決議と議題案のために残る主要な問題
- i) 最後の進捗状況報告書後、開催された会合の出席者のリストへの参照
- j) 通常の寄与文書、又は最後の進捗状況報告書後のすべての作業部会とラポーター会合の報告書を含む一時的な文書のリストへの参照

11.3.2 進捗状況報告書は、情報の重複を避けるために会合報告書に言及することができる。

11.3.3 作業部会やラポーター会合による進捗状況報告書は、承認のために研究委員会に提出されるものとする。

11.4 出力報告書

11.4.1 この報告書は予想される成果物、つまり研究の主な結果を表す。対象となる項目は、当該の研究課題の期待される出力に示される。通常その報告書は附属書及び付録、必要に応じて関連する電子参照を含め、最大50ページに制限されるものとする。報告書が50ページの制限を超えると、当該研究委員会の議長と協議の後、附属書と付録は、特に関連があると考えられ報告書の本体が50ページの制限内であれば翻訳せずに含まれてもよい。すべての報告書は可能な範囲まで、利用可能な予算内で、研究課題のための委託事項で合意したページ数まで翻訳されるものとする。

11.4.2 研究委員会の最終の出力報告書を最大限に活用するために、研究委員会は最終の出力報告書や関連する附属書を、その文書記録簿と同様にITU-Dのホームページからアクセスできるオンラインの図書館に、研究委員会が失効していると決定するまで置くことができる。研究委員会の出力はBDTのプログラムや地域事務所の活動に組み込まれ、ITU-D戦略目標の実施の一部を成すべきである。

11.4.3 加盟国、特に発展途上国が研究の出力から利益を得る程度を確認し、研究の出力に関して加盟国からのフィードバックを得るのに役立つために、研究委員会の議長が作業部会の議長と研究課題のラポーターの助けを借りて、調査またはアンケートが研究期間の終了前に加盟国に送られ、その結果が次の研究期間に役立つように準備することは有用であろう。

11.5 WTDCへの議長報告書

11.5.1 WTDCへの各研究委員会の議長報告書は、BDTの支援と共に、関係する研究委員会の議長の責任であり、以下に限定されるものとする。

- a) 課題の研究期間中に研究委員会が達成した結果の概要。研究委員会の活動にリンクしているITU-D戦略目標の議論を含めて、研究委員会の作業及び達成された成果を述べている。
- b) 研究期間中に加盟国の対応によって承認された、新規または改訂済みの勧告への参照
- c) 研究期間中に削除された勧告への参照
- d) 承認のためWTDCに提出された勧告の本文の参照
- e) 次の研究期間中の研究のために提案された、新規または改訂済みの研究課題のリスト
- f) もしあれば、削除を提案されている研究課題のリスト
- g) 研究委員会の活動を行う際のプログラムと地域事務所との連携の概要

11.5.2 勧告の作成は、連合の一般的な慣行に従うべきである。例には、WTDCの勧告や決議が含まれている。勧告は自立している必要がある。これを達成するために、情報は勧告に追加することができる。模範的な勧告が本決議の付属書1に記載されている。

第3節 — 寄与文書の提出、処理及び発表

12 寄与文書の提出

12.1 寄与文書は、世界電気通信開発会議（WTDC）開始の30暦日前までに提出される必要があり、代表団がその適時な説明と徹底した検討ができるように、どうあってもWTDCへのすべての寄与文書の提出期限は、会議の開始の14暦日前までとする。電気通信開発局（BDT）は、連合の他の公用語へ翻訳する前に、WTDCのウェブサイト上の元の言語で、WTDCに提出されるすべての寄与文書を直ちに公表するものとする。全ての寄与文書はWTDCの7暦日前までに公表するものとする。

12.2 TDAG、研究委員会とその関連グループの会合への寄与文書の提出は以下の通りとする。

12.2.1 加盟国、セクターメンバー、アソシエイト、アカデミアの代表者、正当に承認された事業体や組織及び研究委員会やその関連グループの議長と副議長は、オンラインで利用できる公式のテンプレートを使用して、現在のITU-Dの研究への寄与文書を局長に提出するものとする。

12.2.2 この寄与文書は、とりわけ、電気通信開発で得た経験の結果に対処し、ケース・スタディを記述し、及び/またはバランスのとれた世界的、地域的な電気通信開発を促進するための提案を含めるものとする。

12.2.3 特定の課題の研究を促進するために、BDTは既存のプログラムや地域事務所の活動に関する情報を含む、研究課題またはケース・スタディの結果に関連する統合文書を提出することができる。この文書は寄与文書として扱われる。

12.2.4 原則的に、寄与文書として研究委員会に提出された文書は5ページを超えないものとする。既存の本文については、資料を詳細に繰り返すのではなく、相互参照が使用されるものとする。情報資料は付属書に掲載され、情報文書として要請に応じて提供することができる。寄与文書の提出用の書式例が本決議の付属書2に掲載されている。

12.2.5 寄与文書は、本文の内容を変更することなく、再フォーマットを最小化してその処理の進展を促すために、オンラインの書式を使ってBDTに提出されるものとする。参加者から提出された任意の寄与文書はBDTによって、下記§15.1に従って研究委員会の議長とラポーターに直ちに送られるものとする。

12.2.6 研究委員会の構成員とその関連グループ間の連携は、可能な限り電子的手段によるものとする。BDTはすべての研究委員会の構成員に、その作業のための電子文書への適切なアクセス権を提供し、ITUのすべての公式言語の電子的手段によって、研究委員会の作業の実施を支援するのに適切なシステムや設備の提供を促進するものとする。

13 寄与文書の処理

研究委員会、作業部会またはラポーターのグループの会合へのインプットは、3種類があり得る。

- a) 行動への寄与文書
- b) 情報のための寄与文書
- c) リエゾンステートメント。

13.1 行動への寄与文書

13.1.1 会合の45暦日前に受理される行動へのすべての寄与文書は、前記の会合の7暦日前に説明、発表されるものとする。この45日間の期限を超えても、寄与文書者は、著者によって翻訳された可能性がある元の言語やすべての公用語で文書を提出することができる。

13.1.2 関連する研究委員会やラポーター会合の議長と協議した後、5ページのページ制限を越える行動に対する寄与文書の受理に合意することができる。このような場合、寄与文書の著者が作成しなければならない要約を公開することに合意することができる。

13.1.3 会合の45暦日前であるが少なくとも12暦日前に受領した全ての寄与文書は、公開されるが翻訳されないものとする。事務局はできるだけ早く、受領後の遅くとも3営業日までに、これらの遅延した寄与文書を公表するものとする。

13.1.4 会合の12暦日前にBDTの局長に受理された寄与文書は議題に入れないものとする。それらは配布されず、次の会合に備えて保有されるものとする。例外的に、極度に重要で緊急性があると判断された寄与文書は、これらの寄与文書が会合の開始時に参加者に利用できることを条件として、局長との協議後、上記の締め切りの特例として議長が認めることがある。そのような遅延した寄与文書については、事務局は、その文書がすべての必要な言語で、会合の開始時に利用できると保証する何の公約もできない。

13.1.5 行動への寄与文書は、会合の開始後には受理されないものとする。

13.1.6 局長は、著者が本決議と附属書で述べる文書の説明と書式及びそこに定められた時期について設けられた規則に従っていることを主張すべきである。催促状はいつでも適切な時に、局長によって送られるものとする。局長は、研究委員会の議長の同意を得て、本決議に定める一般的な指令に準拠していない任意の文書を、これらの指令と一致させることができるように、著者に返却することがある。

13.2 情報のための寄与文書

13.2.1 情報のために会合に寄せられた原稿は、研究委員会の議長及び/またはラポーターが著者と協議した後、情報と考えられる他の文書と同様、議題（例えば、加盟国、セクターメンバー、アソシエイト、アカデミア、正式に承認された事業体や組織から提出された記述的な文書、一般的な政策綱領など）に基づく特定の行動を必要としないものである。それらは元の言語（また、それらが著者によって翻訳されている可能性がある他の公用語）でのみ出版され、行動のために寄せられた寄与文書とは別の番号方式に基づいて表示されるべきである。

13.2.2 極端に重要と考えられる情報文書は、会合の参加者の50パーセント以上が要請した場合、予算の制限内で会議後に翻訳されることがある。

13.2.3 13.2.3事務局は、文書の要約を提供する情報文書のリストを作成するものとする。このリストは、すべての公式言語で利用できるものとする。

13.3 リエゾンステートメント

リエゾンステートメントは、連合の任意の部門の他の研究委員会が提起した質問、又は他の研究委員会や組織による要請行動への回答を提供する文書である。リエゾンステートメントは、関係する研究委員会または組織へ送信する前に、関係する研究委員会の議長に承認されるものとする。着信したリエゾンステートメントは翻訳されないものとする。リエゾンステートメントのテンプレートは、本決議の附属書4に記載されている。

14 その他の文書

14.1 背景情報の文書

会合で検討された問題に関連する背景情報のみを含む参照用文書（データ、統計、その他の組織の詳細な報告書など）は、要請に応じて元の言語のみで、また利用可能であれば電子フォーマットで利用できるものとする。

14.2 一時的文書

一時的文書は、作業の進展を支援するために、会合の間に作成される文書である。

15 電子アクセス

15.1 BDTは、これらの文書の電子版が利用可能であれば直ちに、すべての入力及び出力の文書（例えば寄与文書、草案の勧告、リエゾンステートメントや報告書）を公表する。

15.2 研究委員会とその関連グループ専用のウェブサイトは、会合のそれぞれに関連する情報と同様に、すべての入力及び出力文書を含むように、常に更新されるものとする。研究委員会のウェブサイトは6つの言語でなければならないが、特定の会合のものは上記§9.5に従って当該会議の言語とする。

15.3 研究委員会に専用のウェブサイトは、対等な立場で連合の6つの言語で利用でき、常に更新されることを保証しなければならない。

16 寄与文書の説明

16.1 行動のための寄与文書は、研究課題の議長、ラポーター、研究委員会のコーディネーター及び著者が合意したように、研究課題または討議中の議題に関連するものとする。寄与文書は明確かつ簡潔でなければならない。研究中の課題に直接、関連していない文書は提出すべきではない。

16.2 出版物に公表されたか公表される予定の項目は、研究中の課題に直接関係しない限り、ITU-Dに提出されないものとする。

16.3 過度に商業的な性質の部分を含む寄与文書は、委員長との合意の後、BDTの局長によって削除されるものとする。寄与文書の著者は、そのような削除はどれも通知されるものとする。

16.4 表紙ページは、関連する研究課題、議題、日時、発信元（発信する国及び/または組織、住所、電話番号、ファックス番号、及び著者または提出する事業体の接触者の可能なEメールアドレス）だけでなく、寄与文書のタイトルを表示するものとする。表示は、その文書が行動又は情報及び必要な行動のためかどうかについて、もしあれば行われるべきであるので、要約が提供されるべきである。見本が本決議の附属書2に設定されている。

16.5 既存の本文が改定される必要がある場合、元の寄与文書の数が見られ、変更履歴のマーク（変更を追跡する）が元の文書で利用されるものとする。

16.6 情報のための会合のみに提出される寄与文書（上記§13.2.1を参照）は、著者が作成する要約を含むべきである。要約が著者によって提供されていない場合、BDTは可能な限り、そのような要約を作成するものとする。

第4節 — 新規及び改訂済みの研究課題の提案と採択

17 新規及び改訂済みの研究課題の提案

17.1 ITU電気通信開発部門（ITU-D）に提案される新規の研究課題は、その部門の活動への参加を承認された加盟国、セクターメンバー及びアカデミアの代表者によって、世界電気通信開発会議（WTDC）の少なくとも2ヶ月前に提出されるものとする。

17.2 しかし、ITU-Dの研究委員会も、その主題に関する総意があれば、その研究委員会の構成員の主導で、新規又は改訂済みの研究課題を提案することができる。これらの提案は承認のために、電気通信開発諮問委員会（TDAG）に提出されるものとする。

17.3 提案された各研究課題は、提案の理由、実施予定の任務の正確な目的、研究の緊急性及び他の二つの部門及び/又はその他の国際的又は地域的機関に設けられる連絡先を示す必要がある。研究課題の作成者は、すべての関連情報が含まれていることを確実にすることを目的として、本決議の附属書3で見られるアウトラインに基づいて、新規及び改訂済みの研究課題を提出するために、オンラインのテンプレートを使用する必要がある。

18 WTDCによる新規及び改訂済みの研究課題の採択

18.1 WTDCの前にTDAGは、提案された新規の研究課題を検証し、必要な場合、ITU-Dの一般的な開発政策目標及び関連する優先順位を考慮する修正を勧告し、WTDCに向けてITUの地域準備会合の報告書を再検討するために会合をもつものとする。

18.2 WTDCの少なくとも1ヶ月前に、電気通信開発局の局長は、加盟国及びセクターメンバーに、TDAGが勧告するすべての変更と共に、提案された研究課題のリストを通信し、これらをITUのウェブサイトで見られるようにするものとする。

19 2回のWTDCの中間期に提案された新規及び改訂済みの研究課題の採択

19.1 2回のWTDCの中間期に、ITU-Dの活動に参加する加盟国、セクターメンバー、アカデミアの代表者及び正式に認可された事業体及び組織は、提案された新規及び改訂済みの研究課題を、関係する研究委員会に提出することができる。

19.2 提案された新規及び改訂済みの各研究課題は、上記の§17.3で言及されたテンプレート/アウトラインに基づいている必要がある。

19.3 関係する研究委員会が、提案された新規及び改訂済みの研究課題を研究することに総意で合意し、一部の加盟国、セクターメンバー、又は正式に認可された事業体及び組織（通常は少なくとも4つ）が作業の支援（例えば、分担金、ラポーター又は編集者の提供、及び/又は会合の開催による）を約束している場合、研究委員会はすべての必要な情報と共に、その草案文書をBDTの局長に宛てて書くものとする。

19.4 TDAGによる承認の後、局長は、加盟国、セクターメンバー、アカデミアの代表者及びその他の正式に認可された事業体に、新規及び改訂済みの研究課題を回状として通知するものとする。

第5節 — 研究課題の削除

20 序文

研究委員会は、研究課題の削除を決定することができる。個々のケースで、以下の代替手続きのどれが最も適切かを決定する必要がある。

20.1 世界電気通信開発会議（WTDC）による研究課題の削除

研究委員会による合意があれば、議長は決議に向けて、研究課題を削除する要請をWTDCへの報告書に含めるものとする。

20.2 WTDCの中間期の研究課題の削除

20.2.1 研究委員会の会合で、出席者が一致すれば、例えば作業が終了しているとの理由で、研究課題を削除に合意することができる。この合意の通知は、削除理由についての説明の要約を含めて、回状として加盟国及びセクターメンバーに提供されるものとする。2ヶ月以内に加盟国の過半数に削除への異議がなければ、削除は発効する。それ以外の場合、問題は研究委員会に差し戻される。

20.2.2 不承認を示す加盟国は、その理由を提供し、研究課題のさらなる研究を促進する可能な変更を示すように求められている。

20.2.3 結果の通知は回状として出され、電気通信開発諮問委員会は、電気通信開発局の局長からの報告書で通知を受ける。また、局長はいつでも適切な時に、しかし研究期間の半ばまでに、少なくとも一度、削除済みの研究課題のリストを公開するものとする。

第6節 — 新規又は改訂済みの勧告の承認

21 序文

研究委員会の会議で採択の後、加盟国は、通信による手段、又は世界電気通信開発会議（WTDC）における手段のどちらかで、勧告を承認することができる。

21.1 課題の研究が、新規又は改訂済みの勧告案に帰する成熟段階に達した時、その後の承認手続きは、2つの段階に存在する。

・ 関係する研究委員会による採択（§21.3を参照）。

・ 加盟国による承認（§21.4を参照）。

同じ手続きが既存の勧告の削除に使用されるものとする。

21.2 安定性の見地から、勧告の改訂は通常、その修正案が以前の版で達した合意を変更ではなく補足するのでなければ、2年以内に承認することを考えるべきではない。

21.3 研究委員会による新規又は改訂済みの勧告の採択

21.3.1 研究委員会は、文書草案が作成され、研究委員会の会合までに十分な時間的余裕をもってすべての公式言語で利用可能になった時、新規又は改訂済みの勧告案を検討し、採択することができる。

21.3.2 ラポーターのグループ又は他のグループは、その新規又は改訂済みの勧告案が十分に成熟しているとの感触を得ている場合、下記の§21.3.3に従って採択手続きを開始するために、研究委員会の議長に文書を送ることができる。

21.3.3 研究委員会の議長の要請に応じて、電気通信開発局の局長は、研究委員会の会合での採択に向けて、本手続きに基づき、新規又は改訂済みの勧告の承認を求める意図を、回状として明示的に示すものとする。回状は要約形式で、その提案の具体的意図を含むものとする。参照は、新規又は改訂済みの勧告案の文書が書かれた文書に付けるものとする。

この情報はすべての加盟国及びセクターメンバーに配布され、可能な限り、会合の少なくとも2ヶ月前に受理されるように、局長によって送られるべきである。

21.3.4 新規又は改訂済みの勧告案の採択は、研究委員会の会合に出席しているどの加盟国にも対立しないものでなければならない。

21.4 加盟国による新規又は改訂済みの勧告の承認

21.4.1 新規又は改訂済みの勧告案が研究委員会に採択された場合、文書は加盟国によって承認のために提出されるものとする。

21.4.2 新規又は改訂済みの勧告の承認は、以下の様に求めることができる。

— WTDCにおいて

— 関連する研究委員会が文書の採択を完了次第、加盟国の協議によって

21.4.3 期間中に文書が採択される研究委員会の会合で、研究委員会は次回のWTDC又は加盟国の協議のいずれかに、承認のため、新規又は改訂済みの勧告案を提出することを決定するものとする。

21.4.4 WTDCに草案を提出することが決議されると、研究委員会の議長は局長に報告し、草案が会議の議題に含まれていることを確実にするのに必要な行動を取るよう、局長に要請するものとする。

21.4.5 協議による承認のために草案を提出することが決議されると、その条件及び手続きがその後、適用される。

21.4.6 研究委員会の会合で、この承認手続きを適用するための代表団の決議も、出席しているどの加盟国とも対立しないものでなければならない。

21.4.7 例外的であるが、研究委員会の会合の際にのみ、代表団は立場を検討するための、より多くの時間を要求することができる。会合の最終日から1ヶ月後の期間内に、これらの代表団のいずれからも公式な反対を通知されなければ、協議による承認手続きは継続するものとする。この場合、文書は検討のために次回のWTDCに提出される。

21.4.8 協議による承認手続きの適用については、研究委員会による新規又は改訂済みの勧告案の採択の1ヶ月以内に、局長は加盟国に、提案を承認するか否かを3ヶ月以内に示すように要請するものとする。この要請には、提案された新規又は改訂済みの勧告の、公式言語で書かれた完全な最終文書を添付するものとする。

21.4.9 局長はまた、ITU条約第19条の規定に基づいて、関連する研究委員会の活動に参加するセクターメンバーに以下を助言するものとする。加盟国は提案された新規又は改訂済みの勧告に関する協議に対応を求められているが、対応する権利を有するのは加盟国だけである。この助言は参考のためのみ、完全な最終文書に添付される必要がある。

21.4.10 加盟国からの回答の70パーセント以上が承認を示している場合、提案は受理されるものとする。提案が受理されない場合は、研究委員会に差し戻される。

21.4.11 協議への対応と共に受理されるコメントは、すべて局長が収集し、検討のため研究委員会に提出されるものとする。

21.4.12 不承認を示している加盟国はその理由を述べ、研究委員会及びその関連グループによる今後の考察に参加することを奨励されている。

21.4.13 局長は、上記の協議を承認する手続きの結果を、回状として速やかに通知するものとする。

21.4.14 承認のために提示された文書で、明らかな見落としや不整合の些細な、単なる編集上の修正や補正が必要であれば、局長は関連する研究委員会の議長の承認を得て、これらを修正することができる。

21.4.15 ITUは、承認された新規又は改訂済みの勧告を、公式言語で出来るだけ速やかに公表するものとする。

22 留保

代表団が勧告の承認に反対しないことを選択するが、複数の側面に関して留保を希望する場合、その留保は、当該の勧告の文書に添えられる簡潔な覚え書きに記載されるものとする。

第7節 — 研究委員会及びその関連グループへの支援

23 電気通信開発局（BDT）の局長が既存の予算資源の制限内で確認すべきことは、研究委員会及びその関連グループには、委託事項で概説され、世界電気通信開発会議の当該部門向けの作業計画で想定される様に、作業プログラムを実施するための適切な支援の存在である。具体的には、支援は以下の形で提供することができる。

- a) 必要に応じて、BDTと他の2つの局及び事務総局からの、適切な管理及び専門スタッフの支援
- b) 必要に応じて、外部の専門知識の請負
- c) 関連する地域及び準地域の機関との連携

第8節 — その他のグループ

24 適用できる限り、本決議の研究委員会のための手続きと同じ規則が、例えば分担金の提出に関して、ITU条約No.209A及びその会合で言及される他のグループにも適用されるべきである。しかし、これらのグループは、研究課題の採択も勧告への対処も行わないものとする。

第9節 — 電気通信開発諮問委員会

25 ITU条約No.215Cに基づき、電気通信開発諮問委員会（TDAG）は、加盟国の管理の代表者、ITU電気通信開発部門（ITU-D）セクターメンバーの代表者、及び研究委員会と他のグループの議長及び副議長に公開されるものとする。その主な任務は、ITU-Dにおける優先事項、プログラム、業務、財務及び戦略の再検討である。すなわち、前期の運用計画の実施、地域的な取り組みの実施状況、それらの取り組みの実行における優先順位、割り当てられた資源及び戦略的な業務計画との連携の再検討である。その目的は、必要な是正措置に関してBDTの局長に助言できるように、電気通信開発局（BDT）がその計画に定められた目標を未達成又は達成できなかった分野を特定し、その作業プログラムの実施状況を再検討し、研究委員会の作業のための指針、推奨する対策を提供し、とりわけ、無線通信部門、電気通信標準化部門及び事務総局と同様に、他の関連する開発及び金融機関との協力及び調整を促進し、影響を与えることである。

26 世界電気通信開発会議は、TDAGの議長及び副議長から成るTDAG局を指定するものとする。ITU-D研究委員会の議長はTDAG局の構成員である。

27 議長及び副議長を任命する際、専門的能力の要件及び指導者の地位及び公平な地理的分布における男女のバランスを促す必要性、及び発展途上国のより有効な参加を促す必要性に、特定の配慮が払われるものとする。

28 世界電気通信開発会議（WTDC）は、WTDCが定める事項に関して考慮し行動するために、一時的権限をTDAGへ譲渡することができる。TDAGは必要に応じて、これらの事項について局長と協議することができる。WTDCは、TDAGに委託される特別な機能は、ITU-Dの予算を超える財務費用を要しないことを自ら保証する必要がある。特別な機能の履行に関するTDAGの活動の報告書は次のWTDCに提出されるものとする。その権限は、次のWTDC会合時に終了するものとするが、WTDCは指定された期間、それを延長することを決議できる。

29 TDAGは、ITU-Dの会合の予定表に含まれている、定期的予定会合を開催する。会合は必要に応じて、しかし少なくとも年に一度、行われる必要がある。会合の時機は、TDAGがその採択と実施の前に、草案の運用計画を効果的に再検討できるようなものでなければならない。TDAGの会合は、

研究委員会の会合と連携して行われてはならない。連合の三つの部門の諮問委員会の会合は、いつでも可能な時に連続して開催されるのが好ましい。

30 会合の時間や費用を最小限に抑えるために、TDAGの議長は適切な事前準備を行う際に、例えば議論のための主要な問題を特定して、局長と協力しなければならない。

31 一般に、本決議における研究委員会の場合と同じ手続きの規則が、例えば分担金の提出に関して、TDAGとその会合にも適用されるべきである。しかし書面による提案は、会合中に行われる進行中議論に基づき、会合中に見出される対立見解の解決に役立たせることを意図していれば、議長の裁量でTDAGの会合中に提出することができる。

32 TDAG局は、実行可能な範囲で、電子的手段で内部とBDTとの間の連絡を維持し、時間管理計画の再検討と承認を含め、今後の会合を適切に組織するために、TDAGの会合に先立つ一回の会合を含めて年に一回以上、会合をもつ必要がある。

33 その課題を容易にするために、TDAGは追加手続きでこれらの作業手続きを補完することができる。それは適切な場合、WTDCの決議24（2014年ドバイ改訂）で規定するところに従い、既存の財源内で、特定のテーマを研究するために他のグループを設立することができる。

34 TDAGの各会合の後、結論の簡潔な概要を事務局が作成し、通常のITU-Dの手続きに従って配信するものとする。それは、上記の項目についてのTDAGの提案、勧告及び結論のみを含める必要がある。

35 条約No.215JAによれば、WTDCに先立つ最後の会合で、TDAGはWTDCのために報告書を作成するものとする。この報告書は、戦略及び業務計画への連携を含めて、WTDCがTDAGに割り当てる事項に関する活動を要約し、作業の配分に関する助言、ITU-Dの作業方法に関する提案、ITU内外の他の関係機関との戦略及び関係を、必要に応じて提供する必要がある。同様に、地域の取り組みの実施に関する助言を提供するものとする。この報告書は会議に提出するため、局長に送信されるものとする。

第10節 — 地域及び世界の部門会合

36 一般的に、本決議にある同じ作業方法、特に分担金の提出及び処理に関連する作業方法は、ITU憲章の第22条及びITU条約の第16条で言及されるものを除いて、他の地域及び部門の世界会合に、準用される。

5.3.3 研究課題一覧

S G 1 電気通信/ ICT 開発のための環境整備

研究課題	研究内容
Q1/1	開発途上国における、NGN、モバイルサービス、OTT サービス、IPv6 実現を含む、既存ネットワークからブロードバンドへの移行の政策、規制、技術的側面（新規研究課題）
Q2/1	IMT を含む開発途上国のためのブロードバンドアクセス技術（旧「研究課題 25/2」）（副ラポータ：梅澤氏（KDDI））
Q3/1	クラウドコンピューティングへのアクセス：開発途上国のための課題と機会（新規研究課題）
Q4/1	経済政策と、NGN を含む、国内電気通信／ICT ネットワークに関係するサービスの費用決定方法（旧「研究課題 12/1」）
Q5/1	ルーラル及び遠隔地のための電気通信／ICT（旧「研究課題 10/2」）（ラポータ：西本氏（KDDI））
Q6/1	消費者情報、保護及び権利：法律、規制、経済基盤、消費者ネットワーク（旧「研究課題 18/1」）
Q7/1	障がい者、特別なニーズのある人々の電気通信／ICT サービスへのアクセス（旧「研究課題 20/1」）（副ラポータ：松本氏（早稲田大学））
Q8/1	アナログからデジタル地上放送への移行戦略及び手法の検討、新サービスの実施（旧「研究課題 11/2」）
Res.9	特に開発途上国の周波数管理への参加（決議 9）

S G 2 ICT アプリケーション、サイバーセキュリティ、緊急通信、気候変動への適応

研究課題	研究内容
Q1/2	スマート社会の構築：ICT アプリケーションを通じた社会経済開発（旧「研究課題 17/2」）
Q2/2	e ヘルスのための情報及び電気通信／ICT（旧「研究課題 14/2」）（ラポータ：中島氏（東海大学））
Q3/2	情報通信ネットワークの安全確保：サイバーセキュリティ文化を発展させるためのベストプラクティス（旧「研究課題 22/1」）（副ラポータ：永沼氏（LAC））
Q4/2	適合性及び相互接続性プログラム実施のための開発途上国への支援（新規研究課題）
Q5/2	防災、減災、災害対応のための電気通信／ICT 利活用（旧「研究課題 22/2」）（副ラポータ：今中氏（NTT））
Q6/2	ICT と気候変動（旧「研究課題 24/2」）（副ラポータ：福家氏（KDDI））
Q7/2	電磁界の人体ばく露に関する戦略及び政策（旧「研究課題 23/1」）
Q8/2	電気通信／ICT 廃棄物の適切な処分と再利用のための戦略及び政策（旧「研究課題 24/1」）
Q9/2	開発途上国に特に関心の高い、ITU-T 及び ITU-R における研究委員会の研究テーマの特定（旧「研究課題 9/2」）

6 日本開催の会合

第16回APT政策規制フォーラム（PRF-16）の結果について

総務省 情報通信国際戦略局 国際協力課

1. はじめに

2016年7月12日から14日まで、新宿京王プラザホテルにおいて、日本（総務省）のホストにより、第16回APT（アジア・太平洋電気通信共同体）政策規制フォーラム（PRF-16）が開催された。PRFは、アジア・大洋州域内の主要な政策・規制等の課題をテーマとしたフォーラムであり、通信主管庁のハイレベルが参加するAPTの重要な会合の一つである。

今回のフォーラムにはAPT加盟国（シンガポール、中国、韓国、インド、タイ、インドネシア、マレーシア、ベトナム、日本等）、賛助加盟員（AT&T、インテル、ノキア等）、UN、OECD、グーグル、Grab、Netflix等、計114名が参加した。

2. 開会式等

- (1) 開会：興水政務官による開会の挨拶が行われ、当該フォーラムにおける参考として、5月に行われたG7サミット及び大臣会合の成果等が紹介された。
- (2) 会合1日目：レオン前回議長から引き継ぎ、ホスト国の谷脇新議長が選出された。同日のレセプションでは、鈴木総務審議官のほか、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）の細井常務取締役からも挨拶が行われ、その設立趣旨や活動状況の紹介が行われた。

3. PRFの各セッション

- (1) 会合1日目のラウンドテーブルでは、谷脇新議長の司会進行により、日本からは鈴木総務審議官、タイのパンサック副大臣、モルディブのイリアス長官、Grabtaxi及びNetflixの参加を得て、ICT政策と規制の動向・現状について、各パネリストのプレゼンテーション及び質疑応答が実施された。

全般的に、各パネリストが提示した諸課題や問題に対しては、自由と規制のバランスを持った対応が重要であることが認識された。

- (2) IMT-2020（5G）ビジネス対話が行われた。NTTドコモ

より、5Gは決してhot spot systemではないこと、これまでにない大規模な投資が必要であるとする考えが当たらないこと、3GPPスペックをベースに5Gを立ち上げるタイミングとして2020年は合理的であることなどが紹介された。

- (3) IoTとスマート・シティの課題と活用事例では、総務省からセキュリティ対策室がIoTセキュリティ・ガイドライン等についてプレゼンテーションが行われ、その取り組みについて紹介された。
- (4) OTTサービスに係る政策・規制については、グーグルやノキアの参加を得てパネルディスカッションが行われ、そのニューパラダイム、アプローチ方法やセキュリティ・プロテクション、ローカリゼーションなどについて、意見交換が行われた。

4. 企業視察

PRF-16参加者を対象として、NEC及び富士通のショールームの視察が行われた。参加者は日本の最先端のICT技術を間近に見ることができ大変好評であった。関係各位のご協力にあたたためて御礼申し上げる。

5. その他

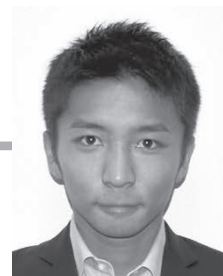
次回会合（PRF-17）の時期、開催場所は、2016年11月の管理委員会（MC）までに決定されることとなった。



G7香川・高松情報通信大臣会合結果報告

総務省 情報通信国際政策課 政策係長

やぶした ゆうすけ
數下 裕介



1. はじめに

2016年5月26日、27日、我が国が議長国を務める「G7伊勢志摩サミット」が開催された。また、サミットの関連会合の一つとして、「G7香川・高松情報通信大臣会合」が4月29日、30日の2日間香川県高松市で開催された。

日本からは高市総務大臣が議長を務めるとともに、林経済産業大臣、松下総務副大臣、輿水総務大臣政務官らが出席した。また、G7各国及びEU、国際機関（ITU及びOECD）の代表が参加した。

大臣会合では、IoT、AIなどの新たなICTの普及する社会における経済成長の推進やセキュリティの確保、ICTを利用した地球規模課題の解決等につき活発に議論が行われた。

また、あらゆる人やモノがグローバルかつシームレスにつながる「デジタル連結世界（Digitally Connected World）」の実現に向けた基本理念や行動指針をとりまとめた「憲章」及び「共同宣言」を採択するとともに「共同宣言」の附属書として「協調行動集」を策定した。

具体的には、

- ①2020年までに新たに15億人をインターネットに接続
- ②自由でオープンなインターネットを支える情報の自由な流通を確保
- ③安全・安心なサイバー空間の実現に向けて、国際連携によりサイバーセキュリティを確保しつつ、テロや犯罪への悪用に対抗
- ④高齢化、防災、教育、医療などの地球規模課題の解決に活用し、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の推進に貢献

など、ICT分野の基本的な方針について合意し、G7として一致したメッセージを発出した。また、会合期間中に、各国代表との二国間会談、産学リーダーによるG7 ICTマルチステークホルダー会議、ICT関連の展示、エクスカースションなどの各種イベントを実施した。

筆者は、情報通信大臣会合を開催することが決定した2015年の夏以降、主に成果文書のドラフティングに携わった。

以下では、昨今のICTをめぐる国際的な潮流や、G7各国の動向も踏まえつつ、G7香川・高松情報通信大臣会合、及び関連会合・イベントの結果について報告したい。



写真1. 栗林公園でのフォトセッション



写真2. 大臣会合の様子



写真3. 大臣会合で議長を務める高市総務大臣

2. G7香川・高松 情報通信大臣会合

G7の枠組みにより情報通信について深く議論されるのは、1995年にブリュッセルにおいて大臣会合が開催されて以来、実に21年ぶりであった。ブリュッセルでの会合名は、「G7 Ministerial Conference on the Global Information Society」と題され、今や広く普及している情報インフラは、当時は“新しい技術”であり、これから普及を進めようという時代背景のもと開催された。

その後、21年の間に、インターネット、モバイル通信等のICTの技術進歩と世界的な普及によって、経済や社会の在り方も大きな変化を遂げた。そして、近年、ICTはIoTやビッグデータ、AI、5Gといった新しいICTとそれを支えるICTインフラとサービスの世界的普及によって、地球上の全ての人とモノがいつでもどこでも、容易にグローバルかつシームレスに接続する世界を実現させつつある。

このような世界を「デジタル連結世界 (Digitally Connected World)」と呼び、この世界へと移行する歴史的機会を捉え、ICTを如何に経済成長やイノベーションに結び付けるか、そのためにセキュリティやプライバシーに配慮しつつどのように情報の自由な流通を確保すべきか、また、依然として存在するデジタルディバイドを解消し、ICTの利益を世界全体で包摂的に享受するためにはどうすべきかといった課題について、議論を行い、情報通信政策の今後の在り方を規定するG7としての一致した強いメッセージを世界に発出することが、今回のG7情報通信大臣会合の目標であった。

このような問題意識を背景に、以下の4つを大臣会合の議題とし議論を行った。

- ①新たなICTがもたらすイノベーションや経済成長
 - ②情報の自由な流通とサイバーセキュリティ
 - ③ICTによる地球規模課題の解決
 - ④国際連携と国際協力
- 各議論の概要を以下に述べる。

①新たなICTがもたらすイノベーションや経済成長

日本では2015年9月以降、総務省情報通信審議会IoT政策委員会等でIoTの議論が行われている。また、2015年10月にIoT推進コンソーシアムが設立され、産学官の連携により、IoT推進に関する技術開発や新規ビジネスモデルの検討が進められている。諸外国においても、米国においてIndustrial Internet Consortiumが設立され、ドイツがインダストリー 4.0を提唱するなど、IoTを推進する動きが国

際的に高まっている。

このような動きを背景に、イノベーションの推進や創出のため、IoT推進団体間の国際連携を推進することで一致した。

また、AIについては、ネットワーク化されることにより、膨大な情報・データの処理が可能となり、大きな経済効果がもたらされる一方、いずれAIの機能が人類の知能に匹敵するようになった際に、社会に大きな影響・リスクも与えるであろうことも踏まえ、我が国より、AIのネットワーク化が社会経済に与える影響の分析を国際機関と連携し実施するなど、AIの開発原則の議論に着手することを提案し、各国から賛同が得られた。

②情報の自由な流通とサイバーセキュリティ

インターネットは、情報の自由な流通を促し、民主主義の発展に貢献するだけでなく、経済成長に欠かすことのできない基盤となっており、その効果を最大化するためにも情報の自由な流通の確保が必須であることが確認された。そのためにG7として、サイバー空間の政策決定に政府、企業、学会、市民社会など全ての関係者の参画によるマルチステークホルダー・アプローチを支持することを確認した。また、データローカライゼーション（サーバー設備等の国内設置）要求のような情報の自由な流通を阻害する行為について、正当な公共政策目的がある場合を除き、G7として反対することで一致した。

また、オープンかつ安心・安全なインターネット環境を維持・実現するため、セキュリティの確保やプライバシーの保護が重要であることも確認された。一部の国において、セキュリティの確保のために、インターネットへの検閲やアクセス制限など、政府による規制が行われている状況も踏まえつつ、自由かつ安心・安全なインターネット環境の実現方策について議論し、サイバー攻撃傾向の分析技術に関する研究や、サイバーリスクを客観的に把握するための指標の活用などの取組みを推進することにつき一致した。

③ICTによる地球規模課題の解決

2015年9月に国連総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、貧困、女性の社会進出、教育、防災といった地球規模の開発課題に関する目標が世界的に合意されるとともに、これらの課題の解決のために、ICTが大きな役割を果たすことも確認された。これを背景にG7が先進的知見を有する、高齢化社会や防災などの分野におけるICTの活用を推進し、同アジェンダの実現に寄与す

ることが確認された。

また、ICTへのアクセスの重要性も改めて確認された。2015年9月の国連総会で米国が提唱した「グローバルコネクティニシアティブ」も踏まえ、2020年までに15億人を新たにインターネットに接続可能とすることを目指すことで一致した。また、我が国より、「質の高いインフラパートナーシップ」も踏まえ、質の高いICTインフラの構築の推進について、G7における連携の可能性を提案、各国から概ね賛意が示された。

④国際連携と国際協力

上記の①～③を実際に実現するための国際連携・国際協力の重要性について議論が行われた。

上記の議論を踏まえ、G7各国の連携・協力による取組みを強化するため、「デジタル連結世界」の実現までの、今後10年～15年先を見据えた中長期の目標や基本理念をまとめた「デジタル連結世界憲章 (Charter for the Digitally Connected World)」を採択するとともに、憲章を踏まえ、デジタル連結世界の実現に向けた行動計画を取りまとめた「G7情報通信大臣会合共同宣言 (Joint Declaration by G7 ICT Ministers)」を採択した。

また、G7各国の具体的な取組みを集め、国際機関も含めた相互の連携・協力を図るべく、共同宣言の別添として、「協調行動集 (G7 Opportunities for Collaboration)」を策定した。

2017年G7議長国であるイタリアが情報通信大臣会合を開催することが歓迎された。

なお、本会合に関する結果、概要等(表1～4)を本稿の最後に示す。

3. その他大臣会合関連会議・イベント

大臣会合への機運を高めるため、会合の準備期間中、及び、会合中、関連会合・イベントが開催された。

①G7 ICTマルチステークホルダー会議

29、30日の大臣会合と並行して4月29日に「G7 ICTマルチステークホルダー会議」が開催された。同会議では、松下総務副大臣が出席し、ICTによるイノベーションと経済成長等の諸課題について日米欧の産学官のリーダーが参加し、集中的に議論が行われ、その結果は大臣会合で発表・共有された。会議には約300人が参加するとともに、インターネットでライブ配信が行われた。



写真4. G7ICTマルチステークホルダー会議で挨拶する松下総務副大臣



写真5. G7ICTマルチステークホルダー会議の様子

②G7学生ICTサミットin 高松

情報通信大臣会合に先立ち、2015年12月にG7香川・高松情報通信大臣会合推進協議会、香川県、高松市の主催で「G7学生ICTサミット in 高松」を開催した。G7各国及びEU(スウェーデン)から学生計10名がパネルディスカッションを行い、次の世代を担う若い世代がICTの将来の課題について議論を行った。議論の結果、「The Future in Your Hands」と題された提言が策定され、同会合の代表者によってG7情報通信大臣会合に報告された。

③二国間会談

大臣会合の機会に、高市総務大臣は、欧州委員会、英国、米国と二国間会談を実施した。欧州委員会アンシップ副委員長、英国ベイジー文化・デジタル経済担当大臣とはIoT社会に向けた更なる連携の強化を図ることに合意した。また、米国ノベリ国務省次官とは、デジタルディバイド解消に向けて協力を進めることに合意した。並行して、松下総務

副大臣はイタリアと、興水総務大臣政務官はドイツと二国間会談を行った。

④ICT関連展示

「2020年に向けた社会全体のICT化」をテーマに、今回の大臣会合の開催に合わせて、関係企業・団体のご協力により、我が国の先端的なICTの展示会を開催した。高市総務大臣とG7各国等の代表が展示会を視察し、地元の方々を含め、延べ約3,500人が来場した。



■写真6. ICT関連展示の視察

⑤地元の主催行事

香川県・高松市は、「世界の宝石」とも称される瀬戸内海と緑豊かな自然に囲まれ、魅力ある文化、芸術や特色ある産業が育まれた。会合前日に、香川県・高松市主催の歓迎レセプションが開催され、浜田知事と大西市長からG7各国代表に歓迎の挨拶が述べられた。また、会合終了後、浜田知事の案内で直島へのエクスカージョンを行い、G7各国代表は「地中美術館」で芸術鑑賞のひと時を過ごした。

4. G7伊勢志摩サミット

ICT（サイバー）の重要性については、2016年5月26日、27日のG7伊勢志摩サミットでも議論が行われた。首脳宣言においてサイバーの重要性について言及されるとともに、同宣言の付属文書として「サイバーに関するG7の原則と行動」が採択された。

同付属文書は、関係閣僚会合で議論されたサイバーの議論の結果がまとめられたものである。具体的には、主にG7香川・高松情報通信大臣会合で議論されたサイバーの経済的側面と、主にG7広島外相会合で議論されたサイバーの安全保障の面に関する議論を踏まえ、サイバー分野に関するG7の合意事項として取りまとめられたものである。

同付属文書によって、自由な情報流通と開かれたサイバー空間の確保が経済・社会の発展に不可欠であるとともに、その維持・確保のためにG7が一致して行動を進めることが必要であるということが首脳レベルでも確認され、世界に示されたことは情報通信政策を進める上でも非常に意義があると考えられる。

5. おわりに

先に述べたが、筆者は2015年の夏以降、主に成果文書のドラフティングに携わった。成果文書の調整に当たって、G7各国担当とは、メールベースでのやり取りや累次にわたる事務レベルでの対面会合、直前期には連日のテレビ会議などを通じて事前準備を進めた。21年ぶりのG7での議論であり、調整は決して簡単ではなかったが、自由と民主主義という共通の価値観を有しているG7から一致したメッセージを発信しようという目標を共有し、G7各国からは常に積極的な貢献・サポートが得られた。結果、4月30日、成果文書が取りまとめられ、G7として世界に一致したメッセージを発信した。今後の情報通信の国際的な議論の中で1つのマイルストーンとなる瞬間に携わることができたことを非常に光榮に思う。

ICTの可能性・技術開発のスピードに鑑みると、今後もG7として継続的な議論は不可欠だと考える。来年のG7議長国はイタリアであり、イタリアからは来年、情報通信大臣会合を開催する旨が表明されている。本年の情報通信大臣会合の議論をイタリア会合につなげ、更に議論を深めてまいりたい。

最後になるが、情報通信大臣会合の開催に当たっては、香川県や高松市など多くの関係者の方々に多大なご貢献をいただいたものであり、この場を借りて改めてお礼申し上げたい。

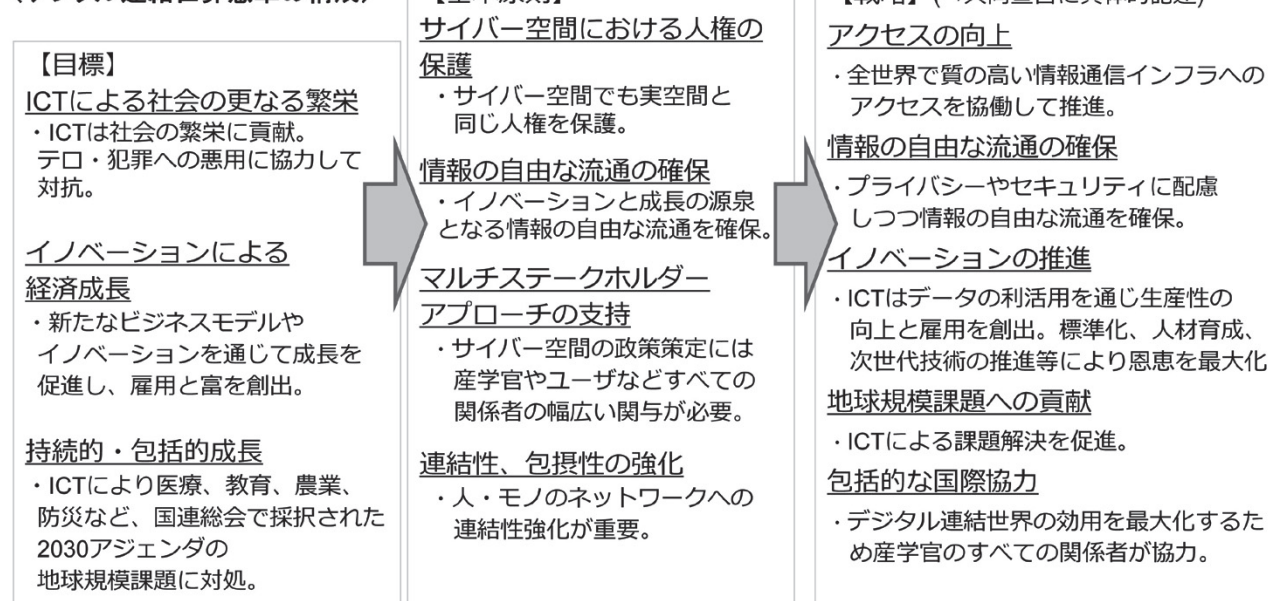
■表1. G7香川・高松情報通信大臣会合 開催結果

1. 日時・場所
○ 日時：2016年4月29日（金）15:00～17:30、4月30日（土）10:15～11:25 ○ 場所：香川県 高松市 かがわ国際会議場
2. 参加者
【日本側】高市総務大臣（議長）、林経済産業大臣、松下総務副大臣、 輿水総務大臣政務官 【G7,EU,OECD,ITU】G7各国、EU、国際機関代表（ITU、OECD）が参加
3. 主な開催結果
（1）会合における主な議論 ①新たなICTがもたらすイノベーションや経済成長 ・IoT、ビッグデータ、AIなどの次世代技術のイノベーションを促進することで一致した。 ・AIの社会経済へのインパクトの分析と開発原則の検討を提案し、高い評価と賛同を得た（参考）。 ②情報の自由な流通とサイバーセキュリティ ・情報の自由な流通とインターネット管理への産学の参画の原則を再確認するとともに、ICTのテロや犯罪への悪用に 対し、強く反対することで一致した。 ③ICTによる地球規模課題の解決 ・2020年までに世界中で新たに15億人をインターネットに接続可能とするなど、デジタルディバイドを解消すること で一致した。 ・高齢化社会や防災など、G7が先進的な知見を有する分野におけるICTの活用を推進し、「持続可能な開発のための 2030アジェンダ」の実現への寄与を確認した。 ④国際連携と国際協力 ・あらゆる人やモノがグローバルにつながる「デジタル連結世界」の実現に向けた基本理念や行動指針をとりまとめた 「憲章」及び「共同宣言」を採択するとともに「共同宣言」の附属書として「協調行動集」を策定した。
4. 今後の予定
2017年にG7情報通信大臣会合を開催（議長国：イタリア）し、実施状況をフォローアップする。

■表2. G7情報通信大臣会合 デジタル連結世界憲章の概要

ICTによるイノベーションを通じた経済成長の実現と地球規模課題の解決による持続的・包摂的成長を目指して、
 G7として中長期的に推進すべき戦略を共有。

（デジタル連結世界憲章の構成）



■表3. G7情報通信大臣会合 共同宣言の概要

憲章の戦略に基づき、短期的な観点から取り組むべき具体的な行動・措置に関する認識を共有。

(憲章の構成) (再掲)	(共同宣言の構成)
【戦略】 アクセスの向上 情報の自由な 流通の確保 イノベーションの 推進 地球規模課題への 貢献 包括的な国際協力	【アクション】 (抜粋) アクセスの向上 ・ 開発機関等あらゆる関係者の参画によるデジタルディバイドの解消推進 ・ 研究・教育ネットワークの発展と相互接続の拡大、及びその利用の促進 ・ 質の高いインフラ実現のための投資と競争促進的政策・制度 ・ 女性、高齢者、若者、障がい者や遠隔地のICTアクセスとリテラシーの向上 情報の自由な流通の確保 ・ オープンなインターネットの推進、データローカライゼーション要求等不当な制限への反対 ・ プライバシーバイデザインなど積極的なプライバシー保護の推進 ・ サイバーセキュリティの重要性の認識共有およびリスク分析に基づく取組の推進 ・ 人材育成の推進によるセキュリティの向上 イノベーションの推進 ・ IoT、ビッグデータ、AI、5Gなどの次世代技術の促進 ・ 相互接続性のための産業界主導による標準化の尊重 ・ 新たなニーズに対応する人材育成と中小企業支援 ・ 量販品のソースコード開示禁止を含む知的財産の保護 地球規模課題への貢献 ・ ICTによる健康、高齢化、教育、女性活躍等への貢献 包括的な国際協力 フォローアップ ・ 2017年にG7情報通信大臣会合を開催してフォローアップ (議長国：イタリア)

■表4. G7情報通信大臣会合 協調行動集の概要

憲章および共同宣言の理念を実現するために、各国の具体的取組事例を共有した上で、メンバー国が協力して行動しうる取組とその方向性を明確にし、相互の参画や連携の強化を図る。
また、これらの分野の重要性についてOECD等の国際機関とも共有し、連携の推進に取り組む。

協調行動集のポイント

- | | |
|--|---|
| <p>●ICTアクセスの向上</p> <p>ブロードバンドへのアクセスの向上を図り、世界のデジタルディバイドの解消を推進するため、質の高いインフラ整備を促進。</p> <p>(関連する事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質の高いインフラ構築パートナーシップ (日本) ・ Global Connect Initiative (米国) (注1) など <p>(注1) 米商務省が2015年9月に立ち上げたイニシアティブ。2020年までに世界の15億人を新たにインターネットに接続しようとするもの。</p> <p>●サイバーセキュリティの向上</p> <p>サイバーセキュリティの向上に資するために、セキュリティに関する指標開発や情報共有を推進</p> <p>(関連する事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクベースの共通指標の検討 (日本) ・ NICTERへの参加 (日本) ・ ISACの連携 (日本) ・ Core Infrastructure Initiative (米国) (注2) <p>(注2) オープンソースソフトのセキュリティ監査、脆弱性補正</p> | <p>●イノベーションの推進</p> <p>新たなICTの構築するデジタル連結世界の進展を促進するため、IoT社会に関する社会経済分析やIoT推進に関する民間団体の連携支援を推進</p> <p>(関連する事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ AIネットワーク化の社会経済へのインパクト分析および開発原則に関する議論と情報共有 (日独伊) ・ IoT推進の官民イニシアティブの国際連携推進 (日独仏) ・ Human Brain Project (EU) (注3) など <p>(注3) EUが主導するオープンな研究データ共有の枠組み。人間の脳を研究し人工知能技術の開発に利用するもの。</p> <p>●地球規模課題への貢献</p> <p>地球規模課題に貢献する情報共有や協力を推進。</p> <p>(関連する事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化に対応するコミュニケーションロボットの研究開発結果に関する情報共有 (日EU) |
|--|---|

基調講演「質の高いICTインフラ投資を通じたデジタル連結世界の実現」



総務省 情報通信国際戦略局 国際政策課長

やまざき りょうじ
山崎 良志

1. 「質の高いICTインフラ整備に関する国際シンポジウム」の目的・概要

本シンポジウムは、2016年に開催されたG7香川・高松情報通信大臣会合の共同宣言で示された「ICTへのアクセスの向上」の実現に向けた取組みを実施するため、総務省がG7メンバー国・国際機関及びICTインフラ需要の見込まれる新興国・開発途上国と協力し「質の高いICTインフラ整備」によるデジタルディバイド解消を推進する政策や取組みについて意見交換を行い、国際的な議論の進展を牽引することを目的として2017年3月15日に東京で開催した。

基調講演「質の高いICTインフラ投資を通じたデジタル連結世界の実現」では、続くセッション1「途上国におけるICTインフラニーズ」、セッション2「質の高いインフラ整備のための政策、投資環境整備」、セッション3「IoT時代に必要な質の高いICTインフラ」の導入部として、シンポジウムのテーマである「質の高いICTインフラ」の理念・要素・意義について説明し、総務省で進めている「質の高いICTインフラ」投資の取組みなどについて紹介を行った。

2. 「質の高いICTインフラ投資を通じたデジタル連結世界の実現」

2.1 世界におけるデジタルディバイドの状況とG7香川・高松情報通信大臣会合

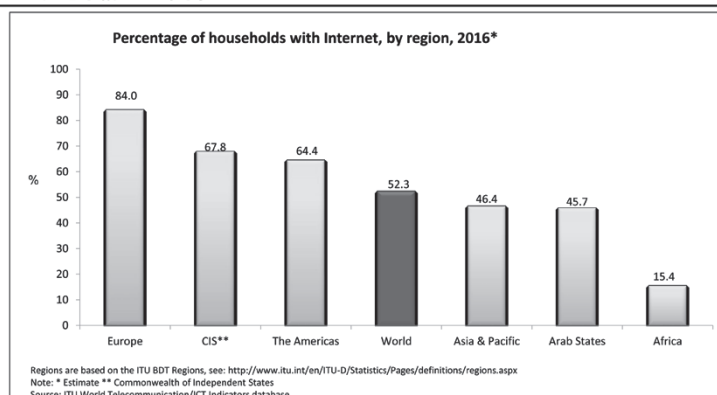
社会経済活動のあらゆる場面で不可欠なツールとなり、

経済成長を促すインフラとなったICTであるが、世界におけるデジタルディバイドの現状をみると、世界の52.3%の世帯しかインターネットにアクセスできておらず、また、地域によって大きな格差がある。

こうした現状も踏まえ、総務省は2016年4月にG7香川・高松情報通信大臣会合を開催し、「デジタル連結世界」の実現に向けた指針と課題について議論を行った。「デジタル連結世界」とは、全ての人とモノが地球規模で切れ目無くネットワークに接続され、経済成長と社会変革を生む世界を指す。共同宣言では「ICTへのアクセスの向上」、「情報の自由な流通の促進と保護」、「イノベーションの促進」及び「ICTの活用による地球規模課題及び機会への取組み」の4つの柱が掲げられた。この中で、「ICTへのアクセスの向上」に関し、今後5年間に世界で新たに15億人のインターネット利用者を生み出すためのマルチステークホルダーによる取組みの誘発を目指す」とこととされ、この目標は2016年9月に開催されたG20杭州サミットにおいても合意されている。

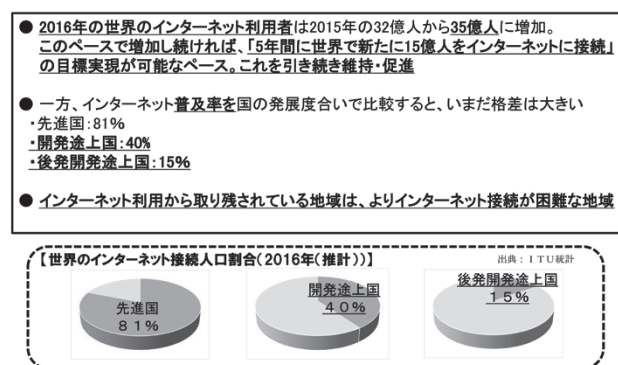
G7情報通信大臣会合以降の世界のICTアクセス進捗状況を見ると、2015年から3億人増加して2016年には35億人となっており、このペースで利用者が増加し続ければ、前述の「5年で15億人」の目標の実現が可能である。我が国としては引き続きこの流れを維持・促進していくべきと考える。一方、インターネット普及率を国の発展度合いで比

● いまだに、世界の半分の世帯しかインターネットにアクセスできず、また、地域によって大きな格差がある。



■ 図1. 世界におけるデジタルディバイドの現状

較すると、先進国は81%、開発途上国は40%、後発開発途上国は15%にとどまっており、現在インターネット利用から取り残されている地域は、将来のインターネット接続がより困難な地域であると見込まれる。「5年で15億人」の目標が達成されたとしても、引き続きデジタルディバイド解消に向けた様々な方策が講じられるべきであろう。



■図2. 2016年G7情報通信大臣会合以降の世界のICTアクセス進捗

2.2 各国・機関によるデジタルディバイド解消を推進する政策や取組み

各国・機関において進められているデジタルディバイド解消を推進する政策や取組みの一部をご紹介します。例えば、アメリカでは、2015年にGlobal Connect Initiative (GCI) が掲げられ、マルチステークホルダーアプローチによって、2020年までに現在インターネットに接続されていない15億人に対して、その環境を提供することを目指している。イタリアではNational Ultra broadband Planが策定され、国内のウルトラブロードバンドネットワークに対する企業投資を促進し、その上で構築されるスマートシティのバックボーン整備を目指している。

また、世界経済フォーラム (WEF) では米国のGCIと連携して取り組んでいるInternet for All、世界銀行ではマルチステークホルダーの様々な活動を支援するDigital Development Partnership (DDP) といった取組みを進めている。

一方、我が国では、後述の「質の高いICTインフラ」の考え方を世界に対して発信することにより、「質の高いICTインフラ投資」を推進し、世界のICTアクセス向上に貢献していくことを目指している。

ICTアクセス向上に向けた取組みは発展が著しい新興国・開発途上国においても積極的に行われている。例えば、インドネシアでは「バラバリング計画」が策定され、都市

部と他地域の格差是正のため、インドネシア全土に大容量の基幹ネットワークを整備することが推進されている。また、コロンビアでは“Vive Digital”の発展系として、“Vive Digital2”が策定され、ICT利活用を重視した取組みが行われている。

アフリカ連合は、「Agenda2063」において、ブロードバンド普及率を2018年までに10%増やし、2063年までに必要なインフラ整備等を実現することを掲げている。

このように新興国・開発途上国において様々な計画が立てられる中、アジアの開発途上国が経済成長を維持するためには2016年～2030年の15年間で2.3兆ドルの通信分野におけるインフラ投資が必要であるとの報告もあり、ICTインフラ整備は引き続き地球的規模の課題と言える。

2.3 「質の高いICTインフラ」とは

しかしながら、ICTインフラの整備はそれ自体が目的ではない。重要なことは、ICTインフラの整備を通じて経済成長を促すとともに、それが現地の環境や文化、社会的弱者を含めた人々の生活と調和する形で推進されることである。このようなICTインフラの整備が世界中で行われていくよう、我が国として世界と共有を目指しているのが「質の高いICTインフラ」の考え方である。

「質の高いICTインフラ」とは、取り残される人がいない、すなわち包摂的で、持続可能、かつ強靱な、「質の高い成長」の達成に貢献するICTインフラである。「質の高いICTインフラ」であるためには、まず、「ICTインフラそのものの質の高さ」が必要である。

「ICTインフラそのものの質の高さ」としては、「ライフサイクルコストの低減等の経済性」、「社会的包摂性」、「安全性・強靱性」、「持続可能性」、「利便性・快適性」といった要素が考えられる。

また、ただ単にインフラそのものの質が高いだけでは、社会経済の成長、生活する人々のためになるとは限らない。「経済社会開発戦略等やニーズとの対応」、「現地の社会・経済への貢献」、「官民パートナーシップ等を通じた効果的な資金供給」、「環境・社会への影響を低減するために策定された高い水準の国際的標準等への適合」といった要素も考慮する必要がある。

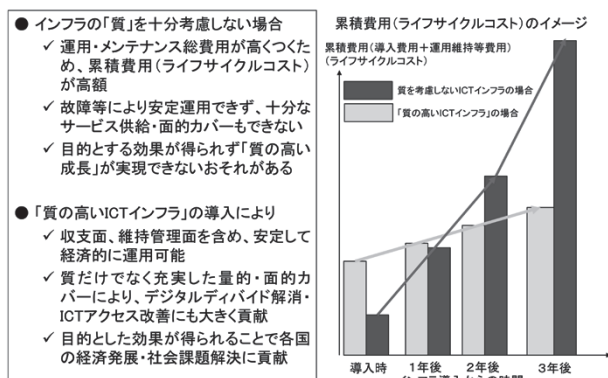
2.4 「質の高いインフラ投資」に関する我が国の取組み

次にICTインフラを包摂する「質の高いインフラ投資」に関する我が国の取組みをご紹介します。まず、2015年5月

に安倍総理大臣は「質の高いインフラパートナーシップ」を発表し、インフラの「質」を確保するとともに「量的な拡大」も目指し、様々な国や国際機関と協働したアジアの「質の高いインフラ投資」推進を提唱した。1年後の2016年5月には、G7伊勢志摩サミットを前に、我が国政府は「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表し、対象地域をアジアから全世界に拡大した。G7伊勢志摩サミットにおいてもこのイニシアティブを盛り込んだ「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」を各国と合意・共有している。

上述の「質の高いICTインフラ」と質を考慮しないICTインフラを、導入費用と運用維持等費用を加えた累積費用、いわゆるライフサイクルコストで比較すると、インフラの「質」を十分に考慮しない場合、「質の高いICTインフラ」に比べて運用・メンテナンス総費用が高くつくため、ライフサイクルコストが高額になるという問題が生じる。また、故障等が発生することにより安定的な運用もできず、十分なサービス供給や面的カバーもできなくなる。その結果、目的とする効果が得られず「質の高い成長」が実現できないおそれがある。

一方、「質の高いICTインフラ」を導入すると、収入面・維持管理面を含めて、安定的・経済的な運用が可能となる。また、質だけではなく、充実した量的・面的カバーが可能となり、デジタルディバイド解消やICTアクセス改善に大きく資することとなり、目的とした効果が得られ、ひいては各国の経済発展・社会課題解決にも貢献することができる。



■図3. 「質の高いICTインフラ」導入の意義

「質の高いICTインフラ」の事例として「通信基盤構築プロジェクト」を紹介する。デジタルディバイド解消や投資環境改善のため、新興国においては通信基盤の構築が喫緊の課題となっているのは上述のとおりだが、通信基盤の充実インターネットや携帯通信を通じた国民のアクセス向上をもたらし、社会的包摂性や利便性の向上に資するものと言える。

例えば、ASEANのある国では、通信自由化による外国企業参入のタイミングに合わせて、日本のODAを活用して基幹通信網を整備した。その後、当該国通信企業は通信基盤のノウハウを持つ日本企業と共同事業を開始し、信頼性の高い通信基盤をスピーディかつ国土の広範囲に整備し、その結果、同国の携帯電話契約者数は約3年間で7倍超に伸長した。また、同国企業による雇用確保や、回線速度向上等快適な通信環境も実現している。

通信基盤構築プロジェクト

- デジタルディバイド解決・投資環境改善のため、新興国において通信基盤構築は喫緊の課題
- 通信基盤の充実インターネットや携帯通信を通じた国民の情報へのアクセス向上をもたらし、社会的包摂性・利便性向上に資する

(例) B国(ASEAN): 国内通信基盤整備プロジェクト

- ・通信自由化による外国企業参入に併せ、日本のODAを活用して基幹通信網を整備
- ・B国通信企業は通信基盤整備のノウハウを持つ日本企業と共同事業開始。信頼性の高い通信基盤をスピーディかつ国土の広範囲に整備
- ・結果、同国の携帯電話契約者数は約3年間で7倍超に伸長。自国企業による雇用確保や、回線速度向上等快適な通信環境も実現

■図4. 質の高いICTインフラの例

3. おわりに

以上のような「質の高いICTインフラ」投資の考え方や事例を先進国や今後ICTインフラ整備の需要が増大していく新興国・開発途上国等と共有していくために、現在、我が国では、「質の高いICTインフラ」投資に関する指針を策定中*である。

この指針が世界のICTインフラ整備に携わる関係者に参照されることで「質の高いICTインフラ」理解の一助となり、世界の「質の高いICTインフラ」投資の拡大、質の高い成長の実現に貢献していくことを期待している。

* 「質の高いICTインフラ」投資に関する指針については、2017年7月に英語版及び日本語版を公表済み。

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ict_kokusai/index.html#infrastructure

7 アジア・太平洋電気通信共同体 (A P T)

7.1 アジア・太平洋電気通信共同体（APT）の概要

7.1.1 APTとは

(APT: Asia-Pacific Telecommunity)

大部分の ITU 加盟国は 6 つの地域グループ (Regional group) のいずれかに属しており、近年は ITU の全体会合 (WRC, WTSA 等) への提案をグループ内での事前調整を経て「地域グループ提案」として提出する場合も多い。

表 Regional groups

対象地域	Regional group
欧州	CEPT: European Conference of Postal and Telecommunications Administrations
ロシア系諸国	RCC: Regional Commonwealth in the Field of Communications
アラブ	ASMG: Arab Spectrum Management Group (注 1)
アフリカ	ATU: African Telecommunications Union
南北アメリカ	CITEL: Inter-American Telecommunication Commission
アジア・オセアニア (注 2)	APT: Asia-Pacific Telecommunity

(注 1) ITU-R (無線通信) 対応組織

(注 2) イラク以西のアジアはアラブグループに属する

APTの概要

APT: Asia-Pacific Telecommunity=アジア・太平洋電気通信共同体

① 設立

国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)が、アジア電気通信網計画の完成の促進とその後の有効な運営を図るための地域的機関として1976年にAPT憲章を採択。1979年に同憲章が発効し、APT設立。

APTは、APT憲章第1条においてITU憲章に合致する地域的電気通信機関として位置付けられており、ITUと連携して活動を行うことが期待されている。

② 目的

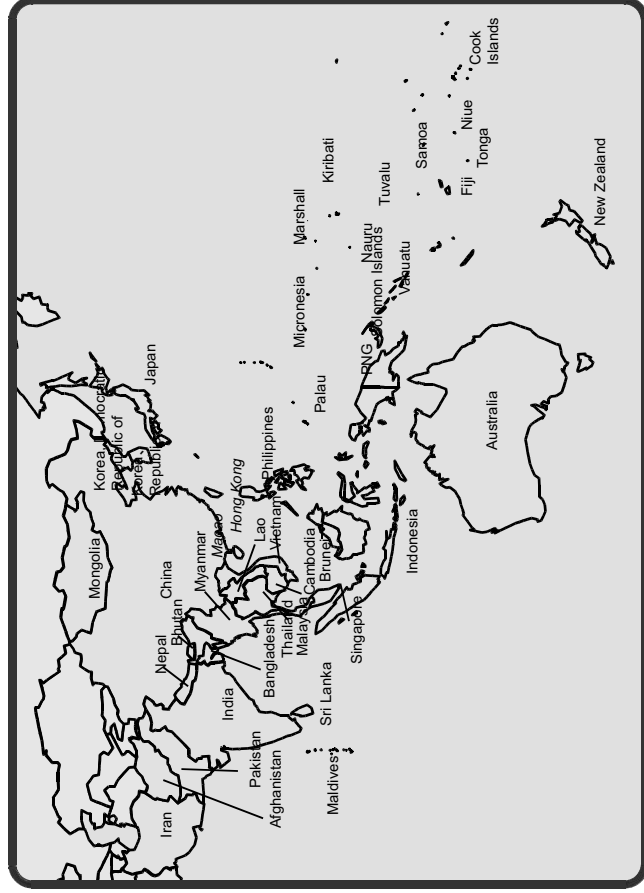
アジア太平洋地域における電気通信及び情報基盤の均衡した発展を目的として、研修やセミナーを通じて人材育成、標準化や無線通信などの地域的政策調整を行う。

③ メンバー

加盟国 38カ国
準加盟 4カ国・地域
賛助加盟員 131社(電気通信事業者及びメーカー、団体)

④ 事務局(タイ・バンコク)

・事務局長:アリーワン・ハオランシー(タイ)
・事務局次長:近藤 勝則(日本)
以下、職員21名。(2017年1月現在)



加盟国(38カ国)

- ・アフガニスタン
- ・オーストラリア
- ・バンラディシユ
- ・ブータン
- ・ブルネイ
- ・カンボジア
- ・中国
- ・フィジー
- ・インド
- ・インドネシア
- ・イラン
- ・日本
- ・韓国
- ・北朝鮮
- ・キリバス
- ・ラオス
- ・マレーシア
- ・モルディブ
- ・マーシャル諸島
- ・ミクロネシア
- ・モンゴル
- ・ミャンマー
- ・ナウル
- ・ネパール
- ・ニューージーランド
- ・パキスタン
- ・パラオ
- ・パプアニューギニア
- ・フィリピン
- ・サモア
- ・シンガポール
- ・ソロモン諸島
- ・スリランカ
- ・タイ
- ・トンガ
- ・ツバル
- ・バヌアツ
- ・ベトナム

準加盟(4カ国・地域:投票権なし)

- ・クック諸島
- ・マカオ
- ・香港
- ・ニウエ

APTの組織及び主な定期会合の概要

総会

3年に1度開催され、APTの政策方針、分担金額、予算シリーシング等を決定。

管理委員会

毎年開催され、次年度の活動計画及び予算を決定。

総

管理委員会

事務局

(主な定期会合)



主な定期会合の概要

APG
WRC準備会合

世界無線通信会議(WRC)にAPT加盟国の意見を反映させるため、域内で共同提案を作成することを目的とした会合。

ASTAP
アジア・太平洋電気通信標準化機関

域内における電気通信分野の標準化活動を強化し、国際標準策定に貢献することを目的とする地域標準化機関。

PRF
政策規制フォーラム

電気通信分野の政策及び規制に関する課題について、意見・情報交換するフォーラム。

AWG
APT無線グループ
(IBAWF (APT無線フォーラム))

域内における新しい無線アプリケーションの普及促進、周波数や無線システムの調和の検討等を目的とした会合。

ADF
APT開発フォーラム

域内における電気通信及びICTインフラの開発を促進することを目的としたフォーラム。

APG: APT Conference Preparatory Group for WRC

ASTAP: APT Standardization Program

PRF: Policy and Regulatory Forum

AWG: APT Wireless Group

ADF: Asia-Pacific Telecommunication and ICT Development Forum

日本のAPT賛助加盟員 (Affiliate Member)

(2017年5月現在、加盟年順)

- | | | | |
|-----|------------------|-----|-------------------------------|
| 1. | 日本電信電話株式会社(NTT) | 18. | インテル・コーポレーション |
| 2. | KDDI株式会社 | 19. | 一般社団法人電波産業会(ARIB) |
| 3. | 日本電気株式会社 | 20. | 京セラ株式会社 |
| 4. | 沖電気工業株式会社 | 21. | 一般社団法人情報通信技術委員会(TTC) |
| 5. | シャープ株式会社 | 22. | スカパーJSAT株式会社 |
| 6. | 住友電気工業株式会社 | 23. | 特定非営利活動法人BHNテレコム支援協議会 |
| 7. | ソニー株式会社 | 24. | 一般財団法人海外通信・放送コンサルティング協力(JTEC) |
| 8. | 株式会社東芝 | 25. | 公益財団法人KDDI財団 |
| 9. | 株式会社日立製作所 | 26. | 一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター(TELEC) |
| 10. | 三菱電機株式会社 | 27. | 株式会社日立国際電気 |
| 11. | パナソニック株式会社 | 28. | クアルコム・インコーポレーテッド |
| 12. | 富士通株式会社 | 29. | 株式会社国際電気通信基礎技術研究所 |
| 13. | 株式会社NTTドコモ | 30. | Wireless City Planning株式会社 |
| 14. | YRP研究開発推進協会 | 31. | 株式会社三菱総合研究所 |
| 15. | 一般財団法人日本ITU協会 | 32. | 日本無線株式会社 |
| 16. | 国立研究開発法人情報通信研究機構 | 33. | 古河電気工業株式会社 |
| 17. | ソフトバンク株式会社 | | |

(全賛助加盟員数(2017年5月現在): 135社・団体)

7.1.4 APTへの参加と脱退、義務と権利

1.APT への参加について

団体・研究機関等は、APT 憲章第 3 条 5 項の規定に基づき、「賛助加盟員(Affiliate member)」という資格で APT に参加することができます。

◇参加のための手続

「賛助加盟員」として APT に参加する際には、主管庁の推薦が必要となりますので、参加を希望される方は、総務省まで御相談ください。

2.APT からの脱退について

「賛助加盟員」が APT から脱退する際には、APT 憲章第 14 条第 1 項から同条第 4 項までの規定が適用されます。

◇脱退手続

「賛助加盟員」は、APT からの脱退の意思を APT 事務局長あて通知する必要があります(第 14 条第 1 項)。脱退を希望される場合は、総務省まで御相談ください。

◇脱退が成立する日

脱退が成立する日は、APT 事務局長が脱退の通知を受け取った日に応じて異なります。すなわち、脱退の通知が APT の会計年度(1 月 1 日~12 月 31 日)の最初の 6 か月以内に受け取られた場合には、脱退は同年度の最終日に成立します。それ以降に受け取られた場合には、脱退は脱退通知が受け取られた日の一年後に成立します(第 14 条第 3 項)。

◇その他

脱退が成立するまでの間、当該「賛助加盟員」は、引き続き APT への参加主体としてその義務を履行しなければなりません(同第 14 条第 4 項)。具体的には、APT に対して年間参加費を納める義務を負うことになります。年間参加費の支払いは、翌 APT 年度開始前に前払いすることとされています(同第 11 条第 5 項)。

3.「賛助加盟員」の義務及び権利

「賛助加盟員」の権利としては、各種活動(APG(注 1)、ASTAP(注 2)、セミナー、ワークショップ等の会合)に参加すること及び、それらに関する資料を入手できること等があります。また、総会及び管理委員会については、オブザーバーとして参加できます(第 8 条第 4 項及び第 9 条第 4 項)。一方、義務としては、年間参加費として分担金を支払うことになります。分担金は、0.5 単位から 60 単位(注 3)までの任意の額とされています(第 11 条第 4 項)。

※ 分担金は、年に一度(おおよそ 12 月頃)、翌年度分をお支払いいただくことになります。なお、APT の会計年度は 1 月~12 月となります。

(例:2017 年度分の分担金は 2016 年 12 月頃にお支払いいただくことになります)

※ 加入初年度の分担金につきましては、賛助加盟員資格が発生した時点でお支払いいただくことになります。

(例:2016 年 7 月に賛助加盟員となった場合は、2016 年度分の分担金(満額)を速やかにお支払いいただくことになります。)

(注 1)APG:APT WRC(世界無線通信会議)準備会合(APT WRC Preparatory Group)

(注 2)ASTAP:APT 標準化機関(APT Standardization Program)

(注 3)2016 年の 1 単位額は、10,280 米ドル。

7.2 APTの主な会合
7.2.1 議長・副議長

主なAPT会合における議長・副議長

平成29年9月現在

会合名	テーマ	議長	副議長
総会		Mr. Khin Maung Thet (ミャンマー)	Mr. Paula Ma'u (トンガ) Dr. Syed Ismail Shah (パキスタン)
管理委員会		Mr. Ilyas Ahmed (モルディブ)	Mr. Charles Chew (シンガポール) Mr. Sang-hun Lee (韓国)
ASTAP (APT Standardization Program)	アジア・太平洋電気通信標準化フォーラム	前田 洋一 (日本・TTC)	Ms. Li Haihua (中国) Dr. Hyoung Jun Kim (韓国)
PRF (Policy and Regulatory Forum)	APT政策規制フォーラム	Mr. Kingsly Fernandes (スリランカ)	Ms. Seonmin Mina Jun (韓国) Mr. Charles Chew (シンガポール) Mrs. Tharaliska Livera (スリランカ) Mr. Kila Kulo-Vui (パプアニューギニア)
AWG (APT Wireless Group)	APT無線グループ	佐藤 孝平 (日本・ARIB)	Ms. Zhu Keer (中国) Mr. Le Van Tuan (ベトナム)
ADF (Asia-Pacific Telecommunication and ICT Development Forum)	APT開発フォーラム	Mr. RAJNISH KUMAR MISRA (インド)	水谷 準 (日本・総務省) MS. PUA HUNTER (クック諸島)
以下、ITUの世界会議に向けた準備会議(通常、ITUの世界会議の2～3年前に設置される。)			
APG (APT Conference Preparatory Group for WRC)	WRC準備会合	Dr. Kyu-Jin Wee (韓国)	Mr. Neil Meaney (豪州) Mr. Xiaoyang Gao (中国)
WTSA (APT Preparatory Group for WTSA)	WTDC準備会合	Mr. Charles Punaha (パプアニューギニア)	Kishore Babu GSC Yerraballa (インド) 中島睦晴 (日本・総務省)

7.2.2 総会および管理委員会

7.2.2.1 管理委員会（2016年）

APT第40回管理委員会の開催結果について

総務省 情報通信国際戦略局 国際協力課

み や け ゆういちろう
三宅 雄一郎



1. はじめに

アジア・太平洋電気通信共同体（Asia Pacific Telecommunity：APT）は、アジア・太平洋地域における電気通信及び情報基盤の均衡した発展を目的として1979年に発足した国際機関（本部：バンコク）であり、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信等の地域的政策調整等を行っている。現在、加盟国は38、準加盟国・地域は4であり、賛助加盟員（民間企業等）は2017年1月時点で131となっている。

事務局は、局長のアリーワン・ハオランシー氏（タイ）、次長の近藤勝則氏（日本）、その他職員21名で構成されている。

APTは、3年に1回、次期3年間の活動の重要な指針となる戦略計画、財政計画（分担金額及び各年の支出限度額）等を決定する総会を開催するとともに、年に1回、次年度業務計画案や予算案等について審議するための管理委員会を開催している。

このたび、APT第40回管理委員会が、開催されたので、その結果概要について報告する。

2. APT第40回管理委員会

2.1 開催期日及び場所

2016年11月29日（火）から12月2日（金）、フィジー（ナンディ）

2.2 出席者

APT加盟国38か国のうち、各国代表団、賛助加盟員及び国際機関等から、オブザーバーを含め、約80名が出席した。参加国数は21か国となり定足数を満たした。（日本からは総務省木村情報通信国際戦略局国際協力課長及び三原国際展開支援室長他3名が出席。）

2.3 主な審議概要・結果

会合初日にアリーワンAPT事務局長及びシャルマ・フィジー国通信省事務次官代理が挨拶を行った。その後、各国ハイレベルによるステートメントが続き、我が国から、三原国際展開支援室長が、2016年5月の伊勢志摩サミットに先だって開催した、G7香川・高松情報通信大臣会合の成



写真1. APT第40回管理委員会の模様①

果を紹介するとともに、最大分担金拠出国として研修コースやパイロットプロジェクト等の分野で引き続きAPTに貢献していく旨を表明した。また、2016年7月に我が国で開催したPRF-16において、規制の透明性を促進するための国際協力の強化が必要であるとの認識で一致したことを紹介し、各国からの協力に対し御礼を述べた。

会合では、4日間にわたり2016年に実施されたAPT域内の無線通信、標準化及びICT開発に係る活動及び会計報告並びに2017年次の業務計画及び予算案等の審議・承認が行われた。

(1) 2017年業務計画（案）

2017年中に開催を予定している会議、研修及びプロジェクト等を盛り込んだ2017年業務計画について、審議・承認

することが求められていた。

審議の結果、我が国からの拠出金を活用した施策（研修、人材交流プログラム等）に係る提案も含め、2017年業務計画は承認された。なお、事務局からはEBC-J（日本からの特別拠出金）の取組みであるルーラルエリアのパイロットプロジェクトについて紹介され、2017年度提案が現在選定プロセス下にあることも言及された。

（2）2017年予算（案）

管理委員会は、事務局が準備した2017年APT予算案（総額：約270万米ドル）について承認することが求められ、特段の問題なく承認された。

（3）特別拠出金の報告

事務局から、2016年の特別拠出金に関する報告がなされた。また、日本、オーストラリア、韓国の2015年特別拠出金の監査レポートについても情報提供が行われた。日本、オーストラリア、中国、韓国から、2017年度も2016年度と同水準の特別拠出金の協力を続けていきたい旨の発言がなされた。

（4）APTの法的文書に関する作業部会（WGMC）報告

管理委員会の前日（11月28日）に第3回WGMCが開催され、管理委員会への報告内容を検討した。会合では、主に憲章の財政に関する規定に関して議論され、その結果は管理委員会で報告された。

管理委員会では、WGMC議長よりこれまで計3回開催されたWGMCの結果について報告された後、①APTの財政規則の一部変更、②固定資産に関するガイドラインの制定、③2017年に第4回WGMCの開催、④WGMCがその結果を2017年に開催されるAPT総会（GA-14）へ報告することの許可について提案された。

管理委員会において、すべての提案が承認されたことをうけ、今後は2017年2月にタイ（バンコク）において第4回WGMCを開催し、その結果を直接GA-14に報告することになった。

（5）各種会合報告

（ア）AWG報告書

2016年のAWG会合の報告、作業方法の改正案、AFISの実行及び2017年にAWG会合を2回開催することについて承認が求められていた。

審議の結果、AWG会合の報告、作業方法の改正案、AFISの実行及び2017年に2回会合を開催することに関して特段の意見なく承認された。

（イ）ASTAP報告書

2016年のASTAP-27会合の報告、作業方法の改正案及び2017年にASTAP-28、ASTAP-29会合を開催することについて承認が求められていた。

審議の結果、ASTAP-27会合の報告、作業方法の改正案及び2017年に2回会合を開催することに関しては特段の意見なく承認された。

（ウ）APG報告書

2016年のAPG19-1会合の報告、作業方法の改正案及び2017年にAPG19-2会合を開催することについて承認が求められていた。

審議の結果、APG19-1会合の報告、作業方法の改正案及び2017年に開催する会合に関しては特段の意見なく承認された。

審議においては、日本から2019年7月あるいは8月に開催が予定されているAPG19-5を日本に招致するべく提案し、議長はテーク・ノートした。

また、APG議長から、来年インドネシアで開催されるAPG19-2について、議論する内容が多岐に渡ることから、開催期間を4日から5日に延長してほしい旨の要望が出された。これに対して事務局が難色を示したところ、韓国から、追加的な予算はEBC-K（韓国からの特別拠出金）でまかなう旨の発言があり、5日間の開催が了承された。

（エ）APT-WTSA報告書

2016年のAPT-WTSA-16会合の報告、作業方法の改正案について承認が求められていた。審議の結果、APT-WTSA-16会合の報告、作業方法の改正案に関して特段の意見なく承認された。

（オ）APT-WTDC報告書

2016年のAPT-WTDC準備会合の報告、作業方法の改正案及び2017年にAPT-WTDC17-2～17-4を開催することについて承認が求められていた。

審議の結果、APT-WTDC会合の報告、作業方法の改正案及び2017年に3回開催することに関しては特段の意見なく承認された。

(6) その他

管理委員会の副議長の1名が交代し（オーストラリアからシンガポール）、議長（モルジブ）、副議長（韓国、シンガポール）の新体制が承認された。また、次期（2018年～2020年）の戦略計画の検討グループの設置が承認され、2017年2月から検討を行うこととなった。また、タイが2017年の総会及び管理委員会を招致することを表明し、承認された。

3. おわりに

今回の管理委員会は2016年7月に私が着任して以来、初めてのAPT会合の海外出張であった。フィジーは香港での乗り換えも含めて日本から片道15時間ほどの距離にある。フィジーという太平洋地域の文化や食事は大変新鮮な発見を私にもたらした。フィジーの人々は大変親しみやすい人

柄で、フィジー語で気軽にBula!（こんにちは）Vinaka!（ありがとう）と話しかけてくれた。

管理委員会の最終日のプレナリーにおいて、木村国際協力課長から、今期を持って退任するオーストラリアの副議長に対し、長年のAPTへの貢献を称賛する旨の発言があった。私も、フィジー政府主催のウェルカムディナーについて御礼を申し上げるとともに今後もAPTに貢献していきたい、と発言する機会を与えられた。国際会議で初めての発言となり大変よい経験となった。

総務省は、引き続き、域内のICT分野の持続的な発展のために加盟国やAPTが取り組む各種活動を支援するとともに、当該取組みが我が国企業等の海外展開支援につながるような取組みも併せて行っていくので、関係各位の積極的なご参加及びご協力を引き続きよろしくお願いしたい。



■写真2. APT第40回管理委員会の模様②

■表1. APG19会合の検討体制

全体議長：Dr.Kyu-Jin Wee（韓国）		
副議長：Mr. Xiaoyang Gao（中国）、Mr. Neil Meaney（豪州）		
	所掌	議長
WP1	地上（移動及び固定）業務	Ms. Zhu Keer（中国）
WP2	移動業務のブロードバンド・アプリケーション	Dr. Kyung-mee Kim（韓国）
WP3	衛星業務	阿部 宗男氏（日本）
WP4	科学業務	Dr. Atmadji Wiseso Soewito（インドネシア）
WP5	海上・航空・アマチュア業務	Mr. Bui Ha Long（ベトナム）
WP6	全般的議題	Mr. Taghi Shafiee（イラン）

※特別顧問（Special Senior Advisor）：Mr.Kavouss Arasteh（イラン）

編集委員長：Dr. Tommy Chee（ニュージーランド）

■表2. 各WPのDG議長一覧

WP	DG	WRC-19議題*	DG議長（次回会合で確定予定のDGは「-」）
WP1	DG 1-1	AI 1.11（鉄道）	—
	DG 1-2	AI 1.12（ITS）	—
	DG 1-3	AI 1.14（HAPS）	—
	DG 1-4	AI 1.15（275—450GHz）	—
WP2	DG 2-1	AI 1.13（IMT-2020）	新 博行氏（日本）
	DG 2-2	AI 1.16 & 9.1（Issue 9.1.5）（RLAN）	—
	DG 2-3	AI 9.1（Issue 9.1.8）（M2M）	—
	DG 2-4	AI 9.1（Issue 9.1.1）（IMT/MSS in 2GHz）	—
WP3	DG3-1	AI 1.4（AP30 Annex7）	Mr. Meiditomo Sutyarjoko（インドネシア）
	DG3-2	AI 1.5（ESIM in 17.7—19.7/27.5—29.5GHz）	河合 宣行氏（日本）
	DG3-3	AI 1.6（V帯NGSO）	Mr. Dave Kershaw（ニュージーランド）
	DG3-4	AI 7（衛星調整手続）	Mr. Phung Nyugen Phuong（ベトナム） Ms. Geetha Remy Vincent（マレーシア） Mr. Iraj Mokarrami（イラン）
	DG3-5	AI 9.1（Issue 9.1.2）（1452—1492MHz帯におけるIMTとBSSの共存）	Dr. Dae-Sub Oh（韓国）
	DG3-6	AI 9.1（Issue 9.1.3）（C帯NGSO）	Mrs. Cheng Fenhong（中国）
WP4	DG 4-1	AI 1.2（MSS, MetSat間）	Mr. Liu Zhuoran（中国）
	DG 4-2	AI 1.3（MetSat格上、EESS分配）	Mr. Miftadi Sudjai（インドネシア）
	DG 4-3	AI 1.7（SOS周波数要求）	Mr. Nguyen Huy Cuong（ベトナム）
WP5	DG 5-1	AI 1.1（アマチュア）	—
	DG 5-2	AI 1.8（GMDSS）	—
	DG 5-3	AI 1.9.1（自立型海上無線機器装置）	—
	DG 5-4	AI 1.9.2（衛星VDES）	—
	DG 5-5	AI 1.10（GADSS）	—
	DG 5-6	AI 9.1（issue 9.1.4）（宇宙船上の局）	—
WP6	DG 6-1	AI 2（参照による引用）	橋本 明氏（日本）
		AI 4（決議・勧告の見直し）	
	DG 6-2	AI 8（脚注からの国名削除）	Dr. Arifin Nugroho（インドネシア）
	DG 6-3	AI 9.1（Issue 9.1.6）（WPT）	小林 哲氏（日本）
	DG 6-4	AI 9.1（Issue 9.1.7）（無法地球局）	Ms. Li Yujiao（中国）
	DG 6-5	AI 10（将来のWRC議題）	—

※WRC-19議題については、表3参照。

■表3. WRC-19議題一覧

議題1.1	50－54MHz帯におけるアマチュア業務への周波数分配（第一地域）
議題1.2	401－403MHz帯及び399.9－400.05MHz帯におけるMSS/METSS/EESS用地球局の電力制限の検討
議題1.3	460－470MHz帯における気象衛星業務への一次分配への格上げ及び地球探査衛星業務への一次分配の検討
議題1.4	Appendix30 Annex7の見直し
議題1.5	固定衛星業務における静止軌道上宇宙局と通信を行う移動中の地球局による17.7－19.7GHz帯及び27.5－29.5GHz帯の使用
議題1.6	37.5－39.5GHz帯、39.5－42.5GHz帯、47.2－50.2GHz帯及び50.4－51.4GHz帯における非静止軌道上の固定衛星業務の衛星システムのための技術、運用、規制の枠組みの検討
議題1.7	短期ミッションの非静止軌道衛星のための宇宙運用業務の適応要件の検討
議題1.8	GMDSSの近代化および新たな衛星導入支援のための規制措置の検討
議題1.9	①全世界的な海上遭難・安全システム（GMDSS）及び船舶自動識別装置（AIS）の保護のための156－162.05MHz帯における海上無線装置の規制措置の検討 ②海上移動衛星業務への156.0125－157.4375MHz帯及び160.6125－162.0375MHz帯における新規周波数分配の検討
議題1.10	GADSSの導入及び利用のための周波数要件及び規制措置の検討
議題1.11	移動業務へ分配済の周波数帯域における列車・線路間の鉄道無線通信システムを支援するための周波数調和の促進
議題1.12	移動業務へ分配済の周波数帯域におけるITSの推進のための世界的あるいは地域的な周波数利用の調和に向けた検討
議題1.13	将来のIMTの開発のためのIMT用周波数特定の検討
議題1.14	固定業務へ分配済みの周波数帯域における高高度プラットフォームステーション（HAPS）への規制措置の検討
議題1.15	275－450GHzの能動業務への特定に関する検討
議題1.16	5150－5925MHz帯における無線LANを含む無線アクセスシステムに関する規制措置の検討
議題2	無線通信規則の参照で引用されたITU-R勧告の参照の現行化
議題4	決議・勧告の見直し
議題7	衛星ネットワークに係る周波数割当のための事前公表手続、調整手続、通告手続及び登録手続の見直し
議題8	脚注からの自国の国名削除
議題9	無線通信局長の報告
議題9.1	①1885－2025MHz帯及び2110－2200MHz帯におけるIMTの導入 ②1452－1492MHz帯におけるIMTと放送衛星業務との共存性（第一地域及び第三地域） ③固定衛星業務に分配済の3700－4200MHz帯、4500－4800MHz帯、5925－6425MHz帯及び6725－7025MHz帯における、非静止軌道衛星システムの技術的及び運用的事項並びに規制措置の検討 ④サブオービタル宇宙船上の局 ⑤RR Nos. 5.447F及び5.450AにおいてITU-R勧告M.1638-1及びM.1849-1を参照することの技術的及び規制的影響についての考察 ⑥電気自動車（EV）用ワイヤレス電力伝送（WPT）の研究 ⑦アップリンク送信の実施を認可済端末に制限するための追加手法の必要性及び領土内の無認可地球局端末の管理のための手法の研究 ⑧マシントイプコミュニケーションの導入のための周波数協調を含む、無線ネットワーク及びシステムの技術的・運用的側面及び周波数要件の研究 ⑨固定衛星業務への51.4－52.4GHz帯の分配及びスペクトル要件の検討
議題9.2	RR 適用上の矛盾及び困難に応じた措置に関する検討
議題9.3	決議80（WRC-07改定）の規定に応じた措置に関する検討
議題10	将来の世界無線通信会議の議題

3. APGワークプラン

APT事務局、タイ、韓国からの入力文書を基にAPGワークプランが議論され、2019年のWRC-19に向けて、APG内での今後のワークプランが暫定合意された。本件に関連して、APG19-2会合は2017年夏頃インドネシアで、APG19-4は2018年12月～2019年1月頃韓国で、APG19-5は2019年7月～8月に開催されることが承認された。

4. 暫定見解の文書テンプレート

韓国、ニュージーランドからの入力文書を基に、今後のAPGにおける審議を経て作成される暫定見解の文書テンプレートの構成案が審議された。構成案については、これまでのテンプレートと同様に、背景、審議の要旨、暫定見

解、その他の見解とすることで概ね合意されたが、それぞれの項目に含めるべき内容について合意に至ることができないまま時間切れとなったことから、結論は次回会合に持ち越されることとなった。

5. おわりに

本稿では、APGにおける検討体制について概略を説明した。今後、本会合で構築された体制の下で、WRC-19に向けたAPGの見解や共同提案を作成していくこととなるが、我が国にとって、重要な議題が数多く含まれていることから、今後我が国が積極的に寄与文書を入力し、議論を主導していく必要がある。

第28回ASTAP総会の結果報告

総務省 情報通信国際戦略局 通信規格課 国際情報分析官

なる せ ゆ き
成瀬 由紀

アジア・太平洋地域における標準化活動の活性化、情報通信サービスの普及促進、同地域としての国際標準策定への貢献等を目的とするASTAP (Asia-Pacific Telecommunity Standardization Program) の第28回総会が2017年3月6日から10日にかけて、APT (Asia-Pacific Telecommunity) 本部のあるタイ（バンコク）で開催された。

今回のASTAP総会には、APT加盟国38か国の内、16か国の主管庁代表と23の企業・団体を含め、計142名が参加した。我が国からは総務省をはじめ、関係企業・団体から計28名が参加した。

1. インダストリー・ワークショップ

総会初日（6日）に「IoTとスマートシティ」のテーマで第8回インダストリー・ワークショップが開催された。

オープニングセッションでは、APT事務局長Areewan Haorangsri氏の挨拶の後、ITU-T TSB局長Chaesub Lee氏、トヨタIT開発センター会長 井上友二氏、中国MIIT Ce Zhao氏による基調講演が行われた。その後、産業への応用例、防災・都市への応用例、標準化動向についてセッションが設けられ、各国・企業・組織の取り組みや経験について講演があった。プログラムを表に示す。

ワークショップの総括として、ASTAPにおいて「IoTとスマートシティ」に関する地域メンバの情報共有を継続し、関連の活動を促進・拡大するとされた。また、ワークショップを受けて、ASTAP IoT専門家グループ（EG IoT）においてもASTAPで取り組むべき課題について議論された。

ワークショップ後に実施されたアンケートでは、評価は高く、今後も開催を望む声が多かった。次回のワークショップは2018年3月のASTAP-30で開催する予定であり、ASTAP副議長のH. J. Kim氏（韓国）をリーダーとするアドホックグループで企画・検討することとなった。



写真1. オープニングプレナリ

表. インダストリー・ワークショップ「IoTとスマートシティ」プログラム

セッション1： オープニングと基調講演（モデレータ：Dr. Hyoungh Jun Kim）
1-1 "Being Smart : ABC", Dr. Chaesub Lee (TSB Director), ITU 1-2 "More flexible strategy needed for agile IoT based society evolution", Mr. Yuji Inoue (Toyota IT Centre), Japan 1-3 "China IoT Development and Planning", Mr. Ce ZHAO (MIIT), China
セッション2： Innovation and Transformation（モデレータ：Ms. Michiko Fukahori）
2-1 "Standardization of an information model on acceleration sensor for bridge infrastructure health monitoring", Mr. Hideki Yamamoto (OKI), Japan 2-2 "IoT-Tools for Success in IoT", Mr. Andrew Tan (Telit), Singapore 2-3 "FIWARE : The Future Internet PPP", Mr. Kaoru Kenyoshi (NEC), Japan
セッション3： Consideration for deployment of IoT and Smart Cities（モデレータ：Dr. Seungyun Lee）
3-1 "Building smart cities in Viet Nam", Mr. Tien Le Duy (MIC), Viet Nam 3-2 "Multi-platform (UAV, UGV and Mobile User) Information and Communication System for Disaster Risk Reduction", Prof. Gregory Tangonan (Ateneo de Manila University), Philippine 3-3 "Field trials and deployment of regional resilient IoT platform", Dr. Masugi Inoue (NICT), Japan 3-4 "Development trends of IoT", Ms. Haihua Li (CAICT), China
セッション4： 標準化（モデレータ：Ms. Haihua Li）
4-1 "oneM2M Standards Activities-IoT/M2M Service Layer", Mr. Norikazu Yamasaki (KDDI), Japan 4-2 "Introduction to the oneM2M Certification", Mr. Kanghae Lee (TTA), Korea 4-3 "OCF standards activities", Seungyun Lee (ETRI), Korea 4-4 "Web of Things : W3C Vision & Roadmap on IoT Standardizations", Mr. Chunming Hu (W3C), China

2. 議長・副議長の選出

任期満了に伴うASTAP議長・副議長の選挙が行われた。議長に我が国の前田氏（TTC）が、副議長にL. Haifua氏（中国）とH. J. Kim氏（韓国）が再選し、2期目となった。任期は、関連規則の改定が検討され理事会に提案されることとなっており、承認されれば2019年まで（3年間）となる見込み。

3. ASTAPの体制

ASTAPの体制とそれぞれの役職者を図に示す。

4. 主要な審議結果

4.1 IT機器及びサービスの安全な利用に関するセキュリティガイドライン

セキュリティ専門家グループ（EG IS、議長：永沼氏（NEC））がまとめたガイドライン「IT機器及びサービスの安全な利用（副題：Protect your data）」を承認した。これは、スマートフォンやタブレットPCなど身近な機器を利用する際に留意すべきソフトウェアインストールやパスワード管理などにおけるセキュリティ確保のための基本的ガイドラインを示したものであり、特に途上国のエンドユーザをターゲットとし

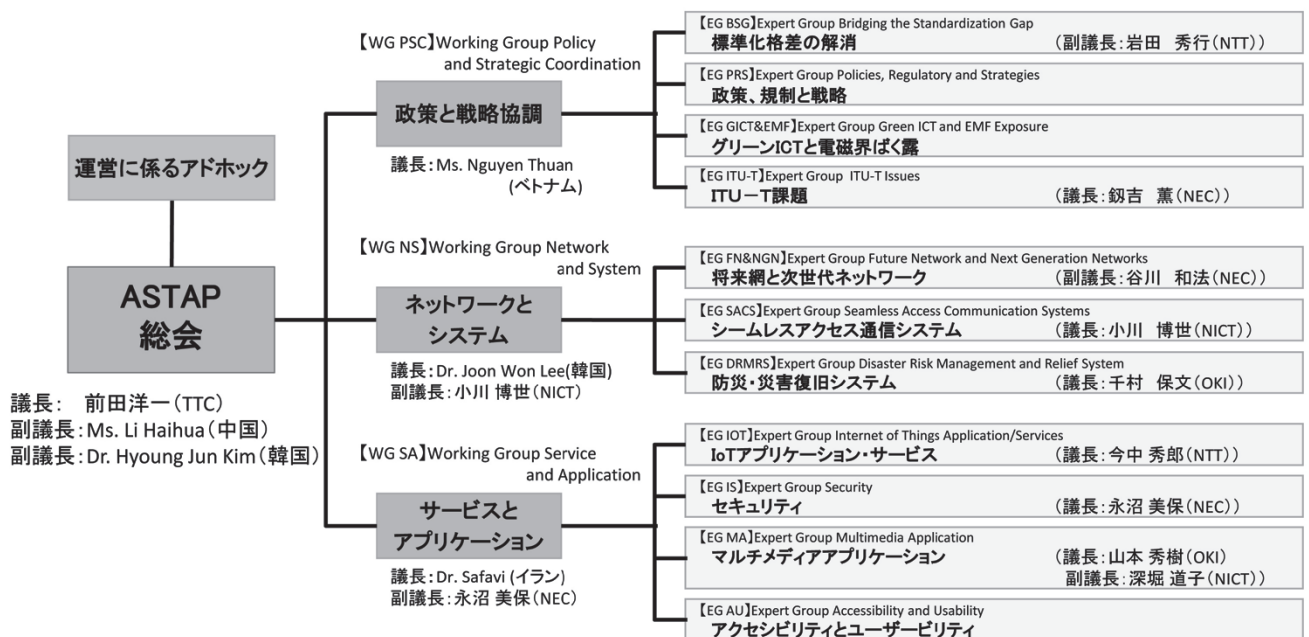
ている。本件は、2014年9月のAPT大臣級会合において採択された、アジア・太平洋地域におけるICTによるスマート・デジタルエコノミーの創造に向けた加盟国の協力を促進する「ブルネイ・ダルサラーム共同声明」による作業スケジュールに従ったものである。

4.2 ICTリソース導入のためのガイドライン

標準化格差是正専門家グループ（EG BSG、副議長：岩田氏（NTT））がまとめたガイドライン「ICTリソース導入のためのガイドライン」（KDDI提案）を承認した。特にルール地域において、ICTリソースをトップダウンで導入するための体系的手順、ICTによるビジネスソリューションの複雑な構造をシンプルにカテゴライズする方法を示している。

4.3 e-ヘルスレポート

IoT専門家グループ（EG IoT、議長：今中氏（NTT-AT））がまとめたAPTレポート「APT地域におけるe-ヘルス」を承認した。e-ヘルスの概念とエコシステム、APTメンバー国のケーススタディ（日本、中国、マレーシアのユースケース）、関連する国際標準について報告している。



注：所属はASTAP-28時点のもの

■ 【WG】作業グループ ■ 【EG】専門家グループ
■ 図. ASTAPの体制（敬称略）

4.4 APTプロジェクト報告

TTCは、2007年よりアジア地域の5か国と連携してAPTプロジェクトに参画し、ルーラル地域における医療、教育、農水産業、環境などの社会的課題をICTにより解決するICTソリューションへのニーズや有用性をASTAPの場に展開する活動を進めてきた。この成果は、APTの「ICT政策と開発のための出版プログラム」において、“Handbook for ICT Projects for Rural Areas”としてまとめられたことが報告され、会合中にハンドブックが各国代表に配布された。

4.5 C&I (適合性・相互運用性) イベント

ICT分野の適合性及び相互運用性に関する理解の向上や関連活動の促進を目的に、C&Iイベント(相互接続試験、展示及びワークショップ)がAPTとITUの共催により開催されている。第5回C&Iイベント開催へ向け、調整委員会の設置が承認され、釧路氏(NEC)がコーディネータに就任した。2017年のITUテレコムワールド(9月25～28日@韓国)に併催する方向で検討を進める。

5. ASTAPの今後の課題

2016年秋にはITU-Tの総会である世界電気通信標準化総会(WTSA)が開催されたが、日本提案をアジア・太平洋地域共同提案としてまとめたことで、提案のWTSAでの影響力を高めることができた。大規模な国際会議の場では各国単独ではなく地域としての意見が問われることも多く、日頃からAPT地域での交流を図り連携を深めておくことが

重要となる。ITU-Tに対しては、ASTAPがそのための貴重な場となる。我が国は、ASTAP議長を輩出するとともに多くの専門家グループにも役職者を出し、審議においても主導的な役割を果たして貢献しており、APT諸国における我が国関係者への信頼が高くなっている。引き続き、関係者と協力してASTAPで我が国のプレゼンスを高めていきたい。

また、我が国のAffiliate Memberにとっては、その信頼をビジネスにつなげることが重要であり、そのための方策を更に探る必要がある。ASTAPは、特に途上国は政府関係者の出席が中心であり、我が国企業が政府とのコネクションを得る場、途上国のニーズを知る場にもなる。ワークショップやレポート・ガイドラインの作成を通じて、APT地域にアピールすることも可能であり、我が国関係者にASTAPの場を更に活用していただきたい。

さらに、ASTAP事務局からも活動の更なる活性化が必要と認識していると聞いており、事務局と連携してASTAPの活動の改善に貢献していく必要がある。

6. おわりに

次回ASTAP-29は2017年8月22日～25日、タイ王国で開催予定。22日には「標準化ワークショップ」を開催し、各国のSDOを招待しそれぞれの国が関心を持つ活動を共有するとともに、APTにおける標準化連携の在り方を議論する予定である。

本会合出席者の皆様、対処検討等でご協力いただいた関係者の皆様に、御礼申し上げます。



■写真2. 会合出席者

第3回APT WTDC-17準備会合及び 第1回APT PP-18準備会合報告



総務省 国際政策課

なが や
長屋 よしあき
嘉明



総務省 参与

かわすみ
川角 やすひこ
靖彦

1. はじめに

2017年6月5日～7日、第3回APT WTDC-17準備会合 (APT WTDC-17-3) が、同8日に第1回APT PP-18準備会合 (APT PP-18-1) が、タイ・デジタル経済社会省のホストにより、タイ (バンコク) のCentara Grand at Centralworldで開催された。本項では両会合について報告する。

2. APT WTDC-17-3

APT WTDC-17-3は、2017年10月9日～20日にアルゼンチン (ブエノスアイレス) で開催されるWTDC-17に向けて、アジア太平洋地域の共同提案の策定を目的として開催される地域準備会合の第3回である (第2回会合模様は、ITUジャーナル2017年6月号を参照)。準備会合は全4回の開催であり、第3回の今回は共通提案を大枠で合意することが期待された。

初日から3つのWGが並行開催され、また朝8時からのドラフティング会合が、WG2 (地域イニシアチブ) で1回、WG3 (宣言、戦略計画、行動計画) で2回行われるなど、密度の濃い会合であった。

中国から、複数の国を通過する地上光ケーブルに関する課題解決及びICT開発指標 (IDI) の透明化の提案が、宣言、戦略計画、行動計画、研究課題の全ての文書に対して提案され、それぞれのWGで議論することになり、多くの時間を費やした。結果として、中国の提案は、後述する理由により受け入れられることなく、次回会合に再提出することになった。

2.1 WG1: 研究課題

2.1.1 暫定共同提案 (Preliminary APT Common Proposal: PACP) 作成が合意されたもの

- パプアニューギニア: Q6/1「消費者保護」への電話番号の誤利用の追加。
- インド: 4年間のSGの作業期間の短縮及び年次報告書の作成。
- イラン: Q9/2「ITU-R、TのうちDが関心あるもの」への

Digital Fiat Currencyの追加。

- ベトナム: 決議47「C&Iを含むITU勧告の知識拡大」の修正。
- 日本: Q5/1「ルーラル通信」、Q1/2「スマート社会」、Q2/2「eHealth」、Q3/2「サイバーセキュリティ」、Q4/2「C&I」、Q5/2「防災の継続」各課題の継続及びスコープの追加。

2.1.2 引き続き議論とされたもの

- ベトナム: 決議9「周波数管理」に関する修正提案。ITU-Rとの関係を精査し、再提出。
- 日本: SGの作業方法の提案: SG会合の並行開催については、参加者の費用の問題から消極的な反応。SG構成については、WG1議長、インド、日本で非公式に会合を持ち、次回会合に提出。
- 日本: eHealthに関する新決議の作成。決議整理に関する専門会合の議長も担当するWG1議長から、決議を減らしている最中であり、現状問題がないのであれば、新決議提案は慎重になって欲しいと要請。
- 中国: IDIの改善に関する研究提案。日本、韓国、マレーシアが、既に専門会合及びWTISの場がある、TDAGでも議論し、賛同が得られなかったなどと指摘し、中国が指摘を踏まえ、次回会合に修正提案を再提出。
- 中国: 複数国を通過する地上ケーブル網 (Trans-Multi-Country Terrestrial Cable Networks)。日本等複数の国から、ITU-T SG3「料金」で既にカバーされているとの指摘があり、中国が指摘を踏まえて再検討。
- 中国: ビデオサービスのQ8/1「地デジへの移行」への追加。Q8/1は放送に関する課題であり、ビデオサービスはスコープが異なる。中国が次回会合に修正提案を再提出。

2.2 WG2: 地域イニシアチブ

APT WTDC-17-2において、大枠は合意されており、ITU RPM-ASPで追加されたExpected Outputの重複を排除する作業を行った。WG2議長は現在それぞれのイニシアチブに

10以上あるExpected Outputを5程度まで減らしたい意向。引き続き検討する。

マレーシア提案のDigital Economyに関する新決議及びシンガポール提案のIoTに関する新決議は、議長から両国に対し、統合を検討することを要請。

2.3 WG3: WTDC-17 宣言、戦略計画、行動計画

2.3.1 PACP作成が合意されたもの

- 宣言への日本提案：特別なニーズを必要とする人の事例として、高齢者を追加。
- 宣言への日本提案：新技術の例として、IoT、ビッグデータと並んでAIを追加。

2.3.2 引き続き議論とされたもの

- 宣言への日本提案：防災に関して追記。韓国から記載はシンプルにすべきという意見が出て、引き続き検討。韓国、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイと文書を作成し直し、提案。
- 宣言、戦略計画、行動計画への中国提案：国際地上ケーブルに関する国際メカニズムの追記。日本を含む多くの国から、文書のレベルに整合しない（詳細すぎる、技術中立でない）として反対。中国が次回会合に修正したものを提案。

3. APT PP-18-1

APT PP-18-1は2018年10月29日～11月16日にUAE・ドバイで開催される2018年ITU全権委員会議（PP-18）に向けて、アジア太平洋地域の共同提案の策定を目的として開催される準備会合の初回である。

3.1 合意された準備会合の構成

- 全体会合

議長：Ms. N. Abdullah（マレーシア）、副議長：Mr. G. Cai（中国）、Mr. A. Darvishi（イラン）、白江 技術協力専門官（日本）

- WG1 Policy and Legal

議長：Mr. K. Babu（インド）、副議長：中島 情報通信国際戦略交渉官（日本）、Ms. N. Thuan（ベトナム）

- WG2 Administration and Management

議長：Ms. M. Park（韓国）、副議長：Mr. P. Shukla（インド）

- WG3 Issues related Public Policy and other general matters

議長：Mr. J. McCarroll（オーストラリア）、副議長：Mr. L. Edwin（シンガポール）

WG3の表題は事務局より“International Internet Issues related Public Policy and other general matters”が提案されていたものの、各国の暗黙の協調により、Internetの単

語は削除された。一方でWG1とWG3の違いが分かりにくくなっており、ITR及びWSIS関連課題をWG1又はWG3のどちらで扱うかについて、各国の主張が分かれ、議長裁定により、今後の入力文書に基づいて、決定することとされた。

3.2 ITU憲章・条約の安定化

ITUの上位文書である憲章・条約は、1992年の追加全権委員会以降、2010年まで4年に1度の全権委員会において、毎回改正が行われている一方、その批准国は毎回減少しており、最新の2010年改正条約は32か国しか批准していない。その理由の一つとして、日本では国会承認が必要であるように、国内承認手続きの煩雑さが挙げられている。加盟国ごとの批准憲章・条約の分裂を防ぐため、2014年全権委員会では憲章の改正を行わないことが合意され、改正は行われなかった。

日本からこの問題について提起し、変更をより下位の文書で行えるよう憲章及び条約を改正するよう提案を行った。会場からは重大な問題であり、更なる議論が必要であるという共通認識を得た。一方で、PP-18における憲章に対する提案の締切りは2018年2月末であり、APT PP-18-2の開催が同月上旬であるから、憲章修正のアジア太平洋共通提案を作成することは時間的に難しいとの説明が事務局よりあった。

3.3 今後の日程

APT PP-18-2及びITU主催PP地域準備会合は、2018年2月頃ベトナムで開催予定。

APT PP-18-3は、2018年6月頃オーストラリアで開催予定。

APT PP-18-4は、2018年8月頃マレーシアで開催予定。

4. おわりに

APT WTDC-17準備会合は第3回を迎え大枠が合意されたが、新技術（IoT、ビッグデータ、AI等）をITU-Dの次期研究期で取り上げるべき、中国の一带一路政策を受けた国際地上ケーブル網を推進するための国際メカニズムをITUで構築すべきという新しい主張があった。またインド、マレーシア、タイなどが活発に審議に参加していたのが印象に残った。全体会合議長を務めたC. Punaha氏（パプアニューギニア）には3回の会合を通じて名議長振りに賛辞と称賛が送られた。



写真. APT WTDC-17-3出席者集合写真

第16回APT政策規制フォーラム（PRF-16）の結果について

総務省 情報通信国際戦略局 国際協力課

1. はじめに

2016年7月12日から14日まで、新宿京王プラザホテルにおいて、日本（総務省）のホストにより、第16回APT（アジア・太平洋電気通信共同体）政策規制フォーラム（PRF-16）が開催された。PRFは、アジア・大洋州域内の主要な政策・規制等の課題をテーマとしたフォーラムであり、通信主管庁のハイレベルが参加するAPTの重要な会合の一つである。

今回のフォーラムにはAPT加盟国（シンガポール、中国、韓国、インド、タイ、インドネシア、マレーシア、ベトナム、日本等）、賛助加盟員（AT&T、インテル、ノキア等）、UN、OECD、グーグル、Grab、Netflix等、計114名が参加した。

2. 開会式等

- (1) 開会：興水政務官による開会の挨拶が行われ、当該フォーラムにおける参考として、5月に行われたG7サミット及び大臣会合の成果等が紹介された。
- (2) 会合1日目：レオン前回議長から引き継ぎ、ホスト国の谷脇新議長が選出された。同日のレセプションでは、鈴木総務審議官のほか、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）の細井常務取締役からも挨拶が行われ、その設立趣旨や活動状況の紹介が行われた。

3. PRFの各セッション

- (1) 会合1日目のラウンドテーブルでは、谷脇新議長の司会進行により、日本からは鈴木総務審議官、タイのパンサック副大臣、モルディブのイリアス長官、Grabtaxi及びNetflixの参加を得て、ICT政策と規制の動向・現状について、各パネリストのプレゼンテーション及び質疑応答が実施された。

全般的に、各パネリストが提示した諸課題や問題に対しては、自由と規制のバランスを持った対応が重要であることが認識された。

- (2) IMT-2020（5G）ビジネス対話が行われた。NTTドコモ

より、5Gは決してhot spot systemではないこと、これまでにない大規模な投資が必要であるとする考えが当たらないこと、3GPPスペックをベースに5Gを立ち上げるタイミングとして2020年は合理的であることなどが紹介された。

- (3) IoTとスマート・シティの課題と活用事例では、総務省からセキュリティ対策室がIoTセキュリティ・ガイドライン等についてプレゼンテーションが行われ、その取り組みについて紹介された。
- (4) OTTサービスに係る政策・規制については、グーグルやノキアの参加を得てパネルディスカッションが行われ、そのニューパラダイム、アプローチ方法やセキュリティ・プロテクション、ローカリゼーションなどについて、意見交換が行われた。

4. 企業視察

PRF-16参加者を対象として、NEC及び富士通のショールームの視察が行われた。参加者は日本の最先端のICT技術を間近に見ることができ大変好評であった。関係各位のご協力にあらためて御礼申し上げる。

5. その他

次回会合（PRF-17）の時期、開催場所は、2016年11月の管理委員会（MC）までに決定されることとなった。



APT無線通信グループ第20回会合報告



総務省 総合通信基盤局 電波部
電波政策課 国際周波数政策室
課長補佐

あみ の 網野
なお こ 尚子



総務省 総合通信基盤局 電波部
電波政策課 国際周波数政策室
国際政策係員

こ ぎ そ 小曽
あや な 彩葉

1. APT無線通信グループについて

APT無線通信グループ (AWG: APT Wireless Group) は、前身であるAPT無線通信フォーラム (AWF) を発展的に再編成し設立されたアジア・太平洋地域における国際会議であり、同地域の無線通信システムの高度化及び普及促進を目的として、年2回程度開催されている。

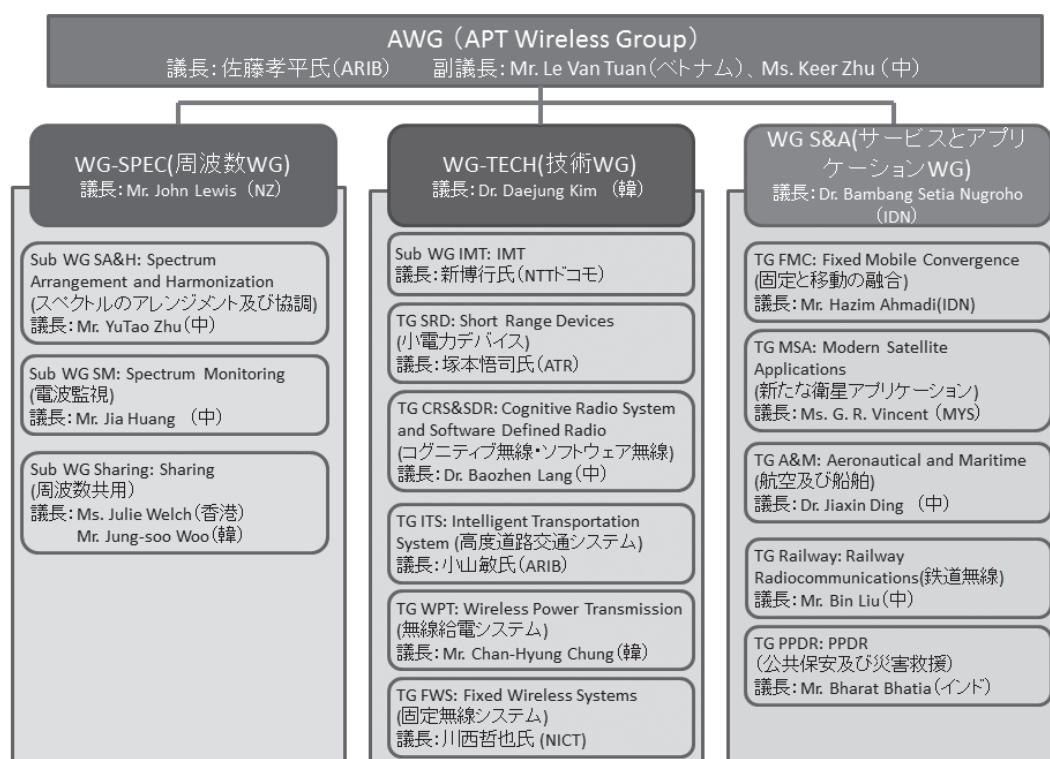
AWGは、図のとおり、WG SPEC (周波数にかかるワーキンググループ)、WG TECH (技術にかかるワーキンググループ) 及びWG S&A (サービスとアプリケーションにかかるワーキンググループ) で構成され、それぞれのワーキンググループには個別議題の検討を行うSub WG (サブ

ワーキンググループ) やTG (タスクグループ) が設置されている。

2. AWG第20回会合について

2016年9月6日 (火) ~ 9日 (金) の間、AWG第20回会合 (AWG-20) がタイのバンコクにて開催された。APT域内の26か国・地域の政府、無線通信関係機関及び民間企業等から約220名 (うち我が国からは39名) が参加し、99件の入力文書の審議を行い、23件の出力文書が作成された。

AWG議長は2014年から2年の任期で (一社) 電波産業会 (ARIB) の佐藤孝平氏が務めているほか、WG TECH



■ 図. AWG-20会合における検討体制

の下に設置されているSub WG及びTGの議長には、前会合から引き続いて我が国から4名が就任している。

本会合において、議長・副議長の改選が行われ、現職の佐藤議長、Le Van Tuan氏（ベトナム）、Keer Zhu氏（中国）の再選が決定した。なお、後述のとおり任期は今後3年となる。

以下、本会合での主な結果概要について報告する。

3. WG SPEC（周波数にかかるワーキンググループ）での検討状況について

WG SPECは無線通信の周波数に関する事項を所掌し、図に示すとおり3つのSub WGが設置され、周波数の共用や電波監視に関する検討等を行っている。

各Sub WGにおける主要な結果は以下のとおり。

3.1 SWG SA&H(スペクトルのアレンジメント及び協調)

- 1427-1518MHzの周波数アレンジメントの検討開始が合意され、日本の入力文書を基に作業文書を作成し、次回会合にキャリアフォワードされた。
- 3300-3400MHz、4800-4990MHzの周波数アレンジメント作業文書に各国からの入力内容を反映し、次回会合にキャリアフォワードされた。
- 470-698MHzの周波数アレンジメントの検討を開始し、作業計画を作成した。作業文書は次回以降作成することとした。
- 勧告ITU-R M.2015改訂案について、Region3におけるPPDRハーモナイズ周波数及び関連APTレポートの改訂作業開始に関する情報提供を目的とするITU-R WP5Aへのリエゾン文書案が作成された。また、本レポート完成は次回会合を目標とすることとした。

3.2 SWG SM（電波監視）

- 2つの新APTレポートに向けた作業文書（「TDOA技術を用いたグリッド型監視ネットワーク」及び「国境地帯における電波監視手法」）は次回会合にキャリアフォワードされた。
- Sub WGの活動計画の見直しが行われ、上述の作業を次回会合まで延長することとした。

3.3 TG SS（周波数共用）

- 24GHz以上のIMTにおける共用及び共存検討に関する新APTレポート案へ向けた作業文書が作成された。

- 6GHz以下について、1980-2010MHz帯及び2170-2200MHz帯の周波数利用に関するAPTレポートの更新を行うこととなり、次回会合への寄与文書入力が必要とされた。3300-3400MHz帯及び4800-4990MHz帯の共用及び共存検討に関する入力文書は全て次回会合へキャリアフォワードされた。

- Authorized Shared Access/Licensed Shared Access (ASA/LSA) にかかる新APTレポート案の作業文書が更新された。さらにLSAに関する新勧告案へ向けた作業文書が作成された。

4. WG TECH（技術にかかるワーキンググループ）での検討状況について

WG TECHは無線通信技術に関する事項を所掌し、図に示すとおり1つのSub WG及び5つのTGが設置され、小電力デバイスやIMT、ITS、無線給電システム等に関する検討を実施している。

各Sub WG及びTGにおける主要な結果は以下のとおり。

4.1 Sub WG IMT（IMT）

- WRC-19議題1.13IMT周波数利用の調査の回答文書案を作成した。引き続き各国の入力作業を行い、次回会合で完成する計画である。
- 移动通信事業者の周波数、技術方式、ライセンス期間の情報に関するAPTレポートについて、タイ及びモンゴルの情報を更新した。
- Public Safety LTE導入に関して、TG PPDRと合同で審議を行った結果、両者を責任グループとすること及びPS-LTEに関する新APTレポート作成を次回会合で検討することで合意した。
- 5Gミニワークショップを開催し、今回関連寄与文書を入力したHuaweiとTelenor パキスタンの担当者から、最新の動向や技術開発にかかるプレゼン及び質疑応答が行われた。
- VoLTEの相互接続に関して、韓国から導入国の展開シナリオ等をまとめたAPTレポートを作成することが提案された。本件はASTAPにも関係することから、ASTAPの意向を確認するためにリエゾン文書を作成・送付することで合意し、次回会合においてASTAPからの回答を元に再度議論することとした。

4.2 TG SRD (小電力デバイス)

- 日本及び中国からの提案に基づき、275–1000GHzの周波数範囲で運用する短距離無線通信システムとその応用シナリオに関する新APTレポート案が承認された。
- TG SRDの作業計画が本会合をもって終了したため、以降の計画についてTG SRD議長とTG TECH議長が検討することとした。

4.3 TG CRS&SDR(コグニティブ無線・ソフトウェア無線)

- HuaweiからCRSについての進捗が報告され、「CRSを可能にする技術としての位置情報データベース研究に関する新APTレポート」の策定に向けた作業文書が次回会合へキャリアフォワードされた。

4.4 TG ITS (ITS)

- TG議長から、ITU-R及びAPGにおけるITSに関する議論や関連イベントの状況報告が行われた。
- WRC-19 議題1.12に関連するAPTレポート改訂作業が進められ、作業文書はリエゾン文書としてITU-R WP5Aに送付することとした。

4.5 TG WPT (無線給電システム)

- 日本の提案に基づき「電気自動車 (EV) 用Non-Beam WPTの周波数範囲に関するAPTレポート」のフレームワークが合意され、AWG-22会合での完成を目標とすることとした。
- 日本・中国・韓国からの入力文書に基づき、「WPTのサービスやアプリケーションに対する新APTレポート」の作業文書の改訂を行った。本レポート策定作業は次回会合での完了を目標とする。
- ITU-R WP1A (CC : WP1B とRG-WPT) に進捗を伝えるためのリエゾン文書を作成した。なお、APGに対しては電気自動車 (EV) 用Non-Beam WPTの周波数範囲について次回会合にてリエゾン文書を発出することとされた。

4.6 TG FWS (固定無線システム)

- 前会合からキャリアフォワードされた「APT諸国における固定無線システムに関する暫定新APTレポート案に向けた作業文書」の鉄道無線に関する部分はTG Railwayにて扱うこととなり削除され、同文書は本会合にて完成となった。

- 「厳しい気象条件下における固定無線システムの通信性能に関する新APTレポート案に向けた作業文書」にITU-R WP3J及び3Mからのリエゾンバックの内容が反映され、気象条件に関する参考文書等について追記することが合意された。本レポート案は次回会合で完成予定とされ、キャリアフォワードされた。
- 「固定無線業務向け同一周波数全二重通信システムに関する新たな研究の提案」のタイトル及び文書内の同一周波数の文言に対して暫定的にin-bandを使用することが確認され、次回会合以降に決定することとなった。また、同文書にミリ波帯利用に関する日本無線からの寄与文書の内容を記載するほか、各技術の分類を示すことで合意され、次回会合にキャリアフォワードされた。

5. WG S&A (サービスとアプリケーションにかかるワーキンググループ) での検討状況について

WG S&Aは無線通信にかかるサービスとアプリケーションに関する事項を所掌し、図に示すとおり5つのTGが設置され、固定と移動の融合や新たな衛星アプリケーション等に関する検討を実施している。

各TGにおける主要な結果は以下のとおり。

5.1 TG FMC (固定と移動の融合)

- 前回会合から持ち越された2点の文書 (スモールセルクラウドに関する質問票に対する回答をまとめた作業文書及び新レポートの作業文書)を確認した。
- スモールセルクラウドに関する入力文書がなかったため、前回会合で骨子を作成した新レポートに置き替える形で、質問票に対する回答をまとめた作業文書をスモールセルクラウドに関する新レポートとすることで合意した。
- 上記の報告完成をもって本TGのTORにて定められた作業はすべて終了したため、TG FMCは解散することで合意された。

5.2 TG MSA (新たな衛星アプリケーション)

- 「3 GHz以下のMSSの統合システム及び衛星／地上のハイブリッドシステムの構成と性能の研究に関する報告」の改訂作業は、計画を変更して次回会合で完成させるとし、キャリアフォワードされた。
- 「アジア太平洋地域における17.7–19.7GHz及び27.5–29.5GHz帯の利用及び将来計画に関する新報告草案」の

作業文書が更新され、日本からの入力も反映された形で次回会合にキャリアフォワードされた。次回会合での完成及びAPG19-2での入力为目标として作業を実施する予定である。

5.3 TG A&M (航空及び船舶)

- 日本が提案した無人航空機の利用に関する新レポート案の審議が行われ、「無人航空機の現在及び将来の利用に関する暫定新報告書に向けた作業文書」が次回会合にキャリアフォワードされた。
- ベトナムが提案した航空無線航行業務の利用に関する質問への回答を編集し「アジア太平洋地域における108-117.975 MHz、328.6-335.4 MHz及び960-1164 MHz帯の航空無線航行業務の利用に関する暫定新報告書案に向けた作業文書」が次回会合にキャリアフォワードされた。
- 457.5125-457.5875 MHz及び467.5125-467.5875 MHz帯の海上移動業務での周波数利用に関して、日本の回答が新調査報告草案へ向けた作業文書に適切に反映され、次回会合にキャリアフォワードされた。

5.4 TG Railway (鉄道無線システム)

- WRC-19議題1.11に対応するAPTレポートはRSTT (Railway Radio communication System between Train and Trackside) に関する1本とすることで合意した。また、マイクロワークプランを改訂し、同レポートの完成目標をAWG-22会合とした上で、作業文書の作成が開始された。
- ITU-R WP5A及びASTAPからのリエゾン文書に対して、新レポート案作成を報告する回答が作成された。日本から、次回以降のAWGにおいてワークショップを開催することを提案した結果、AWG-22会合での開催とすべく次回会合において詳細を議論することとなった。

5.5 TG PPDR (PPDR)

- TG議長作成のドラフトに基づき、ITU-R WP5D/WP5Aからのリエゾン文書に対する回答案が作成された。
- 新APTレポート案「PPDRモバイルブロードバンド機能の実装」に、Public Safety LTE関連の記載を含めるかどうかについては、次回会合以降もTG-PPDRとSWG-IMTのJoint Meetingで検討することとなった。なお、その他の記載内容は本会合で検討が完了し、次回会合

にキャリアフォワードされた。

- APTレポート08のAnnexに各国のPPDR周波数を記載する方針となったことを受け、日本からは公共ブロードバンド周波数170-205MHz帯をAnnex2へ反映した。本レポートの改訂作業は次回会合での完成を目標とし、ITU-R WP5Aに対して進捗を報告するリエゾン文書を送付することとした。

6. アドホックグループにおける検討状況について

AWG副議長であるKeer Zhu氏 (中国) を議長としたアドホックグループが設置され、前回会合から持ち越されたAWGの名称変更 (APT Radiocommunication Group (ARG) への変更) の是非及びWorking methodsの改定に加え、AWG議長・副議長の任期拡大 (再選回数含む) について審議された。

議論の結果、AWGの名称は、現状のまま変更しないことで合意された。

AWG議長・副議長の任期は、現行の1期2年最大2期から、1期3年最大2期に拡大し、現在の議長・副議長については、次期から適用する形で合意された。

7. 次回会合について

次回会合 (AWG-21会合) は、2017年3月～4月上旬に開催される予定である。

今後のAWG会合においても積極的に議論を主導するとともに、アジア・太平洋地域の連携をより一層強固なものとし、同地域の無線通信の発展に貢献してまいりたい。



写真. 佐藤AWG議長 (中央) 及び近藤APT事務局次長 (右端)

第13回APT ICT開発フォーラム(ADF)の結果

会合概要

1. 開催日、場所、参加者等

- ・平成28年8月3日-5日、シンガポールで開催。
- ・APTアレワン事務局長のほか、APT加盟国、企業等から約100名が参加。日本からは総務省国際政策課中島交渉官、石田補佐、国際協力課三原室長、財津係長、ITU協会、JICT、JTEC等が参加。

2. 会合の概要

途上国における開発に関する様々な課題について意見・情報交換を行うほか、総務省からAPTに対する特別拠出金による研究者交流やパイロットプロジェクトの成果について共有すること等を目的とするもの。



主な結果

- ・ICT開発に関する諸課題（デジタルデバйд解消、ルーラルエリアにおけるアクセス向上、ICTインフラ投資促進等）について情報・意見交換。
- ・今回、特にJICTからのプレゼン枠を確保し、JICTの概要（JICTの設立経緯、組織、具体的な投資基準等）をAPT加盟各国に広く紹介。
- ・ICT開発の議論動向をリードする観点から、引き続き総務省が全体会合の副議長（三原室長）に就任。
- ・日本より、次期2017年総会で策定予定のAPT戦略計画に関して、早い段階から実務的な議論ができるように戦略計画（案）をできるだけ早期に策定し、議論を進めるよう提案。
- ・次回会合は、2017年中に開催予定。

7.3 APTの今後の主な会合

2017 年 APT 会合予定

	会合名	日程	開催地	備考
1	2018-2020 戦略計画策定のための第 1 回連絡会 (CGSP-1)	2/7-8	タイ	WGMC-4 と連続して開催
2	第 4 回 APT 法的文書に関する作業部会 (WGMC-4)	2/9-10	タイ	
3	2017 年世界電気通信開発会議に向けた第 2 回準備会合 (APT WTDC17-2)	2/20-22	パプア ニューギニア	
4	第 28 回 APT 標準化フォーラム (ASTAP-28)	3/6-10	タイ	
5	第 21 回 APT 無線グループ会合 (AWG-21)	4/3-7	タイ	
6	南アジア電気通信規制機関会合 (SATRC) 政策、規制及びサービスに関するワーキンググループ	4/18-19	バングラデシュ	
7	第 10 回大洋州向け APT 政策・規制フォーラム (PRFP-10)	4/24-27	フィジー	
8	南アジア電気通信規制機関会合 (SATRC) 周波数に関するワーキンググループ	5/16-17	インド	
9	2017 年世界電気通信開発会議に向けた第 3 回準備会合 (APT WTDC17-3)	6/5-7	タイ	APT-PP18-1 と連続して開催
10	ITU 全権委員会会議に向けた第 1 回準備会合 (APT-PP18-1)	6/8	タイ	
11	第 8 回 APT 災害管理／通信ワークショップ (WDMC-8)	6/20-22	ネパール	
12	第 2 回 APT-WRC 準備会合 (APG19-2)	7/17-21	インドネシア	
13	第 17 回 APT 政策・規制会合 (PRF-17)	7/24-26	スリランカ	CGSP-2 と連続して開催
14	2018-2020 戦略計画策定のための第 2 回連絡会 (CGSP-2)	7/27	スリランカ	
15	2017 年世界電気通信開発会議に向けた第 4 回準備会合 (APT WTDC17-4)	8/7-10	マレーシア	
16	南アジア電気通信規制機関会合 (SATRC) 周波数規制者ラウンドテーブル及びワークショップ	8/16-18	パキスタン	
17	第 29 回 APT 標準化フォーラム (ASTAP-29)	8/22-25	タイ	
18	第 14 回アジア・太平洋 ICT 開発フォーラム (ADF-14)	9/5-8	フィリピン	
19	第 18 回南アジア電気通信規制機関会合 (SATRC-18)	第3四半期	アフガニスタン	
20	第 22 回 APT 無線グループ会合 (AWG-22)	9/25-29	韓国(釜山)	
21	第 5 回適合性・相互認証性イベント (C&I-5)	9/25-28		ITU と共催

22	第 8 回サイバーセキュリティーフォーラム (CSF-8)	10/23-25	バングラデシュ	
23	第 14 回総会準備会合(GA-14 Prep.)	11/14	タイ	
24	第 14 回総会(GA-14)	11/15-17	タイ	
25	第 41 回 APT 管理委員会 (MC-41)	11/20-23	タイ	



TENTATIVE CALENDAR OF APT EVENTS FOR THE YEAR 2017

No.	Title	Duration (day)	Expected No. of Participants	Tentative Schedule	Venue / Host	Remarks
1	1st Meeting of the Correspondence Group on the Strategic Plan of the APT for 2018–20 (CGSP-1)	2	20	7-8 February	APT Headquarters	B2B with WGMCC-4
2	4th Meeting of Working Group of MC on APT Legal Instruments (WGMCC-4)	2	20	9-10 February	APT Headquarter	B2B with CGSP
3	2nd Meeting of the APT Preparatory Group for WTDC-17 (APT WTDC17-2)	3	80	20-22 February	Papua New Guinea	
4	28th APT Standardization Program Forum (ASTAP-28)	5	130	6-10 March	Bangkok (APT)	
5	21st Meeting of APT Wireless Group (AWG-21)	5	220	3-7 April	Bangkok (APT)	
6	Meeting of the SATRC Working Group on Policy, Regulation and Services	2	15	18-19 April	Bangladesh	
7	10th Policy and Regulation Forum for Pacific (PRFP-10)	1+3	70	24-27 April	Fiji	Satellite WS (1day)
8	Meeting of the SATRC Working Group on Spectrum	2	15	16-17 May	India	
9	3rd Meeting of the APT Preparatory Group for WTDC-17 (APT-WTDC17-3)	3	80	5-7 June	Bangkok, Thailand	B2B with APT-PP18-1
10	1st Meeting of APT Preparatory Group for PP-18 (APT-PP18-1)	1	80	8 June	Bangkok, Thailand	B2B with APT WTDC17-3
11	8th APT Workshop on Disaster Management/Communications (WDMC-8)	3	75	20-22 June	Nepal	
12	2nd Meeting of the APT Conference Preparatory Group for WRC-19 (APG19-2)	5	300	17-21 July	Indonesia	
13	17th APT Policy and Regulatory Forum (PRF-17)	3	110	24-26 July	Sri Lanka	
14	2nd Meeting of the Correspondence Group on the Strategic Plan of the APT for 2018-20 (CGSP-2)	1	80	27 July	Sri Lanka	B2B with PRF-17
15	4th Meeting of the APT Preparatory Group for WTDC-17 (APT WTDC17-4)	4	100	7-10 August	Malaysia	
16	SATRC Regulators' Roundtable and Workshop on Spectrum	3	40	16-18 August	Pakistan	
17	29th APT Standardization Program Forum (ASTAP-29)	4	130	22-25 August	Bangkok (APT)	
18	14th APT Telecommunication/ICT Development Forum (ADF-14)	2+2	100	5-8 September	Philippines	ADB Headquarters
19	18th South Asian Telecommunications Regulators' Council Meeting (SATRC-18)	3	75	3rd Quarter	Afghanistan	
20	22nd Meeting of APT Wireless Group (AWG-22)	5	220	25 – 29 September	Busan, Korea	Jointly with ITU
21	5th Conformance and Interoperability Event (C&I-5)	4	100	25 – 28 September		
22	8th APT Cybersecurity Forum (CSF-8)	3	75	23-25 October	Bangladesh	
23	Preparatory Meeting for the 14th Session of the General Assembly (GA-14 Prep.)	1	100	14 November	Thailand	
24	14th Session of the General Assembly of the APT (GA-14)	3	120	15-17 November	Thailand	
25	41st Session of the Management Committee of the APT (MC-41)	4	120	27-30 November	Thailand	

7.4 参考 APT歴代事務局長および事務局次長

APT事務局長及び次長の国別歴代在職期間

APT事務局長

(任期: 3年、2期まで)

(任期: 3年、2期まで)

	79/7	81/4	81/7	84/7	86/12	87/2	90/2	90/2	93/2	93/2	99/2	102/2	105/2	108/2	109/2	12/2	14/11	15/2	18/2
事務局長	ハジサマ	タイ	タイ	タイ	タイ	タイ	タイ	タイ	日本	韓国	韓国	韓国	インド	インド	インド	日本	日本	アリワン	
	(7月)	(ブンチュ)	(ブンチュ)	(ブンチュ)	(チャオ)	(チャオ)	(チャオ)	(チャオ)	(園城博康)	(リー)	(リー)	(リー)	(ナラヤン)	(ナラヤン)	(ナラヤン)	(山田俊之)	(山田俊之)	(タイ)	
事務局次長	日本	日本	日本	中国	中国	空	日本	モルディブ	モルディブ	インドネシア	インド	ニュージーランド	インド	日本	タイ	タイ	タイ	日本	
	(服部雅美)	(林 猛雄)	(松田欣治)	(張崇義)	(張崇義)	席	(園城博康)	(シヤリフ)	(シヤリフ)	(ムロヨ)	(ナラヤン)	(レイルド)	(ナラヤン)	(山田俊之)	(クライソン)	(クライソン)	(クライソン)	(近藤勝則)	

8 参考資料

8.1 ITUに関する情報

8.1.1 ITUの連絡先一覧

<http://www.itu.int/en/about/Pages/contact.aspx> より引用

This page contains contact information for many areas within the ITU. Paper mail may be addressed to each Bureau at the ITU postal address.

Don't know who to call? Call the ITU switchboard at +41 22 730 5111

Postal Address(住所)

International Telecommunication Union (ITU)

Place des Nations

1211 Geneva 20 Switzerland

General Enquiries (ITU代表)

Voice: +41 22 730 5111 (ITU Switchboard)

Fax: +41 22 733 7256

Email: itumail@itu.int

Radiocommunication Bureau (ITU-R)

Voice: +41 22 730 5560

Fax: +41 22 730 5785

Email: brmail@itu.int

Telecommunication Standardization Bureau (ITU-T)

Voice: +41 22 730 5852

Fax: +41 22 730 5853

Email: tsbmail@itu.int

Telecommunication Development Bureau (ITU-D)

Voice: +41 22 730 5435

Fax: +41 22 730 5484

Email: bdtmail@itu.int

Press and Public Information (広報)

Voice: +41 22 730 6039

Fax: +41 22 730 5939

Email: pressinfo@itu.int

Languages(言語)

Email: languages@itu.int

ITU Telecom(ITU テレコム)

Voice: +41 22 730 6161

Fax: +41 22 730 6444

Email: telecom@itu.int

Publication Sales(書籍／販売)

Voice: +41 22 730 6141 (English) +41 22 730 6142 (Français) +41 22 730 6143 (Español)

Fax: + 41 22 730 5194

Email: sales@itu.int

Membership Affairs(メンバーシップ)

Fax: +41 22 730 6675

Email: membership@itu.int

Library and Archives(資料・データ)

Voice: +41 22 730 6900

Fax: + 41 22 730 5326

Email: library@itu.int

Information Services(その他のインフォメーション)

Voice: +41 22 730 5554 (Administration) +41 22 730 6666 (Service Desk)

Fax: +41 22 730 5337

Email: ServiceDesk@itu.int (TIES Technical Inquiries) webmaster@itu.int (Web Technical Questions) hostmaster@itu.int (DNS Questions)

TIES Registration(TIES メンバー電子パス)

Fax: +41 22 730 6675

Email: membership@itu.int

UN and Liaison Office(その他のインフォメーション)

ITU is a specialized agency of the United Nations and maintains a liaison office with the UN in New York. Office DC2-2525, 2 United Nations Plaza - New York, NY, 10017

E-mail: fowlie@un.org , gary.fowlie@itu.int

Tel.: +1 917 367 2992

8.1.2 ITUのホームページ便利帳

【ITU の組織関連情報】

○ITU 全体像を知りたい

<http://www.itu.int/aboutitu/structure/>

○ITU 組織一般 (TIES ユーザーのみ閲覧可能)

<http://www.itu.int/council/charts/index.html>

○ITU の Regional Office が知りたい

<http://www.itu.int/net/ITU-SG/regional.aspx>

○ITU メンバーへの加盟について知りたい

<http://www.itu.int/en/about/Pages/membership.aspx>

○ITU 加盟国を知りたい

<https://www.itu.int/online/mm/scripts/gensel8>

○ITU セクターメンバーを知りたい

<https://www.itu.int/online/mm/scripts/gensel11>

○TIES のアカウントを取得するためには

<http://www.itu.int/TIES/index.html>

○世界情報社会・電気通信日とは？

<http://www.itu.int/en/wtisd/Pages/about.aspx>

○ITU 各種ロゴをダウンロードしたい

<http://www.itu.int/itudoc/about/exchange/graphics/index.html>

○ITU の歴史的ロゴをダウンロードしたい

<http://www.itu.int/en/history/Pages/ITULogo.aspx>

○いろいろな写真をダウンロードしたい (それぞれの会合の写真は、当該ページにあります)

<http://www.itu.int/net/pressoffice/photolibrary/index.aspx?lang=en#.Ui67wNI71rA>

○ITU 局長以上の役職者情報（略歴、写真、スピーチ等）を知りたい

http://www.itu.int/net/pressoffice/media_kit/index.aspx?lang=en&idx=0#.Ui69qdI71rA

○ITU 広報 問合せ先

<http://www.itu.int/net/pressoffice/contact.aspx?lang=en#.UjEiMNI73Yg>

【各部局に関する情報】

○ITU について知りたい

<http://www.itu.int/net/about/basic-texts/rules.aspx>

○ITU 会合スケジュールが知りたい

<全ミーティング>

<http://www.itu.int/events/upcomingevents.asp?lang=en> （一覧）

<http://www.itu.int/events/monthlyagenda.asp?lang=en> （カレンダー）

< ITU-SG > <http://www.itu.int/en/events/Pages/Calendar-Events.aspx?sector=ITU-SG>

< ITU-R > <http://www.itu.int/en/events/Pages/Calendar-Events.aspx?sector=ITU-R>

< ITU-T > <http://www.itu.int/en/events/Pages/Calendar-Events.aspx?sector=ITU-T>

< ITU-D > <http://www.itu.int/en/events/Pages/Calendar-Events.aspx?sector=ITU-D>

○勧告をダウンロードしたい（一部を除き無料）

< ITU-R > <http://www.itu.int/pub/R-REP/en>

< ITU-T > <http://www.itu.int/rec/T-REC/en>

【出版関係情報】

○ITU-T の e-Flash（最新情報）を知りたい

<http://www.itu.int/en/ITU-T/e-flash/Pages/default.aspx>

○海洋関係の義務付けられている書籍の情報が知りたい

<http://www.itu.int/pub/R-SP> （一覧）

< Ship Station 2017 > <http://www.itu.int/pub/R-SP-LM.V-2017>

< Coast Station 2015 > <http://www.itu.int/pub/R-SP-LM.IV-2015>

< Maritime Manual 2016 > <http://www.itu.int/pub/R-SP-LM.MM-2016>

○規則関係の書籍の情報が知りたい

< 憲章・条約 > <http://www.itu.int/pub/S-CONF-PLEN-2015>

< 無線通信規則 > <http://www.itu.int/pub/R-REG-RR-2016>

ITUあれこれ ～日本人職員の知恵袋～

ITU日本人職員一同

はじめに

ジュネーブのITUの会議に出席されてお困りになったことはありませんか。日本から会議に参加される方に役立つような情報をITUで働く日本人職員が皆で知恵を絞って集めました。既に御存じの情報もあるかと思いますが、一覧できるマニュアル的なものを目指して、写真をなるべく豊富に取り入れて分かりやすく、使いやすい情報を提供することを心がけました。ジュネーブ出張のお供として少しでも皆様のお役に立てれば幸いです。

1. ITUの会議に参加するまで（出国前の準備など）

1.1 レジストレーション（参加登録）

ITUが主催する会議には様々なものがあります。そのうち、ITU-R及びITU-Dの会議はフォーカルポイントと呼ばれる所属組織の連絡担当者を通じて参加登録をします。ITU-Tの会議は、その会議のウェブサイトにあるonline registration formにアクセスして自分で参加登録します。参加登録せず、いきなりITUに行っても、その場で参加登録は可能ですが、バッジの発行に時間がかかったり、フォーカルポイントへの連絡が必要になりますので、事前に参加登録しておくことをお勧めします。

なお、ITUはメンバーシップ制に基づいて運営されており、多くの会議は、メンバーとなっている団体の人しか参加できません。ただし、Focus Groupやワークショップなどは、オープンな運営をしており、メンバーでなくても参加できます。

1.2 TIESアカウントの取得

ITUの会議で用いられる文書は、ほとんど全てITUのサイトから入手可能ですが、多くのドキュメントの入手にはTIESと呼ばれるITUで管理しているシステムのアカウントが必要です。また、連絡手段に用いられる各グループのメーリングリスト加入にもTIESアカウントが必要です。一部、Focus Groupの文書などはGuest Accountでも入手可能で、そのメーリングリストにはGuest Accountでも加入可能ですが、TIESアカウントに比べると利用できる範囲がかなり制限されます。TIESアカウントはメンバーとなっている団体の人であれば

入手可能ですので、可能な限りTIESアカウントを入手することをお勧めします。ただし、TIESアカウントをオンラインで申し込んでも、その後、ITUから申込者の所属組織（会社など）に照会の連絡があり、そこで確認を取った後にアカウントが発行されますので、発行までに数日かかる場合があります。そのため、ITUの会議に参加することが決まったら、準備のために文書を入手する必要もあると思われますので、できるだけ早くTIESアカウントを入手することをお勧めします。なお、Guest Accountはオンラインで申込みと同時に入手できます。

TIESアカウントは「<http://www.itu.int/cgi-bin/htsh/tiesutils/reg/reg.screen1.html>」から、Guest Accountは「<https://www.itu.int/net/iwm/public/firmUserRegistration.aspx>」から申込みできます。

最近のITUの会議では文書のペーパーレス化が進んでおり、印刷された文書を配布しない会議がかなり増えていますので、PCなど、オンラインの文書を読む手段は必須です。

1.3 ITUのサイトから関連情報を入手

ITUのサイトには会議に関するものの他、出張者がジュネーブで過ごすために役立つと思われる生活情報もたくさん掲載されています。例えば、「<http://www.itu.int/en/ITU-T/info/Pages/resources.aspx>」「<http://www.itu.int/en/ITU-R/information/events/Pages/itugeneva.aspx>」などからたどれます。

1.4 会議関連文書のダウンロード

ほとんどのITUの会議は文書によって会議が進められるため、事前に入手し、目を通しておくことは重要です。会場でもダウンロードできますが、ネットワークが込み合ってダウンロードに時間がかかったり、PCの調子によってはダウンロードできないことも起こり得ます。また、初めて見た英文の文書やそれに関連する発言に対し、即応することが難しい場合もあります。ITUのウェブサイトから大量の文書をダウンロードするのは手間がかかりますが、FTPサイト（ifa.itu.int、TIESアカウントによりログイン）からまとめてダウンロードする方法もあります。

1.5 ホテルの予約

御自分が所属する組織にITUの会議によく参加している人がいれば、まずは、その方にホテルはどのようにして予約しているのかを確認するとよいです。手配方法は組織により様々です。例えば、社内の取りまとめの人が全社分まとめて確保する、出張者個人が会社指定の代理店に依頼する、代理店の選択を含め完全に個人で手配する（この場合は予約サイトの利用も考えられます）などです。

ITUと契約しているホテルは、会議参加者向けに割引料金を提供していますので、これも確認するとよいです。

関連情報は、「<http://www.itu.int/net4/travel/index.aspx>」にあります。

ジュネーブは観光シーズンと無関係に、大規模なイベントがある時期にはホテルの予約が非常に困難になります。また、料金もかなり高くなります。Telecom Worldと呼ばれるITU主催のワークショップ及び展示会を中心とするイベントの開催期間中は料金が通常の3倍になったケースもありました。その他、代表的なイベントとしては、高級時計の展示会で大体1月に開催されるSIHH、3月の自動車ショーなどがあります。WHOなど他の国際機関が大規模な会議を開催する時期も要注意です。そのため、キャンセル料金がかからない範囲であれば、会議参加の可能性がある場合には、出張許可が出ていなくても分かった段階で早めに予約を入れておくとういことです。半年前に予約を入れておくことも決して珍しくありません。これはフライトの予約にも同じことが言えます。適当なホテルを選んでサイトにアクセスして、料金を調べてみると、状況がある程度想像できます。

ホテルは、料金、ホテルでのネット環境、ITUへのアクセスと一緒に会議に出ている人たちとの行動のしやすさ、食事、買い物などの利便性を考慮して決めるとよいでしょう。出張者がよく利用していると思われるホテルは、Hotel les Nationsのほか、Auteuil、Jade、Kipling、Royalなどのローザンヌ通り沿い（トラム通り沿い）のホテル、Montbrillantなどの駅前ホテルなどです。以前、多くの出張者に使われていたGrand Préは改装が終わり、ibis Genève Centre Nationsとして2013年3月にオープンしました。

1.6 電源アダプターなどの準備

スイスの一般の電源コンセントは230V、50Hzです。コンセントの形状はタイプJと呼ばれる3本ピンのものですが、タイプCと呼ばれる、2本ピンのいわゆるユーロプラグも差し込むことができます。日本からPCを持ち込む場合、ほとんどの

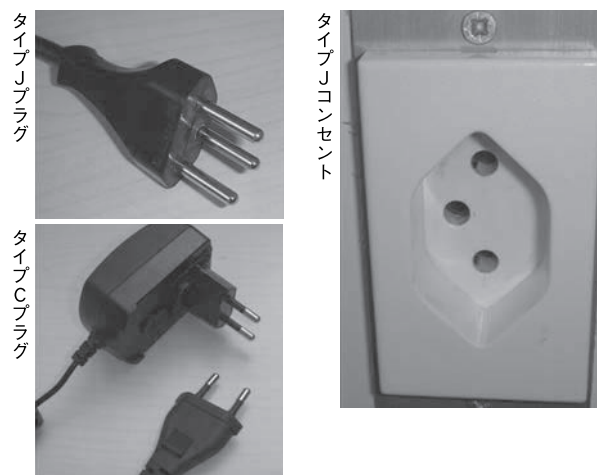


Photo 1-1. タイプJのプラグとコンセント及びタイプCのプラグ

電源アダプターは100-240Vの範囲で使用できるようになっているため、変圧器は必要なく、プラグアダプタのみで利用できるケースがほとんどだと思います。プラグアダプタは、2本ピンのタイプCを用います。

1.7 お金の準備

スイスはユーロ圏に囲まれています、スイスの通貨はスイスフランです（CHFあるいはSFRなどと表示される場合が多いが、単に数字のみで表示される場合もあります）。日本円からスイスフランへの両替は空港や街中にある銀行や両替屋などで問題なくできます。国際キャッシュカードやクレジットカードを利用して街中にあるATMからスイスフランを入手することもできます。クレジットカードはホテルのほか、レストラン、スーパーマーケットなど、広く利用できます。

ジュネーブはフランスとの国境に近く、フランス側のレストランに行ったり、買い物に行かれる方も多くいます。フランスでは通貨はユーロなので、その場合は、ユーロも用意しておくとう便利です。スイス側の銀行などではユーロも扱っています。フランス側に行ってから、ATMからユーロを入手することも可能です。フランス側でスイスフランを受け取る店やスイス側でユーロを受け取る店もかなりありますが、レートはやや不利になります。

なお、スイスやフランスはじめ、ヨーロッパでは、レストランやタクシーのチップは必須ではありません。レストランでは、お釣りの端数程度をチップとしておくケースが多いです。この点は米国とは全く異なります。米国をはじめとして高額紙幣の使用が難しい場合（お釣りがないので受取を拒否されるなど）がありますが、ジュネーブではスーパーマーケットなどでも200フラン札までの高額紙幣も比較的問題なく使用で

きます。ただし1000フラン札は避けたほうが無難です。

1.8 服装

一年を通じて、ジュネーブの気温は東京より少し低めです。会議では、ほぼ全員スーツにネクタイ（男性の場合）のフォーマルなもの、他、カジュアルな服装の人が多い会議もあります。以前から出席している人に聞いておくといのですが、分からない場合は、スーツにネクタイで参加するのが無難です。

1.9 携帯電話

普段使っている携帯電話を持ち込んで国際ローミングで使う方法が多いかと思いますが、その他、出張期間中だけレンタルしたり、スイスでプリペイドの携帯電話かSIMカード（この場合は、適合する電話機が必要）を購入する方法もあります。

2. ジュネーブ空港に到着したら

2.1 空港からの移動手段

ジュネーブ空港（<http://www.gva.ch/en/desktopdefault.aspx>）とジュネーブ中心部は4kmほどの距離で、ITUはその途中にあります。バス又はタクシーで空港からITUまでは15-20分ほどの道のりです。

ジュネーブのバスマップはTransport Public Genève (TPG) のウェブサイト（<http://www.tpg.ch/plans/reseau-urbain>）で事前に確認することができます（2013年2月現在、英語版は準備中となっています）。また、空港のArrivalゲートを出てすぐのVisitor's Centerでも情報収集ができます。

空港からバスを使う場合、80分乗り降りができる無料チケットを空港で発券することができます。発券機は機内預け荷物受取場からArrivalゲートに向かう途中にあります。このチケットはジュネーブ空港に飛行機で到着した人が対象のため、その証明のために航空チケットの半券も同時に所持している必要があります。

各バス停は、Check-inカウンターのあるフロアと同じレベルの外にあります。5番のバスに乗ると、ITUのMontbrillantビル（レジストレーションカウンターのある建物）のそばにあるNations停留所まで15分程度、また、スイス国鉄[SBB：（ドイツ語）/CFF：（フランス語）/FFS：（イタリア語）、<http://www.sbb.ch/en/home.html>] のジュネーブ中央駅であるコルナバン（Gare Cornavin）までは25分程度で着きます（ただし、中央駅周辺は時間によって交通渋滞が

起こるため、この限りではありません）。

また、この中央駅までは空港からスイス国鉄を利用して6分ほどで行くことも可能です。ジュネーブ空港のサイト（<http://www.gva.ch/en/DesktopDefault.aspx?tabid=67/>）に空港からの移動手段について詳しく説明されています。

2.2 ジュネーブ市内移動手段

ジュネーブ市内のホテルに宿泊する場合、チェックイン時にホテルより宿泊期間中のジュネーブ市内バス無料チケットをもらうことができます（<http://www.geneve-tourisme>）。



Photo 2-1. Arrivalゲートを出てすぐのVisitor's Center



Photo 2-2. Arrivalフロアから外に出るとあるタクシー乗り場



Photo 2-3. Check-inフロアから外に出た所にある5番バス乗り場（奥に見えるのが空港の建物）

ch/en/useful-information/how-to-get-around/geneva-transport-card/)).ただし、フランス側に宿泊する場合は対象外です。また通常のバスチケットは各バス停前にある券売機で購入でき、ジュネーブ市内60分間乗り降り自由のチケットで3.5スイスフラン、一日券だと10.6フラン（2013年2月現在）です。券売機は従来から使われているタイプと新しいタイプの2種類が混在しており、従来版はお釣りが出ません。有効なチケットを所有していればバスは乗り降り自由です。チケットは時々バスに乗り込んでくるチケットコントロール係に見せることになりますが、その際、有効なチケットを所持していないと罰金を支払わなければならないため、気をつけてください。

また、ジュネーブは寒冷地のため、バス停に到着しても扉が開かない場合があります。乗車時にバスの扉が開かない場合は、扉横にある赤いボタンを押してください。同様に降車時は、一つ前のバス停を発車した後に付近の赤いボタンを押

して降りる意思を示し、バス停に到着後、扉付近のボールにある赤いボタンを押してください。

3. ITUの建物のしくみ

3.1 ITUとジュネーブの主要な建物

ジュネーブはレマン湖（Lac Léman）とそれに続くローヌ川（Rhône）をはさんで右岸・左岸に分かれます。このうち、「ジュネーブ・コアントラン国際空港（Aéroport International de Genève、最寄りバス停：Aéroport、仏語発音：アエロポー）」「コルナバン駅（Gare de Genève-Cornavin、最寄りバス停：Gare Cornavin、仏語発音：ガー・コーナバン）」「国際連合ジュネーブ事務局（または国際連合欧州本部、最寄りバス停：Nations、仏語発音：ナシオン）」「ITU（UIT、最寄りバス停：UIT、仏語発音：ウ・イ・テ）」は全て左岸に集中しています。ローヌ川を越える橋は本数が限られており、朝夕の通勤時間帯には渋滞するため、ホテルを予約する場合には注意が必要です。

これらのうち、国連欧州本部とコルナバン駅は多数のバス路線が通るため、その位置を理解しておくといと思います。なお、空港からITUへは5番バスでNationsバス停で下車、駅からは8番バスでUIT又はNationsバス停、若しくは5番バスでVarembé又はNationsバス停で下車してください。

3.2 ITUの建物の構造

ITUの建物は国連欧州本部から近い順に「モンブリアン（Montbrillant）」「バロンベ（Varembé）」「タワー（Tower）」



Photo 2-4. バス券売機（新型）



Photo 2-5. バス券売機（従来版）

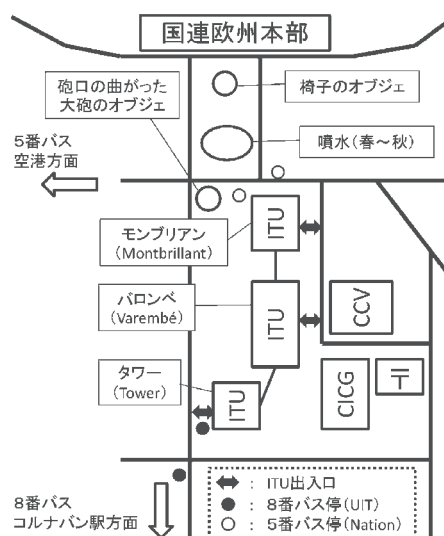


Fig.1. ITU付近略地図



Photo 3-1. 国連欧州本部

の三つに分かれています。タワーには事務総局長をはじめ事務総局の職員と開発局の職員が勤務しています。バロンベは無線通信局、モンブリアンは標準化局の職員が中心です。建物の出入り口は、各建物の0階（日本の1階相当）にあります。このうちモンブリアンとバロンベ出入口はバロンベ通り（最寄りバス停はNations）、タワー出入口はジュセッペ・モッタ通り（最寄りバス停：UIT）側にあります。このうち、バロンベ出入口は無人・カードリーダー式のため会議参加バッジ取得後のみ利用可能であり、夜間休日はタワー出入口のみ開いております。なお、会議参加バッジの取得前でも、訪問先の職員名を告げ、パスポートを預けることで一時入館バッジを得てITUに入館することもできます。

各建物は、「モンブリアン1階（日本の2階相当）とバロンベ0階（日本の1階に相当。地上階）」「バロンベ（マイナス）1階（日本の地下1階に相当）とタワー（マイナス）1階（日本の地下1階に相当）」がつながっており、外に出ることなく建物間を移動することが可能です。

3.3 ITU内の会議室

ITU内の会議場は、三つの建物の地下2階から地上4階



Photo 3-2. ITUモンブリアン（左）とバロンベ（右）ビル

（日本の5階に相当）まで各所に分散配置されています。このうちタワー地下2階のA、Popov（IHB会議室）、C会議室、モンブリアン1階（日本の2階に相当）のH、K、L、M会議室、バロンベ1階のE会議室、3階のG会議室が国際会議ではよく使われます。一般的に、会議参加バッジの受取時にITU館内案内図が配布されますが、出入口の守衛に言うてもらうこともできます。また、ITUホームページからダウンロードすることも可能です（<http://www.itu.int/ITU-T/info/files/itu-plan.pdf>）。トイレは各フロアにありますが、会議室H、K、L、M会議室があるモンブリアン1階に限り、上下のフロアに移動する必要があります。



Photo 3-3. ITUタワービル



Photo 3-4. ITUタワー地下2階の会議室のあるフロア

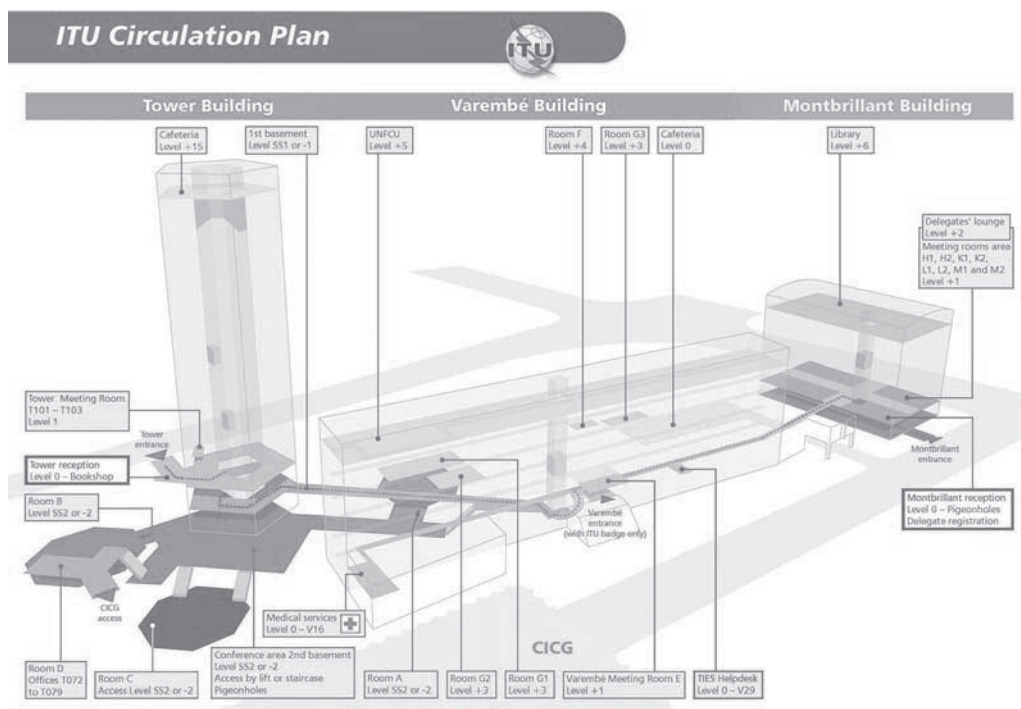


Fig. 2. ITU内案内図

3.4 ITU外の会議室 (CICG、CCV)

会議が重なったり、規模が大きかったりする場合には、ITUに隣接するCICG (Centre International de Conférences Genève)、CCVの会議場を使用することがあります。これらの会議場は、パロンベ出入口からのアクセスが容易で、パロンベ出入口から見て右側の建物がCICG、左側の建物がCCVです。また、会議の規模が極めて大きい場合にはILO (仏語略称：BIT) の会議室を使用することがあり、この場合はUITバス停から8番バスでILO (最寄りバス停：BIT) に移動する必要があります。

3.5 ITU内の食堂

ITU内にはタワー15階 (日本の16階に相当) とモンブリア

ン0階 (日本の1階に相当、地上階) の2箇所にカフェテリアがあり、タワー・カフェテリアが朝食から昼食、モンブリアン・カフェテリアが朝食から夕食までを提供しています。

食事はセルフサービスの事後会計式で、「ホットミール (一皿にメイン1品+副食2品)」「各種パン、サンドイッチ」「量り売りのサラダバー」「デザート」「ソフトドリンク、コーヒー (エスプレッソマシン)」「ワイン (!)」等があります (ただし、タワーカフェテリアのエスプレッソマシンのみ、先に会計で専用コインを買い、そのコインを機械に投入する事前会計式)。価格は、ホットミールがメインの種類に応じて10～16フラン程度、サンドイッチが5～7フラン程度、コーヒーが2.1フランで、サラダバーについては会計時にはかりに載せ、重さに応じて料金を支払います。両カフェテリアのメニュー



Photo 3-5. パロンベ出入口から見たCICG (右) とCCV (左)



Photo 3-6. ITUタワー・カフェテリア



Photo 3-7. モンブリアン・カフェテリア



Photo 3-8. レジ脇のはかり（サラダ等の皿ごと載せて重さを量る）

はほぼ同じですので、レマン湖を含めたジュネーブ全域を一望できるタワー・カフェテリアか、屋外のオープンカフェスペースがあるモンブリアン・カフェテリアか、各自の好みでお選びいただければと思います。

3.6 ITU内でコーヒーが買える所

長時間の会議に欠かせないコーヒーは、2箇所あるカフェテリア（エスプレッソマシン）で買うことができます。このうちタワー・カフェテリアに限り、事前に専用コインを買っておくことで、営業時間外でもエスプレッソマシンでコーヒーを入れることができます。

カフェテリアが営業時間外の場合等には、バロンベ地下1階、タワー地下2階、モンブリアン0階にあるコーヒーの自動販売機で購入することもできます（1フラン）。これら自動販売機はおつりが出ますが、スイスフランのコインのみ使用可能ですので御注意ください。また、タワーの地下2階には清涼飲料水・お茶・お菓子の自動販売機もあります。



Photo 3-9. タワー地下2階の自動販売機



Photo 3-10. タワー・カフェテリアのコーヒーマシン（左右に事前購入した専用コイン投入口）

4. ITUの建物に到着～会議に出席

4.1 まずはレジストレーションカウンターでバッジを入手

ITUへの入館には入館バッジが必要です。会議初日は少し早めにお越しになり出席者登録を行い、入館バッジの発行を受けてください。レジストレーションカウンターはPlace des Nationsから程近いITU Montbrillant（モンブリアン）ビルに入ってすぐの所にあります。

入館バッジを受け取ったら、それをゲートにかざし入館してください。



Photo 4-1. ITU Montbrillant（モンブリアン）ビル



Photo 4-2. レジストレーションカウンター

4.2 自分が出席する会議室を探す

ホームページよりFig.3のように出席参加予定の会議と、その会議場を見つけてます。

またITU建物内のそこここに当日開催予定会議の場所、時間案内が表示されていますので、そちらをご参照ください。

目的の会議場 (Fig.3の例ではTowerビルディングのA会議場) への行き方はITU建物見取図「<http://www.itu.int/aboutitu/itu-plan.pdf>」を御参照ください。

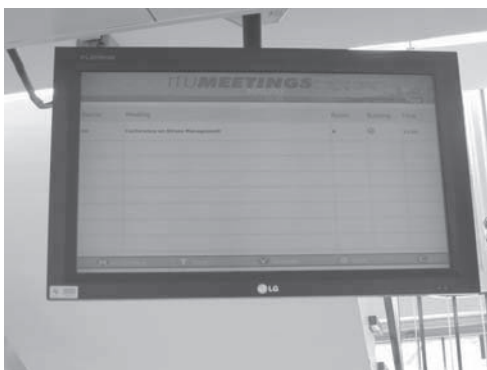


Photo 4-3. 当日開催予定会議の場所、時間案内



Photo 4-4. コピー機、プリンター



Photo 4-5. プリンターの設定情報

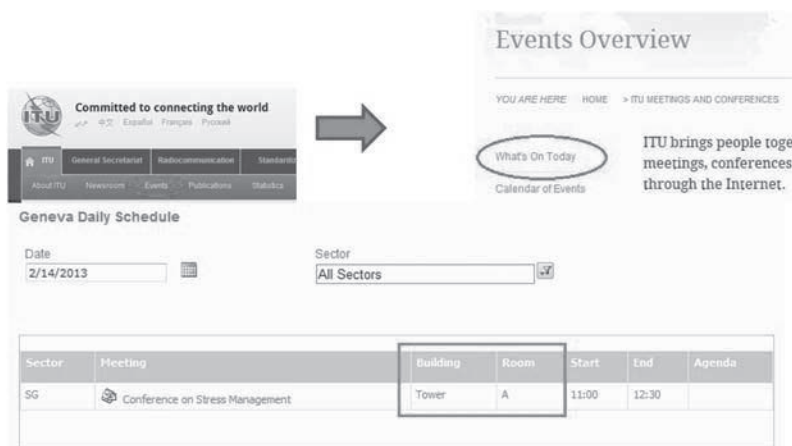


Fig.3. 参加予定の会議室の探し方

4.3 ITU内のIT環境

(1) 無線LAN

無線LAN (ITUwifi) が御使用になれます。パスコードは会議を担当するスタッフ若しくはITサービスデスク (Verambé (バランベ) ビル1階) にお問い合わせください。

(2) コピー機、プリンター

会議場近辺に用意されています。コピー機は御自由に御使用いただけます。持ち込みのPCへの目的のプリンターの設

定は、ステッカーに表示の情報に従って行ってください。また最下段のメールアドレスは“eprint”というサービスです。印刷を御希望のファイルをメールに添付し、このアドレス宛てに送るだけでプリントされます。

4.4 会議中の食事や買い物

食事については、ITU内のカフェテリアのほか、近隣の国際機関（UN、UNHCR、WIPOなど）のカフェテリアにもITUの入館バッジを提示し入ることができます。日用品の買い物には、COOPがお隣りUNHCR（国連高等弁務官事務所）の裏手、ITU Montbrillant（モンブリアン）ビルより徒



Photo 4-9. ITUタワー入口を入ってすぐの出版物記念品販売コーナー



Photo 4-6. UNHCR外観



Photo 4-7. UNHCR裏手のCOOP



Photo 4-8. UNHCR横のガソリンスタンド付随のmigrolino



Photo 4-10. 国連欧州本部内のBookshop（ポート40）



Photo 4-11. S.A.F.I., (ポート1)

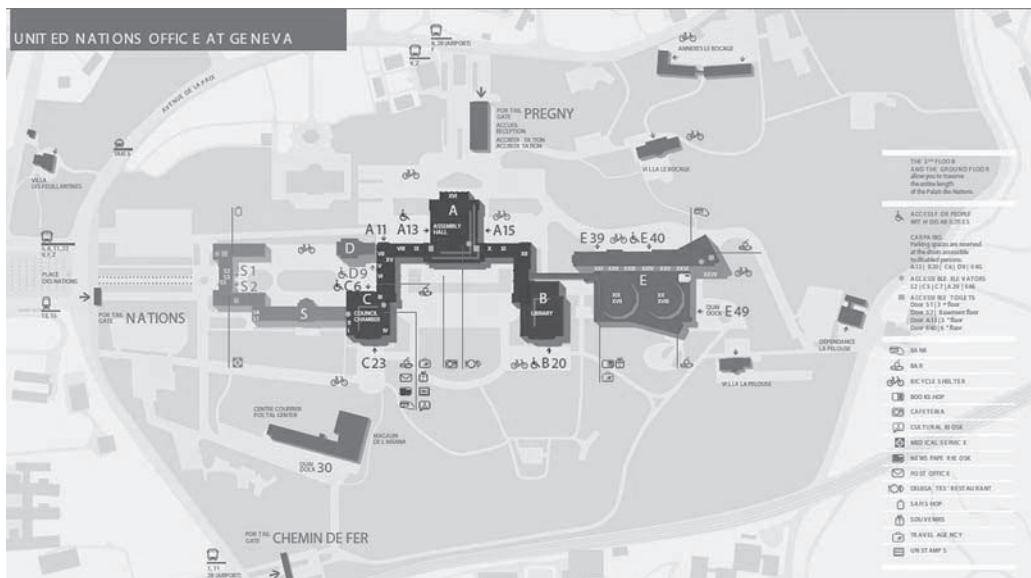


Photo 4-12. 国連欧州本部マップ

歩約5分の所にあります。会議は日曜にあることもあります。日曜の昼は、ITUの近くにあるプール (Piscine de Varembé, Avenue Giuseppe-Motta 46) のカフェテリアで昼食が取れる以外は近くには開いているレストランもなく、COOPでサンドイッチを買うこともできません。コルナバン駅前などでサンドイッチを買うなどして昼食を事前に用意されることをお勧めします。最悪の場合、ITU内にある自動販売機 (Montbrillantビル0階) やUNHCRの横にあるガソリンスタンドに付随しているmigrolino (67 rue de Monbrillant) でスナックを買うことができます。

4.5 その他

Towerビルの1階にITUの出版物や記念品 (お土産として使えます) を販売するコーナーがあります。この他、土産は国連欧州本部内のポート40にあるBookshopで国連グッズ

を、少し一般的なスイスものはポート1にある売店SAFI (月曜～金曜、12時～18時半) で購入することができます。

5. その他

5.1 具合が悪くなったら

ジュネーブは全体的に日本と比べて乾燥しており、夏は、日本よりも早い6月末の夏至の頃から7月にかけてとても蒸し暑くなることもあるものの、その期間は日本と比べて短く、時には、夏であっても日陰に入ると肌寒く感じ、特に朝晩は長袖や上着が必要になることもあります。また一方で、冬は気温が低く、時には大雪が降ることもあります。したがって、時期によっては日本とジュネーブでかなり気温差があることがあり、日本からの出張者の方の中には気候の違いで体調を崩したりする方もおられます。



Photo 5-1. 薬局：Pharmacie



Photo 5-2. Medical Service

ジュネーブ出張中に体調を崩して、薬や受診が必要な場合、以下のような方法があります。

(1) 薬局 (Pharmacie)

薬を購入したい場合には、日本同様、薬局で薬を購入することができます（もちろん、日本と同じ薬は手に入りません）。ITUから最寄りの薬局は、以下のとおりで、平日は8：00-18：45、土曜日は8：00-17：00に開いています（2013年2月現在）。

Pharmacie Populaire Varembe
Rue de Montbrillant 28
1202 Genève (GE)

また、上記以外にも、街中やショッピングセンターの中などでPharmacieや緑の十字マークのサインを目印に薬局を見つけることができます。

(2) ITU内のMedical Service

当日の会議で病院に行く時間がない場合などは、ITUのVarembeビルの地上階（0階）、一番ITU Tower寄りの部屋（V16）にMedical Serviceがあります。開業時間は、平日の8：45-12：30、14：00-17：00です。

ただし、看護婦が常駐しているだけなので、当座をしのぐためのその場で飲む市販の薬を数錠もらうことはできますが、医師が常駐していないため、処方箋など、薬を処方してもらうことはできません。

(3) 救急病院

ジュネーブは、ホームドクター制のため、通常、開業医は自分担当の患者しか診てくれませんし、予約が当日取れることもまれです。したがって、出張中にジュネーブで病院に行

く場合、救急病院に行くことになります。ジュネーブ市内には、以下のような24時間対応の病院があり、受付順で受診が可能です。ただし、かなり長時間待たされます（病院を出るまでに6時間近くかかることもあります）。

Hôpital Cantonal

Rue Gabrielle-Perret-Gentil 4
1211 Geneva 14
Tel. : 022 372 33 11 / 022 382 33 11

Hôpital de la Tour

Av. Jean-Daniel Maillard, 3
1217 Meyrin
Tel. : 022 719 61 11

Geneva Emergency Services（救急車を呼びたい時）

Tel. : 144

その他、24時間開いているわけではありませんが、受付順で受診可能な病院もあります（昼間の時間であれば、こちらの方が早く診てもらえると思います）。

Centre Médical des Grangettes SA（Urgence）

chemin des Grangettes 7, 1224 Chêne-Bougeries
Tel. : +41 22 305 0111
<http://www.grangettes.ch/Emergencies.html>

ITU内の会議室は空調が完備しており、夏はクーラー、冬はヒーターが入るため、問題ないと思いますが、会議出席中は体調管理も重要ですので、買物や観光などで近隣に足を延ばされる際には、天気予報で十分に気温などを確認してから

Tab. 1. 遅くまで営業しているスーパー

	住所	電話番号	営業時間
Migros M Genève - Cointrin Aéroport (空港内のMigros)	Route de l'Aéroport 25 1215 Genève (GE)	—	毎日8:00-21:00
Carrefour Market FERNEY Voltaire (フランス領のカルフル)	33 AVENUE VOLTAIRE 01210 FERNEY Voltaire	04 50 40 61 23	月～土：8:30- 19:30 日：9:00-12:30
Carrefour Ferney Voltaire (フランス領のカルフル)	CC La Poterie - 6 Chemin Brunette 01210 FERNEY VOLTAIRE	04 50 40 85 26	月～土：8:30- 21:00 日曜休み

お出かけください（ジュネーブからバスで1時間半ほどの、Mont Blancを眺められるChamonix（フランス）のAiguille du midi展望台（標高3,842m）は、真夏であってもとても寒いです）。

5.2 注意すべきこと（日本との違い）

(1) 治安

ジュネーブの治安は、日本と比べるとかなり悪く、ここ数年更に悪化傾向にあります。外出中はすりやひったくり、偽警官などには常に十分に注意して、持ち物からは目を離さない、大金は持ち歩かないよう御注意ください。なお、万が一被害に遭ってしまった場合、警察の電話番号は117です。

治安状況については、在ジュネーブ出張駐在官事務所のホームページなどにも注意喚起されていますので、御参照ください。

Consulat du Japon à Genève

82, rue de Lausanne - 1202 Genève, Suisse

Tel : +41- (0) 22-716-99-00

Fax : +41- (0) 22-716-99-01

http://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/index_j.htm

（業務時間：平日09：00-12：00、14：00-17：00
（日本の祝日も休館になることがあります））

(2) 物価

ジュネーブは物価が高いです。レストランで毎日食事をして、ランチでも20CHF以上することも珍しくなく、負担に感じられる方も多いかもしれません。マクドナルドなどのファーストフード店ですら日本の何倍もの値段となります

ので、食費などを節約したければ、日本からカップラーメンなどを持参するのも一案です。

(3) お店の営業時間

ジュネーブでは、日本と異なり、遅くまで開いているお店はほとんどありません。平日でも、コルナバン駅の売店やTabaccoショップなどのコンビニ的なところを除き、18：00～19：30には閉店しますし、日曜・祝日はほぼ全てのお店が閉まり、買い物をすることはできません（木曜日は遅い時間（21時頃）まで営業しているところもあります）。

比較的遅くまで開いているスーパーは、Tab.1の通りです。

(4) 夏時間

3月末の日曜から10月末の日曜までは夏時間のため、その期間中に出張し、電車やバスなどで移動する場合には、時計をずらすのを忘れないよう注意してください。

6. おわりに

初めての試みのため、いろいろと至らぬ点が多かったかと思いますが、こんな分野も書いてほしかったということなどありましたら、御指摘ください。海外出張ではどんなに準備していても不測の事態は生じるものです。そういうときは、ITUの我々のオフィスをお訪ねいただけたらと思います。各職員の専門は標準関係：太田、水野、無線関係：坂本、小泉、開発関係：杉本、コンピュータ関係：福室です。

ITUでの皆様の会議が成功し、充実した海外出張となることを祈念致します。

8.2 世界情報社会・電気通信日（5月17日）

8.2.1 世界情報社会・電気通信日 創設の経緯（5月17日）

出典：国際電信電話 第 17 巻 第 6 号 昭和 44 年 6 月 1 日発行「付録」より

世界電気通信の日を迎えて ＜World Telecommunications Day＞

国際電気通信連合 (ITU) 事務総局の提唱により、ITU 加盟諸国は、今年から毎年 5 月 17 日を世界電気通信の日と定めることとなった。これは、今日の ITU の基礎となった最初の万国電信条約がパリで署名された日を記念して設けられるもので、この日のため毎年テーマが選ばれる。この際、ITU 事務総局が準備した資料をもとに、制定の経緯および今年のテーマである「ITU」について若干ご紹介したい。

* 制定の経緯 *

昨年 10 月アルゼンティンのマル・デル・プラタで開かれた、ITU 国際電信電話諮問委員会 (CCITT) 総会の開会式における演説の中で、ミリ事務総局長が初めてこの日を設ける提案を行った。電気通信関係者ばかりでなく、広く世界の人々にも国際協力の重要性和 ITU の役割を理解してもらうことをねらったものである。この提案は各方面から暖かく迎えられた。

その後 ITU 事務総局は、毎年テーマを定めることも含めて各国に回章で意見を求めたところ、多くの国から積極的な回答が寄せられた。これに応じて、ITU 事務総局は、この日に寄せる事務総局長のメッセージ、ITU の活動を紹介する写真と新聞資料、世界電気通信の日のポスターなどを準備した。我が国では ITU 送付の資料を活用し、関係機関を通じ全国にポスター・資料等を配布して、この日の周知をはかる一方、新聞資料の発表、通信博物館における記念行事等によりこの日を祝った。

* ミリ事務総局長メッセージ *

“世界電気通信の日”制定の意義は、以下のミリ事務総局長メッセージの中によく説明されている。

「最初の万国電信条約が 20 カ国の全権委員によって署名されたのは、104 年前の今日、すなわち 1865 年 5 月 17 日(慶応元年)のことです。この政府間協定こそ、電信路が国境を越えて世界に延びることを可能にしたのであり、その後いくばくもなくして、どんなに離れた国々の間でも通信ができるようになりました。

この万国電信条約の署名によって創設された万国電信連合が、今日の国際電気通信連合の前身となったのであります。

連合の歴史は、まさしく電気通信の実用化のめざましい発展の歴史であり、それは同時に、20 カ国に始まり今日の 135 の連合員が参加している国際協力の努力の歴史でもあります。

今日、私たちはラジオのスイッチを入れるといろいろな国々の番組が流れてくることに別に驚きを感じませんし、テレビ網のある国々では、宇宙空間から送られてくる映像が画面に映し出されるのを見ても驚く者はありません。同様に、地球の裏側にいる人々と電話で話をするのもごく普通のことになっています。海上の船舶や飛行中の航空機はもちろん、宇宙空間を飛ぶ有人衛星でさえ、地上と連絡を取ることができま

す。

無線通信路や海底、地下および地上ケーブルは、地球をめぐるひとつの精巧な通信網を織り成し、その一部は今日では星にまで届いています。

しかし、これら有線や無線の通信連絡は私たちの日常生活の一部に溶け込んでいますので、私たちはこれらの通信連絡を欠いた生活を想像することはできません。また、その数や種類がたくさんあるにもかかわらず、これらが相互に競合し合うなどと考えることもないのです。

このめざましい功績は、私が先ほど述べたように、連合加盟諸国間の協力のたまものです。この国際的協力により、すべての電気通信業務の遂行を可能にする国際規則の制定、機器の標準化、世界計画および地域計画の作成、ならびに国連開発計画（UNDP）のわく内での新しい国、または発展の途上にある国に対する直接援助をみることができたのです。

今や原始と宇宙の時代に入り、そこには巨大な技術的可能性があると同時に、それを調整する必要は差し迫ったものがあります。世界電気通信の日を創設する機は熟したものと私たちは考えました。

最初の万国電信条約を記念して毎年祝うこの電気通信の日が、最新の電気通信の大事業に参加しているすべての人々の共通の努力を周知する良い機会となることを希望します。」

ITUの歴史

今日われわれが知っているテレックス、テレビ放送、宇宙通信というようなもっとも新しい電気通信も、文明のあけぼのとともに始まった人類の長年の努力の成果である。なかでも、19 世紀前半における電信の発明は、文明を全く新しい段階に導いた。S. モールスの名とともに知られている有線電信がアメリカで始めて公衆通信に使われたのは、1844 年で、その 4 年後にはヨーロッパのように国境が相互に接している地域では、ただちに国境が障害になってしまい、機器、運用方法および料金徴収に関する国家間の協定がなければ、文明の利器も、国内でしか通用しないことがわかった。

1840 年代のフランスとバーデン大公国との国境にあるストラスブルグの共同電報局では、次のような状況であった。たとえば、フランス側の局員は、数百キロ離れたパリから電線を通して光の速度で伝送されてきた電報を受信すると、手で特別の用紙に書き写し、それをテーブルの向かい側にいるドイツ側の局員に手渡す。すると、その局員はそれをドイツ語に訳し、宛先に再伝送する。数百キロを送信するよりも国境を越える作業の方が時間がかかったのである。

2 国の電信網を接続することを目的とした最初の条約は、1849 年 10 月プロシアとオーストリアとの間で調印され、これを中心に中・東部ヨーロッパ諸国による「独逸電信連合」が翌 1850 年に結成された。また、この連合の成功に刺激されて、1855 年にはフランスを中心にもうひとつ「西ヨーロッパ電信連合」が生まれた。その後、2つの連合の存在に不都合を感じたトルコをも含むヨーロッパ地域 20 カ国の政府は、フランスの招請により、統一した国際電信制度をつくる目的で、1865 年パリに代表を送り、同年 5 月 17 日最初の万国電信条約に調印した。この条約の附属電信規則によってモールス電信機が国際通信に採用され、ヨーロッパの大部分に統一料金が適用されることになる。

こうして創設された万国電信連合は、人類のための共通の努力を示すものとして、また、それ以後の国際協力機関の先駆者として、すべての人々に記念されるべきであろう。同連合は 1868 年ベルンに事務局を

設け、わずか 3 人の職員ではあったが、事務局をもった国際機関というまったく新しい国際協力のあり方を
つくり出したものとして注目された。

1890 年代に至って、電気通信史上最も偉大な革命となった無線通信が発明され、従来、有線ではできな
かった海上の船舶との通信が可能となった。しかし、同時に新たな国際的規制が必要となった。1902 年に
プロシアのハインリッヒ皇太子は、アメリカ訪問の帰路大西洋上で、ルーズヴェルト大統領にお礼の電報を
打とうとしたが、海岸局と船舶局で使用する無線機器の種類および製造国が違うという理由で拒否された。
この事件もひとつの動機となって、1906 年ベルリンで最初の国際無線電信条約が調印され、附属無線通
信規則も採択された。ここにいわゆる国際無線電信連合が誕生したのである。このとき、船舶局と海岸局
間の相互通信が義務づけられ、SOS が遭難信号に採用された。しかし、すべてが解決されたわけではな
かった。たとえば 1912 年有名なタイタニック号沈没の際、附近を航行中の船があったが、通信士が夜間の
執務時間外であったため、遭難信号を聴くことができなかったのである。それでも、徐々にではあるが、問
題は解決されていった。

1920 年代に入って放送が登場し、無線の使用が普及して懇親の問題がでてきた。1927 年ワシントン無線
会議で初めて各業務への周波数の分配が行われた。

電気通信の発達と複雑化に対処するため、技術、運用、料金などを研究する各種国際諮問委員会が発足
した。

1923 年には、国際電話諮問委員会、1926 年には国際電信諮問委員会（両者は 1956 年に合併して国際
電信電話諮問委員会となった）、1927 年には国際無線通信諮問委員会が設立されている。

1932 年マドリッド条約によって万国電信連合と、国際無線電信連合は合併して、国際電気通信連合が発
足した。この 1930 年代にテレビとレーダーが出現している。

第2次大戦後、米国のアトランティック・シティにおいて開かれた 1947 年国際電気通信全権委員会議は、
条約の内容を一新し、ITUは国際連合と連携する専門機関として新発足した。その後、1952 年ブエノスア
イレス条約、1959 年ジュネーヴ条約を経て、現行の条約は 1965 年モントルー（スイス）で開かれた全権委
員会議作成のものである。

* 今日のITU *

ITUは現在 135 の連合員からなり、その組織は条約に詳しく規定されている。

ITUの目的は、すべての種類の電気通信の改善および合理的利用のため国際協力を維持、増進すること、
および電気通信の技術的手段の発達とその最も能率的な運用を促進することにある。このためITUは、周
波数スペクトルの分配と周波数割当ての登録、良好な通信サービスと健全なかつ独立の経理を勘案した
低料金設定の促進、低開発国に対する技術協力活動、通信による人命安全の確保、電気通信の研究、規
則の制定、勧告の作成、情報の収集と発表などを行っている。

最近のITUの主な活動は次のとおりである。

(1) 宇宙通信

宇宙通信には特有の問題がたくさんある。たとえば、故障により発しできなくなった衛星は宇宙空間の単な
る小石にすぎないし、逆に発信の止まらなくなった衛星は他の通信の妨害となる。また、宇宙からの発信は

地球上の広範な地域をカバーするため、混信には特に注意する必要があるとか、重さが制限されるため発信電力が弱く、地上の受信局は特別に保護されなければならないとか、また、通信距離が長いと電波の到達に要する時間も技術的に無視できないなど数えればきりが無い。

ITUは、1959年宇宙研究に必要な周波数帯の割当てを行い、また、宇宙通信に関する各種の技術的問題を検討するため、特別の研究委員会を作った。1963年の宇宙無線通信会議では、各種宇宙業務用に多くの周波数帯が割り当てられ、そのほか、遭難手続、放送衛星、ITUへの情報提供などに関する決議および勧告が採択された。

研究委員会は、その後も宇宙通信に関する技術的諸問題を研究しており、通信衛星の静止軌道位置の使用方法を研究する国際作業班もつくられている。

宇宙通信技術の迅速な進歩に応じるため、1971年には第2回宇宙無線通信会議が予定されている。

(2)世界電気通信網計画

世界の電話は、15年前の1954年には9千万に過ぎなかったが、今日では2億3千万を越えており、今世紀末には6億に達するものと見られている。

電話の増加と並行して、国際通話の利用も急速に伸びてきた。ITUは、電気通信プラン委員会を設けて、国際電気通信網の一般計画作成にあたっている。プラン委員会には、世界プラン委員会と4つの地域プラン委員会（アフリカ、ラテン・アメリカ、アジア・大洋州、ヨーロッパ・地中海）がある。

1967年メキシコで開かれた世界プラン委員会は、1966年の通信実績と1970年および1975年の通信需要予測をもとに、世界的規模の電気通信相互接続計画を作成した。地域相互間の接続は、面として海底ケーブルと衛星によるものとして計画されている。

この計画は、番号計画（世界の電話が自動または半自動化される際に使用する国番号が割り当てられており、日本は81）およびルーティング計画（3種類の中継局による国際中継交換の体系）により補充される。

(3)技術協力

一国の発展は電気通信と切り離して考えることはできない。距離が障害でなくなった今日の世界諸国民は、ますます能率的な電気通信網に依存するようになり、多くの国では、通信網の発達が必要に追いつけない状態である。世界電気通信網の円滑な運営には、さらに多くの設備と技術者が必要とされている。

この問題を解決するため、ITUはUNDPと協力して、開発の遅れている国々に対し、電気通信訓練センター設立、現地での調査研究や職員の要請を任務とする専門家の派遣、フェローシップ供与、ゼミナールの開催、訓練・測定・展示用機器の提供など多くの事業を行ってきた。

1968年中に、ITUは専門家派遣231名、フェローシップ供与274名をフック無560万ドルの技術援助を行った。派遣された専門家の3分の1は、援助受入国政府の顧問として、行政・組織・技術問題の解決に助力し、60パーセントは訓練関係に携わっている。なお、現在日本からはアジア、中東、中米等の諸国に対し、9名の専門家を派遣している。また、ITUが1968年中に取り扱った23の長期事業のうち、20は電気通信訓練センターである。

（郵政省電気通信監理官室）

その後、世界情報社会サミットフェーズ 2(2005 年 11 月 チュニス)のチュニスアジェンダで 5 月 17 日を「世界情報社会の日」とすることが宣言され、更に、その後の国連総会(2006 年 3 月)でも採択された。それらを受けて、2006 年 11 月に開催された ITU 全権委員会(トルコ アンタルヤ)において、同日を「World Telecommunication and Information Society Day(世界情報社会・電気通信日)」として制定し、毎年祝賀することが決議された。

8.2.2 テーマ一覧

テーマ

回	年	テーマ(和文)	テーマ(英文)
1	1969	国際電気通信連合	The International Telecommunication
2	1970	電気通信と教育	Telecommunication and Education
3	1971	宇宙と電気通信	Space and Telecommunication
4	1972	世界電気通信網	The World Telecommunication
5	1973	電気通信分野における国際協力	International Co-Operation in Telecommunication
6	1974	電気通信と交通	Telecommunications and Transport
7	1975	気象と電気通信	Meteorology and Telecommunications
8	1976	電気通信と情報	Telecommunication and Mass Media
9	1977	電気通信と開発	Telecommunication and Development
10	1978	無線通信	Radiocommunications
11	1979	すべての人々のための電気通信	Telecommunications for all
12	1980	ルーラルテレコミュニケーション	Rural Telecommunications
13	1981	電気通信と健康	Telecommunications and Health
14	1982	国際協力	International Co-Operation
15	1983	一つの世界、一つの通信網	One World, One Network
16	1984	広がる電気通信の世界	Telecommunications: Expanding Horizons
17	1985	普遍性に向けての大きな一歩	Against Stride towards Universality
18	1986	前進するパートナー達	Partners in Progress
19	1987	諸国民に奉仕する電気通信	Telecommunications in the Service of Nations
20	1988	エレクトロニクス時代の技術移転	The Transfer of Technological Know-How in the Age of Electronics
21	1989	国際協力も明日の柱	International Co-Operation is also the Future
22	1990	電気通信と産業の発展	Telecommunications and Industrial Development
23	1991	電気通信と人命の安全	Telecommunications and the Safety of Human Life
24	1992	電気通信と宇宙:新しい視野	Telecommunications and Space: New Horizons
25	1993	電気通信と人類の発展	Telecommunications and Human Development
26	1994	電気通信と文化	Telecommunications and Culture
27	1995	電気通信と環境	Telecommunications and environment
28	1996	電気通信とスポーツ	Telecommunications and Sport
29	1997	電気通信と人道的支援	Telecommunications and Human Support
30	1998	電気通信の貿易	Trade in Telecommunications
31	1999	電子商取引	Electronic Commerce
32	2000	移動通信	Mobile Communications
33	2001	インターネット	The Internet: Challenges, opportunities and prospects
34	2002	すべての人にICTを - デジタルデバイド解消に向けて -	ICT for all: empowering people to cross the digital divide
35	2003	世界中の人々のコミュニケーションを 支援しよう	Helping all of the world's people to communicate

36	2004	ICT:持続可能な開発への先導	ICT: Leading the way to sustainable development
37	2005	公平な情報社会の創造:行動の時	Creating an equitable Information Society: Time for Action
38	2006	グローバルサイバーセキュリティの推進	Promoting Global Cybersecurity
39	2007	若人をつなぐ : ICT の機会	Connecting the Young: the opportunities of ICT
40	2008	障害を持った人々をつなぐ : 全ての人にICTの恩恵を	Connecting Persons with Disabilities : ICT Opportunities for All
41	2009	サイバースペースにおける子供達を守る	Protecting children in cyberspace
42	2010	ICTを使ったより良い都市と生活	Better city, better life with ICTs
43	2011	ルーラル(非都市圏)コミュニティでのICTを活用したより良い生活について	Better Life in Rural Communities with ICTs
44	2012	ICTと女性	Women and Girls in ICT
45	2013	ICTと交通安全	ICTs and Improving Road Safety
46	2014	持続的発展のためのブロードバンド	Broadband for Sustainable Development
47	2015	電気通信・ICT:イノベーションを推進させる力	Telecommunications and ICTs: Drivers of innovation
48	2016	社会的なインパクトをもたらす ICT 起業家活動	ICT entrepreneurship for social impact
49	2017	ビッグデータ活用のインパクト	Big Data for Big Impact

「第49回世界情報社会・電気通信日のつどい」開催

一般財団法人日本ITU協会 企画部

2017年5月17日、当協会主催の「第49回世界情報社会・電気通信日のつどい」が京王プラザホテル（新宿区西新宿）にて開催され、日本政府、在日外国大使館、情報通信放送業界等から約300名の関係者が参集した。

5月17日は、1865年に国際電気通信連合（ITU）の基礎となった万国電信条約が署名された日にあたる。毎年この日は、「世界情報社会・電気通信日（World Telecommunication and Information Society Day）」と銘打ち、ITUや各国が記念日として祝うことにあわせ、我が国では日本ITU協会が式典を開催している。今年で45回目となる長い伝統のある賞は、国際標準化や国際協力分野において広く情報通信・放送分野で活躍してこられた方々に、その功績を称え、総務大臣賞と日本ITU協会賞が贈呈される。

式典来賓にあかま総務副大臣、外務省相星審議官から祝辞をいただき、日本ITU協会賞選考委員会関委員長から、選考についての報告があった。

式典では、総務大臣賞及び日本ITU協会賞の贈呈式が行われ、総務大臣賞は水池健氏に、日本ITU協会賞特別

賞はフェルナンド ビッテンコート氏に贈呈された。

日本ITU協会賞は、従前「ICT国際標準化分野」「国際協力分野」で功績を残された方に「功績賞」「国際協力賞」として贈呈していたが、今年から「功績賞」として賞名を統一して贈呈することとした。また、その活動の継続が期待される方には「奨励賞」として贈呈することとし、功績賞20件、奨励賞20件の贈呈を行い、その功績が称えられた。

厳かな贈呈式の後には記念講演が行われ、今注目を集めている人工知能研究の第一人者である、松尾豊先生（東京大学大学院工学系研究科特任准教授）により「人工知能は人間を超えるか」と題して講演いただいた。

今年も総務大臣賞並びに日本ITU協会賞を贈呈することができたことに、心から喜びを感じている。受賞者の皆様の今後益々のご活躍とご健勝をお祈りするとともに、推薦機関をはじめ、本式典を支えていただいている各方面の方々に御礼申し上げたい。なお、式典の様子は、近々当協会のウェブサイトに掲載するので、是非ご覧いただきたい。
https://www.ituaj.jp/?page_id=13226



■写真1. 記念撮影



■写真2. 総務大臣賞受賞 水池健氏



■写真3. 日本ITU協会賞 特別賞受賞 フェルナンド ビッテンコート氏



■写真4. 日本ITU協会賞 功績賞受賞の皆様



■写真5. 日本ITU協会賞 国際活動奨励賞の皆様

■総務大臣賞、第45回日本ITU協会賞 受賞者一覧 (敬称略)
(所属は推薦時)

氏名	所属団体名
【総務大臣賞】	
水池 健	KDDI株式会社
【特別賞】	
フェルナンド ビッテンコート	ブラジルテレビ技術協会
【功績賞】	
安部田 貞行	株式会社NTTドコモ
荒木 則幸	日本電信電話株式会社
浦野 丈治	日本テレビ放送網株式会社
江川 尚志	日本電気株式会社
門林 雄基	奈良先端科学技術大学院大学 / 国立研究開発法人情報通信研究機構
木幡 祐一	一般社団法人電波産業会
熊田 純二	株式会社コーポレートディレクション
小島 理代子	公益財団法人KDDI財団
住田 正臣	株式会社NTTドコモ / 一般社団法人情報通信技術委員会
平良 寛樹	元 東日本電信電話株式会社
高橋 謙三	国立大学法人電気通信大学
高橋 知彦	KDDI株式会社
土橋 康輔	特定非営利活動法人BHNテレコム支援協議会
中井 博	特定非営利活動法人BHNテレコム支援協議会
中島 和秀	日本電信電話株式会社
中村 隆治	富士通株式会社
平山 守	一般財団法人海外通信・放送コンサルティング協力
ベド ブラサド カフレ	国立研究開発法人情報通信研究機構
松尾 一紀	KDDI株式会社 / 一般社団法人情報通信技術委員会
海底通信ケーブルプロジェクトチーム	日本電気株式会社
【奨励賞】	
石井 守	国立研究開発法人情報通信研究機構
植田 由美	国立研究開発法人情報通信研究機構
ウメシュ アニール	株式会社NTTドコモ
大槻 芽美子	株式会社NTTドコモ
日下部 裕一	日本放送協会
鈴木 陽一	日本放送協会
高谷 和宏	日本電信電話株式会社
武田 和晃	株式会社NTTドコモ
津田 健吾	日本放送協会
中北 久雄	株式会社NHKアイテック
中山 善博	公益財団法人KDDI財団
成清 善一	日本放送協会
袴田 佳孝	日本放送協会
広瀬 克昌	日本放送協会
松嶋 孝明	KDDI株式会社 / 国立研究開発法人情報通信研究機構
三浦 周	国立研究開発法人情報通信研究機構
山上 大	東日本電信電話株式会社
山岸 和久	日本電信電話株式会社
日本電気株式会社TCI事業部	日本電気株式会社
NICT耐災害ICT標準化推進チーム	国立研究開発法人情報通信研究機構

8.2.4 総務大臣賞・日本ITU協会賞一覧（受賞年別）

日本ITU協会賞 受賞者一覧(受賞年別)
https://www.ituai.jp/?page_id=5960

平成29年度 -2017	総務大臣賞	水池 健					
	特別賞	フェルナンド ビッテンコート					
	功績賞	安部田 貞行	荒木 則幸	浦野 文治	江川 尚志	門林 雄基	
		木幡 祐一	熊田 純二	小島 理代子	住田 正臣	平良 寛樹	
		高橋 謙三	高橋 知彦	土橋 康輔	中井 博	中島 和秀	
		中村 隆治	平山 守	ベド ブラサド カフレ	松尾 一紀		
		海底通信ケーブルプロジェクトチーム					
	奨励賞	石井 守	植田 由美	ウメシュ アニール		大槻 芽美子	
		日下部 裕一	鈴木 陽一	高谷 和宏	武田 和晃	津田 健吾	
		中北 久雄	中山 善博	成清 善一	袴田 佳孝	広瀬 克昌	
		松嶋 孝明	三浦 周	山上 大	山岸 和久		
		日本電気株式会社 T C I 事業部					
NICT耐災害ICT標準化推進チーム							
平成28年度 -2016	総務大臣賞	橋本 明					
	特別賞	土井 美和子					
	特別功労賞	平田 康夫	松本 充司	吉野 武彦	フィッシュマン ゲイリー		
	功績賞	新 博行	大羽 巧	大村 好則	岡川 隆俊	小川 彰	
		川田 亮一	後藤 良則	田島 公博	西永 望	山崎 高日子	
	国際協力賞	「サウジアラビア キング・アブドゥルアズィーズ大学HPC」プロジェクト					
		DigiCon6 ASIAプロジェクト		上村 誠弘	染谷 勝	寺内 賢一	
		長瀬 彰	眞野 正稔	丸山 芳樹			
	国際活動奨励賞	縣 亮	荒井 健二郎	井岡 紘子	石田 和人	ウリ A. ハブサリ	
	功績賞対象分野	大出 訓史	小田 祥一朗	カーン アシック	川西 哲也・久利 敏明		
		河村 圭	戸毛 邦弘	中尾 彰宏	壬生 亮太	宮寺 好男	
		藪崎 仁史					
	国際活動奨励賞	新採用国対応タスクフォース		金澤 智昭	佐賀山 健司	佐藤 信之	
	国際協力賞対象分野	松岡 準志	安村 成彦				
	平成27年度 -2015	総務大臣賞	小尾 敏夫				
		功績賞	太田 宏	酒澤 茂之	白木 和之	武智 秀	古川 憲志
			松永 彰	村上 誠			
国際協力賞		アジア地域モバイルバックホール改良プロジェクト			内山 洋祐	桑原 正義	
		古閑 次郎	小峠 忠義	坂野 寿和	高原 厚	戸田 弘	
		無州 清					
国際活動奨励賞		浅香 航太	一色 耕治	梅田 大將	衛藤 将史	門脇 真	
功績賞対象分野		神原 浩平	田中 清	内藤 整	永田 聡	仲 信彦	
		長谷川 一知	福井 裕介				
国際活動奨励賞		赤津 和彦	秋場 美奈子	川那 義則	田中 進		
国際協力賞対象分野		デジタルブロードキャスティングエキスパーツグループ			信常 伸一	藤田 浩	
平成26年度 -2014	総務大臣賞	村野 和雄					
	特別賞	滝川 クリステル					
	功績賞	荒木 正治	石川 禎典	河合 宣行	興水 敬		
		ソフトバンクモバイル株式会社 電波伝搬標準化推進チーム				富田 茂	
		本多 美雄	村川 一雄	横谷 哲也	渡辺 馨		
	国際協力賞	伊藤 義雄	梅澤 由起	NTTベトナム株式会社		瀬上 功一	
		中村 英毅	野中 正晴	ミャンマー通信網緊急改善プロジェクト			
	国際活動奨励賞	石樽 康雄	大槻 信也	大原 拓也	Suyong EUM		
	功績賞対象分野	数井 君彦	河村 高登	実井 仁	高野 祐美子		
		武智 洋	陳 嵐	辻 宏之	畑川 養幸	樋口 崇則	
		Anand Raghawa PRASAD		巳之口 淳	村上 誉	山本 武志	
	国際活動奨励賞	齋藤 秀俊	阪口 安司	福島 文枝			
	国際協力賞対象分野						
平成25年度 -2013	総務大臣賞	津川 清一					
	特別賞	渡辺 利夫					
	功績賞	浅谷 耕一	菅原 正幸	高橋 玲	ブラマニク カデル博		
		ブン チュンセン		間野 一則	宮地 悟史	向井 宏明	
		HATS推進会議実施推進部会					

	国際協力賞	木村 俊一	小林 一之助	白井 明	高原 実	滝童内 裕
		外所 賢二	橋本 イスラムヌール	藤井 浩		
	国際活動奨励賞 功績賞対象分野	荒木 則幸	大久保 洋幸	久代 雄一郎	栗田 敏彦	小池 良典
		千賀 渉	高橋 秀明	並河 治	西田 克利	浜田 リラ
		渡辺 聡一	姫野 秀雄	三浦 望	山影 朋夫	吉松 勇
	国際活動奨励賞 国際協力賞対象分野	伊藤 勇	北田 薫	小林 真弓	志村 直茂	本田 英昭
		山中 敦之				
平成24年度 -2012	総務大臣賞	川角 靖彦				
	功績賞	和泉 俊勝	小坂 克彦	坂本 光弘	清水 勉	菅田 明則
		高田 政幸	中西 健治	広池 彰	三留 隆宏	森田 直孝
	国際協力賞	飯島 幸雄	岩田 秀行	大桃 善一郎	亀山 渉	佐竹 正博
		篠原 浩一郎	高島 武司	高橋 泰雄		
	国際活動奨励賞 功績賞対象分野	朝倉 薫	有吉 正行	磯部 慎一	小川 博世	片桐 徹
		門林 雄基	岸山 祥久	厚東 肇	近藤 芳展	関口 俊一
平成23年度 -2011		高橋 健志	中島 和秀	松本 延孝	水谷 昌彦	村山 研一
		山本 秀樹				
	国際活動奨励賞 国際協力賞対象分野	大沢 潤一	川井 正人	サンティアゴ ジェームス		友田 昌秀
		西 卯助	吉見 智文			
	総務大臣賞	佐賀 健二				
	特別功労賞	大久保 榮				
		長谷川 豊明				
平成22年度 -2010	功績賞	大橋 正治	岡 誠一	櫻井 義人	中村 武宏	西田 幸博
		山崎 毅文	山田 秀昭	横山 伊仁		
	国際協力賞	石井 英光	植竹 國一	大場 一則	野村 正規	堀 智織
		松本 潤	中村 哲	室井 謙三		
	国際活動奨励賞 功績賞対象分野	池田 哲	今田 諭志	岩村 幹生	折口 壮志	木全 英明
		櫻井 暁	高橋 知彦	田中 威津馬	永沼 美保	藤井 智史
		星田 剛司	松原 大典	松原 雅美		
平成21年度 -2009	国際活動奨励賞 国際協力賞対象分野	牛山 和彦	宇高 衛	岡村 守	鈴木 浩	土淵 法明
		福家 直樹	古田 浩之	渡邊 敏英		
	総務大臣賞	中西 洋夫				
	功績賞	東 充宏	白石 基	鈴木 宗良	高畑 文雄	田村 潤三
		坪井 利憲	中村 寛			
	国際協力賞	石井 誠一	緒方 惟孝	(財) 海外通信・放送コンサルティング協力		
		木村 光男	小林 喜代隆	星野 和弘	牧野 修	
平成20年度 -2008	国際活動奨励賞 功績賞対象分野	青木 秀一	大西 輝夫	岡本 淳	鍛 忠司	小暮 聡
		小西 聡	白木 和之	谷川 和法	丹野 元博	栃尾 祐治
		端谷 隆文	林 通秋			
	国際活動奨励賞 国際協力賞対象分野	池上 智仁	岩澤 正明	岩間 司	加藤 孝男	小島 理代子
		鈴木 啓三郎	高田 政幸	鳥羽 孝一	中満 末夫	林 孝敏
		松下 孝弟				
	総務大臣賞	平松 幸男				
平成20年度 -2008	功績賞	石部 和彦	今中 秀郎	川森 雅仁	小島 政夫	澤田 寛
		水谷 幹男				
	国際協力賞	石垣 英明	及川 政行	佐々木 良司	鈴木 周次	高田 守
		黒岩 博司	高橋 富士信	得本 恵一郎	山口 恒守	
	国際活動奨励賞 功績賞対象分野	新 博行	石井 晋司	可児 淳一	ベドプラサド カフレ	
		越塚 登	菅原 正幸	田村 利之	日和崎 祐介	三宅 優
		向井 宏明	日本電信電話(株) 環境エネルギー研究所 環境推進プロジェクト			
平成20年度 -2008	国際活動奨励賞 国際協力賞対象分野	伊藤 寧夫	大淵 隆平	金子 俊浩	小林 修	志鎌 昌宏
		横野 孝司				
	総務大臣賞	浦野 義頼				
	功績賞	伊藤 直人	岡田 忠信	小口 喜美夫	鋤吉 薫	新谷 正道
		森崎 孝行	吉野 仁			
	国際協力賞	岡部 嘉吉	黒田 由美子	合田 ノゾム	後藤 康裕	小松 正
		下井田 秀雄	伊達 新之輔	田中 憲次	中野 俊夫	
平成20年度 -2008	国際活動奨励賞 功績賞対象分野	江川 尚志	鎌谷 修	土田 健一	碓 琢己	富永 哲欣
		仲道 耕二	新井田 統	本多 美雄		
	国際活動奨励賞 国際協力賞対象分野	阿瀬見 宏	鰐木 健一	内山 洋祐	富保 諄一郎	野崎 誠一
		松永 健司				

平成19年度 -2007	功績賞	尾上 誠蔵	佐藤 明雄	中尾 康二	村上 龍郎	吉田 龍彦
		吉村 幸夫				
	国際活動奨励賞	安部田 貞行	大本 隆太郎	酒澤 茂之	佐藤 浩司	澤田 政宏
		高橋 徳雄	田島 勉	立岡 良夫	長津 尚英	中山 稔啓
		成田 篤信				
	国際協力賞	金子 文雄	櫛田 覚	倉林 和夫	千本 義隆	塚本 勝久
		平田 正幸	ブラマニク カデル博		本多 慶成	
	国際協力奨励賞	飯田 武	上田 則明	梅澤 由起	杉本 勉	高山 寛次
平成18年度 -2006	特別功労賞	桑原 守二	若井 登			
		WSIS特別賞	久保 純子	道傳 愛子		
	功績賞	石田 良英	大石 雅寿	沖見 勝也	小山 敏	田中 三郎
		福田 英輔	前田 惟裕	渡辺 裕		
	国際活動奨励賞	磯部 義明	大堂 雅之	武智 秀	田村 基	藤川 就一
		古川 憲志	宮地 悟史			
	国際協力賞	伊東 善元	金子 進	樽松 八平	黒部 純一	下地 昇
		庄司 新一	長崎 靖夫	橋本 雅汎	三橋 英夫	
	国際協力奨励賞	荒巻 修志	井上 由美江	牛坂 正信	染谷 勝	田中 健二
		田中 秀實	福山 正文	溝上 徹	矢住 廣孝	
平成17年度 -2005	功績賞	江尻 正義	遠藤 静夫	大宮 知己	沖中 秀夫	小尾 敏夫
		小林 哲	山本 浩治			
	国際活動奨励賞	岩田 秀行	岸 洋司	輿水 敬	後藤 良則	佐藤 和助
		高橋 玲	中村 直義	本堂 恵利子	三留 隆宏	望月 健
		山田 秀昭				
	国際協力賞	足立 堯彦	出石 昌三	遠藤 兌	小林 正次	川畑 泰昭
		谷井 良臣	布施 誠	松雪 方雄		
	国際協力奨励賞	今川 眞治	古謝 保	末次 信圭	杉江 晶子	田中 秀樹
		福岡 昭一	堀下 満海	三浦 周三	ムハマド アトハル サディック	
		山木 賢蔵				
平成16年度 -2004	功績賞	阿部 宗男	伊原 昭男	小川 忠雄	小池 伸一	平松 幸男
		福地 一	藪崎 正実			
	国際活動奨励賞	浦野 丈治	ウン チャン ホク		川田 亮一	谷 直樹
		中川 仁	中村 武宏	丸山 秀幸	村上 伸一郎	
	国際協力賞	足立イフテカーレ・アムジャド	宇山 勝雄	大隅 旭	塩田 善昭	
		中嶋 賢二	橋口 幸生	波多野 謙一	花井 孝	日比野 賢一
	国際協力奨励賞	浅山 洋	植竹 国一	大矢 秀行	佐田 忠市	服部 衛彦
		藤井 浩	前田 隆	村田 興一	山口 功	山口 順也
平成15年度 -2003	功績賞	川角 靖彦	菊島 浩二	篠永 英之	津川 清一	中島 功
		松本 和良	三好 幸夫	山根 一雄	吉村 俊郎	
		NTTアクセスサービスシステム研究所 光アクセスシステムプロジェクト				
	国際活動奨励賞	泉田 史	大野 浩之	斉藤 知弘	塚田 晴史	中村 元
		松本 渉	横谷 哲也	吉野 仁		
	国際協力賞	梶川 秀二	加藤 徳郎	喜岡 清一	小杉 隆	中畑 雄二郎
		中村 安昭	平栗 要	山崎 尚男	渡辺 賢一	
	国際協力奨励賞	金井 邦臣	小林 喜代隆	佐藤 和雄	十蔵寺 寛	杉井 賢一
平成14年度 -2002	功績賞	滝童内 裕	田中 工文	田村 孝雄	中田 知義	
		岡村 治男	加藤 幹之	(故) 佐々木 秋穂		鈴木 太平
		高杉 敏男	戸塚 良則	内藤 悠史	前田 洋一	松本 修一
		松本 檀				
	国際活動奨励賞	池田 忍	大津 徹	大橋 正良	四宮 光文	趙 永国
		中村 寛	日比 慶一	森山 繁樹	横田 史彦	
	国際協力賞	青木 隆雄	柏倉 宏聿	河野 洋三	城後 堅一	高橋 洋一
		中田 静馬	西村 文雄	藤井 拓三	間瀬 和三郎	森屋 俣昌
平成13年度 -2001	国際協力奨励賞	阿部 秀貴	榎本 光夫	大井 雅雄	川出 健	木塚 透
		光桑野 廣男	上西 稔治	藤澤 英二	藤田 伸夫	古舘 幸治
	特別功労賞	大山 昇	矢橋 幸一			
	ユニバーサルアクセシビリティ賞	青木 詔	大蔵 智行	三浦 宏之	大嶋 雄三	大蔵 卓麻
		釜本 美佐子	川越 利信	栗田 茂明	酒寄 哲也	佐川 浩彦
		都木 徹	長谷川 貞夫	電気通信アクセス協議会		北鈴会

	国際協力特別賞	KDDI株式会社／財団法人 KDDIエンジニアリング・アンド・コンサルティング				
		ソニー株式会社・ブロードバンドソリューションネットワークカンパニー・				
		B & Pカンパニービジネス企画推進部門・国際協力部				
		日本電信電話株式会社／東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社／				
		NTTコミュニケーションズ株式会社				
		日本放送協会／(財)NHK放送研修センター				
		ブノンペンの会				
功績賞	大久保 榮	正源 和義	ジョン レアリー		園城 博康	
	田草川 公人	中村 耕造	松本 充司	渡邊 文夫		
国際活動奨励賞	石原 智宏	石部 和彦	城山 英明	武田 幸子	富田 茂	
	西田 幸博	花原 克年	森田 直孝			
国際協力賞	荒井 亮	内山 鈴夫	小幡 典男	柏 齊二	黒野 宗雄	
	薩摩 逸雄	田中 利興	橋本 秀夫	松岡 孝	迎山 秀也	
国際協力奨励賞	荒古 邦彦	入江 雅通	岡田 実	富森 茂	長瀬 彰	
	平山 守	宮崎 誠	森田 洋	矢後 良一		
平成12年度 -2000	功績賞	荒井 清実	浦野 義頼	立澤 加一	灰原 正	秦 正治
		服部 光男	藤井 伸朗	松尾 一紀	宮沢 寛	
	国際活動奨励賞	太田 宏	黒田 徹	鋭吉 薫	河野 宇博	鈴木 宗良
		田村 俊之	村川 一雄	保田 佳之	吉村 隆之	
	国際協力賞	植木 俊雄	上野 重喜	海老沢 延雄	荻野 徹也	木本 正二
		篠原 加行	大宮司 好文	中 勝司	花嶋 宏	和氣 鴻
	国際協力奨励賞	大場 一則	菊村 一	串田 薫	相馬 宏	長江 靖行
平成11年度 -1999	特別賞	市原 博	緒方 研二	柏木 輝彦	原 昌三	山本 草二
	褒賞	秋山 稔	飯田 徳雄			
	一般賞	石川 宏	近江 克郎	上瀬 千春	佐藤 孝平	津田 俊隆
		新納 康彦	平川 秀治	山田 肇		
	著作賞	須永 宏				
	国際活動奨励賞	佐原 功治	津久井 聡一	杉山 武志	渡辺 馨	田中 宏和
		清水 聡				
国際協力賞	井口 義勝	石島 照造	板橋 邦夫	大野 正太郎	工藤 哲郎	
	小林 建雄	佐藤 秀雄	澤田 郁	清水 直	中山 義秀	
	根本 則夫	故 牧野 満男				
国際協力奨励賞	内海 三郎	桃沢 英明	山口 恒守	吉田 峰雄		
平成10年度 -1998	一般賞	池田 佳和	北見 憲一	富田 修二	矢橋(古屋)隆	水池 健
	著作賞	畠山 裕爾				
	国際活動奨励賞	加藤 久和	柴田 達雄	清水 勉	進藤 喜彦	藪崎 正実
	国際協力賞	ISDN国際共同研究会		片倉 昇吾	佐藤 悦朗	杉浦 文雄
鈴木 廣雄		立澤 宏	野元 清	松本 道夫	嶺 仁	
平成9年度 -1997	一般賞	小野 欽司	川尻 轟大	熊田 純二	佐々木 秋穂	二木 貢
		藤岡 雅宣	松下 正彦	米澤 允克	関 祥行	
	国際協力賞	大野 寛	河野 朝次	駒形 郁雄	杉山 安一	豊田 暹
船橋 友一郎		山形 進	横山 義晴			
平成8年度 -1996	特別賞	大河原 良雄	澤村 吉克	新川 浩	平野 正雄	平山 温
		(故)増田 元一	松田 英一			
	褒賞	清水 岩幸	玉木 久光	姫野 忠	宮崎 文夫	
	一般賞	浅谷 耕一	井伊 誓	井手口 健	小坂 克彦	清水 孝雄
		畑中 卓純	坂東 正明	宮坂 栄一	村上 英世	
国際協力賞	阿部 久雄	岩清水 隆男	岸 政邦	木下 守男	黒田 寿彦	
	杉浦 昂	高木 完一	宮城 崇	大和 馨	吉田 伸夫	
平成7年度 -1995	一般賞	永井 研二	中村 幸夫	橋本 明	古川 弘志	松平 恒和
		三浦 信				
	著作賞	平松 幸男				
	国際協力賞	(故)赤津 脩	歌代 功	大羽 朋四郎	小沢 斉	小林 彦造
佐野 英夫		庄司 正志	菅 波志女			
平成6年度 -1994	一般賞	足立 邦彦	新井 彰	竹中 理	細矢 良雄	山田 幸
	著作賞	北脇 信彦				
	国際協力賞	石塚 春夫	稲野 龍三郎	潮田 巖	大島 松太郎	北原 福司
国府 康昌		鈴木 敬久	速水 昭三	深井 保		

平成5年度 -1993	一般賞	岡部 恒雄 藤井 拓三	小畑 富宥	鈴木 幟	辻井 重男	二宮 佑一
	著作賞	松本 充司				
	国際協力賞	佐治 信男 藤井 義人	竹内 和雄 堀 成雄	坪井 俊雄 故 麦島正靖	故 西村 清	仁平 勝
平成4年度 -1992	一般賞	大瀧 泰郎 村野 和雄	大原 光雄 若井 登	北川 泰弘	瀬沼 義昌	橋本 了
	著作賞	河井 正彦	星 元雄			
	国際協力賞	安藤 元紀 高岡 博之	石田 守 野間 広	岡 馨 三宅 繁	乙部 和夫	木村 栄一
平成3年度 -1991	特別賞	児島 光雄 牧野 康夫	島 茂雄 宮 憲一	谷 恵吉郎	中山 次郎	藤木 栄
	褒賞	小島 武	高村 耐子	富永 英義	藤沢 絹子	
	一般賞	木本 正二	西澤 台次	平田 康夫	松原 正久	山下 孚
	著作賞	大久保 栄				
	WORC国際協力賞	栗屋 淳 故 南 正明	植田 肇	甲斐 格	坪井 健治	藤原 雅一
平成2年度 -1990	特別賞	小林 宏治	佐藤 正二	(故) 八藤 東禧		
	一般賞	加納 貞彦	栗原 芳高	河本 太郎	村上 仁己	室谷 正芳
	著作賞	北見 憲一				
	WORC国際協力賞	(故) 海老原 慎治 「Konnichiwa」編集部一同		川上 淳之助	木村 勤	
		嶋村 正三郎	橋本 雅生			
平成元年度 -1989	一般賞	石野 文雄	伊藤 泰彦	古東 啓吾	鈴木 祥生	(故) 堀江 達
	著作賞	山口 秀夫				
昭和63年度 -1988	一般賞	浅古 幸一	池島 順一	西本 正	森島 展一	
	著作賞	小宮 菱一				
昭和62年度 -1987	一般賞	小山 森也	佐藤 龍夫			
	著作賞	佐藤 敏雄	野村 雅行			
昭和61年度 -1986	特別賞	網島 毅	(故) 古賀 逸策	下田 武三	長谷 慎一	林 一郎
	褒賞	石渡 進	川島 芳雄	長沢 拓也	牧 武男	
	一般賞	徳田 修造	山崎 泰弘			
	著作賞	細矢 良雄	柳町 昭夫			
昭和60年度 -1985	一般賞	磯崎 澄	川角 靖彦	守住 有信		
	著作賞	富田 修二	山田 松一			
昭和59年度 -1984	一般賞	加藤 満左夫	小林 好平	斎藤 利也	田中 真三郎	
昭和58年度 -1983	一般賞	栗木 富男	坂下 隆義	塚田 昌功		
	著作賞	山本 英雄				
昭和57年度 -1982	一般賞	岡部 年定	西澤 雄策	藤木 栄		
	著作賞	伊藤 士郎	加納 貞彦	村谷 拓郎		
昭和56年度 -1981	特別賞	難波 捷吾	花岡 薫	(故) 山岸 重孝		
	褒賞	藤岡 昌義	山本 徳太郎	日本アマチュア無線連盟		
	一般賞	伊藤 義三	寺村 浩一	平野 正雄	吉田 恵一	
	著作賞	寛 一彦				
昭和55年度 -1980	一般賞	泉 武博	笠原 豊	木村 義典	藤岡 昌義	
	著作賞	伊藤 英一	貝淵 俊二			
昭和54年度 -1979	特別賞	小松 繁	鈴木 恭一	本多 静雄		
	褒賞	島田 博一	野口 育彦	原 弘治		
	一般賞	稲野 龍三郎	鍛冶 弘	二条 弼基	沼口 安隆	
	著作賞	西澤 太郎	室谷 正芳			
昭和53年度 -1978	一般賞	阿部 英三	佐治 信男	平井 正一	山岡 元嗣	
	著作賞	井上 伸雄	太田 亨	新川 浩		
昭和52年度 -1977	一般賞	(故)有竹秀一	岡 修一郎	田所 康	塚田 壮平	
	著作賞	加藤 満左夫	桑原 守二			
昭和51年度 -1976	特別賞	穴澤 忠平	荒川 大太郎	飯野 毅夫	野村 義男	濱田 成徳
	褒賞	小口 文一	金子 仁	古里 正蔵	逋信博物館 事業課	
	一般賞	大内 三郎	北原 武男	新川 浩	西崎 太郎	矢口 栄一
	著作賞	岩橋 栄治	横井 寛			
昭和50年度 -1975	一般賞	京極 英二	牧野 康夫	森本 重武	横井 大六	
	著作賞	松下 操				

昭和49年度 -1974	一般賞	勝田 昌宏	小林 嘉雄	難波 捷吾	福井 謙三	松田 英一
	著作賞	木名瀬 亮				
昭和48年度 -1973	一般賞	(故) 阿部 暲	木下 正文	長谷 慎一		
	著作賞	安東 平一郎	池田 茂樹	島田 博一		

8.3 ITU歴代事務総局長

ITU Secretary-Generals (1869 to present)

<http://www.itu.int/en/history/Pages/PastAndPresentSecretariesGeneral.aspx>

Director

1.	Louis CURCHOD	Switzerland	1 January 1869 to 24 May 1872 and 23 February 1873 to 18 October 1889
2.	Charles LENDI	Switzerland	from 24 May 1872 to 12 January 1873
3.	Auguste FREY	Switzerland	from 25 February 1890 to 28 June 1890
4.	Timothie ROTHEN	Switzerland	from 25 November 1890 to 11 February 1897
5.	Emile FREY	Switzerland	from 11 March 1897 to 1 August 1921
6.	Henri ETIENNE	Switzerland	from 2 August 1921 to 16 December 1927
7.	Joseph RABER	Switzerland	from 1 February 1928 to 30 October 1934
8.	Franz von ERNST	Switzerland	from 1 January 1935 to 31 December 1949

Secretary-General

9.	Leon MULATIER	France	from 1 January 1950 to 31 December 1953
10.	Marco Aurelio ANDRADA	Argentina	from 1 January 1954 to 18 June 1958
11.	Gerald C. GROSS	United States	from 1 January 1960 to 29 October 1965
12.	Manohar Balaji SARWATE	India	from 30 October 1965 to 19 February 1967
13.	Mohamed Ezzedine MILI	Tunisia	from 20 February 1967 to 31 December 1982
14.	Richard E. BUTLER	Australia	from 1 January 1983 to 31 October 1989
15.	Pekka TARJANNE	Finland	from 1 November 1989 to 31 January 1999
16.	Yoshio UTSUMI	Japan	from 1 February 1999 to 31 December 2006
17.	Hamadoun TOURÉ	Mali	from 1 January 2007 to 31 December 2014
18.	Houlin Zhao	China	since 1 January 2015

8.4 ITU主要会議開催一覧表（1993年以降）

年 会 議	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
全権委員会 PP:Plenipotentiary Conference		PP-94 □ Kyoto				PP-98 □ Minneapolis				PP-02 □ Marrakesh
理事会 C:Council	C93 ○ Geneva	C94 ○ →	C95 ○	C96 ○	C97 ○	C98 ○	C99 ○	C-2000 ○	C-01 ○	C-02 ○
世界国際電気通信会議 (WCIT) World Conferences on Inter- national Telecommunications										
世界無線通信会議 WRC:World Radiocommunication Conference	WRC-93 □ Geneva		WRC-95 □ Geneva		WRC-97 □ Geneva			WRC-2000 □ Istanbul		
無線通信総会 RA:Radiocommunication Assembly	RA-93 ○ Geneva		RA-95 ○ Geneva		RA-97 ○ Geneva			RA-2000 ○ Istanbul		
世界電気通信標準化会議・総会 WTSC/A:World Telecommunicatio Standardization Conference /Assembly	WTSC-93 □ Helsinki			WTSC-96 □ Geneva				WTSA-2000 ○ Montreal		
世界電気通信開発会議 WTDC:World Telecommunication Development Conference		WTDC-94 □ Buenos Aires				WTDC-98 □ Valetta				WTDC-02 □ Istanbul
地域電気通信開発会議 RTDC:Regional Telecommunication Development Conference AF-RTDC:Africa RTDC AR-RTDC:Arabia RTDC AS-RTDC:Asia RTDC WTDC地域準備会合 (Regional Preparatory Meeting)	AS-RTDC/93 ○ Singapore			AR-RTDC96 ○ Beiret					RTDC ○	
世界電気通信政策フォーラム WTPF:World Telecommunication Policy Forum				WTPF ○ Geneva		WTPF ○ Geneva				
World TELECOM WT:World TELECOM TI:TELECOM Interactive 地域TELECOM AF-T:Africa TELECOM AM-T:America TELECOM AS-T:Asia TELECOM			WT95 □ Geneva		TI97 ○ Geneva		WT+TI99 □ Geneva			WT-2003 □ Geneva
		AF-T94 ○ Cairo				AF-T98 ○ Johannesburg			AF-T 01 ○ Johannesburg	
				AM-T96 ○ Rio de Janeiro				AM-T 2000 ○ Rio de Janeiro		
	AS-T93 ○ Singapore				AS-T97 ○ Singapore			AS-T 2000 ○ Hong Kong		AS-T 02 ○ Hong Kong

年 会 議	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
全権委員会議 PP:Plenipotentiary Conference				PP-06 □ Antalya				PP-10 □ Guadalajara		
理事会 C:Council	C03 ○ Geneva	C04 ○ →	C05 ○	C06 ○	C07 ○	C08 ○	C09 ○	C-10 ○	C-11 ○	C-12 ○
世界国際電気通信会議(WCIT) World Conferences on Inter- national Telecommunications										WCIT-12 ○ Dubai
世界無線通信会議 WRC:World Radiocommunication Conference	WRC-03 □ Geneva				WRC-07 □ Geneva				WRC-12 □ Geneva	
地域無線通信会議 RRC:Regional Radiocommunication Conference	RRC-04 ○ Geneva		RRC-06 ○ Geneva							
無線通信総会 RA:Radiocommunication Assembly	RA-03 ○ Geneva				RA-07 ○ Geneva				RA-12 ○ Geneva	
世界電気通信標準化会議・総会 WTSC/A:World Telecommunicatio Standardization Conference /Assembly	WTSA-04 □ Florianópolis			WTSA-08 □ Johannesburg			WTSA-12 ○ Dubai			
世界電気通信開発会議 WTDC:World Telecommunication Development Conference				WTDC-06 □ Doha				WTDC-10 □ Hyderabad		
地域電気通信開発会議 RTDC:Regional Telecommunication Development Conference AF-RTDC:Africa RTDC AR-RTDC:Arabia RTDC AS-RTDC:Asia RTDC WTDC地域準備会合(Regional Preparatory Meeting)				AS-RPM ○ Hanoi (AS以外のRPMもほぼ同時期に開催)				AS-RPM ○ Kuala Lumpur		
世界電気通信政策フォーラム WTPF:World Telecommunication Policy Forum							WTPF (2009) ○ Lisbon			
世界情報通信サミット WSIS : World Summit on the Information Society	WSIS-03 ○ Geneva	WSIS-05 ○ Tunis								
World TELECOM WT:World TELECOM	WT-2003 □ Geneva	WT-2006 □ Hong Kong					WT-2009 □ Geneva	WT-2011 □ Geneva	WT-2012 □ Dubai	
地域TELECOM AF-T: Africa TELECOM AM-T: America TELECOM AS-T: Asia TELECOM AR-T: Arab TELECOM AE-T: Europe TELECOM	AF-T04 ○ Cairo	AM-T05 ○ Salvador da Bahia			AF-T08 ○ Cairo		AM-T10 ○ Buenos Aires			
	AS-T04 ○ Busan					AS-T08 ○ Bangkok				

年 会 議	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
全権委員会 PP:Plenipotentiary Conference		PP-14 □ Busan				PP-18 □ UAE				
理事会 C:Council	C-13 ○ Geneva	C-14 ○ →	C-15 ○	C-16 ○	C-17 ○	C-18 ○	C-19 ○	C-20 ○	C-21 ○	C-22 ○
世界国際電気通信会議(WCIT) World Conferences on Inter- national Telecommunications										
世界無線通信会議 WRC:World Radiocommunication Conference 地域無線通信会議 RRC:Regional Radiocommunication Conference			WRC-15 □ Geneva							
無線通信総会 RA:Radiocommunication Assembly			RA-15 ○ Geneva							
世界電気通信標準化会議・総会 WTSC/A:World Telecommunicatio Standardization Conference /Assembly			WTSA-16 □ Yasmine Hammamet							
世界電気通信開発会議 WTDC:World Telecommunication Development Conference		WTDC-14 □ Sharm el-Sheikh		WTDC-17 □ Buenos Aires						
世界電気通信政策フォーラム WTPF:World Telecommunication Policy Forum	WTPF (2013) ○ Geneva									
世界情報通信サミット WSIS : World Summit on the Information Society										
テレコムワールド ITU Telecom World	WT2013 □ Bangkok	WT2014 □ Duabai	WT2015 □ Budapest	WT2016 □ Bangkok	WT2017 □ Busan	WT2018 □	WT2019 □	WT2020 □	WT2021 □	WT2022 □

これでわかる I T U (2017年版)

定価 (税込)	会 員	5,000円
	一 般	6,000円
	郵送料	実費

◇ 平成29年9月 発行

◇ 編集 一般財団法人 日本 I T U 協会
発行 〒160-0022 東京都新宿区新宿 1 - 17 - 11
BN御苑ビル 5 階
T E L (03) 5357 - 7610 F A X (03) 3356 - 8170
